OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	イギリス近代フェミニズム運動の研究-運動の形成・発展とその周辺-
Author(s)	河村, 貞枝
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3178765
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

学位申請論文

イギリス近代フェミニズム運動の研究
－運動の形成・発展とその周辺－

2000年5月

河 村 貞 枝

目　　次

はしがき ── これまでの研究の経緯 1

序論 ヴィクトリア時代のフェミニズムの歴史像 3
一 全体の展望 3
二 イギリス・フェミニズム研究の問題点 9
(一) イギリス・フェミニズム研究の現状 9
(二) 多様なフェミニスト像 10
(三)「フェミニズム」の用語をめぐって 11
三 女性史のメソドロジー 12

第一部 ヴィクトリア時代のフェミニズム 21

序章 メアリ・ウルストンクラフトから婦人参政権運動へ 21

第一章 ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察
── ガヴァネスの問題をめぐって 30
はじめに 30
一 ヴィクトリア時代のガヴァネス 32
(一) ガヴァネスとは 32
(二) ガヴァネスへの道 33
(三) ガヴァネスの状況 34
(四) ガヴァネスの問題性 35
二 ガヴァネスの救済 39
(一) ガヴァネス互恵協会 39
(二) クィーンズ・カレッジ 40
(三) 女性雇用推進協会 42
(四) ガヴァネス救済の性格と成果 43
三 ヴィクトリア時代のフェミニズム 47
(一) ガヴァネス救済からフェミニズムへ 47
(二) ヴィクトリア前期のフェミニズムの性格 48
むすび 51

第二章 イギリス・フェミニズムの背景
── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題 53
はじめに 53
一 ジェントルウーマンの遊惰 54
二 ジェントルウーマンの零落 58
三 ガヴァネスの問題 61
四 ガヴァネスの救済 64
むすび 69

第三章 エリザベス・ジェサー・リードとベドフォード・カレッジの創設 71
一 問題の所在 71
二 エリザベス・ジェサー・リード小伝 72
三 ベドフォード・カレッジの創設 74
（一）カレッジ創設への経緯 74
（二）学生の数と受講状況 75
（三）カレッジ創設時の運営と女性の役割 76
四「ヨーク・テラス・サークル」── E・J・リードをめぐる人びと 78
（一）リード夫人の交友関係 78
（二）リード夫人とアボリショニズム 79
（三）ヘンリ・クラブ・ロビンスンとの友情 80
おわりに 82
（付表） 88

第四章 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察
── ジェントルウーマンとフェミニズム 90
はじめに 90
一 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の前史 91
（一）『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』誌の創刊とその背景 91
（二）『ランガム・プレイス・サークル』 93
二 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の歩みとその業績 96
（一）*EWR* 誌の歩み 96
（二）*EWR* 誌の編集方針と内容 98
三 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌に見るフェミニズムの諸問題 101
（一）女性と法律 102
（二）女性と職業 104
むすび 107

第二部 ヴィクトリア時代の家庭と女性 ── フェミニズムの周辺 109

序章 ヴィクトリア時代の伝統的女性像の再考 109

第一章 ヴィクトリア時代の女性小説家たち ── ブロンテ姉妹の社会的背景 116
はじめに 116
一 ヴィクトリア時代の女性と小説 119
二 19 世紀の女性小説家の輩出と出自 121
三 生計の手段としての小説生産 123
四 女性小説家の匿名使用の慣行 126

第二章 ヴィクトリア後期およびエドワード期の家族史の一考察
── 中流家庭の女子教育をめぐって 130
はじめに 130
一 ヴィクトリア後期およびエドワード期の中流階級の家族と家庭生活 131

二 中流家庭の女子の「教育」 132
(一) 性別役割分業観の体得 133
(二) 男子と女子に対する両親の処遇の相違 134
(三) たしなみの習得 136
(四) 性教育の実際 137
(五) 「フェミニニティ」の要点 138
むすびに代えて ── 女子の「社会化」を通して見る母娘関係 140

第三章 イギリスにおける家事労働の機械化と「女性の解放」 143
はじめに 143
一 工業化と家族の情景 144
(一) 工業化後の家族の変化と女性 144
(二) 家事使用人雇用の流行 145
二 機械化が家事に及ぶ 147
(一) ヴィクトリア期の家事労働と技術 147
(二) 家事の機械化のプロセス 148
三 家事の機械化と女性の地位 150
(一) 家事労働に対する女性の態度 151
(二) 家事の機械化と女性の「解放」 153
むすび 155

補論一 ヴィクトリア時代の家事使用人の盛衰 158
はじめに 158
一 ヴィクトリア時代における家事使用人雇用の流行 158
(一) 家事使用人雇用の意味 158
(二) ホーム・スウィート・ホーム 159
(三) パーフェクト・レイディ 160
二 家事使用人の生活空間 161
(一) 家事奉公における女性の優位 161
(二) お仕着せの着用 162
(三) 中流家庭での家事使用人 163
(四) 家事使用人の職探し 164
(五) 「階段の下」の序列 166
(六) ガヴァネスと家事使用人 166
三 20世紀への展望 ── 家事使用人の衰退 168

補論二 ヴィクトリア時代のジェントルウーマンのレジャー 169
一 問題の所在 169
二 ヴィクトリア時代前期 169
(一) アイドゥル・ウーマン 169
(二) アイドゥル・ウーマンの「たしなみ」 171
(三) 文通マニアのジェントルウーマン 173
(四) フェミニンな戸外レジャー 174
三 ヴィクトリア時代後期 176

（一）「新しい女性」の登場 176
（二）「たしなみ」の様変わり 177
（三）ピアノの普及 178
（四）自転車と「ティー・ショップ」の出現と「女性解放」 180
むすび 181

補論三 「結婚愛」から「母の診療所」へ ── マリー・ストープスの生涯 183
はじめに 183
一 イギリス初の女性理学博士の誕生 183
二 『結婚愛』の出版 185
三 産児制限運動の開始 186
四「拝啓マリー・ストープス博士」 188
五 エピローグ ── マリー・ストープスの人間像 190

第三部 イギリスにおける婦人参政権運動の展開 193

第一章 イギリス婦人参政権運動の考察
──「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって（その一） 193
はじめに 193
一 ミリスント・ガレット・フォーセット 195
（一）ミリスント・ガレットとヘンリ・フォーセット 196
（二）フォーセット夫妻のパートナーシップ 196
（三）フォーセット夫人のフェミニズム 198
二 NUWSS の起源 200
（一）NUWSS の前身としての NSWS の誕生 200
（二）NSWS のミドルクラス的性格 201
（三）NSWS の変遷 202
①1872 年の分裂 202
②1888 年の分裂 202
③1889 年の分裂 202
（四）NSWS の政策と戦術 203
三 NUWSS の創設 206
（一）統合のいきさつ 206
（二）創設時の NUWSS の体制 207
（三）執行委員会の顔ぶれ 208
四 NUWSS の第一段階 210
（一）1897 － 1903 年 211
（二）1903 － 1906 年 213
おわりに 217

第二章 イギリス婦人参政権運動の考察
──「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって（その二） 218
はじめに 218

一 NUWSS 関係の定期刊行物 218
(一) 基礎的史料について 218
(二) 『ウィメンズ・フランチャイズ』 219
(三) 『コモン・コーズ』 220
(四) フォーセット協会について 221
二 NUWSS の第二段階 223
(一) 婦人参政権運動史の二元論 223
(二) WSPU の創設 224
(三) NUWSS の新政策 226
① 新綱領の採用 226
② 議会政策 226
③ 補欠選挙政策 228
(四) NUWSS と WSPU の相互関係 230
(五) NUWSS と WSPU の相違点 231
おわりに 236

第三章 イギリス婦人参政権運動の考察
——「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって(その三) 238
はじめに 238
一 調停法案を求める闘い 238
(一) 調停委員会の結成と調停法案の起草 238
(二) その後の調停法案の行方 239
二 自由党の態度 NUWSS の新政策の模索 240
三 労働党と NUWSS の提携の意義 242
四 NUWSS の選挙闘争資金(EFF)政策 243
(一) EFF 政策と選挙区での闘い 243
(二) NUWSS 内の EFF 政策への反感 245
五 NUWSS 内部の不和の増大 247
おわりに 248

第四章 イギリスにおける婦人参政権運動
——「女性社会政治同盟」をめぐって 254
はじめに 254
一 WSPU の創設事情 255
二 ロンドン進出後の WSPU の政策と戦術 256
三 調停法案後の WSPU 259
四 第一次世界大戦と WSPU の変質解体 260
むすび 260

第五章 イギリス婦人参政権運動における階級意識の一考察 264
はじめに 264
一 労働者階級女性と「婦人参政権」 265
(一) 第 2 回選挙法改正以前 265
(二) 19 世紀後半以降 266

二 労働組合と「婦人参政権」 267
三 アニー・ケニーと「女性社会政治同盟」(WSPU) 269
四 WSPU にとっての労働者階級女性 272
おわりに 274

第四部 イギリス帝国と女性 279

第一章 移住するガヴァネス ── ミドルクラス女性と移民 279
はじめに 279
一 ヴィクトリアン・ガヴァネス 280
二 ガヴァネスの救済とフェミニズム 281
三 マライア・ライとミドルクラス女性移民協会の創設 282
四 女性の移住奨励をめぐる論議 ── グレッグの論説をめぐって 283
五 ライからルーウィンへ 285
六 FMCES の活動内容 286
七 移住後の状況 ── ガヴァネスの便りから 288
八 その後の女性移民奨励活動 290
むすび 291
(付図) 294

第二章 ヴィクトリア期のフェミニズムと帝国主義 295
はじめに 295
一「ブリタニアの娘たち」 295
二 イギリス・フェミニズムと帝国 296
三 ジョゼフィーヌ・バトラーとインド女性 298
四 イギリス・フェミニズム文献に見る「インド女性」 299
おわりに 301

第三章 19 世紀後期から 20 世紀初頭にかけての イギリス・フェミニズムと帝国主義 303
はじめに 303
一 ヴィクトリア期フェミニズムにおける「ネイション」と「エンパイア」 303
二 イギリス・フェミニズムと英国主義の関係のあり方 308
おわりに 311

補論 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌に見る「日本女性」 315
はじめに 315
一 *EWR* 誌に現れた「日本女性」の記事の量とその扱い 316
二 「日本女性」に関する記事の紹介 316
おわりに 324

あとがき 325

はしがき ── これまでの研究の経緯

ここ数十年の女性史関係出版物の多産傾向は、国内外に共通した現象である。たしかに、近年の西洋史研究のもっとも顕著な特徴の一つは、女性の過去という主題に向けられた関心の量であろう。1970年代以降、ひとつにはアメリカの「女性学」(Women's Studies)の発展から刺激を得て、またひとつには、歴史学における新しい「社会史」の勃興を背景として、時代と地域を問わず女性史研究がさかんに進められるようになった。なかでも、「ヴィクトリア時代の女性」をテーマとする研究は、英米において劇的な出版物の増加をきたしている。

しかしながら、筆者がかつて京都大学の西洋史学専攻の学生として卒業論文の研究対象にイギリスの婦人参政権運動史をと志したときには、水田珠枝氏のフェミニズムの思想史研究を唯一の例外として、西洋史学の分野で「女性」を対象とする本格的なモノグラフは無きに等しかった(1)。当時、「女性史」は歴史学のジャンルとして正当に認識されてはいなかったのである。「女性史は成立するのか」という批判的問いかけにともすれば不安を抱きつつ、先行研究や入手できる史料の少なさに悩んでいたわが学生時代を振り返ると、現在の女性史研究の活況にはまさに今昔の感を禁じ得ない。

学生時代、日本の女性史の書物、たとえば高群逸枝や井上清他を貪り読みつつ、西洋史学上、女性史が確立された研究分野としての位置を占めていないことを痛感し、とりわけフェミニズム運動の長い継続的展開を見たイギリスに関してこのテーマを取り上げてみようと、また、これまで多くの先達によってすでに十分に研究され、築き上げられてきたイギリス近代史像に対して有効なアプローチができるとしたらこの分野しかないと躊躇いがちに踏み出したのが、筆者の研究の出発点であった。

卒論以来、イギリスのフェミニズム運動の諸局面およびその社会的背景との関係を一貫して追及していこうと、筆者に決意を固めさせたある論文との出会いはいまも忘れられない。それは、『イギリス社会学雑誌』*British Journal of Sociology* のバックナンバーを繙いていて見つけたロンドン大学ベドフォード・カレッジの社会学者、マグレガー O. R. McGregor の一論文「イギリスにおける女性の社会的地位、1850-1914、ビブリオグラフィ」(1955)であった。マグレガーは、女性解放(この場合、フェミニズムによって意図的に追求された「解放」liberation のみならず、より幅の広い社会的変化の帰結としての「解放」emancipation をも含む)、すなわち女性の政治的・経済的・社会的地位の変化は、産業革命以後の社会発展のもっとも目覚ましい局面のひとつであるにもかかわらず、その研究がほとんど無視されている現状を指摘して、警鐘を打ち鳴らしたのである。曰く、「それは包括的な社会学上の分析を引きつけていないし、また歴史の書物の既存のテーマとしての地位を得てもいない」と。そして、彼は、当該時期の女性の社会的地位に関わる諸問題を整理したうえで、社会学者ないしは社会学的歴史家のために、その重要な史料源を提示してくれたのである(2)。

その後の筆者の研究の経緯は、次の「序論」で詳述するが、筆者の研究の長く拙い歩みは、期せずしてそれ自体が欧米の「女性史研究」一般の大まかな変遷に影響されてきたことは否定できない。

近年の「女性史研究」の変化の最大のものは、従来の「女性史学」に代わって、「ジェンダーの歴史学」という名称が定着してきたことであろう。多くの論者の言を借りて、大ざっぱに両者の違いを述べるなら、「女性史学」では女性の置かれていた状況の解明が主目的

であったのに対して、「ジェンダー史」では男女の差異化プロセスの解明を主眼としている。現代社会のフェミニズム理論の進展によって、「ジェンダー」が社会文化的な構築概念であることが明白にされたいま、その構築過程や権力メカニズムを問うことが、歴史研究の大きな課題となってきたのである。

「女性史」は女性の歴史なのかジェンダー史なのか、女性史研究が十分に為されたあかつきには、ジェネラル・ヒストリーの中に女性史も包摂されて、女性史そのものが消滅するのか(すべきか)等々、さまざまな議論が噴出してきている(3)。どちらかと言えば、伝統的・スタンダードなフェミニズム史というテーマに長くこだわってきた筆者が、歴史分析における自らの学問的スタンスを内省し、新たな展望を切り開くために、これまでの「イギリス近代フェミニズム運動史」の研究をひとまず纏めることにした次第である。

註

(1) 当時、西洋史学の分野の邦文献を探して、入手したのは、山上正太郎編『女性西洋史』養徳社、1951年および玉城肇『フェミニズムの歴史』理論社、1953年の2冊きりで、それも女性史研究文献といえるものではなかったので、水田珠枝氏の以下の論文には強く印象づけられた。「近代思想における女性の従属 ── ルソーとバークを中心に ──」『歴史学研究』1961年7月号;「メアリ・ウルストンクラフトの初期の思想」『市邨学園短期大学開学記念論叢』1965年7月;「メアリ・ウルストンクラフトにおける理性と感情 ── イギリス女性解放思想の成立 ──」『社会科学論集』第1号、1966年6月。

(2) O. R. McGregor, "The Social Position of Women in England, 1850-1914: A Bibliography", *British Journal of Sociology*, vol. VI, no. 1, 1955, pp. 48-60.

(3) 以下の論文を参照。Penelope J. Corfield, "History and the Challenge of Gender History", *Rethinking History*, vol. 1, no. 3, Winter 1997.

序論　イギリス近代フェミニズムの歴史像

一　全体の展望

以下で、筆者のこれまでの研究経過を要約しつつ、本論文の構成を示したい。

本論は、四部構成で成り、第一部では、ヴィクトリア時代におけるイギリス初期フェミニズム運動の形成と発展に関する論文を収め、第二部の諸論文は、フェミニズム運動の形成の背景として、ヴィクトリア時代の女性の諸状況を考察したものである。第三部は、イギリスの婦人参政権運動の展開に関する諸論文を、第四部には、ブリテンにとどまらず、イギリス帝国と女性との関係を、とくにフェミニズムと関連づけながら考察した諸論文を収めている。公表した学会誌や共著の種類とその公表時期は長期にわたり且つ多様なため、各論文にはかなり重複した部分があり、読まれる方に煩わしさを与えてしまうことは心苦しいが、当初の論文の論旨を正確に伝えるために、筆者が明らかな間違いをしたと気づいた箇所以外は加筆修正はせずに、オリジナルのままで本論文の中に収めた。

では、筆者の研究歴に沿いながら、本論文の全体の展望を要約しよう。筆者は、卒業論文「イギリスにおける婦人参政権運動の展開」で、フェミニズム運動の種々の領域のうちで最大の達成とみなされた「婦人参政権」の獲得闘争の、「穏健派」と「戦闘派」の両組織の分析をおこない、一貫してミドルクラスの女性が主導権を握った運動の展開の各段階を考察した。ついで、修士課程に進学後、近代フェミニズムの発端から時系列的に見ていく必要性を感じ、修士論文の「メアリ・ウルストンクラフトの一考察 ── 近代フェミニズムの成立」では、イギリス近代フェミニズムの思想史上の先駆者メアリ・ウルストンクラフトを取り上げ、彼女の著『女性の権利の擁護』によるフェミニズム思想の成立を「イギリスにおけるフランス革命」と産業革命という時代背景の中で考察すると同時に、のちの婦人参政権運動の展開の中で、同著がどのように評価受容されていったかを各リプリント版の序文を考察することによって、イギリス・フェミニズムの全体像の性格分析をおこなった。この二論文の骨子を纏めたものが、第一部の序章の「メアリ・ウルストンクラフトから婦人参政権運動へ」である。この論考の力点は、当時の通説として、20 世紀初頭のパンクハースト母娘を中心とする戦闘的な婦人参政権運動の出現を、従来の立憲主義的穏健派と区別して、労働者階級女性に運動の担い手が移行したものと考えられていたのに対して、ウルストンクラフトに見られたイギリス・フェミニズムのミドルクラス的限界が戦闘的運動の中にも受け継がれていることを示すところにあった。

その後、博士課程在籍中は、18 世紀末のウルストンクラフトの前掲書の刊行と第一次大戦直後の婦人参政権成立という二つの事件に挟まれた時期、すなわちヴィクトリア時代において、明確に組織された社会運動として出現してきたフェミニズム運動の形成とその後の展開を研究課題としてきた。まだイギリス・フェミニズム運動の実証的研究のほとんどなかった当時は、イギリスにおいてとくにフェミニズム運動が盛んであったのは、イギリスがいち早く工業化を為し遂げた結果として、それまで家庭での私的な補助的労働に従事していた女性が、一個の自立した賃労働者として公的な社会で生産に参加するようになり、徐々に自覚が高まってさまざまな女性の運動が発展したのであると、概説的に説明されてきた。たしかに、当時のイングランド北部の工場生活における労働者階級女性の悲惨さ、そこでの独特の「婦人問題」の存在は、工場法などの立法をめぐる

討論やその他の種々の文献で頻繁に語られて周知の事実となっている。

しかし、イギリス・フェミニズム運動生誕の場所は、工場でも炭鉱でもなく、ヴィクトリア期文学におきまりの場面として薔薇色に描かれたミドルクラスの応接間であった。そして、女性の運命の変革、地位の改善に乗り出したフェミニストたちは、なかんずくミドルクラスの女性であり、解放の対象についても、それはもっぱらミドルクラス女性に限定されていた。

では、「ペチコートの反乱」という通り名もあるミドルクラス女性の「反逆」を招来せしめた諸要因は何であったか。複雑に絡まった諸原因の網の目を解きほぐして、フェミニズムの主たる要因は、ミドルクラスにとくに顕著な、女性の有給雇用への偏見・反発にもかかわらず自活を余儀なくされたジェントルウーマンの経済的困窮の状況に存したことを確認した。この「困窮化したジェントルウーマン」の典型とも言うべき「ガヴァネス」(住み込み女家庭教師)をヴィクトリア中期以降のフェミニズム運動発展の決定的契機として重視した。第一部第一章と第二章「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ── ガヴァネスの問題をめぐって」と「イギリス・フェミニズムの背景 ── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題」がその論考である。前者では、ガヴァネスをフェミニズム運動発展史という横の流れの中で捉え、当時のジェントルウーマンに開かれたほとんど唯一の職業である「ガヴァネス」の救済の問題が、組織的な女子教育改革、雇用の機会の拡大の運動を生み、当初のガヴァネス救済の狭い意図から、より幅の広いフェミニズムへと発展し、婦人参政権運動の土壌と人材を形成していく過程を考察した。後者では、ガヴァネスを主としてヴィクトリア社会の中で空間的に位置づけた。すなわち、工業化の進行と繁栄の中で強化され浸透していったパーフェクト・レイディ像というヴィクトリア社会の価値体系との矛盾・相克を一番生々しく体現した存在としてのガヴァネス像を論述した。「ガヴァネス」という不遇な女人群像の眼を通して見た当該社会の価値観や渇望を写し出したこの論文は、筆者自身はそのころまだ認識していなかったが、当時形成されつつあったイギリスの「ニュー・ソーシャル・ヒストリー」の流れを先取りするものであったと思える。また、この時代の、フェミニズム運動の種々相の概観を、評論社刊『忍従より自由へ』所収の「ヴィクトリア時代のフェミニズム」でおこなった。

さらに本論第一部には、第三章に書き下ろし論文「エリザベス・ジェサー・リードとベドフォード・カレッジの創設」を、第四章に「『イングリッシュウーマンズ・レヴユー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム」を含めた。ともに、ヴィクトリア時代のフェミニズム運動のネットワークの形成に関わる論考である。イギリスの初期のフェミニズム運動を始動させたきっかけは、前述したように、「困窮化したジェントルウーマン」、とくにガヴァネスの問題、すなわち「ジェンティールな貧困」であったのは、確かであるが、ガヴァネス自身が必ずしもフェミニストになったわけではない。だとすると、イギリスの初期のフェミニストのネットワークがいかにして形成・組織されたのか。相対的に孤立状況にあったミドルクラス女性の生活の中で、初期のフェミニストがどのようにしてコミュニケートしていったのかを、前者では E·J·リードを中心とする「女性のための女性が運営するカレッジ」の創設事情を、後者では当該時期のフェミニスト的定期刊行物を通して考察した。後者は、ヴィクトリア時代中葉からエドワード時代にかけてほぼ半世紀にわたって継続刊行されたイギリス・フェミニズムの機関誌『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の発刊から終刊までの歩みをたどり、また同誌で取り扱われたイギリス女性の諸問題を抽出し考察することによって、当該時期のジェントルウー

マンの姿を、当時のフェミニストの視点から浮き彫りにすることをも試みた。

1970 年代が進むにつれて、先述したように、欧米において「女性」をテーマとする歴史研究の急激な増加を見た。この現象の背景には、とくに英米において「女性学」という学際的研究が盛んになってきたこと、また、より広くは歴史学それ自体の再定義、すなわち新しい「社会史」の勃興がある。歴史が狭い範囲の公的(そしてほとんどもっぱら男性の)活動 ── 戦争、外交、政治、商業など ── に対象領域を限っていた時代は終わって、家族のようなプライベートな領域をも、そして有力者のみならず無力な者をも、教育ある者のみならず無学な者をも含むように歴史学研究のフロンティアが拡大されてきた。過去をそのトータリティにおいて理解したいという要求の中で、かつては歴史から隠されたインヴィジブルな存在である女性も必然的に歴史の中に復帰するようになってきたのである。そのような新しい傾向は、女性史研究の拡がりと研究対象・視点の推移をもたらした。そういった問題を論述したものが、序論三の「女性史のメソドロジー」であり、問題提起のための素材としてアメリカの史家カール・N・デグラーの論考『女性史は存在しうるか』を用いている。

「女性学」の隆盛とその議論をもふまえた昨今の女性史研究における方法論の模索には、公的領域の主流であるフェミニズム=女性解放の歴史を、「伝統的」テーマないしスタンダードな主題として幾分軽視する傾向も含まれている。個別研究の趨勢は、むしろ各時代の各階層の女性の諸問題(たとえば結婚と家族、疾病と健康管理など)を学際的に取り上げる方向へと推移していた。公的領域の女性史よりも、むしろ日常生活の半分を担ってきた「普通の女性」の過去を明らかにしたいという、知的渇望が大きく膨れ上がってきたのである。筆者自身は、いわゆる「伝統的」テーマとしてのフェミニズム運動史もまだ十分に研究がなされたとは言えないと考え、フェミニズム史研究を進めると同時に、一方ではすでにガヴァネスの論文で示したように新しい動向にも強い関心があり、フェミニズムの背景としてヴィクトリア時代のミドルクラス女性のさまざまな「状況」をも取り上げてきた。それらの論考を纏めたのが第二部である。

近年の新しい「女性学」的女性史研究の隆盛は、増加の一途をたどる女性史研究者が、女性の視座から従来の歴史叙述を見直すことの反映でもあり、またその成果が、わが国においては婦人問題のさまざまな局面で一般読者や出版界に受け入れられてきたことと無関係でが(ない)、第二部を配した筆者の真の目的は、「普通の女性」の生き様に光をあてることにより、筆者のメインテーマである「伝統的」テーマとしてのフェミニズム運動史の前史や社会的背景を明らかにすることであることは言うまでもない。

第二部に収めた各論文を簡単に紹介する。序章の「ヴィクトリア時代の伝統的女性像の再考」は、アイドゥル・ウーマンや「困窮化したジェントルウーマン」としてステレオタイプ化されたヴィクトリア時代の伝統的女性像を再考し、ミドルクラス女性の海外移住をめぐる一つの実証研究から浮かび上がる、ステレオタイプに当てはまらない新しい女性像の可能性を示唆した。第一章の「ヴィクトリア時代の女性小説家たち」は、副題が示すようにブロンテ姉妹の社会的背景の一考察である。ヴィクトリア時代は、女性が未曾有の数で文筆業の中に入っていった時期であり、ブロンテ姉妹のような 19 世紀の傑出した女性小説家にとどまらず、二流、三流の女性小説家群像を「集合的伝記」として分析し、女性小説家輩出の諸条件と諸特徴を、彼女らを含む当時の女性(中流以上のジェントルウーマン)一般の置かれた状況を背景幕として考察した。第二章の「ヴィクトリア後期およびエドワード期の家族史の一考察 ── 中流家庭の女性教育をめぐって」では、「ヴィクト

リアン・ウーマン」が近代の性別役割分業観による女性像の典型とされていることに鑑み、当該時期において少女が成長していく過程で、「女らしさ」の社会的期待や規範に従属させられていく「社会化」が、中流家庭においてどのようになされたかを、当時の女性の自伝などからの生の声を通して復元することを試みた。その際、とくに母親と娘の関係に留意しながら、家庭における女子の「教育」の実態を、男子の場合と比較しながら論述した点で、昨今の「ジェンダー研究」につながるものであると言えよう。第三章の「イギリスにおける家事労働の機械化と『女性の解放』」では、機械化の波がイギリスの家事に及ぶプロセスを見、そのプロセスがとりわけ家庭を主たる活動の場としていた女性にどのような影響を及ぼしたかを、両大戦間期のイギリスを中心に考察した。また当該時期に中流階級の家庭に機械化が及び始めた決定的な要因は、家事奉公の衰退と家事使用人の減少にあることを明らかにした。

このようなフェミニズムの背景としてヴィクトリア時代のミドルクラス女性のさまざまな「状況」を取り上げた論考は、一般読者に届くように註を付けずに公表したものが多いが、それらの中で『路地裏の大英帝国』所収の「ヴィクトリア時代の家事使用人」と『非労働時間の生活史』所収の「ヴィクトリア時代のジェントルウーマンのレジャー」は、フェミニズムの周辺としての当該時期の「婦人問題」を活写しており、問題を多面的に捉えるうえで極めて重要であるので、第二部補論として収めた。第二部の論旨の時代背景としては、補論一、二に第一章以下が続くと理解されたい。なお、補論三として『エッセイ集ヒロインの時代』所収「『結婚愛』から「母の診療所」へ ── マリー・ストープスの生涯」を収め、マリー・ストープスの社会に対するさまざまな貢献のなかでも最も重要と思われる産児制限運動に焦点をあてて、彼女の生きざまの一端を描き出している。

前述したように、「伝統的な」フェミニズム運動史が筆者のメイン・テーマであるが、とくに婦人参政権運動史研究の諸論考が第三部「イギリスにおける婦人参政権運動の展開」を構成する。ヴィクトリア時代の中葉、ジョン・ステュアート・ミルが「婦人参政権」を掲げて議会に選出されたときに、イギリス婦人参政権運動は開始され、以来半世紀の間途切れることなく続けられた。とくに19世紀末の「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)による運動の再結集、さらには今世紀初頭の「女性社会政治同盟」(WSPU)による新型のミリタント・サフラジズムの出現によって、運動はそれまでの沈滞を打破する新しい局面を迎えた。この運動のこれまでの研究には、選挙権闘争のミリタントな局面およびそのカリスマ的な指導者たちに専ら集中されるという重大な偏りがあった。立憲主義的姿勢を堅持し、それゆえにWSPUほどカラフルでなかったNUWSSの組織とその実績については相対的に研究が手薄である。

婦人参政権運動史に関する筆者の最初の論文もWSPUに関する論考であり、それは第三部第四章に配置した「イギリス婦人参政権運動 ── 『女性社会政治同盟』(WSPU)をめぐって」である。これは、穏健派サフラジストの運動に対して、その戦術の戦闘的性格ゆえにきわめて特異な立場にあったWSPUの、成立から第一次大戦中の急激な変質=同盟の事実上の解体に至るまでの過程を綿密に跡づけた。この論考は、大戦前夜の10余年のイギリスの政治状況の分析としても重要な意義を有している。

しかしながら、第三部の初めの三章が研究対象とした穏健派のNUWSSはそれ自身きわめて重要な組織であった。第一次大戦直前の1914年にはその会員数は5万3千人以上に達し、加盟支部団体は約480という婦人参政権団体として最大の組織に成長していた。たしかにNUWSSは、ヴィクトリア時代のフェミニズムの伝統を引きずっており、WSPU

ほどドラマティックな組織ではなかったが、婦人参政権法制化の基礎固めにおいてWSPUのミリタンティズムよりもはるかに大きな寄与をしたと考えられる。さらにNUWSSの重要性は、参政権運動内にとどまらず、大戦直前のイギリス政党政治の状況、とりわけ自由党のあわただしい退行と労働党の目覚ましい勃興に深く関わっていたと思われる点にもある。「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ── 『婦人参政権協会全国同盟』をめぐって」の3論文は、NUWSSの組織分析をとおして、より正確な婦人参政権運動の歴史像に迫ると同時に、この運動を政界周辺の単なるエピソードとして片づけるのではなく、婦人参政権闘争を当時の政治状況の重要な構成要素としてイギリス政党政治の枠組みの中にしっかり捉え直すことを企てている。(その一)では、NUWSSの前史、創設事情、そして運動の第一段階(1897-1906)の組織の政策や行動様式を中心に取り扱っている。(その二)では、NUWSSの第二段階(1906-1909)の時期を考察する。この時期は同組織の一層の成長と発展の時期であったが、その成長を刺激して、立憲主義的な運動に新たな活力を注入したのは、ライバル団体のWSPUの存在であった。したがって、両団体の相互関係に焦点を当てながら、NUWSSの当該時期の運動の展開について論述している。(その三)は、本論文のために書き下ろしたものであるが、NUWSSの第三段階(1910-1914)を扱う。筆者は、1918年の婦人参政権成立を、第一次大戦への女性の協力へのご褒美と解釈するよりも、むしろ大戦が婦人参政権の成立を遅らせたと考えているので、この時期の運動の分析は重要である。

第三部第五章の「イギリス婦人参政権運動における階級意識の一考察」は、中流階級女性が先導するイギリス婦人参政権運動における労働者階級女性の役割、その活動の独自性の程度を調査分析することで、両階級の交流のあり方を考察した。その際、同運動の一翼のWSPUの活動の中でアニー・ケニーという一女工が果たした役割を詳細に検討することによって、近年の諸研究にうかがえる、同運動における労働者階級女性の演じた役割の強調に疑問を投げかける結論に至った。

第四部は、イギリス女性史を連合王国の中にとどまらず、「帝国」の歴史的コンテクストの中で捉え直そうとする近年の英米の諸研究の動向と成果をふまえた諸論考を収める。第一章「移住するガヴァネス ── ミドルクラス女性と移民」は、ガヴァネス救済に端を発する「ミドルクラス女性移民協会」の創設事情とその活動内容、同組織の援助で移住したガヴァネスの書簡をとおして窺える、ステレオタイプとは異なったジェントルウーマン像を浮き彫りにしたものである。この章は、本論のためにあたらに書き下ろしたものではなく、執筆時期はかなり以前であるが、未発表論文である。第二章「ヴィクトリア期のフェミニズムと帝国主義」は、イギリスのフェミニズムが浮上してきた帝国的枠組みを重視し、とくにイギリスの最重要の植民地であったインドとの関係を中心として、ヴィクトリア後期のフェミニスト的キャンペーンのあり方、そして当時のさまざまなフェミニズム文献の底に流れる帝国的仮説を考察した。さらに第三章「19世紀後期から20世紀初頭にかけてのイギリス・フェミニズムと帝国主義」では、19世紀ヴィクトリア時代の後半から20世紀初頭にかけてのイギリス・フェミニズムの帝国主義的側面の生成と展開を考察した。当該時期のフェミニズムの言説に見られた「ネイション」と「エンパイア」の概念、フェミニズムと帝国主義との関係を論じ、ヴィクトリア期の自由主義的フェミニストたちによるインド女性救済論は、まさに帝国主義的であったことを指摘し、女性を総体として括り被差別者とのみ位置づける危険性を、人種・民族等の視座を持ち込むことによって解析した。

さらに補論「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌に見る「日本女性」」は、第一部第四章で考察した *EWR* の、国外の、とりわけ非白人の女性に対する視点・姿勢を検討するために、同誌に現れた「日本女性」の記事をもらさず紹介することで、イギリスのミドルクラス的フェミニストの目に日本女性がどのように映っていたかを探った研究ノートである。*EWR* 誌は「国内外の女性に係わるあらゆることがらの記録の蓄積」をその目的の一つとしていたが、それだけの海外ニュースを集め得たことはイギリスの「帝国」としての地位があってのことである。

「イギリス帝国と女性」のテーマでは、現在科学研究費補助金を得て遂行中の「イギリス・フェミニズム運動における国際的連携構想の研究」というフェミニズムとインターナショナリズムの関係を探る研究も含めて、筆者の今後の課題を多く残している。

以上が、筆者の研究歴と本論文の概略であるが、既発表論稿の初出は次のとおりである。

序論

二：「イギリスにおけるフェミニズム研究の問題点」、石月静恵・藪田貫編『女性史を学ぶ人のために』、世界思想社、1999 年

三：「女性史のメソドロジー」、立命館大学人文学会『立命館文学』第 398･399 合併号、1978 年

第一部

序　章：「メアリ・ウルストンクラフトから婦人参政権運動へ」、『イギリス史研究』第 7 号、1972 年

第一章：「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ── ガヴァネスの問題をめぐって ──」、『史林』56 巻 2 号、1973 年

第二章：「イギリス・フェミニズムの背景 ── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題 ──」、『思想』第 601 号、1974 年

第四章：「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム ──」、村岡健次･鈴木利章･川北稔編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』、ミネルヴァ書房、1987 年

第二部

序　章：「ヴィクトリア時代の伝統的女性像の再考 ── ミドルクラス女性の海外移住をめぐって ──」、『イギリス史研究』第 28 号、1979 年

第一章：「ヴィクトリア時代の女性小説家たち ── ブロンテ姉妹の社会的背景 ──」、青山誠子･中岡 洋編『ブロンテ研究 ── 作品と背景 ──』、開文社出版、1983 年

第二章：「ヴィクトリア後期及びエドワード期の家族史の一考察 ── 中流家庭の女子教育をめぐって ──」、『富山大学人文学部紀要』第 15 号、1989 年

第三章：「イギリスにおける家事労働の機械化と「女性の解放」」、川北 稔編『生活の技術･生産の技術』（シリーズ「世界史への問い」第 2 巻）、岩波書店、1990 年

補論一：「ヴィクトリア時代の家事使用人」、角山榮･川北稔編『路地裏の大英帝国 ── イギリス都市生活史』、平凡社、1982 年

補論二：「ヴィクトリア時代の女性とレジャー」、川北稔編『「非労働時間」の生活史－英国風ライフ・スタイルの誕生』、リブロポート、1987 年

補論三：「『結婚愛』から「母の診療所」へ ── マリー・ストープスの生涯 ──」、川本静子・北条文緒編『エッセイ集ヒロインの時代』(「ニュー・ウーマン・シリーズ」別冊)、国書刊行会、1989 年

第三部

第一章：「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ──「婦人参政権協会国民同盟」をめぐって(その一) ──」、『富山大学人文学部紀要』第 17 号、1991 年

第二章：「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ──「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって(その二) ──」、『富山大学人文学部紀要』第 18 号、1992 年

第四章：「イギリスにおける婦人参政権運動 ──「女性社会政治同盟」(WSPU)をめぐって ──」、『愛知女子短大研究紀要』第 16 号、1982 年

第五章：「イギリス婦人参政権運動における階級意識の一考察」、洛北史学会『洛北史学』第 1 号、1999 年

第四部

第二章：「イギリス・ヴィクトリア期のフェミニズムと帝国主義」、比較家族史学会監修、田端泰子・上野千鶴子・服藤早苗編『ジェンダーと女性』(シリーズ「比較家族」第 8 巻)、早稲田大学出版部、1997 年

第三章：「 19 世紀後期から 20 世紀初頭にかけてのイギリス・フェミニズムと帝国主義」、平成 9 年度文部省科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書『帝国システムの比較史的研究(研究代表者：若松 寛)』、1998 年

補　論：「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌に見る「日本女性」」、女性史総合研究会編『女性史学』第 5 号、1995 年

なお、本論を通じ、註において上記の拙稿を引用した場合には、初出論文を示したのち、本論文での対応位置を［ ］で付記した。

二　イギリス・フェミニズム研究の問題点

(一) イギリス・フェミニズム研究の現状

19 世紀から 20 世紀にかけてのイギリスの傑出したフェミニストの生涯と活動は、長年大きな関心を引く歴史研究の主題であった。「女性史」が本格的に浮上してくる数十年前にすでにイギリスでは、女性によって着手されたドラマティックないくつかの運動を語る書物のみならず、指導的なフェミニスト活動家の伝記類が存在していた。なかんずく婦人参政権闘争はもっとも多く叙述された主題であるし、中流階級の女子教育改善の運動や性病法撤廃(買売春反対)の闘いも多く書かれていた。

近年このような関心の幅が相当拡張してきている。それは、フェミニズムの諸問題やイギリスの女性運動の性質や活動範囲についての一連の新たなアプローチと結びついたものである。指導的フェミニストの伝記はいまも次々書かれてはいるが、それだけでなくそれほどの卓越さを示さなかった女性の伝記も続出してきた(『イギリス国民人名事典』[DNB]では、女性の項目がかなり増加してきた現在でも、男女の項目の比率は約 23 対 1 であるが、従来の規準では知名度の低い女性たちの「人名事典」やフェミニスト事典の刊行が昨今目覚ましい)。それらは女性運動の社会的起源や全貌を解明するのに役立つし、またその運動の地理的・社会的広がりを示すのに役立っている。婦人参政権運動の無数

の活動家たちが分析の対象になり、またその運動と各政党との関係が分析されてもきた。いまや歴史研究は広がって、ヴィクトリア後期の女性の増大する公的役割や、女性運動と1890年代の小説やジャーナリズムが創り出した「新しい女(New Woman)」というイメージとの関係や、女性が従事した政治的運動の変遷の全過程を覆っている(近年の研究の拡がりについては、バーバラ・カナーによる3巻本の膨大なビブリオグラフィを参照)。

これらの研究の蓄積の結果、ヴィクトリア期のフェミニズムの性質についての私たちの理解に重大な変化が生じてきた。かつてはフェミニズムは男性と女性の平等な権利を追求する信念として定義されたが、いまではヴィクトリア期のフェミニストたちが男女の間の性差を確認し、維持することに重きを置いていたことが広く認められている。イギリスの女性運動が、女性が公的領域へ近づく道を獲得することに第一義的、独占的に関心をもっていたという考えに代わって、ヴィクトリア期のフェミニストは家庭生活や結婚やさまざまな性的関係における女性の抑圧に相当の関心をもっていたという認識が増大している。

また一方では、イギリス・フェミニズムの宗教的・社会的、さらには保守的ルーツへの関心が増大しつつあり、他方では、フェミニズムを「自由主義」と単線的に結びつける理解はいまや疑問視されている。さらに、フェミニズムを「平等」か「差異」かの単純二分法で捉えることにも警告が発せられている。

(二) 多様なフェミニスト像

フェミニズムの研究が広がり、発展して来るにつれて必然的に、歴史家は過去のフェミニストの活動の範囲と複雑さに、そしてイギリスの女性運動の指導的人物の中にすら存在したアプローチや政治的な係わり方の多様性に、より一層気付くようになった。それゆえ、一方では個人的経験、政治的態度、宗教信仰、社会的価値観、他方ではフェミニストとしての思想と活動、その両者の間の相互作用に関心が向けられている。

女性がフェミニストになっていった過程、彼女らが女性の抑圧をどのように分析したか、またその分析と彼女らのそれ以外の面での思想や経験とどのような関係があるか。このような視角から彼女らを眺めると、女性の状況、女らしさの本質、性的抑圧の基礎についての多くの問題に関してヴィクトリア期のフェミニストたちが抱き展開した思考全体が見えて来る。それと同時に、彼女らがその理論的立場を特定の行動に移していく際に直面した諸困難が見えて来る。また女性の置かれた状況への彼女らのアプローチの背後に存在した複雑さと多くの緊張もわかってくる。さらには、ジェンダーやセクシュアリティや性的関係についての当時の支配的考え方に彼女らがどの程度反対し、あるいは奮起させられ、また束縛されていたかもわかってくるのである。

ここで、「パーソナル・イズ・ポリティカル」という、1960年代末のアメリカのラディカル・フェミニストのスローガンが思い起こされる。これまで公的・社会的活動から区別されてきた私的な家庭生活(個人的経験)を社会問題・政治問題の対象にするという主張である。もちろんヴィクトリア時代のフェミニストは、個人的経験が彼女らの政治的信念の基礎であるとは論じていないが、それでもこの考えは19世紀のフェミニズムの思想や活動を看破する有用な手だてを提供してくれるように思える。フェミニスト意識の成長においては家庭の中で味わった特殊の喪失感や不公平感が重要であったことがはっきりと見て取れるからである。個人的経験は「苦難」だけでなく、「幸運」も含まれることは言うまでもない。また、女性の生活における女同士の支え合いのネットワークの重要

性も、いまや広く論証されている。フェミニストの活動が男性の支持や友情に依存していたケースも少なくはない。それらの関係が衝突と敵意を伴うこともあった。そのようなパーソナルな関係の論証から、ヴィクトリア期のフェミニストの多様性と複雑さが浮き彫りにされてくるのである。

(三)「フェミニズム」の用語をめぐって

フェミニズムの歴史研究を志す者が直面する困難のひとつは、「フェミニズム」という言葉それ自体が19世紀の終わりまで造られていなかったという事実である。このことは意外に知られていない。

その語は第一次大戦勃発に直接先行する時期にやっと一般に使われるようになったのである。このことの結果として、それ以前の数世紀における女性(あるいは男性)に「フェミニズム」という用語を適用する現代の歴史家は、いくつもの相異なる、ときとして矛盾しあったやり方でこの語を用いている。ある人にとっては、自ら発言し活動的であった女性、とくに自身のことやその生涯について書き残した女性はフェミニストとなる。また他の人にとっては、フェミニズムと言うからには特定の信念ないしは活動を必要とする。もっともそれらが何であり、それらが時代を通じてどう変わったかについては必ずしも厳密には同意が成立してはいない。

ヴィクトリア期のイギリスに関して、ほとんど全ての現代の歴史家は、女性運動の中で活動していた女性たちのみならず、それ以前に活動した、あるいは女性運動とはほとんど関係がなかった広範な女性の活動家や作家にも自由にこの用語を使っている。それゆえフェミニズムという用語の意味とその適用が曖昧で一定しないことになる。とくにヴィクトリア期のケースが提起する困難さのひとつは、当時、女性の法的・社会的地位の若干の局面が不正で、不公平で、改革を要するものであるという認識が広くゆきわたっていたということである。それゆえ、女性の状況を変えようとする運動に与しない多くの著述家も、女性の法的・社会的状況においては何らかの改革の必要性を認めていた。同様にして、教育や既婚女性の財産権に関する法律や子供の後見権における若干の改正は、婦人参政権あるいは男女平等の考えには断固として反対した人々によっても支持され得たのである。

あるフェミニスト史家は、フェミニズムという用語は、その語が常用されるより以前に生き、活動した女性には適用されるべきではないという。1910年代にその語が使われ始めたことは、婦人参政権や女権に中心的に関心をもった、またその底に女性の一体感への信念をもった、より古い「女性運動」の終焉を示すものであり、かつ「女権や自由についての討論や運動における新しい段階の到来を告げ知らせる」ものであったというのである。

しかし、この新語が導入されたことの意義や、その意味と適用をめぐってそれが導入された時点で起こった広範な議論の重要性を認めたからといって、必ずしも19世紀を扱うときにはこの語を棄てなければならないということではない。ほとんどの政治用語、例えば「自由主義」や「社会主義」などは、その語が造られたオリジナルのものと何らかの類似性が認められる個人・集団・思想にも適用すべくさかのぼって使用されている。何らかの総括的な政治的・社会的用語やレッテルで、その意味や用法をめぐって研究者の間で論争にならないようなものは考えにくい。しかしそれらを棄てて用いないとなると、混沌の中に残されるだけであろう。女性の状況についての関心、また女性が直面した不

正・障害・さまざまな形の抑圧を改善しなければならないという使命感を適切に示し得る、「フェミニズム」以外の用語はないだろう。

したがって、オリヴ・バンクスも言うように、「フェミニズム」を広義に用いて、「女性の地位、あるいは女性についての考え方を変えようと努めたいかなる集団」にも言及するのが妥当と思われる。認めなければならないことは、他の政治的集団と同様に、フェミニストの一連の思想・姿勢・関心事には重要な変化とずれがあったということである。

参考文献

Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists, vol. 1: 1800-1930, vol. 2:1900-1945*, Harvester, 1985, 1990.

Beverly E. Golemba, *Lesser-Known Women: A Biographical Dictionary*, Lynne Rienner, 1992.

Barbara Kanner, *Women in English Social History, 1800-1914 : A Guide to Research*, 3vols, Garland, 1988.

青山吉信編『世界の女性史(第7巻)イギリスI ── 忍従より自由へ』評論社、1976年。

今井けい『イギリス女性運動史 ── フェミニズムと女性労働運動の結合』日本経済評論社、1992年。

河村貞枝「公共圏の女性史」(望田幸男他編『西洋近現代史研究入門』名古屋大学出版会、1993年)。

D・スペンダー著、原恵理子他訳『フェミニスト群像』勁草書房、1987年。

バンクス夫妻著、河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち ── フェミニズムと家族計画』創文社、1980年。

水田珠枝『女性解放思想史』筑摩書房、1979年。

エリザベス・ロバーツ著、大森真紀・奥田伸子訳著『女は「何処で」働いてきたか ── イギリス女性労働史入門 ── 』法律文化社、1990年。

三 女性史のメソドロジー

(一)

1970年代以降の女性史関係出版物の「ブーム」ともいうべき多出の傾向は、国内外に共通した現象である。たとえば、1977年当時の洋書の月刊ニュースを覗いてみても、近代史の項にリスト・アップされたタイトルは、まさに女性史オンパレードという感がする(1)。

筆者がかつて西洋史の学生として卒業論文の研究対象にイギリスの婦人参政権運動史をと志した時には、西洋史の分野で「女性」を対象とする本格的なモノグラフは無きに等しかったことを憶うと、このような女性史研究の変遷に、十年一昔という感慨を禁じ得ない。

女性史研究の活況は、とりわけアメリカにおいて目覚ましいものがあるので、これから論じる「動向」も主としてアメリカ中心になることを断っておく。毎年年の暮れに開催されるアメリカ歴史協会の年次大会のレポートを見ると、70年以降年を追って「女性」をテーマとする研究の口頭発表が増加している(2)。やはり英米近代史に関係するものが多いとはいうものの、時代、国・地域、問題の取り上げ方はさまざまで、百花繚乱と言わぬまでも百家争鳴であることは確かであろう。アメリカでの歴史研究上の「女性」出版物の多産さは、幾分かはアメリカ一般にみられる業績主義に因るものとしても、これは「女性学」(Women's Studies)の発展と無関係ではない。

「女性学」については、最近ジャーナリスティックな方面で賑やかに紹介されているので、

ここでは簡単に触れるだけで十分であろう。「女性学」という学際的なプログラムは、1960年代後半から70年代前半にかけてのアメリカにおけるウーマン・リブの運動を背景にして生まれた新しい学問の分野である。女性が社会活動のあらゆる分野から組織的に閉め出されてきたという歴史的差別の認識、そしてその差別を思想的に正当化し保護・維持してきた宗教や哲学・社会思想の分析、そして女性の歴史・文明への貢献をほぼ完全に無視してきた従来の学問への女性の視点からの批判及びその改正等が、「女性学」誕生の根本にある思想である。したがって、「女性学」は、従来の学問への批判から始まって、歴史の書き換え、研究のやりなおしをあらゆる分野において要求するものであり、たんに新しい研究分野の拡大にとどまらず、必然的に現代学問の革命という性格を担ってくる。また従来の学問の境界にとらわれないところから、それはきわだって学際的性格を特徴とする。このような「女性学」は、その革命的性格のゆえに、一部の強力な保守的反論を浴び、さまざまの内的外的な障害と闘いながら、時には行き詰まりをみせながらも、今日までその歩みを続けてきた。現在、アメリカのほとんどの大学が、「女性学」の講座のもとにカリキュラムを組んでいるし、日本にも徐々にその影響が浸透しつつある(3)。

さて、1970年代後半から80年代にかけての西洋史上の女性史研究は、「女性学」の発生・発展によって大いに刺激されつつ進められてきた。今や女性史は、歴史研究上の新しい独立したフィールドとして確立しつつあると言っても過言ではなかろう。過去において女性史に対するシリアスな関心が皆無であったと言うのではない。女性の社会的地位という問題が、一時的にファッショナブルな(歴史学上、社会学上の)トピックとなった場合が過去において何度かあったし、その時々に著わされた女性についての幾百もの書物が、英米の大学の図書館のうす暗い片隅に眠っているであろう。筆者が知る限り、女性史叙述は少なくとも17世紀ぐらいまで遡り得よう(4)。しかしながら、女性史に対する過去の関心は、結果的にみるならば、散発的で幾分気紛れな性格を有していたということを認めねばならない。しかるに、1970年代以降の女性史ブームは、おそらく今後持続し続けるであろう独立したフィールドの確立という点で、また若干の反論はあれ、女性史存立をめぐって一定のコンセンサスが生まれている点で、はっきりと過去から訣別した新しい段階を迎えたものと考えてよいであろう。

(二)

では、「女性学」の発展によって刺激され進められてきた歴史的研究には、どのような新しい傾向が顕著に認められるであろうか。

まず第一に、女性史の研究対象の変化という問題があるが、この点は以前別稿にて触れた(5)ので、ここでは簡単に一言するにとどめる。要するに、70年以前はごく少数の社会学的歴史分析を除いて、女性史は主としてミドルクラス的女性解放史、パルチザン的とも言えるフェミニズム運動史的性格の研究・叙述が多かったが、最近は各時代の各階層の女性の諸問題を学際的に取り上げる方向へと推移している(6)。

第二に、アメリカのフェミニスト史家が、女性史を一つの独立したフィールドとして発達させてきた1970年代後半から80年代にかけての比較的短い期間に、彼女たちは個別研究を進めつつ、同時にその作業に適した概念的枠組とメソドロジーを見つけ出そうと努めてきた(7)。伝統的な歴史の外で女性の歴史を研究し且つ叙述せんとする傾向から、女性史を語る時にはわざわざ 'Herstory' といった造語が用いられたりして一見シリアスさを欠いているような印象を与える向きもあろう。女性史・女性学に批判の眼が向けら

れる時には、その方法上・文体上の特徴が比較的短所となっている傾向が強い。が、まだ玉石混淆の論争中の段階ではあるが、メソドロジーやターミノロジーの検討はかなり活発に行われているようである。

前者の問題は後で論じることにして、ターミノロジーに関しては、女性の社会的地位という主題全体にわたって安直に適用されている用語の不正確さ、意味範囲の不明瞭さが問題点として挙げられる(8)。たとえば、意味を明確にせずして、女性の運動なら何にでも「フェミニスト運動」という用語を用いる傾向がある。用語の明白な定義、概念規定が欠如しているということは、歴史上のさまざまの時点において女性の地位の変化を意図的に追求した人々の間に存した相違を概念的に明確にできるような指示語が存しないということである。女性史・女性学への批判に応えるためには、フェミニスト史家は情緒的な意味内容の言葉の多用を控えて、機能的な用語の価値を吟味することが緊急に必要であろう。しかし、一言付け加えておきたいことであるが、女性史の分野では意味論(semantics)の問題が存在するその理由にもまた留意されるべきであろう。というのは、イギリス史なりアメリカ史なりのポピュラーで且つ権威のあるテキストが、女性の社会的地位や役割の変化についてほとんど沈黙してきたという点に原因が求められるからである。

次に話を女性史のメソドロジーに戻そう。過去における女性についての研究を考察する際に、いつも頭に浮んでくる多くの問題がある。グループとしての女性は一般的に言って、社会の歴史から分離した歴史をもっていたのであろうか。個々の女性の歴史的重要性を明確に示すためには、男性に適用されるのと同じ分析基準を用いることができるだろうか、あるいはそれでよいのだろうか。女性の歴史は、社会史の分野に対してどのような関係を有するのか。女性を研究する際には、特別のパースペクティヴ、概念的あるいはイデオロギー的な枠組を必要とするだろうか。それとも社会史家ないしは急進主義的な歴史家の分析道具・パースペクティヴをそのまま用いることが可能であろうか、等々。先に註記した論文集ベレニス編『女性史の解放』(1976)の中で論じられている女性史の方法上の諸問題を紹介し、それらの諸論議を、1970 年代以降の個々の女性史研究の蓄積に対してどのように位置づけるかという分析軸の提起を行ないたいと考えたのだが、実のところ、それだけの大仕事は現時点では筆者の手に余るものと痛感した。それゆえ、ここでは、女性史のメソドロジーとしてもっとも基本的な論点に絞って話を進めたいと思う。

その論点とは、なぜいやしくも女性を研究するのかということである。これは、前述したいくつかの疑問点から必然的に導かれる論点である。なぜ、女性史が成り立つのかと言い換えられよう。あるいは、なぜ通常の「歴史」のコンテクストの外で女性を研究するのか。もしも女性が、「歴史的諸事件」の進行の中で決定的な役割を演じていたのなら、そのときには女性を無視することができない。しかしながら、ほとんどの女性はそうではなかった。少数の女性の君主や過去の所謂 'great ladies' を取り上げるためには、なにも女性史という個別の領域を必要としないのである(9)。もちろん、過去において優れた功績を有した女性が、これまでの書かれた歴史の中で当然占めるべき位置を占めていないということは往々にしてある(これはなにも女性に限ったことではない)。したがって、伝統的な歴史研究の中で女性の歴史にアプローチしようとすると、いきおい優れた女性たちの説明、いわば「償いの歴史」を書くことになりがちである。その結果生み出される「女流名士」(notable women あるいは women worthies)の歴史は、圧倒的多数の女性が従事し

ていた生活についてほとんど語ってくれないし、全体としての社会に対する女性の活動の意義については何も語ってくれない。優れた女性の歴史は、例外的で逸脱的ですらあった女性の歴史であり、多数の女性の経験や歴史を描出するものではないのである。

ここで、1940 年代に行われた一つの論争が思い出される。今やフェミニズム文献の古典となった『歴史における女性の力』(1947)の中で、メアリ·R·ビアードは、女性が書かれた歴史の中に現われないのは、歴史家のほとんどが男性であり、彼らが女性を見過してきたからであるとして、チャールズ・グロスやアンリ・ピレンヌらを批判の俎上にのぼせた(10)。それに対して、現在イェール大学教授の J·H·ヘクスターは、女性の存在を見落していることで、男性史家を責めてはいけない、なぜなら「歴史家が過去における権力の源や社会変化を探る時に、彼らが見出したのは男性であったのだから。たまたま女性を見つけたとしてもそれは例外にすぎない」と反論した(11)。ビアードに、再びヘクスターへの返答を求めるとすれば、こうだろう。すなわち、もし女性を探す目的で過去を調べ直せば、女性は伝統的歴史が認めてきたよりもはるかに重要な存在として、また多くの活動の中で浮び上ってくるにちがいない、と。なるほど、女性史に対する近年の新たな関心の中で、多くの優れた女性の存在が、私たちの過去の理解に付け加えられてきている。

現在、この論争を思い起こすと極めて興味深いものがある。ほとんどの女性が所謂「歴史的諸事件」の進行の中で決定的な役割を担わなかったと、ヘクスターの所見を一応認めた上で、しかもなお女性史を研究し叙述せんとするのかという問いを立てるだけの状況が、今や作られているからである。この議論は、近年社会史家によって提議され、かつ概ね一般的に受け入れられるようになった議論と重なり合う。すなわち、歴史は過去のエリートの生を理解することと同一視されるべきではないという考え方であり、このことは「歴史」についての定義のあり方にかかっている。以前は、歴史は、男性が主要に活躍してきた人間経験の局面 ── 戦争、政道、外交、実業等々 ── のみを含むような形で定義されていた。が、「歴史」の定義それ自体が変わりゆくものである。たとえば、憲政史(constitutional history)のような、歴史の中心的フィールドであったものが、今や周縁に退き、他方かつては辛うじて存在を主張していた社会史の諸領域が、前面に勢揃いしている。なかでも家族史は今や英米でもっとも盛んに調査研究のなされている領域で、そこでは女性が中心的な存在として描かれるのである(12)。

しかしながら、女性史を歴史研究の正統の分野として受け入れる理由としては、まだこれだけでは十分ではない。そこで、節をあらためて、筆者が最近非常に興味深く読んだ一つの小冊子を紹介して、問題提起に代えたいと思う。それは所謂フェミニスト史家の著述ではなく、アメリカ史の最高峰の一人に数えられるカール・N・デグラーの『女性史は存在するか』という論文である(13)。

(三)

デグラーの論文の前半部の主要な論点は二つある。まず第一の論点。女性はこれまで歴史家の扱う過去から除外されるように定義されてきた。すなわち第一義的に妻及び母親としてみなされてきた。そしてそういう女性のライフ・パターンは本質上、時間を超越した不変のものと考えられ、それゆえ女性は歴史の外にある役割において捉えられてきた。しかし最近の家族史や人口史における研究は、女性のライフ・サイクルが時代に応じて変化し、それすらも一つの歴史をもっていることを明らかに示している(14)。

第二の論点。女性史が従来なぜその有効性を否定されてきたかについての説明は、大方の書かれた歴史が、男性と女性は類似したものであること、より正確に言えば、歴史上の行為者としての女性は男性のもとに包摂されてきたということを自明のこととして仮定してきたということである。両性間の相違が云々されるとしても、それが異なった利害を生ぜしめるものとして理解されてはこなかった。この点に関しては、イギリスの法律家ウィリアム・ブラックストーンのコモン・ロー解釈やジェイムズ・ミルの利益代表の思想さらには婦人参政権運動におけるアンチ=サフラジストの論拠などが思い起こされる。

デグラーの論述を続けよう。歴史叙述一般において女性が除外されているのは、明らかに、男性について書けば、自動的に女性について語ることにもなる、女性の関心や興味は男性のそれに等しい、と仮定されてきたからである。その点は根拠がないわけではない。黒人やカソリック教徒、インディアンの如きマイノリティは、彼らにアイデンティティを与える対立する社会集団とは通常全く分離しているのに対し、女性は、男性と密接に係わり合った存在である点で、他のマイノリティ・グループとは違っている。実際、男性が女性と分離した歴史をもたないように、大多数の女性は男性を切り離した歴史をもたない(たとえ、19 世紀のイギリスの 'surplus women' のようにその生活が外周りでしか男性の生活に触れないような女性が多くいたとしても)。男性と女性の連繋及び人間としての類似性を強調することは、両性間の相違を見過ごすという結果を生んだ。この点では、19 世紀から 20 世紀にかけてのフエミニズム運動が思い出される。フェミニストたちは、男女平等の達成を目指す闘いにおいて両性間の相違を無視して類似性を強調した。それは戦術上、おそらく必要なことであっただろう。しかし同時に、そのような必要性は、女性史の実在性を否定する人々の都合のよいように作用した。というのは、若干の限定的な生物学上の相違点を除いて、もしも女性と男性が似た者同士なら、男性の歴史と異なる女性の歴史は存在しないからである。

しかしながら、実際には、女性は生理学的に男性でないのと同様、社会的にも男性ではないのである。歴史家が歴史叙述の際に、この事実を意識的に認めるなら、過去についての概念が変化することに気付くようになる。というのは、女性が生理学的にもまた社会的役割の点でも男性と異なっているなら、女性は、男性が歴史に係わるやり方とは違った風に歴史に係わるし、また逆に、歴史は男性に影響を与えるのとは違ったやり方で女性に影響を及ぼすにちがいないからである。そこでデグラーは、女性と男性の相違という事実に注意を払えば、アメリカ史についての解釈が変わってくるとして、具体的な実例を挙げながら論述していく。ここでは、紙数の関係上、ごく一部分の紹介にとどめる。

まず最初に F·J·ターナーのフロンティア理論について(15)。周知のように、ターナー学説の主要部分の一つは、アメリカ文明は西部という広大な無主の土地を各人が自らのやり方で植民・征服したという経験によって形づくられたということである。このターナー理論は、アメリカ人一般についての事実ではなく男性のみについての説明であるという、D·M·ポッターのターナー批判(16)をデグラーは引き継ぐ。要するに、カリフォルニアやネヴァダで金銀鉱を採掘したり、大平原で家畜を飼育したり、西部の安価で肥沃な農地から益を得たのは、男性であって女性ではなかった。ターナーは、フロンティアが女性に対して、女性のために何をしたかということを完全に無視している。さらに 19 世紀末のフロンティア終焉に関するターナーの結論でも、女性には別の解釈が必要とさ

れる。ターナーによれば、フロンティアの消滅で田舎から都会への生活の場の移行は、小土地所有者に自立を断念させ、アメリカ的自由を大幅に制限した。しかし、フロンティア消滅の諸結果は、女性については全く違っている。都市への移動は、女性の生活をむしろ拡張したという方がありそうなことである。夫をもたない女性も家庭の外で働く機会を得、フロンティアでは考えられなかった自活をすることができた。離婚が女性の側で要求するものとなるのも都市の時代においてである(17)。

次いで、デグラーは南北戦争及び両大戦の諸結果を考察する。戦争は一般に、社会の通常の活動を妨害する。南北戦争や大戦についての社会史は、女性が負傷者を看護したり、死者に涙を流し生還した者を歓び迎えるさまを強調して描いているが、これは戦時中の女性の生活を男性の目を通して見ているからである。近代戦は女性に対して別な側面をもっていた。すなわち、女性は平和時には閉されていた活動や職業の中に入っていく機会を得た(18)。社会及び女性自身が女性の能力について再認識を迫られるのが、戦争という人類の悲劇を通してであったと言うにはある種の抵抗があるが、(それに往々にして戦争終結後、女性は古い役割へと押し戻されたが、) 結果として近代戦は社会の既存のパターンを揺がしたのである。たとえば、多くの国において婦人参政権の成立はどちらかの大戦と関係している。

では、逆に男性の状況を改善する社会変化が、女性の機会を制限するようなやり方で作用する例を一つ挙げよう。労働運動の勃興は一般的に言うなら、労働者階級の前進の一つのステップとして解釈される。しかし、19 世紀の労働運動の中で、労働女性の状況は、男性と相並んで改善されたとはほとんど言えない。多くの既存の組合は、女子労働者を排除し彼女らの組織化に援助の手を差し伸べるのを拒んだ。19 世紀末の AFL は、理論的には女性を受け入れたが、実際には、AFL を牛耳っていた熟練クラフト・ユニオンによって組織された女性はほとんどいなかった。女性が加入を認められた場合でも、彼女らの地位はなお劣ったものであり、男子組合員の敵意にさらされた。このことはイギリスの労働運動においてもしかりである(19)。

以上述べてきたことは、社会変化や諸事件が男と女に別様に係わるあり方の実例であるが、他方ある特定の時期の社会に対する女性の影響力もまた、男性のそれとは大いに異なっている。とくに、子生み・子育てという女性の伝統的役割は、女性が社会をどのようにみるかというあり方に影響を及ぼしている。その一例を禁酒運動にみておこう。19 世紀から 20 世紀にかけての同運動は、その卒伍及び指導層の中に多くの男性を含んでいたことは確かであるが、全国的規模の禁酒条項を導入した憲法修正第 18 条は、婦人参政権をもたらした憲法修正第 19 条とほぼ同じくらいに女性の努力の産物とみなし得る、とデグラーは言う。女性が禁酒運動に活発に参加した理由は、さまざまである。が、もっとも重要な理由は、彼女らが、酒類及び酔態を家庭という彼女たちの領域に対する脅威として受け止めたということである。酔っぱらった夫は、家族にみいりのわずかしか持ち帰らないだけでなく、しばしば肉体的に妻にも子供にも危険な存在であった。このような当時の女性独特の論拠を重要なものとみなさなければ、禁酒を積極的に支持したあれほど多くの女性の行動を説明することはできない(20)。婦人参政権と禁酒の両コーズ(cause)の関係はすでに示唆されてはいる(21)が、禁酒運動についての標準的な説明は、古い社会的パターンを脅かしつつあった移民への不安、社会的地位の喪失の恐れとか地方と都会の間の葛藤とか、もっぱら男性の関心を強調するものである。

デグラーは続けて、家庭における妻及び母親としての女性の役割が、外交政策とりわ

け平和政策に影響を及ぼした例として、ケロッグ・ブリアン条約を論じ、また奴隷制反対運動への女性独自の係わり方を興味深く論じている。が、それらの詳述は省略して、次節でデグラーの小冊子の後半部の骨子を要約したいと思う。

(四)

女性の関心や女性の役割が、女性を男性とは異なった歴史的状況の中に投げ入れたあり様についての前述の実例は全て、女性が社会化されてきたあり方に由来する、とデグラーは言う。この点で女性は他のマイノリティと共通している(22)。ところが、女性は極めて重要な点で他のマイノリティとは異なっている。つまり女性は人口の半分、あるいは時と場合によってはそれ以上である。このことは次のことを意味する。すなわち、女性が、ある事件や社会的発展に対して男性とは違ったいかなる反応を示したかを歴史家が調査する時、その事件や社会的発展についての歴史解釈全体が変えられる蓋然性が大きいということである。もしもある事件の結果が男と女で異なるなら、男性に関する諸結果をあたかもそれが社会全体への結果であるかの如く書くことは正確とは言えない。他のいかなるマイノリティも女性ほど数的に大きくないから、女性の場合ほどドラスティックに歴史解釈を変えることはなかろう。

女性と他のマイノリティとの相違は、数的大きさの点だけではない。女性が同一の性(one sex)であるという点で、女性史には付加的なディメンジョンがあり、女性は他の全てのマイノリティとは違ったやり方で歴史を体験する。女性は同一性であるから、社会階梯の頂上から底辺に到るまで一様に配置される。したがって、他のマイノリティは通常、階級によって統一されているのに、女性は階級によって分裂させられる。かくして解放のコーズのための女性の統一は、常に女性独特の、しかも重大な課題であった。19世紀のフェミニズムも現代のネオ=フェミニズムも共にミドルクラス的現象であり、女性全体(sisterhood)の統一された闘争はおそらく不可能である、とデグラーは言う。たしかにイギリスの参政権闘争でも、ほとんどの労働女性はミドルクラスとの提携の中にさしたる意義を認めなかったし、ミドルクラスの側でも同じであった(23)。

さらに、女性は単一性であるために、階級以上のものによって分裂される。先にも書いたように、女性は他方の性、抑圧者としての男性と密接に係わり合っているという事実によって分裂が生じるのである。このことは英米に共通して存した女性のアンチ=サフラジストを想起すればわかるであろう。彼女らは自分たちを支持する者を「サイレント・マジョリティ」と呼んでいるのである。要するに、他のいかなるマイノリティも自分たちのコーズに関して、女性の場合のような深刻な内部分裂を経験しなかった。それゆえ、歴史における女性を考察する場合には、他のマイノリティの場合と同じ分析的カテゴリーを用いることには限界がある、女性史は独自のパースペクティヴで研究されねばならないということになる。

女性が単なる一つの社会集団であるよりもむしろ単一性であるという事実が、男性の歴史とは異なる女性史の分析を必要ならしめる点について、デグラーはさらに若干の実例を挙げている。一つは健康の問題、それも女性のみの経験である出産にまつわる病気について、さらに産児制限、堕胎の問題、強姦という犯罪の犠牲になる問題、そして女性のセクシュアリティ一般について社会史的観点から興味ある論述が数頁にわたって展開されている。

以上に紹介してきたあらゆる実例において、デグラーの論点は一つに集約される。す

なわち、女性は、彼女らに歴史的に割り当てられてきた、あるいは仮定されてきた役割においても、またその生物学上の体質においても男性とは異なっているということである。それゆえ歴史は男性の場合とは違った風に女性に係わるし、その逆もしかりである。女性の過去は、男性の歴史のもとに包摂されることはできない。なによりも、女性と男性は同一ではなくて、異なっているということを認めなければならない。「実際、女性史の存在を正当化し、必要とするのは、そのような相違である」という言葉で、デグラーは論文をしめくくっている。

以上、デグラーの論文を紹介することによって、女性史が成り立ち得るか、成り立つとすれば女性史の本質とは何かについて考えるための一つの素材を提供したつもりである。デグラーの論文には随所に重要な問題提起がちりばめられているが、まだ女性史のメソドロジーについて最後的言葉が発せられたわけではない。デグラーのペーパーそのものは、女性史が独立したフィールドとなりつつあることの重要な里程標とみなすことができよう。女性史が喧しく云々されるとは言え、いまだに冷笑的な取り扱いが多いなかで、男性歴史家がこのような問題提起を行なったということ自体が、十分注目に価するのである。

註

(1) 一部そのタイトルを例示すると、「前工業化社会の女性の地位」、「1750 年以降の近代ヨーロッパにおける女性」、「ヴィクトリア時代の『窮迫したジェントルウーマン』と女性の海外移住」、「イギリスにおける婦人参政権反対の立場」等々。

(2) American Historical Association, *Annual Report*. 自由論題の外に、特別企画のシンポジウムでも「女性」をテーマとするものがいくつかある。また同書に掲載される毎年の博士論文のタイトルのリストにも同じ傾向が認められる。

(3) 雑誌『フェミニスト』第 3 号及び第 5 号参照。

(4) Thomas Heywood, *Nine Books of Various History Concerning Women*, London, 1624, reissued in 1657 as *The General History of Women*.

(5) 拙稿「女性史研究の一視角」(『史林』62 巻、6 号、1978 年)。

(6) たとえば、「19 世紀のイギリス女性」については、以下を参照のこと。S. Barbara Kanner, "The Women of England in a Century of Social Change, 1815-1914: a select bibliography", (ed. Martha Vicinus, *Suffer and Be Still: Women in the Victorian age*, 1972), Do., "The Women of England in a Century of Social Change, 1815-1914: a select bibliography, Part II", (ed. M. Vicinus, *A Widening Sphere: changing roles of Victorian women*, 1977). また女性学全体に関するビブリオグラフィー Sue-Ellen Jacobs, *Women in Perspective: a guide for cross-cultural studies*, 1974 も参考になる。

(7) Ed. Berenice A. Carrol, *Liberating Women's History: theoretical and critical essay*, 1976.

(8) S. B. Kanner, *op. cit.*, Part I, p.176.

(9) だが、そのような女性が、従来の歴史の中で描かれていても、彼女らは男性に対する付加物として、あるいはほとんど男性(men manques)としてみなされ、男性の基準ではかられている。

(10) Mary R. Beard, *Woman as Force in History: a study in traditions and realities*, 1947.

(11) *New York Times Book Review*, 17 March 1946, p. 5. ヘクスターのビアード批判の詳細は、Berenice A. Carroll, "Mary Beard's *Woman as Force in History*: a critique", (B. A. Carroll, *op. cit.*, pp. 27-29.)を参照。

(12) S. B. Kanner, *op. cit.*, Part II, pp. 205-231.

(13) Carl N. Degler, *Is There a History of Women?*, 1975. デグラーはスタンフォード大学教授、専攻はアメリカ社会史。同論文は、オックスフォード大学教授を兼任した際、1974 四年 3 月 14 日に行われた就任講演である。(ちなみに、1974 年という年は、オックスフォードの中の、従来男性のみに限られていたカレッジが初めて女性を学生やフェローとして受け入れた年でもある)。デグラーの立場は、女性史成立を肯定する立場である。女性史叙述について古い概念やメソドロジーでは十分でないと認識しているアメリカの歴史家は、女性とは限らない。デグラーの他に代表的な名前を挙げておく。 Gerda Lerner, Linda Kerber, Peter G. Filene, Joan

Kelly-Gadoll.

(14) テグラーは、以下の論文にもとづいて、今日のアメリカで一般的な女性のライフ・パターン(子供が親の家を巣立つまで夫と共に生き残る女性)を、19 世紀中葉では、女性人口のわずか4分の1しか経験していない、という。 Peter R. Uhlenberg, 'A Study of Cohort Life Cycles: cohorts of native born Massachusetts women, 1830-1920', *Population Studies*, 23, 1969.

(15) 『フレデリック・J・ターナー』アメリカ古典文庫第9巻を参照。

(16) David M. Potter, "American Women and American Character", *Stetson University Bulletin*, 62, 1962, pp. 4-6.

(17) Nelson Manfred Blake, *The Road to Reno: a history of divorce in the United States*, 1962, p. 95. 教育改革、政治上・社会上の改革のための女性の組織は、都市化がアメリカにおいて社会的に重要となってきた 1830 年代にはじめてその存在を誇示し始めるというのは偶然の一致ではない。

(18) クララ・バートンは、南北戦争終結時に、「女性は、平和が続いていた時に置かれていた通常の状態より少くとも 50 年は前進した」と述べた。C. N. Degler, *op. cit.*, p. 12.

(19) Gladys Boone, *The Women's Trade Union Leagues in Great Britain and the United States of America*, 1942.

(20) Women's Christian Temperance Union は、19 世紀において最多数の女性を擁した組織である。1900 年までに 25 万人の会員を数えた。Eleanor Flexner, *Century of Struggle: the woman's rights movement in the United States*, 1971, p. 184.

(21) たとえば、Jacks S. Blocker, Jr., *Retreat from Reform: the prohibition movement in the United States, 1890-1913*, 1976.

(22) 女性が数的には男性よりはるかに多いのに、女性をマイノリティ・グループとして言及することには奇異な感じを与えるかもしれない。社会的権力の欠如という意味で、女性を「最大のマイノリティ」と称するのは、アメリカ的用語法である。

(23) フェミニズムと階級意識の交差は、きわめて重要な考察対象である。

第一部　ヴィクトリア時代のフェミニズム

序章　メアリ・ウルストンクラフトから婦人参政権運動へ

一

わが国の本格的な女性史研究の樹立者である故高群逸枝氏は、その小論『女性史研究の立場から』の中で、「『女性独自』という語は、ひどく誤解される語ですが、それは決して『普遍』と背反しないもの」と述べておられる。私はこの言葉の背後にある、真に純粋な、男女の平等感覚に深く感得するものがあり、女性史に接近し始めた。そして、とりわけ、イギリス史ということになるのは、やはり同氏の「女性史は全く新しい分野を開拓するものであって、この研究が進められて行けば、当然従来の史観の誤謬を訂正する部分も多いはずである」との主張が、とくにイギリス史においてあてはまるであろうと推測するからである。以前よく足を運んだブリティッシュ・カウンシル京都支部の定例講演会で、フェミニズムの主題を扱ったもの(それもエリート女性の紹介というものでなく、クラスとしての女性の地位や歩み)が、比較的多かったことを興味深く感じたことも、上の推測を強めたようである。

現在までの、私のわずかばかりの研究では、その推測の何十分の一すら確証できたとは、まだとても言えないのであるが、これだけイギリス史研究の専門化、細分化された段階では、政治の舞台、経済史の主流に必ずしも顔をのぞかせていたとは言えないにしても、とにかく女性群の歴史を取り上げることが、ただ単に歴史の空白を埋めるというのではなくて、よりよく人間の歴史を解明する一助になるにちがいないと、そんな大きな希望を展げて、私自身の牛歩の研究への拍車としたいと考えるのである。

女性史という研究分野では、対象を「解放」とか「女性運動」という一部分に限定すると狭くなるが、手に入れうる一次的史料の制約から、やはり「解放史」に限定されてくる。でも、これから述べるイギリス婦人参政権運動は、決して一部のエリート的女性の運動ではなかったし、また、わが国でのように、「目が覚めると枕元のお盆に載せられて婦選があった」というような、権利の、上からの付与ではなくて、後述するように要求者の運動の規模が段違いに大きなものであったから、婦人参政権運動は、イギリス女性史中の小さからぬ部分を構成していると言える。また、運動の側のみでなく、当時のイギリス議会にとっても、婦人参政権問題が最大の重荷になっていたことが、*Annual Register* の 1900 年から 1918 年までの巻の中でその問題の占めるスペースの大きさから推しはかることができる。

19 世紀より今世紀にかけてイギリスの女性運動は、Cause とか Petticoat Rebellion とか Feminist Revolt とか呼ばれて、他のどこの国よりも激しいものであった。では、「なぜイギリスに？」の問に対して、一般には産業革命と工場制度に近代フェミニズム史上の重要な役割を帰するのであるが、それが果して、イギリス・フェミニズムの発生発展の説明としても妥当であろうか。後でみるように、イギリスの婦人参政権運動の展開の中でも、女性労働者の成長を前提として発展するという側面を決して否定しはしないが、その運動の主流(指導者およびその運動力学)は、明らかに経済的というよりはインテレクチュアルなもの、またプロレタリア的というよりブルジョワ的なものであり、大勢と

しては、女性の労働運動とは切り離されたところで進行したミドルクラス中心の運動であった。

また、É. Halévy は、19 世紀後半の女性労働保護のための工場法制定は、男女を完全に平等な立場におかないものであり、女性の雇用の機会を不利にし、かつ女性を産業から排除しようとする策謀であるとして、フェミニストたち自身が反対し続けたという事実を指摘している。このようなパラドックスから、イギリスのフェミニズムの発生発展は、直接には産業革命との関連のうすい別の諸力に負うものであろうと推論される。

それでは、以下で、「イギリスにおけるフランス革命」の時代と一般に称される 18 世紀末の激動期に生きた Mary Wollstonecraft Godwin が、その著 *A Vindication of the Rights of Woman* の中で、婦人参政権の最初の意識的表現をなしてから、20 世紀の婦人参政権運動へと至るイギリス・フェミニズムの発展のコースを概観することにする。

二

Mary Wollstonecraft Godwin(1759-1797)(彼女の短いけれど波乱に富んだ生涯にここで触れることはできないが)の著 *A Vindication of the Rights of Woman* は、フランス革命に関して E. Burke と R. Price の論争が口火となって行なわれた文書戦争の最中、1792 年に出版され、大反響を呼び、直ちに欧米各国で翻訳されたが(評価は主として悪評)、まもなくフランス革命の急進化に伴うイギリス国内の反動攻勢と共に忘却の淵に落ち込んでいった。その後、約一世紀の空白期間をおいて、1876 年 K. Paul の *William Godwin: His Friends and Contemporaries* でもって、彼女の再評価の時期が開始された。引き続いて、E. R. Pennel らによる伝記が出版され、Wollstonecraft および彼女の著作に対する興味が新しく目覚め、以後数多くの評伝が続出し、フェミニズムに対する彼女の貢献度が高く評価されるようになった。一方、彼女の葬り去られていた著、*A Vindication of the Rights of Woman* が再び持ち上げられ、1891 年に再出版され、J. S. Mill の *On the Subjection of Women* と共にイギリス女性運動の中でバイブル的書物となっていき、英米のフェミニズム研究のほとんどが、同著の出版年から稿を起こすという現状となっている。

そして、同著の新版の序の執筆者が、穏健派サフラジストの組織「婦人参政権協会国民同盟」(NUWSS)の会長 M. G. Fawcett で、彼女は Wollstonecraft が時代を先走りしていた多くの点をあげ、とくにその第一点に「婦人参政権の主張」を指摘しているのである。19 世紀末に同著が再版され、次いで翌年の版は、1929 年に現在のエヴリマンズ・ライブラリの版が出るまでに 16 回リプリントされたという事実は、ちょうど同じ頃に激化するイギリス婦人参政権運動と彼女の著書のつながりが再認識されて、彼女を同運動の祖として評価するようになった過程を裏付けるものとみてよい。

ところが、他方では、M. R. Beard は Wollstonecraft と婦人参政権運動との実際のつつながりを否定して、「女性たちに、確実に『解放』をもたらし得るような何らかの法律制定のプログラムも与えなかった」と評したのである。

それでは、Wollstonecraft の女性解放思想はどのようなものであったのか。また、その中で、婦人参政権の問題はどれだけの比重を占めたのであろうか。

当時の一般的女性観や、同著の根本的背景としてのフランス革命や産業革命、そして同著の執筆動機といった種々の問題点は、ここでは省略して、結論へと急ぐことにする。

R. Strachey が、同著には「フェミニスト的理想の全領域が述べられている」と指摘したように、まさにそのような包括性こそが、Wollstonecraft の主張の一番顕著な特徴なのであるが、その中で彼女が一番強く言わんとした解放の概念は、女性が理性的存在となり、男性の真の同朋となりうるために、男女の平等な教育上の機会を主張したということに尽きるのである。ほかならぬ「理性」にこそ、彼女の希望実現の唯一の鍵があり、教育の機会均等の叫びが、その後の諸々の具体的改革、立法等と等置されるほどの意味をもちえたのである。彼女は、自らの努力で勝ち得た自由 ── 知的自由とそれを基礎とした経済的自由 ── の点から、女性の従属的地位を憂慮して、実現性のなさにもどかしさを感じつつも、それでもやはり「人権の教義」という、この時代の希望と思索とを一言に要約する漠然とした理論に、その要求を包みこむことしかできなかったのである。

従って同著の圧巻は女子教育論にあり、そこでは抽象的議論ではなく、非常に具体的な提案が挙げられている。そしてそのような知的解放が与えられるなら、その他の側面の平等は当然の結果として続いてくるにちがいないと考えて、その展望の中で多くの改良を予測して言及しているのである。そしてその一つの政治的解放については「私は一つの提案を出すことで嘲笑を喚び起こすかも知れないが、私は、女性が政治の討論に直接参加することを許されず、専横に支配されているのをやめて、実際に自らの代表者を議会に送るべきであると考える」と一言しているだけである。そういうわけで、彼女の解放の基本的課題は、あくまでも知的独立の問題にあって、参政権を含む男女の法的不平等の除去に自由平等の要求の実現をもとづかせることはしなかったということになる。

Mary Wollstonecraft は、フランス革命および産業革命という二つの革命の時代に生きて、前者の影響をより強く受けつつ、「人権」の概念から、いちはやく「女性の権利」の概念を引き出して、初めて「女性の権利」についての本格的な、かつ詳細な考察を行ない、それを熱烈に擁護したという点において、婦人参政権の確立によってその頂点に達するイギリス・フェミニズムの発展史上、先駆者としての確固たる地位を占めると言えるであろう。そして、また、彼女の主著 *A Vindication of the Rights of Woman* は、19 世紀後半以降の、実質的な法的権利獲得の運動の中で、明確な指向性をもった一つの理念として結実していくところのフェミニスト的理想の全領域についての言及がなされ、平等な人間(すなわち男性と女性)の権利に対する全主張がなされているという点において、フェミニズムのバイブルと呼ばれるにふさわしい重要性をもつものであると言える。

しかしながら、若干その内容に触れたように、同著に示された Wollstonecraft の主張は、権利の獲得への指向性が薄い、言い換えるならば、彼女においては、女性の解放に関して主張されるべき女性の「権利」が何よりも対社会的な、抽象的でなく具体的な性格を持たなければならないという点が看過されているように思われるのである。すなわち、Wollstonecraft の女性解放のプログラムは、女性もまた、男性と等しく理性的存在であるという前提に立った上での女子教育論が先行し、対社会的な改革という点においては、女性の知的自立のための男性と等しい公教育の確立という点にのみとどまってしまうのであり、対社会的な女性の権利の獲得ということは、いわば背景に退いてしまっているのである。

このような Wollstonecraft の主張においては、彼女のいう「女性の権利」が「メタフィジカルな」意味しか有さないという、アンチ・フェミニズム(アンチ・フェミニズムと一口に言っても、その主張の根拠は、時代により人により異なるし、単なる感情的反発から男性への従属を是とするか、それともフェミニズムに代る何らかの具体的な運動を積極

的に進めるか等、その現われ方はさまざまである)の H. More の批判は、まさに正鵠を得たものと言えるであろうし、また Beard が指摘したように、彼女は当時の女性の従属状態に関する特殊な法的条項の改正を第一に企図してはいなかったのである。

一方で W. Blackstone の *Commentaries on the Law of England* による女性の従属に関する法的理論が確固として存在していた当時にあっては、彼女の女性解放思想は、明らかに、以上のような一つの大きな限界を有するものであったと言える。しかしまた、この限界は、単に彼女個人に属する限界のみならず、イギリス・フェミニズム通有の性格を示すものであり、さらにまた、一般的を公式を借りるならば、19 世紀の「改革」の時代に先行する 18 世紀の「内省」の時代という、イギリス史上の特色ある世紀の限界でもあったと言うこともできるであろう。

このような、Wollstonecraft の女性解放思想の卓越性と限界とをふまえた上で、彼女によって生み出されたイギリス・フェミニズムの特質をまとめて、次の婦人参政権運動へと論をすすめることにする。

女性の従属的地位に抗するフェミニズムへのインパクトについては、その要因を、一般にフランス革命の思想と、さらに産業革命による経済上の変動という二つの大変動に求めることができるであろうが、Wollstonecraft の主張においては、明らかに第一のインパクトが濃厚で第二の点が薄かった。そしてその後も、第二の点は、Wollstonecraft 以後、女性の博愛主義的運動を発生させるという消極的な形で働いたのである。すなわち、この時期には、産業革命に由来する諸々の社会問題が、目をおおい得ない事実となっていて、そういった悲惨な現実が、経済的繁栄を享受し、しかも全くの無為な状態に放置されていたブルジョワ階級の女性の中に、社会上の責任感といったものを醸成していったのである。そしてこの運動が、Wollstonecraft の忘却期に主としてアンチ・フェミニズムの性格を帯びつつも、実際的改革の運動としてミドルクラスの女性の新しい活動領域を提供し、19 世紀後半の対社会的な、本格的な法的権利獲得のフェミニズム運動へと結実していったという点で、経済上の変化のフェミニズムへのインパクトを認めることができるのである。

このように、Wollstonecraft も、彼女の女性解放の概念の対象としてミドルクラスを考えたこと、その後の実際的改革がミドルクラスによって上から指導される博愛主義運動であったことによって、イギリス・フェミニズムの本格的な運動、なかでも婦人参政権運動の性格 ── すなわち経済的というよりもむしろインテレクチュアルなものであり、プロレタリア的というよりブルジョワ的なもの ── が規定されてくるのである。

それでは、次に婦人参政権運動へと論をすすめることにする。

三

20 世紀に入ると、イギリス婦人参政権運動は、J. S. Mill からの流れを汲む、合法的手段で闘う穏健なサフラジストの一派「婦人参政権協会国民同盟」(National Union of the Women's Suffrage Society)と、戦闘的直接的行動の手段に訴えて世の注目を浴びたサフラジェットの一派「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union)との二つの運動の流れが、相反目したまま平行して目的へと進んでいった。そして運動の最高潮期に第一次大戦が介在し、女性たち自身の運動の積極性は減じて、1918 年に制限付婦人参政権

が成立した時、その成立の背景には、第一次大戦およびロシア革命後にヨーロッパ資本主義諸国の上におおいかぶさった革命的嵐の圧迫、とくにイギリス現存体制に与えた衝撃から、ブルジョワジーが若干の譲歩をして、婦人参政権をイギリス・ブルジョワ議会制度維持の安全弁とみなしたということが、重要な成立要因として考えられている。しかし、それにしても、イギリスでは、過去の女性の種々の分野の運動なり思想なりが、この婦人参政権という本流の中に流れ込み、またそこから新たに多方向へ派生していくといった非常に巨大な運動が存したのである。

そして、この運動の中に、ブルジョワ的伝統をもつ立憲主義派に対して、今世紀になって過激派が出現したことが、一般には「政治的『自由』と法律上の平等の獲得を目的とした婦人参政権運動が、プロレタリアートの成長と共にパンクハースト母娘によって組織されるようになると、プロレタリア女性の運動にその主力が移行する」と解釈されている。しかしながら、サフラジェットの WSPU の運動の調査を進めると、決してそうではなく、Wollstonecraft のところでみた女性解放思想出現の時点での性格が、やはりここにおいてもそのまま存することがわかるのである。

それでは、過激派サフラジエットの WSPU はどのような事情で成立し、どのような運動を展開していったのであろうか。

まず、この運動の中心となった Pankhurst 母娘 ── すなわち母 Emmeline と三人の娘 Christabel, Adela, Sylvia ── のことに若干触れておく。

この４人(Adela は主にオーストラリアでの参政権闘争に関係し、また Sylvia は、後に戦術上の相違で孤立するが)は、参政権闘争の過程ではサフラジェットとして行動を共にしていたが、解放後の歩みを調べると、とにかくその人なりのやり方でラディカリズムに突っ走っているのであるが、まことにすさまじいものがある。母親は、WSPU の成立前は、夫 Richard Pankhurst の属する自由党の女性組織 Women's Liberal Federation に所属し、その後、婦人参政権問題で脱退し、できたばかりのフェビアン協会に入り、後、独立労働党に入り、また婦人参政権の戦術上の問題からそこをも去るという変転を示すが、大戦後は、反ボルシェヴィズムから熱烈な保守党支持者になった。長女の Christabel は、参政権闘争の中でサフラジェットの崇拝の対象であったが、後に宗教家となってキリストの再臨を説く熱狂的な説教活動を行なうし、Adela はファシズム心酔へと傾いていった。参政権闘争の中でイースト・エンドの労働者の間に入りこんだ Sylvia は、社会主義者で、第一次大戦中は、母や姉が、ショーヴィニズムに走って参政権闘争を放棄したのに対立して反戦活動を行ない、ロシア革命以後、極左的団体「労働者社会主義連盟」を作り、共産党員となるが、レーニンより「左翼小児病」と批判されるといった、イギリスでは、特異な人物であった。この「闘う Pankhurst 一家」のことは、これのみで興味深い研究対象となると思われるが、ここで若干述べたのは、この母と長女(この二人が文字通り WSPU を牛耳っていた)の変転が、そのままイギリスの婦人参政権運動の性格を物語るように思われるからである。

今世紀に入るまでは、労働組合での労働女性の闘いと、下院に対する知的、ブルジョワ的女性の闘いとは厳密に分たれたまま、交わるところがなかったといってよい。しかし今世紀初年に、労働党の前身の労働代表委員会が成立したのに呼応して、北部の織物工業の中の労働女性の間で、従来の参政権運動家によって、婦人参政権の宣伝活動が組織された。その活動に Christabel が興味を抱き、まもなく彼女自身で、母と共に新しい婦人参政権の組織の方針を打ち出したのが、1903 年の WSPU の誕生であった。それゆえ、

元来は WSPU は、労働女性の成長する力に印象づけられて成立したと言える。そしてこの組織は、特定の階級とか政党とは全く独立したものであると公言されたが、その成立時には、労働女性のメンバーが多数いた。そして、また初期の WSPU の一支部(後に分裂)の「イースト・ロンドン連盟」(East London Federation)は、イースト・エンドの女性労働者の中で、Sylvia が組織したものであった。このように WSPU の運動の中には、労働運動との環という、従来のサフラジストにはなかった特色をもっていたのであるが、そのような一面をもってしても、この運動が、プロレタリア的とは言えないのは、どういうわけであろうか。

まず、WSPU と労働党の関係を見よう。ここでその当時の政党史の中に立ち入る余裕はないが、婦人参政権運動の初期の歴史を一瞥すれば、明らかなように、自由党と保守党は、政党としては、婦人参政権の問題を取り上げる意図は全くなかった。そこで働きかけるのは、労働党ということになるのだが、労働党の側では、この問題に関しては、最初は、自由党、保守党と大差なく、大勢としては「性」にもとづく権利の剥奪からの回復という点を強調しないで、男女平等の成人選挙の一部として推進することを欲した。すなわち、婦人参政権を抽象的権利としては同意してその支持決議を出しても、それを運動として推し進めるというわけではなく、この時点では党の綱領にも掲げられなかった。男性と同じ条件での婦人参政権法案は、論理的には政治上の男女平等を樹立するが、現行の法には財産資格があるから一部の富裕な保守的傾向の女性に選挙権を付与することになり、保守党を益するだけとなるので、婦人参政権の原則は成人選挙の一部としてのみ実現され得ると考えられていたのである。

一方、女性の側では、穏和派、過激派共に、普通選挙は「性」に由来する不平等を覆えさんとする闘いを挫くための妨害としてしか考えられず、普通選挙として一挙に婦人参政権を実現せんとすることは、結果は必ず男子のみの普通選挙となると確信した。大衆運動として普通選挙の要求が存在しなかった当時は、とにかく可能性のある制限資格選挙権でまず男女平等の原理というものを樹立しようとしたのであり、それはレーニンに「過度の実際主義」また「イギリスのブルジョワ女性たちが、女性プロレタリアートには選挙権を及ぼさず、自分たちだけにそれを得ようと望んでいる」と批判されることになった。

1907 年に、労働党は、党大会ではっきりと普通選挙の決議をし、婦人参政権をその中に含めてしまった。そこで Pankhurst 夫人たちは、労働党から離れてしまった。

婦人参政権は、地方自治体では、すでに 1869 年に認められていたことを考えても、下院での参政権法案が男女平等の原則の問題ではなく、むしろ政党の均衡とか、法案として有効な時期の考慮等のかけひきに左右されていたことは明白で、またイギリスの議事手続からみて、婦人参政権は、個人の発議による法案としては成功の見込みがなく、政府が支持する法案だけが頼りであった。それゆえ、当時の労働運動内のリブ・ラブ主義的傾向、労働党がことをかまえるにはあまりにも弱小であること、それらはサフラジェットにとっては致命的弱点であった。その後、労働党が公けの綱領の中に婦人参政権の支持を掲げた時も、WSPU はこれを歓迎せず、労働党への挑戦から、早急に保守党政権の復帰ということに、その望みをおくようになった。そして WSPU と労働党との摩擦は、選挙戦を始め、種々のところで生じ、次第にその離反が決定的となっていった。

それでは、前述の Sylvia のイースト・エンドでの運動は、WSPU の中でどのような大きさを占めていたのか。

この運動は、確かに婦人参政権運動の、ブルジョワ的運動からの離脱を指向していた

し、貧困に苦しむ無産女性をとりまく条件に反対することから発する同権の要求であった。もし大戦が介入しなかったら、このキャンペーンが、参政権闘争の中で決定的意義を示し得たかも知れない。が、現実には、この運動は、全体から見れば、あまりにも小さなものでしかなかった。

後に、「イースト・ロンドン連盟」は、労働党の Lansbury の Daily Herald League と提携したということから、WSPU より放逐を宣告された。この時 Christabel は、「労働女性の運動は何の役にも立たぬ」と言い、一番可能性があるのは保守党であるとの確信を強めていた。

次に WSPU のいわゆる Militantism(その激しさは、20 世紀初頭のイギリス国内の三つのアナーキカルな闘争 ── Syndicalist, Feminist, Irish ── の中で一番過激であった)についてであるが、戦闘性という特徴は、成立当初より WSPU に付随したものではなかった。それは闘争の過程で、戦術上の行動様式として採用されるようになった。これは、形態としては、ちょうど 1910 年前後の労働運動における劇的変化、サンディカリズムと類似しているが、労働運動に見られるような思想的転換を伴わず、その形態のみ踏襲したものといえよう。

従って NUWSS の穏健なやり方と WSPU の戦闘的直接行動との著しい対照は、一見したところ、存立基盤や思想的裏付けの相違に帰することができそうにみえるが、そうではない。強いて言うなら、戦闘性は、前述したような WSPU の初期の労働運動との関係に何らかの根をもっていたと言えなくはない。すなわち前世紀から一貫した合法的運動とは別に、今世紀初頭にあらわれてきた激しい参政権要求の活動の契機には、やはり女性労働者の階級的成長を無視することはできない。しかし、前述したように、サフラジェットのその後の運動は、急速に労働運動からは分離してしまったのである。

大戦勃発と共に、諸政党の政争の中止、産業休戦等が宣言され、それと歩調を合わせてほとんど全ての参政権諸団体も直ちにその政治的行動を中止し、その組織と闘争資金とを国家奉仕にふりむけ、積極的に参戦支持へと突進した。Pankhurst 母娘は、全てのサフラジエットに戦闘的運動の中止を呼びかけ、他の諸団体にも例のない激しさで熱狂的愛国主義へと突進した。政府もこれに応えて入獄中のサフラジェットを全て釈放した。WSPU の機関紙 *Suffragette* は、戦争扇動紙となって *Britannia* と改名され、Lloyd George の求めに応じて女性に産業上の国家奉仕を呼びかけた。

一方、帝国主義戦争の本質を見抜いた Sylvia たちの「イースト・ロンドン連盟」は反戦運動に立ち上がり、また微小ながらも参政権運動も継続した。

そしてこのように全体としては、実質上、要求者側の運動の消えかかったような時期に婦人参政権が成立した事情は、ここでは触れる余裕がないが、1918 年に実現した選挙法改正は、周知のように、男子普通選挙で、婦人参政権は、著しい制限付きであった。しかし、この非論理的な年齢資格に対して普通成人選挙の要求を掲げた Sylvia たち「労働者参政権連盟」(「イースト・ロンドン連盟」の改称)は、孤立無援であった。以前に普通選挙支持の態度をとった労働党すら、全法案の破滅をおそれて妥協して新選挙法改正を承認した。他の参政権諸団体も、その年齢制限に遺憾の意を表しつつも法案の安全性の考慮から、制限付きの婦人参政権の立法化を強く要求した。そしてその時、WSPU(Woman's Party と改称)は、その問題にはなんら介入しなかった。

このように権利から除外される労働女性を除いては、ほとんど普通選挙の要求が出されなかったことは、イギリスの婦人参政権運動の限界を表わしていると言えよう。

以上 Mary Wollstonecraft からイギリス婦人参政権運動へとイギリス・フェミニズムの流れを非常に粗雑になったが、概観してきた。このようにサフラジストが現実に主張した選挙権は民主的な普通選挙権ではなく、いつもただ男性と同じ条件の選挙権なのであった。元来フェミニズムの要求の本質とは、女性が男性によって享受されている権利をもつという要求であり、それが究極目的となってしまうことが多い。O'Neill のいわゆる Social Feminist というのは、イギリスでは大勢とはならなかった。

従って、イギリス・フェミニズムの運動 ── 経済的なものでなく、インテレクチュアルで、プロレタリア的でなく、ブルジョワ的な ── は、イギリス女性史のあくまでも一部分であり、この研究によっては、おおい得ない他の重要な女性史の分野もあるということに留意しておきたい。

四

この小論に関する限りで、イギリス女性史の研究状況を略述しておく。

イギリス史研究の細分化されていることから、女性史に側面から照明を投げかけてくれるものは、無数にあるし、女流文学者の小説や評論の類も適切な史料として取り扱える場合も多いことは言うまでもないことで、ここでは、フエミニズムを中心とする女性史そのものを主題とする研究書についてのみ言及する。

アメリカのフェミニズムについては、E. Flexner の名著 *Century of Struggle: The Woman's Rights Movement in the United States* (Cambridge, Mass., 1959) があるが、イギリス・フェミニズムについては、深さと巾の点でこれに匹敵するような著作は出ていない。しかしそれでも、有用なものとしては、R. Strachey の *The Cause: A Short History of the Women's Movement in Great Britain* (London, 1928) があり、その他同種のものに、W. L. Blease (1910), J. Kamm (1966), M. Rameıson (1967) などの著がある。

また、フェミニズムのみに限定しないイギリス女性史の書に、D. M. Stenton による *The English Woman in History* (London, 1957) がある。この書の対象は、タキトゥスの時代から、J. S. Mill に至るまでの広汎な時期をおおう膨大なものであるが、序文にみるように、彼女の執筆の衝動は F. M. Stenton 教授の研究よりうかがい知ることのできたアングロ・サクソン時代の堂々たる自立した女性と、彼女自身が親しんだ中世での文書やチャーターの類から知りうる、法的従属状態にある女性との間の対比から引き出されたとのことである。それゆえ、この書の圧巻は中世にあるが、世紀が進んでも一貫して流れているのは、女性の地位を規定する諸法律から演繹されるものが、必ずしも社会におけるその真実の地位をあらわしてはいないという判断だと思われる。ついでながら、私は、彼女が、小説などの文学作品を一切、史料から排斥するとの戒めに疑問を感じるのである。フィクションとして潤色のあることを心しているなら、文字になったものは、いかなるジャンルのものであろうと、その当時のものとして男女が活動し生活していた背景に対する証拠を提供してくれるものではないだろうか。そうでなければ、17 世紀末フェミニズム発生以前のイギリス女性史は、わが国では扱えないことになる。

次に、イギリス婦人参政権運動の研究書としては、フェミニズム一般の場合と同様、残念ながらアメリカのものに匹敵しうるものはない (アメリカには、数人の女性の共著で、*History of Woman Suffrage*, 6 巻 (New York, 1881-1922) がある)。しかし役立つものとして

は、R. Fulford の *Votes for Women: The Story of a Struggle*(London, 1957)で、これは婦人参政権運動とその権利獲得の経過が、今世紀のイギリスの最も重要な憲政上の発展であることを評価し、ドラマティックな諸事件と諸個人を当時の社会的政治的変化を背景に描き上げていて、*Evening Standard* 紙の賞を獲得している。巻末の付録に、運動に関係した 200 人以上の女性(サフラジスト、サフラジェット、また若干のアンチも含める)の出身や略歴を列記していて便利である。また、戦闘的運動の中心人物 Pankhurst 母娘の研究として、最近、D. Mitchell の *The Fighting Pankhursts*(London, 1967)が出版された。また、婦人参政権運動をイギリス政党史の主流と結びつけたものに、C. Rover の *Women's Suffrage and Party Politics in Britain, 1866-1914*(London, 1967)がある。

研究書については、このような状況であるが、原史料に直接親しむにまさる代用品のないことを考えると、イギリス婦人参政権運動の史料の豊富さを付言しておかなければならない。すなわち、Pankhurst 母娘を始め、運動に直接関係した人々によって書かれた著述の数が多く、古書としてまだ今でも比較的手に入り易いことである。とくに、京都大学には、この運動に関して当時各組織からおびただしく出された小冊子、手紙、その他種々の印刷物を一冊の本に構成したコレクション *Women's Franchise* があり、貴重な史料である。

第一章　ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察
── ガヴァネスの問題をめぐって

はじめに

イギリスでは、あらゆる階層、あらゆる分野での女性の法的・社会的・政治的地位の変化を総称するものとしての「女性解放」史は、とくにヴィクトリア時代の開始から第一次大戦末までの時期における社会的諸発展の最も目覚しい局面の一つであった。

その「女性解放」史の内で、傑出した一部を成す、直接的な組織された社会運動であるフェミニズム feminism（女権拡張運動）は、婦人参政権獲得という政治上の解放を、その最上の達成として位置づける(1)、知的起源のミドルクラスの運動として通例記述されてきた。E・アレヴィは、次のように論ずる。「18世紀の啓蒙思想、フランス革命の哲学、そして沈滞の年月の後に1860年頃の時期を特徴づける偉大な個人主義的自由主義的運動の中でそれらの思想や哲学が復活したこと ── これらが、工場や会社において、専門職や公的生活において、男性との平等を要求するように女性を駆り立てた衝動が引き出された源である。運動の起源はインテレクチュアルであってエコノミックではなく、またブルジョア的であってプロレタリア的ではなかった」(2)と。アレヴィが、知的起源を強調するのは、産業革命による女性の工場労働の創出を、女性の解放の決定的原因とみなし、他の諸国に比してのその運動の激しさ・早さの理由と考えるマルクス流の史的唯物論への疑念からであった(3)。確かに、イギリスのフェミニズムは、専らミドルクラスの女性の運動であって、労働階級の女性が、生存してきた情況は、「二つの国民」two nationsという言葉にうかがえるように、ヴィクトリア時代中期のほとんどのフェミニストの知識や共感を越えるものであり、下層のランクで起った女性の社会的地位の変化は、1850-70年のパイオニア的フェミニストの努力にほとんど負うものではなかった。また、ミドルクラスのフェミニズムと労働女性の運動とは、時折係わり合うことはあっても(4)、ほぼ平行線を辿ったと言える。また、イギリス・フェミニズムの本流としての婦人参政権運動は、チャーチズムのように経済的要求が、運動の基礎にあったのではなく、本質的にミドルクラスの女性によって推進された政治運動であったと一般にみなされている(5)。その通説は、半世紀以上にわたった婦人参政権運動の全体的把握として正しいものである(6)。しかしイギリス・フェミニズムのそのようなミドルクラス的性格ゆえに、運動の知的起源をあまりに強調して、経済的側面についてほとんど無視同然となると、疑問を抱かざるを得ない。

したがって、本稿では、ミドルクラス的即インテレクチュアル（それと対立するのは、エコノミック即プロレタリア的という結びつき）と結びつく説明に対し、イギリスにおけるフェミニズムを生み出すコンスタントな圧力となったミドルクラス女性内部の経済的要因を、従来とは少し異なる方向から強調するために、また、いくらかでも女性の問題を中心に据えるやり方でヴィクトリア社会を考えるために、イギリスプロパー、もっと言うならヴィクトリア時代プロパーの存在としての「ガヴァネス」governessという女性の職業を取り上げる。

少し異なる方向と述べたのは、こういう意味である。すなわち、これまで一般的な女性の解放の背景に経済上の要因が作用していると言われる時には、労働女性がイニシァティヴを握ったという場合の外は、次のようなネガティヴな意味合いで言われてきた。

すなわち、ヴィクトリア時代の経済成長の過程で、工業化前の時代に家族の保持していた経済的機能が減少の一途を辿り、そのために女性の内部に生み出された有用性(経済上の役割)の喪失意識が、フェミニズムの運動の背景にあったということである(7)。その喪失感は、とくに経済的繁栄を享受したミドルクラスの女性に顕著であり、それはまた、前世紀の W・ブラックストーンの『イギリス法註解』以後確立された既婚女性の法的地位の欠如の状態(8)が加わって強化されたのである。つまり、ミドルクラスの「有閑女性」idle woman が、自らの「遊惰」idleness の状態に耐えきれず、無用さへの焦燥が、フェミニズムの主要動機になったというのが、経済的要因の説明であった。実際には、当時の女性の低劣な労働条件とは、何も産業分野、工場やワークショップの中だけに限らなかったのである。前記の説明も、長く続いた幅広い社会的変化(意図されず、予期されもしなかった諸事件の結果をも含む「女性の解放」)に対して、確かに何らかの潜在的影響力をもったであろうが、明確に組織された社会運動としてのフェミニズムの起源を考える時、ミドルクラスの一部の女性の経済的困窮の事実が、より重大でより直接的なものとして浮び上ってくるのである。そのような意味で、経済的要因を考察するためにガヴァネスの問題を取り上げたのである。

勿論、ミドルクラスの女性の叛乱を惹き起した諸原因および諸結果との、複雑な蜘蛛の巣のような網の目を解くためにこれこそが決定的などとは未だ言えるものではなく、ここでは比較的重要な要因として提起することができるにすぎない。

註

(1) Theodore Stanton (ed.), *Woman Question in Europe: a series of original essays*, 1884, p. xiv. Francis Power Cobbe によって書かれた Introduction において、「女性運動の広汎な進展……その進歩の栄冠と完成は……参政権の達成であるにちがいない。そこに到るまでは、成就されたいかなる事柄においても、最終的満足はありえない。『参政権は、女性の地位の鍵である』ということが、陳腐なほど繰り返されている。それを得たなら、望み得るあらゆる特権は、その後から続いてくるにちがいない」とある。

(2) Élie Halévy, *A History of the English People in the 19th Century, vol.VI: The Rule of Democracy, 1905-1941*, 1961, pp. 490-491. (*Histoire du Peuple Anglais au XIX Siecle*, 1912-3 からの英訳)

(3) *Ibid.*, p. 487.

(4) 工場法の女性労働保護規定へのフェミニストの反対やフェミニストのイニシアティヴによる「女性労働組合連盟」(Women's Trade Union League)の結成などに係わりがあるが、後述する。

(5) Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain, 1866-1914*, 1967, p. 12.

(6) 第一次大戦直前の時期の婦人参政権運動の中で、シルヴィア・パンクハーストの組織した「イースト・ロンドン連盟」(East London Federation)は、婦人参政権と、労働女性の運動との重要なパイプとして見過すことはできないが、その活動は、パンクハースト母娘の組織した「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union ― WSPU)の枠の中で、少数派でしかなかった。Cf. Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement: An Intimate Account of Persons and Ideas*, 1931.

(7) Rover, *op. cit.*, p. 12.

(8) ブラックストーンによって定式化された女性の法的無権利状態については、水田珠枝「女性解放思想の形成過程」『思想』525 号、1968 年、71 頁など。

一 ヴィクトリア時代のガヴァネス

(一) ガヴァネスとは

ガヴァネスという女性の職業は、系図をミネルヴァまでさかのぼらせてよい程に古い継続的歴史をもっているし、その役割内容や社会的地位は、時代と共に変ってきたが、比較的初期には、主に王室や上流階級だけの雇用人であり、驚異的に博識なガヴァネスもいた(1)。しかし、ここでの対象は、そのような高名な少数の女性ではなくて、ヴィクトリア時代の上流中流の家庭の中で無名のまま生存した、自らの教育程度も悪く、19 世紀の『パンチ』誌 Punch のコミックな嘲笑の的となっていた群像としてのガヴァネスである(2)。

元来は、ガヴァネスによる家庭教育は、イギリスが農業国としてとどまっていた頃の、旅行が困難で住民(とりわけ女性)は、ほとんど静止していた時代の実際的処置であったろう。しかし、19 世紀の産業上の発展に伴って地方の孤立性が壊れても、その慣行は、なくなるどころか、ミドルクラスがその貴族的慣行を模倣するにいたって、ヴィクトリア時代のガヴァネスは、『ジェーン・エア』や『虚栄の市』を始めとする多くの小説の登場人物となり、その情況や問題性が、種々のジャーナルで取り上げられるような一つの社会的問題として浮び上ってきた(3)。ヴィクトリア時代にミドルクラスが、貴族のこの古い慣例に執着したのは、女子教育のための施設の不十分さ(4)だけが、唯一の理由ではなかった。まず、ここで当時のミドルクラスの家庭でガヴァネスを雇うことの意味を考察しておきたい。

ガヴァネスを雇うということは、新興のミドルクラスにとっては、「お上品気取り」(リスペクタビリティ)のしるしであった。1850-70 年代のミドルおよびアパーミドルクラスの繁栄について研究したバンクスの言うように、この時期の繁栄の結果は、単によりぜいたくな生活様式の採用ということだけでなく、それが社会的評価への志向性を伴っていた。ミドルクラスが誇示した「お上品気取り」を示す、バンクスの所謂〈paraphernalia〉とは、高価な家屋敷とか調度品とか馬車というような諸道具だけでなく、屋内外で雇われた数多くの家事使用人、必ず外国で過す長い休暇、息子をパブリック・スクールから大学へ遣る習慣、さかんなディナー・パーティ等々をも含む言葉であった(5)。ガヴァネスも、そういった〈paraphernalia〉の一つであり、ヴィクトリア時代ミドルクラスの上昇する経済力の証拠であった(6)。例えば、ジェントルウーマン同士がお互のガヴァネスについて客間で愚痴のごとき会話をすることまでが、その家の経済力・社会的地位のシンボルとしてその存在を外部に誇示することであった。更に、ガヴァネスは、雇い主の妻が、どの程度「有閑女性」であるかを示す存在でもあった。このような妻の像もまた、〈paraphernalia〉の一つであった。既存の権威的社会階級を羨んでいた新興のミドルクラスは、その妻や娘を快適で優雅な「遊惰」の生活をさせるという点で、貴族をまねたのであり、19 世紀初めには、J·S·ミルの『女性の隷従』からもうかがい知れるように専ら家事的義務を担った既婚女性(8)から、家事および子供の教育義務からも解放されて、全く働く必要のない、というより働くべきでない既婚女性への移行が、その家族の男性の成功を誇示したのである。このミドルクラスの女性の「遊惰」という慣行は、女性の有給労働が、不幸であり恥辱であるとみなされる程に、ミドルクラスを通じて拡がった(9)。なかんずく、伝統的に母親の重要な機能の一つであった子供の教育のために、専門家、ガヴァネスを雇うということは、妻や母親の家事的機能から装飾的機能への移行のシンボ

ルと言えよう。このようなミドルクラス既婚女性の日常生活の変化とフェミニズムとの関係については、後述する。

それでは、求人側が、ガヴァネスに求めた要件、すなわちガヴァネスの出身階級は、何であったか。ヴィクトリア時代のミドルクラスの両親は、当時の女子教育の主要目的であった上品な嗜み accomplishments を娘に教えることのできる女性を求めた(10)。もっと言うなら、良家の出の女性、自分たちと身分的に同等のジェントルウーマンであることが、要件であった。が、一方では前述したように、当時は新しい「有閑女性」の理想像が、ミドルクラス内で完全に勝利を博していた時代である。したがってガヴァネスとしてジェントルウーマンを雇用することは、ガヴァネスの側からすれば、良家の出の女性は、自身で生計を稼がないというルールの例外であったが、その問題性については、後述する。

(二) ガヴァネスへの道

求人側の、すなわちミドルクラスの家庭でのガヴァネス雇用の流行について前項で述べたが、後述するようにガヴァネスは、常に供給過剰であったのだから、なぜ雇われるべきジェントルウーマンが、多数生じたかを考えねばならぬ。

ヴィクトリア時代初期の文学作品は、ナポレオン戦争終結に引き続く年月に、困窮したジェントルウーマンの突然の増加を示唆し、そのようなジェントルウーマンの洪水を、国の経済の急速な膨脹、ミドルクラスに、より一層影響したビジネスの不安定さ、ビジネスの殺到に対応するだけ十分に整備されていない信用制度、その結果銀行の倒産による経済的困窮というプロセスでもって説明している(11)。また、バンクスは 1830 年代の頻発する銀行倒産のためガヴァネスの労働市場は、1850 年代には、初老の貧窮状態にあるミドルクラスの独身女性や寡婦で、すでに供給過剰となっていたと述べている(12)。

職をもたねばならぬ独身のミドルクラスの女性の増大は、別にヴィクトリア時代初期に限らず、19 世紀を通じて常態であるし、その原因も、不慮の経済上の困窮だけでなく『パンチ』誌のいわゆる「あり余った女性」female supernumeraries の問題でもあった(13)。1851 年のセンサスでも、男性に対する女性の数の過剰をとくに問題としているが(14)、1851 年のセンサスしか手に入らないので、1871 年に関してバンクスの引用している数字とを合わせて考えてみる。1851 年のグレート・ブリテン全体で女性の数 10,735,919 人、うち 15 歳以上 7,043,701 人、そのうち独身者は、2,786,587 人、つまり約 39%である。ローヴァーは、ほとんどが既婚の年齢群(35-40 歳)の中ですら、女性の 4 分の 1 が独身だという(16)。1871 年の 15 歳以上の独身女性の概数 3,228,700 人、つまり 20 年間で 16.8%の増加である。それにこれらの数字は、同じ 20 年間の男子と比べると、72,500 人から 125,200 人への余分の独身女性数の増加を伴っていた。つまり 72.7%の増加である。これは、確かにヴィクトリア人を悩ますに十分な数字である。この両性間の数の不均衡は、植民地への独身男性の大量進出、海外での軍役、一般に男性において高い死亡率、「男の自由」masculine freedom と呼ばれた独身生活を楽しむ男性の傾向などから生じたとされるが(17)、この「余分」という現象は、なかんずくミドルクラスの女性に、より顕著に現われた(18)。全ての女性は結婚すべきであり、夫によって扶養されなければならぬという楽観的な仮説(19)は、19 世紀中期の諸現実には全く合わなくなっていたのである。

なぜジェントルウーマンが、職業を求めたかを説明するヴィクトリア朝小説の規格化されたようなガヴァネス像は、生れ育ちが良く教育のある女性が、父親(または夫)の死

か破産で扶養してくれる係累もなくて、パンを稼ぐ必要から生じた教育者のタイプであった(20)。ということは、当時、経済上の困窮の問題が、一番強く関心をもたれたと言えよう。そしてガヴァネスの職は、有給雇用であっても、家庭を職場とする半ば私的な職であるから、ジエントルウーマンとしての身分を失わないでいられる唯一の職業として正当化され、自活を余儀なくされミドルクラスの女性にとって、ガヴァネス以外に選択枝はなかったのである(21)。

ここで、ガヴァネスの職を通じての上方への社会的流動の可能性について付言しておきたいが、そのような社会的上昇の企てが、実際に行われた例証は、当時の史料にいくつかある。たとえば、『クォータリー・レヴュー』誌 *Quarterly Review* は、自分の娘の社会的身分の上昇を企てて「ガヴァネスとなるための教育を受けさせる富裕農民や小売商人」の慣行について記している(22)。それが、どの程度行われたかを、算定するだけの資料はないが、前述の記事が、「多くの育ちの良くない女性が、その職業に入りこみ、俸給を引き下げて、良い生れと不運のために、それ以外の避難所の残されていない人々の権利を侵害している」と続くことや、また、フィクションでは、サッカリの『虚栄の市』のベキー・シャープが、不道徳の見本のように鋭く描かれている(23)のをみても、ヴィクトリア時代のミドルクラスが、こういう上方への流動性を好ましくないものとみなしたことは明らかである。下層階級出身の女性が、いかに教育を受けても雇う側の判断では、やはり育ちの悪い者として映るのであり、逆にジェントルウーマンは、いかに貧困でもジェントルウーマンであり続けたと言えよう。

(三) ガヴァネスの状況

それでは、ヴィクトリア時代ガヴァネスの実際の生活は、どのようなものであったか。ガヴァネスという職業そのものの分析ではないので、ここでは、後のフェミニズムという組織された社会的運動への歴史的発展という脈絡から見て、叙述を必要と考えるガヴァネスの職業のジレンマ・矛盾といったものを中心にその窮状について略述する。

まず、第一に、ガヴァネスの市場の供給過多ということがある。1851 年のセンサスでの職業分類ではガヴァネスの数 21,373 人である(24)。しかし、教師の項目に入っているのもあるようで、ほとんどの研究文献は、同年に約 25,000 人と挙げている(25)。単純な統計だけでは、ガヴァネスの重要性は小さく見えるが(26)、『タイムズ』紙の求人広告の一例に 140 の応募者の殺到というように(27)、就職中のものは比較的少なくても、潜在的なガヴァネスの数は、相当程度膨らむであろう。職探しの困難さの実例は至る所に見られる。

そのように、供給が常に需要を上まわったことは、ガヴァネスが、良い条件の家内使用人よりも低い給料で求められることになった(28)。特別な能力をもっていても、それに対して与えられる割増はなかった。住み込みで賄付きではあるが、洗濯代・旅費・医療費などは自弁であり、適切なジェンティールな服装に気を配らなければならないし、何の保障もない失業や老後のための蓄えなども必要だし、また、ブロンテ姉妹のように扶養しなければならない係累などをもつものも少くなかった。給料の額は、これといった基準もなく家庭によりさまざまであって、一般化はできないけれど年収 15 ～ 100 ポンドを上下している。が、上の方は例外的で 80 ポンドを越えることは滅多になく平均は 20 ～ 40 ポンド位であったろう(29)。シャーロット・ブロンテの場合で年収 20 ポンド、更に 20%が洗濯代として差し引かれた(30)。この給料にバンクスに従って賄いの費用を年

30 ポンドと想定して(31)付け加えても、F·P·コッブが、「年に 200 ポンドの収入では、ミドルクラスの安楽な生活様式に慣れた女性にとっては少なすぎる」と言っている(32)のと比較すれば、その窮状は明白であろう。最良の条件下のガヴァネスでも、失職·病気·老齢に備える余裕はほとんどなく、後述するガヴァネス救済の組織「ガヴブネス互恵協会」Governesses' Benevolent Institution によって「秘かに提供される一時的援助」(33)しか頼りはない状態で、その援助の数は制限されていたので救貧法下のワークハウスへと到るガヴァネスの記録は、稀ではなかった(34)。

その仕事内容は、給料と同様家族によって多種多様であったが、レッスンの他に生徒の日常のことから社会的活動まで絶えず監督するというのが、通常の義務であった(35)。R·ストレイチの引用しているガヴァネスの求人広告を見ても(36)、自身の余暇など全くない情況で、比較的恵まれていたシャーロット・ブロンテさえも、「ガヴァネスとしての奴隷状態」、「実存をもたぬ」と描写している(37)。

更に、近代的雇用契約に妥当しないガヴァネス職には、生徒を教える仕事の完了、また雇い主の一方的解雇など失業の危険がつきもので、一般にその雇用期間は短かった(38)。家事使用人が、長い間勤めて役に立たなくなっても生きている限り、そのまま扶養し続けるという温情主義的貴族的慣行は、ヴィクトリア朝ミドルクラスの家庭での老齢のガヴァネスには、ほとんど適用されなかった。以上は、ガヴァネスの職業上の物質的労働条件であるが、当時のセンサスの職業分類では、家事使用人とガヴァネスとは、等級が区別されている(39)にもかかわらず、ガヴァネスは、大体において家事使用人と大差のない類似の情況、いや、しばしばそれより悪い情況ということができる。しかしながら、家内使用人には、後で考察するガヴァネスをめぐっての運動の発展に類するものはなかった。したがってそのような物質上の問題以外にも重大なガヴァネスの苦難があったのである。

(四) ガヴァネスの問題性

ガヴァネスの問題性とは、既に若干述べてきたガヴァネスの特殊の社会的地位に根ざすものである。前述の職業上の諸条件と、これから述べることのいずれが、ガヴァネスの苦難のより大きな問題であったかを立証することは、不可能に思われる。しかし、ガヴァネスの生活が、ヴィクトリア朝ミドルクラスの社会構造や価値体系とどのようにマッチしたのかを考えることは、労働時間や給料の面からは説明できないガヴァネスと「有閑女性」の特殊の緊張関係を明らかにしてくれて、フェミニズムの性格分析に資するであろう。

ガヴァネスの特殊の苦難は、ミドルクラスの家庭内での彼女の立場・地位が定義されていないという事実から生じるとの同時代の見方(40)もあるが、M·J·ピーターソンは、問題は定義の欠如ではなく、社会におけるガヴァネスの地位について相矛盾する二つの定義があることから生じたと論ずる(41)。例えば『クォータリー・レビュー』誌の一節を引用すると「……ガヴァネスの真の定義は、生れ・作法・教育の点では我々と対等であるが、世俗的富において我々に劣るものであるということである。あらゆる意味で生れも育ちもレイディである人の父親が破産宣告を受ける。そうすると、彼女は、我々の子供の指導教師として我々の最高の理想美 beau idéal に適するものとなる以外何も望まなくなる。我々が、ガヴァネスという収穫を刈り取るためには、その種子を蒔くところの父親の無分別・浪費・過ち・罪が必要である」(42)ということである。つまりヴィクト

リア朝のミドルクラスの家庭の〈paraphernalia〉としてのガヴァネス雇用の必須条件は、言葉の真の意味でのレイディとしての彼女の社会的身分なのである。イギリスの女性の社会的身分についての真に重要な構成要素は、生れと教育に関係したもので、富の点はマイナーにすぎないのかどうか、ガヴァネスだけで結論づけられないが、この点にイギリス・フェミニズムの、思想としてでなく運動としての「女性の権利」の「女性」が総称ではなく、女性の中に分断が、意識的にも無意識的にもなされる理由のように思われる。が、それは後の問題である。ともあれ、当時の文献では、ガヴァネスをレイディという語で扱い、そのジェンティリティや社会的地位を論じ、身分の没落を意味する表現はない(43)。しかしながら、他方では、ガヴァネスは、経済的富をもたず有給の職業に就く点で、レイディは働かない、すなわち「上流および中流階級の女性は、男性の係累によって扶養される」という当時の文化的生活のルールの例外であった。F·P·コッブの言葉のように、このジェントルウーマンの「遊惰」を「嘆かわしい怠慢」、腐敗として敵視する見方(44)は、後のフェミニズムの発展の産物であり、ミドルクラス以上の女性は、全く徹底して俸給を受けることを侮辱としてしりごみし、家族と友人の私的なサークルの中に閉じ込められ、全面的に扶養される有閑な存在としてのジェントルウーマン像は、有給の仕事への御法度により、更に強化された。例えば S·ジェックス=ブレイクの父は、彼女が 1859 年にクィーンズ・カレッジの数学のテューターとして望まれた時、彼女がキャリアを得ても俸給を受けるのを禁じて、「社会身分において、より下の階級に属する賃金を受け取ること」は、社会的評判を失し、その賃金取得者とその家族の社会的身分の劣っている証拠となると主張した(45)。また出版を意図した文筆の仕事も、家の中で行なわれても、しばしば匿名でかあるいはただ簡単に「一女性によって」と書き記された(46)のは、この禁令の強さの例証となるであろう。したがってガヴァネスは、雇われた家庭の「有閑女性」と全く同等の身分とは言えない。ミドルクラスのホームは、ジェントルウーマンの雇用先としては、ある意味では理想的場所で、工場へ入るのとはちがって、ガヴァネスは、完全に同化できれば、本来の環境とでも言うか、第二の家庭の中にとどまることができるわけである。しかしガヴァネスは、子供たち、主に若い女性を有閑なジェンティールな生活に備えさせるための教育を提供するために雇われた。しかも自らその同じ目的のために、エレガント・レイディになるために、教育を与えられてきている。結局、ガヴァネスの職業、ミドルクラスのジェンティリティの身分のシンボルとしての機能は、ガヴァネス自身の受けた教育、その基礎をなすヴィクトリア社会の価値との矛盾に通ずることになる。もう少し言うなら、ミドルクラスの家庭の中で、ガヴァネスとしてジェントルウーマンを雇用するのは、ヴィクトリア時代ミドルクラスの価値を強化し、永続化させる〈paraphernalia〉として役立った反面、身分的に上・中流階級のレイディを雇用することにおいて、そのガヴァネスの存在は、その価値そのものの否認となるわけである。

ヴィクトリア時代のガヴァネスの社会的評価におけるこの衝突は、ジェントルウーマンにとって有給の職業が適正かどうかということの概念の問題以上のもので、日常生活のさまざまの面に形をとって顕われたようである。E・ギャスケルによる『シャーロット・ブロンテの伝記』でも、ガヴァネスと、同じく使用人でもガヴァネスに給仕しなければならないことを快く思わぬ他の家内使用人とのあつれき、ガヴァネスへの親・子供の態度等々、家族員と使用人との間に位置し、完全にはどちらでもないこの不安定な窮屈な立場から生じるガヴァネスの試練を描写している(47)。ガヴァネス自身、自らのこ

の社会的地位の矛盾に気づいていたから、とかく防衛的な対応に出て、おちぶれた自らの不遇や、自己評価の混乱や他人の振舞の複雑さなどの結果、意地悪や気むずかしやのガヴァネスが多いとの記述(48)や、1853 年にフロレンス・ナィティンゲールの組織した「病んだジェントルウーマンのための病院」Institution for the Care of Sick Gentlewomen の「患者のほとんどが、ガヴァネスであって、……しかも精神をやられている者が多い」という記述(49)も、あながち誇張ではなかったであろう。

今まで述べてきたガヴァネスの問題を、もう一度簡単に要約しておく。雇用されねばならぬジェントルウーマンの生活の窮迫、女性の有給雇用に対する、ミドルクラスの偏見、女子教育の劣悪さ、既婚女性の法的無権利状態、それら全てが絡まりあって、ガヴァネス職という廉い労働力のプールを生ぜしめた。そしてこのガヴァネスの知的・物質的貧困を最大限利用した雇い主家庭。その結果、家内使用人と同程度の低賃金でありながら、なおジェントルウーマンとしての立場を、家族と家事使用人との間の不安定な場所で維持しなければならないことに、ガヴァネスの矛盾は集約されたのである。

註

(1) 1642 年から 1650 年まで、チャールズ一世の娘エリザベスのガヴァネスとなった Bathsua Makin の例。Josephine Kamm, *Hope Deferred: Girl's Education in English History*, 1965, p. 73.
(2) cf. Constance Rover, *The Punch Book of the Women's Rights*, 1967, pp. 24, 26-27. 本稿でのガヴァネスの用語は、プライベートな住み込み家庭教師の意。
(3) 『ジェーン・エア』と『虚栄の市』とは、ガヴァネス救済に端を発するクィーンズ・カレッジの創設と同じ年に出版されたのは、興味のある一致である。ガヴァネスを扱った文学作品等については、以下を参照。Wanda F. Neff, *Victorian Working Women: An Historical and Literary Study of Women in British Industries and Professions, 1832-1850*, 1929, reprinted 1966, chap. V. またジャーナルについては、*Quarterly Review*, Vol. 84, 1848, Dec., pp. 176-185.
(4) cf. Janet Dunbar, *The Early Victorian Woman: Some Aspects of Her Life*, 1953, pp. 134-135.
(5) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964, p. 12.
(6) M. Jeanne Peterson, "The Victorian Governess: Status Incongruence in Family and Society", *Victorian Studies*, vol. XIV, n. I, 1970, p. 9.
(7) *Ibid.*, p. 9.
(8) J. S. Mill, *The Subjection of Women*, 1869, Everyman's Library, 1954, p. 290.
(9) Neff, *op. cit.*, p. 187; Viola Klein, *Britain's Married Women Workers*, 1965, p. 9.
(10) Kamm, *op. cit.*, p. 170; *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 170.
(11) Neff, *op. cit.*, p. 155. この時期のイギリス国内の破産、銀行倒産の増大については、G·D·H·コール『イギリス労働運動史』第 1 巻・邦訳 77 頁。Harriet Martineau, *A History of the Thirty Years' Peace, 1816-1846*, vol. I, 1877-1878, pp. 55, 262, 265.
(12) Banks, *op. cit.*, p. 31.
(13) Rover, *op. cit.*, p. 18.
(14) *The Census of Great Britain in 1851*, reprinted in a condensed form, from the official reports and tables, 1854, p. 35.
(15) *Ibid.*, pp. 108-109, 117; Banks, *op. cit.*, p. 27. 未婚者の数に、さらに寡婦の数も考慮に入れる必要がある。1851 年に、widower 382,969 人に対して widow 795,590 人。
(16) William Farr, *The Analysis of the 1851 Census in Vital Statistics*, 1885, p. 46 (Rover, *op. cit.*, p. 18 に引用)。同じく、ローヴァーの記述で、1848 年に Weston-super-Mare に 1 人の独身男性に 40 人の独身女性がいると『パンチ』が指摘している。
(17) Banks, *op. cit.*, pp. 28-30.
(18) Klein, *op. cit.*, p. 10. 当時、「女性の余剰」が繰り返し問題視されたのは、とくに社会の、ミドル、アパーのランクに深刻に影響したからである。そのような家庭では、もはや、余分の女性の履行すべき有用な機能は何もなかった。より下の階級では、家事使用人なり、移民なり、なんらかの生活の道をみつけられた。

(19) Cf. Banks, *op. cit.*, p. 43 : Dunbar, *op. cit.*, p. 17.
(20) *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 182. その他、牧師の娘や、収入が平均して 500-1,000 ポンドの知的職業人の娘たちも、父親の乏しい収入の負担にならぬよう、結婚しない場合、ガヴァネスへの道を歩まねばならなかった。ブロンテ姉妹もその例である。Elizabeth C. Gaskell, *The Life of Charlotte Bronte*, 1857, reprinted 1966, p. 132.
(21) Rover, *op. cit.*, p. 25.
(22) *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 180.
(23) William M. Thackeray, *Vanity Fair*, 1847-8.
(24) *Census*, p. 132.
(25) Banks, *op. cit.*, p. 31; Ray Strachey, *The Cause: A Short History of the Women's Movement in Great Britain*, 1928, p. 97.
(26) 1851 年のセンサスで女性の雇用で大きなものは、domestic service, texetiles manufacture, dress manufacture などで 70%以上を占めているので、労働女性として考える場合、ガヴァネスの数は、大きいとは言えない。が、上記のものは、ミドルクラスを含まないことは言うまでもない。
(27) Duncan Crow, *The Victorian Woman*, 1971, p. 68.
(28) Peterson, *op. cit.*, p. 12. 主な家内使用人の給料を、Banks と Martineau の数字を引用して挙げている。
(29) Neff, op. cit., p. 158. ストレイチの挙げた実例は、年収 10 ポンド、ダンバーの例は 8 ポンドというひどい有様である。Strachey, *op. cit.*, p. 97; Dunbar, *op. cit.*, p. 139.
(30) Gaskell, op. cit., p. 135.
(31) J. A. Banks, *Prosperity and Parenthood: A Study of Family Planning among the Victorian Middle Classes*, 1954, p. 72. また、バンクスは、家にとどまっている成人の娘は、年に 200 ポンドの負担を父親にかけると言っている。*Ibid.*, p. 173.
(32) Peterson, *op. cit.*, p. 24.
(33) Kamm, *op. cit.*, p. 172.
(34) リスペクダブルな職業の狭い領域から、競争によって排除された者で、needlewoman や domestic servant などのより下層のランクへ下降した者も当然いるであろうが、数的なことは、明らかにできない。
(35) Kamm, *op. cit.*, p. 170.
(36) Strachey, *op. cit.*, p. 97.
(37) Charlotte Bronte, *Jane Eyre*, 1847, reprinted 1966, p. 298; Gaskell, *op. cit.*, pp. 115-116.
(38) Cf. Neff, *op. cit.*, p.170, 173; *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 180.
(39) *Census*, pp. 122-123.
(40) Peterson, *op. cit.*, p. 113.
(41) *Ibid.*, p. 14.
(42) *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 176.
(43) 多くの求人広告がその例証となる。Cf. Dunbar, *op. cit.*, pp. 138-9.
(44) F. P. Cobbe, *Life of Frances Power Cobbe*, vol. I, 1894, p. 64(Peterson, *op. cit.*, p. 9 から引用。)
(45) Kamm, *op. cit.*, p. 176. Sophia Jex-Blake は、兄弟が、同等の仕事で、大きなサラリーを得ている時に、なぜ自分がそれを拒絶しなければならないのかと遺憾に思いつつ、父親を説得できず、一年間、無給のまま勤めた。彼女は、後に、女性の医学博士のパイオニア Elizabeth Garret Anderson を後援し、自らも医学を学び、1874 年に、後の London School of Medicine for Women となる学校を開いた。
(46) たとえば Jane Austin の作品は、全て匿名であった。また、ヴァージニア・ウルフ『私だけの部屋 ── 女性と文学』邦訳、73 頁参照。
(47) Gaskell, *op. cit.*, pp. 114-116. ギャスケルは、シャーロットの私信の最もきびしい表白は、まだ生存中の人のことを考えて引用を控えている。が、それだけでも十分悲惨である。
(48) Rover, *op. cit.*, p. 26; *Quarterly Review*, Vol. 84, p, 177.
(49) Cecil Woodham Smith, *Florence Nightingale*, 1820-1910, 1950, pp. 121, 157. この病院は、後述する「ガヴァネス互恵協会」と同じくロンドンのハーリー街に建てられて、ナイティンゲールが、その所長となった。また、クォータリー・レビューも「この国の精神病院は、どの他の階級よりも、若いガヴァネス出身の収容者の割合が大きい」という恐るべき事実を述べている。

Quarterly Review, Vol. 84, p. 177.

二 ガヴァネスの救済

(一) ガヴァネス互恵協会

前節で述べてきた「雇用されたジェントルウーマン」としてのガヴァネスの窮状は、当時としては、近代的な雇用契約関係で定義される経済的分析の主題とはなり得ず、もとガヴァネスであった人自身からとか、また雇い主側からの個人的レベルでの解決策の模索、種々の討論や慈善的救済の試みを引き出した(1)。またイングランド南部に住む初期のフェミニストの多くは、北部の工場生活の実態や労働女性の悲惨さについての知識は欠いても、誰でも身近に一人はガヴァネスを見知っていたから、ガヴァネス職の状況を無視することはできなかった。個人的次元で改善を呼びかけた一例は、アナ·B·ジェイムスンである。彼女は著述家・芸術評論家として有名になる前には、自身ガヴァネスを経験したので、ガヴァネスの不幸の諸原因を分析して、母親にガヴァネスに対する責任の意識を奮起させること、子供の教育において母親とガヴァネスとの協力、ガヴァネスの仕事内容に変化・多様性を与えること、より快適な勉強部屋や子供と離れたガヴアネス専用の寝室の設備等々の重要性を説いた(2)。また、ガヴァネスの欠点を諫める者もいた(3)。こういった紙上の討論は、その後 J·ラスキンの『胡麻と百合』(4)、C·ヤングの『女性』(5)など、ジャーナルでは『クォータリー・レヴュー』、『フレイザーズ』Frazer's『パンチ』などで取り上げられているのを見てもわかるが、人間性の改善の訴えといった印象が強く、それらは 19 世紀を通じて存続した。それら自体は、実際の苦悩の救済よりも、それら苦悩を公けに広めることに意義があったように思われる。ここでは、ガヴァネスの問題をフェミニズムの脈絡の中で考察するので、直接に組織された運動のみに限定する。

逸早く、1841 年に発足した「ガヴァネス互恵協会」が、最初の組織された救済改善の方向への第一歩であった。創設の年は、100 ポンドの募金を除いては、何ら活動は始められず、1843 年に David Laing が名誉書記に就任してから、(i)失職して次の仕事に就くまで一時的に窮乏状態にあるガヴァネスへの援助、(ii)生計の手段をもたぬ老いたガヴァネスへ年金給付、(iii)就職中で節約する余裕のある者へ倹約貯蓄の奨励などの目的をもって、本格的に活動が始まった(6)。この門戸が開かれるや殺到した哀れなガヴァネスの群れは、いかに援助が必要とされていたかを示している。その具体的な活動内容は次のようであった。(i)については、「発足後 9 ヶ月間に 102 件依頼され、うち 56 人を助けたが、残りは救済の必要があるとわかっていながら、資金不足のためにやむなく断わる」(7)という例のような金銭上の援助。その他 1846 年に協会は、ロンドンのハーリー街 Harley Street に事務所をもち、その 2 階が失業中のガヴァネスを住まわせるホームとなった。当初は 25 人の収容力という。1 階は入会者の登録簿にもとづいて、勤め口紹介の無料のサーヴィスを行なった。(ii)については、ケントの町に働けなくなった老齢のガヴァネスのための収容ホームが、慈善的基金で建設された。年金給付は、1843 年に 15 ポンドの年金 1 口で約 30 人の応募、1847 年に 4 口で 90 人の応募、1848 年には一人当り 20 ポンドの年金 32 口に 150 人の応募というように、設けられる年金の口数は年々増えていたが、応募者の増加には追っつかなかった(8)。そして応募者のほとんどが、本当の貧窮の状態

にあった(9)。(iii)に関しては、ハーリー街の事務所に銀行らしきものがあり、ガヴァネスは自分の名で政府の有価証券に投資し、協会がその責任を取った。また、少額の貯蓄も出来た。老齢者への年金も、最後的に自ら受益者となるガヴァネス自身によって寄付された部分も多かった(10)。以上のようにこの協会は、慈善的活動として「一時的に困窮状態にあるレイディ」の救済という方面では、かなりの成功を収め、19 世紀を通じてさかんに活動を続けた。協会の 1862 年の業績を『セント・ジェームズ・マガジーン』Saint James Magazine は、次のように報告している。「18 万ポンドが、政府の証券の形で貯えられ、老齢のガヴァネスのため 100 人分の年金が用意され ── それらのあるものは一人当り年 25 ポンドにのぼる ── 3,000 人の女性が失業時、そのホームを使用し、14,000 人が、同協会の紹介所を通じて勤め先を見つけた。 ……ケントの町の収容所も、成功裡に、活動している」(11)と。又、フェミニストの J·ブーシェレット Boucherett は、1880 年代の著述の中で、同協会の老齢年金の給付 243 人と述べ、ロンドン最大のチャリティの一つと描写した(12)。ということは、アパーおよびミドルクラスの家庭では、相変らず安いサラリーでガヴァネスとして、ジェントルウーマンの知的・物質的貧困を利用し続けているということであり、協会の努力が、本質的解決になっていないということの例証と言えよう。協会それ自体の活動は、純粋に慈善的努力であったが、一方では次に見るように明確な教育改革の始まりとも関係があった。

(二) クィーンズ・カレッジ

前にも少し述べたように、当時の人のガヴァネス問題の認識は、貧弱な教育しか受けていないあまりに多くの若いジェンティールな女性が、職業に就くように駆り立てられた時、彼女には、いわゆる「ホブソンの選択」Hobson's Choice(より好みの許されない、与えられたものを取るか取らぬかの選択)しか無かったから、その結果供給が常に需要を上回って、ガヴァネスは、上級の家内使用人よりも低い給料で雇われるということであった(13)。したがってガヴァネスの経済的立場の改善のための唯一の道は、H・マーティノーも言うように教師としての適格を備えることであった(14)。より適格で有能なガヴァネスならより高い俸給が要求できるという認識が、女子教育の発展の第一歩となるのである。

メアリ・ウルストンクラフトが、『女性の権利の擁護』において、女性の従属の問題は、先天的知的劣性ということではなくて、教育の欠如が主要因であるとして、男女の平等の教育上の機会を主張したのは、1792 年であった(15)。ウルストンクラフトの「解放」の基本的課題は、第一に知的独立の問題であり、主として抽象的な議論の多い同著の中で女子教育論については、非常に具体的な提案を掲げていたにもかかわらず、以後彼女の叫びは、全く無視された(16)。その後、その種の討論がなかったわけではないが、19 世紀の中頃まで、ミドルクラスの少女の教育に対し、何ら効果的な批判は、行われなかったと言ってよい(17)。イギリスの女性について一連の本を著わして、相当の人気を博した W·エリス夫人は「1843 年に『イングランドの娘たち』の中で、「女性について第一に肝要なことは、男性より ── 肉体的力と同様に、知的能力においても ── 劣っていることに満足することである」と断言して、そのような従属の生活に適した教育の必要性を強調した(18)。イギリスの当時の寄宿学校の少女の教育は、1864-68 年の学校調査委員会 School Inquiry Commission の言葉を借りると、「断片的で、雑多で、脈絡がなく、科学的に一学科として教えられるのでなく、多くの単なる知識として教えられている。だから

漆喰で固めていない石積みの壁のように、粉々に崩れ落ちてしまう」(19)というようなもので、この漆喰を欠いた教育(というより教育として通用していたもの)の形式は、教室の外へ出れば、何の役にも立たぬつまらない知識で構成された長たらしいカテキズムを暗唱させることであった(20)。ガヴァネスとなる女性は、大体同様の雰囲気の中で教育を受けているので、その知的貧困は、十分に察せられよう。これまでのいくつかの散発的・孤立的な進歩的見解に起爆剤を与えて直接行動への第一歩を踏み出させる契機となったのが、ガヴァネスの問題であった。

最初の改革の試みは、前述の「ガヴァネス互恵協会」の委員会から生じてきた。協会が採ったガヴァネスの登録制が、真に意味をもつためには、名簿に登録された者が、教育職に適切な資格を保証する免状を所有していることが、望ましかった。その改革の指導的人物は、キリスト教社会主義者でロンドンのキングズ・カレッジ King's College の教授であった F·D·モーリスであった。ハーリー街の「ガヴァネス互恵協会」の事務所に隣接した建物において、1847 年に、モーリス及びキングズ・カレッジでの彼の友人で同じくキリスト教社会主義者の C·キングズリーらによって、昼間勤めているガヴァネスのための一連の夜間講義が組織された(21)。創設者の最初の考えは、このようにガヴァネスのみが、このカレッジで教育を受けるということであり(22)、このことは教育がパンを稼ぐ必要によっていかに左右されたかの証拠となるだろう。しかし、このように限定されたプランが、すぐに評判をよび、ガヴァネスだけでなく、昼間に出席可能なアパーおよびミドルクラスの女性のための講義も追加された。また、委員会は、「ガヴァネスを試験してその賞すべき価値に応じて免状を与えること」を始めた(23)。Murray という名の女王の侍女の説得で、女王の名前が冠されて、1848 年に正式にクィーンズ・カレッジ Queen's College の開校となった(24)。女王の名前の下賜は、女子教育への女王の関心の表われというようなものでは決してなく、かなり偶然的な事情によることだが、結果的には女王の名前が付いたために、女性のカレッジなどレイディにふさわしくないとか、プロプライエティへの脅威であるとかいった世間の非難(25)に対する防波堤となったと言えよう。ガヴァネスに免状を得させ、就職の際の人物証明書となるようにとの目的をもったこの小さな学校の開設の年が、翌年のベドフォード・カレッジ Bedford College(26)と併せて、今では、女性の大学教育の始まりと誤解されやすいが、当時はカレッジとは、実際名前のみで、カレッジ・システムは採用したが、その教育水準は、後の中等学校 Secondary School 程度のものであった。が、それは、女性のための知的訓練の重要性という点では全く新しい認識を表明していた。そのコースは第一義的には、ガヴァネスのためのものであったが、12 歳以上の全ての「レイディ」に開校され、シニア・ジュニアに分れ、授業料は適度の金額で、夜間クラスの現職のガヴァネスは無料であった。1847-50 年の間に、200 人近くが、種々の得意の研究分野で免状を与えられた(27)。男性の教授による講義の間、少女たちに付き添う婦人、すなわち学究的関心をもち、ジェントルウーマンとしての社会的身分をもつ chaperon を要求していたのは、当時の厳格な因習・慣例にカレッジが、従っていたことを示している(28)。

1862 年に、クィーンズ・カレッジは、「ガヴァネス互恵協会」とは、全く別個のものとなった。しかし協会の方で同カレッジでガヴァネスとなるために訓練される 16 名の学生のための奨学金制度を維持した(29)。

このように同カレッジの当初のガヴァネスとの特別の結びつき、あるいは将来教師になろうとする少女との特別の緊密さ、つまり師範学校的性格は、従来ガヴァネスによっ

てあるいは寄宿学校において学ばれていた前述したような初歩的な無益な知識よりも、より多くを学びたいと欲する少女・婦人の、教育への要求の中で失われていったと言えるのである。「ガヴァネス互恵協会」と訣別後のカレッジの発展については、ここでは触れない。

(三) 女性雇用推進協会

ガヴァネスに代表されるミドルクラスの女性の経済的困窮の改善のもう一つの動きは、ガヴァネス以外の雇用の機会を、つまり新しい選択枝を開拓する運動である。その必要をみたすために、1859年に、「女性雇用推進協会」Society for Promoting the Employment of Women が創設された。この協会は、この時期のフェミニズムの核を形成することになり、次節でも引き続いて取り上げるので、ここでは、創設の事情と発足当初の活動内容の若干を述べておく。

その創設に関しては、少し他の方面のことも説明しなければならぬ。それは、直接的ではないが、もとは1855年の「既婚女性財産法案」Married Women's Property Bill のための請願書を集めるために結成された委員会から起ったものである。その法案は、前述のW・ブラックストーンにより定式化された夫婦一体という「擬制」の下での既婚女性の無権利状態を改正するために、既婚女性にも財産権および遺言を作る権利を拡張することをもくろんだものであったが(30)、この法案への反対は非常に強く、1857年になってやっと第二読会を通過した。そのうちに、前の法案とは全くかかわりなしに「結婚及び離婚法案」Marriage and Divorce Bill が導入されて、この新しい法案は、その会期中に法律、すなわち「婚姻事件法」Matrimonial Causes Act となった。そしてその通過の際、遺棄されたか離婚されたかの妻を保護するための財産条項を織り込んだために、全ての既婚女性に該当する、より一般的な立法の希望は、ほとんど失くなってしまった(31)。そこでこの「既婚女性財産法案」のために働いていた先駆的フェミニストのバーバラ・L・スミス(後の B. Bodichon)とベッシー・R・パークスらは、その関心の方向を転換したのである。それが、教育があってしかも貧窮の状態にあるミドルクラス女性の救済の方向であった。

最初は、それらの問題や改善策を討議できるジャーナルを見つけることであり、E・デーヴィスが加わって、1858年に『イングリシュ・ウーマンズ・ジャーナル』*English Woman's Journal*(32)を手に入れた。以後、これは、種々の局面で女性の解放を取り扱う定期刊行物となった。その頃既に、ささやかな職業紹介をやっていたこの『ジャーナル』に注目していたフェミニストの J・ブーシェレットが、女性の新しい雇用のために協会を樹立するという構想を抱いて、『ジャーナル』の事務所を訪れ、援助を依頼した。こうして「女性雇用推進協会」が、1859年に正式に始まった。後に『ジャーナル』の事務所のあるロンドンのランガム・プレイス Langham Place に移り、両者は一体となった(33)。その少し前1857年に「社会科学振興国民協会」National Association for the Promotion of Social Science が、ブルーアム卿を会長として結成され、あらゆる局面のさしせまる社会改革を討論することを目的とし、「女性の権利」もその中の一つであり、最初から、女性の大会参加が積極的に奨励されていた。したがって当然の成行きとして「女性雇用推進協会」も、1859年末には、それに加盟して同協会の支持を受けることになった(34)。

このランガム・プレイスにおいて、ヴィクトリア時代後半のほとんど全ての女性の運動が、成長したといっても過言ではないが、発足当初は、それほど幅広い活動を意図してはいなかった。『ジャーナル』の購読者の間でのみ利用されるような職業紹介

employment register を始めて、せいぜい月に２、３件、それも主としてチャリティに関係していた仕事口を提供できればとの考えだったようである。しかし協会は、発足するやいなや、思いもよらぬ結果に遭遇した。つまり雇用を求める応募者が、文字通り各地から殺到するという状況が生じた(35)。パークスは、「レイディたちは、ガヴァネスになることを欲しなかった。彼女らは、他の何かになりたがった。それで我々は、彼女らに助言をしなければならなかった。こうしてあらゆる年齢や情況のレイディたちと、職を必要としている若い少女、教育職に就いているのが耐えられなくなった独身の女性、夫が傷病兵か、または軍役から戻ってきそうにない既婚女性、扶養すべき子供を抱えた寡婦、小売商人の娘と、そして低い階級に落された境遇の人々と話し合った」と述べた(36)。

「女性雇用推進協会」の下で行なわれた種々の職業開拓および技術上の訓練については、J·ブーシェレットが、1884 年に、前述の T·スタントン編著の『ヨーロッパにおける女性問題』のイギリスの部の中で、「産業上の運動」The Industrial Movement と題してまとめた寄稿より、いくつかの活動を拾いあげておく。最初の顕著な例は、印刷業の分野である。E·フェイスフルが、「ヴィクトリア・プレス」Victoria Press を始めて、協会から託された少女を植字工として訓練した。これは、『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』の印刷を引き受けて、女性により運営される印刷所として、ビジネス上の成功とは言えないにしても、女性が植字工として完全であることを証明し、多くの女性の印刷工を生んだ(38)。1851 年のセンサスでは、女性印刷工、222 人に対して 1871 年のセンサスでは、741 人である(39)。次の仕事は、法律文書のコピーであったが、この事務所のマネージャーとなった Maria Rye が、移民奨励の組織的運動に乗り出し、同じ事務所に 1862 年に「ミドルクラス女性移民協会」Female Middle-Class Emigration Society を設立し、自ら視察のため移民船に乗り込んだりして、その本来の仕事は、わずかの部分的な成果を伴ったのみである(40)。その他事務員や簿記係、秘書、校正係、木彫刻師、石版印刷工、ガラス彫刻、アート・デコレーター、室内装飾、美容師、ウェイトレス、メッキ工、キャンバッサー等々と種々の開拓が行なわれた(41)。ここに列挙したものは、協会により開拓された全く新しい分野であるが、もちろんこの当時既に拡大しつつあった分野、店員や通信士、看護婦なども積極的に奨励された(42)。これらは、ミドルクラスの女性よりも職人クラスの娘に多く係わったと言えそうであるが、初めの意図は、より高いミドルクラスの女性のガヴァネスの窮状を、側面から改善するためであった。したがって『ジャーナル』は、ミドルクラスの女性のためのより専門的なキャリア(とくに医学)の開放の要求にもそのコラムを割いていた(43)。

(四) ガヴァネス救済の性格と成果

以上、1840 年代、50 年代のガヴァネス救済のいくつかの試みについて略述してきた。これらの初歩的なフェミニストの活動は、ヴィクトリア時代後期に、女性の運動が真に機能し始めるためのさまざまの準備作業となったと思われるが、フェミニズムの発展については、次節に譲って、ここでは、ガヴァネスの救済策そのものの特徴を指摘し、また、その結果について若干考察する。

先ず、「ガヴァネス互恵協会」であるが、チャリティの方面での成功については既述したが、結局のところガヴァネスという教育職を近代的に改善するよりも、協会の人物証明書を保持する一部のガヴァネスだけを保護し、ただガヴァネスの競争の激しさを緩和するため、その職業を狭くしておくという企てであったと言える。マーティノーが当時

述べたように、「協会は、疲れ果てた無力なガヴァネスに生計の糧と慰めとを与えるが、一つのクラスを向上させたりあるいは制度を修正できるような機関」ではなかったのである(44)。

それでは、クィーンズ・カレッジなど主として教職訓練のカレッジが、急増して、教育が改善されて、学校教師のみならず、私的なガヴァネスも正当に尊敬され得る教育者としての機能を備えるように強いられて、ガヴアネスは、次第に不運の結果ではない一つの近代的な専門職に成長し得ただろうか。クィーンズ・カレッジも、明確に専門的訓練という近代的教職への志向性をもったものでありながら、ガヴァネス救済に関しては、端的に言ってしまうと、「真のジェントルウーマン」(上の身分の者が、有給の雇用を求めて下降する場合)と育ちの良くない低いランクの少女(ガヴアネス職を通じて社会的上昇をはかる者)との間のギャップを広くしておくことにあった(45)。

また、「女性雇用推進協会」も、当初の雇用拡大への動きは、先の教育改革と同様、ガヴァネスという閉された狭い市場で多くの無資格の女性がその職を求めて、その結果、本当に資格のあるガヴァネスへ損害を与えているという事実認識から生じたものであった。前項では、ほんの少し触れただけだが、ガヴァネスの救済のもう一つの方策に移住の奨励ということがあった。すでに「余分の」女性の問題の原因として移民において生ずる両性間の数の不均衡について若干言及したが、ミドルクラスの女性は、住民のいかなるグループよりも最も移住しそうにないグループであった(46)。植民地には、女性は比較的少いし、雇用のためのより広い機会が当然考えられた。1849 年に「植民地へ行く不幸なジェントルウーマンを助ける」ために「移民扶助国民協会」National Benevolent Emigration Society が設立され(47)、次の 15 年間に前述の「女性雇用推進協会」も含めて、「教育ある女性の移民協会」Educated Woman's Emigration Society、「ミドルクラス女性移民協会」Female Middle-Class Emigration Society などの移民奨励の諸組織が作られて、さまざまの努力がなされたが、より速い割合で、ミドルクラスの男性の流出が続き、ほとんど成功しなかった(48)。これらの組織の活動は、ミドルクラスの全ての独身の女性のための雇用状況改善のための運動の一部であったが、これらの組織の本来の目的は、「貧しい知的職業人の娘で中途半端にしか教育を受けていない者……また下位の政府官吏や小さな店主や職人の娘たち」で彼女らの父親が、娘の生活条件、社会的地位の上昇を願ってガヴァネス職に備えて教育を受けさせていた者に、移住を奨励することであった(49)。そしてそれができない場合に、店員や看護婦、通信士、事務員等々の他の職業への進出を奨励したのであった(50)。結局これらの努力も、ジェントルウーマンの資格のあるガヴァネスを守るため、ガヴァネス職を通じて社会的上昇をはかるミドルクラスのより低いランクの少女たちを外国なり、他の職種なりへ誘い出すことであった。

それでは、こういった努力は、ミドルクラスの女性の窮状を軽減するために効果をもっただろうか。1890 年に『パンチ』誌は、『デイリー・ニューズ』*Daily News* の報道記事、あるガヴァネスが、激しい勤めの後に、1 日の休日を要求して直ちに解雇されたという例を取り上げて、「白い奴隷」White Slave の見出しで、40 年前と同じ様に、ガヴァネスの搾取の実例を笑い種としている(51)。この頃にもなると、そのガヴァネスは、職業意識の芽生えとでもいうか、解雇の予告のない代りに 1 ヶ月分のサラリーを要求して州裁判所に訴訟を起しているが、その例で見る限りでは、半ばサーヴィス半ばプロフェッショナルといった立場に、何らの改善も起らなかったと言えそうである。既述したように、「ガヴァネス互恵協会」の年金の応募者数は、常に年金の数をはるかに凌駕してい

たし、ガヴァネスに救済を与えんとするあらゆる慈善的努力は、貧困にある数えきれないミドルクラス女性を照し出したと思われる。もちろん女子教育の改革や女性の雇用領域の拡大は、単なる慈善ではないし、ガヴァネスの雇い主に覚醒を与えるような個人的なものでもない。しかしこれらが、ガヴァネス問題そのものについては効を奏さなかったということの説明は、確証する史料をもたず推論の域を出ないが、より下層のミドルクラスの女性のためにガヴァネス以外の他の雇用領域を獲得する努力がなされる一方で、他の諸原因がその努力を帳消しにしているということである。すなわちその原因の大きなものは、この頃になると優れた昼間学校 day school、女子のパブリック・スクールなどの増加で、ガヴァネスそのものの需要が減少していったということが考えられる(52)。とにかく、ガヴァネスそのものの中では、つまりミドルクラスのより高いランクの女性の貧困においては、大した改良は起らなかったということが言える。

このように、いずれもガヴァネス救済そのものは、狭量な因習的な志向性をもったフェミニズムの動きではあったが、これらが出発点となって、「ガヴァネス互恵協会」の手を離れて、フェミニズムが、より広汎な女性の雇用拡大、教育改革、そして改革実現の決定的手がかりとして選挙権要求へと発展していくのである。

註

(1) Cf. Neff, *op. cit.*, p. 174-5; Kamm, *op. cit.*, pp. 171- 172. マーティノーは、40 年代の歴史叙述の中で、この時期から社会で最も苦しんでいる階級、ガヴァネスに対する社会の無視は終ったということを述べ、雇い主の配慮などを記している。Martineau, *op. cit.*, vol. IV, pp. 217-218.
(2) Neff, *op. cit.*, p. 174. Jameson のガヴァネスへの忠告は、彼女の *Essays and Memoirs*(1860)の中に含まれる。
(3) *Ibid.*, p. 175.
(4) ジョン・ラスキン『胡麻と百合』邦訳、岩波文庫、164-165 頁。
(5) Charlotte Mary Yonge, *Womankind*, 1876, 4th ed., 1881, pp. 29-38.
(6) Kamm, *op. cit.*, p. 172; *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 183. Ladies' Committee が設けられている。
(7) Crow, op. cit., p. 68; *Quarterly Review*, Vol. 86, 1850, Mar., p. 382.
(8) *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 183.
(9) *Ibid.*, pp. 183-184 ; Vol. 86, p. 382.
(10) *Ibid.*, Vol. 84, p. 183; Vol. 86, p. 382. その他、G・B・I の詳しい活動報告は、1847 年のレポートは *Ibid.*, Vol. 84, pp. 181-184.を、1848 年のレポートは *Ibid.*. Vol. 86, pp. 382-383. を参照。
(11) Neff, *op. cit.*, pp. 176-177.
(12) Jessie Boucherett, "The Industrial Movement", (Stanton(ed.), *op. cit.*, p. 92.)
(13) そのような認識を示している例は、前述 A. B. Jameson である。Neff, *op. cit.*, p. 175.
(14) Martineau, *op. cit.*, p. 452.
(15) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman: with Strictures on Political and Moral Subjects*, 2nd ed., 1792, pp. 1-2.
(16) ウルストンクラフトの女子教育論については、前掲書 12 章を参照のこと。同著は、1796 年の第 3 版の後、省略された形で第 4 版が出ただけで、1891 年の M·G·フォーセットの序文を伴った新版が出るまで、事実上、空白期間であった。
(17) Cf. Kamm, *op. cit.*, pp. 166-170.
(18) Mrs. William Ellis, *The Daughters of England: Their Position in Society, Character and Responsibilities*, 1842, p. 3.
(19) Crow, op. cit., p. 150.
(20) この種の標準的な本は 1800 年に出版されて、60 年後もなお、イギリスの半分近くの女子の学校で使用されていた *Mangnall's Question* であった。Richmal Mangnall 自身教師で、サッカレーの『虚栄の市』の Pinkerton は、彼女を模したものと言われている。Kamm, *op. cit.*, p. 144. カテキズムの例は以下を参照。Crow, *op. cit.*, p. 151.
(21) Kamm, *op. cit.*, p. 173; Neff, *op. cit.*, p. 177. Maria G. Grey, "The Women's Educational Move-

ment", (Stanton (ed.), op. cit., pp. 32-33.)

(22) このカレッジの正式の名前はQueen's College for Female Education and for Granting Certificates of Qualification to Governesses となっていた。*Quarterly Review*, Vol. 84, p. 184,

(23) *Ibid.*, Vol. 86, p. 364. また、クォータリーは、84巻では、ガヴァネスのモラルや社会的身分による上品さを強調して、学問上の資格試験に疑いを投げた。

(24) その当時、議会法による以外に法人の形をとる唯一の手段である royal charter が得られたのは、1853年。Kamm, *op. cit.*, p. 173.

(25) それでも女子の教育を男子のそれに接近させようとするあらゆる企ては、女性のプロプライエティからの逸脱として非難された。従って、クィーンズ・カレッジのための寄付は、得にくく、その成功は、創設者の全くの無私の献身によるものであった。Grey, *op. cit.*, pp. 32-33.

(26) クィーンズが、キングズ・カレッジに対応するのに対して、ベドフォードは、キングズのライバルのユニヴァーシティ・カレッジに対応する無宗派のカレッジである。1828 年以来、キングズも、ユニヴァーシティも名目上は女性が講義に出席するのを許していたが、少女の中等教育の不十分さのため、男子のカレッジの水準は高すぎて、この特権を利用できるほど知的な女性はいなかった。クィーンズとベドフォードの違いは、後者が、無宗派であることと男女混淆の運営委員会をもったこと、最初から名実ともに本物のカレッジを欲したこと等である。Kamm, *op. cit.*, pp. 175-176.

(27) *Quarterly Review*, Vol. 86, pp. 364-365. この号のクォータリーは、20頁にわたって(pp. 364-383)、1849年のクィーンズ・カレッジの introductory lecture の総合評、クィーンズの起源と発展についての本、1848年の GBI のレポート、ガヴァネス生活についてのある本等の批評を含んでいる。

(28) *Ibid.*, p. 365; Kamm, *op. cit.*, p. 176.

(29) Neff, *op. cit.*, p. 177.

(30) Strachey, *op. cit.*, p. 73. この法案のために結成された委員会が、イギリス最初のフェミニスト・コミティである。この法案が、法令となるのは、1882 年である。既婚女性の法的変化の要約は、以下を参照。Hannah Gavron, *The Captive Wife: Conflicts of Housebound Mothers*, 1966, reprinted 1970, pp. 17-20. 邦訳、岩波新書、11-15頁。

(31) Crow, *op. cit.*, p. 157; Strachey, *op. cit.*, pp. 73-76.

(32) Crow, *op. cit.*, p. 159. このジャーナルは、7年間続いて78号の後、*Alexandra Magazine* に合体されたが、それが短命に終り、*Englishwoman's Review* の名前で Boucherett によって復活された。

(33) Boucherett, *op. cit.*, p. 97.

(34) *Ibid.*, p. 97; Strachey, *op. cit.*, p. 93. 女性雇用推進協会の Isa Cray が、社会科学普及協会の書記補佐に任命されて、『サタディ・レビュー』の嘲笑を招来したりした。また、シャフッベリ伯が、女性雇用推進協会の会長となった。

(35) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964, p. 32.

(36) *Ibid.*, pp. 32-33.

(37) Boucherett, *op. cit.*, pp. 90-107. 同論文は、協会により開拓されたさまざまの職業領域の極めて微細な諸事実を報告している。

(38) *Ibid.*, p. 98.

(39) *Ibid.*, p. 98; *Census*, p. 139.

(40) Crow, *op. cit.*, p. 159; Boucherett, *op. cit.*, p. 98.

(41) *Ibid.*, pp. 98-102. とくに、簿記係や、商業上の事務員の分野は、ヴィクトリア後期、女性の雇用のほとんど無制限の領域となった。また、ブーシェレットは、イングランドとウェールズの新しい諸産業分野の女性の雇用に関して、1861 年と 1871 年のセンサスの比較で、その増加を示している。*Ibid.*, p. 104.

(42) *Ibid.*, pp. 92-96.

(43) Banks, *op. cit.*, pp. 34-35.

(44) Martineau, *op. cit.*, vol. IV, p. 452.

(45) *Quarterly Review*, Vol. 84, p. 184.

(46) Banks, *op. cit.*, p. 29.

(47) *Ibid.*, p. 31.

(48) *Ibid.*, p. 33; Klein, *op, cit.*, p. 10. これら移住奨励組織の名前で明らかなように、ミドルクラス

の女性が、最も移住しにくいから、このような組織が必要とされた。クラインの述べたように「家事使用人クラスより上の女性は、ほとんど移住しなかった」。

(49) Maria Rye, "On Female Education", *Transactions of the National Association for the Promotion of Social Science*, 1862, p. 811. (Banks, *op. cit.*, p. 33 に引用。)

(50) *Ibid.*, p. 33.

(51) Rover, *op. cit.*, pp. 27-29.

(52) Boucherett, *op. cit.*, p. 105. ブーシェレットは、その他の原因として、アイルランドの政治上の混乱によって、地代収入を得られなくなった土地所有者の寡婦や娘が、大勢、ガヴァネスのポストを求めたと述べている。これらのジェントルウーマンは、ワーク・ハウスの中へ避難する程の貧困に落されたという。また、女子のパブリック・スクールは、1871-1890 年の間に 70 校の増加である。Banks, *op. cit.*, p. 37.

三 ヴィクトリア時代のフェミニズム

(一) ガヴァネス救済からフェミニズムへ

前節で、ガヴァネス救済のいくつかの動きを見てきたが、この問題が、フェミニズムにとって重大な要因となったということを確認するために、大体 1850-70 年代の時期のフェミニズムとそれ以後の発展について簡単に述べておきたい。

前述のクィーンズとベドフォードの両カレッジは、男子のパブリック・スクールと対応する女子教育を供する女学校を経営できる能力のある女性の本部とも言えるものになるが、この時期のフェミニストは、必ずと言ってもよい程クィーンズかベドフォードのどちらかに関係していた(1)。以後、アカデミックな意味で男女平等となるまで、すなわち勿論必要な相違はあっても、女子教育が、教育の性格や条件において男性に提供されるものと同じレベルとなるまでに、60 年代、70 年代とさまざまの動きや長い闘いがあった。ここでそれらを具体的に述べる紙幅はないが、60 年代にはユニヴァーシティが女性に開かれるための若干の動きがあり、62 年には、ケンブリッジ大学の地方試験 Cambridge Local Examination を女子が受ける許可を求める委員会が、E・デーヴィスを中心に結成されたが、それは中等教育の分野に限られて、女性が真に大学への一歩を踏み出すのは、70 年代以降にもち込された(2)。これら女子の高等教育の要求は、やはり「アパーおよびミドルクラスの女性の教育の改善と拡大に関する諸問題」という域を出るものではなかった(3)。そして具体的な運動の過程で大学当局なり地方当局なりへの働きかけの中で、ヴィクトリア中期の教育改革者、フェミニストの中で、議会選挙権の必要性が、真に迫って認識され始めたのである。

ヴィクトリア時代の後期の女性の運動が、真に機能し始めたのは、「女性雇用推進協会」のランガム・プレイスにおいてであることは既に述べた。さまざまの初歩的なアジテーション、請願書の起草、公けの集会、自らのジャーナルの継続等々、そして国中を彼女らの文筆であふれさせた(4)。このグループが、職業の開拓や技術上の訓練に精力を集中していた間に、もう一つのグループが形成されていた。それは「ケンジントン協会」Kensington Society といい、より高度な教育の手段を切望する女性で成り立ち、その種の重要問題の討論のためにマニング夫人の家で会合していた(5)。そのメンバーの中には、後のガートン・カレッジ Girton College の創立者となる既出の B. Bodichon と E・デーヴィス、チェルテナム・レイディズ・カレッジ Cheltenham Ladies' College の創設者 F. M. Buss、その時医学の研究に従事していた後の E・ガレット・アンダースン、その姉の J・W・スミス

(まもなく第1回の婦人参政権委員会の名誉書記となる)などがいた。J. Boucherett は、Bodichon のように両方の協会で席を占めた。それぞれライフ・ワークを遺した当時の主要なフェミニストばかりである(6)。この「ケンジントン協会」はメンバー個々人のそれぞれの運動の立場から、参政権の重要性を痛感していた。その協会の名誉書記のデーヴイスによって保存された議事録の中に「女性への議会選挙権の拡大は望ましいことであるか。もしそうなら、いかなる条件の下でか」という問がある。それは同協会が 1865 年の夏に出される方針についての討論で設定した主題の一つであった(7)。そしてその秋ちょうど J·S·ミルが、彼の選挙演説の中に婦人参政権を掲げてウエストミンスターから議席を獲得したのである。それ以後 20 世紀に至るまで連綿と続く婦人参政権運動をスタートさせたのは、何もミルが、婦人参政権を掲げて出馬したという事件だけによるものではない。1866 年 Bodichon、Boucherett、Davies が請願書を起草して半月足らずで、1,499 名の女性のみの署名を集め、ミルが、それを議会へ提出、また第二次選挙法改正の討論で、婦人参政権を認めるという修正案をも提出し、その採決は否決となったが、少数派の予期しなかった大きさ(9)が刺激となって、1867 年に最初の永続的な組織「婦人参政権国民協会」Natinal Society for Women's Suffrage が誕生した(10)。

「女性雇用推進協会」が、フェミニスト活動家を育てたことは既述したが、女性雇用拡大の成果はどうか。女性雇用は、1851-71 年間に相当膨張し、雇用女性の数 32.1%の増、バンクスによれば相対的に増加の大きかった商売・公職・病院・教員などの職業領域で 44.9%であった(11)。しかし、O·R·マグレガーが、「ノン・マニュアルの職業の膨脹は、工業化の技術上・社会上の多様化から生じたもので、フェミニストに負うものではない」と言い(12)、バンクスもまた、前述の領域での同時期の男性雇用者の増加は、女性の場合よりはるかに多く 67.5%と指摘している(13)。したがって女性雇用の増大が、どの程度「協会」の努力に負うものかは、容易に算定できない。一方、伝統的に男性の職業領域では、既存の労働組合と衝突して、新来の女性はそこから排斥されるという有様であった(14)。そこでミドルクラスのフェミニストによる女性のみの労働組合の結成という方向が出て来るのである。

1874 年に「同情ある紳士淑女」の大会を招集し(15)、「女性保護備災連盟」Women's Protective and Provident League(後の Women's Trade Union League)(16)を結成してその会長となった E·パタースンは、自身製本職工であるが、既出の E·フェイスフルと「ヴィクトリア・プレス」で協働し、「協会」の指導下で作られた女性の印刷事務所のマネージャーをしたフェミニストであった(17)。したがってこの連盟が、初期にどんなに偏狭なミドルクラス的限界を処々で示し、TUC から「ミドルクラス・レイディ」の組織として拒絶されたか(18)は、本稿の範囲外となるので、なぜヴィクトリア後期にそのようなフェミニストの労働組合へのアプローチが出てきたのかを示唆するにとどめる。先走った言い方だが、フェミニズムの実際上の改革は、いくつもの支流に分れるが、ヴィクトリア後期の大きな流れは、以上の婦人参政権とトレード・ユニオニズムの二本に集約されると考えられる。

(二) ヴィクトリア前期のフェミニズムの性格

本稿では、フェミニズムを、男女平等の教義というイデオロギー的側面よりもむしろそれら教義を現実へ移そうと求める直接的な組織された運動として見てきた。イデオロギー的には、フェミニストたちは、実際に何を要求したのか。確かにそれは、独身女性

のための職業選択の可能性の拡大ということだけではなく、既婚・未婚を問わずあらゆる女性のためのより充実した生活ということであった。もしも教育や選挙権や財産権等が、なんらかの意味をもつものならば、それらは全女性の抑えられたエネルギーの無数のはけ口を提供することになるだろう。しかし、そのようにフェミニズムを論じるのは抽象論であり、怠慢と言えるだろう。具体的運動となると、「女性」とは、総称ではなくなるのである。

ここでフェミニズムの性質として論じるのは、とくにガヴァネス問題を主要な契機として発展してきた1870年代以前の形成期のフェミニズムで、ヴィクトリア時代全体を通じて云々するのではない。また、1850年以前には、社会における女性の地位の改革のために何ら組織された努力はなかったと言い切るのは、まちがいてあろうが、個々の改革者の散発的な孤立した企てが、一つの組織された運動の中に接合される堅実性を示したのは、つまり明白に認識できる社会運動となって現れたのは、1850年頃と言えるので、大体1850-70年代のフェミニズムの性質をまとめておきたい。

この時期のフェミニストのアピールの特徴は、見てきたように、未婚女性や寡婦に関係のあるかなり限定した諸問題を最も強調していたということである。安定した家族関係の中での妻や母親の地位・役割といった点への関心は、著しく欠如していた(19)と言える。その意味で、フェミニズムの起爆剤としての経済的要因の重要性は否定できない。

更に、婦人参政権の考えが、ウルストンクラフトやW·タムスンの時代と違って、次第にエキセントリックなものでなくなりつつあったこの時期には、女性の状態の改善において、経済的・政治的・教育的要素は相互依存的になってくる。それは国会や大衆的集会でのミルの演説(20)やH. D. Pochinのパンフレット(21)等でうかがい知れる。そして一般的に言うと、経済上の窮迫 → 職を求める → 教育の改善と雇用の機会の拡大の要求 → 選挙権の順で、具体的にもち出されてイギリス・フェミニズムの本流である婦人参政権運動へ流れ込んだと見ることができる。ガヴァネス問題のフェミニズムへの発展はそのようなプロセスとして捉えられる。

もう一つガヴァネス救済に顕著に見られたイギリス・フェミニズムの保守性を強調しておきたい。すなわち有能な者とそうでない者を区別したいというガヴァネス救済の意図、また、この時期の教育上の改革者の、教育職におけるミドルクラスの男性と独身女性の平等という考え方、そのような保守性(22)はフェミニストの婦人参政権についての考え方の中にも、折に触れて表白されている。例えば既出のF·P·コップは、「選挙権を住民のくずに許可するという提案と選挙権をすでに行使している男子の母や娘・姉妹に与えるという提案との間の相違、コントラストが、なお一層主張されるべきである」、と書いている(23)。このような見解は、今後も一貫してイギリス・フェミニズムの基礎に根強く残っていく。

最後にガヴァネスという雇用されるジェントルウーマンの存在と密接な関係のあった「有閑女性」とフェミニズムとの関係について附言しておく。ヴィクトリア前期の繁栄が、ガヴァネスという存在を生み出す一方で、そのような教育者を必要としたミドルクラスの既婚女性の生活の変化を生ぜしめたことは、すでに述べた。このようなミドルクラスの「有閑女性」への移行で、従来の拘束的な退屈な家事機能から解放された女性は、ある意味では、より変化のある社会生活を享受し始めたと言える(24)。が、「有閑女性」の活動は、主としてアンチ・フェミニストの立場であったし、決して社会の有用な役割ではなく、ただ消費だけをする、単なる男性の権力のシンボルとしての活動の域を出なかっ

た。家事の拘束からの解放は、男性への依存からの解放ではなく、却ってミドルクラスの女性の卑屈さを増大させたであろう。したがってこの移行を、フェミニズムに帰着させることはできない(25)が、.第一節で一般論として述べたように、逆にそのような無用な状態からの反逆という点でこの現象をフェミニズムの原因としてみなすことができるかどうか。今のところ論証は不可能だが、この既婚女性の生活の変化が、フェミニズムを生み出す上で、何らかの潜在的影響力となったということは十分ありうることである。が、むしろガヴァネスら雇用されねばならぬジェントルウーマンの「予備軍」としてこれら「有閑女性」をみなしておきたい(26)。『サタディ・レビュー』Saturday Review が、次のようなことを言っている。結婚生活は、女性にとって職業である。勿論夫をもたなかったり、何の資産もなく夫に死別することもある。が、それは、男性が事業に失敗するのと同じことで、その失敗に対して何ら社会改革など行われ得ないという(27)。同紙は、フェミニストの最も辛辣な敵対者であったことを斟酌しても、この厳しい見解を読むと、「有閑女性」にとってすら経済的困窮にあるジェントルウーマンは、他人事でない脅威として映じたと考えられる(28)。「有用性の感覚の喪失」にフェミニズムへの何らかの影響力を認めるのは、そのような意味合いである。

註

(1) Cf. Kamm, *op. cit.*, pp. 174-183.
(2) John William Adamson, *English Education*, 1789-1902, 1964, chap. XII; Grey, *op. cit.*, pp. 34 sq.
(3) 1867 年設立の<North of England Council for Promoting the Higher Education of Women>の目的は、そのように述べられた。Adamson, *op. cit.*, p. 327.
(4) Strachey, *op. cit.*, p. 96.
(5) Helen Blackburn, *Women's Suffrage: A Record of the Women's Suffrage Movement in the British Isles*, 1902, p. 51.
(6) その他「ケンジントン協会」には、Bessie Rayner Parkes', Helen Taylor(ミルの継娘)、Wolstenholme Elmy らもいた。*Ibid.*, p. 52.
(7) *Ibid.*, p. 52.
(8) *Ibid.*, pp. 53-56.
(9) 196 票対 73 票、でその 73 票は、申し合わせ欠席者と投票数点検人を考慮に入れると、実質 80 票以上とのこと。*Ibid.*, p. 63.
(10) *Ibid.*, pp. 63-65.
(11) Banks., *op. cit.*, p. 37.
(12) O. R. McGregor, "The Social Position of Women in England, 1850-1914: a Bibliography", *British Journal of Sociology*, vol. 6, no. 1, 1955, pp. 54-55.
(13) Banks, *op. cit.*, p. 38. この数字を同時期の男子雇用者数全体の増加率の 23.4%と比較するとよい。バンクスは、下層のミドルクラスにおけるこの一般的な雇用領域の膨脹が、起らなかったならば、フェミニストの運動が成功したかどうかわからないと考える。
(14) 例えば、時計職人やメッキ工のトレード・ユニオンに少女を徒弟として入れるよう説得したが不成功。*Ibid.*, p.33. また、協会によってガラス彫刻の訓練を積んだ少女が、トレード・ユニオンの閉め出しで就職できなかった例など。Boucherett, *op. cit.*, p. 100.
(15) Gladys Boone, *The Women's Trade Union League in Great Britain and the United States of America*, 1942, reprinted 1968, pp. 20-21. その「紳士淑女」の中には、アーノルド・トインビー、チャールズ・キングズリー、ハリエット・マーティノー、ジョージ・シプトン(London Trades Council の書記)などがいた。
(16) Cf. *Ibid.*, chap. II. WPPL は、1890 年に TUC の支持を得て、WTUL と改称し、1921 年に TUC に併合されて解組。
(17) Boucherett, *op. cit.*, p. 98; Strachey, op. cit., p. 240. エンマ・パタースンは、婦人参政権協会の書記をもつとめる。彼女のリーグ創設の考えは、渡米の際、アメリカでいくつかの成功している女性の労働組合を見聞して刺激されたことによるものと言われる。

(18) Cf. Gladys, *op. cit.*, pp. 21-26; B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 1903, chap. IX. パタースン指導下のリーグの一般的政策は、男子のみの既存の組合とは別個の女性のみの組合を作ること、労働女性のためのあらゆる保護立法に反対することであった。また、その年次報告では、「女性労働の雇用主に対して、とくに敵対する見解をもつべきでない。従ってストライキは、粗暴でまちがった行動として非難すべきである。」とミドルクラス的性格を示している。
(19) Banks, *op. cit.*, p. 40. 既婚の女性に関しては、主に遺棄されたり虐待されて自らの労働で生計の資を稼がねばならぬ妻の問題である。
(20) ロンドンの「婦人参政権国民協会」のレポートなどに示される。Adamson, *op. cit.*, p. 324.
(21) Henry Davies Pochin, *The Right of Women to Exercise the Elective Franchise*, 1855. (Blackburn, *op. cit.*, pp. 20-22. に、抜粋引用)
(22) また、「女性雇用推進協会」も「レイディとして生まれ育った女性」で、「彼女らが生れた階級の習慣、服装そして無数の精神的物質的関係を保持しようと苦闘している女性」のみにかかわった。McGregor, *op. cit.*, p. 52.
(23) Stanton (ed.), *op. cit.*, p, xvi.
(24) 朝の訪問、茶会、ホイスト・パーティ、舞踏会、各種レセプションその他対社会的には、慈善活動など。Banks, *op. cit.*, p. 67.
(25) *Ibid.*, p. 11.
(26) ネフの著書には、労働女性の研究でありながら、「有閑女性」に一章をあてているのは、「遊惰」の問題が、ガヴァネスらの労働の問題と、ときがたく結ばれているからである。Cf. Neff, *op. cit.*, chap. VI.
(27) Banks, *op, cit.*, p. 43.
(28) 逆に、ガヴァネスらミドルクラス労働女性にとっても、何の訓練もなしに、逆境で突然ガヴァネスの労働市場へ入ってくる「有閑女性」は、脅威であった。

むすび

本稿では、明瞭に組織された社会運動としての、イギリスのフェミニズムの性質を、主にその形成期について取り扱った。そして、女性の解放のための運動の起源およびその改革の範囲が、全くミドルクラスのものであると確認すると同時に、その運動の知的側面よりも、経済的困窮の情況を、より重要な要因として述べてきた。経済的要因を、もう一度、簡単にまとめると、当時のミドルクラスの独身女性が、「余分」の恐れと貧困の問題を抱えていたこと、職を必要としたが、当時の女子教育の劣悪さのために、またミドルクラス内の女性の有給雇用への偏見・因習のために、ジェントルウーマンにとってガヴァネスの立場を手に入れることしか生計の手段を欠いていたこと、したがってガヴァネス職は超満員の供給過剰、その当然の結果として安い俸給となる。それらの互に密接に関連しあった諸々の悪から、結局女子の教育改革、ガヴァネス以外の雇用の機会の拡大の運動が生まれて、それらが、当初のガヴァネス救済の狭い意図から、より幅の広い(といっても、ミドルクラスの域は出ない)フェミニズムへと発展し、イギリス・フェミニズムの本流とも言える婦人参政権運動の土壌を作り出していったのである。

確かに、本稿のはじめに言及したE・アレヴィの言うように、18世紀の偉大な社会理論は、1860年頃に復活してフェミニズムの運動の開始・発展のための哲学上、イデオロギー上の基礎を提供したけれども、しかし直接の要因としては、ミドルクラス内の経済的困窮の方が、より大きな影響力をもったのである。経済的切迫の事実がなくても、社会生活の諸問題について考察したり、平等の主張を押しすすめる知識人のいたことは確かである。しかし、このような教育のある知識人層の上に、コンスタントな圧力を行使

した物質的必要性がなかったなら、フェミニズムは、この時点で、イギリスにおいて、一般的な共感を呼ぶ歴史的課題には、決してなりえなかったと考えるのである。インテレクチュアルなものは、フェミニズムの思想的には重要であるが、運動論における欠如から実践的運動には直結しなかったと結論づけられよう。

ここで取り扱ったフェミニズムという社会的運動は、もっと広い意味をもつ社会変化としての「女性の解放」の一部分である。フェミニストが、目標として掲げた課題やその改革の諸結果とは関係のない、つまりフェミニズムの一部には帰せられない女性の生活・地位・役割における大きな変化が、19 世紀から 20 世紀にかけて生じている。本稿で取り扱った入手可能な史料では、どん底生活者 submerged tenth のことは、ほとんど知り得ない。ちょうどミドルクラスの態度なり習慣なりが、一般的にあらゆる方向に拡がり、一般大衆の、つまりイギリス的なトーンを樹ち立てたように、当時のミドルクラスの女性に適応されたイデオロギーや慣行が、実際に女性の生活の一般的様式であったような印象を受けがちである。ミドルクラスの女性が、彼女らの立場の認識に目ざめつつあった時、同時代の人にとって対照的であったのは、労働者階級の女性の、決して「無用」ではない生活であったろう。そのランクで起ったことは、既述したように、ミドルクラスのフェミニズムとは無関係であった。しかし何らかの影響力を及ぼしたかどうかは、もっと詳細な研究を要するであろう。またこれ以後のフェミニズムの発展において、労働者階級の女性の問題が、フェミニズムにも何らかの影響・刺激となって作用して、フェミニズムの変更修正を迫ることになるであろう。フェミニズムに限定しないイギリスの「女性の解放」の研究の重要性を痛感するのである。

第二章　イギリス・フェミニズムの背景 ── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題

はじめに

イギリスにおける女性解放思想の形成過程は、ヴィクトリア時代に先行した「イギリスにおけるフランス革命の時代」にまでさかのぼる(1)。だが、さまざまの分野における女性の法的・政治的・社会的地位の変化 ── 意図的・自然的変化も含めて ── を総称していう「女性の解放」は、とくにヴィクトリア時代の始めから第一次大戦末までの時期における社会的諸発展の目覚ましい局面の一つであった。そして、その変化を直接的・意識的に追求したいわゆる「フェミニズム」の運動が、明確に組織されたのは、ヴィクトリア時代が始まってしばらく経ってからのことであった。

たしかに、運動としてのフェミニズムは、まさしくヴィクトリア時代の落し子であり、この時代の知的・精神的風土の産物であり、したがって、この時代のあらゆる特徴を帯びていた。すなわち、オプティミズム、進歩や自由に対する信頼、旧習打破・社会改革に対する道義的熱情といった時代精神の一つの現われとして、ヴィクトリア時代のフェミニズムを位置づけることができよう(2)。たとえば、フェミニズムの闘士、ジョン・ステュアート・ミルのような当時の進歩的思想家にとっては、女性の解放は、19 世紀のその他の種々の解放に論理的に付随するものであり、女性の隷従状態は、「きたるべき時代とは相容れない過去の遺風であり、必然的に消え去らねばならないもの」であったのである(3)。またエリー・アレヴィーは、大著『19 世紀におけるイギリス人民の歴史』のなかで、次のように、フェミニズム運動の知的起源を強調した。いわく、「 18 世紀の啓蒙思想、フランス革命の哲学、そして沈滞の年月の後に、1860 年代を特徴づけた偉大な個人主義的自由主義的運動のなかでの、それらの思想や哲学の再生 ── このような知的源泉から引き出された衝動が、女性を駆り立てて、工場や会社、専門職や公生活における男性との平等を要求させたのである」と(4)。しかしながら、このような、時代の知的・精神的側面の考察だけでは、「女性解放」と総称される特殊な社会変化のもつ意味を、十分正しく把握することはできないのである。

ここで、フェミニズムの運動の主要動機についてのもう一つの説明を要約しよう。すなわち、工業化前の時代には、両性間に地位の平等はなくても、社会的有用性という点での平等は存在し、そのことの認識が女性の自負であった。ところが、産業革命とそれに引き続いたヴィクトリア時代の経済成長の過程で、工業化前の時代に家族の保持していた経済的機能が減少の一途を辿った。その結果、なかんずく経済的繁栄を享受したミドルクラスの女性の内部に、有用性の喪失意識を生み出した。そして存在の無用さ、自負心の喪失から生じる焦燥感が、フェミニズムの主要動機になった、というのである(5)。

たしかに、フェミニズムの運動が生れた場所は、工場や炭鉱ではなく、ヴィクトリア朝文学におきまりの場面として、薔薇色に描かれた快適な応接間であった。そして、女性の運命の変革、その地位の改善に現実に着手したフェミニストたちは、周知のように、上流・中流の女性、なかんずくアパー・ミドルクラスの女性であって、真に物質約苦難に喘ぐ下層の被搾取階級ではなかった。またヴィクトリア時代中期のフェミニストたちが、産業における労働女性の法的保護に対して、偏狭な無理解さを示し、強力に反対したことも、有名な事実である(6)。それゆえに、変革は耐えがたい経済的状態の必然約な

結果であるとするような、厳密な意味での経済決定論が、イギリス・フェミニズムに関して、不適切であることは、いうまでもない。

しかしながら、当時の女性の劣悪な労働条件とは、決して産業分野だけに限らなかった。そもそも「二つの国民」といわれたこの国民の一部上層の女性のなかに存在した貧困の問題は、イギリス・フェミニズム運動の背景として、きわめて重要であった。みずからの社会的身分をなんとかして維持しなければならなかった貧窮ジェントルウーマンの内部には、彼女ら固有の社会的・経済的苦悩が存在していたのである。女性の解放へ向かう前進は、たとえば、バーバラ・ボディションとかハリエット・マーティノーとかフロレンス・ナイティンゲールとかの、傑出した個々の指導的人物だけによって担われたものではなく、教育を受け、訓練された女性大衆の不断の努力の積み重ねから生み出されていったものである。これら卒伍の群れ(ランク・エンド・ファイル)の叛乱が、惹き起こされた背景として、ヴィクトリア時代のジェントルウーマンの姿、とくに典型的なものとしてガヴァネス(住み込み女家庭教師)の苦悩を描き出すことが、本稿の課題である。

註

(1) Marry Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman: with Strictures on Political and Moral Subjects*, 1792.
(2) Millicent Garret Fawcett, "The Women's Suffrage Movement", THEODORE STANTON (ed.), *The Woman Question in Europe: a series of original essays*, 1884, p. 2.
(3) J. S. Mill, *The Subjection of Women*, 1869, Everyman's Library, 1954, p. 233. 岩波文庫、60頁。
(4) Elie Halevy, *A History of the English People in the Nineteenth Century, vol. VI: The Rule of Democracy, 1905-1914*, 1926-32, Trans, by E. I. Watkin and D. A. Barker, 1961, pp. 490-491.
(5) Viola Klein, *Britain's Married Women Workers*, 1965, p. 7.
(6) B. L. Hutchins and A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 1903, chap. IX.

一 ジェントルウーマンの遊惰

産業革命後の諸変化は、イギリスの女性の生活の諸条件を大幅に変えてしまった。すなわち、これまで家庭で行われていた生産活動が、次第に工場に移されて、経済的単位としての家族の役割が、減少していったことによるものである。この新しい変化は、一方で、新しく生み出された下層の女性労働者に、苦汗労働という形で雇用を提供することになったが、それと同時に、新興ミドルクラスの女性からは、多くの家事的労働を取り去るとともに、また部分的には行われていた家内工業的生産労働からも彼女たちを排除することによって、その結果、彼女らの生活を遊惰で無用なものとした(1)。

経済的単位としての家族の機能が弱まっていった反面、ヴィクトリア時代の「家族」は、堅実でノーブルな社会制度としての名声を獲得していった。とくに、上昇するミドルクラスは、この家族というものの重要性を非常に強調するようになった。彼らの家庭は城であり、精神的な自足の単位であり、ちょうど大英帝国の小型版とでもいえそうなものであった。実業における成功・繁栄と、堅実で「お上品な(リスペクタブル)」家庭生活の保持とは、対をなして、世紀中葉のミドルクラスの理想を表現するものであり、その理想は、まさに独立独歩のヴィクトリア人にぴったりするものであった(2)。そして、彼らの家庭には、上昇する経済力とリスペクタブルな社会的地位のシンボルとして、バンク

スのいわゆる「道具立て」(パラファネイリア paraphernalia)が、揃えられた。彼らの繁栄の結果は、たんに安楽でぜいたくな生活様式をとったということだけでなく、社会的評価を受けるために、「パラファネイリア」を外部に誇示するという形で現われたのである。この「パラファネイリア」とは、金に糸目をつけない豪華な家屋敷、応接間に詰めこまれたさまざまの調度品、装飾用の品々、馬車などの物質的な諸道具だけを指すのではない。戸内戸外の種々の仕事に専用に雇われた多くの家事使用人、子女の教育のため必要としたガヴァネスなどの人的装置、さらには、かならず外国で過ごす長い休暇、息子をパブリック・スクールからオックスブリッジへ遣る習慣、頻繁に開いた気前のよい午餐会、その他家族生活のこまごました儀式的慣例などをも含むものであった(3)。

このミドルクラスの家庭的理想を完結させるものが、女性の遊惰・無為という生活様式であった。上昇するミドルクラスの男性は、自己の階層の女性に、前世紀までは貴族社会のみの慣行であった有閑生活をまねるように奨励し、ひいては、「遊惰」に威信という価値を付着せしめるにいたったのである。大望をもったミドルクラスにとっては、台所は、社会的威信を誇示すべき場所ではなかった。実際ジェントルウーマンは、家庭においても、往々にして手袋をはめていた(4)。一家の男性が、ミドルクラスの地位の象徴「パラファネイリア」を獲得したことを誇示するために、女性が家事的役割から解放されて、多くの閑暇をもつということが、決定的重要性をもったのである(5)。こうして、ミドルクラスの女性の唯一の社会的役割は、出産という点は別にして、夫の社会的・経済的地位の生きた証しとなることであった。既婚女性は、家庭を取り締まり、使用人や子供たちを監督し、些細な慈善的活動や教会での行事に加わったりしたが、とりわけ訪問客をもてなし、その家庭が当世風でお上品であることを、対外的に誇示し夫の面目をもてるように期待された。リスペクタブルな階層の女性は、このようにして、家族という社会単位の一部分である限りにおいてのみ、社会において機能し、そのことが彼女らの社会生活であり、しかも経済的支えであり、存在理由でもあった。女性の徳目は、貞節とたしなみと弱さであり、そこには勤勉さや知性は含まれなかった(6)。

ここで、当時の若いジェントルウーマンの生活を例示するために、ハリエット・マーティノーの『自叙伝』の一節を引用しておこう。「私の若いころ、女性が人目につくやり方で勉強することは、適当でないと考えられた。とりわけ手にペンをもっているのを見られるのはよくなかった。若い女性は、客間に坐って縫い物をしたり(その間に書物の朗読は許されていた)、音楽の練習をすることをのぞまれた。しかも、それらの意図するところは、訪問客を迎えるにふさわしくあるべきだということで、女性の振舞は、戸外で報じられるようなブルーストッキング主義の徴候を、わずかなりとも示していてはならなかった。小説家の女王ジェイン・オースティン白身も、お上品な人たちの訪問があれば、隠せるようにと卓上にいつも置かれた大きなモスリンの細工物で、彼女の原稿をおおいかくすことを、家族のものたちの気持によって余儀なくされた。そのことは、オースティンが没したのちも、いまだに若い女性についていえることであった。このようにして、私の哲学の最初の勉学は、神経質なまでの配慮と遠慮をもって行われた。私は、朝食後きまって、仕事台に向かって刺繍・編物などをし‥‥家族のものたちと一緒に、日課となっていた散歩に出かけた。もしも私が人を避けて、一時間私白身の部屋に閉じこもるとしても、裁縫奉仕団の集いや、書物の朗読の集いのために、誰かが私を呼びに来るのを覚悟していなければならなかった」(7)。

こうして、産業革命による諸変化で、家族という単位のために、生産労働に従事する

必要を失いつつあったミドルクラスの女性は、さらに、「リスペクタビリティー」という家族的理想に縛られて、むやみに働くべきでないとされ、家族の団結・安定を支えるために、女性の隷従・遊惰は決定的となった。リスペクタブルな女性は、つねに経済的に男性の係累として扶養されねばならなかった。結婚前は父親に支えられ、結婚後は夫に依存し、独身でとどまれば、「未婚の叔(伯)母」として兄弟に養われた。彼女らは、法的にいっても、このシステムを打破するための経済的自立を欠いていたのである。このようにして、一家の男性の社会的地位を誇示したために、女性の遊惰の慣行は拡がっていき、その結果、リスペクタブルな女性は、金銭のために働かないものであり、女性の有給雇用は、不幸であり恥辱であるとみなされるようになった。たとえば、のち女医となったソファイア・ジェックス=ブレイクの父は、彼女が、1859 年に、クィーンズ・カレッジの数学の指導教官として望まれたときに、彼女がキャリアを得るのはよいけれども、俸給を受け取ってはならないと主張した。その理由は、「社会身分において、より下位の階級に属する賃金を受けとること」は、社会的評判を失い、その家族の社会的身分が劣っていることの証拠になるというのである(8)。また、明らかに出版されることを意図した文筆上の仕事も、しばしば匿名で出され、あるいは「一女性によって」と簡単に書き記された。また、ヴィクトリア時代に始まる各種のレヴュー誌は、その欄の多くを女性に開いていたが、署名のない論文という投稿規定があったから、そのようなことが可能であったといえよう。こうして、家族と友人の私的な社会に閉じ込められ、全面的に扶養される有閑な存在としてのジェントルウーマン像は、有給雇用への禁足によって一層強化されたのである。

それでは、このようなジェントルウーマンの「遊惰」は、フェミニズムの背景として、どのような意味をもつであろうか。19 世紀におけるミドルクラス既婚女性の日常生活の変化によって、従来の拘束的で単調な家事的役割から解放された女性は、ある意味では、より変化のある社会生活を、余暇のなかで享受し始めたといえる(9)。が、これらの有閑女性の活動は、決して社会の有用な役割ではなく、ただ消費のみを目的とするもので、男性の経済力のシンボルとしての活動の域を出るものではなかった。家事の拘束からの解放は、男性への依存からの解放とはならず、むしろ無用性の増幅によって、かえってミドルクラスの女性の屈従を決定的にしたであろう。したがって、そこにフェミニズムへの積極的動機をみることはむずかしい。それでは逆に、そのような遊惰な状態からの反逆という点に、フェミニズムの原因を求めることはどうであろうか。ジェントルウーマンの遊惰を「嘆かわしい怠慢」、腐敗として憤慨する見解は、フェミニズムの運動がある程度発展した結果、生れてきたものだと考えた方がよい(10)。というのは、工業における女子労働者の法的保護の必要性などは、19 世紀に入るとすぐに一般的に認められたが、ミドルクラスの女性の問題はずっと微妙で、とりわけ問題が、有用性の喪失意識というような心理的な性質のものであったから、意識としても両性の有用性の平等という要求がもちあげられるのは、世紀後半のことであった。遊惰ということには、それなりの魅力的な面もあるから、それに飽き足りなくなって、痛切にその負の側面が認識されるまでには、かなりの時間を要したのである。ミドルクラスの女性が、自負の喪失に対して焦燥感を覚えたとしても、当時、家庭か職業かと二者択一的に考えることはありえなかったし、有給雇用を恥辱とするミドルクラスの偏見は、女性においても、まったく徹底して抱かれていた。

たしかに、有用性の喪失意識は、運動としてのフェミニズムが生み出されるうえで、

潜在的要因となったということはいえそうである。だが、その有用性の喪失意識に、次節で論じるジェントルウーマンの貧困の問題、そして女性の数の「過多」の問題が、恐れとなって加わって初めて、フェミニズムへの足掛りが作られたのである。すでに述べたように、ヴィクトリア時代には、家族制度が高い規範として掲げられたので、女性にとって家庭を奪われるか、または得られないことほど、苛酷な打撃はありえなかった。しかもヴィクトリア時代前期には、そのような不運は、後述するように日常茶飯事であった。したがって、「遊惰」という問題は、貧窮ジェントルウーマンに特有な「雇用労働」の問題と、表裏一体、解きがたく結ばれていた。裁縫婦かガヴァネスにならざるをえなかったミドルクラス出身の労働女性は、有閑女性と無関係に存在していたのではなかったのである。『サタディー・レヴュー』が、次のようなことをいった。結婚生活は、女性にとって就職である。もちろん、夫をもたなかったり、資産なしに夫に死別することもある。だがそれは、男性が事業に失敗するのと同じことで、その失敗に対して、なんの社会的改革もなされえない、と(11)。同紙が、フェミニストのもっとも辛辣な敵対者であったことを斟酌しても、そのような厳しい文面に出逢うと、遊惰なジェントルウーマンにとって、経済的困窮にあるジェントルウーマンの姿は、他人事ではない脅威として映じたであろうことは容易に推察できる(12)。したがって、これら有閑女性を、零落したジェントルウーマンの「予備軍」としてみなしておこう。有閑女性とミドルクラス特有の労働女性とを対照させてみると、イギリス・フェミニズムの背景を効果的に浮き彫りにすることができるであろう。

註

(1) Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution, 1750-1850*, 1930, reprinted 1969, p. 282.
(2) ヴィクトリア時代の家族については、以下を参照。 Janet Roebuck, *The Making of Modern English Society from 1850*, 1973, pp. 29-30 および H. L. Beales, "The Victorian Family" (*Ideas and Beliefs of the Victorians: An Historic Revaluations of the Victorian Age*, 1949).
(3) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964, p. 12(西村貞枝紹介『イギリス史研究』16号、1973年)。
(4) Janet Dunbar, *The Early Victorian Woman: Some Aspects of Her Life, 1837-1857*, 1953, p. 81.
(5) Cf. Wanda F. Neff, *Victorian Working Women: An Historical aud Literary Study of Women in British Industries and Professions, 1832-1850*, 1929, reprinted 1966, p. 187.
(6) Mrs. William Ellis, *The Daughters of England: Their Position in Society, Character and Responsibilities*, 1842, p. 3.
(7) Harriet Martineau, *Autobiography, with memorials* by Maria Wesron Chapman, vol. I, 3rd edition, 1877, pp. 100-l01.
(8) Josephine Kamm, *Hope Deferred: Girl's Education in English History*, 1965, p. 176.
(9) Banks, *op. cit.*, p. 67 および Dunbar, *op. cit.*, chap. IX.
(10) ヴィクトリア時代の若いジェントルウーマンの生活に対する痛烈な非難は、フロレンス・ナイティンゲールの『カサンドラ』に見出される。Florence Nightingale, *Cassandra*, printed as Appendix to *The Cause: A Short History of the Women's Movement in Great Britain*, by Ray Strachey, 1928, pp. 315-418.
(11) Banks, *op. cit.*, p. 43.
(12) 逆に、ガヴァネスらミドルクラス労働女性にとっても、なんの予備訓練もなしに、逆境で突然ガヴァネスの労働市場に転落してくる有閑女性は、脅威的存在であった。

二 ジェントルウーマンの零落

一見したところ、ゆるぎなく堅固にみえたヴィクトリア時代の家族、すなわち「家庭的な至福」とか「家庭の平安」とか、かつては非常に甘くロマンティックに描かれたヴィクトリア社会の縮図は、すでにヴィクトリア時代の初期から、「過剰」の女性人口の運命によって破壊されつつあった。

女性の有給雇用に対するミドルクラス内の偏見にもかかわらず、職に就かなければならなかったジェントルウーマンが、なぜ、多数生じたのであろうか。ヴィクトリア時代初期の文学作品は、ナポレオン戦争前後に、経済的に困窮したジェントルウーマンの突然の増加を示唆している。そして、そのようなミドルクラスの貧窮女性の洪水を、経済の急速な膨脹、投機の流行、ビジネスの不安定さ、ビジネスの殺到に対応できるほどにはまだ整備されていない信用制度、それらの結果として、銀行の倒産による経済的困窮への転落、そのようなプロセスで説明している(1)。また、バンクスは、1830 年代に頻発した銀行倒産のため、ガヴァネスの労働市場は、世紀中葉には、初老の貧窮化したミドルクラスの独身女性や寡婦ですでに供給過剰になっていたと述べている(2)。ワーテルローから第一次改正法通過までの時期に、イギリスは異常な財政上の混乱に見舞われ、何千という工場がつぶれる不安定な状態が続いた。その結果、父親の没落で、未婚の娘は、何の準備もないままに、予告なしに、労働市場に投げ出されたのである。ここでも、ハリエット・マーティノーの『自叙伝』から、身分を維持しながら、生計の資を求めて職に就こうとするジェントルウーマンの姿を描き出してみよう。

ハリエットは、女性の専門職業というものを真面目に考えなかった当時の水準からすれば、かなり高度の教育を受けていた。ノリッジのボンバジーン織りの製造業者であった彼女の父の工場は、戦後一時期、繁栄を享受したのち、1826 年に広汎に及んだ経済不安のなかで、株価の急落と製品市場の崩壊によって、破産に追い込まれた。彼女の父は、その打撃で、帰らぬ人となった(3)。彼女の著書『30 年の平和の歴史』第二巻をみると、1825 年と 26 年の投機 ── 失敗 ── 破産についての章が、他の部分の叙述に比べると、非常に力がこもっているように感じられるが(4)、おそらくそれは、彼女の家族の運命が、その投機の混乱のなかに、絶望的に連坐していたからであり、その結果が、彼女や妹のその後の生活を決定していたからであろう。このように工場主の運命が、戦争や投機によって危険にさらされていた当時、婚資など、娘の将来の財産を備える見通しが薄いことを考慮して、自活していけるようにと、裁縫とか教育職への準備を娘に与えていたのは、彼女の両親の才覚といえるであろう。ハリエットは、すでにユニテリアンのサークルの定期刊行誌『マンスリー・レポジトリー』にいくつかの書評・小論などを書いて、若干の稿料を得ていたので、厳しい自己鍛練の末、幸いにも著述家としてのキャリアを切り拓くことができた。だが、彼女が、文筆でパンを稼ぐことのできる地歩を確立するまえには、一時期、針仕事で乏しい収入を得ていたこともあった(5)。ハリエット自身は、一家の破産という不幸な出来事を、恵みとして受けとった。なぜならば、彼女は、「ほどなくして、まったく新しい自由の恵みを感じ始めた。朝食前などに、こっそりと執筆しなければならなかった私は、それ以来、好きなように自分の仕事をする自由を得た。それは、ジェンティリティーを失ったおかげである。財産を失わなかったならば、私たちは、わずかばかりの資産をもった女性におきまりの偏狭なやり方で生活し続けたであろう。‥‥それに反して、世の荒波に投げ出されたことによって、私たち自身

の方策に頼るほかなくなったので、一所懸命有益に働き、友人と名声と自立とを獲得して、内外ともに豊かに世の中を見てきたのである。要するに、遊惰にぼんやり生活するのでなく、真に生きることができたのである」と(6)。しかし、彼女のような対応のしかたは、特異な例であったろう。資産をもたない女性は、大ていの場合、ハリエットの妹のように、まだ独立能力も身につけないはたち前の若い身空で「ガヴァネス職という無情で冷酷な領域へ出て行かねばならなかった」のである(7)。

職を求めるミドルクラスの独身女性の増加は、とくにヴィクトリア時代初期に限ったものでなく、19 世紀を通じての常態であった。その原因も、不慮の財産上の没落だけではなく、当時『パンチ』誌などで、さかんに繰り返し討論の主題とされた「ありあまった女性」、すなわち女性人口中、統計的に結婚不可能な余剰部分の問題でもあった(8)。1851 年のセンサスの報告書でも、男性に対する女性の数の過剰分、約 51 万人(15 歳以上では約 56 万人)をとくに問題視して論じているが(9)、単なる男女総数の差だけでは、その意味するところは、漠としたものであるから、もう少し詳しく数字をあげておこう。1851 年の大ブリテン全体で、女性の総数 10,735,919 人、うち 15 歳以上は 7,043,701 人、そのうち独身者は 2,786,587 人、つまり約 39%である(10)。1871 年については、バンクスのあげている数字を借用すると、この 20 年間で、15 歳以上の過剰の女性数は、42%の増加、同じ年齢群の独身女性数は、16.8%の増加である。さらに 15 歳以上の独身男性数と独身女性数の差を求めると、同じ 20 年間で、女性の過剰分が、72.7%増加したことがわかる(11)。これは、たしかに鋭敏なヴィクトリア人に深刻に受けとめられるに十分な数値といえよう。この、両性の人数の不均衡は、独身男性、それも結婚可能な年齢で健全な肉体のもち主の、アメリカや植民地への大量移住、海外での軍役、一般に男性の方に高い死亡率、さらには男性の独身生活享楽・晩婚の傾向などから生じたといわれる(12)。

ところが、この「余分の女性」という現象が、社会問題として、ジャーナリストや初期のフェミニストの同情をかきたてたのは、その現象が、なかんずく、ミドルクラスの女性にもっとも深刻に影響を及ぼしたからであった(13)。家庭が、生産の中心である限りでは、「余分」の問題は生じなかったであろう。だが、ヴィクトリア時代のミドルクラスの家庭には、「余分」の女性が履行すべき有用な機能は、もはや残されていなかった。したがって、女性の唯一の適切な「就職」は、結婚であるとか、女性は家庭をもって、夫に養われねばならないとかいった楽観的な女性観は、19 世紀中期の諸現実には、適合しえなくなっていた。他方、労働者としての女性像は、ホームの神聖視というヴィクトリア人の世界観には調和しなかった。その結果、財産をもたず、家庭をもてないジェントルウーマンは、どうなったか。彼女らは、寡婦であれ、未婚であれ、文筆業をキャリアとすることのできたごく少数を除いて、ミドルクラスのジェンティールな身分をぎりぎりのところで維持できるガヴァネス職に殺到したのである。

ガヴァネスの問題については、次節に譲って、ここでは、零落したジェントルウーマンのほとんど唯一の職業であるヴィクトリア期のガヴァネスとは、どのようなものかを述べておこう。ガヴァネスの姿は、ヴィクトリア時代の小説のヒロインとして頻繁に現われ、またヒロインでなくても、多くの小説のなかで、ヴィクトリア時代の上流中流の家庭の標準的な調度品同然のものとして、つねに登場していた(14)。また無名の群像としてのガヴァネスは、『パンチ』誌のコミックな嘲笑の恰好の的となっていたし、その他当時の主要なジャーナルで、その情況や問題性が広く討論された(15)。たとえば、ハリエット・マーティノーは、『エディンバラ・レヴュー』に「女性の労働」と題する長い論文

を書いて、「私たちは、元気をなくしたガヴァネスや窮乏の極にある裁縫婦のもの悲しい話の絶え間ない繰り返しにうんざりさせられている」と述べている(16)。また、すでに19世紀の初頭に、卑近な例だが、ジェイン・オースティンの小説『エマ』のなかで、「人間の肉を売る」奴隷売買と対比させる形で、「人間の知性を売る」ガヴァネス商売を非難慨嘆するくだりがあり、ガヴァネスのポストを得ることの困難さ、首都における広告取扱所の存在、ガヴァネス職に就くことのジェントルウーマンとしての不幸といったことが、フィクションに反映されているのがわかる(17)。元来は、ガヴァネスによる家庭教育は、イギリスが農業国としてとどまっていたころの、とりわけ旅行が困難で、ひとびとがほとんど移動しなかった時代の実際的便法であったろう(18)。しかし、19世紀の産業上の発展に伴って地方の孤立性が壊れても、ガヴァネス雇用の慣行はなくなるどころか、上昇するミドルクラスがその貴族的慣行を模倣するにいたって、依然としてガヴァネスは存続し、その情況は一つの社会問題となったのである。ガヴァネスを雇うことは、新興のミドルクラスにとって、「リスペクタビリティー」のしるし、「パラファネイリア」の不可欠の部分であった。こうして、ガヴァネスは、ヴィクトリア時代のミドルクラスの経済力・社会的地位のシンボルとなり、また同時に、その雇い主の妻が、どの程度有閑女性であるかを示す存在ともなったのである(19)。

それでは、求人側が、ガヴァネスに求めた要件、すなわちガヴァネスの出身階級は、何であったのか。ガヴァネス職に転落した女性も、もとはといえば、有閑女性になるように育てられたジェントルウーマンであった。ミドルクラスの家族は、当時の女子教育の主要目的である上品な嗜み・教養(アコムプリッシュメンツ)を娘に教え込むことのできる女性、すなわち自分たちと身分的に同等の良家の出の女性を求めたのである(20)。そのようなガヴァネス職は、有給雇用であったけれども、リスペクタブルな家庭を職場とする半ば私的な職であった。それで、生れ・育ちが良くて、当時の水準で教育のある女性が、自活せざるを得ない場合、ガヴァネス職は、ジェントルウーマンの身分を失わないでいられる唯一の職業として正当化され、それ以外に選択の途はなかったのである。

註

(1) Neff, *op. cit.*, pp. 12-3, 155.
(2) Banks, *op. cit.*, p. 31.
(3) Martineau, *op. cit.*, pp. 127-129.
(4) Martineau, *A History of the Thirty Years' Peace, 1816-1846,* 1877-1878, vol. II, chap. VIII.
(5) Martineau, *Autobiography*, p. 143.
(6) *Ibid.*, p. 142.
(7) *Ibid.*, pp. 149, 156.
(8) Constance Rover, *The Punch Book of the Women's Rights*. 1967, p. 18.
(9) *The Census of Great Britain in 1851*, reprinted in a condensed form, from the official reports and tables, 1854, p. 35.
(10) ローヴァーも、ほとんどが既婚の年齢群、35 ～ 40 歳のなかですら、女性の4分の1が独身だという。Rover, *op. cit.*, p. 18.
(11) *The Census of Great Britain in 1851*, pp. 108-109, 117; Banks, *op. cit.*, p. 27.
(12) Banks, *op. cit.*, pp. 28-30; Neff, *op. cit.*, pp. 11-12.
(13) より下層の階級では、家事使用人になるなり、移住するなり、なんらかの生活の途をみつけられた。Klein, *op. cit.*, p. 10.
(14) ガヴァネスを扱った文学作品については、Neff, *op. cit.*, chap. V を参照。
(15) Rover, *op. cit.*, pp. 24-27; *Quarterly Review*, vol. 84, 1848, Dec., pp. 176-185.
(16) Martineau, "Female Industry", *Edinburgh Review*, No. 222, 1859, April, p. 294.

(17) ジェイン・オースティン『エマ』阿部知二訳、44 頁。のちには、「白い奴隷」という表現もある。
(18) Neff, *op. cit.*, p. 152.
(19) M. Jeanne Peterson, "The Victorian Governess: Status Incongruence in Family and Society" *Victorian Studies*, vol. XIV, n. I, 1970, p. 9.
(20) Kamm, *op. cit.*, p. 170; *Quarterly Revicw*, vol. 84, p. 176.

三 ガヴァネスの問題

ヴィクトリア時代のフェミニズムの運動は、複数の多様な領域に分かれていたが、運動の全体的発展の転機となったものとして、一つの事実を取り上げることが可能とすれば、それは 1848 年にロンドンのハーリー街に開校した女性のための最初のカレッジ「クィーンズ・カレッジ」の創設である。そしてこのカレッジの当初の目的は、困窮するガヴァネスを救済するために、ガヴァネスに適切な教育の場を提供することにあった。このように、フェミニズムの具体的運動の転換点へのインパクトとなったガヴァネスの問題とは、いかなるものであったのだろうか。

まず、ガヴァネスの実生活の窮状について述べておこう。第一に、ガヴァネスという教育職の労働市場の供給過多ということがある。センサスの職業分類上の単純な統計だけで判断すれば、ガヴァネスの重要性は小さくみえるが(1)、『タイムズ』紙の求人広告に応募者が殺到していたように、潜在的なガヴァネスの数は相当膨らむものと考えられる(2)。職探しの困難さの実例は、至るところに見受けられる。『クォータリー・レヴュー』誌で、「ガヴァネスの大義」について論じた文筆家イーストレイク夫人によれば、そのようなガヴァネスの供給過多は、その職を通じて、社会的身分の上昇を図ろうとする人びとの企てによるものであるという。すなわち「いまや農民や小売商階級までが、娘の社会的身分の上昇を期待して、ガヴァネスになるための教育を、娘に与えている。こうして、多くの育ちの良くない若い女性が、その職業に入りこみ、俸給を引き下げており、良い生れと不運とのために、ガヴァネス職以外に避難所の残されていない人々の権利を侵害している」と、夫人はいう(3)。またその約 10 年後(その頃には、ガヴァネスの救済活動が組織的に始められている)、ハリエット・マーティノーは、前述した論文「女性の労働」のなかで、女性が種々の労働の領域に進入していこうとするときに、男性が露骨に示す嫉妬に阻まれた結果、パンを稼がなければならない「大勢の無資格な女性が、教育者の隊列に駆り立てられることになる」という(4)。

さらに、マーティノーは、供給過多の結果を、次のように論じている。いわく、「立派な資格のあるガヴァネスの蒙る損害は、甚大である。総体としてのガヴァネスの評判が、一番低いメンバーの欠陥によって損われている。給料は、第一には、なされる仕事の平均的な質の低下のために、第二には、その労働市場の大入満員の現状のために、低く押し下げられている」と(5)。たしかに、供給がつねに需要を上まわったことは、給料を押し下げて、ガヴァネスは上級の家内使用人よりも低い給料で求められることになった(6)。特別な能力をもっていても、それに対して与えられる割増はなかった。住み込みで賄付きではあるが、洗濯代、旅費、医療費などは自弁であり、ジェンティールな服装にも気を配らなければならなかった。何の保障もない失業時や老後のための蓄えも必要であったし、さらに大ていのガヴァネスは、父親の負債を返したり、養わねばならない係累を

もっていた。したがって、最良の条件下のガヴァネスでも、失職・病気・老齢に備える余裕はほとんどなく、ガヴァネス救済の組織「ガヴァネス互恵協会」によって「秘かに提供される一時的援助」しか頼るべきものがなかった。しかるに、その協会の援助できる人数は、極めて限られていたので、救貧院へ到るガヴァネスの記録は、まれではなかったという(7)。しかもこれら女性の貧困者の多くは、豊かさのなかで育てられ、少くともミドルクラスの安楽さやぜいたくに慣れているということを考えると、問題の深刻さは理解されるであろう。

ガヴァネスの仕事内容は、給料と同じく、その住み込む家庭によって多種多様であったが、語学・音楽等の授業の他に、生徒の日常のことから、社会的活動のお供まで、絶えず監督することが、通常の義務であった(8)。瞥見しうるどの求人広告をみても、自分のための時間などまったくもてない情況で(9)、ガヴァネスとして比較的恵まれていたシャーロット・ブロンテさえも、「生存権をもたない」「ガヴァネスの奴隷状態」と述懐していた(10)。

さらに、近代的雇用契約に妥当しないガヴァネス職には、生徒が成人して教育者としての任務が終ったり、また雇い主の一方的解雇などで、失業の危険がつきもので、一般にその雇用期間は短かかった。家事使用人が長く勤めあげたのち、役に立たなくなっても、生きている限り扶養し続けるという温情主義的な貴族的慣行は、ヴィクトリア時代のミドルクラスの家庭における老齢のガヴァネスには、ほとんど適用されなかった(11)。

以上は、ガヴァネス職の物質的労働条件であるが、よりいっそう重大に受けとめられたガヴァネスの苦難があった。それは、前節で若干述べたガヴァネスの特殊な社会的地位に根ざすものであった。ガヴァネスという存在は、ヴィクトリア社会の社会構造とミドルクラスの価値体系とどのように適合し、かつどのように矛盾したのか。その考察は、たんに労働時間や給料の面からは説明できないガヴァネスとミドルクラス有閑女性との特殊な緊張関係を明らかにするであろうし、あわせてガヴァネス問題が起爆剤となったイギリス・フェミニズムの性格分析にも資することになろう。

ガヴァネスにおける特殊な苦難は、雇われた家族において、彼女の立場が明瞭に定義されていないという事実から生じたとする当時からの見方もある。しかし、他方では、その問題は定義の欠如によるものではなくて、社会におけるガヴァネスの地位についての定義そのものが、相矛盾する二面をもつことから生じたとも論じられる(12)。実はどちらの見方も正しいのである。いま、『クォータリー・レヴュー』の一節を引用しよう。いわく「ガヴァネスの真の定義は、生れ・作法・教育の点では、私たちと対等であるが、世俗的富において私たちに劣る女性であるということである。生れも育ちもあらゆる意味で、レイディである女性の父親が、破産宣告を受けるとする。すると、彼女は私たちの最高の理想美に適する存在として、私たちの子供の指導教師となる以外に、何も望み得ない。私たちが、ガヴァネスという収穫を苅りとるためには、その種を蒔くことになる父親の無分別・浪費・過ち・罪が必要なのである」と(13)。つまり、ヴィクトリア時代のミドルクラスの家庭の「パラファネイリア」としてのガヴァネスの必須条件は、言葉の真の意味での「ジェントルウーマン」としての社会的身分なのである。当時の文献では、ガヴァネスを「レイディ」という語で扱い、彼女のジェンティリティーや社会的身分を論じていて、身分の没落を意味する表現はみあたらない(14)。しかしながら、当時は、「有閑女性」という理想像が、ミドルクラス内で完全に勝利を博していた時代である。したがって、ガヴァネスは、資産をもたず、有給職に就く点で、ジェントルウーマンは自ら生

計の資を稼ぐものでないとする当時の文化的ルールの例外であった。それゆえ、ガヴァネスは、主家の有閑女性とまったく同等の身分とはいえない。ミドルクラスの家庭は、ある意味では、ジェントルウーマンの雇用先として理想的場所で、工場労働に従事するのとは異なって、ガヴァネスは、完全に同化できたなら、本来の環境とでもいうか、第二の家庭のなかで生活することができるわけである。しかし、ガヴァネスは、主家の若い娘を、遊惰なジュンティールな生活に備えさせるための教育を提供するために雇われた。しかも、ガヴァネスは自身その同じ目的のために、エレガントな女性となるように教育を受けてきたのである。だから、ガヴァネスが、主家に雇われているということは、ガヴァネス自身のミドルクラスの家族が、彼女の必要とする保護や扶養を与えることができないという証拠であった。結局のところ、主家のジェンティールな身分のシンボルであったガヴァネスの存在は、ガヴァネス自身の受けた教育、そしてその基礎をなすヴィクトリア社会の価値と矛盾した。すなわち、ミドルクラスの家庭に雇われたガヴァネスというジェントルウーマンは、ヴィクトリア時代のミドルクラスの価値を強化し、永続化させる「パラファネイリア」として役立ったが、その反面、ジェントルウーマンの雇用ということにおいて、ガヴァネスの存在は、ミドルクラスの価値そのものと撞着を起こすことになったのである。

ヴィクトリア期ガヴァネスの社会的評価におけるこのような矛盾は、日常生活のさまざまの面につぶさに現われた。そしてガヴァネスについての定義の二面性から、実際の職場における役割・立場についての定義のあいまいさが生じてきた。エリザベス・ギャスケルによる『シャーロット・ブロンテの伝記』でも、家族の成員と使用人とのあいだに位置し、完全にはそのどちらでもない不安定な窮屈な立場にあるガヴァネスの試練を描写している。たとえば、同じ使用人でも、ガヴァネスに給仕しなければならないことを快く思わない他の家内使用人とガヴァネスとの軋轢、親と生徒とガヴァネスとのトライアングルの葛藤など(15)。そして、ガヴァネス自身、みずからの社会的身分の矛盾に気づいていた。それゆえ、とかく防衛的な態度に出、おちぶれた自らの不遇を嘆き、また他人の自分に対する振舞いが、時に応じて複雑に変化するので、自己評価も混乱し、それらの結果、意地悪や気むずかしやのガヴァネスが多かったという(16)。また、1853年にフロレンス・ナイティンゲールが組織した「病めるジェントルウーマンの病院」の「患者のほとんどが、ガヴァネスで‥‥しかも精神をやられているものが多い」(17)とか、「精神病院の女性で最大のクラスは、ガヴァネス出身者である」(18)とかの記述も、あながち誇張ではなかったであろう。

註

(1) 1851年のセンサスの職業分類では、ガヴァネスの数は21,373人である。が、教師の項目に入っているのもあるらしく、ほとんどの研究文献では、約25,000人と挙げている。*The Census of Great Britain in 1851*, p. 132; Banks, *op. cit.*, p. 31; Strachey, *op. cit.*, p. 97. 1851年のセンサスで、女性の労働領域で大きなものは、家事労働、繊維・衣服関係の工場で、70%以上を占めているので、女性の労働として考える場合、ガヴァネスの数は大きいとはいえない。が、上記のものは、ミドルクラスを含まないことはいうまでもない。

(2) 一つのポストに800人以上の志願者を報じている例など。Duncan Crow, *The Victorian Woman*, 1971, p. 68; Lee Holcombe, *Victorian Ladies at Work, Middle-Class Working Women in England and Wales, 1850-1914*, 1973, p. 14.

(3) Elizabeth Eastlake, "Vanity Fair, Jane Austin and the Governesses' Benevolent Institution", *Quarterly Review*, vol. 84, p. 180.

(4) Martineau, *Female Industry*, pp. 329-330.

(5) *Ibid.*, p. 330.
(6) ガヴァネスの給料の額は、これといった基準もなく家庭によりさまざまであり、一般化はできないが、年収 10-100 ポンドを上下している。たとえば 1860 年代のロンドンでは、最高の額は 65 ポンド、最低は 10 ポンド、平均は約 25 ポンドであったという。Neff, *op. cit.*, p. 158; Strachey, *op. cit.*, p. 97; Holcombe, *op. cit.*, p. 14. シャーロット・ブロンテの場合で、年収 20 ポンド、それに 20%が洗濯代として差引かれた。Elizabeth C. Gaskell, *The Life of Charlotte Bronte*, 1857, reprinted 1966, p. 135. これら給料に、バンクスに従って賄いの費用を年 30 ポンドと想定して加算しても、F·P·コップの「年 200 ポンドの収入では、ミドルクラスの安楽な生活様式に慣れた女性にとっては少なすぎる」という言葉と比較すれば、その窮状は明白である。家内使用人の給料の額は、バンクスおよびマーティノーにより、与えられている。J. A. Banks, *Prosperity and Parenthood: A Study of Family Planning among the Victorian Middle Classes*, 1954, pp. 80-81; Martineau, *Female Industry*, pp. 308-309.
(7) Kamm, *op. cit.*, p. 172.
(8) *Ibid.*, p. 170.
(9) Stra Chey, *op. cit.*, p. 97.
(10) Charlotte Bronte, *Jane Eyre*, 1847, reprinted 1966, p. 298; Gaskell, *op. cit.*, pp. 115-116.
(11) Neff, op. cit.. pp. 170, 173; *Quarterly Review*, vol. 84, p. 180.
(12) Peterson, *op. cit.*, pp. 13-14.
(13) *Quarterly Review*, vol. 84, p. 176.
(14) 多くの求人広告が、その例証となる。Dunbar, *op. cit.*, pp. 138-9.
(15) Gaskell, *op. cit.*, pp. 114-116.
(16) Rover, *op. cit.*, p. 26; *Quarterly Review*, vol. 84, p. 177.
(17) Cecil Woodham Smith, *Florence Nightingale, 1820-1910*, 1950, pp. 121, 157. この病院は、ガヴァネス互恵協会と同じくロンドンのハーリー街に建てられ、ナイティンゲールが、その所長となった。
(18) Martineau, *Female Industry*, p. 307.

四 ガヴァネスの救済

以上述べてきたガヴァネスの生活は、貧窮ジェントルウーマンのあまりにもドラマティックな説明のように感じられるかもしれない。たしかに、単純な統計だけで、当時の女性の雇用状況全体のなかに、ガヴァネス職を置いたとき、ガヴァネスの苦悩は、ずっと弱められ小さくなるかもしれない。しかしながら、ヴィクトリア期のフェミニズムの運動へのインパクト=背景としてみた場合、ヴィクトリア社会特有の犠牲者であるガヴァネスの問題が、大きく拡大されるのである。

「雇用されたジェントルウーマン」としてのガヴァネスの窮状は、ヴィクトリア人の関心を大いに引きつけた。またイングランド南部に住む初期のフェミニストに成長するジェントルウーマンの多くは、北部の工場生活の実態や女子労働者の悲惨さについての知識は不十分でも、自分たちの身近で必ず一人はみかけるガヴァネス職の情況を無視することはできなかった。しかもガヴァネスの問題は、当時においては、教育職という近代的な雇用契約関係で律せられる法的・経済的な分析対象とはなりえず、まず個人的な解決策の模索か、せいぜいのところ皮層的な紙上討論か、さもなくば慈善的救済の試みを引き出すにとどまった(1)。

1848 年に『クォータリー・レヴュー』に「虚栄の市 ── ジェイン・エア ── ガヴァネス互恵協会」という一文を草した前記イーストレイク夫人は、ガヴァネスに対する「熱心で賢明な援助」を主張した(2)。このガヴァネス互恵協会が、組織的な救済改善活動の最

初の第一歩であった。この組織は、すでに 1829 年に「ガヴァネス互助会」として始まったが、その頃は、まだガヴァネスの問題が、深刻さを露呈していなかったため、なんら効果的方策はとられなかった(3)。1843 年に改称されたガヴァネス互恵協会は、会の将来にとって重要な二人の男性 ── デイヴィッド・ラングとフレデリック・デニソン・モーリス ── の奉仕者を得た。前者は、同協会の有能な書記となったが、社会上・教育上の事業に深く関心をもった牧師で、彼の牧師館は当時の多くの文人たちの集会所となっていた。また彼は、のちに女子教育の改革に有能な働きを示したフェミニスト、フランシス・メアリ・バスの良き友人でもあった(4)。協会の委員会に加わったモーリスは、キリスト教社会主義者で、ロンドンのキングズ・カレッジの文学・歴史の教授であった。彼がガヴァネス救済に格別の関心を示したのは、彼の姉の影響によるものといわれる(5)。このように、実際に表面において組織化に乗り出すのは、おもに男性であったが、その背後には多くの女性の圧力が潜んでいたことは否めない。

まず、協会は寄付を募った。1844 年にロンドンのある居酒屋で、協会の寄付者のための晩餐会が催された。ケンブリッジ公を会長として、47 名の「貴族およびジェントルマン」が出席し、その席で若きチャールズ・ディケンズが来賓演説をおこなって、ガヴァネスの悲惨さを訴えた(6)。寄付者の具体的な内訳や発足当初の会の構成員の詳細は、まったくわからないが、寄付の点では、当時の種々の慈善活動の場合と同様に、政治家や聖職者、貴族階級の支持を享けていたように思われる。協会は、その募金のなかから、失職して次の勤め口を見つけるまで、一時的に窮乏状態にあるガヴァネスへの金銭援助や働き続けることのできなくなった老いたガヴァネスへ年金給付などをおこなった。この救済の門戸が開かれるや、直ちに殺到する応募者の長い列が続いた。その多くのものは、真に貧窮状態にあり、救済の必要があるとされながら、資金不足のためやむなく断られる始末であった(7)。

ガヴァネス互恵協会は、徐々にガヴァネスに対して効果的な救済を提供するようになり、その活動範囲は拡がっていった。ガヴァネスの試験実施について最初の提案がなされたのは、1844 年であった。協会の委員は、試験の結果、教育者としての資格を保証する免状があれば、ガヴァネスの地位も水準も上昇するだろうと感じたのである(8)。だがその計画は、次の 2 年間懸案のままにされて、協会の委員会は家屋の購入に専念した。ロンドンのハーリー街の建物が買入れられ、それは失業中のガヴァネスの暫時の収容所となっただけでなく、入会者の登録簿にもとづいて、無料で勤め先紹介の世話をする事務所ともなった。そして、この事務所の運営のために、女性の委員会が結成され、協会の忙しい中枢部となった。この事務所には、銀行に類したものがあり、就職中で倹約する余裕のあるものに、貯蓄が奨励された。すなわち、ガヴァネスは、自身の名で政府発行の国債に投資し、協会が責任をもった。また老齢者への年金も、かなりの部分は、最後的に自ら受益者となるガヴァネス自身により寄付されたのである。さらにケントの町に、働けなくなった老齢のガヴァネスの収容施設が、慈善的基金で建設された(9)。このように協会は、「一時的に困窮状態にあるレイディ」の救済という慈善的方面では、かなりの成功を修め、19 世紀を通じてさかんに活動を続けた(10)。

当時におけるガヴァネス問題の核心は、貧弱な教育しか受けていない多くの若いジェンティールな女性が、職を求めたとき、彼女にはガヴァネス職というより好みの許されない選択しかなかったということであり、その結果、ガヴァネスはつねに供給過剰で、低い給料で雇われるということであった。したがってガヴァネスの経済的立場の改善の

ための一つの途は、マーティノーもいったように、教師としての適格を備えることであった(11)。より適格で有能なガヴァネスなら、高い俸給が要求できるという認識が、女子教育改善の第一歩となったのである。すなわち、女子教育に関してこれまでにみられたいくつかの散発的・孤立的な進歩的見解(12)に起爆剤を与えて、直接行動への第一歩を踏み出させる契機となったのが、ガヴァネスの問題であった。

最初の改革の試みは、ガヴァネス互恵協会の委員会から起こされ、その指導にあたったのは前記モーリスであった。協会がとったガヴァネスの登録制が、真に意味をもつためには名簿に登録したものが、教育職に適切な資格を保証する免状を有していることが望ましかった。1847 年に、モーリスおよびキングズ・カレッジでの彼の同僚で同じくキリスト教社会主義者のチャールズ・キングズリーらによって、ハーリー街のガヴァネス互恵協会の事務所に隣接した建物において、昼間勤めているガヴァネスのために一連の夜間講義が始められた(13)。創設者の当初の意図は、このようにガヴァネスの教育にのみ限られていたが、この限定的な計画は、すぐに好評を博し、ガヴァネスだけでなく、アパーおよびミドルクラスの女性のための昼間の講義も追加された(14)。またガヴァネス互恵協会の委員会は、「ガヴァネスを試験してその賞すべき価値に応じて免状を与える」というかねてよりの考えを実行に移した(15)。そうこうするうちに、ヴィクトリア女王の女官で、ガヴァネス問題など博愛主義運動に強い関心を寄せたアメリア・マリーの尽力で、女王の名前の使用が許されて、1848 年に正式にクィーンズ・カレッジの開校となったのである(16)。ガヴァネスに免状を与え、就職の際の人物証明書になるようにとの目的をもって始められたこの小さな学校は、当初はカレッジとは実際名のみで、その教育水準はのちの中等学校程度のものであった。だが、女性のための知的訓練の重要性という点では、まったく新しい認識を示していた。同カレッジの課程は、第一義的にはガヴァネスのためのものであったが、12 歳以上のすべての「レイディ」に開かれ、シニア、ジュニアに分れ、 夜間クラスの現職ガヴァネスの授業料は無料であった。 1847 年から 1850 年までに、200 人近くが、種々の得意の研究分野で免状を与えられたという(17)。男性の講師による講義のあいだ、少女に附き添う女性、すなわち学究的関心をもち、ジェントルウーマンとしての社会的身分をもついわゆる「シャパロウン」が必要とされたことは、当時のクィーンズ・カレッジの因習固守の姿勢を示している(18)。ところで、1862 年に、クィーンズ・カレッジは、ガヴァネス互恵協会とまったく別個のものとなった。というのも、クィーンズ・カレッジとガヴァネスとの特別な結びつき、あるいは将来教師になろうと志す少女との結びつき、すなわち同カレッジの当初の師範学校的性格は、女子教育改革の幅広い要求のなかで次第に失われていったからである(19)。

ガヴァネスに代表されるミドルクラスの女性の経済的困窮を救済しようとする動きについて、もう一つ触れておかなければならない。それはガヴァネス職以外の雇用の機会、すなわち新しい選択枝を開拓する運動である。その運動の中心となったのは、1858 年創刊の『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』と、その翌年ロンドンのランガム・プレイスに発足した「女性雇用推進協会」であった。それらはガヴァネスだけに関ったのではなく、世紀後半のフェミニズム運動の明確な核を形成することになった(20)。この協会のもとで行われた種々の職業開拓および技術上の訓練は、めざましいものがあった(21)。また「ミドルクラス女性移民協会」による移民奨励の組織的運動も、女性雇用推進協会の活動と緊密な連携を保っていた(22)。これらの協会の活動は、直接ガヴァネスの救済を図るものではないが、ランガム・プレイスの指導者の一人、ベッシー・レイナー・

パークスの「レイディたちはガヴァネスになることを欲しなかった。他のなにかになりたがった」(23)という言葉でわかるように、ガヴァネス問題を出発点とし、ガヴァネスの窮状を側面から改善する運動であった。

以上、1840年代、50年代のガヴァネス救済のいくつかの運動を略述してきた。それらは、ヴィクトリア時代後期に、フェミニズムの運動が真に機能し始めるためのさまざまの準備作業となった。ガヴァネス救済からフェミニズムの運動への転化過程の考察は、すでに前章で行なったので、ここではガヴァネスの救済策そのものの特徴を指摘するにとどめる。

まずガヴァネス互恵協会は、慈善的方面ではかなり成功したが、結局のところガヴァネスという教育職を近代的に改善するよりも、協会の人物証明書を保持する一部のガヴァネスだけを保護し、はみ出したものを切り捨てることでガヴァネスの競争の激しさを緩和する組織であったといえる。マーティノーが当時観察したように、協会は、「疲れ果てた無力なガヴァネスに生計の糧と慰めとを与えるが、一つのクラスを向上させたり、制度を修正できるような機関ではなかった」(24)。また、クィーンズ・カレッジも、明確に専門的訓練という近代的教職への志向性をもったものでありながら、ガヴァネス救済に関しては、端的にいえば、真のジェントルウーマンのガヴァネスと、ガヴァネス職を通じて社会的上昇を図る育ちのよくないものとの間のギャップを広くしておくことにあった(25)。また、女性雇用推進協会も、当初の雇用拡大への動きは、教育改革と同様、ガヴァネスという閉された狭い労働市場で、多くの無資格な女性が犇いて、本当に資格のあるガヴァネスへ損害を与えているという事実認識から生じていた。マグレガーによれば、同協会は「レイディとして生れ育った女性」で「彼女の出身階級の習慣・服装そして無数の精神的物質的関係を保持しようと苦闘する女性」のみにかかわったという(26)。ミドルクラス女性の移住奨励の運動は、女性の雇用状況改善の運動の一部であることは、すでに述べたが、この活動の本来の目的は、「貧しい知的職業人の娘で中途半端にしか教育を受けていない者‥‥また下位の政府官吏や小店主、職人の娘たち」で、ガヴァネス職を通じ、社会的身分の上昇を企てるものに、移住を奨励することであった。そしてそれができない場合に、店員、看護婦、通信士等々の他の職種へ誘い出すことに終った(27)。

このように、ガヴァネス救済そのものは、いずれも非常に狭量で因習的な性格をもっていた。しかしこれらが出発点となって、イギリス・フェミニズムの運動は、より広汎な女性の教育改革、雇用の機会の拡大、さらには改革実現の決定的手がかりとしての選挙権要求へと発展していくことになった。しかし、有能なものとそうでないものを区別したいというガヴァネス救済の意図にみられた狭さは、その後イギリス・フェミニズムのなかに一貫して根強く残った。すなわち、「女性の権利」の「女性」が、具体的運動となると、総称ではなくなり、改革の範囲・対象は、まったくミドルクラスの域を出なかったのである。

註

(1) Neff, *op. cit.*, pp. 174-175; Kamm, *op. cit.*, pp. 171-172. マーティノーは40年代の歴史叙述のなかで、この時期から社会でもっとも苦しんでいる階級、ガヴァネスに対する社会の無視は終ったということを述べ、雇い主の配慮などを記している。Martineau, *A History of the Thirty Years' Peace*, vol. IV, pp. 217-218. 個人的次元で改善を呼びかけた一例は、アナ・B・ジェイムスンである。彼女は芸術評論家として有名になる前、自身ガヴァネスを体験したので、ガヴァネスの不平の諸原因を分析し、子供の教育における母親とガヴァネスの協力、ガヴァネスの仕事内容に変化・多様性を与えること、ガヴァネス専用の寝室の必要性などを説いた。Neff,

op. cit., p. 174. 紙上の討論では、ラスキンの『胡麻と百合』岩波文庫、164-165 頁、ヤングの『女性』など。Charlotte Mary Yonge, *Womankind*, 1876, 4th ed., 1881, pp. 29-38.

(2) *Quarterly Review*, vol. 84.

(3) Elaine Kaye, *A History of Queen's College, London 1848-1972*, 1972, p. 12.

(4) *Ibid.*, pp. 11-12. フランシス・メアリ・バスは 1850 年に North London Collegiate School for Ladies を創設した。彼女自身、クィーンズ・カレッジの授業に出席した。

(5) *Ibid.*, p. 13.

(6) *Ibid.*, p. 11.

(7) Kamm, *op. cit.*, P. 172; Crow, *op. cit.*, p. 68; *Quarterly Review*, vol. 84, p. 183; vol. 86, 1850, Mar., p. 382. 年金給付は、1843 年に 15 ポンドの年金 1 口に約 30 人の応募、1847 年に 4 口で 90 人の応募、1848 年に 20 ポンドの年金 32 口に 150 人の応募というように、年金の口数の増加は、応募者の増加に追いつかなかった。

(8) Kaye, *op. cit.*, p. 15.

(9) *Quarterly Review*, vol. 84, p. 183; vol. 86, p. 382.

(10) 協会の 1862 年の業績を *Saint James Magazine* は、次のように報告した。「18 万ポンドが政府の国債の形で貯えられ、老齢ガヴァネスのため 100 人分の年金が用意され、3,000 人の女性が失業時その施設を使用し、14,000 人が同協会の紹介所を通じて勤め先をみつけた。‥‥ケントの収容施設も、成功裡に運営されている」と。またブーシェレットは、1880 年代の著述のなかで、同協会の老齢年金の給付 243 人と述べ、ロンドン最大のチャリティ」であると描写した。Neff, *op. cit.*, pp. 176-177; Jessie Boucherett, "The Industrial Movement", Stanton, *op. cit.*, p. 92.

(11) Martineau, *op. cit.*, p. 452.

(12) Kamm, *op. cit.*, pp. 160-170

(13) *Ibid.*, p. 173; Neff, *op. cit.*, p. 177; Maria G. Grey, "The Women's Educational Movement", Stanton, *op. cit.*, pp. 32-33.

(14) *Quarterly Review*, vol. 84, p. 184

(15) *Ibid.*, vol. 86, p. 364.

(16) Kaye, *op. cit.*, pp. 16-19. 同カレッジへの女王の名前の下賜は、女性のカレッジに対する世間の非難の防波堤となった。それでも女子の教育を男子の教育に接近させようとする同カレッジのあらゆる企ては、プロプライエティーからの逸脱として非難された。Grey, *op. cit.*, pp. 32-33.

(17) *Quarterly Review*, vol. 86, pp. 364-365.

(18) *Ibid.*, p. 365; Kamm, *op. cit.*, p. 176.

(19) ガヴァネス互恵協会の方では、クィーンズ・カレッジでガヴァネスとしての訓練を受ける 16 名の学生の奨学金を維持した。Neff, *op. cit.*, p. 177.

(20) 前章を参照。

(21) 同協会の活動については、ブーシェレットが詳細に報告している。なかでも印刷分野はめざましい。Boucherett, *op. cit.*, pp. 90-107.

(22) この方面ではあまり成功をみなかった。*Ibid.*, p. 98. この移住奨励組織やその他 National Bene- volent Emigration Society, Educated Woman's Emigration Society といった組織の名前で明らかなように、ミドルクラスの女性がもっとも移住しそうにないので、このような組織が必要とされたのである。

(23) Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, pp. 32-33.

(24) Martineau, *op. cit.*, p. 452.

(25) イーストレイク夫人が、前掲論文で、ガヴァネスのモラルや社会的身分からくる上品さを強調して、学問上の資格試験に疑いを投げかけたのは、その例証といえる。*Quarterly Review*, vol. 84, p. 184.

(26) O. R. McGregor, "The Social Position of Women in England, 1850-1914: A Bibliography". *British Journal of Sociology*, vol. 6, n. 1, 1955, p. 52.

(27) Banks, *op. cit.*, p. 33.

むすび

以上、イギリス・フェミニズムの背景として重要な意味をもったガヴァネス問題の所在とその救済運動について論じてきた。なおその運動に先立ち、19 世紀初頭からイギリスの貴族およびミドルクラスの女性の多くを巻き込んだ「博愛主義」の運動があった。水田珠枝氏が説明されたように、この運動は、「体制補完の運動に歪曲されてしまうフェミニズム」であり、「家庭に埋没していた女性たちに社会的活動に参加する手がかりをあたえ、19 世紀後半に開始されるさまざまな女性運動の下地をつくったという意味で評価されるべきではあるけれども、その運動自体は保守的色彩が強く当時の女性解放の要求とはかけはなれていた」(1)。この活動の内容には、刑務所改善、監獄行政の改革、慈善病院、貧民の子供の慈善学校などがあり、これら社会事業の萌芽は、ヴィクトリア時代前期に受け継がれ、ますます多くの知的職業人の娘や、上流・中流の女性を、その活動のあらゆる分野に引き入れていった(2)。ここにいうガヴァネス救済も、それがなお慈善的・博愛的性格を脱し切らなかったという意味では、ひろくそのような運動の一環として把えることができよう。しかし、この種の活動は、遊惰・無為の情況に不満を抱き始めたジェントルウーマンのエネルギーのはけ口とはなりえた。男性による公的社会生活の独占は、この博愛主義の活動からも徐々に破られていったのである。とはいえ、逆説的に響くようではあるが、このことが可能であったのは、女性の着手した活動が、もともと慈善的性質のものであり、当時ゆきわたっていた「女らしさ」の観念と衝突しなかったからである。さらに、この活動が、当初は男性の既存の活動領域への侵入を意図したものでなかったからでもあり、しかも有利な報酬とは関係なく、したがって参加者の社会的身分の喪失を意味しなかったからでもある。

それにもかかわらず、慈善活動とはいえ、この種の運動がジェントルウーマンの経済的困窮、すなわちガヴァネスの問題にゆきあたって初めて、19 世紀後半のフェミニストの主要な要求、いいかえれば女子教育の改善、専門職および産業上の自由、法的・政治的地位の平等など、との明確な接点をもつことができたのである。ガヴァネスの救済において、真に「社会事業と女性解放とは、双生児の姉妹であった」と主張されよう(3)。

これら女性の控え目な社会的進出の背後には、本稿冒頭でも述べたような、時代特有の改革精神が知的武器として存在したであろうし、初期のフェミニストたちは、それによって鍛えられ、やがては社会悪とその有効な救済策に立ち向かうことになったであろう。しかしながら、フェミニズム運動の開始・展開の直接的要因としては、ミドルクラス女性内の経済的困窮の方が、より大きな影響力をもった。経済的切迫の事実がなくても、社会生活の諸問題について考察したり、平等の主張を押しすすめる知識人のいたことは確かである。しかし、このような教育のある知識人層のうえに、コンスタントな圧力を行使した物質的必要性がなかったなら、フェミニズムはこの時点で、イギリスにおいて一般的な共感を呼ぶ歴史的課題には、決してなりえなかったであろう。こうして、ガヴァネス問題をひとつの重要な起爆剤として 19 世紀後半のフェミニズムの運動が開始され、イギリス・フェミニズムの本流ともいうべき婦人参政権運動の土壌と人材を作り出していったのである。

註

(1) 水田珠枝『女性解放思想の歩み』岩波新書、117 頁。

(2) Josephine Kamm, *Rapiers and Battleaxes: The Women's Movement and its Aftermath*, 1966, chap. II.
(3) Viola Klein, "The Emancipation of Women: Its Motives and Achievements", (*Ideas and Beliefs of the Victorians*).

第三章 エリザベス・ジェサー・リードとベドフォード・カレッジの創設

一 問題の所在

イギリスにおいて包括的で体系的なフェミニズム思想の成立は、英仏海峡を隔てた隣国フランスの大革命とイギリス国内の工業化の開始といういわゆる「二重革命」の激動期を生きたメアリ・ウルストンクラフトの著『女性の権利の擁護』(1792)に求められる。思想と運動が必ずしも直結するものでないことは言うまでもないが、ウルストンクラフトのフェミニズム思想は、のちの具体的なフェミニズム運動の課題を網羅的に取り上げていたものの、そこから直接的に「運動」が起こってくることはなかった。ヴィクトリア時代に入ってしばらくのち、世紀半ばにミドルクラス女性が共有する社会的諸要因を背景に、「ランガム・プレイス・サークル」と愛称された集団を中心に組織的なフェミニズム運動が形成され、発展していくことになる。

イギリス・フェミニズム運動史の優れた研究者のバンクスも、次のように言う。「1850年代以前には、社会における女性の地位のいくつかの局面を改革するために組織的な努力が何もなされなかった、と考えることはあやまりであるけれども、個々の散発的で孤立した企てが、ひとつの組織された運動のなかに接合されていく確実な証拠を示したのは、やっと19世紀中葉になってからのことである」(1)と。しかし、フェミニズム思想の誕生と組織的運動の開始との約半世紀のずれを単なる空白として看過して、バンクスの上記のくだりの前半、すなわち1850年代以前をまったく探らないままで済ませていいのだろうか、との疑問が以前から筆者の脳裏をときおりよぎっていた。しかも筆者が気になっている存在、すなわち本章が対象とするエリザベス・ジェサー・リードと彼女をめぐるサークルは、けっしてバンクスの言うような「散発的で孤立して」はいなかったし、「ランガム・プレイス・サークル」の直接的先行者と思えるのである。

前二章で見たように、イギリスの初期フェミニズム運動を始動させた契機は、「困窮化したジェントルウーマン」、とくにガヴァネスの問題、すなわち「ジェンティールな貧困」であったのは確かであるが、ガヴァネス自身がフェミニストになったわけではない。それならば、イギリスの初期フェミニストのネットワークがいかにして形成・組織されたのか。相対的に孤立状況にあったミドルクラス女性の生活の中で、初期のフェミニストがどのようにしてコミュニケートしたのか、という大きな問いかけが本章の考察の背後にある。

本章の主題であるエリザベス・ジェサー・リードを創設者とする「ベドフォード・カレッジ・フォー・ウィメン」は、1999年に150周年を迎えた(2)が、いまはその名前では存在しない。イギリスにおいて最初の女子カレッジが、1848年のクィーンズ・カレッジ、1849年のベドフォード・カレッジと、相次いでロンドンで創設された。当時の女子教育の現状からして当然のことながら、ともに創設当初は女子の高等教育機関とは言えなかったが、女性のための知的訓練の重要性にまったく新しい認識を表明していた。前者は、ロンドンのキングズ・カレッジのフレデリック・デニスン・モーリス等が困窮するガヴァネスの救済のためにおこなった無料の夜間講義に端を発したものである(3)ことはいまやよく知られているが、後者は、非国教のユニテリアンのE・J・リードによって創設され、無宗派で、男女混淆の運営委員会をもち、最初から名実ともに女性のための女性による真のカレッジを志向していた。つまり、単に将来ガヴァネスとなる者に職業上の訓練を

提供するよりはむしろ女性の教養、そして女性の生活・人生全体を拡げることを意図していたのである。

のちの展開については、ベドフォード・カレッジは1900年にロンドン大学の正式の構成機関となり、1965年には男女共学となり、さらに1985年にサリー州エッガムにあるロイヤル・ホロウェイ・カレッジ(4)に合併統合されて、リージェント・パークの学舎を閉じたのである。他方、クィーンズ・カレッジは、いまも創設時のハーリー街の地に独立した女子カレッジとして存続している。

事実上「ファースト」であるクィーンズ・カレッジの草創期については、イギリス女子教育史の文献の中である程度論述されてきた(5)が、誕生が一年あとのベドフォード・カレッジに関しては、前者の「ついでに」言及されるのみで、学長の手になる「校史」(6)を除けば、論文であれ、書物であれ、単独の研究はほぼ皆無に等しい(7)。また、リード夫人についてもしかりである。

イギリスの代表的人名事典である『英国国民伝記事典』(DNB)の最初のシリーズ(1885-1900)では、E·J·リードの名は単独の項目としては無く、父親のWilliam Sturchの項目の末尾に「次女エリザベス・ジェサーは、ジョン・リードと結婚し、ベドフォード・カレッジを創設した」と一言されているだけであった。ところが、1993年に過去のDNBの編集の選に漏れた人物を一挙掘り起こした『DNB ── ミッシング・パーソンズ』には、エリザベス・ジェサー・リードが、彼女自身の人生と自らの業績によって立ち現れてきた(8)。

その項目を執筆したシビル・オールドフィールドは、簡潔なE·J·リード伝の中で、きわめて重要な一文を草している。すなわち、「エリザベス・リードは、彼女の友人たち、アナ・ジェイムスン、ジュリア・スミス(フロレンス・ナイティンゲイルとバーバラ・リー・スミス・ボディションのおば)とハリエット・マーティノーとともに、メアリ・ウルストンクラフトから1850年代末のランガム・プレイス・サークルに至るイギリス女性の自己解放の歴史における「ミッシング・リンク」を形成している」(9)と。このオールドフィールドの、重要であるが、おそらく紙数の制約から多少曖昧な、リード評価を手がかりにして、ロンドン大学ロイヤル・ホロウェイのアーカイヴズ所蔵史料から本章のテーマに迫ってみたいと考える。また、オールドフィールドのベドフォード・カレッジの初期に関する記述にはいくつか誤りがあるので、のちほどその点も正したい。

二 エリザベス·ジェサー·リード小伝

まず最初にE·J·リードの生い立ちと家族的背景について見ておきたい。

エリザベスは1789年12月25日にロンドンで生まれた。裕福なユニテリアンの金物業者のウィリアム・スターチ(1753?-1838)とその妻エリザベスの次女である。父親スターチに関するDNBの記載内容は神学上の著作活動に限られている。ワイト島生まれで、1774年にロンドンのストランド街エセックス通りに開かれたユニテリアンの教会の最初からのメンバーであった。『ベドフォード・カレッジ・マガジーン』にリード夫人の回想記を書いたヘンリエッタ・バスクは、「父親は著名なウィッグの政治家で、科学的な人物で、同時に文学研究でも高い素養を有していた」と述べている(10)。エリザベス自身が父親や家族について書いたものは残っていない。とりわけ母親の情報は皆無である。

エリザベスは 1821 年に内科医ジョン・リード(1776-1822)と結婚したが、結婚生活は夫の死でわずか 18 か月で断ち切られた。DNB によれば、ジョン・リードは、レスターのノンコンフォーミストの家族の出で、エディンバラで学位を取得、ロンドンで開業医となった。妻よりかなり年長で、すでにいくつかの著述を為し、医学上の権威として認められていたようである。夫の遺産は、エリザベスに独立した所得を与え、その後の彼女のさまざまな利他主義的実践を保証することになった。夫のことや短い結婚生活についての思い出も彼女は一切書き残していない(11)。

女性のためのベドフォード・カレッジの創設というリード夫人の主たる業績からすれば、彼女の受けた教育がどのようなものであったかが問題になるが、彼女の教育状況はまったくわからない。推測の域を出ないが、彼女の教育は、ほぼ専ら父親のコンパニオンを務めることから得られたように思う。リベラルで教養のある家族の中で育ったにもかかわらず、彼女は自身の教育の欠如にたえずフラストレーションを感じていたにちがいない。そして、夫の死後、子供のいない裕福な寡婦となった彼女は、自らの教育の基礎を改善する努力に余暇の時間を用いつつ、女子のための高等教育機関の必要性を痛感するようになる。

ここで、リード夫人に関する一次史料について一言しておかねばならない。筆者は、1998 年にロイヤル・ホロウェイのアーカイヴズで E·J·リードとベドフォード・カレッジに関する史料を渉猟したが、リード夫人の文書 “The Papers of Elizabeth Jesser Reid”(以下 EJR 文書と略す)の中に、ごくわずかの彼女の手書き書簡しか見つけられなかった。その点についての私の疑問に、「リード夫人は臨終で彼女の個人的文書を全て破棄するように指示し、その遺志が忠実に守られた」ためだと、アーキヴィストのソフィー・バダムが説明してくれた。リード夫人の生の声を聞くことがほとんどできないのは残念なことである。なぜ彼女が、自らの手になる史料の破棄を願ったかについてはのちほど推測してみたい。

EJR 文書には、以上のような制約があるものの、リード夫人に宛てられた残存書簡は膨大なもので、その他に彼女と長く親密な交際を続け、克明に彼女とのやりとりを記したヘンリ・クラブ・ロビンスンの書簡と日記の抜粋(12)が含まれていて、それらからある程度リード夫人の人物像に迫ることができる。さらに、ベドフォード・カレッジの創設とその後のカレッジの運営については、同じくロイヤル・ホロウェイのアーカイヴズ所蔵の “The Archives of Bedford College(University of London), 1849-1985 ”(以下 BC 文書と略す)が、本稿の考察の基礎となっている。

EJR 文書と BC 文書に加えて、冊子体の一次史料として重要なのは、『ベドフォード・カレッジ・マガジーン』(以下 BC マガジーンと略す)と『カレンダー・オブ・ベドフォード・カレッジ』(以下 BC カレンダーと略す)がある。前者は 1886 年 12 月から刊行が始まり、年3回出ている。後者は 1888 年に始まり(12)、巻頭に「カレッジ小史」が掲載されている。

前述したように、資産に恵まれ、また両親の死後は家族のしがらみをもたなかったリード夫人は、心あたたかな慈善の実践に熱心に係わっていく。その点は、19 世紀の多くの女性の博愛主義者(フィランスロピスト)と同じ轍を彼女も辿っている。19 世紀の人口成長、産業主義、急激な都市化の進行が生み出した数々の社会問題の救済を目指した慈善団体、教育団体、矯正施設等の中で、性別役割分業で公的領域から閉め出された多くの心あるジェントルウーマンが少なからぬ重要部分を占めていたのである(14)。まさに、ヴィオラ・クラインが言うように、「社会事業と女性解放は双生児姉妹」であったのであ

る(15)。リード夫人もたとえば、親しい友人であったハリエット・マーティノーの、湖水地方の貧しい人びとが自らの家屋を購入することができるようにする計画を支援している(16)。しかしながら、彼女が後半生でもっとも熱心に活動した二つの「コーズ」(cause)は、「アボリショニズム」(反奴隷制運動)と女子教育改革であった。前者についてはあとで述べることにして、まず本稿のメイン・テーマに入っていきたい。

三 ベドフォード・カレッジの創設

(一) カレッジ創設への経緯

E・J・リードを1849年にベドフォード・カレッジ創設へと至らしめた動機は、一つには、彼女の周りに形成された教養ある友人のサークルの影響と彼らからの刺激であり、もう一つは、前述したように彼女自身の教育の欠如に対するフラストレーションであったろう。彼女は、自らの教養の鍛錬に努める中で、女性にとってなんらかの種類の健全でリベラルな教育を得るための機会がいかに少ないかを痛感したのである。数少ないリード夫人の残存書簡の中で、彼女は「女性のためのカレッジあるいはそれに類するものが、子どもの時からの私の夢であった。何度か私はその試みをやりかけたが、協力者がいなかったので、失敗した」と書いている(17)。必要だったのは、彼女の理想、すなわち同じ書簡から引用するなら、「女性の道徳的知的性格の向上」を実現するための協力者であった。

1825年にロンドンで「ユニヴァーシティ・カレッジ」が開かれたが、それは、1836年に「ロンドン大学」が創設されたときに、同大学の中の一つのカレッジとなった。その直後にリード夫人は、女性に同様の便宜を提供するために一つ、あるいはそれ以上のカレッジをロンドンに創るという考えを抱いたのである。

1848年に教育の不充分なガヴァネスを訓練する目的で、ロンドンのハーリー街にアングリカンのキングズ・カレッジの教授陣をスタッフとして、クィーンズ・カレッジが開校されたのに対抗して、無宗派(non-denominational)のベドフォード・カレッジが、ユニヴァーシティ・カレッジ(UC)の教授たちの協力を得て創設された、というのが通説である。たしかに、ベドフォード・カレッジの設立趣意書には、「クィーンズの成功を目の当たりにして」(18)とあるから、その刺激を受けたことは事実であろう。しかし、前述のH・バスクによれば、1847年に当時はブランズウィック・スクエアのグレンヴィル通りにあったリード夫人の自宅の応接間で、主としてUCの教授たちが行う女性のためのいくつかの授業や一連の講義を夫人自身がアレンジした、という(19)。彼女は、非常に多くの「レイディたち」がこれらの講義に出席することを欲している事実を発見し、女性のカレッジというもっと大きな企てに興味を抱く女性の委員会が活動を始めたのである。バスク自身の母親がリード夫人宅での受講者であった、とバスクは述べているので、カレッジのこの出発点は信じていいと考える。

また、クィーンズ・カレッジの場合も、E・ケイによれば、「1847年の10月1日にキングズ・カレッジのマースデン図書館で教育委員会が最初の正式の集会を開いた。その時がクィーンズ・カレッジの出発点と言える」(20)。リード夫人自身、クィーンズ・カレッジの開校に際して、物心両面の援助を与えている(21)ので、二つのカレッジの創設を時期的にはほぼ同時で、対抗関係よりも相互協力関係にあったと見たほうがよい。

かくしてベドフォード・カレッジは1849年9月に、ベドフォード・スクエア47番地

に開かれた(22)。当初の費用はリード夫人によって提供された。その額 1,500 ポンドを数年後に彼女はカレッジへの無償の贈り物として譲り渡した(23)。

リード夫人が実際に女子教育のために何をしたかを理解するために、以下では、カレッジ設立当初の学生(授業参加者)の受講状況と、ベドフォード・カレッジ独特の「レイディ・ヴィジターズ」などカレッジ行政への女性の参与について詳しく見ていきたい。

(二) 学生の数と受講状況

開校当初の学生数を算定することはきわめて困難である。オールドフィールドは、「最初何百人もの申し込みを予想したが、実際は彼女自身の友人たちの申し込みを含む数十人(a few dozen)にとどまった」と述べる(24)。1849-1937 年の学生数の変化を表したテュークの棒グラフでは、1849-50 年の学生数は 100 を少し超える程度である(25)。またバスクは、「最初の年の生徒数は 180 人」と言う(26)。なぜこのような算定の相違が生じたのか。オールドフィールドの低い算定はおそらく自ら史料に依拠していないためであろう。テュークとバスクの数値は概数としてはどちらも正しい。というのは、当初はステューデントシップ制はとっておらず、入学者が好きな科目を、それぞれの授業料(科目によって金額は異なる)を納めて聴講する形であり、各学年(session)は秋学期(Michaelmas)、冬学期(Lent)、春学期(Easter)毎に出入り自由であった。ステューデントシップ制を導入したのは 1856 年であり、その年までの学生は全て聴講生であり、1856 年からレジスターの表記が正規の学生(regular student)と聴講生(occasional student)とに分かれているものの、当分の間は後者が圧倒的に多い。したがって、テュークは、学年を通じての平均的数字を示しており、バスクは一年間に受講した「異なる」学生の実数を数えたのであろう。

筆者は、女性のカレッジへの当時の女性たちの教育へのニーズを考察するために、より正確な学生数や年齢、受講科目、受講状況等を知りたくて、BC 文書の中の二つの記録簿、"Registers of Students, 1849-" と "Main records of student fees, 1849-"、それに 1899 年と 1910 年の『BC カレンダー』の中の卒業生(過去の在籍者)名簿を照らし合わせる作業を行った。レジスターの中に、「授業料受領簿その他さまざまの資料をもとに作成した、1849 年のミクルマス期から 1871 年イースター期までの記録簿」というものがあり、参考のために 1862 年までを**表1**に示しておく。あとの 10 年を割愛したのは、数値が「不完全」とあるためである。さらに、筆者自身で諸記録をもとに割り出した数値を**表2**に示した。

受講生の年齢は明らかにできなかったが、かなりの幅があり、とりわけカレッジ創設直後はかなり年輩の女性が大勢受講したようである。既婚女性に財産権が無かった時代にはこのような受講のためには夫の許可が必要であっただろうと推測されるために、「ミセス某」と記名された人数とその受講科目を調べてみた(**表3**)。受講状況は、おおむね 1-2 科目で、倫理学(これが最多)、英文学、フランス語・イタリア語・ドイツ語といった語学、絵画(デッサン)など、そして一学期のみの受講も多かったし、年度を追うにつれて増加するケースもある(27)。初めのころはコースとして取るのが望ましい科目を勧めるようなカリキュラムが立てられていなかったから、何年で卒業というものでもなく、1849-54 年の間 2-4 科目を受講していたアニー・ビッグズのケースや、エリザベス・ボストークのように 1849-62 年の長期間受講をしていたケースもある(28)。

設立当初の受講生で有名なのは、ジョージ・エリオットや、のちの「ランガム・プレイス・サークル」の指導的人物であるバーバラ・リー・スミスとベッシー・レイナー・パークスであろう。ジョージ・エリオットはもちろんメアリ・アン・エヴァンスの実名で

1849 年のレント期から登録簿に現れ、最初はラテン語のみ、イースター期にはラテン語に加えて古代史と数学、1850 年のレント期にもラテン語と数学を受講し、そのあとは名簿から消えている。バーバラ・リー・スミスは、ある文献では、「ベドフォード・スクエアに新設されたレイディーズ・カレッジで法律と経済学と美術を学んだ」とある(29)が、事実は初年度のイースター期に自然科学を受講しただけである。ベッシー・レイナー・パークスの在学も、1850 年のレント期のみで経済学だけを受講している。

概して、入学する学生の低い知的水準に対して、男性教授陣には深刻な不平があったようである。ほとんどの場合、彼らは大学の教職にあり、パブリック・スクールの教育を受けた男子を教えることに慣れていたから、家庭でガヴァネスによって教育を受けた若い女性の相対的に貧弱な教育状況に不満を抱いたのである。さらに、彼らはときおり講義に出てくる年輩の既婚女性が彼らの授業を真剣に取っていないと感じてもいた(30)。このような教授たちの不満に応えて、リード夫人は 1853 年にカレッジの近くにジュニア・レヴェルの学校を設立し、カレッジに出席する学生の水準を高める教育を施すことにしたのである(31)。

(三) カレッジ創設時の運営と女性の役割

ここでは、カレッジ創設時の行政面での女性の参与を中心に述べたい。ベドフォード・カレッジのもっとも革新的な特徴の一つは、その管理集団の構成であった。カレッジが 1869 年に法人団体となり、規約が整備されるまでの状況は錯綜していてわかりにくいが、創設当初、カレッジの行政は二つの委員会の手中にあった。常任委員会(General Committee あるいは Board)と女性委員会(Ladies' Committee)である。最初の女性委員会はリード夫人、ソファイア・ド・モーガン、レイディ・ロミリ、アナ・ススウォニィック、アナ・ジェイムスン、ウェッジウッド夫人などを含む 15-16 人の女性から成っていた(32)。常任委員会の人数は 30 数名で、女性委員会の全委員と教授(最初は 12 人)と、3 人の管財人(これは男性でなければならなかった)と他に 2-3 人の一般のジェントルマン(lay people)を含んでいた。記録によれば、その後委員の数には変動がある。開校に先立つ第一回の常任委員会は、リード夫人宅で(33)6 月 19 日に開かれているが、そのときの出席者は、12 名でエラスムス・ダーウィンやヘンズリ・ウェッジウッド、ニューマン教授、カーペンター博士などの名前とともに 7 名の女性が名を連ねている。ウェッジウッドが司会をし、議事録にはダーウィンの署名がある(34)。女性がカレッジ行政を中心に支配すべきというリード夫人の願いにもかかわらず、まもなく常任委員会、のちには評議会(カウンシル)がカレッジの行政団体として機能するようになる。当時教授陣はすべて男性であり、彼らは資格のない女性によって指図されることを快く思わなかったことや、また経験の乏しい女性たちに問題があったかもしれない。しかし、9 名の評議員と名誉書記からなる評議会でも、リード夫人のほか、のちにケンブリッジのガートン・カレッジを創設するエミリ・デイヴィスや、エリザベス・ボストーク、ヘンリエッタ・バスク、アナ・ススウォニィックなど、多くの女性委員が評議員を務めていたことは、特筆すべきであろう(35)。

もっと興味深いのは、女性委員会の委員の他に、さらに委員が推薦する多くの女性を含めて構成された「レイディ・ヴィジターズ」(Lady Visitors)という一団である。テュークが列挙した初年度のレイディ・ヴィジターの数は 41 人である(ミセスが 26 人、ミスが 10 人、レイディが 5 人)が、『BC カレンダー』では 36 人とある(36)。BC 文書の中の、"Minutes

of the Ladies' Committee" では、開校直前の女性委員会の会合で、ヴィジターに推薦されてその招きに応じた者の 21 名が列挙されており、開校後の議事録では 40 名となっている。書記はジュリア・スミスである(37)。1860 年にはその数は 24 人と減少しており(38)、最終的には女性委員会もレイディ・ヴィジターズも 1893 年ごろにその存在をやめる(39)。

では、レイディ・ヴィジターズの務めは何だったのか。BC 文書の中の "Notes of Lady Visitors" は、鍵がかかるようになったノートであるが、1850-51 年の覚え書きだけであとは白紙で、突然 1882-83 年に跳んでそれも委員の名前の列挙だけで終わっているのであるが、そのノートの間に「レイディ・ヴィジターズの務め」という紙片が貼り付けられていた(40)。その内容はこうである。

1. すべてのヴィジターは当校における行儀作法と静けさを維持し、彼女が当番となる授業に時間を厳守して出席するように努めるべし。
2. 生徒の健康維持のために、レイディ・ヴィジターは部屋の換気と教室の全体的な心地よさに気を配らねばならない。
3. 若いレィディたちがレイディ・ヴィジターを「友人」としてみなし、ヴィジターたちに助言や助けを求めに来ることが望まれる。

要するに、レイディ・ヴィジターは、学生の福利と彼女らの規律の維持に責任をもち、(男性の教授陣による)講義の際には、当番制でいわゆる「シャパロウン」として行動する女性たちであった。彼女らは、地方出身の寄宿生を監督するマトロン(Lady Superintendent)を助けるのも重要な仕事であった。リード夫人は、若い女性が家事(household affairs)に無知で無力なまま育てられてはならない、と家政の習得を非常に重要なことと考えていた。それゆえ彼女は寄宿生が順番に一週間毎に家事を担当するように指示した(41)。このことは、当時のミドルクラス女性の自立の要点としても注目したい。

では、レイディ・ヴィジターはどのような出自の女性たちであったか。リード夫人宅のサークルの常連であったにちがいないが、バスクは、「彼女らの多くが有名な法律家の妻であったことが注目できる。ベドフォード・スクエアの近隣はその当時は、さまざまなグレードの判事や弁護士の住まいが集まっていた。大法官のエルドン自身がベドフォード・スクエアのイースト・サイドの中央部分に住んでいた」と述べている(42)。

前述したように、"Notes of Lady Visitors" は鍵穴付きのノートで、その中にリード夫人自身の手書きで、「40 個の鍵を注文し、38 個を受け取り、(中略)だれだれに鍵を一つづつ渡した」と書かれている。実際には、短期間でさしたる内容は記録されなかったにせよ、そのノートの管理の仰々しさは、レイディ・ヴィジターの特権的立場と矜持というようなものを感じられないだろうか。また、設立当初のカレッジの運営や教育のあり方について女性たちだけで率直な意見交換をしたかったのではないだろうか。

次に、リード夫人の晩年にカレッジ運営の財政面で大きな変化が生じたことを見ておきたい。創設当初にリード夫人が提供したお金が男性管財人に託されたことは前述したが、彼女がこれをローンではなく、無償の寄付とした時点で 3 人の管財人は解任された。その後彼女はさらなる資金の提供によって、学生のための最初の奨学金を創出し、1852 年 6 月に最初の授与がなされた(43)。さらに彼女は、1860 年に彼女の死後の財産を管理するための「リード・トラスト」を設立し、それが「女子教育の推進のために」用いられるように、彼女のもっとも信頼できる 3 人の若い女性管財人、すなわちエリザベス・ボストークとジェイン・マーティノーとエリナー・スミスを指名したのである(44)。リード

夫人の死後、1868 年ごろにカレッジの増大する負債と教育水準の低い実情への不満が相まって、3人の女性管財人がカウンシルに対して反乱を起こして、暫定的に行政面の支配権を握ることになった。彼女らはリード夫人の理想に忠実に、カレッジを「一人前の」高等教育機関として確立させることを望んだのである。妥協を許さない女性たちのほうが勝利をおさめ、ちょうど1867年に成立した会社法のもとで1869年に法人化が行われ、社団としての定款が起草され、新しいカウンシルが設けられた。この新体制では男性教授陣は評議員の任に就くことはできなくなった(45)。すなわち教育スタッフとカレッジ行政スタッフとの分離の完了である。このときから、さまざまな不満・苦情の開陳を公平無私の立場で受けとめることのできる部外者である、「ヴィジター」という独特のポストが設けられて現在に至っている(46)。

四「ヨーク・テラス・サークル」── E・J・リードをめぐる人びと

(一) リード夫人の交友関係

実は、「ヨーク・テラス・サークル」という語が当時用いられていたわけではなく、これは、少しあとに出てくるフェミニスト集団「ランガム・プレイス・サークル」に合わせた筆者の便宜上の造語である。リード夫人は 1854 年に姉とともに、娘時代の家、リージェント・パークの「ヨーク・テラス」に移り住んで、そこに多くの人びとが集ったのであるが、それら「リード夫人の友だち」の多くは、リード夫人が夫の死後も住んでいたブランズウィック・スクエアの邸宅での交友関係を引き継ぐものであった。したがって、「ヨーク・テラス・サークル」という語は、リード夫人の交友関係全体を表現するものとする。リード夫人は、自宅で大小さまざまなパーティを頻繁に開いており、19 世紀前半のイギリス国内外の著名な男女、とくに当時の顕著な「コーズ」に関係した人びとの友情と討論の輪を作り上げていったのである。

前述したように、リード夫人自身が記録や著述を遺さなかったけれども、彼女の邸宅への訪問客の手紙や日記が間接的にリード夫人について多くを語ってくれる。実際、EJR 文書の中には、文字通り綺羅星のごとき差出人の名前が見出される。議事録のようなマニュスクリプトとは違って、解読困難な多種多様な筆跡の書簡を利用するには筆者の能力に限界があったことはことわっておきたい。

書簡には日付のないものも多いが、とくにリード夫人が 32 歳で寡婦となってから 60 歳前後にベドフォード・カレッジ創設に乗り出すまでの空白期間をいくらかでも埋めてくれる情報を求めたが、残念ながら確たるものはほとんど得られなかった。しかし、ラモハン・ローイ(1774-1833、インドの社会運動家)の 1832 年と 1833 年の 3 通の手紙(ブリストルで客死する直前のもの)(47)、チャールズ・ディケンズの 1845 年のローマからの手紙(48)、イタリアの亡命者マッツィーニの手紙(49)、1830 年代の末から 50 年代まで頻出するハリエット・マーティノーの手紙(50)などは、リード夫人の社会問題や多様な「コーズ」への関心ぶりを物語っている。また、メアリ・クラーク(のち結婚してモール)の 1839 年から 1865 年まで続く膨大な手紙の束も同様である(51)。ベドフォード・カレッジ創設後は、当然にその関係からさらに書簡が増えてくるが、アナ・ジェイムスンやエリザベス・ボストークからの書簡が多い(52)。その他にフロレンス・ナイティンゲイルやフランシス・パワー・コッブの親愛に満ちた手紙がある(53)。書簡に現れない交友

関係は前節で述べているので、ここでは屋上屋を架することはやめる。

リード夫人のサークルの特徴として、まず、交友が女性に限定されていないことに注目したい。マーサ・ヴィシヌスが、「ランガム・プレイス・サークル」のバーバラ・リー・スミスとベッシー・レイナー・パークスの友情のありかた、初期のフェミニストの強固なつながりについて、これらの若いミドルクラス女性にとって結婚前には男性との友情関係をほぼ禁じられていたから、女性同士の関係を通して自己表現の成就がなされる、と述べた(54)。リード夫人は寡婦であったから、とも考えられるが、当時としては彼女の、性別を越えた交友の拡がりにはやはり驚嘆させられよう。

さらに注目すべき点は、「ユニテリアン」という宗教的背景である。イギリスの初期フェミニストを調べていると、小さいが有力な宗派としてユニテリアンとクエーカーという特徴が頻繁に出てくる。筆者自身、次章で、「ランガム・プレイス・サークル」のメンバーの目立った特徴としてその点に言及した(55)。ジェイン・レンドールは、「これらの宗派が男女の関係についてとくに平等主義的な考えをもっていたという点を過大評価してはならない。……これらの宗派のおそらく大多数は、女性の権利のコーズにほとんどシンパシーをもたなかった」と警告したうえで、さりながら「これらの宗派と19世紀の女権の運動の間には一貫した関係が(たしかに)ある」と指摘している(56)。

1851年のセンサスによれば、この二つの宗派を合わせた数はわずかに75,000人である(57)。これらの家族の多くは、地方の商業や工業の中心地に支配的であった。そのような家族は、宗教上国教反対であったのみならず、社会的・政治的立場においても地主・アングリカンの既存の体制から距離を置いていて、多くのコーズ(教会税への反対や反穀物法同盟や世俗の教育の主張など)で闘っていた。後述するアボリショニズムもその一例であり、当然のことながら、漸進的に女性の権利を求める闘いも、そのリベラル・イデオロギーの一つの要素となり得たのである(58)。

リード夫人の交友関係の形成と拡がりのベースに、ユニテリアンという反オーソドックスの宗教的見解があったことはまちがいない。

(二) リード夫人とアボリショニズム

本稿冒頭で述べたように、E・J・リード個人に関する研究文献はないが、彼女はイギリスの反奴隷制運動(アボリショニズム)の研究書の中では、ハリエット・マーティノーとともに必ず名前が挙がっている(59)。リード夫人の反奴隷制のコーズとの関わりがいつから始まるかはさだかではないが、1830年代後半には「イギリスおよび外国の反奴隷制協会」(British and Foreign Anti-Slavery Society)のメンバーであり、その後亡くなるまでイギリスのガリスン派としてアメリカの盟友たちに物心両面の支持を続けた。

たとえば、1840年にロンドンで初の反奴隷制世界大会が開かれたときには、ルクレティア・モットなどアメリカの女性代表団の受け入れともてなしを積極的に引き受けていた(60)。同協会は、大会会場に女性が入ることを拒んで、女性たちはギャラリーで集会をしたという。EJR文書の中のハリエット・マーティノーからの手紙の抜粋のうちで、1839-40年ごろと推定される1通は、マーティノーが『ウェストミンスター・レヴュー』に掲載し、同時にパンフレットとして公刊された論文「アメリカ合衆国における殉教者の時代」をリード夫人が200部引き受けて、1部3.5ないし4ペンスで売ると約束したことを語っている(61)。また、このころリード夫人は、ハリエット・マーティノーと(ときにはジュリア・スミスも一緒に)海外旅行をし、主にアボリショニズムの問題について話

し合った(62)。また、リード夫人は、1853 年に私的な女性の集まりでアメリカの奴隷制について講演するために来英したハリエット・ビーチャー・ストウを自宅で手厚くもてなした(63)。後述するヘンリ・クラブ・ロビンスンの日記の中でも、リード夫人のアボリショニズムへの熱心な関心について頻繁に述べている。1、2 例を挙げれば、1839 年 12 月 25 日には「リード夫人宅でお茶。アメリカの黒人のためのカレッジ、オベリン・インスティテュートに 5 ポンドの寄付をしなければならなかった」(64)、1856 年 7 月 7 日には「いつものようにリード夫人とお茶。アメリカの問題がいっぱい。……彼女は私に『リベレイター』(アメリカのアボリショニスト、W・L・ガリスンの発行した機関誌ー筆者註)を貸してくれた」(65)。そして南北戦争の進行とともにこのテーマへの言及は増えていった。

さらに、アボリショニズムと女子教育の二つの「コーズ」がリード夫人の中でしっかりと結びついていた興味深いエピソードを述べておきたい。前節で述べたように、リード夫人は、自らの死後のカレッジ運営に関して、3 人の女性管財人を密かに定めた。そのうちの二人、エリザベス・ボストークとジェイン・マーティノーに宛てられた、リード・トラストの記録の中に挿入されて残存した数少ないリード夫人の書簡の中で、リード夫人は、彼女らに「学識を追求する女性を援助するチャンネルとして、U.G.R.を結成して、密かに活動するように」と命じている。この U.G.R.とは、underground railway の略で、アメリカ合衆国の反奴隷制運動の支持者によって用いられていた言葉である。アボリショニストたちが自由を求める逃亡奴隷を密かにカナダに逃れさせるための秘密のチャンネルであった。誰にもその存在を知られないように、と考えたのは、おそらく女子教育の理想についての、当初の男女の考え方の相違にリード夫人が苦悩した現れであろう。同書簡の中で、彼女は若い三人の腹心の友を、U.G.R.のディレクターと称しているのである (66)。

最後にもう一つ、やはりリード夫人のアボリショニズムとベドフォード・カレッジが結びついた実例を挙げる。1859 年にアメリカの黒人女性セアラ・レイモンドが、奴隷制問題についてイギリスで公開講演旅行を企てた。イギリスでのレイモンドのもっとも親密な保護者となったのが、リード夫人であり、そのツアーの終わりごろ、レイモンドはベドフォード・カレッジに入学し、1859-61 年の 2 年間、初年度は古代史、フランス語、雄弁術など、2 年目には近代史、英文学、フランス語を受講し、その間リード夫人宅に寄宿したのである(67)。

(三) ヘンリ・クラブ・ロビンスンとの友情

これまでにもたびたび言及・引用してきたが、H・C・ロビンスンの書簡と日記がリード夫人の考えや人となりおよび「ヨーク・テラス・サークル」を知るための重要な史料となっているので、二人の交友関係について述べておきたい。H・C・ロビンスン(1775-1867)は、下層のなめし皮業者の息子として生まれ、コルチェスターの弁護士の見習いとなり、1796 年にロンドンで事務弁護士の事務所に入り、その後おじの遺産を得て、1800 年からヨーロッパ各地を主として徒歩で旅して回り、ドイツではゲーテやシラーなどと会い、その豊富な記録を残し、しばらく『タイムズ』紙の特派員とも言うべき役割を務め、イギリス最初のジャーナリストと言われている。その後法曹界に戻ったが、1828 年には隠退し、文芸協会(Athenaeum Club)とロンドンのユニヴァーシティ・カレッジの創設者ともなる。彼は、英独仏の多くの著名人との友情を培い、とくにラム、コールリッジ、サ

ウジ、ワズワースの親友であった。生涯未婚で、リード夫人の死去の翌年、まるでリード夫人のあとを追うかのように91歳でラッセル・スクエアの自宅で亡くなった。彼の綿密に記録した『日記、回想録、書簡』は1869年に3巻本で出版されている(68)。その中のリード夫人との書簡は、1842-63年の期間にわたり、リード夫人関する日記の記載は1838-66年を覆っている。

日記によれば、ロビンスンは1838年7月16日に初めてリード夫人宅を訪れたことになる。そのときの彼のリード夫人についての第一印象は「暖かい心の女性、他人のために自らを犠牲にして奉仕する」というものであった。その後時を追うにつれて、双方の信頼は増し、ロビンスンは、自由にリード夫人とその姉に会いに行く許可を得て、個人的にも足繁くリード夫人宅を訪れ、姉妹と興味深いおしゃべりを交わした。彼のリード邸訪問時の日記の記載内容は、そこで行われたユニテリアンの集いのこと、アボリショニズムのこと、クィーンズ・カレッジのこと、新生の「女性雇用推進協会」のこと、さまざまな「ヨーク・テラス・サークル」の人物評など、多岐にわたっているが、ここでそれらを逐一紹介するスペースはない。とくに注目しておきたいのは、「ヨーク・テラス・サークル」の常連はユニテリアンに限定されず、「その他のリベラル・チャーチの支持者たち」もいたこと(69)、「ランガム・プレイス・サークル」のバーバラ・リー・スミス・ボディションとベッシー・レイナー・パークスが二人してリード夫人宅を訪れていたこと(70)、ロビンスンが夫人宅でもっとも頻繁に出会ったのがミス・ボストークとミス・マーティンであり、彼女たちを「若さあふれ、熱情的で、人間的魅力をもった、彼女の副官」と評していることである(71)。

ロビンスンは死ぬまで、リード夫人に満腔の信頼をおいていたことは確かである。彼女を評するに、「エクセレント」は言うまでもなく、「仁愛」(benevolence)、「無私」(unselfishness)の表現が頻出する。しかしながら、ロビンスンは夫人に対してけっして盲目的親愛を示すのではなく、不協和音や批判も率直に示している。リード夫人がカレッジ創設当初の財政問題にほとんど絶望して、愚痴っぽくなっているときに、ロビンスンはクィーンズ・カレッジの奨学金への寄付をその筋から求められて、その行動をとれば、「いまだ成功していないレイディーズ・カレッジよりもクィーンズを優先させていると、親愛なるリード夫人の感情を害することになろう」と悩んでいた(72)。また、あるときは、「リード夫人が手紙の中で、女性のカレッジへの男性の支持の欠如を愚痴っている。しかし、彼女のカレッジがうまくいかない理由はもっと別のところに見いだすべきなのに……」と嘆く(73)。「別のところ」を説明していないが、のちに「リード夫人が意見を異にする人に対してあまりに不寛容である」(74)とか「夫人は、ものの考え方が一方的である」(75)といった表現や、カレッジ行政に関わる女性たちの個人的な好き嫌いが表だって表明されることに遺憾の意を表明したくだりなどで暗に示唆しているのかも知れない。

二つだけ、日記の記載内容を詳述したい。一つは1859年3月のこと。「……リード夫人たちは、女性の患者と女性の医者のための病院のみならず、女医のためのカレッジを創設するという計画で夢中になっていた。リード夫人は、女性の権利の主題について、そして女性たちが科学的教育の利点を享受するのを拒むのは女性に対してなされる虐待であると、まったく激昂(violent)している……」(76)。もうひとつは、1861年10月のこと。「リード夫人は、カレッジの教授ビーズリに腹を立てている。彼は、女性は男性に従属した存在であるのは事実だ、と述べたという。こんなことを言う彼はたしかに判断力にかける。リード夫人は、彼がカレッジの歴史学の教授に任命されなかったのは、反

奴隷制の博愛主義者に対する彼の不幸な表現のせいなのだ、と私に打ち明けてくれた」。ロビンスンはその数日後にくだんの教授に会って、女性に対する彼の「従属」発言について抗議の怒りが起きてきている、とそれとなく注意したことがやはり日記に記されている(77)。

さきにリード夫人が死後に自らの私的な文書類をすべて破棄するように遺言したことを述べたが、その理由はロビンスンの日記から推測できそうである。これまで若干述べたように、晩年にリード夫人はカレッジの抱える諸問題で、かなり不満を表明したり、口論もしばしばあったことがロビンスンの筆で記されている。ちょうど彼女の葬儀の日のロビンスンの日記には、「……彼女の死は彼女のキャラクターについての批判があれこれ提示される機会ともなろう。……彼女は味方と同時に敵をも作った。彼女の情熱は悲しいかな、その実践においてかなり無分別であった」とある(78)。しかし、リード夫人を追悼する行事を行うことに積極的に賛成し、「リード夫人ほど利己心のない人はけっしていなかった」と繰り返してもいる(79)。初期のカレッジ運営の厳しい状況から、おそらくリード夫人は自らの日記にその苦悩を克明に書き記し、ときには名指しで怒りを爆発させていたかもしれない。それが、彼女の個人的文書をあえて廃棄させた理由のような気がするのである。

おわりに

以上で、エリザベス・ジェッサー・リードの人物像の可能な限りの復元、リード夫人の周りに形成された女性たちのサークル、リード夫人を創始者とするイギリス最初の女子カレッジ、ベドフォード・カレッジの初期の試行錯誤の歩み等について述べてきた。

19 世紀後半のベドフォード・カレッジの急速な発展の歩みを語らないと、同カレッジの創設の真の意義を正当に評価することはできないが、それは今後の筆者の仕事であろう。しかし、リード夫人の主張で、創設期のカレッジの行政管理に女性が公式に荷担したのは(とくに女性の管財人など)、イギリスの教育機関で最初のケースであること、そしてベドフォード・カレッジの企てが、1870、80 年代に成功する女性のカレッジ(ケンブリッジのガートン、ニューナム、そしてオックスフォードのサマヴィル、レイディ・マーガレット・ホール)のための道を舗装したことは注目に値する。ずっと昔に誰かが前に進み出て、いまでは自明の理として受け入れられている教育上の男女同権の原理を主張し、実践に移すということがいかなることであったかを、歴史的な観点で理解することは重要なことであろう。1850 年以前の女子教育といえば、数年間自宅でガヴァネスなどから教育を受け、13-14 歳で2年間花嫁学校に遣られ、そのあとは親の家に戻る、というのがジェントルウーマンの常態であった。そのような時代に、リード夫人の計画は、完全にリベラルな教育の具体化であり、知的特権が真理と知識を求めるすべての女性に開かれるように、というものであった。彼女の意図で、カレッジは可能な限りもっとも広く、もっとも自由な原則で設立された。リード夫人の宗教はユニテリアンであったが、ある意味では人間愛と言えよう。

しかしながら、リード夫人は、最初の女子のカレッジがその草創期にとくに男性から(ときおりは女性自身からも)ほんの少しでも理解や支持を得ることの難しさを痛感せざるを得なかった。彼女の終生の友のロビンスンですら、彼女は「ラディカリズムをロマンティ

ックな極端まで」もっていこうとした(80)とか、「女子教育について頑固な偏った見解」をもっていると考えた(81)。しかし、筆者は、リード夫人の理想の後継者の一人であるバスクの言葉を借りて、リード夫人像の結論としたい。「彼女は熱情的で、初期の多くの困難によってしばしば興奮した。そしてしばしば度を失い、カレッジがこのような困難を乗り切れるだろうかと訝った。しかし、それにもかかわらず、彼女は非常に内気な遠慮深い性質の女性であった。カレッジのためにだれよりも自分が多くのことを為したなどと、人が考えることを望まなかった。彼女の肖像や記念碑が存在しないのは、このような彼女の性質の故である」(82)。

次に、冒頭で述べたように、リード夫人および彼女の「ヨーク・テラス・サークル」が、メアリ・ウルストンクラフトから「ランガム・プレイス・サークル」にいたる「ミッシング・リンク」と見ることができるかどうか、筆者の考えを述べたい。リード夫人の著述が皆無であるから、彼女の「女子教育論」をウルストンクラフトの『女子教育考』と比較することはできないし、リード夫人がウルストンクラフトに言及した証拠はない。しかし、カレッジの主要目的であるリード夫人の女子教育観は、ガヴァネス救済のための女子教育に限定しない、女性の精神に可能な限り男性に提供されるものと同程度の最良の教養・知識を与えようとするものであり、ウルストンクラフトの思想に近似している。そして、結果的にその後のフェミニスト・グループ「ランガム・プレイス・サークル」のネットワーク作りの準備をしたと言える。リード夫人のサークルは、前述したようにユニテリアンの友人・仲間に限定されなかった。もちろんロンドンに限定されたサークルであったが、その後のナショナルなフェミニストのネットワークの形成にいたる重要な過渡的役割を果たしたと思える。フェミニスト・ネットワークの形成には、宗教的背景だけでは説明できない。ベドフォード・カレッジという女子教育の堅実な機関が媒体になって、世紀後半の組織的フェミニズムのネットワークの生成に寄与することができたのである。

註

(1) J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, Schocken Books, New York, 1964, p. 27 (拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち－フェミニズムと家族計画－』創文社、1980年、40頁)。

(2) 1999年7月4-6日にベドフォード・カレッジ創立150周年を祝う国際会議「女性と知力」が催された。そのカンファランスの報告は、『女性史学』第10号(2000年7月刊行予定)に寄稿した。

(3) Frederick Denison Maurice, "Queen's College, London: Its Objects and Method" in *Introductory Lectures Delivered at Queen's College, London*, John W. Parker, London, 1849.

(4) ロイヤル・ホロウェイ・カレッジは、薬種商で財をなしたトマス・ホロウェイを創設者として、1886年にヴィクトリア女王のお声掛かりで開かれた女子カレッジであり、ベドフォードと同じく、1900年にロンドン大学の正式構成機関となり、1965年に男女共学に転じた。合併直後は、ロイヤル・ホロウェイ・エンド・ベドフォード・ニュー・カレッジと呼ばれたが、現在は単に「ロイヤル・ホロウェイ」と短く表記される。

(5) 代表的な研究書として以下を参照。Elaine Kaye, *A History of Queen's College, London*, Chatto & Windus, London, 1972.

(6) Margaret J. Tuke, *A History of Bedford College for women, 1849-1937*. 著者は1907-29年の間、カレッジの学長を務める。

(7)「ロイヤル・ホロウェイ100周年記念講義」の講演録の中に含まれた以下のものが数少ない例である。Liz Bennett, "Women' s College Education － the Bedford College experience", in *Centenary Lectures 1886-1986*, Royal Holloway and Bedford College, Egham, 1988.

(8) DNB の『ミッシング・パーソンズ』は 130 件(総数の 12 パーセント)の女性を含む。たとえば、女性協同組合ギルドの総書記のマーガレット・ルウェリン・デイヴィス、『ビートン夫人の家政読本』で有名なイザベラ・メアリ・ビートン、イギリス初の法学博士のイライザ・オーム、北ロンドン・カレッジト・スクールの創設者のフランシス・メアリ・バスなど。
(9) Ed. by C. S. Nichols, *The Dictionary of National Biography, Missing Persons*, OUP, Oxford, 1993, pp.550-551.
(10) Henrietta Busk, "Mrs. Reid, Memoir", *Bedford College Magazine*, no. 43, Dec.,1900, p. 9.
(11) ヘンリ・クラブ・ロビンスンの日記(1848 年 7 月 2 日付け)の中に、リード夫人の留守中にミス・スターチ(リード夫人の姉) を訪問し、夫人のことについて会話を交わし、「夫人は驚くほど夫の話をしない。おそらく彼は、今なら彼女が結婚しないであろうような人物である」と記している。H·C·ロビンスンの日記(1838-1866)は、EJR 文書の中に、リード夫人に言及された部分の抜粋が収められており、それを利用。
(12) 『BC カレンダー』は、第 2 号は 1899 年に出て、以後は毎年刊行された。ただし「アーカイヴズ」には 1900-1910 年の間が欠号となっている。また、1917-1919 年には刊行が途絶え、1941-1946 年の各号は薄いペーパーバックとなり、1952 年からは 2 年おきに刊行となる。カレッジの評議会は長い間カレッジの歴史をその創設までさかのぼるカレンダーを公刊したいと切望していたが、カレッジの初期の記録の保管が不完全であり、カレッジの初期をよく知らない編者では正確な説明ができないということのために実行が出来ないでいた。ところが、もと学生(1861-1864)で評議員(1889-1936)にもなるヘンリエッタ・バスクのおかげでその困難が取り除かれた。彼女はまったくのボランティア活動でカレンダーの編纂に着手したのである。したがって、以下で引用する「カレッジ小史」はバスクが執筆したものと考えられる。
(13) 以下ではロビンスンの書簡と日記を、それぞれ Correspondence of HCR., Diary of HCR と表記する。
(14) Frank Prochaska, *Women and Philanthropy in Nineteenth-Century England*, Clarendon, Oxford, 1980 を参照。
(15) Viola Klein, "Emancipation of Women: Its Motions and Achievements", *Ideas and Beliefs of the Victorians: An Historic Revolution of the Victorian Age*, p. 266, Sylvan Press, 1949.
(16) EJR 文書、Diary of HCR, Sept. 1, 1840.
(17) EJR 文書、Draft of Letter from EJR to Jane Martineau and Eliza Bostock. この手紙には日付がないが、Tuke は 1860 年ごろとしており、リード夫人が自らの死後の後継者と考える二人にいろいろと教示している文面からも晩年のものと考えられる。
(18) BC 文書、Prospectus for a Ladies' College in Bedford Square.
(19) Busk, *op. cit.*, p. 10.
(20) Kaye, *op. cit.*, p. 19.
(21) Correspondent of HCR, HCR to TR, April 29,1848.
(22) カレッジの名称は、最初は「ベドフォード・スクエアのレイディーズ・カレッジ」、1859 年から「ベドフォード・カレッジ・フォー・レイディーズ」となり、その後「レイディーズ」がなくなり、1900 年にロンドン大学の正式の構成機関になってからは「ベドフォード・カレッジ・フォー・ウイメン」となる。
(23) Busk, *op. cit.*, p. 10.
(24) DNB *op. cit.*, p. 551.
(25) Tuke, *op. cit.*, chart V.
(26) Busk, *op. cit.*, p. 11.
(27) たとえば、窯業で有名なジョウサイア・ウェッジウッドの息子の妻、ミセス・ヘンズリ・ウェッジウッドの受講状況は、初年度は倫理学のみであったが、1850 年度には数学、論理学、経済学、雄弁術を、さらに 1851 年度にはラテン語、デッサン、天文および地理学と多岐にわたっている。
(28) ボストークの受講科目はおもにデッサンや美術など、年間一科目程度であったが、彼女は後述するように、カレッジの女性委員でリード夫人の片腕とも言える人物であり、レイディ・ヴィジターとして無料で聴講もできたであろうが、受講科目の費用をきちんと自弁していた。
(29) Ed. by Candida Ann Lacey, *Barbara Leigh Smith Bodichon and the Langham Place Group*, Routledge and Kegan Paul, London, 1987, p. 21.
(30) Tuke, op. cit., p. 65.

(31) Ibid., p. 21. しかしながら、このスクールは主として財政上の問題で、1868年末に閉校になった。前述(註 17)のリード夫人の手紙の中に、彼女が重視するのは女性のための高等教育のカレッジであり、カレッジがスクールと一体になることを「致命的な後退」と考えていたことが書かれている。

(32) BC文書、"Minutes of Ladies' Committee", vol. 1. 最初の会合は1849年7月17日。ソファイア・ド・モーガンは、ロンドン大学 UC の数学の教授オーガスタス・ド・モーガンの妻。レイディ・ロミリはロンドン大学キングズ・カレッジの初代学長ウィリアム・オッターの次女、1849-53 年の間評議員にも選ばれるが、1856 年に死去。アナ・ススウォニィック(1813-1899)は、ドイツで教育を受け、主としてゲーテとシラーの翻訳で有名だが、ニューマン教授との間の長い友情でも知られている。1857-61 年に評議員を、84-89 年にはカレッジの代表ともいうべき「ヴィジター」(後述)を務める。彼女の活動は女子教育にとどまらず、婦人参政権運動にも熱心で、また下層階級における社会改良にも積極的であった。アナ・ジェイムスン(1794-1860)は法廷弁護士の妻で、自ら美術評論家として有名。

(33) BC文書、"Ladies College Bedford Square Minute-Book of the General Committee, 1849-1881", p. 1. 会議の決定事項の6番目に「常任委員会は、毎月第一月曜日に集会を開く。時刻は夜8時、場所はリード夫人宅」とある。

(34) *Ibid.* 常任委員会の書記は Miss H. C. Skerrett であるが、1851年には辞任し、彼女については詳細不明。

(35) 1888年の『BC カレンダー』より、例として主だった女性評議員の在任期間を示す。Mrs. Reid, 1849-52; Miss Bostock, 1855-57, 1862-65, 1866-69, 1873-76; Miss Henrietta Busk, 1882-85; Miss Emily Davies, 1863-65; Miss Jane Martineau, 1852-78; Miss Anna Swanwick, 1857-61. 男性では、James Bryce, Erasmus Darwin, Francis Newman, Mark Pattison, Kegan Paul, William Shaen などが際だつ。エミリ・デイヴィスの BC での経験はのちの彼女のガートンでの働きに活かされたことであろう。また、のちにやはりケンブリッジのニューナム・カレッジの長となる A.J. Clough も1865年に常任委員会の委員であった。

(36) Tuke, *op. cit.*, p. 322;『BC カレンダー』1888, p. 4. 後者では、40人の予定が実際には36人となったとある。

(37) "Minutes of Ladies' Committee", vol.1, Aug. 3rd. 1849.

(38) "Minutes of Ladies' Committee", vol.3, n.d., 1860.

(39) 廃止の事情についてはなぜか史料が見つからず、テュークも説明していない。1899年の「BC カレンダー」でも「1892 年ごろから女性委員会の活動は放棄されている」とあるのみ。その後の「BC カレンダー」にはまったく記載なし。

(40) 'Duties of the Lady Visitors' の紙片は、1851年12月20日と翌年の1月12日の記録の間に貼付されている。しかし、この草案は1849年時からある。

(41) "In Memoriam", *Bedford College Magazine*, no.19, Dec., 1892. リード夫人と姉は、1854年にリージェント・パークのヨーク・テラスに転居して、グレンヴィル通りの家を寄宿舎にと空け渡した。さらに1861年にベドフォード・スクエアのカレッジの隣の建物をカレッジが買い取り、その二階が寄宿舎となった。ミス・ランキンに次いでマトロンになったミス・トマスは、寄宿生に家事のきりもり(出入りの商人たちへの支払いや家計簿をつけること)や学生同士の協同の慣行などを教え込んだ、という。マガジーンのこの回想は、その年に亡くなったマトロン(12 年前にカレッジを去ったが)への弔辞として書かれたものだが、以前の学生が当時を振り返って「非常に有益な訓練と規律を与えられた時期であった」と回想している。

(42) Busk, *op. cit.*, p. 10.

(43)『BC カレンダー』1888, pp. 6-7.「カレッジ小史」の中のこの部分には、「援助がなければ、大学教育の恩恵を受けることができなかったであろう多くの女性を元気づけ、励まし、金銭援助によってリード夫人がやってきた記録されない慈しみある行為の数々」のごく一部として1851 年末にリード夫人が告知した奨学金を挙げている。これは、女子に与えられた最初のカレッジ奨学金である。リード夫人が、親が娘に高等教育を受けさせる余裕のない階層の女子にも門戸を開こうとしていたことがわかる。また、興味深いのは、この奨学金は成績優秀ということよりも、「学業においてもっとも着実で、根気を示した」学生に与えられた。『カレンダー』の中の "College Honours" のスカラシップの記録に1852年には、Mary Davy と Janet Ronalds の2名がある。また別に、1859-1868年の間スクールの部にも「リード奨学金」があり、スクールの生徒であったヘンリエッタ・バスクがその奨学金を得て、1861 年にカレッジに入

学したのがわかる。のちのことではあるが、リード夫人の行為が手本となって、さまざまな奨学金が設けられるようになった。たとえば、Old Pupils' Scholarship、Professors' Scholarship、Courtauld Scholarship(サミュエル・コートールドが美術の学生のために設ける)、Clift Scholarship(長年カレッジのレイディ・ヴィジターを務めた M·S·クリフトが遺言で科学の学生のために設ける)など。

(44) EJR 文書、Draft of Letter from EJR to Jane Martineau and Elizabeth Bostock;『BC カレンダー』1888, p. 7. エリナー・スミスは、通称「オックスフォードのスミス」と呼ばれる。リード夫人自身は、健康状態から、1863-64 年度でカウンシルから辞任した。出席者の記録では 1861 年 1 月 23 日が最後である。さらに、その後のカレッジの財源について付言するが、世紀後半から２０世紀にかけて、カレッジの元学生や関係者の寄付が続々となされている。たとえば、創設時に短期間受講したバーバラ·ボディションは遺産の 1,000 ポンドを遺贈した。Tuke, *op. cit.*, chap.X を参照。

(45)『BC カレンダー』1888, p.8.

(46) 監察官とも訳すべきこのポストは、レイディ・ヴィジターとは別物で、現在もこの任に就いた人は、学長以下全ての大学スタッフの上に位置し、「最高の栄誉」を有する。初代ヴィジターは、エラスムス・ダーウィンで、1869-79 年在任した。その後、1879-84 年にはオックスフォードのリンカン・カレッジのレクターのマーク·パティスン師、1884-89 年にはアナ・ススウォニックと続く。前二者はヴィジターになる前に 10 年以上カウンシルの議長を務めており、ススウォニックはリード夫人の親友であり、前述したように文学上の高い業績と広い教養で傑出した女性であった。

(47) EJR 文書、Misc. correspondence, 1832-64, Rammohun Roy to EJR, 6 Jan. 1832; 22 May 1832; 3 Jun. 1833.

(48) EJR 文書、Misc. correspondence, 1845-54, Charles Dickens to EJR, 25 Mar. 1845.

(49) Ibid. 宛名がなく、日付も「土曜の夜」としかわからないが、文面よりリード夫人宛と判断した。

(50) EJR 文書、Copies of extracts from letters of Harriet Martineau to EJR, 1839-1858?. 全部で 26 通ある。ハリエット・マーティノーがベドフォード・カレッジ創設に荷担しなかったのには、マーティノー兄妹の絶交に至る不和というややこしい事情があるが、ここでは触れないでおく。

(51) EJR 文書、Correspondence from Mary Clarke/Mohl, 1839-42 and 1842-1865. メアリ・モールは、独学ののち、フランスで長い間過ごし、またヨーロッパを広く旅していて、彼女の書簡は、当時のヨーロッパの状況、とくにコレラの恐怖などを伝えている。その他普通選挙、ギャスケル夫人の小説、フロレンス・ナイティンゲイルの活動への言及があり、リード夫人への影響が大きかったのではないかと思われる。

(52) 前者は、Correspondence from Anna Jameson, 1855、後者は、Correspondence with Elizabeth Bostock, 1850s?; Correspondence with Elizabeth Bostock(contd), 1864. 後者の手紙には、カレッジのための募金活動計画、教授の人事、宗教教育、教室のやりくり、図書館の整備など初期のカレッジの諸問題が垣間見られるが、ミシンの普及と女性の権利について語ったものもある。

(53) 前者は、1854 年 6 月 28 日付けで、Misc. correspondence, 1845-54 の中にある。後者は、いずれも年度が不明だが、Misc. correspondence, 1832-64 の中に 3 通、Misc. correspondence, 1833-64 の中に 1 通ある。

(54) Martha Vicinus, *Independent Women: Work and Community for Single Women, 1850-1920*, Virago, London, 1985, pp. 15-18.

(55) 拙稿「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム ──」、(村岡健次、鈴木利章、川北稔編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』ミネルヴァ書房、1987 年)271-273 頁[本論 第一部 第四章 一(二)]。

(56) Ed. by Jane Rendall, *Equal or Different: Women's Politics, 1800-1914*, Basil Blackwell, Oxford, 1987, p. 10.

(57) Alan Gilbet, *Religion and Society in Industrial England: Church, Chapel and Social Change*, Longman, London, 1976, pp. 40-41.

(58) Rendall, *op. cit.*, pp. 10-11.

(59) たとえば、以下を参照。Clare Midgley, *Women against Slavery: the British Campaigns, 1780-1870*,

Routledge, London, 1992; Louis Billington and Rosamund Billington, "A Burning Zeal for Righteousness: Women in the British Anti-Slavery Movement, 1820-1860", in Ed. by Jane Rendall, *op. cit.*; Ruth Watts, *Gender, Power and the Unitarians in England, 1760-1860*, Longman, London, 1998.

(60) Midgley, *op. cit.*, p. 163.
(61) EJR 文書、Copies of extracts from letters of Harriet Martineau to EJR, 1839?.
(62) *Ibid.*, Apr. 1839.
(63) Billington, *op. cit.*, p. 104.
(64) EJR 文書、Diary of HCR, 16 & 25, Dec. 1839.
(65) *Ibid.*, 7 July, 1856.
(66) EJR 文書、Draft of Letter from EJR to Jane Martineau and Eliza Bostock.
(67) DNB の『ミッシング・パーソンズ』で E·J·リードを書いた Sybil Oldfield は、Sarah Redmond と表記しているが、これは Remond のあやまり。彼女の受講科目等については、BC 文書の Main records of student fees, 1849- より調べた。彼女の記事が載った以下のフェミニスト誌をも参照のこと。*English Woman's Journal*, no.7, 1861, pp. 276-86.
(68) Ed. by Thomas Sadler, *Diary, Reminiscences, and Correspondence of Henry Crabb Robinson*, 3 vols., London, 1869.
(69) EJR 文書、Diary of HCR, 29 Apr. 1852.
(70) *Ibid.*, 27 July 1860.
(71) *Ibid.*, 21 Mar. 1860.
(72) *Ibid.*, 8 Mar. 1856.
(73) *Ibid.*, 30 Oct. 1856.
(74) *Ibid.*, 18 Feb. 1862.
(75) *Ibid.*, 5 Feb. 1865.
(76) *Ibid.*, 13 Mar. 1859.
(77) *Ibid.*, 13 & 18 Oct. 1861.ちなみに Prof. Beesley はこの時点ではラテン語の教授で、古代史の教授になるのは 1881 年になってからである。
(78) *Ibid.*, 6 Apr. 1866.
(79) *Ibid.*, 5, 17, & 26 Jun. 1866.
(80) EJR 文書、Correspondence of HCR, HCR to TR, 7 Oct. 1848.
(81) *Ibid.*, 5 Feb. 1865.
(82) Busk, *op. cit.*, p. 11. のち 1884 年に元学生の有志が図書館拡張の基金を集めて、そのホールにリード夫人を記念して彼女の頭部のメダリオンを贈ろうとしたが、結局それはリード夫人の意志に反するということで実現しなかった。また、『BC カレンダー』の中でも、リード夫人がクィーンズ・カレッジの開校に好意的な関心を寄せ、助言と寄付の双方でクィーンズ・カレッジを援助したことを公然と認めたがらなかったと書かれているのも、リード夫人の表立つことを躊躇する性格を表しているようである。『BC カレンダー』1888, p. 2.

表1．開講科目と受講者数の推移(1849-1862)

年度	1849 - 50			1850 - 51			1851 - 52			1852 - 53			1853 - 54			1854 - 55			1855 - 56			1856 - 57			1857 - 58			1858 - 59			1859 - 60			1860 - 61			1861 - 62		
学期	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E
聖書	14	0	0	4	5	0	0	0	3	8	7	7	5	8	8	0	1	0	0	0	0	—	—	—															
道徳	20	26	27	20	3	3	8	7	5	1	1	1	7	5	—	22	0	0	29	0	0	—	—	—															
古代史	14	17	12	21	21	15	3	3	3	15	12	15	18	16	13	—	7	7	16	6	4	8	11	11	16	15	13	12	15	15	11	14	16	8	10	8	11	11	13
現代史	0	6	3	6	8	4	8	8	5	12	5	6	6	7	7	5	5	7	5	0	0	0	0	0	—	2	—	13	12	7	13	12	12	10	15	13	7	7	5
数学	14	20	12	11	19	15	20	21	16	21	23	20	17	15	14	10	13	12	9	9	8	13	8	8	18	10	8	17	15	13	18	23	24	22	27	22	24	25	26
自然科学	5	2	2	1	0	0	13	18	8	7	7	7	6	8	9	10	7	10	10	7	7	8	4	3															
自然哲学	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	15	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	14	13	6	6	8
天文学・地理学	5	11	10	8	0	0	18	22	21	7	12	10	10	13	13	7	12	13	7	8	8	12	8	6															
天文学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—															
地理学																									17	21	22	16	20	18	18	22	24	31	38	26	19	19	19
英語	14	21	6	20	5	0	0	0	0	11	12	8	1	—	—	0	0	9	0	12	9	0	0	0															
英文学																									9	15	10	8	7	5	20	20	18	19	14	13	10	10	11
ドイツ語	7	22	25	17	21	14	21	31	24	23	29	28	29	29	38	27	27	26	22	22	20	26	27	27	26	28	28	33	35	28	30	30	32	27	30	24	18	16	16
フランス語	0	21	18	23	29	19	19	29	24	34	48	44	45	54	43	20	28	36	34	24	21	33	36	33	36	42	43	34	27	27	32	33	34	26	31	30	25	23	24
イタリア語	3	7	6	8	14	5	7	7	5	6	12	11	12	8	6	6	10	11	4	7	3	5	6	6	1	0	0	5	8	4	—	—	—	11	9	6	6	6	5
ラテン語	0	5	7	8	9	7	9	14	13	18	23	21	14	13	11	10	11	13	13	14	12	10	9	7	13	15	12	9	14	14	21	27	24	22	23	19	18	25	20
ギリシャ語																									—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	5	4	3	—	—
雄弁術	5	5	4	14	13	13	0	2	3	6	9	6	9	13	14	5	7	6	6	12	7	16	17	16	13	15	12	9	8	7	7	6	7	17	13	12	10	10	10
声楽	2	8	6	14	14	6	10	9	5	12	15	19	16	25	21	—	12	14	6	7	14	15	22	16	12	19	15	7	13	17	19	19	19	—	3	1	21	12	14
和声学	9	14	11	7	8	5	10	11	6	2	6	2	7	8	8	1	0	0	0	—	—	1	15	8	7	9	8	7	5	4	10	8	8	—	—	—	—	—	—
デッサン	5	18	20	15	27	20	16	23	22	26	27	27	22	20	14	15	16	24	31	28	27	19	28	23	25	24	24	20	25	22	22	26	27	24	17	12	16	14	13
ピアノ	—	—	—	10	17	12	8	12	14	17	17	21	20	22	20	12	16	18	8	9	10	12	11	13	12	18	20	16	15	15	11	9	14	13	14	13	13	12	15
経済学	—	—	—	—	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—															
論理学	—	—	—	—	—	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—															
美術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	12	8	7	1	11	8	10	—	—	—															
美術史																									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
体育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—															
美容体操																									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	117	203	169	207	232	147	170	222	179	226	265	253	244	275	251	158	179	207	211	188	160	178	205	177	205	233	215	206	219	196	232	249	259	256	263	216	207	196	199
合計	489			586			571			744			770			544			559			560			653			621			740			735			602		

註：元資料において、1957 以前と以降とで科目名が変わっており、カリキュラムの統廃合があったと推測される。空欄はカリキュラムに掲載されなかった科目、－表示欄は、当該学期に開講されなかった科目(いずれも推測)。

表2．受講登録をした聴講生および正規の学生ならびに実学生数の推移(1849-1862)

年度	1849 - 50			1850 - 51			1851 - 52			1852 - 53			1853 - 54			1854 - 55			1855 - 56			1856 - 57			1857 - 58			1858 - 59			1859 - 60			1860 - 61			1861 - 62		
学期	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E	M	L	E
正規の学生																						6	3	3	14	12	11	12	13	13	14	19	20	21	24	19	14	15	15
聴講生	65	120	121	99	121	85	82	111	95	93	106	99	91	117	104	86	81	97	114	94	77	62	89	73	51	74	65	53	57	43	54	58	48	52	48	37	50	48	45
計	65	120	121	99	121	85	82	111	95	93	106	99	91	117	104	86	81	97	114	94	77	68	92	76	65	86	76	65	70	56	68	77	68	73	72	56	64	63	60
実人数	187			173			143			149			155			140			157			118			101			88			100			93			85		

表３．年度別新規登録学生数と既婚学生数.
（ ）は Lady の内数.

年度	学生数	既婚婦人
1849-50	193	23 (2)
1850-51	98	10
1851-52	73	12
1852-53	87	4
1853-54	80	5
1854-55	72	3
1855-56	77	7 (1)
1856-57	55	2
1857-58	41	0
1858-59	37	0
1859-60	52	1
1860-61	33	1
1861-62	33	0

註：既婚学生数は、登録簿に Mrs.****と表記されたものの数(Lady****をも含む)で、Mrs.と登録されていない既婚者もいたかも知れない．初年度の学生のうち 74 名が次年度にも登録した.

第四章 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ―― ジェントルウーマンとフェミニズム

はじめに

本章が考察の対象とする『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』は、ヴィクトリア時代中葉からエドワード時代にかけて 44 年間(1866-1910 年)もの長期にわたって継続刊行された、イギリス・フェミニズム運動の準機関誌である。この時期に生じたもっとも目覚ましい社会的変化のひとつは、女性の地位の変化であろう。この期間にイギリス女性に開かれた可能性の範囲は大幅に拡がった。同誌は、この大きな変化に直接参与すると同時にその変化の過程を詳細に記録したのである。

ここでいうイギリス女性は必ずしも総称ではない。この雑誌の理想は、この時期に出現してくる解放されたミドルクラス女性の理想であった。すなわち、男性からの経済的自立、職業選択の自由、商業及び政治といった男性の独占する活動領域への参加、またやはり男性に独占された専門職(とくに医業)への進出、高等教育の機会の享受、男性と同等の選挙権の取得などである。したがって、同誌が記録したのは、家庭や工場の外における成人女性の活動のさまざまな可能性を生ぜしめた公けの運動とか個々人の業績である。また、同誌に記録された内容だけでなく、この雑誌の運営そのものが、女性にとっての軽薄ならざる能動的な生き方にどの程度同誌が貢献し得たかの例証となるものである。

同誌が網羅した女性の活動は多種多様であるが、そこに示された女性の理想像は終始一貫している。すなわち、責任感を有し、賢明であり、自立した勤勉な女性像である。このような女性の理想像は、保護者としての夫や父親に蔦のようにしがみついた「家庭の天使」(Angel in the House)という、19 世紀中葉にゆきわたっていたいわゆる「パーフェクト・レィディ」のステレオタイプとはきわめて対照的なものであった。

本章では、『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』の諸巻を繙きながら、その中で取り扱われたイギリス女性の諸問題を抽出し考察することによって、当該時期のジェントルウーマンの姿を、当時のフェミニストの視点から浮き彫りにしたいと考える。さらに、筆者は、わが国ではほとんど知られていない同誌の歴史そのものが日の目を見ることにも強い関心をもつ。わが国の今世紀初頭の、女性の手になる定期刊行物、『青鞜』(1911-1916 年)や『世界婦人』(1907-1909 年、発禁処分で廃刊)と比較してみると、『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』の長命には驚きを禁じ得ない。覆刻版ではあるが、筆者の書架の一角を占領した 40 巻の嵩の内部から、同誌の永続的な歩みを支えたフェミニスト群像の息遣いが聞こえてくるように思われるのである。

本論に入る前に、この論文において用いる術語を少し説明しておきたい。ひとつは、「ジェントルウーマン」という言葉について。言葉の厳密な意味では、「ジェントルウーマン」は、本書の共通テーマであるジェントルマン階級に相当する女性の呼称ということになり、そうするとミドルクラス女性をジェントルウーマンとノン・ジェントルウーマンに分けなければならないが、男性の階層区分に相関させたこのような女性の区別は無意味に思われる。本章の扱う時代には、「ジェントルウーマン」のみならず、本来「ロード」に対応する「レイディ」という表現ですら、ミドルクラス女性一般に借せられていた。したがって、本章では、いわゆる「二つの国民」のトップ・ネイションの女性全体を含む緩や

かな語意で「ジェントルウーマン」という言葉を使用している。

さらに、本章では、「女性の権利」とか「フェミニズム」とか「女性解放」(women's emancipation)といった用語を互換性のあるものとして用いていることを断っておきたい。最近のフェミニスト史家はこれらの用語のそれぞれにより正確な定義を与えるのを好んでいる。たとえば、アメリカのガーダ・ラーナーは、女性の権利の唱導者は、第一義的に特定の法的・政治的変化を達成することに専念したミドルクラスの改革者たちであったとし、他方、女性解放に関わった人びとは、女性がその性別ゆえに課された諸制限から女性を解放し、女性が自らの意志で自らの事柄を決定してゆく自律性(オートノミー)を助長するという、より広い目標のために活動した人びとであったと論じている(2)。本稿では、このような厳密な定義に従っていない。なぜならば、『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』をめぐる女性たちは、そのような区別を認めていなかったからである。彼女らは、自らの提起する社会改革あるいは法的改正のそれぞれが、すべての個々の女性が自らの生きてゆく道を自律的に決定する権利を有しているという事実を保証するのに役立つと論じた。イギリスの初期のフェミニストたちの行動と主張は、女性の権利の「教条的な」理論をよりどころとはしていなかったと考えられるのである(3)。

註

(1) 筆者が使用したのは、1979 年から 85 年にかけてガーランド社から覆刻された 40 巻のシリーズである。この覆刻版には、Janet Holowitz Murray and Myra Stark による有益な解説と索引の 1 巻が付されている。とりわけこの解説から筆者は多くの示唆を与えられた。

(2) Gerda Lerner, *The Majority Finds Its Past: Placing Women in History*, 1979, pp. 48-49.

(3) "The Reviewer Reviewed", *English Women's Journal*, Vol. 2 (Dec.., 1858), p. 338.

一 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の前史

(一) 『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』誌の創刊とその背景

『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』の第 1 号は 1866 年 10 月に創刊されたが、それは突然の出現ではない。その 8 年前に同誌の前身である『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』が誕生した(以下 *EWR* 誌、EWJ 誌と区別して示すことにする(1))。EWR 誌創刊号の巻頭論説(2)からしても、EWR 誌は *EWJ* 誌の後継誌とみなしてよいし、両誌に関係した女性がかなりだぶっているので、まず *EWJ* 誌の創刊の事情とその背後にあったミドルクラス女性の問題を簡単に見ておかねばならない。

ところで、イギリスのフェミニズムに関して、メアリ・ウルストンクラフトによる 1792 年の『女性の権利の擁護』以来長い間断続的散発的に討論されてきたフェミニズム思想が、ついに改革を求める明白な、確実な運動の中に具体化されるようになる歴史的瞬間といえる特別な事件を正確に指摘することはむずかしい。もちろん、人間のできごとというものは滅多にそのように整然としたものではなかろう。イギリスの女性の運動は、アメリカでその誕生を告げ知らせたセネカ・フォールズの集会(1848 年)に匹敵するような、顕著な歴史的事件を誇示することはできない。しかしながら、1850 年代中葉から 1870 年の間にイギリスのフェミニズムが組織的な運動となったことは確かな事実である。そして、*EWJ* 誌の創刊は、その事実を証明する最初のひとつの事件であった。

フェミニストの定期刊行物という考えは、1850 年代がオリジナルというわけではなか

った。すでに 1832 年に E·S·カーライルという女性が短命の急進主義的フェミニストの雑誌『アイシス』を出版していたし(3)、その数年後ハリエット・マーティノーは、女性の大義(コーズ)をおし進めるための雑誌を創刊する可能性を追求したが、他の企ての介入で実現はしなかったという(4)。また詩人イライザ・クックの『ジャーナル』(1849-1854年)は女性の権利についての論説をも含んでいた(5)。しかしながら、50 年代の後半には、とくに女性問題を取り扱った定期刊行物はなかった。

その当時、既婚女性財産法案の成立をめざして活動(6)していた先駆的フェミニストのバーバラ・リー・スミスとベッシー・レイナー・パークスは、その法案の敗北に直面して、何よりもプロパガンダの必要性を実感し、女性の地位改善のために専らささげられた雑誌を創る時が来たと決心したのである。最初ベッシーは、現存の定期刊行物『ウェイヴァリ・ジャーナル』を用いることを考えた。それは、「物語や詩、それに時折女性の慈善活動に関する論説等を満載した」(7)エディンバラの女性雑誌であった。同誌の所有者はベッシーの考えに興味を示し、「 1857 年の始めにベッシーとバーバラの論文を同誌に公表した。後者は、その論文「女性と職業」の中で、男性が働くことを欲する全ての同じ理由をもってあらゆる職業が女性に開かれるべきであり、「なんびとも怠惰でいる権利をもたない」と主張した(8)。それは明らかに *EWJ* 及び *EWR* の主要テーマのひとつを予告するものであった。同年の夏には、ベッシーは、バーバラの提供する資金で究極的にはその雑誌を買いとるという条件で、『ウェイヴァリ』を編集するようになっていた。だが、買い取りの交渉は不首尾に終り、そのときベッシーらが相談した社会科学振興協会の書記のジョージ・ヘイスティングズは、彼女らにロンドンを基盤として新しい雑誌を始めるように忠告したのである(9)。

「女性の、産業面での雇用、教育、その社会的地位に関するあらゆることを論じるための専門の機関誌」(10)である月刊誌 *EWJ* の創刊号は、1858 年 3 月に現われた。そのころバーバラは、アルジェリア在住のフランス人で元軍医のウジェーヌ・ボディションと結婚、渡米していたので、ベッシーが同誌創刊の責任をとった(11)。資金は「女性の大義の支持者たち」に有限責任会社の株を売ることによって集められた(12)。*EWJ* 誌の 1 冊 1 シリングという価格は、創設者たちが、同誌の読者層としてミドルクラス女性を対象としていたことを示唆するものである.

EWJ 誌創刊のいきさつをごく簡単に述べたが、では、この時期にフェミニズムをイデオロギーから社会的政治的運動に転化させた主要因は何であったのか。すでに第一、二章で考察したことであるが、それは、ヴィクトリア時代中葉において、とりわけミドルクラス女性に顕著となってきた社会問題、いわゆる「余分の女性」のニーズであった。「余分の女性」の問題を、男女両性の統計上の不均衡から生じてきた未婚女性の過剰として、単純にデモグラフィックな現象とだけみるならば、それは 19 世紀中葉に限ったことではない。この時期に「余分の女性」という現象が社会問題となったのは、ジェントルウーマンは有閑女性(アイドゥル・ウーマン)であるべきで、その閑暇は一家の男性のために衒示的消費の実践に費やされるべきであるとする「パーフェクト・レイディ」像が社会的規範となって女性の生活を拘束していたがためである。この「パーフェクト・レイディ」のイメージは、とりわけステイタス・シンボルを強く求めた新興ミドルクラスにおいてきわめて浸透力を有していた。

ところが、ジェントルウーマンのしかるべき就職は結婚であって、自ら有給雇用に就くべきではないと力説されても、社会の諸現実は、自活を余儀なくされたジェントルウ

ーマンを多数生み出していたのである。そこに、「パーフェクト・レィディ」像と表裏一体不可分に結ばれたもうひとつのステレオタイプ、「困窮化した(ディストレスト)ジェントルウーマン」が創出されたわけである。当時のミドルクラス女性の教育水準は、主として、結婚市場で首尾よく夫を獲得するための「嗜み」に強調を置いていたために、あまりにも低劣であり、またリスペクタブルとみなされうる女性の雇用領域はきわめて狭く、かろうじて社会的是認を得られる唯一の職業は住み込み家庭教師(ガヴァネス)しかなかった。ガヴァネスの窮状についてここで再度繰り返すことはやめるが、それはヴィクトリア人の関心を大いにひきつけた。それは、ガヴァネスが国中で最も数多い女性の職種であったとか、最も困窮したクラスであったからではなく、工場や野良の女子労働者と違って、まさにジェントルウーマンの雇用労働だったからである。そして、この「困窮化したジェントルウーマン」の代表例であるガヴァネスの組織的救済が緒についたのは、*EWJ*誌創刊の10年ほど前のことである。このように、*EWJ*誌創刊の背景にあったのは、フェミニズムの教条的理論ではなく、「困窮化したジェントルウーマン」という当時の現実の社会問題なのである。そしてそれは、後継誌*EWR*誌にも共通した背景であり、かつまた両誌のプロパガンダの主調でもあった。

(二) ランガム・プレイス・サークル

前述のように、初期のフェミニストたちが行動に踏み出したことの客観的背景には「困窮化したジェントルウーマン」の問題があった。だが、彼女たちがその問題を痛感して受けとめたにせよ、彼女たち自身が必ずしも「困窮化したジェントルウーマン」であったわけではない。そこで、この時期のフェミニズム運動開始の要因として、当時のフェミニストたち、すなわちいわゆる「ランガム・プレイス・サークル」の女性たちの主体的状況をみておかねばならない。これもまた*EWJ*誌と*EWR*誌の背景としてある程度共通する状況である。

まず、ランガム・プレイス・サークルとは何かを説明しておかねばならない。*EWJ*誌は、1858年から64年までの6年間、女性の権利、女性の法的社会的地位というより大きな問題のみならず、女性に直接かかわりのある諸問題 ── 職業、教育、参政権など ── に注意を集中させた。*EWJ*誌はこのように第一義的には女性の諸問題についてのプロパガンダの道具であったが、同誌はまた、女性の状況を改善することに関心をもつ個々人の結集点でもあり、また新しい組織や企画の形成のための触媒としても、また女性の本質、女性の能力、社会における女性の役割について討論するためのフォーラムとしても役立ったのである。*EWJ*誌が創刊の翌年にその事務所を移したロンドンのランガム街19番地には、まもなく同誌と目的を同じくするさまざまな機関(ないしは業務)が次々と置かれるようになった。すなわち、(a)読書室。主要な日刊紙、週刊紙、雑誌、評論誌等が常備。さらにここには、ウェスト・エンドに買い物または他の所用で訪れる女性のためのランチ・ルームと会員のみが、小包み等の受け取りに利用できる窓口が付設された。(b)*EWJ*誌の編集室。(c)女性の職業紹介業務。ガヴァネスと家事奉公を除く(13)有給雇用に就きたい女性が登録。当初は慈善団体の仕事、たとえば病院の看護婦、救貧院のマトロン、産業学校の教師など、それに秘書、事務員、簿記係などを紹介。(d)会議室。主として博愛主義的諸団体の利用に供する。(e)女性雇用推進協会(以下SPEWと略記)の事務所。女性のための職業開拓と技術訓練を行なう(14)。これらは総合して「レイディズ・インスティテュート」と呼ばれた。いまなら、婦人会館というべきものであろうが、

当時の内容説明書(15)によれば、文字通り「レイディズ」の施設であった。たとえば(a)の利用には年1ギニーの会費が必要であったし、職業紹介のサービスを受けるには5シリングの登録料金が必要であった。明らかに労働者階級の女性が近づき得るものではなかったが、当施設は、志を同じくするフェミニストたちの交流の場のみならず社会的に孤立しがちな女性たちが相談に訪れる場所となった。かくしてランガム街19番地は、通称「ランガム・プレイス・サークル」の女性たちにさまざまなインスピレーションを提供し、ヴィクトリア時代後半のほとんど全ての女性の運動が、ここから成長したといっても過言ではない。

「ランガム・プレイス・サークル」という呼称は、*EWJ* 誌と関わりをもった女性たちに対して、のちにガートン・カレッジの創設者となる、また短期間EWJ誌の編集にも携わっていたエミリ・デイヴィスが与えた情愛のこもったニックネームである(16)。後継誌の *EWR* 誌の復刊時の事務所の所在地は、同じくランガム街19番地であったが、その後まもなく近くのバーナーズ街に変わっている。「ランガム・プレイス・サークル」という呼称が使われていた年代を厳密に確定することはむずかしいが、*EWJ* 誌創刊から1870年代ぐらいまでの、すなわちヴィクトリア時代中期のそれほど大きくはないフェミニスト集団を指すものといえるであろう。この「ランガム・プレイス・サークル」のフェミニストたちの名前を一部列挙しておく。既述したベッシー・パークスとバーバラ・ボディション、エミリ・デイヴィス、まもなくイギリスにおける女医の第1号となるエリザベス・ガレット・アンダースン、SPEW の創設者で、*EWR* 誌を復刊するジェッシー・ブーシェレット、詩人のアドレイド・アン・プロクター、SPEW の中から生まれる女性の印刷所「ヴィクトリア・プレス」の責任者エミリー・フェイスフル、ミドルクラス女性の移民奨励運動に乗り出すマライア・ライ等々。彼女たちおよびランガム・プレイス・サークルにある程度関わったその他の女性たちすべてに均等にパーソナルな情報史料が残存しているわけではない。名前だけでほとんど何も知り得ない女性もいる。これらの女性のバックグラウンド(家庭環境、とくに政治的、宗教的立場)、考え方、人となり、お互いの関係など、彼女らの行動を育くんだパーソナルな要素は、まさに各人各様で、それらをできるだけ正確に示そうと努めるには相当の紙数を費すことになろう。ここでは、*EWJ* 誌および *EWR* 誌の長い道程の起点となったこれら初期のフェミニストたちにある程度共通した状況をごく簡単に描いておくことにする。

女性の社会的活動が大幅に制限されていた時代には、女性同士の親密な友情が顕著にあらわれ、ランガム・プレイス・サークルの最初の核が、20代半ばの女性で、家族同士が知り合いである、そういった友人仲間のまわりに形成されたことは驚くことではない。イギリス・フェミニズムの初期のヒロインとして傑出していたのは、バーバラ・リー・スミスとベッシー・レイナー・パークスであり、彼女らが既婚女性の法的地位改善の活動に入る前のはたち前後の女性同士の友情の形成を、バーバラの伝記等(17)から描写してみよう。バーバラとベッシー、それにフェミニズムの行動ではマイナーな存在ではあるが、イライザ・フォックスとアナ・メアリ・ホウィットは、全てロンドンの同一の社会階層、つまり政治的に急進的で、宗教的にはノンコンフォーミストで、知的なミドルクラスの家族に属していた。その世界は、サッカリが晩餐に招待されたり、マッツィーニが尊敬される英雄であったり、フーリエの社会主義理論が客間で討論されるような世界であった。これらの家族はいずれも、議会改革や反奴隷制運動や反穀物法運動などに深く関わっていた。そのような家族においては、当然のことながら1830、40年代の改革

的な理想が娘の育て方にも影響を与えていた。というよりは、そのような環境の中で育った少女たちが改革の精神を身に帯びて、当時の女性の生活に課された諸制限に反対する発言をし始めるのは、当然のなりゆきであっただろう。

1850 年代初頭には、この 4 人の若い女性はほとんどひとつの家族同然につき合うようになっていた。もともと同じような家族的背景に基礎をおいていた彼女らの友情は、その共通の姿勢や関心のゆえに一層花開くことになった。彼女らの親たちの急進主義的政治原理およびユニテリアンかクエーカーのノンコンフォーミストの宗教的伝統が、彼女らになかんずく、各個人(男であれ女であれ)の自由と責任を尊重することを教えた。彼女らは、彼女らが属する、ミドルクラスのために定められた女性のドメスティックな生活様式を無批判に受け入れることができなかった。女性の生活に目的と意味を与えるはずの結婚を待ち望むことを拒否して、彼女らは活発に彼女ら個人の文学上・芸術上の目標を追求した。彼女らの初期の抱負は多かれ少なかれ、当時一般に受け入れられた女性らしい嗜み的な教養、すなわち文筆や絵画、それに博愛主義といった種類のなかで切り開かれたものではあったが、彼女らは同時代の女性たちの通常のやり方よりもっと真剣に、各自の関心事を追求した(18)。

たしかに、彼女らは、その進歩的、非因習的な家族のゆえに、同時代のミドルクラス女性一般よりは相対的により大きな自由を享受した。しかしながら、彼女らの父親の急進主義もこと娘たちの生き方となると無制限のものでないことを彼女らはやがて痛感させられる(19)。そして、このような女性の無能力状態の認識と改革への夢想が、これら女性同士の友情を一層深めていったということが考えられる。ヴィクトリア時代中期において、女性の無能力の認識は、このような女性の小さなグループに限定されていたのではない。多くの女性が女性に課された束縛の下で焦燥感を抱いていたがゆえに、当初は全く小さなフェミニストのサークルが、政治的にラディカルで宗教的にノンコンフォーミストの基盤を越えて、その他のさまざまなミドルクラス女性の支持を引きつけるようになっていった。これらの若い女性の日常的な会話が、社会における女性の地位に対する彼女らの不満を顕在化させ、なにかがなされねばならないという彼女らの決意を強めてゆき、すでにあった「困窮化したジェントルウーマン」のより切実な経済的問題と結びついて、以後持続するフェミニズムの組織的運動が形成されていったのである。

註

(1) 実際の雑誌名は、片仮名書きで区別したように、イングリッシュウーマンを *EWJ* の場合は二語で、*EWR* では一語で表記している。EWR 誌の副題については第三節の(二)で後述する。*EWJ* 誌は全 78 号のうち 66 号までが、お茶の水女子大女性文化資料館所蔵のマイクロフィルム History of Women, (Research Publication Inc.)の中に収録されている。

(2) Jessie Boucherett, "The Work We Have to Do", *EWR*, no. 1 (Oct., 1866), pp. 4-5.

(3) E. M.Palmegiano, "Women and British Periodicals 1832-1867: a bibliography", *Victorian Periodicals Newsletter*, vol. 9, n. 1 (Mar., 1976), p. 4. これは週刊誌である。

(4) Robert K. Webb, *Harriet Martineau: a radical Victorian*, 1960, p. 178.

(5) Palmegiano, *op. cit.*, p. 4. このジャーナルも前述の女性文化資料館のマイクロフィルムの中に入っている。

(6) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズム」(青山吉信編『忍従より自由へ』世界の女性史 6、評論社、1976 年)、221-224 頁参照。

(7) Bessie R. Parkes, "A Review of the Last Six Years", *EWJ*, vol. 12 (Feb., 1864), p. 364.

(8) Barbara Leigh Smith, *Women and Work*, 1856. 以下の中に一部分採録。Janet Horowitz Murray, *Strong-minded Women: and other lost voices from 19th century England*, 1984, pp. 268-9.

(9) ヴィクトリア時代中期のフェミニズムの組織化に社会科学振興協会が果した支援の役割は大きいが、ここではこの男性との協力関係の評価分析が初期のフェミニズムの性格規定において重要であると述べるにとどめる。拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズム」、271-272 頁参照。また *EWJ* 創刊までの事情については以下を参照のこと。Diane Mary Chase Worzala, *The Langham Place Circle: the beginnings of the organized women's movement in England, 1854-1870*, Univ. of Wisconsin-Madison, Ph. D. thesis, 1982, pp. 117-8 及び佐藤共子「B·R·パークスの婦人解放運動への貢献」(「一橋論叢」84 巻、1 号、1980 年)41-44 頁。

(10) 1860 年に印刷された宣伝用パンフからの引用。以下の中に付録としてリプリント。Helen Blackburn, *Women's Suffrage: a record of the women's suffrage movement in the British isles*, 1902, p. 249.

(11) ベッシーとマティルダ·M·ヘイズが共同編集者として名を列ねていた。

(12) Parkes, *op. cit.*, p. 364.

(13) ガヴァネスに関しては、すでにハーリー街のガヴァネス互恵協会が職場斡旋の業務を行なっていたし、家事使用人に関しても国中の多くの都市にさまざまな職業紹介所が実在していたからである。

(14) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ── ガヴァネスの問題をめぐって ──」(『史林』56 巻、2 号、1973 年)103-105 頁[本論 第一部 第一章 二(三)]参照。

(15) 前述注(10)で言及したパンフレット。Blackburn, *op. cit.*, pp. 248-52.

(16) Barbara Stephen, *Emily Davies and Girton College*, 1927, reprinted 1976, p. 52.

(17) Hester Burton, *Barbara Bodichon, 1827-1891*, 1949; Joseph W. Reed, "Barbara Leigh Smith Bodichon", in J. W. Reed ed., *An American Diary*, 1858-1859, 1972; Sheila R. Herstein, *A Mid-Victorian Feminist, Barbara Leigh Smith Bodichon*, 1985.

(18) バーバラはラファエル前派の画家としてすぐれた才能を示し、ラスキンは彼女の絵を賞讃した。Reed, *op. cit.*, pp. 43-44. 当時若いレイディが教区で貧民児童の教育にちょっと手を染めるというようなことは博愛主義の実践として奨励されたが、バーバラは成年に達したとき、父親から年収 300 ポンドの自立的所得を与えられたので、そのお金の一部を用いて、無宗派、男女共学、民主的原則に基礎をおく実験的な学校 Portnam Hall School(1854-1864)を創設し、自らそこで教えた。Stephen, *op. cit.*, pp. 35-37.

(19) たとえば、ベッシーとバーバラはこのころメアリアン・エヴァンズすなわちのちのジョージ・エリオットと親交を結んでいたが、メアリアンが公然と妻ある男性ジョージ・ルイスと同棲を始めたとき、ベッシーの父親は娘とメアリアンとの文通すら禁じたのである。Gordon S. Haight, *George Eliot and John Chapman*, 1969, p. 63.

二 『イングリッシュウーマンズ·レヴュー』誌の歩みとその業績

(一) *EWR* 誌の歩み

EWJ 誌は 6 年間続いて 78 号を出したのち、1864 年 8 月に新しい月刊誌『アレクサンドラ・マガジーン』と合体した(1)。これも、ベッシー・パークスが中心的に編集に携わっていたが、彼女は 65 年 8 月にその刊行を止めてしまった。残念ながら、この間のいきさつはさだかにし得ないが、主としてベッシーの個人的献身に大きく依存していた雑誌の廃刊の理由はやはり彼女の個人的事情に求められるであろう。ベッシーの 10 年近くのフェミニズム運動への活発な関与は、1867 年にフランス人のルイ・ベロックと彼女が結婚したことをもって完全に終わってしまった。フェミニストとしての活動の放棄の唯一の理由として結婚をあげることは単純化しすぎているかもしれないが、オリヴ・バンクスは、最近のフェミニスト評伝の中で、ベッシーについて、結婚に先立つ数年間、ちょうと *EWJ* 誌の刊行を停止したころに、「(人生や活動に対する)疲労と幻滅の諸々の徴候が見られ……彼女につきまとった疑念からの避難所を結婚の幸せの中に見出した」と説明している(2)。

『アレクサンドラ・マガジーン』廃刊の1年後、1866年10月に*EWJ*誌の事実上の復活として『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』を創刊したのは、ジェッシー・ブーシェレットであった。彼女はリンカンシアの地主の娘であったが、たまたま手に入れた*EWJ*誌の内容に強く心を惹かれてはるばるロンドンに赴きランガム・プレイスの事務所を訪れ、以来同サークルの主要メンバーとして前述のSPEWの設立などに中心的に関わった。彼女はバーバラ・ボディションやベッシー・パークスと違い、アングリカンで保守主義の古い家柄の出で、初期のフェミニズムの意外な「新兵」であった。彼女のフェミニズムへの関心は明らかに博愛主義からの発展であったが、ひとたびフェミニズムに改宗するや、生涯その精力と個人的収入を運動に注ぎ続けたのである(3)。

1869年の夏に、*EWR*誌は月刊で創刊予定の『ナウ・ア・デイズ』(4)という女性雑誌と合併することになったが、この企画が計画倒れに終わってしまい、翌1870年1月に*EWR*誌は「ニュー・シリーズ」を始めたので、実際に中断したのは69年の秋の号1冊だけである(5)。やはりジェッシー・ブーシェレットが編集者であったが、彼女はその年の末に健康を害して編集の仕事を続けられなくなり、翌71年1月号から編集者の地位を、熱心なサフラジストであったキャロライン・アシャースト・ビッグズに譲った(6)。ビッグズは自由党、ブーシェレットは保守党という政治的立場の相違も、*EWR*誌の運営における両者の協同をいささかも妨げることはなかった。なぜならば、のちにビッグズの死去に際してブーシェレットが哀悼の辞の中で述べたように、「私たち二人とも、女性に対して行なわれている不正は、連合王国のいかなる階級の男性がかこつべき根拠のある不正よりも大きいということを同じように感じていた。それゆえあらゆる政治的立場が私たちの間では融け合い、レヴュー誌は厳密に中立的路線で運営されていた」(7)からである。*EWR*誌は、ビッグズの献身とたぶん彼女の個人的資産のなにがしかに支えられて(8)、1875年1月から月刊になった。したがって、ビッグスは1889年に亡くなるまで、*EWR*誌のもっとも活発で重要な時期を通じてその編集責任を取ったのである。

ビッグズ死後の*EWR*誌の編集は、これまた熱心なサフラジストのヘレン・ブラックバーン(9)に引き継がれ、アントワネット・マッケンジーが彼女を補佐した。前者はアイルランドの土木技師の娘、後者はノッティンガムの司教の娘である。2人は1890年7月に再び*EWR*誌を季刊に戻した。その変更の理由を読者たちには、「いまや一般大衆紙それ自体の中で、女性問題の占める部分が増えてきた」からであると説明している(10)。ブラックバーンが死ぬまで「22年以上の間、きわめて親密な関係で、二人の間に一点の雲の障りもなく」(11)ブラックバーンとマッケンジーの協同が続いた。

ブラックバーンの死後、1903年1月よりマッケンジーは雑誌の単独編集をひきついだ。このときすでに彼女は60歳代であった。ジェッシー・ブーシェレットはなお重要な存在としてとどまり、寄稿を続けていたが、2年後の彼女の死で、*EWR*誌は精神的にも財政的にも深刻な打撃をこうむった。マッケンジーは1906年と1907年の12月に特別号を出した。その予告では、通常の号で紙数の関係上省かざるを得なかった「失われた糸」をすくいあげるためと述べている(12)が、そこには通常の内容の範囲を越えた一般的興味を惹きそうな主題や、彼女自身のかなりセンチメンタルな詩なども含んでいた。読者層を広げようとの企てであったかと推測される。しかし、*EWR*誌の運営は決して収支がつぐなわれることはなく、ブーシェレットによって同誌のために遺された小額の資金も1910年の春までに使い尽くされてしまった(13)。ついに同年夏の号で、マッケンジーは、先の*EWJ*誌から数えるなら半世紀に及んだ雑誌の刊行の終結を告知しなければならなかっ

たのである。

ところで、この終刊宣告のなかで、彼女は、終刊に追い込まれた事情については説明していないが、以後季刊の評論誌に代わって、年に一度「女性の活動の記録」を発行したいという具体的提案をしている。すなわちその年報のタイトル、サイズ、員数、価格、予想される内容(九つのセクションに分かれる)等を示して、読者の賛同を求め、意見を聞かせてほしいと請い、また発行のあかつきには何部必要とするかを申告するための書式が添えられていた(14)。後述するように、*EWR* 誌のもっとも重んじられた特徴は、国内外の女性の活動の記録にあったから、いかに縮減されようとも、この部分だけは継続したいというマッケンジーの必死の訴えが感じとれるが、読者の反応を知るすべはないものの、この提案が実現しなかったことは明らかである。

(二) *EWR* 誌の編集方針と内容

ヴィクトリア時代を通じて、女性向けの定期刊行物の出版は大いに活況を呈していた(15)。とりわけ、注意深く政治的主題を避けて、家庭向けの記事やファッション情報などを中心としたさまざまな女性雑誌が出現した(16)。典型的にヴィクトリア朝的といえる女性の生き方を喧伝し、「パーフェクト・レイディ」のイメージの固定化に寄与したこの種のホピュラーな女性雑誌ジャーナリズムは別にして、ここでは、よりシリアスで、「女性問題(ウイミンズ・クエスチョン)」への視野を多少なりとも有した定期刊行物と比較しながら、*EWR* 誌の特色を示しておこう。

第一の特色は、もっとも長命であったことである。第二に、同誌は、女性の諸問題のみを取り扱ったイギリスで最初の定期刊行物であった。たとえば、ランガム・プレイス・サークルの主要人物であったエミリ・フェイスフルが独自で刊行した『ヴィクトリア・マガジーン』(1863-1880 年)は、女性問題についての論説や報告のほかに、連載ものの小説や詩や紀行文、それに女性に限定しない一般的関心をひく時事問題なども取り扱っていた。第三の特色としては、女性問題の取り上げ方についての網羅的な包括性が挙げられよう。*EWR* 誌の 1900 年夏号に女性問題を取り扱った定期刊行物のビブリオグラフィが載っている(17)が、そこに列挙されたほとんどのものは、女性問題の範囲を限定したものであった。たとえば、リディア・ベッカーのジャーナルは婦人参政権問題のみを、エミリ・シレフのジャーナルは女子教育改革のみを、エマ・パタースンのそれは女性の労働組合運動のみを特殊な関心としていた(18)。第四に、*EWR* 誌は政治的・宗教的に無党派であった。したがって、当時の各政党に関係した、あるいは特定の宗教団体をスポンサーとする定期刊行物とは異っていた。このように、*EWR* 誌は、特定のフェミニズムに限定した雑誌ではなく、また販売数の多い女性雑誌でもない、頑固なまでに一貫した独自の編集方針を 44 年間も貫き通したのである。

雑誌の価格は、前誌の *EWJ* の創刊以来、*EWR* の最終号まで半世紀間季刊で1号1シリング(月刊で6ペンス)が変わっていない。読者層のターゲットをミドルクラス女性に当てていたことは確かであるが、ヴィクトリア時代後半からエドワード時代にかけての経済的変動を考えるなら、この不変の購読料は、雑誌運営の採算から割り出されたものではなく、フェミニズム運動への態度表明としての賛助金といった性格のものであったと思われる。販売部数は残念ながら、筆者にはまったく算定不可能である。前に言及したある研究者の見積りを引用すると、「*EWJ* 誌は購読者が千人を超えることはなかった」し、「*EWR* 誌は創刊時に経営的に成り立つには 600 人の購読者が必要であったが、わず

か200人しかもたなかった」(19)ということである。また、*EWR*誌の終刊宣告の中で、「新しい計画(前述の年報のこと)は、もし相当の頒布数(2千部ぐらい)が確保されれば成功まちがいない」(20)とあるので、最盛期の *EWR* 誌の頒布数も2千部に達していなかったことは確実である。価格が月刊で1シリングの『ヴィクトリア・マガジーン』の頒布数の算定は1万部から5万部に及んでいた(21)というから、*EWR* 誌の相対的に小さな販売部数は、購読料のせいではなく、前述したその編集方針にあったであろう。もちろん販売部数イコール読者数ではない。しかし、フェミニズム専門のジャーナルが大きな読者大衆に届いたかどうかはきわめて疑わしい。その点の分析は、*EWR*誌の全巻を通じて「たより」の欄を綿密に当たってみる必要があり、今後の課題である。ところで、*EWR* 誌には商業的な広告は一切載っていない。あるのは、女性に関する出版物の案内広告とSPEWのような女性の諸団体の宣伝のみである。したがって広告収入は望めず、特定の党派に偏らぬその編集方針からしても、*EWR* 誌の財源は、ただ購読料と代々の編者の個人的資産およびその他フェミニストたちの寄付に依るものであり、ほとんど常に収支が償われない状態にあったといえよう。

そのような困難な運営状況の中で *EWR* 誌の息の長い刊行を支えていたものは何か。*EWR*誌の目的は、公けの社会における女性の進歩、つまり教育において、政治において、産業において女性が為しつつあることを記録することにあった。この目的が同誌のすべての編者によって非常に良心的に固守されたことは注目に価いする。暫時、各編者の言葉を聞いてみよう。ブーシェレットは、同誌を「正確な記録」たらしめる意図を表明し、「そこには船の航海日誌のようにわれわれの前進をマークする諸事件が日を追って書きとめられる」のであり、「この航海日誌が、現在の活動家(そのような女性は他の分野で行なわれていることに精通していない)にとって興味深いものとなり‥‥また将来貴重なものとなること」を希望した(22)。ビッグズも、同誌の目的は、「国内外の女性にかかわるあらゆることがらの記録を蓄積することである」と述べた。「この雑誌の紙面を占める記録がなかったならば、19 世紀が目撃している女性の地位における急速な変化をのちに思い出すことは困難になるだろう」(23)と。またブラックバーンは、「*EWR*誌は、あらゆる国ぐにおける女性の活動と進歩に関して、参考資料として、記録として価値あるあらゆることを収集せんと努めている」(24)と述べた。最後に、マッケンジーは、「世界中の女性の運動(コーズ)の実状を本誌のように、簡潔に記録している」(25)定期刊行物は他にないと、誇らかに断言している。女性の進歩についてのあらゆることがらを収集・記録するという*EWR*誌の一貫した方針の真価は、同誌の終りに近づくにつれて、フェミニズムの新しい世代が、前任者たちの業績の情報や、他所では入手困難な特殊の主題の情報などを編集部に求めてくるたよりの増加(26)や、ケンブリッジの女子学寮ガートン・カレッジの図書館が*EWR*のバックナンバーの欠号の提供を読者に請う広告が掲載されたりしている(27)ことによって確認されよう。

この純粋にドキュメンタリー的な機能に加えて、*EWR* 誌は、女性に関する当時の偏見を検討したり、変わりつつある法律を解釈したり、評論において編集部の見解を示すことで変化の促進を企てていた。さらに、若干の場合に行動主義的役割をもとった。すなわち、特定の行動に女性を促したり、新しい女性の職業を提案したり、運動への資金援助を呼びかけたり、読者に署名集めのやり方を助言したりした。

最後に、*EWR* 誌の具体的内容であるが、いうまでもなく、記録収集という目的が同誌の内容を規定していた。若干の変化はあるが、レギュラーなコラムは、通例3、4本の

論説に次いで、「世論」、「できごとの記録」、「書評」、「外国のニュース」、「たより」などである。「世論」では、他の新聞雑誌に表明された女性問題に関する世論が紹介された。「できごと」の主なものは、議会関係の情報 ── 討論のサマリーや重要法案の票決のリストなど、婦人参政権や既婚女性財産権等の法案を支持して議会に上程された請願書のリスト(署名活動が行われた場所、署名の数、議会に請願書を出す国会議員の名前等を列挙)、博愛主義諸団体や政治的組織における関連審議の詳細な報告(とくに社会科学振興協会の集会の議事録やスピーチの写し)、フェミニズム諸組織の活動報告、大学および教育関係の情報 ── 各方面における女子教育改革の動向の綿密な報道、とくに女性に対して実施された各種の試験の合格者の名前、女子学生の学位取得や優等の賞や奨学金を得た者の名前のリスト、各選挙区の開票結果(救貧委員や学務委員に女性が立候補している場合)、女性問題に関する裁判のサマリー(日刊新聞からの抜粋)、死亡記事、等々である。「外国のニュース」は、初期はもっぱらアメリカへの関心が強かったが、次第に世界中のフェミニズムに関わる、あるいは女性の地位・現状についてのニュースを広くおおうようになった。大部分の情報は、諸外国のフェミニストの協力によって、また外国の新聞を丹念に調べて収集したようであるが、日本を含むアジアや植民地の関連ニュースでは女性宣教師が特派員的な役割をつとめていたと思われる(28)。イギリス帝国の「従属」諸民族の中での女性に関する「野蛮な」習慣(ハーレムとか纏足とか)の報道のしかたに、自らの文化をすぐれたものと考えている大英帝国的なものの見方を感じとれなくもない。実際、これだけの海外ニュースを集め得たということは、大英帝国の面目躍如の産物にちがいない。

註

(1) 1864年5月創刊。8月号から副題として and Englishwoman's Journal が加わる。1号6ペンス。
(2) Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists. Vol. I: 1800-1930*, 1985, p. 20. ユニテリアンであった彼女が64年にローマ・カソリックに改宗。彼女の結婚は幸せであったが、5年後夫が歿し、その後1925年まで長生きし、詩やエッセイ集を出版したりするが、フェミニズム運動に対しては単なる同情的な傍観者にすぎなかった。2人の子供、娘も息子も作家として成功するが、娘もフェミニズムには関わらず、息子のヒレア・ベロックは強力なアンチ・フェミニストで婦人参政権のみならず女性の高等教育にも不同意を示した。フェミニストとしてのベッシーやバーバラ・ボディションの評価は、研究者によってまちまちであるが、バンクスは、ベッシーのフェミニズムは「バーバラ・ボディションによって示された自立への情熱とはあまりに、距離があったし、またエミリ・デイヴィスが高等教育の平等を求めて闘ったひたむきさともかけ離れていた。それは……むしろバーバラとの友情から引き出されたものであろう」(*Ibid.*, p. 21)という。しかしながら、彼女の後半生の諸事実を考慮に入れたにしても、*EWJ* に関する彼女の業績を忘れてはならない。
(3) ブーシェレットについては回想録や伝記的研究がないので、ランガム・プレイス・サークルの中ではわかりにくい人物の一人である。彼女の死後、*EWR* 誌にウィリンガムの彼女の生家(まさに地方の大地主の邸宅)の写真が挿入されている。*EWR*, vol. 37 (Jul., 1906), pp. 10-11.
(4) "Bibliography on Women's Questions − Periodicals", *EWR*, vol. 31 (Jul. 1900), p. 218.
(5) 本稿では *EWR* 誌の引用の際、「ニュー・シリーズ」は巻数で、1866-1889年の部分は号数で示している。
(6) ブーシェレットは1905年に死ぬまで雑誌の所有主としてとどまった。
(7) *EWR*, vol. 20 (Sept., 1889), p. 388. ビッグズについては個人的史料が何もなく、このブーシェレットによる死亡記事が唯一の情報源である。
(8) M. A. Biggs, "Fifty Years Ago", *EWR*, vol. 39 (Oct., 1908), p. 220.
(9) ブラックバーンの若いころについては何も知られていない。婦人参政権運動の中に入っていった経緯も不明であるが、32歳で全国婦人参政権協会中央委員会の書記となり、1895年まで

その地位にとどまる。主著に *Handbook for Women Engaged in Social and Political Work*(1881)及び *Woman's Suffrage: A Record of the Movement in the British Isles*(1902)があり、後者は初期の婦人参政権運動の重要な歴史書である。彼女の死後、彼女の業績を記念して Loan Fund for the Training of Young Women in Trades and Professions が設けられ、255 ポンドが集まる。*EWR*, vol. 35 (1904), pp. 115, 186 ; vol. 36, (1905), pp. 45, 263 を参照。寄付者の長いリストは史料として興味深い。このようなファンドは、ビッグズの死後にも募られた。

(10) *EWR*, vol. 20 (Jun., 1890), pp. 241-242.
(11) *EWR*, vol. 34 (Jan., 1903), p. 5.
(12) *EWR*, vol. 37 (Oct., 1906), p. 292.
(13) "Editor's Letter", *EWR*, vol. 41 (Apr., 1910), p. 110.
(14) *EWR*, vol. 41 (Jul., 1910), pp. 250-252.
(15) Palmegiano, *op. cit.* このビブリオグラフィには、便覧、手引書、年鑑の類いを除いて女性向けの定期刊行物として、70 の雑誌と 12 の新聞を列挙している。雑誌のうち一つはダブリン、他は全てロンドンを発行地とするもので、ローカルな出版物を数に入れていない。
(16) 上流階級向けのものから、サミュエル・ビートンの『イングリッシュウーマンズ・ドメスティック・マガジーン』(1852-1877 年)のように月刊 2 ペンス(のち 6 ペンス)で最大 6 万部の販売数を誇ったものまで、多種多様である。
(17) *EWR*, vol. 31 (Jul., 1900), pp. 217-220.
(18) Ed. Lydia Becker, *Women's Suffrage Journal*; Ed. Emily Shirreff, *Journal of the Women's Education Union*; Ed. Emma Paterson, *Women's Union Journal*.
(19) Worzala, *op. cit.*, p. 409.
(20) *EWR*, vol. 41 (Jul., 19.10), p. 251.
(21) Worzala, *op. cit.*, p. 409.
(22) "Future Plans", *EWR*, vol. 1 (Jan., 1870), pp. 3-4. このような目的からして 69 年の秋の号の欠号(とくに「できごと」のコラムに関して)が出たことを彼女は残念がった。
(23) "Our Thirtieth Anniversary", *EWR*, vol. 19 (Mar., 1888), p. 102.
(24) Helen Blackburn, *Handbook for Women Engaged in Social and Political Work*, 1881, p, 114.
(25) "Editor's Letter", *EWR*, vol. 41 (Apr., 1910), p. 110.
(26) *Ibid.*
(27) *EWR* の 1908 年 10 月号の広告。
(28) たとえば、1907 年特集号において、函館在住の女性宣教師が同年夏の函館の大火の被災状況を報道。"From Fire to Flood in Japan", *EWR*, vol. 38 (Dec., 1967), pp. 7-14. *EWR* 誌において日本関係の報道は結構頻出する。たとえば、源氏物語の紹介(英訳本の書評)とか(vol. 13, Nov., 1882)、日本女子大学校開設のニュース(vol. 32, Jan., 1901)など。

三 『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌に見るフェミニズムの諸問題

EWR 誌がときの「女性問題」を網羅的といえるまでにカヴァーしたその包括性について既に述べたが、同誌がとりわけ綿密に変化ないしは改革の進行を追跡したフェミニズムの諸問題は以下の 6 点にあった。すなわち、女性に関わる法律の現状とその改正、婦人参政権運動、女性の雇用領域の拡大、女子教育の改革、女性の医業への進出、そして厳密な意味でのフェミニズムではないが、女性の博愛主義活動ないしは社会事業である。もちろんこの 6 項目が相互に重なり合う部分を有している。先に「網羅的」と評したが、どの問題の報道のしかたにも若干の偏りはあり、*EWR* の編集陣の性格が陰に陽に現われているのは、ジャーナリズムとして当然のことであろう。

いま、婦人参政権運動の報道に例をひく。*EWR* 誌の創刊とイギリスにおける最初の婦人参政権委員会の結成とは同年のできごとであり、その委員会はランガム・プレイス・

サークルの主だった女性を含んでいたから、*EWR* 誌はその出発点から婦人参政権闘争と深く関係し、そのすべての編者がこの運動で活動していた。それゆえ、同誌はこの運動の詳細な報告で満ちており、とくに1890年にリディア・ベッカーの死で『婦人参政権ジャーナル』が廃刊となってのち、一層その報道の範囲を拡げていた。ところが、今世紀初頭の新しい参政権団体「女性社会政治同盟」の創設後、パンクハースト一家とその支持者たちの戦闘的な闘争に対する *EWR* 編集部の拒絶に近い批判的態度(1)が、20世紀初めの参政権運動における重要な諸事件の報道が制限される結果を生ぜしめたことは疑いえない。

このような報道の制限、また同誌が取り上げたことがら、取り上げなかったことがらを分析することによって、*EWR* のフェミニズムのあり方が、言い換えるならジェントルウーマンのフェミニズムの性格ないしは限界が浮き彫りにされよう。しかし、紙幅の制限上、前述の6項目すべてにわたって検討することはできないので、今回は「法律」と「職業」の2項目に限定して、*EWR* 誌のフェミニズムを吟味してみたい。

(一) 女性と法律

女性に関わる法律について、*EWR* 誌がもっとも詳細にその勝利への道程を記録したのは、既婚女性の財産権に関する闘いであった。ビッグズは1888年3月号の「われらの30周年」の中で、法律面での女性の進歩を振り返って、*EWJ* 誌創刊時の状況を以下のように述懐した。「女性は結婚するやその人格を失った。彼女は自分のお金を1ペニーすら自由にすることができなかった。正当に自ら稼いだものでさえそうであった。彼女の相続財産は、とくに彼女自身に設定されていなければ夫のものとなった。彼女は、終身幼児であった。夫が彼女を顧みなかったり、虐待したりしても、妻にはそれを正す手だてはまったくなかった。だれかが彼女に損害を与えたとしても、損害賠償を訴えるのは、彼女ではなく、夫のほうであった」(2)と。上流の裕福な女性の財産権は、衡平法裁判所における信託財産の設定を通してその父親によって実質上保護されていたけれども、コモン・ローはほとんどの既婚女性に夫から独立した法的存在を否定していたのである。

EWJ 誌創刊の3年前にバーバラ・ボディションとベッシー・パークスは、既婚女性に関する法律の修正を求めて、署名請願行動など、フェミニズムの最初の組織的運動を先導した。1857年に最初の既婚女性財産法案が上程されたが、かなりの支持にもかかわらず不成立に終わった。1860年代後半に、既婚女性財産法案のための闘いが激化し、復活した *EWR* 誌は同法案をめぐる討論を詳細に報告した。70年に成立した既婚女性財産法は、結婚後に妻が取得した所得に対する女性の権利を認めたという点ではたしかに画期的ではあったが、妻の経済的自立が家庭という聖域を侵すことになるだろうと恐れた上院が当初の法案を骨抜きにしたから、1870年法は、「矛盾のかたまり」であった。そこで、*EWR* 誌は、次の数年間にわたって同法の「矛盾」を読者のために解説する労をとったのである(3)。さらに、失敗に終わる1873年の法案をめぐる議会での策動や討論、70年法のもとでおこなわれた数々の訴訟の経過、そして、エリザベス・ウルステンホウム・エルミやアーシュラ・ブライトの指導する改革委員会の活動が綿密に報告されている。既婚女性の経済的権利を求めたこの長い闘いは、結局1882年法の通過で、結婚により妻の財産に対して自動的に生じる夫の権利は取り除かれ、一応の勝利を得たのである(4)。

しかし、財産権の論議と関連して、簡単には解決され得ない性的な諸問題や家族問題の存したことが窺い知られる。*EWR* 誌がとくに関心を寄せたのは、夫の妻虐待の諸例や、

夫と別居・離婚あるいは死別ののちに妻が幼い子供の後見権をもてない不合理であった。この種のきわめて興味深いさまざまな事件や訴訟の判決例が *EWR* 誌上で報道されている。同じ時期に、性道徳の二面的規準でもって夫婦を区別する離婚法を改正する動きも緩慢ながら進行するのであるが、こちらのほうの動向には *EWR* 誌はあまり関心を示していないように思われる。このことは、同誌の編者がすべて未婚であったことと何か関わりがあるかもしれないが、いま断定はできない。

離婚法への相対的無関心と対照的なのは、同誌が、1870 年代から今世紀初頭まで頻繁に議会に出された「亡妻の姉妹との結婚を許可する法案」(Deceased Wife's Sister Bill)の行方を熱心に追跡し、相当のスペースをこれに割いていることである。この法案が法律となる 1907 年まで、同誌がこの問題を取り上げたのは、付随的な言及も含めれば、ゆうに 50 回は下らないと思われる。この異常なまでの熱心さに完璧な解釈を与えることはできそうにないが、フェミニストの眼から見て、この法案はいかなるものであったのか。従来イングランド法では、コモン・ロー上、夫と妻は一体と見なされたため、ある男性と、たとえばその先妻の姉妹との間の婚姻は、彼自身の姉妹との婚姻と同様に近親相姦とみなされ(逆の場合も同様)、そのような傍系姻族との婚姻が禁止されていた。そのような禁止範囲を緩和する第一歩としてまず前述の法案が出されたのであるが、*EWR* 誌は、同法案を男性の放縦の具体例とみなし、それは未婚女性がその既婚姉妹の家族とともに住むことを不可能にするであろうと論じた。また同誌は、その法案の不公平に異議を申し立てた。すなわち、男やもめとその義姉妹との結婚が合法とされうるなら、同時に寡婦も亡夫の兄弟と結婚することが可能とされるべきである、と論じた(5)。要するに、男性と女性に対する単一の規準を常に主張するフェミニストにとって、男性の側のみの禁止が解かれることを容認することはできなかったのである。

次に、ヴィクトリア時代における女性に関わる法律改正で見過ごしえないのは、性病法である。概して、*EWR* 誌のフェミニストたちも、やはり時代の娘たちであり、ヴィクトリア時代のイギリス女性であるという事実によって規定されていた。彼女らは、女性の地位という点を除けば、同時代の価値観をほぼ全面的に受け入れていた。それゆえ、セクシュアリティにかかわる諸問題をタブーとして避ける傾向が往々にして見られ、この時期に少なからぬ動きのあった「産児制限」の問題への言及がまったく見当らない。しかしながら、性病法撤廃のための長い闘争の経過については、*EWR* 誌もある程度報告し、とりわけ同法撤廃の実現した 1886 年には巻頭論説においてその最終的勝利を祝った(6)。ただ、その論説が、一貫してこの闘いを先導したジョゼフィーヌ・バトラーへの言及を避けているのは奇妙なことである。また、同誌は、性交の同意年齢を引き上げる運動にも注目し、それに支持を与えている。

さらに、*EWR* 誌が非常に熱心に関心を向けた法的問題は、女子労働の保護立法、すなわち工場法による女子労働者の労働時間および労働条件への諸制限であった。ブーシェレットを始めとして *EWR* の編者のすべては、一切の女性労働保護立法への熱烈な反対者であった。すなわち、若干の不衛生な職場から女性を法的に閉め出すことは、雇用主は労働条件の改善よりもむしろ保護されない男子の雇用を選択するから、働かざるを得ない女性を職場から閉め出す結果になると論じた。*EWR* 誌は、たとえば 1886 年 2 月号で、炭坑の地上勤務の女子労働者への政府の介入の動きに対して、きわめて激しい論戦を展開し、炭坑女子労働者の「働く権利」を擁護した。また、政府は、「男性のみによって選出された男性のみによって成り立っていて、王立調査委員会に男性のみを任命し、その結

果、女性の労働条件について男性の手になる調書を取り上げる」(7)と、政府を非難した。この「保護」の問題は、*EWR* 誌の全歴史を通じて討論され続けたけれども、とくに 95 年の工場法以後、政府の介入への *EWR* 誌の論難の調子は一層激しくなっている。99 年にブーシェレットは「労働の自由擁護協会」を創設し、その役員の中にはブラックバーンやマッケンジーも含み、SPEW の事務所で集会をもち、*EWR* 誌は、同協会の保護立法反対活動を詳細に報告したのである(8)。*EWR* 誌の労働女性への関わりかたについては次項でも述べるが、この保護立法反対において、同誌のフェミニストたちは、労働市場におけるレッセ・フェールの教義に訴え、あらゆる保護を斥け、女性自らを証明する機会、「フェア・フィールド、ノー・フェイヴァー」を要求したのである。これはまさしくミドルクラスのフェミニズムの基語であった。

(二) 女性と職業

EWR 誌が、もっと言うなら、実際的な意味でヴィクトリア時代のフェミニズム運動それ自体が、世紀中葉のミドルクラス女性の有給雇用に対するニーズに応えて出現したことは既に述べた。同誌の創刊号は副題に「女性の職業のジャーナル」(9)とあり、創刊の辞でもある巻頭論説は、「わが国の女性労働人口に非常に重くのしかかっている諸悪」の原因をつきとめ、それを除去することが、同誌の目的のひとつであると明言している(10)。SPEW を創設し、次いで *EWJ* の後継誌 *EWR* を復刊させたブーシェレットは、のちに自ら語っているが、1859 年に『エディンバラ・レヴュー』誌に発表されたハリエット・マーティノーの論文に強く心を動かされ、行動へと駆り立てられた(11)。マーティノーの論文は、600 万人のイギリス成人女性のうち半数が、彼女らがどうにか生をつなぎとめるだけの稼ぎを得ることもほとんど不可能であるような経済の仕組の中で、自ら生計のために働かなければならないという実態に、世の注目を引きつけたのである(12)。したがって、ブーシェレットは、*EWR* 誌の基本的テーマとして、女性のための職業訓練と雇用機会を増やすという必要性を前面に押し出したのである。前述の創刊号の巻頭論説に見るかぎりでは、「女性労働人口」とか「労働女性」といったいかにも総称的で抽象的な表現が使われている。しかしながら、*EWR* 誌の全史を通じて、主要論説及びその他の記事において頻繁に取り上げられる女性の労働に関わる諸問題を概観し分析するに、同誌が、女性の労働(職業)を、第一義的に、身分の喪失を伴わずに自ら生計を立てる必要のある「困窮化したジェントルウーマン」の見地から考えていたことは確かである。*EWR* 誌が焦点を当てた典型的な例は、SPEW に援助を求めてくる女性、すなわち「その両親の存命中は家庭を有するが、親の死後 30 ないし 35 歳で突然世の中に投げ出される中流の階層のレイディたち」(13)であった。現に多数の女性を雇用していた家事奉公や工場労働の領分は、*EWR* の論説においてはほとんど考慮されなかった。その理由は、その種の賃金が劣悪だったからではなく、それらの仕事に就くことは身分の喪失を伴ったからである。

女性の職業に関係した論説の中で頻出するのは、さまざまな職種における女性のパーセンテージ、その労働条件と生活水準についてのリポート、そして女性のための新しい職業の提案である。*EWR* 誌推奨の新しい職業のごく一部を列挙すると、園芸、農場経営(小規模なもの)、理髪業、印刷業、手細工、時計造り、家具製作、写真、木彫刻、陶芸、養蚕業などがある。また少し変ったものでは、養蟻業(蟻の卵が雛子の餌として需要があり、パリ近郊で成功している女性の実例が紹介)とか貸馬車業などがある。さらにまた、どのような職種であれ、初めての女性が出現すると、国内外を問わず、*EWR* 誌はすかさ

ずそれを記事として取り上げるといった有様であった(15)。もちろん、同誌の主要論説は、世紀後半における女性の職種の着実な成長ぶりを、センサス等の諸統計や SPEW の年次報告を用いて示している。各種の事務員、タイピスト、簿記、法律文書の筆耕、電信技手、看護婦、初等学校教師などである。従来の女子の工場労働とはちがって、新しく女性が進出する手労働の類いは、おそらくミドルクラスの下層の女性を念頭において積極的に奨励された。

たしかに、*EWR* 誌はとくに「困窮化したジェントルウーマン」の窮状に焦点を当てて、「レイディに適した職業」というものを第一に吟味検討した。新しい労働の機会を云々する討論の多くは、レイディが、たとえば看護婦とか初等学校教師とか郵便局の事務員とかの職業に身分を失うことなしに従事できるかどうかといった問題に集中した。そこにあるのは、単なる職業の貴賤観でもなさそうであり、すっきりした解釈を下せそうにない。このような *EWR* 誌のフェミニストの階級的偏向といえそうなものは随所に顔をのぞかせており、それは職業の問題に限らないのである。しかしながら、半世紀近くに及ぶ同誌の長い歴史の中で、時代の推移に応じた論調の変化やフェミニズムの射程の広がりは当然にみとめられる。世紀末ごろには、*EWR* 誌は本質的にミドルクラス的性格を失うことはなかったけれども、労働階級女性についてのより多くの報道を含みつつあった。1874 年のエマ・パタースンの女性保護備災連盟(女性労働組合連盟の前身)の創設以来、同誌は女性の組合運動の進展を跡付けた。しかしながら、前項で述べたように、*EWR* 誌は、女性の組織化の闘いには概ね賛成していたが、法的介入には強く反対し、女性雇用の危険な状態に時として無理解な態度をとった。1894 年から 95 年にかけて 4 度にわたって、ブーシェレットは、最初の女性の工場検査官による調査報告を要約し、調査委員会の保護立法擁護の立場と対決した(16)。「労働の自由擁護協会」結成以後は、労働者階級女性に関する報道のほとんどは、政府による法的規制の問題に集中した感がある。

思うに、*EWR* 誌の膨大な紙面は、この時期のフェミニズムにおける性差別と階級という二つの意識の相互作用を調べるには恰好の場所である。早くも 1876 年に同誌は、女性は単一のクラスであるかどうかの考察に一論文を当てている。簡単に言えば、その結論はこうである。たとえば、イギリスの現行法は身分の高い女性にも低い女性にも不利にかかわるけれど、もちろん社会の階梯の頂上から底辺に到るまで一様の厳しさでかかわっているわけではない。そうだとしても、女性と男性の間に引かれる広い境界線のほうがより深刻である(17)、と。*EWR* 誌の編者たちが、階級的なバイアスを有しながらも、女性としての同一視の立場に立とうと努めていたことは、同誌の歴史を通じてうかがえるのである。

「女性と職業」に関して、時代の推移とともに生じてきた *EWR* 誌の論調の変化についてもう少し述べておかねばならない。ヴィクトリア時代中期に同誌がその歩みを開始したころ、自ら自活せねばならない「困窮化したジェントルウーマン」は、憐まれ、また自らを憐んだ「余分の女性」であった。ところが第一次大戦直前、すなわち *EWR* 誌終刊ごろまでに、女性は紛れもなく国の労働力の不可欠の部分となり、自立を求めて、あるいは内的欲求からキャリアを追求する女性が多数出現するようになっていた。このような変化は、相当程度、女性の雇用機会を増やそうとした *EWR* 誌の執拗なまでの努力に帰することができよう。同誌の編者たちは、女性にとっての雇用機会の拡大の必要性を経済的観点のみならず、道徳的観点からも強調した。とりわけ、専門職や公的生活(シビル・サーヴィスとか社会奉仕)に女性の価値をもたらすことを強く望んだ。そして、女性に、救貧

院や刑務所の慰問とか工場視察とか、医業や法律業の専門職とか、救貧委員や学務委員といった行政事務などのさまざまな職業に就くように促した。その目的は、男性が「念入りに作り上げたシステム」である社会生活の諸制度をより人間的な基礎の上に再調整することであった。男性が調整したシステムは、「女性の仕事や女性の管理に特有の、活力を生み出すような暖かさ、つまり母性的影響力」に欠けているというわけである。1876 年に、*EWR* 誌は有閑階級に語りかけながら、家庭の中で怠惰に坐しているよりも「病気の者、無学な者、苦しむ人びとに、母性を発揮することにこそ女らしさがある」ことを理解し、「有用であるべきという公的責任感のために、私的生活の安楽さ、気楽さを棄てるように」(18)促したのである。さらに 81 年の論説では、救貧委員の仕事は、「余暇と自立を有する女性が着手できるもっとも女らしい ── もっとも母親らしくてもっともクリスチャンらしい仕事」であると断言した(19)。女性の公的活動は母性的価値の拡張であり、男性の手になる無情なシステムへの中和剤であるという *EWR* 誌の主張は、もっと深く考察を要する問題であろうが、ここでは女性の職業領域の拡大に関連づけて指摘するにとどめる。

註

(1) 例えば、以下の中で、女性社会政治同盟(WSPU)の人目を引く「粗野な」戦術ばかりが大衆紙に報道されて、穏健派の参政権諸団体の「着実な」活動が目立たなくなっていることに明らかな不快感を表明している。*EWR*, vol. 37 (Oct., 1906), p. 248; vol. 38 (Jan., 1907), pp. 1-6. その他 WSPU の動きについては、ごく簡単な言及しかない。vol. 39 (Jan., 1908), p. 28; (Apr., 1908), p. 103; (Jul., 1908) p. 173.

(2) "Our Thirtieth Anniversary", *EWR*, vol. 19 (Mar., 1888), p. 100.

(3) "Married Women's Property", *EWR*, vol. 1 (Oct., 1870), pp. 237-248; pp. 296-302; "The Law as Affecting Married Women", *EWR*, vol. 2 (Oct., 1871), pp. 229-235.

(4) "The Married Women's Property Act, 1882", *EWR*, vol. 13 (Sept., 1882), pp. 385-393. 著者は Elizabeth C. Wolstenholme Elmy と C. A. Biggs の二人。

(5) 例えば、ブーシェレットが「たより」の形で論じている。*EWR*, vol. 10 (Jun., 1879), pp. 272-274.

(6) "The Stain Taken Away", *EWR*, vol. 17 (Apr., 1886), pp. 145-148.

(7) "Pitwoman's Right of Labour", *EWR*, vol. 17 (Feb., 1886), pp. 49-58. また以下をも参照。(Apr., 1886), pp. 168-175.

(8) この協会の活動報告は、以後、婦人参政権関係、大学および教育関係、救貧委員等の選挙結果(早いころは「できごと」欄に含まれていたのが独立)とならんでレギュラーのコラムとなる。.

(9) *The English woman's Review: a Journal of Woman's Work.* 副題の部分が、1868 年 10 月号より次のように変わる。*The Englishwoman's Review of Social and Industrial Questions.*

(10) "The Work We Have to Do", *EWR*, no. 1 (Oct., 1866), p. 1.

(11) Jessie Boucherett, "The Industrial Movement", in Theodore Stanton (ed.), *The Woman Question in Europe*, 1884, p. 97.

(12) Harriet Martineau, "Female Industry", *The Edinburgh Review*, no. 222 (Apr., 1859), p. 335.

(13) "Civil Service Inquiry Commission", *EWR*, vol. 6 (Jul., 1875), p. 299.

(14) 煩雑になるので、個々の職種についての典拠の明記は省略する。主要論説での提案は以下のものがある。J. Boucherett, "Agriculture as an Employment for Women", *EWR*, vol. 10 (Nov., 1879), pp. 481-484; "Silk Culture as an Employment for Women", *EWR*, vol. 6 (Sept., 1875), pp. 406-408.

(15) 例えば、女子消防隊の出現、最初の女性歯科医など。*EWR*, vol. 20 (Sept., 1889), pp. 417-418; vol. 4 (Oct. 1873), p. 274.

(16) J. Boucherett, "The Report on the Employment of Women, by the Lady Assistant Commissioners", *EWR*, vol. 25 (Jan., Apr., Jul., 1894) & vol. 26 (Jan., 1895).

(17) "Women as a Class", *EWR*, vol. 7 (May, 1876), pp. 199-203.

(18) "Wanted: More Women", *EWR*, vol. 7 (Dec., 1876), pp. 532-537.
(19) "The Duty of Being a Poor Law Guardian", *EWR*, vol. 12 (Feb., 1881), p. 69.

むすび

EWR 誌の長い歴史を通じて、(その前誌 *EWJ* の歩みも含めて)、イギリス・ヴィクトリア時代のフェミニストたちは、漸進的改革の実現のために「教養ある世論」に影響を及ぼすプロパガンダ活動を主要な仕事とみなした。抽象的・教条的な「女権」の理論に従って進むのではなく、イギリス社会の諸現実と調和を保ちながら進むという、プラグマティックできわめて柔軟性のあるやり方である。また、本章で明示し得なかったが、*EWR* 誌のフェミニストの姿勢について次のことを付言しておかねばならない。ひとつには、男性との協同を尊重したこと。もうひとつは、同誌を運営した編者たちがその仕事をすることで報酬を得ることを期待しないで、すなわち博愛主義の精神で彼女らの時間およびお金をすら自発的に提供していたことである。彼女らは、旺盛なエネルギーと才能と、そして何よりも自立した収入を有するジェントルウーマンたちであった。そして、*EWR* 誌の長命とその堅固な一貫性とは、たぶん、世紀中葉のパイオニア・フェミニストの姿勢を持続したジェッシー・ブーシェレットが *EWR* 誌のほぼ全史を通じてかかわり続けたことに帰されるであろう。

このプロパガンダがどの程度成功したか、*EWR* 誌が当時の人びとにどのように受けとめられたか、現時点では明らかにし得なかった。また、膨大な内容を満載したこの雑誌から分析を期待される多くの諸問題を、今後の課題として残さざるを得なかった。

EWR 誌のフェミニストたちのイデオロギー的曖昧さ、女性の社会的役割という一点を除いて、ほぼ全面的にヴィクトリア朝社会の価値観を受け入れていたこと、またその全歴史を通じて次第に薄れつつも貫ぬかれていたジェントルウーマンのフェミニズムという階級的偏向、これらのことはたしかに *EWR* 誌の報道のあり方に限界を与えていた。しかしながら、*EWR* 誌は、明らかに、相互に関連し合ったそれぞれの分野のフェミニストたちの間のコミュニケーションの手段としてその目的を果した。さらにまた、新しい世代にパイオニアたちの努力を知らせ、後世にフェミニズム研究の貴重な資料を遺したのである。

第二部 ヴィクトリア時代の家庭と女性 ―フェミニズムの周辺

序章 ヴィクトリア時代の伝統的女性像の再考

一

さまざまの歴史的時間と空間をとってみても、ヴィクトリア時代のイギリスほどに、女性のステレオタイプが云々されることはないと言ってよい。当時の社会の価値体系が作り上げた女性の理想像としてのパーフェクト・ワイフやパーフェクト・レイディ(1)、そして世紀末の文献に頻出するニュー・ウーマン(2)、また、なかんずく 19 世紀後半を通じて社会問題となっていた「困窮化したジェントルウーマン」(distressed gentlewomen)等々。

最近、それら伝統的ステレオタイプについていくつかの新しい分析がなされているにもかかわらず、無力で抑圧された「困窮化したジェントルウーマン」像は、いまなお精密な歴史的分析をかいくぐって生き続けている。そのステレオタイプをかいつまんで言えばこうである。すなわち、男女数の統計上の不均衡から見て、将来可能性の少ない結婚に備えて低水準の教育を受けた、「リスペクタブル」な未婚女性が、父親の死や一家の破産に直面し、自らの貧弱な知的資格を頼りにして不安定な生計の資を稼がざるを得なくなり、多くは住み込み家庭教師(ガヴァネス)となってわずかばかりの収入と自らのジェンティリティを交換することを余儀なくされ、健康をそこね、精神を消耗し尽くして、往々にして精神病院に至る、そういった女性の姿である。

このような女性の境涯は、屈辱と苦難の生涯として歴史家や同時代人が生々しく描き出したものである。実際、この落ちぶれたジェントルウーマンの境涯は、あまりにもしばしばヴィクトリア時代の病的なまでの好奇心と風刺の的となり、熱心な博愛主義者の救済の対象となり、さらにはフェミニストの活力の焦点となっていた。筆者自身、第一部の第一章と第二章で、イギリスのフェミニスト運動形成期の主要因として、独身のミドルクラス女性の問題を「ガヴァネス」という職業を通して考察した(3)。

ところで、最近、筆者はこの種のテーマを扱った目覚しい研究書に出会った。それは、オーストラリアの A. J. Hammerton の *Emigrant Gentlewomen: Genteel Poverty and Female Emigration, 1830-1914* (Croom Helm, 1979)である。この本の主要な目的のひとつは、独身のミドルクラス女性のなかでの海外移住という経験を調査研究することによって「困窮化したジェントルウーマン」のステレオタイプでこのような女性を把握することの限界を提示することである。まず簡単にこの本の内容に触れておこう。

ハマートンは、主として政府および博愛主義による移住奨励計画の調査研究に基づいて、ガヴァネスに代表されるような打ちひしがれたジェントルウーマンのイメージは、経済的・社会的没落という経験や、女性雇用の不十分な機会という外的条件に対して、ヴィクトリア時代のミドルクラス女性の示した反応を十分に描き出したものとは言えない、と論じている。なるほど、さまざまの強力なファクターが、困窮化したジェントルウーマンをして移住という冒険・苦難に賭けてみることをためらわせるように作用した。だが、ハマートンは、資産をもたぬミドルクラスの女性が、移住のための乏しい便宜をむしろ執拗に追求し利用したということを、オーストラリア人にして初めて可能になる

ような、植民地側の豊富な記録や移住者の手紙類を駆使しながら示している。彼女たちは、ひとたびイギリス本国から出るや、目覚しい適応能力を有する移民となった。また、本国では考えられなかった仕事に着手することによって、ジェンティリティを進んで危険にさらす意志のあることを示した。彼女らの経験は、ステレオタイプのもつ諸特徴をもってしては考えられない。つまり犠牲者としての伝統的な女性像とは相容れない資質を示してくれる、さらにはそこから、ヴィクトリア時代の女性の間に潜む豊かさ、適応性といったより大きな問題の可能性を示唆してくれる、というわけである。

外的環境に順応して、人間の資質が変化するのは当然、という予想される一番素朴な反論への対応は、いまのところ脇に置いて、筆者がこの本を読むうちに示唆され、考えさせられたことを中心に、本稿を綴りたいと恩う。まず、「困窮化したジェントルウーマン」の諸問題を、あらためてここで筆者なりに整理したうえで、ハマートンの研究の提起するものを吟味して、19 世紀イギリス女性史研究の今後のパースペクティヴをいくらかでも示したい。

二

「困窮化したジェントルウーマン」の前述したようなステレオタイプはなぜそれほどに浸透力を有していたのか。ある意味では、それは拠り所となったヴィクトリア期の小説のせいかもしれない。家族の貧困化から生じてくる「ジェンティリティ」の崩壊は、文学作品の絶えざるテーマとなっていたことは周知のことであろう。(もちろん、フィクションの場合は、結末において、一家の没落の産物たる無力な犠牲者としてのジェントルウーマンに幸せな結婚が、思いがけない遺産の相続といった、依存的な無力さからの劇的な救出の手段が差し伸べられるのがおきまりである。)

また、逆説的にきこえるかもしれないが、このようなステレオタイプは、無資格のミドルクラス女性のために、教育や雇用の機会を改善しようと努めていた初期のフェミニストによってもまた強化されたように思われるのである。被害者としてのジェントルウーマン像を強調することは、明らかに戦略的に言って、遅れっぱなしの改革を日程にのせるための強力な刺激となったことは確かである。ヴィクトリア時代人にとって、このようなジェントルウーマンの存在は、深刻な社会問題として容易に受け止められた。したがって、そのイメージの正確さが問題にされることはなかった。なるほど、一部ジェントルウーマンの間に存した経済的困窮の現実を否定することはできない。この意味では「困窮化したジェントルウーマン」は真の問題であった。ただ、小説家およびフェミニストによって展開された無気力(helplessness)のイメージをあまりにも無批判に受け入れると、問題の本質を見誤ることになるであろう。というわけで、再度ここで「困窮化したジェントルウーマン」の諸問題を整理してみる必要がある。

まず、無力で抑圧されたジェントルウーマンのステレオタイプは、ヴィクトリア時代のジェントルウーマンのより一般的な、かつ浸透性のあるステレオタイプ、すなわちパーフェクト・レイディ(idle woman でもある)と表裏一体に結びついていた。有閑女性のイメージが、家族のステイタス・シンボルとして機能し、かつそれが女性像の価値規準・社会的規範となっていたからこそ、家族の零落・貧困化に直面して「困窮化したジェントルウーマン」が創り出されたのである。実際、ミドルクラス女性の遊惰や無目的状

態に対する攻撃は、女性のための教育上・雇用上の改革を求めるフェミニストのキャンペーンの主調をなしていた(4)。

さらに、「困窮化したジェントルウーマン」を大量に生み出した社会経済的諸条件を、概略的にではあるが、述べておかねばならない。第一に、ヴィクトリア時代のイギリスには、男性よりもはるかに女性の数が多かった。世紀中葉に「困窮化したジェントルウーマン」の問題を評したほとんどの人は、その問題を単純なデモグラフィックなものと確信していたように思われる。たしかに男女の数的不均衡は、実質的なもので、世紀中葉以降着実にそのギャップを深めていった。なかでもその不均衡の容易ならぬ局面は、20歳と30歳の間のもっとも結婚しそうな年齢における「余分の」女性の存在であった。その結果、専ら結婚という「職業」に向けて育てられたミドルクラスの女性が、徐々に結婚を現実のものとする機会を失くしつつあった。第二に、当時のミドルクラスをめぐる経済的状況は不安定なもので、専門職業であれ実業であれ無数のアクシデントに左右されていた。頻発する銀行倒産はしばしば家族の破産を生み、未婚女性が経済的に自立する必要性を生ぜしめたものの、以下に述べるように自立の道は困難を極め、こういった未婚女性を経済的困窮に陥れた。夫の支えがなければ、ミドルクラスの父親やその他の男の係累が未婚女性を死ぬまで扶養し続けるという確かな保証はなかった。第三に、女子教育のレベルの低さが挙げられる。パーフェクト・レイディをその理想像とするミドルクラス女性の教育水準は、主として「嗜み」に強調を置いているために、実際あまりにも低劣であったので、もしもなんらかの教育改善がなされ得ないなら、職を必要とする女性に雇用の機会を拡大する見込みはほとんどなかった。事実、その水準はおそらく当時の労働者階級の水準以下ですらあっただろう。たとえば、1859年にアンジェラ・バーデット・クーツが、ミドルクラスの娘たちを呼び寄せて貧民の間での初等学校教育に従事させる計画にとりかかったとき、彼女は、その仕事をやりたいと申し出た多数の女性の全員が、必要な教育水準に達していないということを知ったのである(5)。第四には、女性の雇用の機会(それもミドルクラスにとって「リスペクタブル」とみなされるような雇用領域)が極めて狭かった。この点は第三の点と相関関係にあることはすでに述べたが、さらに労働者の上層に属する娘たちが、社会的上昇を志向してミドルクラスの女性とともに教育職などの「リスペクタブル」な雇用領域を競い合ったことが、一層問題を深刻化させた。

ところで、「困窮化したジェントルウーマン」の創出にとって重要なのは、上述した二つの点 ── すなわち、社会的規範としてのパーフェクト・レイディ像と客観的諸条件 ── の関連である。すなわち、この二つの条件が結びついてミドルクラス女性において現われてきた結果である。上の客観的条件の列挙を一瞥すれば、おそらく次のような疑問が生じてくることと思う。つまり、ミドルクラス女性が労働者階級の男性と結婚したり、労働者階級の職業領域に入っていく可能性はなかったのか、と。そういった下降的な社会的流動の途を、ミドルクラス女性に主体的に否定せしめたのが、パーフェクト・レイディという社会的価値であった。「困窮化したジェントルウーマン」はあくまでも、ミドルクラスの奉ずる社会規範に固執したのである。また、世紀末には新しいホワイトカラーの職業領域 ── 初等教育職、事務職、看護婦、etc. ── が徐々に拡大していったにもかかわらず、ミドルクラスの保守性のゆえに女性にとっての「リスペクタブル」な職業についての定義はほとんど拡張されず、それらの新しい職業はむしろ下から上昇する女性に有利に利用されるものとなったように思われる。ミドルクラスの女子教育が自活

の訓練を与えるといった点では明らかに不適切なものであったことも、新しい雇用領域を下層の上昇志向の女性に譲る結果となった(6)。

さて、以上述べてきた「困窮化したジェントルウーマン」の問題は現実のものであったし、そのステレオタイプを生ぜしめた外的諸条件についての当時の認識は、概して正確なものであったとみてよい。だが、そういった社会的規範および社会経済的諸条件が、女性の行動に結果としてどのように現われたかの認識については正確であったかどうかという疑問を提示しなければならない。

三

ガヴァネスにもっともよく体現された「困窮化したジェントルウーマン」の諸問題が、同時代のフェミニストに大きな社会問題として受けとめられ、そこからフェミニズムの組織化が進んだのは事実であるが、ガヴァネスという限定されたタイプのもとに、「困窮化したジェントルウーマン」の生活を写実的に包摂しうるかどうか。また、抑圧されたガヴァネスというステレオタイプは、経済的没落に直面したほとんどの女性の経験にとっての満足のゆくモデルとして機能しうるかどうか。

当時の「女らしさ」の理想は、繁栄したミドルクラスの有閑女性の間で少なくとも表面上は実現されたとしてよい。当時の日記の類は、余暇の私的な出来事で占められた日々の生活を記録している。だが、男性中心の外の世界との接触の欠如は、家族の危機に対応できない、「つくり笑いと気絶だけしている」ような女性を必ずしも作り出したわけではないし、そのような女性が新しい状況に適応するのを妨げたわけではない。適切な例としては、哀れな「困窮化したジェントルウーマン」のステレオタイプを大いに強調したフェミニストの改革者たち自身が、往々にして家族の貧困化というショックを経験しながら、自らの努力を通していかにそれと闘って生き抜いたかをみればよい。ハリエット・マーティノーのような特別に抜きん出た人物の生き方を、物言わぬ大多数の女性の生活の見本とすることは、非現実的とのそしりを受けるかもしれないが、複数の経験的調査は、ある程度の一般化を可能とするかもしれない。

さて、冒頭で言及したハマートンの著書は、ミドルクラス女性の海外移住の実態から浮かび上がる新しい女性像の可能性を示してくれた。同書の扱った時期は、1830 年～ 1914 年である。1830 年代には、相当数の女性の移住が可能となるような公的な機関が初めて設立された。また、1914 年には、いろいろな女性の移住協会が、大戦勃発とともにその活動を停止し、一方では、「困窮化したジェントルウーマン」を主要な社会問題としていた諸条件そのものが急速に変化し始めたのである。

19 世紀には、ミドルクラス女性の移住を阻む強力なファクターがいくつかあった。彼女たちは、遠い異郷の地の危険を求めて、本国で慣れ親しんだ日常性を放棄しなければならなかった。なによりも船旅は、長く危険に満ちていた。しばしば身の安全は不確実で、いかがわしい同行者もいた。植民地での彼女たちの雇用の見通しもまた概して不確かであった。少なくとも世紀中葉までは、そのような冒険は、女性のリスペクタビリティの否認として解釈された。すなわち、移民になることは、本国でガヴァネスになること以上に確実な、身分喪失の承認であった。

しかしながら、このような阻止的諸要因にもかかわらず、経済的富をもたないヴィク

トリア時代のミドルクラス女性が移住に際して示した行動様式は、伝統的なステレオタイプに通有の、無力で臆病な女性的特質を浮かび上がらせるどころか、敢えて危険を冒そうとする意欲から、移住をむしろ利用せんとする能力に至るまで、進取の気性や勇気といった人間の特徴を顕らかに示していた、とハマートンは論じる。

ハマートンは、女性の海外移住の実態を年代を追って見ながら、ある章ではケース・スタディとして具体的個人の経験を通して、また別の章ではフェミニストの移住奨励の政策を通して彼の主題に肉薄してゆく。随所で重要な問題提起がなされているのであるが、ここでは紙数の都合上、ステレオタイプへの挑戦という観点から、同書の結論部分をまとめておくことにとどめる。

移住したジェントルウーマンは、本国を離れることによって多くのものを得た。すなわち、移住は、本国での過度な競争の結果、着実に領域が狭められていく適切な職業の入手困難およびジェンティリティの厳格な掟といった諸条件からの逃亡手段を提供してくれた。しばしば困難な障害にぶつかったにしても、海外植民地でのより大きな行動の自由は、困窮化したジェントルウーマンが社会的アイデンティティを取り戻すことのできる真の可能性を作り出してくれたと言ってよい。たしかに、適応能力とか決断力といったものは、ヴィクトリア時代の「困窮化したジェントルウーマン」さらにはミドルクラス女性一般に伝統的に関係した資質ではなかったけれど、ハマートンの研究全体を通して一貫して追求されたテーマは、移住という精力的な経験に対して女性の示した適応性の確かさということであった。

もちろん、全ての女性の移住者が見事な適応を示したとは言えないし、ミドルクラス内部のより細かい階級差に応じた考察が必要となるであろう。そして実際こういった点で、ハマートンの著書は、筆者が紹介した以上のものを含んでいるのである。だが、これだけの部分的な説明からしても、女性の海外移住をめぐる当時の史料が、明らかにステレオタイプになんらかの実質的な再考を要求していることがわかるであろう。

四

ヴィクトリア時代の女性史における最近の発展は受身的で装飾的で無力なミドルクラス女性という、より一般的な抽象的ステレオタイプ(パーフェクト・レイディ像)を改訂する点ですでに着実なはじまりを示してきた。

たとえば、Patricia Branca は、*Silent Sisterhood: Middle Class Women in the Victorian Home* (Croom Helm, 1975) において、ヴィクトリア時代の女性を取り囲んでいる諸特徴 ── 遊惰、受動性、神経症的性質、等々 ── のほとんどを神話として平らげている。ブランカは、ミドルクラス(とくに下層の)を扱っているが、「ノーマルな」妻および母親を前面に押し出して、彼女たちは近代化への決定的なエージェントとしてポジティヴな歴史を有していたと主張する。つまり、下層のミドルクラスの家庭における妻および母親は、主婦として、子育て人として、全ての人々の生活を急速に進行する都市化と機械化に適応させるのに決定的な役割を演じた。たとえば、彼女たちは、家庭のなかに押し寄せてくる機械化の波に直ちに感応したり、医業の進歩に敏感に適応した。と同時に、このようなプロセスには、必然的に彼女ら自身を根本的に変革するものがあった。ブランカは、家族の諸問題を決議したり、一家の健康管理に活発な関心を示したりといった面でのミ

ドルクラスの積極的役割を強調している。

また、不幸にもあまり注目されていないが、Leonore Davidoff は、*The Best Circle: Society, Etiquette and Season* (Cloom Helm, 1973) において、ミドルクラス女性以上に厳しく束縛された行動の枠組のなかですら、上流階級の女性が階級的団結を維持するために演じた精力的な役割 ── たとえば、エチケットの遵守とか縁組を成立させるとか ── を分析した。上流社会の階級的凝集力を強化するといった保守的な側面にしろ、これら女性の発揮した力というものは、当時の支配的な女性のイメージとはほとんど合致しないものであるから、この書もステレオタイプ再考の動きとみなし得る。

もうひとつ、Martha Vicinus 編著のヴィクトリア時代についてのアンソロジー、*A Widening Sphere: Changing Roles of Victorian Women* (Indiana U. P., 1977) は、そのタイトルからして示唆的であるが、女性の公的役割を拡大せんとする 19 世紀の社会的インパクトがあったということのみならず、女らしい振舞についての支配的理想の範囲内に個々の女性の行動が完全に閉じ込められていたのではなかったという事実を想い起こされるのである(7)。

ここ数年のうちに筆者の目に留まった伝統的女性像再考の動きを列挙したが、なかでもハマートンとブランカのアプローチの相違が筆者の注目を惹きつけた。以下に述べるその相違とは、入手可能な適切な史料という問題に関してある程度社会史一般のアプローチに現われてくる二つの道のように思われるのである。

ブランカは、「最近の女性史研究について、ティピカルな状況からの逸脱を研究するよりも、ティピカルな状況そのものを学び得るのである」と言う。ブランカが、妻および母親としての女性を考察の対象としているのも、未婚女性はマジョリティでないからティピカルでないという理由で、未婚女性は妻および母たる女性ほど注目に値しないというわけである。したがって、ブランカのクライテリアからすれば、ハマートンが取り上げたような女性移民は、本国を離れず家庭に縛られていた姉妹たちというマジョリティの典型とは違い、マイノリティであるから、女性史研究上のその価値は極めて限定的なものということになろう。ところが、史料の常として、なんらかの発言を遺した人は、むしろそれほどティピカルでない人ということになる。ブランカは、「なんらの自伝も書き遺していない無言の女性」を対象として扱うがゆえに、自伝や日記のような直接的史料を故意に避けて、当時の女性雑誌や家事の手引書のような間接的史料から、普通のありふれた女性の生活を解釈するというアプローチをとった。したがって、ブランカのアプローチは、必然的に推論的なものとならざるを得ない。もちろん、間接的史料を通しての推論的アプローチというものは、歴史研究者にとって不可避であることは言うまでもない。だが、筆者のみるところでは、間接的史料だけを意図的に追求したマイナスの結果として、ブランカが探り求めた当の女性の生の現実が、どうも彼女の著書全体を通じて生々と浮かび上がってこないきらいがある。

他方、ブランカのアプローチに対蹠的なものは、直接の個人的史料に最大の拠り所を求める「経験的」アプローチである。19-20 世紀史については、最近は聞き書きという oral, interview method も、旺んに追求されるようになってきた。

ハマートンの扱ったミドルクラス女性の移住者は、明らかにマイノリティではあるが、偉大な政治上の人物のような極端な逸脱ではない。ハマートンの言葉を引用しておく。「移住者の基本的状況は、根本的に言って、より一般的な女性の生活と稀にしか違わなかったのである。それゆえに相対的に言って例外的な、史料から知り得る移民としての女性

は、よりティピカルで物言わぬ女性の生活を照らし出すことができるのである。というのは、彼女たちは、同じ社会の女性のもつ同じ問題を共有していたのだから」。とくに、ステレオタイプといった非現実的抽象化の欠陥は、直接に当時の生活から引き出される矛盾した証拠と向き合わせるときにもっともよく理解され得るであろう。くどいようだが、ハマートンからの引用をもうひとつ。「ミドルクラス女性の移民は、『困窮化したジェントルウーマン』のなかで、ユニークな存在であったかも知れないが、そうだからといって、彼女らの生涯は、同様の問題を共有しながら同じ解決策を得ることのできなかった、物言わず、記録も残さなかった普通の女性についてなにも語ってくれないということにはならない。……例外的な者の歴史が、直接的にアイデンティファイできない、無名の、よりティピカルな女性について多くのことを私たちに語ってくれるということはありうる。もしも社会史が統計値の類いの確実性に依拠した一連の抽象化以上のものを扱うべきなら、女性の移民は注意深く考察されねばならない」。

ブランカとハマートンの上述した女性史研究の二つのアプローチは、対立的に捉えるのではなく、むしろ相互に補完し合うことによってこそ、19 世紀の女性史研究の進展を期待し得るのではないかと考えるのである。

註

(1) パーフェクト・ワイフからパーフェクト・レイディへの移行については以下を参照。J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964（拙訳、『ヴィクトリア時代の女性たち－フェミニズムと家族計画』、創文社、1980 年)。 Chs. 5 and 6.

(2) たとえば、以下を参照。Gail Cunningham, *The New Woman and the Victorian Novel*, 1978.

(3) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察」(『史林』56 巻 2 号、1973 年)[本論 第一部 第一章)および「イギリス・フェミニズムの背景」(『思想』601 号、1974 年)[本論 第一部 第二章)。

(4) たとえば、Emily Davies, "On Secondary Instruction as Relating to Girls", 1864（in *Thoughts on Some Questions Relating to Women, 1860-1908*, 1910).

(5) A. Tropp, *The School Teachers*, 1957, pp. 23-24.

(6) 新しい職種が訓練に一定の期間と金のかかることからしても、困窮に陥るまでに訓練を受けていず、かつ即刻生活費の必要な困窮化したジェントルウーマンには大きな障害があった。また、19 世紀後半の複雑な社会的流動は、「ジェンティリティ」についてのより広い定義・リベラルな解釈を要求していた。「ジェンティリティ」は、生れ・育ち・社会的地位によるよりも、むしろ獲得形質としての行動様式で解釈されつつあった。だが、それにもかかわらず、フェミニストたちですら、古い概念を完全に放棄してしまうことはなかった。いろいろな改革の方向が提案されはするものの、リスペクタブルな仕事とそうでない仕事との間の分割線は、本来的なジェントルウーマンとミドルクラス下層および労働者階級の野心的な娘たちとの間に明白に維持されていた。

(7) なかでも同書の序文、Martha Vicinus, "New Trends in the Study of Victorian Woman"を参照のこと。同じ著者による以下の論文をも比較参照のこと。"The Perfect Victorian Lady"（in M. Vicinus ed., *Suffer and Be Still: Women in the Victorian Age*, 1972.）Vicinus は、ヴィクトリア時代の女性の伝統的ステレオタイプを批判すると同時に、ヴィクトリア人がその内で生きていた社会的価値の枠組・諸限界を無視するような新しいステレオタイプを創り出してはいけないという注意をも与えている。

第一章 ヴィクトリア時代の女性小説家たち ── ブロンテ姉妹の社会的背景

はじめに

イギリス19世紀の小説は、往々にして女性によって、女性のために書かれた文学として特徴づけられてきた。たとえば、チェスタトン(G. K. Chesterton, 1874-1936)は、その著『ヴィクトリア朝の英文学』(*Victorian Age in Literature*, 1913)の中で、ヴィクトリア朝小説において女性の勢力を無視することができないことを繰り返し述べている。曰く、

「近代、現代の女性論者の中に、政治に関しても、その他一般に抽象的問題に関しても、議論の余地なく第一等の重要性を有する著作をものした人物を想起することはできない。‥‥ところが、ひとたび小説の分野に目を移せば、女性は概して男性と対等であり、ある種の点では明らかに男性にたいして優位を占めているのである」(1)と。また、もっと早く1853年に『ジェントルマンズ・マガジーン』(*The Gentleman's Magazine*)は、「女性によって書かれた小説の量における大きな増加と質における一般的向上」に対する驚嘆の念を力のこもった筆致で表明していた(2)。このようなヴィクトリア朝小説における「女性の優位」、女性小説家の「輩出」の実態は果たしてどのようなものであったのだろうか。

ヴィクトリア時代の種々のジャーナルにおける批評家のコメントは、あまりにもこの「女性の優位」を強調していて、19世紀の小説市場の供給が主として女性たちの掌中に握られてしまっていたかのような印象すら与えるものである。女性作家が実際に小説市場で小説生産を独占したかどうかの疑問に、正確な量的分析をもって答えることはまず不可能であろう。というのは、ヴィクトリア時代の小説家は総じて異常なほど生産性が高く、ロバート・A・コルビーは、19世紀を通じて4万点以上の小説が出版された、と算定しているからである(3)。それに、当時の小説本の裏表紙の出版予告に列挙されていた幾冊もの本とその著者たちはおおかた、後世の文学史家のすくいあげる網の目から抜け落ちてしまっている。たとえば、1878年の『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(*The Englishwoman's Review*) 4月号には、29名の女性作家による新しい小説のリストが掲載されていた(4)が、そのリストの中のエミリ・ヒルとかルイーズ・C・モールトン等々が一体誰であるのかいまや知るよしもないのである。さらに、自分の書いたものを実際に出版してもらえるまでにどうにかこぎつけた幸運な女性のほかに、ひとつでも小説を完成させながら、出版社にその原稿を拒絶された不運な女性の数まで考慮に入れるとなると、厳密な量的分析は思いとどまらざるを得ない。出版の日の目を見たひとつの小説ごとに、十数人のこのような物言わぬ無名の作家が存在したにちがいないのである。

ヴィクトリア時代は、女性が未曾有の数で陸続と文筆業の中に入っていった時期であったとしても、この時期は、男女共に文筆を業とする(あるいはそれを志向する)人々の急増を見たのであり、女性小説家は相対的にみれば、やはり常にマイノリティであったように思われる。リチャード・アルティック(Richard Altick)による、著述家の社会学的研究に依るなら、男性作家に対する女性作家の割合は、1800年から1935年まで約20%のところでとどまっていたということである(5)。あとの節で論じるが、男性作家に比して女性が有していた教育上のハンディキャップや女性のキャリアに対する当時の、偏見からすれば、この数値は納得のいくものであろう。とすれば、19世紀を通じて「女性の優位」が言い立てられたのはなぜであろうか。この時期には、小説を書くことが、男性作

家にとってヴィジブルな「職業」(プロフェッション)として確立し始めたのであり、とりわけサッカリやディケンズにとって、またG・H・ルイスのような文筆家にとって、「物書き」が富を獲得するひとつの手段となってきたのもほぼこのころであった。そしてちょうどそのころに、女性作家の存在も注目されるようになってきた。それ以前の時代には、女性作家の存在はまれに出現する異例に過ぎなかった。19世紀の男性小説家は、女性による競争に不安を感じ、それまで男性の領域であった文筆業への女性のチャレンジの程度を、過大評価するに至ったといえよう。男性の眼に現実のものとして映った「女性の優位」という錯覚は、エレイン・ショーウォーター(Elaine Showalter)もいうように、女性の競争相手に対する男性作家の過剰反応と考えられ、とくに1840年代の(ブロンテ姉妹を含む)数例の小説の圧倒的成功や、また少し時代が下って、女性の小説に見られたフェミニスト的テーマがイギリスのフェミニズム運動とほぼ同時発生してきたこと、などの関連から男性側のこのような過剰反応が生じたのである(6)。

しかし、「女性の優位」が男性作家によって言い立てられた幻想であったとしても、ヴィクトリア朝小説における女性作家の相対的重要性が何ら減少することにはならない。第一に、作家全体の中に占める女性の比率が、ほぼゼロに近いか取るに足らない程度にすぎなかった状況から二割に増加したことは極めて大きい意味をもつ。第二に、あとで見るように出版社に持ち込まれた手稿が印刷に付されるまでの吟味が女性にとってより厳しかったとすれば、潜在的作家の存在を先の二割に付加しなければならない。第三に、男性作家の示した過剰反応そのものが、この時期の女性作家の相対的重要性を裏書きしている。ジェイン・オースティン、ブロンテ姉妹、エリザベス・ギャスケル、ジョージ・エリオットといった一流の小説家を先頭に、二流、三流、さらには現実に著作を創り上げながら日の目を見なかった潜在的作家をも含めて、小説を書く意欲を有したこれほど多数の女性が集団として存在したということは、文学史家のみならず、ヴィクトリア朝期の女性史を研究する者にとっても極めて興味ある社会現象なのである。

ところで、ヴィクトリア時代の女性史について、当時のセンサス類の提供してくれるデータや女性のためのさまざまのエチケットブックや手引書、また離婚法や財産法といった法令の類、議会文書、そういった史料だけでは答えられない疑問がどうしても残るのである。たとえば、女性は、自分たちの人生についていかに感じていたのか、とりわけヴィクトリア朝社会において女性であることについてどのように感じていたのか、等々。「女性と小説」というテーマは、これらの疑問に二とおりの点から答えを提供してくれそうに思われる。一つには、女性小説家による作品は、虚構の設定の中で語られ、想像上の登場人物を通してではあるけれども、当時の女性がヴィクトリア朝社会における女性の地位や人間関係、とりわけ男女の関係について胸の中に抱いていた考えを読み取ることを可能にしてくれる。それゆえ、小説そのものを当時の女性の内的および外的生活の諸事実の、いわばインデックスとして利用することができる。なるほど、女性小説家は大っぴらには「婦人問題」にほとんど関わってこなかったにしても、彼女たちの小説は女性の実人生に課された諸制限に対する疑いや胸中の葛藤を直接・間接に表明し、女性が直面していた諸問題やさまざまの束縛を暴露したり、抗議したりしていたからである。このようにヴィクトリア時代における女性の主体的・客体的状況は、女性作家の作品研究を通じて知り得るのであるが、さらに女性小説家自身の生涯とキャリアのドキュメンティションを通しても同様に求めることができる。そして本稿は主として後者の方法に拠りたいと思うが、その際に少し考えておかねばならないことがある。

本書の研究対象であるブロンテ姉妹は、とかく、野生のままのヨークシアの荒野にポツンと立つ牧師館で、現実の社会と何のかかわりあいももたずに生きた人と想像されがちである。しかし、彼女らはヴィクトリア朝社会の枠組みの中で小説を書いたという点で、その他大勢の女性小説家と共通の基盤を有していたことを忘れてはならない。ヴァージニア・ウルフは、その評論「女性と小説」の中で次のように述べている。「非凡な女性というものは、平凡な女性次第である。世間一般の女性の生活状態がどんなであったか ── つまり子供の数、自分のお金をもっていたかどうか、専用の部屋をもっていたか否か、子供たちを育てるのに手助けがあったか否か、使用人がいたかどうか、家事の一部が彼女の務めだったかどうか ── を知って始めて、平凡な女性に可能とされた生活方法、生活体験をはかり知ることができて始めて、非凡な女性が作家として成功だったか失敗だったか、を説明できるのである」(7)と。これは極めて正鵠を射た指摘である。たしかに、19 世紀の女性文学に関する従来の調査研究は、エリート・グループにあまりにも強調をおいて偏りすぎたきらいがある。女性小説の評論も、少数の「グレイト」で、ある意味では「ハッピー」な女性小説家、すなわちオースティン、ブロンテ姉妹、ギャスケル、エリオット、そしてウルフなどに濃縮させて、そこからあらゆる洞察と結論が引き出されてきた。こういった少数者に焦点を当てる一方で、グレイトでない者を無視し、彼女らを文学史の叙述から完全に省略してきた。裾野の広がりを視野に入れなければ、つまりマイナーな群小の女性小説家の姿を見失ったままでは、巨峰ともいうべき著名作家の生活を、当時の一般の女性の法的・経済的・社会的状態における変化との間の関係において、理解することはできないであろう。また、物を書かなかった一般の女性は、女性小説の読者層として当時の小説需要を高めるのに寄与したのであるから、その意味でも無視することはできないのである。

したがって、ここでは、ブロンテ文学の社会的背景を考察するために、19 世紀の一流、二流、三流の女性小説家輩出の諸条件を、彼女らを含む当時の女性一般の置かれた状況を背景幕として吟味検討したいと考える。ところで、1960 年以降、とくに 1968 年ごろに英米においてフェミニズム運動が再び活発化して以来、これまで忘れ去られていた女性作家の作品の掘りおこしと再解釈によって、女性作家のより正確で、系統だった文学史を樹立しようという関心が、心理学者や社会学者や社会史家および美術史家らによって女性の政治的・社会的・文化的経験を再構築しようとするより大きな学際的動き(女性学)の一端となっている(8)。前述のショーウォーターの『女性自身の文学』(*A Literature of Their Own*)もそういった動向の中に位置づけられよう。この書の巻末には、1800 年以降に生まれた、顕著な文学上の業績を遺したイギリス女性 203 名の伝記的スケッチ(以下「略伝」と示す)が列挙されている。それは、小説家だけでなく、詩人、児童文学作家、ジャーナリスト、フェミニズム文献の著者、短篇作家等をも含むものである。すべてのリストが完全ではないが、おおむね次のような情報を提供してくれる。すなわち、これら女性作家の、匿名使用の有無、専門領域、生没年、出生地、父親の職業(出身階層)、兄弟姉妹の有無、宗教、教育状況、健康状態、結婚歴、夫の職業、子供の数、第 1 作目の出版年とそのタイトル、である、さらに若干の場合には、旅行経験の有無、政治的活動等の関心事、作品中もっとも有名なもののタイトルが付加されている。本稿における女性小説家の分析は、主としてこれらのデータに依拠するものである。

一 ヴィクトリア時代の女性と小説

イギリスの19世紀の女性小説家をサブカルチュアとして一纏めに分析しようとする作業の有効性は、何よりも一世紀以上にわたる彼女たちの顕著な社会的均質性によって確認される。社会的出自のこの画一性は、イギリス19世紀の作家一般にあてはまることであろうが、女性の場合はより一層極端である。ショーウォーターの「略伝」だけではしかと断定できないが、「略伝」に基づく限り、ディケンズのような、絶望的な誕生と養育を受けた者は一人として見当たらなかった。女性小説家はほとんどがミドルクラスの家庭出身で、それもとくにアッパー・ミドルクラスの専門職業階層が多く、それに比較的少数の貴族・地主階級の娘たちであった。父親の職業の目立った例を若干挙げると、聖職者(圧倒的に多い)、弁護士、陸軍将校、地主(ジェントルマン)、内科医、実業家、製造業者、商人、それに教師、文筆家などである。女性小説家が既婚の場合、夫の職業も大体同様のものであった。かくして、ベンジヤミン・ディズレーリ(Benjamin Disraeli, 1804-81)の小説『シビル』(*Sybil*,1845)の副題に端を発して以来、あまりにも人口に膾炙してきた「二つの国民」(トゥー・ネイションズ)という、イギリス近代社会の階層分化を示す言葉は、女性小説家の分析においては考慮に入れなくてすみそうである。なぜならば、ミドルクラスの女性と下層労働者階級の娘との重大な文化的相違は、女性作家群の中では現われてこないからである。ここでまず、女性小説家と社会階層を共有する、ミドルクラス女性のヴィクトリア時代中葉における状況を概観しておきたい。

産業革命後の諸変化は、イギリスのミドルクラス女性の生活の諸条件を大幅に変えてしまった。すなわち、工業化以前に家庭で行われていた生産活動が次第に工場に移されて、経済的単位として家族の機能が減少したことによるものである。その反面、ヴィクトリア時代の「家族」は、精神的な自足の単位としての側面を強化していった。とりわけ上昇するミドルクラスは、家族および家庭の神聖さを非常に強調するようになった。家庭というものは、男性が外の実業生活の諸々の試練から生気を回復することのできる城であり、熾烈な競争場裏からの避難所であった。そして彼らの家庭には、上昇する経済力とリスペクタブルな社会的地位のシンボルとして、さまざまの有形無形の道具立てが揃えられた。たとえば、豪華な家屋敷、調度品、馬車といった物質的なもの、諸種の家事使用人や住み込み女家庭教師(ガヴァネス)といった人材、家庭で頻繁に催す午餐会や海外で過ごす休暇とか息子をパブリック・スクールからオックスブリッジへ遣る習慣といった生活様式などである。これらにお金を投下することは、文化的生存のための必要条件であり、社会的評価を得るために外部に誇示するという形で現われたので、「衒示的消費」(コンスピキュアス・コンサンプション)と称される。

このミドルクラスの家庭的理想を完結させるものが、女性の遊惰・無為という生活様式であった。上昇するミドルクラスの男性は、自己の階層の女性に、前世紀までは貴族社会のみの慣行であった有閑生活をまねるように奨励し、ひいては、「遊惰」(idleness)に威信と価値を付加せしめるにいたったのである。こうして、ミドルクラス女性の唯一の社会的役割は、出産という点はさておき、夫あるいは父親の社会的・経済的地位の生きた証となることであった。既婚女性は、家庭を取りしきり、使用人や子供たちを監督し、些細な慈善活動や教会での行事に加わったりしたが、とりわけ訪問客をもてなし、その家庭が当世風でお上品であることを対外的に誇示し、夫の面目をたてるように期待された。ちなみに、当時の小説読者大衆の中でミドルクラス女性が目立った存在となるが、

ある意味では有閑女性の小説読書も衒示的消費の一つの表われとして流行したとみてよい。リスペクタブルな階層の女性は、このようにして家族という社会単位の一部分である限りにおいてのみ、社会の中で機能し、そのことが彼女らの社会生活であり、しかも経済的支えであり、存在理由でもあった。かくして、一家の男性の社会的地位を誇示したために、女性の遊惰の慣行は拡がっていき、その結果、リスペクタブルな女性は、男性の係累に扶養されるべきもので、金銭のために働かないものであり、女性の有給雇用は不幸であり、恥辱であるとみなされるようになった。ジェントルウーマンの徳目は、貞節とたしなみと弱さであり、そこには勤勉や知性は含まれなかった。

以上が、当時のジェントルウーマンのステレオタイプ、「パーフェクト・レイディ」の姿である(9)。ところが、このような有閑女性と表裏一体不可分に結ばれていたもう一つのステレオタイプがある。それは「困窮化したジェントルウーマン」(distressed gentlewoman)である。表裏一体と述べたのは、「パーフェクト・レイディ」のイメージが、家族の地位の象徴(ステイタス・シンボル)として機能し、かつそれが女性像の価値規準社会的規範となっていたからこそ、それに適合し得ない諸現実に直面して「困窮化したジェントルウーマン」が創出されたからである。後者の女性を大量に生み出した諸条件を概略的に述べておこう。第一に、ヴィクトリア時代のイギリスでは、男性よりもはるかに女性の数が多かった。この男女の数的不均衡は、世紀中葉以降着実にそのギャップを深めていった。なかでもその不均衡の容易ならぬ局面は、20 歳と 30 歳の間のもっとも結婚しそうな年齢群における「余分の女性」(surplus women)の存在であった。その結果、専ら結婚という「職業」に向けて育てられたミドルクラス女性が、徐々に結婚を現実のものとする機会を失くしつつあった。第二に、当時のミドルクラスを取り囲む経済的状況は不安定なもので、専門職であれ実業であれ無数のアクシデントに左右されていた。頻発する銀行倒産はしばしば家族の破産を引き起こし、未婚女性が経済的に自立する必要性を生ぜしめたものの、以下に述べるように自立の道は困難を極め、彼女らを経済的困窮におとし入れた。夫の支えがなければ、ミドルクラスの父親やその他男性の係累が未婚女性を死ぬまで扶養し続けるという確かな保証はなかった。第三に、女子教育のレベルの低さが挙げられる。パーフェクト・レイディをその理想像とするミドルクラス女性の教育水準は、主として「嗜み」(アコムプリッシュメンツ)に強調を置いていたために、実際あまりにも低劣であったので、もしなんらかの教育改善がなされ得ないなら、職を必要とする女性に雇用の機会を拡大する見込みはほとんどなかった。第四には、女性の雇用の機会、それもミドルクラスにとって「リスペクタブル」とみなされるような雇用領域は極めて狭く、雇用条件も劣悪であった。ガヴァネスはその代表例である(11)。

以上、ヴィクトリア時代中葉のジェントルウーマンの二つのステレオタイプを示したが、19 世紀に輩出した女性小説家はどちらのタイプであろうか。ショーウォーターは、自活の手段として文筆業へ導かれた女性小説家を強調して、「父親や夫のお金で気ままに生活していたとは思われない」という。他方、「イギリスで女流作家が多く出ているのは、思うにかれらが、夫の庇護のもとに安定した生活と他にじゃまされない時間を確保できるからではないだろうか」(13)という全く正反対の見方もある。おそらくどちらのタイプも存したことであろう。ミドルクラスの女性たちの家庭生活での余暇の増大は、彼女たちを小説の主要な読者層にする一方、同時に彼女たちに小説を書く時間を与えた。何よりも小説は家庭で書くことができた。それに、ヴァージニア・ウルフもいうように、小説を書くことは他の芸術形態よりも、「割合に、精神の集中を必要としないから」共通の

居間でやれる作業であった(14)。また、嗜みに重点をおく低劣なものであったとはいえ、この階層における女子教育のそれなりの普及が、創造力のある女性に小説という文学形式を追求するだけの基礎を与えたことは確実であろう。有閑女性がすべて、男性の城である家庭の飾りもので、「作り笑いと気絶だけ」しているような、ステレオタイプの権化であったと考えるのは不自然であり、その中から、ヴィクトリア朝中期以降に現状に憤慨する多くのフェミニストが生まれたのと同様に、個人主義的に、文学を通して自己実現を志した女性も現れたにちがいない。他方、文筆業をキャリアとして追求し、生涯に相当数の作品を残した女性小説家は、自活を必要とした後者のタイプに属するであろう。シャーロット・ブロンテは、その生涯が如実に示すように、明らかに出版により生計の資を稼ごうとした「困窮化したジェントルウーマン」の例であった。したがって、ヴィクトリア時代のミドルクラス女性の生活の諸条件が渾然一体となって、19 世紀における女性小説家の輩出を準備したといえよう。以下の節では、これら女性小説家の抱えていた諸問題をみていきたい。

二 19 世紀の女性小説家の輩出と出自

19 世紀の男性作家と女性作家のキャリア・パターンで明瞭な相違を示している点が三つある。すなわち、教育、資産(生計の手段)、そして最初の作品を出版する年齢である。その相違は、ブロンテ姉妹らのようなパイオニア的女性作家の場合に、もっとも歴然たるものである。彼女らは、明らかに男性ライバルに比べて不利な立場に置かれていた。後の二点は次節に譲って、ここではとくに教育上の問題点について論ずることにする。

まず、男性作家が享受していた教育上の特権について述べておこう。1780 年から 1930 年までの 163 名の主要作家についてレイモンド・ウィリアムズ(Raymond Williams)が行なった研究によれば、男性作家の半分以上がいわゆる「オックスブリッジ」で教育を受け、また相当数がその他の大学に通っていたという(15)。また、アルティックによれば、男性作家のうち大学あるいは他の高等教育機関において教育を受けた者のパーセンテージは、1800-1835 年で 52.5%、1870-1900 年で 70.9%、1900-1935 年で 72.3%と上昇した。中等教育に関して見ても、男性作家はおおかた、カリキュラムの中心を古典語におくグラマー・スクールの教育を受け、しかもその半数は有名なパブリック・スクールのいずれかに入っていた(16)。女性作家の状況は明らかにこれとは非常に異なっていた。女性作家の学校教育についての確たるデータはないが、アルティックの調べた女性作家の約 20%がなんらかの学校教育を受けており、この数字は 19 世紀を通じてほぼ固定していた(17)。1870 年以後には、徐々に制度的に確立し始めた女子の高等教育の恩恵に浴した女性も出てくるが、その数はまだ取るに足らないものであった。大学教育を受けた女性の集団が文筆業の中に入ってくるのは、やっと 1900-1935 年の時期になってからである。そしてその時ですら、彼女らは女性作家全体の約 38%を構成しているにすぎなかった(18)。つまり、残る約 62%は家庭でか、あるいはなんらかの女子中等学校で教育を受けた女性なのである。女性作家における高等教育を受けた者とそうでない者とのこの比率は、男性作家の場合と比べると、ほぼまったく逆転したものである。こうして、女性作家は彼女らの属している階級ゆえにでなく、女性であるがゆえに教育の機会を剥奪されていた。ジョージ・エリオットの『フロス河畔の水車場』(*The Mill on the Floss*, 1860)で窺い知ら

れるように、ヴィクトリア時代の少女たちにとって、男兄弟が学校に入るために家を出て行くという経験は、自らの劣った地位に対する最初の痛ましい覚醒であったにちがいない。

当時の女子教育の目的は、男性に従属した生活に適した教育を女子に提供することにあり、その根底には長い間確立されてきた根深い偏見、すなわち女子は男子よりも知的修業の可能性が少なく、またその必要性も少ないという偏見、そしてとりわけ男性との関係や結婚の確率に関連づけていうなら、真摯な学識は実際にはむしろ不利なのだという偏見が横たわっていた。当時の女子教育が総体的に不備であるということは、世紀中葉の大勢の権威ある証人たちによって、最大限の自信をこめて陳述されており、表現は異なっていても、完全に一致していた。たとえば、1868 年のトーントン学校調査委員会の報告書は、次のように述べていた。すなわち「ミドルクラスの女子教育の現状について、われわれの眼前に提示された光景は、どの点から見ても好適でないということを否定し得ない。……不完全で土台となる原理をもたないこと、体系を欠き、外見だけの皮相なものであること、基礎に注意が払われていないこと、たしなみに割かれる時間が過大であり、しかもそれらが、知的に、あるいはなんらかの系統だった仕方で教えられてはいないこと、組織を欠いていること……概して、女子学校が、これらの点にかんがみて男子の学校より劣っているという証拠は明白である」(19)と。

また、1859 年にアンジェラ・バーデット・クーツ(Angela Burdett Coutts)が、ミドルクラスの娘たちを呼び寄せて貧民の間での初等学校教育に従事させる計画にとりかかったとき、彼女は、その仕事を志願した多数の女性のほぼ全員が必要な教育水準に達していないことを知ったということである(20)。ブロンテ姉妹の場合も、彼女らが、「(牧師として僅かな俸給しか得られない)父親から、自分たち三人全部の扶養でなくとも、少なくとも一人か二人の扶養の重荷を取り除かねばならぬ」と感じたとき、深刻に悩んだのは自らの教育状況についてであった。教えることが彼女らに開かれた唯一の職業であると思われたものの、村の牧師の娘が受けた教育では全く不適格で、フランス語の知識も乏しく、音楽に堪能でもなく、「自分の学識を増したい、少しでも現在以上のものになりたい」という渇望が、敢えてシャーロットをブリュッセルに赴かせたことは周知の事実である。

さらにまた、物書きになるだけの資質を有した女性にとって共通して抱かれていたのは、男子の受ける古典教育に対する羨望であった。なるほど男子の教育にもそれなりの不平不満はあったであろうが、ギリシア語ラテン語の勉強に 1 日数時間を当てることは、同じ時間を裁縫や刺繍に当てることよりは少なくともましなものと感じられた。たしかに、古典教育は、男性と女性を分かつ知的分断線であった(21)。知的な女性は、ギリシア語ラテン語を学びさえすれば、男性の享受する能力と知識の世界が自分たちにも開かれるであろうというあわれなほどの信念をもって、古典語の習得にほとんど独学で立ち向かった。1880 年ごろまでの時期の女性の小説は、男性の確立した教育水準に近づこうとする女性の集中的な努力ぶりを反映している。すなわち、女性小説の中の覇気に満ちた女主人公は往々にして古典語の習得を彼女らの真理探求過程における最初の目標としていた。たとえば、『フロス河畔の水車場』のマギー・タリヴァーがしかり、『ミドルマーチ』(Middlemarch, 1871-1872)のドロシア・カソーボンがしかりである。ドロシアには、「男性に限られたこの知識の分野は、真理のすべてを他のどこから見るよりもより真実な相において、とらえ得る立脚点である、と思われた」(22)のである。

19 世紀の末に、主としてフェミニズムがおし進めた女子教育改革による高等教育の恩

恵を受けた世代の女性がどっと小説を書くようになるまで、ブロンテらパイオニア世代の女性小説家が、ほとんど独学に近い形で男性作家の学問水準に近づこうとしたその知的自己訓練は目覚ましいものであった。たとえば、エリザベス・バレット・ブラウニング(Elizabeth Barrett Browning, 1806-1861)は15歳で病身になったが、次の10年間をドイツ語、スペイン語、ヘブライ語の習得に費やした(23)。また、ジョージ・エリオットは、ナニートン(Nuneaton)で妻を亡くした父親の世話をしながら、ドイツ語、イタリア語、ラテン語を勉強し、神学、歴史、小説、詩、科学を読み耽った。のちに彼女が、G・H・ルイスとの「結婚」を告白したために、ディナーなどに招待されることがなかった社会的追放の時期も、彼女はノスタルジアや自己憐憫のうちに時を浪費するよりもむしろ学問のために用いるという羨ましい能力を示した。その時期に彼女は、ギリシア語で『イーリアス』、『オデュッセイア』、『アイアス』、『オイディプス』、『エレクトラ』、『フィロクテテス』、アイスキュロス三部作、さらにラテン語で、ホラティウス、ヴェルギリウス、キケロ、ペルシウス、リヴィウス、タキトゥス、プラウトゥス、クィンティリアン、プリニウスを読破した、といわれる(24)。また、イライザ・リン・リントン(Eliza Lynn Linton, 1822-1898)は、古典語の独習がうまくゆかず、知的喪失感に悩まされたが、文筆をキャリアとして追求するために、家を離れロンドンに出たとき、彼女は、「私の大作の資料収集のため、また、あらゆる種類の未知の領域に進入するために、毎日大英博物館で読書に没頭した」のである(25)。

このような不撓不屈の自己錬磨には、ギリシア語ラテン語の学識を誇張し、ペダンティックになる危険性が内包されていた。これは、初期の女性小説家が、男性の樹立していた文化・教養に対してあまりにも圧服されていたがためである。また、このように、女性小説家が、無知・無学という女性への告発に対する個人的弁護として、厳格な知的能力の修練に没頭すると同時に、彼女らは、それほど才能のない同性姉妹に対してひどく厳格な態度を示し、そういった「愚かな」女性を自らのプロフェッションからおしなべて閉め出しておこうとする狭量さを示すことにもなった(26)。この種の狭量さは、あらゆる領域のパイオニア世代によくありがちなことであるが、彼女らは、女性であることのハンディキャップに訴えて、世の厳しい批判を避けるようなことをして自分たちのレベルを低めることなど断じてやりたくなかったからである。勤勉さ、文学・出版に対する真剣な責任感、作家芸術の神聖さの認識、それらの高い水準を志向したことが、とりわけ同性への厳しい批判的態度となって現われたのである。そこには、ステレオタイプとはかなり違った女性の姿を見ることができよう。ともあれ、男性と女性の教育上の相違・不平等は、ヴァージニア・ウルフの『私だけの部屋』の中にもなお反響しているように、19世紀を通じて女性小説家の苦悩の源として残っていたのである。

三 生計の手段としての小説生産

19世紀の女性作家に特徴的な点のひとつは、既に述べたようにその膨大な生産性にある。たとえば、フランシス・トロロプ(Frances Trollope, 1780-1863)は生涯に百以上の小説を書き、キャサリン・ゴア(Catherine Gore, 1799-1861)は10年間に24篇を著した(27)。この理由は、文筆業に対する女性作家のかかわりのあり方に求めることができる。すなわち、彼女らは、男性作家に比して、それ以外の生計の手段をほとんどもたなかったか

らである。プロフェッショナルな、つまり文筆業だけで自立した作家の比率は世紀を通じて徐々に増加していたけれども、ほとんどの男性作家は、他の職業、他の収入源をもっていた。多くの場合、男性作家は何らかの専門職に向けての訓練を受けていたが、文学上の成功によってその専門職には実際に就かなくてもよくなったのである。この点が女性の場合と大きく異なる点であった。ミドルクラスの女性にとっては、19 世紀中葉において、文筆業以外の職業の選択肢は極めて限られていた。ガヴァネスを含む教育職以外の彼女らの仕事口といえば、せいぜい出版関連業務、すなわち校正係とか原稿校訂者ぐらいであった。

無論、数的に正確に把握できないが、父親や夫の資産で有閑生活をしながら、裕福な状況で小説を書いた女性作家もいるにはいたが、実際、自分たちの生活自体が自らの稼ぎに依拠しているだけでなく、家族の扶養の義務をも担っていた女性作家のケースがかなり多かったように思われる。とくに、未婚女性はますます自活の手段として小説執筆へ向かうようになった。ショーウォーターの「略伝」に拠れば、1800-1900 年の間に生まれた女性作家のうち約半分が未婚であった。また、多くの場合、かなり晩婚であった。つまり、シャーロット・ブロンテの場合もそうであるが、彼女らがプロフェッショナルな名声をうちたて、自らの本でかなりの収入を稼ぐようになったのちに結婚した。既婚の女性作家の場合も、しばしば、夫の経済上の不運、病気あるいは死亡によって文筆業へと誘導されたのである。そのような経済上の必要性は、あまりにも性急な小説生産という結果をきたしがちであった。たとえば、マーガレット・オリファントは、破産との終りなき闘いの中で、わが子のみならず甥たちの唯一の扶養者として、一連の出版業者に生涯束縛されて過ごしたのである。彼女は、まだ書き始めていない本の構想を売ったり、書きたくもない本(一連の旅行の本とか伝記・教科書のたぐい)をただ収入目当てに書きまくったりした。彼女が出版社に前払いを懇願した手紙の類が大英博物館に残っている(28)。ヴァージニア・ウルフから見れば、このような状況は、彼女の芸術の貧困ぶりを説明するものであった。ウルフは、痛烈に次のように評している。「オリファント夫人は、生計の資を稼ぎ、子供たちに教育を与えるために、自らの素晴しい頭脳を売ったのであり、彼女の教養を身売りし、彼女の知的自由を隷従せしめたのである」(29)と。また、マーガレット・ガティ(Margaret Gatty, 1807-1873)の場合も、自らのペンによる収入で、自分の衣服や家具のためには一切費すことなく、四人の息子をそれぞれイートン、ウィンチェスター、マールボロ、それにチャーターハウスといった有名パブリック・スクールへと送り出したのである(30)。また、エリザベス・ギャスケルやフランシス・トロロプも執筆の収入で一時期家族の生計を支えていた(31)。

このように、多くの女性小説家が自らの生計を立てただけでなく、家族を養い、さらにはオリファント夫人やガティ夫人のように、この職業を通じて、息子たちをお金のかかるイートン校などへ送り出すことができたということは重要なことである。小説を書くことは、性別にかかわらず、成功した者に実質的な金銭的報酬を約束したことは事実である。その点では、小説出版においては、男女平等がある程度保証されていたといっていいかもしれない。早くも 1857 年にある批評家は次のように述べていた。すなわち、「文学は、女性をその栄誉と利益へのあらゆる参与から排除することのない唯一のプロフェッションである。ここにおいては女性に対して何の不正もなされない。道は開かれており、競走はフェアである。女性がより速く走りさえすれば、彼女はその競走に勝つのである」(32)と。なるほど、当時の女性観や女性の有給雇用への偏見が支配的であった時

代に、ミドルクラスの女性が、自らの収入で自活する必要性というものが一般に受け入れられるには相当長い道のりがあった。しかし、現実に自活せざるを得ない女性が多数存在し、幾人かの女性作家が顕著な商業上の成功を収めたという事実が、それら自活を余儀なくされたミドルクラス女性に小説を書くように奨励したものと思われる。

ここで、文筆による収入を、何ら職業に備えて訓練されていなかったミドルクラス女性の実質上唯一の職業であったガヴァネスの俸給と比較してみよう。ガヴァネスの場合、雇用先の家庭によってかなりの相違があるが、住み込みだから住居と賄付きの上に、年収20-45ポンドぐらいが平均的収入であった。たとえば、シャーロット・ブロンテは、「私の給料は、名目上は年20ポンドですが、実際は16ポンドばかりで、洗濯の費用はそこから差し引かれる」と語った(33)。それでは、小説出版で得られる収入はどうか。おそらく、無名の著者による平凡な小説一つですら、その版権の価格はガヴァネスの1年の給料に等しかった。平均的な3巻本(トリプル・デッカー)の版権は100ポンドで売れた。また、女性作家は一つの小説を書くのにほとんど1年を費すとしても、ひとたびその小説が本として出版されたら、彼女らは、往々にしてジャーナリズムからかなりの仕事を得ることができた。ヴィクトリア時代に始まる各種のレヴュー誌は、その欄の多くを女性に開いていた。イライザ・リン・リントンは1849年から1851年まで『モーニング・クロニクル』(*The Morning Chronicle*)のために仕事をし、週に1ギニー支払われた。1851年にギャスケル夫人は『クリティック』(*The Critic*)の1コラムにつき7シリングを得た。1901年ごろには、『タイムズ』(*The Times*)紙は1コラムにつき5ポンドを提供し、同じころほとんどの新聞、雑誌も1コラムに1ギニーは支払っていた(34)。

小説出版がもたらす所得の典型的なレベルをもう少し例示してみよう。アドライン・サージャント(Adeline Sergeant, 1851-1904)は、約75の小説を書き、そのいずれもベストセラーにならなかったが、平均して1冊につき約百ポンドを得て、大体年に5冊ぐらいは生産したようである。1902年の彼女の最良の年には、1,500ポンドを稼いだという(35)。また、ジェッシー・フォザジル(Jessie Fothergill, 1851-1891)は、1877年に第一作目の版権をわずか40ポンドで売ったが、その売れ行きは良好で、その後の彼女の出版契約は、版権売買価格を200、250、300、500、600ポンドと常に相当額を増加させたのである(36)。19世紀の出版システムは、筆者には不明な点が多いが、通常は貸出図書館向けの3巻本の小説の版権を無条件で出版社に売り渡す契約であった。その際、版権価格の大きさが、作家の評判と出版業者による売れ行きの算定にかかっていたことはいうまでもない。もし作家が評判のよい良心的な出版業者のもとで仕事をしたなら、当然にみいりも良かったし、ベストセラーを一度出せば、その後に続く作品について高い版権価格を思いのままにすることができたのである。

しかしながら、著作権の売買が、作家を出版業者の善意に依存した状態に置いたのは事実であり、女性作家はしばしば「哀願者」の役割を演じなければならず、また、その取引においてある程度のタフな性格をも要求された(37)。要するに、文筆業をキャリアとして追求する過程は、不可避的に女性の実務手腕を発達させ、自らの「権利」を要求させるに至った、ということは十分に予想できることである。世の中に投げ出されれば、生活のために自ら泳いで行かねばならないのはいうまでもないことである。先に、女性作家と男性作家の相違点の一つに、第一作目の出版年齢を挙げたが、かなりの女性小説家が、中年になるまで自らのキャリアに入る決意を引延ばしたのは、こういった実務上の問題の煩わしさに当時のミドルクラス女性が全く不慣れであったことと無関係ではない

だろう。ショーウォーターの「略伝」によって、第一作目の出版年のわかっている女性作家総数のうち、30 歳までに第一作目を出版した人の比率を示しておこう。誕生年によって 19 世紀を四分すると、第一世代(誕生年 1800-1825 年)は 39%、第二世代は 61%、第三世代はなぜか後退して 46%、第四世代は 70%と推移している。他方、男性の場合は、19 世紀を通じて、ほとんど 20 代半ばで、多くは 10 代の大学在学中に最初の出版を達成し、彼らのキャリアを踏み出していた(38)。このように、ヴィクトリア時代の女性にとって、自らの人生に何をなすべきかを発見し、キャリアに入るということは、明らかに男性よりもはるかに困難で、より時間のかかるプロセスであったといえよう。文学に対する早熟の才能を私的な日記や書簡の中で発揮していたとしても、3 巻本の小説への跳躍は、当時の女性にとって、まさに意識の飛躍を意味したのである。

四 女性小説家の匿名使用の慣行

先に、女性の読書行為が一種の衒示的消費として流行したと述べたが、それでは、女性が小説を書くこと、またその出版によって収入を得ることは、当時の女性観や女性の有給雇用への偏見の支配する社会において、どのように受けとめられたのであろうか。この問題を解明する手がかりとなるのは、19 世紀イギリスの女作小説家の匿名使用の慣行である。これは、現在のわが国でもよくあるように、単に作家がペンネームを用いるのと類似の現象として簡単に看過ごすことのできないものである。まず、19 世紀のイギリスの女性作家の匿名使用の実態を見ておこう。

ヴィクトリア時代の女性作家は、何らかの仮名を使用することによって自らのアイデンティティを匿しただけでなく、男性名を用いた例が圧倒的に多い。中性的な仮名を使用したブロンテ姉妹の例はさておき、メアリ・アン・エヴァンズの仮名はあまりにも有名であるが、その後に何十人もの女性作家が同じ轍を踏んだということは、それほど知られていない。煩雑になるので、ごく一部だけ例示すると：

Holme Lee	──	Harriet Parr (1828-1900)
Ennis Graham	──	Mary Molesworth (1839-1921)
Allen Raine	──	Anne Puddicombe (1836-1915)
Ross Neil	──	Isabella Harwood (1840-1888)
Lanoe Falconer	──	Mary E. Hawker (1848-1908)
Claude Lake	──	Mathilde Blind (1851-1896)
Lucas Malet	──	Mary Kingsley (1852-1931)
John Strange Winter	──	Henrietta Stannard (1856-1911)
Vernon Lee	──	Violet Paget (1856-1935)
Martin Ross	──	Violet Martin (1862-1915)

といった具合である。また、19 世紀末ごろに多かったのは、男女どちらでも通用する中性的な名前の使用とか、ファースト・ネームをイニシャルにして性別を不明にしてしまう方法である。ちなみに、アメリカ合衆国の場合は、男性名はごく稀で、グレイス・グリーンウッドとかファニー・フォレスターといった牧歌的名前の使用が目立つようである。イギリスにおける女性作家の男性名使用の習慣は、ヴィクトリア時代の最後の世代とともにすたれてしまった。したがって、主として男性名の匿名の使用慣行は、特殊イ

ギリス的な、それもヴィクトリア時代プロパーの現象であったといえよう。

それでは、この女性作家による匿名(とくに男性名)の使用はどのような意味を含んでいたのであろうか。第一義的には、これは、批評家から真面目な取扱いを受けるための便法であったといえる。当時の女性作家自身が、「女性作家」というものは偏見をもって見られがちである、という漠とした印象をもっていた。また、出版社のほうで、読者に男性の作品と思わせたほうが販売面で成功を得るだろうと考えて、女性作家に男性名を勧めたという場合もある(39)。

さらに、ヴァージニア・ウルフは『私だけの部屋』の中で、「女性が世間に名を売ることは忌むべきことである、という因襲に敬意を表した」と述べている(40)。たしかに、女性が小説を書き、それによって収入を得るということは、前述の「パーフェクト・レイディ」というあるべき女性の規範に矛盾するものであった。そこから、創作意欲に燃えた女性に対して、その意欲を挫くべく、さまざまの制約・束縛・偏見が生じてきたのである。たとえば、シャーロット・ブロンテは、1837 年に桂冠詩人のロバート・サウジー(Robert Southey, 1774-1843)に手紙を書き、彼女のキャリアを追求することへの忠告を求めたとき、サウジーは、彼女に詩人への夢を捨てるように、「文学は女性の一生の仕事になり得ませんし、またそうなってはいけません」と助言した。このような言葉は、彼女には死の宣告の如きものであったろうが、それでも彼女は、彼女の想像力を押さえ、天賦の才能を隠そうと胸のはりさけるような努力をしたのである(41)。また、匿名は、世間一般の反対のみならず、女性作家自身の家族・親戚の反発から身を護るものでもあった。女性が書くことに対する身近なサークルからの反対の例は枚挙にいとまがない。たとえば、ハリエット・マーティノーの『自叙伝』でも語られている(42)し、また、女性が本を著わすことが「利己的」野心とみなされることへの防御策として、シャーロット・ヤング(Charlotte Yonge, 1823-1901)はその収入を受けとらなかったり、アリス・キング(Alice King, 1839-1894)はその収入を父親の教会のステンドグラス購入に当てたり、ジュリアナ・ユーイング(Juliana Ewing, 1841-1885)はそのお金を、夫のためのピアノに変えてしまうなど、さまざまの策を弄した(43)。また、19 世紀の厳格な福音主義的サークルの中では、すべての虚構の文学に対して懐疑の念が示され、想像力をめぐらすこと、白昼夢に耽けることを一種の「罪」として子供、とくに女子に禁じるような風潮もあり、既述したように、女性作家の相当数が牧師の娘や姉妹や妻であったことから推測して、女性作家がとくにこのような考え方に敏感だったということも考えられる(44)。

しかしながら、経済上の危機は、女性を、小説を書くことに対するさまざまの原因に由来するうしろめたさの重荷から幾分解放し、彼女らの仕事を正当化し、出版に向けて一歩を踏み出させることができた。このことが、押さえつけられていた女性のエネルギーを解き放つために、必要だったメカニズムである。生計のために文筆業に入ることは、一家のための自己犠牲的行為であり、キャリア追求の口実になっただけでなく、書くことの「利己的」な性質を変じて、「真に女らしい仕事」(つまり他者のために働くということ)へと転じさせたのである。だが、文筆業は、ミドルクラスの女性にとって、とりわけ「困窮化したジェントルウーマン」にとって、ガヴァネス職と同様、社会的地位の喪失を意味せずに収入を得る手段であったとしても、彼女らが全面的な社会的承認を獲得したとはいいがたい。ましてや、女性小説家一般に男性作家と同様の社会的威信が与えられたとはいえない。そういった状況を、19 世紀のイギリスにおいて女性小説家の多くが、男性名の匿名を用いたことの背後に読みとらねばならないのである。

註

(1) G·K·チェスタトン『ヴィクトリア朝の英文学』(安西徹雄訳、春秋社、1979年)84-88頁。
(2) "The Lady Novelists of Great Britain," *The Gentleman's Magazine*, XL(1853), p. 18.
(3) Robert A. Colby, *Fiction with a Purpose: Major and Minor Nineteenth-Century Novels* (Bloomington : Indiana U. P., 1967), p. 4.
(4) Elaine Showalter, *A Literature of Their Own: British Women Novelists from Brontë to Lessing* (Princeton: Princeton U. P., 1977), p. 38.
(5) Richard Altick, "The Sociology of Authorship: The Social Origins, Education and Occupation of 1,100 British Writers 1800-1935", *New York Public Library Bulletin*, LXVI (1962), p. 392.
(6) Showalter, *op.cit.*, p. 40.
(7) ヴァージニア・ウルフ『評論』(朱牟田房子訳、みすず書房、1976年)、192頁。
(8) Cf. Patricia Otto Klaus, "Women in the Mirror : Using Novels to Study Victorian Women," Barbara Kanner, ed., *The Women of England from Anglo-Saxon Times to the Present: Interpretive Bibliographical Essays* (Hamden, Conn.: Archon, 1979), pp. 296-344.
(9) Cf. Martha Vicinus, "The Perfect Victorian Lady", M. Vicinus, ed., *Suffer and Be Still: Women in the Victorian Age* (Bloomington: Indiana U.P., 1972), pp. vii-xv; J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England* (New York: Schocken, 1964)(拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち』創文社、1980年)、第5、6章。
(10) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ── ガヴァネスの問題をめぐって」(『史林』第56巻、第2号、1973年)、89-90頁[本論 第一部 第一章 一(二)]を参照のこと。
(11) ガヴァネス職の問題については、前掲論文および拙稿「イギリス・フェミニズムの背景 ── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題」(『思想』第601号、1974年)[本論 第一部 第二章]を参照のこと。
(12) Showalter, *op.cit.*, p. 47.
(13) 清水一嘉『作家への道 ── イギリスの小説出版』(日本エディタースクール出版部、1980年)、29頁。
(14) ヴァージニア・ウルフ『私だけの部屋 ── 女性と文学』(西川正身・安藤一郎訳、新潮社、1964年)、96頁。
(15) Raymond Williams, *The Long Revolution* (London: Chatto and Windus, 1961), pp. 260-263.
(16) *Ibid.*, p. 41.
(17) *Ibid.*, p. 41.
(18) *Ibid.*, p. 41.
(19) Josephine Kamm, *Hope Deferred: Girls' Education in English History* (London: Methuen, 1965), p. 211.
(20) Asher Tropp, *The School Teachers: The Growth of the Teaching Profession in England and Wales from 1800 to the Present Day* (1957; rpt. Westport, Conn.: Greenwood Pr., 1977), pp. 23-24.
(21) Showalter, *op.cit.*, p. 42.
(22) ジョージ・エリオット『ミドルマーチ』(工藤好美・淀川郁子訳、講談社、1975年) I、74頁。
(23) Showalter, *op.cit.*, p. 43.
(24) Gordon S. Haight, *George Eliot: A Biography* (London: Oxford U. P., 1968), p. 195.
(25) Showalter, *op.cit.*, p. 44. Cf. Herbert von Thal, *Eliza Lynn Linton: The Girl of the Period* (London: George Allen & Unwin, 1979), pp. 20-2.
(26) George Eliot, "Silly Novels by Lady Novelists," *Westminster Review*, LXVI(1856)はその一例である。
(27) Klaus, *op.cit.*, p. 298.
(28) Showalter, *op.cit.*, p. 47. また、オリファント夫人の生活との闘いについては Katharine Moore, *Victorian Wives* (London: Allison and Busby, 1974), pp. 72-80 を参照。
(29) Virginia Woolf, *Three Guineas* (London Hogarth Press, 1968), p. 166.
(30) Showalter, *op.cit.*, p. 48.
(31) Klaus, *op.cit.*, p. 305.トロロプについては、Moore, *op.cit.*, pp. 57-72.も参照のこと。
(32) J. M. Kaye, "The Employment of Women," *North British Review*, XXVI(1857), p. 177. (quoted in Showalter, *op.cit.*, p. 48.)

(33) Elizabeth C. Gaskell, *The Life of Charlotte Brontë*, 1857; Everyman's Library (London: J. M. Dent & Sons, 1966), p. 135.
(34) Showalter, *op.cit.*, pp. 48-9.
(35) *Ibid.*, p. 49.
(36) *Ibid.*, pp. 49-50. また、キャサリン・ゴアは、彼女の小説で2万ポンド以上稼いだし、フランシス・H・バーネットは一つの小説で3,750ポンドを受けとったという。Klaus, *op.cit.*, p. 305.
(37) 女性作家と出版社との関係については、ダイナ・ミューロック・クレイクの例が示唆に富む。Showalter, *op.cit.*, pp. 50-52; Elaine Showalter, "Dinah Mulock Craik and the Tactics of Sentiment: A Case Study in Victorian Female Authorship," *Feminist Studies*, V. 2, n. 2/3 (1975), p. l0.
(38) Showalter, *Literature*, p. 53.
(39) *Ibid.*, p. 59.
(40) ウルフ『私だけの部屋』73頁。
(41) Gaskell, *op.cit.*, pp. 102-106.
(42) Harriet Martineau, *Autobiography*, ed. Maria Weston Chapman, 3rd edition (London: Smith, Elder & Co., 1877), pp. 100-101.
(43) Showalter, *op.cit.*, p. 57.
(44) *Ibid.*, p. 54.

第二章 ヴィクトリア後期及びエドワード期の家族史の一考察 ── 中流家庭の女子教育をめぐって

はじめに

家族史と女性史は、出版物の数で見る限り、国内・国外を問わずいまや空前の盛況である。しかしながら、現実の家族と女性は極めて密接な関係にあったにもかかわらず、家族史研究と女性史研究とはほとんど無関係に発展してきたといってよい。家族史研究の主たる対象は戸主=世帯主すなわちほとんどの場合父親であり、女性が中心となることは稀であった。また、伝統的な欧米の女性史研究は、女性解放運動(フェミニズム)とその担い手としてのエリート女性に焦点を当てており、人生の大半を家庭の中で過ごしてきた圧倒的多数の普通の女性をとかく無視しがちであった。

しかし、最近十数年の両研究分野の新しい動向は、家族史と女性史の相互の接近を顕著に示しており、接近からさらに進んで両者の統合の可能性を示唆しているように思われる。とくに工業化以後を扱うイギリス家族史研究の最近の重要文献はそのまま女性史研究の成果といってよい(1)。

たしかに、家族における女性の地位は、性差別の本質とその根拠に関する近年のフェミニスト的分析の中心的問題であった。19 世紀のフェミニストたちが主として女性が公的な領域に進出することに対する障壁を取り除くことに精力を集中していたのに対して、最近のフェミニスト的分析は、ドメスティックな世界における不平等が公的な領域での不平等の基礎になっていることを強調している(2)。

19 世紀イギリスのフェミニストたちはほとんど、家庭と子供に対する女性の責任を当然のものと容認していたし、女性は仕事と、結婚及び母親となることのいずれかを選択しなければならないと信じていた。女性のための雇用の機会の拡大を要求するフェミニズムも、ヴィクトリア中期の「余分の女性」、つまり不幸にしてシングルにとどまった女性を救済する動きであった(3)。フェミニストの要求は、公的世界における男性と同じ条件での男女平等であり、母親である既婚女性のための特別な配慮や保護や条件、また男性が家庭の中で育児や家事労働を分担するというような提案は全くなかった。公的活動を追求することを敢えて決心した例外的な女性も、女性の役割を家庭の中に定める「家庭性」(ドメスティシティ)のイデオロギーに束縛され、このような社会的規範を公然と斥けることはまずなかった。たとえば、ジョゼフィーヌ・バトラーは、性病諸法と道徳の二重基準に対する彼女の闘いを家庭生活の神聖さという名のもとに闘った。また、ミリスント・ガレット・フォーセットが婦人参政権を要求して闘ったのは、女性に「炉辺」すなわち家庭を棄てさせるためではなく、むしろ母親の声を国家的レヴェルで代表させるためであった。それゆえに、イギリスの婦人参政権運動のような今もって研究の盛んな、女性史の伝統的テーマも、その運動のベースにあった家族・家庭における女性の地位についての最近の分析によって生み出された新しい洞察と理解を取り込まなければ、運動の全体像の構築は望み得ないと思われるのである。

ところで、選挙権に関するフェミニストの議論などは幾多の資料が残っているのに対して、結婚・家族といった個人生活に関する一般の女性自身の見解を伝えてくれる資料は相対的に数少なく、史料的価値にも多くの問題がある。このことに留意しながら、本稿では、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてのイギリス中流階級の家族・家庭におけ

る女性の諸経験を、とくに母娘関係に重点をおきながら復元してみたいと考える。より具体的にいうなら、少女が成長してゆく過程で家族の中で「女らしさ」(フェミニニティ)をいかに修得していったか、女子の「社会化(ソーシャリゼーション)」(個人が社会的期待や規範に従属させられるという意味での)がどのようにおこなわれたのか、そのとき母親と娘の関係はどのようなものであったか。これらの考察を通して、ヴィクトリア後期からエドワード期にかけてのイギリス中流階級女性に課せられた「家庭性」のイデオロギーの強靭さを確かめたい。

一 ヴィクトリア後期及びエドワード期の中流階級の家族と家庭生活

1870 年頃から 1920 年代にいたる時期の中流家庭の社会的地位は、第一義的には主として「家長」のステイタスによって判断された。そしてその家長のステイタスを決定するのは、彼の階層(ランク)、職業それに定収入の額であった。しかしながら、家族の社会的地位の第二義的ではあるが極めて重要な決定要素は、その家族の生活様式であった。この点では、その家族の妻(女主人)のあり方、彼女の価値観、知恵、嗜好それに自らの家庭を取り仕切る手腕等が極めて重要であった。中流階級の中にはさまざまな階層が含まれるが、収入のレヴェルや「ミドルクラス性」の度合がどうであれ、生活様式や家庭内のルーティーンに相当程度責任をもつのはその家庭の妻の役割であった。夫の資力に見合った支出・消費のレヴェルを監視し、その家族の「リスペクタビリティ」の水準を隣人のみならず世間一般の人びとにまで誇示するようなやり方で家庭生活を組織するのが既婚女性の務めであった。

中流階級の上層部分では、家庭生活の正しい秩序に関する目覚しいほどに一貫した一連の規則が作り上げられた。これらの規則は社会一般の正しい秩序についてのブルジョワ的イデオロギーを反映すると同時にそれを強化するものであった。具体的な個々の細則の背後にある根本的な総則は、男性と女性、中流階級と労働者階級、年長者と若年者の間に適切な距離と関係が維持されるべきということであった。このようなジェンダー、階級、年齢に基礎を置いた秩序に物理的・空間的な表現を与え得る充分大きな裕福な住居は、上層部分に限られていたから、ヴィクトリア期の中流階級の約4分の3は、理想と現実のギャップが生ぜしめる絶えざる緊張に悩みながら何とかして基本原則を固守せんと努めていたのである。このような緊張はおそらく男性よりも女性に一層関わったであろう。前述したように、文化的な家庭環境を作り出す責任を有するとみなされたのは女性たちだったからである(4)。

性別に基づく分離の一番顕著なあらわれは、男女の性別役割分業であった。既婚女性が有給雇用に就かないことが中流階級の「リスペクタビリティ」の品質証明の重要なひとつであった。妻と娘の経済的依存と「遊惰な(アイドゥル)」生活様式は、稼ぎ手である男性の社会的地位と経済力を世間に誇示することになった。家庭という私的な領域に女性を隔離することは、家庭での男性の安楽を保証すると同時に女性を公的世界の競争と汚濁から保護することでもあった。しかしながら、大多数の低所得の中流階級の妻たちは、ただ一人の家事使用人、すなわち一人で何でもやる雑働き女中の助けを借りて、家事の雑用の相当部分を自ら履行しなければならないという現実でありながら、有閑女性の理想に適した生き方をしようと奮闘していたのである(5)。このような矛盾は、当時の中流

階級のイデオロギーの粘り強さを示すものであろう。

上層中流階級の理想的な設備の整った家屋敷の構造は、ジェンダー、階級、年齢に基づく分離を明確に考慮に入れていた。家事使用人が昼間働く場所は「階段の下(ビロウ・ステアズ)」、すなわち地下室で、彼らの夜間の寝所は通常屋根裏部屋であり、さらには使用人専用の「裏階段」や出入口によって階級間の距離が維持された。もっとも、中流の下層のより小さな家では、構造上、家事労働の現実を家族員の目から隠すことなど不可能であったが、それでもなお何らかの形で階級間の壁を維持せんと努めた。むしろ下層に下るほどより熱心に彼ら自身と家事使用人との距離の目に見える形での維持に腐心していたといえよう(6)。

また、ジェンダー間の距離は、男性と女性のための別個の空間の維持で明確に示された。書庫、書斎、ビリアード室、喫煙室、銃器室、これらは専ら男性が使用する「サンクチュアリ」であった。女性の専用テリトリーは「ブードワー」(居間兼寝室)と化粧室等であり、また客間は通常女性の居場所とみなされた。このような男女の分離及び長幼の序は、多数の家事使用人のいる裕福な家庭では、「階段の下」の世界の編成にも反映されていた(7)。

さらに、大人と子供の分離が家屋の構造においてもまた現実の日常生活面にも明白にあらわれていた。理想的な場合には、育児室、子供部屋、勉強部屋は、家屋の最上階に置かれていた。乳母や子守り女中、ガヴァネス(家庭教師)を雇う余裕のあった家庭では、両親と子供の関係はひどく堅苦しく、「子供のころほとんど両親に会わなかった」ほどに幼い子供たちは大人とは分離された別世界に住んでいた(8)。大人と子供の関係の堅苦しさは貴族社会の特例と想像されるかもしれないが、1870 年代にハーフォードシアで育った陸軍省の長官の娘、リリアン・フェイスフルの回想によれば、中流家庭の子供たちも程度の差はあれ似通ったルーティーンを経験したものと考えられよう。すなわち、「私たちが定められた時以外に両親の部屋に侵入するなどということは夢にも考えられなかった。私たちが食堂に顔を出すのは朝食のあとのつかの間だけであった。また 6 時にのみ、私たちの両親は 1 時間私たちのものになり、『小さき者たち』の相手をしてくれるのであった」(9)と。子供たちが階下に降りて親に会うためには、汚れた手を洗い、乱れた髪を直さねばならないといった半ば儀式化した日課は、幼い子供たちの中に大人への畏敬を徐々に教え込んだことであろう。

このように階級、性別、年齢に基づく秩序を尊重する半ば定式化された家庭の日常生活の中で成長してゆく過程で、子供たち、とくに女子が日々どのようなことを学んでいったかを次節で見ることにしよう。

二 中流家庭の女子の「教育」

19 世紀のイギリスにおける女子教育の改革や発展については同時代の一次史料が多数残存しているし、また二次的研究文献も多産である。さらに当時の政府の調査委員会の報告書なども女子教育の実態を明示してくれる。とくにイギリス・フェミニズムの準機関誌『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(1866-1910)は毎号常設のコラムで、各方面における女子教育改革の動きを綿密に報道し、女性に対して実施された各種試験の合格者の名前や女子学生の学位取得などを記録している(10)。しかしながら、それらはい

ずれも当時の平均的な女性自身の実経験を浮き彫りにしてくれるものではない。フェミニズムの洗礼を受けた開明的なものは例外として、当時の一般の女子教育が有閑女性としてのジェントルウーマンの理想を教え込むことに重点があったことはいうまでもない。

ところで、女子に関しては学校教育(正規のスクーリング)よりも、家庭における広い意味での「教育」、すなわち「社会化」のプロセスのほうが重視されねばならない。ほとんどあらゆる時代、あらゆる社会を通じて家族・家庭は「社会化」の第一の、もっとも有力な媒体である。とりわけ女子の社会化における家族の役割は、ヴィクトリア後期及びエドワード期においては今日よりもはるかに重要であった。そして家庭における女子の教育において、女らしい振舞いの最初のモデルを提示することによって重要な役割を果したのは、まちがいなく母親であった。

本節の主要目的は、当該時期の中流階級の家族・家庭の中における成長期の少女の実経験を熟視し、彼女たちが、「女らしさ」を会得してゆくプロセス、なかんずく男性の領分ーパブリック、女性の領分ープライベートと明確な境界を画定する性別役割分業観を全く「自然」で「あたりまえのこと」として受け入れさせられた「社会化」のプロセスを明らかにすることにある。

(一) 性別役割分業観の体得

中流家庭の少女が学ぶ最初のもっとも重要な教訓は、家庭が稼ぎ手である男性のニーズを中心に編成されていて、全てのルーティーンが彼のまわりで回転しているということであった(11)。ヴィクトリア後期の中流階級の社会は、非常に明白な労働の性別分業を発展させてきた。男性は職業人で、家族を扶養するために家庭の外に出かけて行った。その妻は家庭人であって、経済的に稼ぎ手たる男性に依存した。

中流階級の中でも牧師のように家庭で仕事をした場合には、子供たちは母親から、父親の書斎のドアに近寄らぬように、父親の邪魔をしないようにと十分に言い含められた。実際、書斎は家長の権威を具現化したパターナルな「聖所」であり、子供に限らず他の家族員にとっても通常立ち入り禁止の場所であった(12)。

しかし、19 世紀の中葉以降、とくに鉄道制度の樹立に続く都市化の進展は、家庭と仕事場の間の物理的距離をますます広げることによって、労働の性別分業を強めていった。すなわち、富裕な中流の実業家の多くは、上流のジェントルマンの生活様式をまねて郊外に住居を移し、そこからロンドンのシティや地方都市の商・工業中心地域へと毎日通勤するようになった。このような通勤パターンは、実業・専門職という公的な男性の世界と、家庭という私的な女性の世界の間の社会的距離に物理的な表現を与えた。たとえば、マンチェスターの郊外のオールダリー・エッジでの少女時代を回想して、キャサリン・ショーリーは、「9 時 18 分の列車が駅を出て行くと、エッジは専ら女性だけとなった。医者か鉛管工以外の男性を丘陵の道で見かけることはなかったし、どこの家でも庭師と御者を除いて男性の姿はなかった」と描写した(13)。さらに彼女は、所用でどうしても通勤列車でマンチェスターに出かけねばならない妻や娘は、男性連中の乗る一等を避けて三等を利用した、と述べている。「殿方とのコンパートメントの共有など考えられないことであった。実際女性たちは可能ならば通勤列車を避けた。男性の群れに囲まれてプラットフォームに立つことはひどく当惑することで、たしなみのない行為であった」と(14)。

男性の領域、女性の領域のどちらが相対的に重要かについては全く疑問の余地がなか

った。郊外の家庭の子供たちは、父親は一日中家にいないものと考えて育った。父親の働く場所は、子供にとって目に見えない未知の世界であったが、家庭やその近隣で活動する母親の身近かなルーティーンに比べて、漠然とではあるが決定的に重要であると感じとっていた。しかも息子たちは、いつか彼らもほぼ確実に父親の世界に入っていくはずという暗黙の認識の中で育てられたが、女子はそうではなかった。次の回想は、娘の目に映った父親の絶対的権威を生々と語ってくれる。「父は私にとって非常に重要な人に思われた。‥‥母の意見では、父の為す全てのことは正しく、彼の全ての発言は神の啓示のような重みをもっていた。そして、夫の口にする全ての言葉が完璧な知恵によって鼓舞されたものだということを誰かが疑い得るなどということは母には思いもよらなかったであろう。妻のみならず家内の全ての女性の生活がその家の長たる男性を中心に展開するのが正しいと、母は考えた。使用人たちもこのような態度を当然のことと受け入れ、全てのことがスムーズに運んだ」(15)と。こうして娘たちは、使用人に対する母親のやり方やその他諸々の母親の行動を観察することから、妻たる者は夫のニーズを満たすようにまず気を配らなければならないという社会的期待を学んでいった。また、当時の中流家庭における食事時(とくにディナーの時)等に固守された細々した儀礼的約束事が暗黙のうちに子供たちに、ジェンダー、階級、年齢に基づく秩序、そしてだれが優先されるべきかのメッセージを伝えていたのである。

本稿では考察の対象を中流階級の家族に限定しているが、ここで労働者階級の家族に少し言及しておきたい。労働者の場合、ほとんど都市の中心部にとどまるから、職住分離が中流階級の場合ほど明確でなかったであろう。子供たちは、近くの工場や作業場で父親が働いている姿をしばしば目にしていた。また労働者階級の母親の多くは、家族の収入をフルタイムであれパートタイムであれ家庭の外での雇用で補っていたし、家事使用人の助けなしで自ら忙しく家事労働に従事してもいた。したがって、これらの事情は有給労働という父親の世界と家庭における母親の世界という区別をぼやけさせる働きをした。しかし、労働者階級の子供たちもまた、「男の仕事」と「女の仕事」の間には重要な相違があるということに気づいていた(16)。まずはじめにカテゴリーそのものが明白に区別されていた。男性の働く職種と、女性が数的に支配的な職種の区別があり、女性の仕事は男性の仕事と比べて不安定でもうけも少なかった。また19世紀の末には、比較的余裕のある「リスペクタブル」な労働者は自らの妻や子供たちをある程度の安楽さの中で扶養することを志向した(17)。女性の「家庭性」を強調する中流階級的理想が社会の階梯の下方まで浸透する力を有したことは、労働者階級の上層部分の「優位模倣」によって明らかに示されるであろう。

(二) 男子と女子に対する両親の処遇の相違

家庭に男女両方の子供がいた場合、両親の男子・女子の処遇の明白な相違から、少女は親が性別に応じて異なる期待を抱いていることをいやでも気付かされたであろう。異なる服装、異なる玩具については今日同様いうまでもない。充分な数の家事使用人のいない多くの中流家庭では、少女は早くから家事で母親を助けること ── 主に家内のリンネル類や下着の繕い ── を期待された。たとえば、のちにチェルテナム・レイディズ・カレッジの創立者となったドロシア・ビールの伝記作者によれば、比較的裕福な中流育ちの彼女ですら「不可避の靴下かがり」という務めを免れなかった(18)。また、より下層の出身で、のちに婦人参政権運動家となったハナ・ミッチェルは、「兄弟たちが本を読ん

だり、カードやドミノ遊びをしている間に、彼らの靴下類を繕わざるを得なかったその時にフェミニズムに対する私の最初の反応が始まった」と回想(19)した。さらに、家族の中の年長の娘に幼い兄弟姉妹の面倒をみる責任が当てがわれた。

また、少女たちは母親から、兄弟に奉仕するように、そして兄弟に従順であることが事物の自然な秩序の一端であると教えられた。1870 年代にロンドンで育ったモーリー・ヒューズはそのような母親の期待に何ら憤慨の念を抱くことなく、兄たちを英雄のように崇拝していた(20)。しかし、概して少女が年頃に達するにつれて、彼女らを取り囲む諸制限や禁制で、居心地の悪さを感じさせられていた。

とりわけ男女の処遇の際立った対照は、兄弟が家庭を離れて寄宿制のパブリックスクールへ送り出されるときに生じた。中流階級の男の子に関しては、パブリックスクールでの教育及びその学校生活が人格を形成するうえで決定的に重要な影響力を有するものとみなされた。それは専門職や公的生活一般における成功への一種のパスポートであった。実際、19 世紀中葉には社会的上昇を図る中流階級の「ジェントルマン教育」に対する需要の増大に対処すべく、続々と新しいパブリックスクールが創設された。そして中流階級の親たちは息子のために注意深く学校を選択し、高い教育費も息子の将来のための重要な投資として惜しまなかった。

ところが女子に関しては全く事情は違っていた。中流階級の上層部分でも、ごく少数の女子だけが非常にお金のかかるファッショナブルな寄宿学校へ遣られたが、第一次大戦期ごろまで女子の多くは全く学校教育は受けずに家庭で母親かガヴァネスに教えられていたのである。ともかくも学校へ行った中流階級の少女のほとんどは、小さな家庭的な「アカデミー」に通った。その種の学校は、中流家庭において育くまれるのと同じ「女らしさ」の理想を教化するのを目的とするものであった。すなわちアカデミックな目標よりも、女子は「結婚」に備えるよう、またせいぜい「教養あるホーム・メーカー」という理想を念頭において家庭生活の教訓を教えられた(21)。19 世紀後半にはフェミニズム運動の成果として、女子の中・高等教育への関心が増大しつつあったとはいえ、そのような新しい波の恩恵を享受した女性は、数的には例外にすぎなかった。19 世紀末に創設されたより新しく、いくらかアカデミックな女子学校やカレッジですら多くは、女子にとっての家庭の影響力の重要さという当時の因習的考え方に敬意を表して、授業を午前中のみ提供した。午後はむしろ家庭で過ごすことが女子にとって最も適切と考えたのである。たとえば、北部ロンドン・カリージット・スクールの創設者フランシス・バスが女子の寄宿学校より通学制のデイ・スクールの長所を頑固に主張したのも、家庭生活が女子の「教育」の主要部分を占めると考えたからである(22)。国家はこれら私立の女子学校に対して全く統制力をもたなかったし、どの学校を選ぶかは専ら親(主として母親)の一存で決められた。ほとんどの中流階級の親たちが一番嫌ったのは、学校教育が彼らの娘たちに望ましくない世俗の野心、とりわけ職業に就きたいという願望を培うことであった。そのような野心にしろ書物にかじりつくことにしろどちらも「結婚」に備えるには不適切であったからである(23)。また、学校教育についての男子と女子の決定的相違は、女子がスクーリングを受けた場合でもその期間は相対的に短かったことである。多くの女子は、家族の差し迫った現実的必要性によってしばしば中退を余儀なくされ、正規の期間を満了することは稀であった(24)。

このように、兄弟が家を離れ学校生活を享受している間、家庭で母親かガヴァネスによって教育されるのが、19 世紀後半から第一次大戦ごろまでの多くの中流階級の少女に

よって共有された経験だったとすれば、彼女らが兄弟に対して尊敬と羨望の念を、またときとして焦燥感をも抱いたであろうということは十分に想像できよう。彼女らは、休暇での兄弟の帰還を待ちのぞみ、見るからに一人前の男性となる第一歩を踏み出して自尊心と貫禄を身に呈して帰省した兄弟に畏敬の念を感じながら、学校生活のみやげ話に熱っぽく耳傾けたことであろう。たとえば、モーリー・ヒューズは(彼女自身のちに前述のフランシス・バスの学校に通うのだが)、兄たちの有名校マーチャント・テイラーズの話をあまりに沢山聞いたので、彼女自身そのパブリックスクールの卒業生のように感じており、1930 年代に書かれた彼女の自伝のかなりのスペースが、兄たちの経験した学校生活の逸話や彼らの教師の性格や性癖の寸評で占められている(25)のは、興味深いことである。

(三) たしなみの習得

既に述べたように、女子の場合、狭義のスクーリングよりも家庭における父親、兄弟そしてなかんずく母親との関係を通じて、幼年期、青年期にわたって「フェミニニティ」の「教育」を修得していくことのほうが重要であった。そして、家庭における女子のスクーリングも、そのような女子の「社会化」の一環として捉えられねばならない。

富裕な中流家庭には、通常最上階に育児室(子供部屋=ナーサリー)と勉強部屋(スクールルーム)の両方を備えていた。少女は育児室を卒業すると、勉強部屋に進んで住み込みの家庭教師(ガヴァネス)に教えられることになる。ガヴァネスとは何か。ヴィクトリア期の中流階級は、当時の女子教育の主要目的である上品な嗜み・教養(アコンプリッシュメンツ)を娘に教えることのできるジェントルウーマンを雇った。ガヴァネスは、彼女を雇う中流階級の経済力・社会的地位のシンボルであり、また同時にその雇い主の妻がどの程度有閑生活を享受しているかの指標でもあった。本来有給雇用に就くはずのないジェントルウーマンが不幸にして自活せざるを得なくなった場合、元のレイディとしての身分を辛うじて失わずにいられる唯一の生計の手段として正当化されたのがガヴァネス職であった。リスペクタブルな女性は金銭のために働かないものであり、女性の有給雇用は不幸であり恥辱であるとみなされていた時代にあって、ガヴァネスの存在は周囲の人々を居心地悪くうんざりさせるもので、しばしば社会から見棄てられた「タブーの女性」とみなされた。「困窮化したジェントルウーマン」としてのガヴァネスの窮状は当時社会問題化して、さまざまな救済の動きが起こり、それに端を発してヴィクトリア時代中葉のフェミニズム運動が開始されたことは以前に他のところで論じてきた(本論第一部)(26)。

それでは、家庭における教師としてのガヴァネスの実態や女子の「社会化」において果した役割はどうか。その点を解明してくれる史料は残念ながら乏しい。ガヴァネス自身はとんど何も語らず、また本稿で利用した自伝類もガヴァネスによる教育の体験を全くといってよいほど語っていない。一時期自らガヴァネスを経験したシャーロット・ブロンテのいう「ガヴァネスとしての奴隷状態」(27)とか、当時のガヴァネスに対する「白い奴隷」という呼称、また前述のモーリー・ヒューズの「ガヴァネスという言葉はわが家では極めつきのジョークであった」という表現(28)などからして、教師としての尊厳がほとんど感じとれない。あるガヴァネスの言葉に注目したい。「『タイムズ』紙のガヴァネスの求人広告 1 件にいまでは数百の応募が殺到する。しかもその応募の半数以上はそのポストがただであっても身売りしたいのである。‥‥私たちは雇い主の甘やかされた横柄な

子供たちを教えなければならない。‥‥子供たちは私たちがただ同然で雇われていることを知っており、彼女らは私たちに冷たくこう言う。気に入らなければ彼女らはすぐにでも『ママに言いつけてあなたに暇を出してもらう』と。『ママが首にすればあなたは飢え死にするしかない。あなたは文無しなんだから』。‥‥彼女らは、子供というよりは、弱い者いじめで、すでに貧乏人をやり込める方法をこころえている残酷で無慈悲な人間である」(29)と。これだけで、教師としてのガヴァネスと生徒の関係を概括することはもちろんできない。しかし、当時のお上品な中流家庭の「道具立て」として不可欠の存在でありながら、概してガヴァネスは他人の家庭で、その家族員からも家事使用人からも軽んじられながら孤独な生活を送ったと思われる。

ガヴァネスによる女子教育の内容は、ガヴァネスを雇用する家庭でまちまちであるが、主要部分は、音楽(歌唱とピアノ)、ダンス、絵画、手芸等の「たしなみ」と、必修の学科として主にフランス語会話(ドイツ語、イタリア語の場合もある)、さらにより知的な学科として地理、数学、古典、科学を含むケースもあるがこれらは稀である。これらの家庭におけるスクーリングの主要目的は、アカデミックなものではなく社交的なものであった。つまり少女たちをのちに結婚市場で優位に立てるように備えるためであった。「たしなみ」の内容には時代とともに若干の変化はある(30)が、いずれにせよ職業につく訓練という点は問題にならず、全て「ほどほど」がよく、プロ的に熟達するというのはレイディらしからぬことであった。

幼年期には相当の距離がおかれていた母娘の関係は、娘が勉強部屋から下に降りてくる頃になると急速に接近し、母親は娘の社交界へのデビュー(coming-out)に備えてファッション、立居振舞い、エチケットなどを手ほどきし、複雑きわまりない秘訣を教え込むのに奮闘した。それほど上層でなくても、中流階級の娘が習得すべき実質的なエチケットの総量は恐るべき膨大なものであった。たとえば、ダンス・パーティーでの複雑なマナー(たとえばカードの記入の仕方)、「社交的訪問」のやり方、そのための名刺の作り方、名刺の置き方、パーティーでのホステス役の務め方等々。また振舞いや会話についての厄介なきまりは、まさにミステリーそのもので、ダンス・フロアでの場合、テニスコートでの場合、ディナー・テーブルでの場合と場面によって異なり、さらには同席する相手(とくに男性)が自分より社会的身分が高いか、低いか、同程度かによって異なるといった具合である(31)。母親はまた、娘たちがいかなる社会的活動に参加するときにも適切にシャパロウン(付添いのレイディ)に伴われるように気を付ける責任があった。このような社交の「複雑なメカニズム」には、いくらかでもフェミニズムの洗礼を受け始めた女性ならうんざりさせられ、「中流階級のあさはかな俗物根性」(32)に苛立ちを覚えたにちがいない。ここでは、それらの「教育」における母親の役割を強調するだけにとどめておく。

(四) 性教育の実際

ヴィクトリア期の少女は、早くから慎しみ、控えめ、感情の抑制といった因習を教え込まれた。とくに肉体的機能に関する言行に窮屈であったことは、さまざまな御法度や、「デリカシーに欠けること」を避けねばならないという強迫観念において明瞭に現われていた。中流階級女性がトイレの名前を口にすることに当惑を感じるというのは珍しくなかった。ある女性は、子供のころパーティーでトイレの場所を尋ねなければならない恥ずかしさを避けるためにあまり水を飲まないようにと、乳母からいつも注意されていた

(33)。当時の家庭の多くは、使用人と家族の男女に別々のトイレがあり、この区別は厳守されていた(34)。

排泄作用についてのこのような決まり悪さやタブーからすれば、当時の女子の性教育一般について、また初潮やメンスに関する女子の経験についてあまりよくわからないのは驚くには当たらない。一般化できる十分な資料がないにせよ、当時の女性がセクシュアリティについて驚くべき無知の中に置かれていたことは間違いない。1920 年代に産児調節運動家のマリー・ストープスに宛てて書かれた数々の手紙は、セクシュアリティや生殖についての極端な無知があらゆる社会的レベルにゆきわたっていたことを示している(35)。

慎しみという因習の中で娘を育てることに中心的役割を演じた母親は概して、娘たちに月経周期の存在を口に出して語れないほど慎しみ深いふりを装っていたので、若い娘はしばしば思春期に全く予備知識のないままに初潮を迎えて驚愕するという恐怖に近い体験をしたようである。そのようなときに、ある母親が娘に伝えた唯一の情報は、メンスのときには「殿方に近づかないように」という秘かな指図であった(36)。当時の若い少女にとって、初潮の体験が生涯傷を引きずっていく程の精神的ショックであったことを語るいくつかの証言がある。たとえば、少しのちの時期ではあるが、1930-40 年代にグラスゴウで育ったある女性の回想によれば、彼女は生理を初めて経験したとき、恐怖の叫び声をあげながら母親のところへ飛んでいった。彼女の母は、馬鹿なことを言わぬようにとたしなめ、ただ彼女がいまや女になったのだとだけ告げた。しかし母親は、そのことが毎月あるという肝心のことを娘に警告しなかったので、娘はあまりの当惑でそのことについて再び口に出せず、秘かに恥ずかしさを募らせていた。そして、彼女はついに女性雑誌の生理用品の広告を通して、自分の経験が正常であるということを知った、というのである(37)。また、当時の若い女性向けの実際的な助言が書かれた手引書も、この種の問題について母親と同様ほとんど語らず、いやしくも言及されたとしてもヴェールでおおったほのめかし的な言及にすぎなかった(38)。女性の生理について多くの迷信があり、生理学的に不充分で不正確な情報しかなく、医学上のヘルプもほとんど期待できなかったというのが、当時の中流階級の女性に共通した状況であった(39)。

メンスを意味する'the curse'という用語が当時広汎に使用されていたことは、女性の生理を恥ずべきこと、不潔なこと、さらには惨めな不幸といったニュアンスで理解されていたことを示唆する点で重要である(40)。極端な沈黙に表わされた母親自身のメンス等についての極まり悪さは、以心伝心娘にも伝わり、娘たちもまた自らの肉体について恥ずかしく、不潔に、さらには罪の意識をすら感じたことであろう。このことは当該時期の女性の心理的抑圧のもっとも重要な根源であったように思われる。また、「フェミニニティ」の本質は純潔・無垢であるといかに定義されても、このような女性としての「不幸」を共に苦しんでいたとすれば、母親と娘が女性としてお互いに尊敬し合うということは起こりそうにない。筆者は残念ながらこの問題を心理学的に分析する能力を持ち合わせないが、いかなる社会集団であれ、家庭における性教育の実際は、母娘関係の重要な局面を照らし出してくれるものといえるかもしれない。

(五)「フェミニニティ」の要点

あらゆる社会階層を通じでほとんどの母親たちが娘に伝達したフェミニニティの眼目について何らかの支配的なテーマを探し求めるなら、その精髄は奉仕と自己犠牲(ときと

して自己否定)という考え方にあったと思われる。男性に対して経済的にも知的にも依存すべきとされた女性に期待されたのは、男性が快適に生活し働くための環境を創り出すことに専念することであった。前述したように、19 世紀が進むにつれて、中流階級女性は程度の差はあれ、家庭運営に関わる煩雑な家事労働の多くを家事使用人の手にゆだね、自らは監督の任につくとともに有閑生活の体現者となっていった。このような有閑生活及び衒示的消費の実践も、そのことが社会的に上昇しつつある中流階級男性の重要な願望であったから、ある意味ではまさしく奉仕の基本的スタイルであった。

また、妻は子供たちの世話をする人、あるいは子供の世話のために雇われた乳母・子守り女中・ガヴァネスを監督する人であった。コモン・ローに依れば、嫡出子の後見権は父親に与えられたから、子供の世話は、妻が夫に対してなすもっとも重要な奉仕であった。奉仕のもうひとつの重要な分野は、家内の病人及び老齢者の世話であった。病気の近親者を看護することは当時とくに「女らしい仕事」とみなされた。当時は病院は数少なく、往々にして非衛生的で危険であり、むしろ貧しい階層のための施設であった。実際、ヴィクトリア期及びエドワード期において、家内の病人に慰めを与えながら青春時代の長い時期を過ごした女性の例(41)は枚挙にいとまがない。

さらに、女性の「他者への奉仕」について福音主義的イデオロギーの影響を付言しておかねばならない。ヴィクトリア時代前半の福音主義運動の影響から、19 世紀を通じて、組織的なものであれ個人的なささやかな慈善の実践であれ、さまざまな形の博愛主義(フィランスロピー)が進展した。一家のステイタス・シンボルとして有給雇用から閉め出された中流階級及び上流階級の女性にとって、教会関係の慈善活動は、無報酬のボランティアであるから、「真に女性らしい仕事」として唯一承認された社会的活動であった。こうして奉仕という女性の理想は、家庭の外の貧者への奉仕を含むように拡大されたのである(42)。元来、奉仕の理想は、上流階級の「慈悲深い」女性が夫や父親の所領の小作人や小屋住農に恩顧を与えるという一種の「貴族の義務」(ノブレス・オブリージュ)のあらわれであったと思われるが、19 世紀の福音主義的復興に伴う博愛主義の進展は、この理想が中流階級に拡がるのに重要な役割を演じたといえよう(43)。

多くの娘たちは、小遣銭の一部を貧者への施しにとっておくよう勧められ、またチャリティーの茶会やジャンブル・セール(バザーのような雑貨特売の催し)などを組織する手ほどきを母親から訓練された。たとえば、ヴェラ・ブリテンは、母親に代わって地元の宣教団体のトラクトを配るために母親の「分担の地区」を訪問させられたことを回想している(44)。また、ヴィクトリア時代のジェントルウーマンがせっせとこしらえていた手芸品も、自家用のものの外、教会のバザーなどに供するための品物であった(45)。

さらに、奉仕という理想と密接に関連して、自己犠牲というフェミニニティの理想が強調された(46)。少女たちは早い時期から、自分自身の関心事に夢中になることは利己的であると教えられ、野心、覇気、知的好奇心などを抑える(あるいは隠す)ように勧められた。そのような性質は、力・自立に対する願望であって、経済的依存や他者への奉仕とは相容れないものであったからである。

かくして娘は母親から奉仕と自己犠牲が手を取り合って進むべきことを教え込まれた。個人的抱負は、他の人びとに奉仕したいという切望によって、生じたその場で揉み消されるべきであり、知的能力も勉学意欲も放棄すべきであった。とりわけ自己犠牲の観念はオブセッションに近い枷を当時の若い女性に与えたように思われる(47)。

むすびに代えて ── 女子の「社会化」を通して見る母娘関係

これまで述べてきたように、ヴィクトリア後期及びエドワード期に成長した中流階級の少女たちは、家庭において日常生活のさまざまな局面を通して労働の性的分業について学んだ。そこでは男性が主たる稼ぎ手であり、女性は概して家庭にとどまった。男性が働き、女性は働かなかった。男子と女子は明確に異なった処遇を受けた。少女は、男性の世界は自分たちには閉ざされた遠くの方にあり、権威あるものと認めがちであった。母親と娘の関係はきわめて重要であった。母親はたしかに、娘に彼女の将来の生活がどのような形をなし得るかについてあるイメージを提示していた。娘は、女性の関心事は男性支配の社会においては第二義的な重要性しかもたないことを学びとった。女性は他者とりわけ男性に奉仕することを期待され、このことは「自然なこと」とみなされ、「フェミニニティ」は依存、奉仕、自己犠牲といった言葉で社会的に定義された。

成長期の子供のパーソナリティーを形成するのに影響力を行使するのは、全体としての家族であり、さらには社会全体であることはいうまでもない。しかしながら、当該時期の少女の育ち方、彼女が女らしさを修得するプロセスを見てくると、もっとも重要な役割を演じたのはまちがいなく母親であった。ここで、母親と娘の関係というきわめて重大なテーマにゆきつくのである。だが、当時の母娘関係の本質について一般化することはむずかしい。証拠史料は実にさまざまな母娘関係を示しているし、たまたま利用し得た記述史料を数的に処理することはできないからである。

たとえば、モーリー・ヒューズは、結婚前にはベドフォード・カレッジの講師をも務めた有能な女性であったが、母親が彼女に兄弟を敬い彼らに仕えるよう、何事であれ「ボーイズ・ファースト」のルールを徹底して教え込んだ「初期の訓練に対して」母親に満腔の感謝の念を表明してやまなかった(48)。他方、少し社会的階梯をくだるが、のちに熱心な婦人参政権運動家となったハナ・ミッチェルは、知的自己改善への彼女の真剣な努力をたえず抑えようとした母親に対する憤りが生涯続いていた(49)。ヴェラ・ブリテンの場合も同様である(50)。このように、母親とのきわめて親密な関係と、母親の価値観や生き方に決然と反発する娘のイメージとが両極端に向きあって浮上してくる。

本論考が専ら依拠した自伝類に史料的制約があることはいうまでもない。まず第一に、自伝史料が書かれる時期は通常作者の中年から晩年にかけてであることを考えると、自伝は、即時的に日々の感情や想念が記録される日記とは明らかに異なる。想像を容れさせてもらうなら、母娘関係が常に一貫していたとは断じ難く、もし日記類が利用できていたなら、ある時期には母娘の親密な関係が、またあるときには葛藤の姿が交互に混り合って示されたかもしれない。第二に、自伝をどのような女性が書き残したかを考えると、やはり圧倒的に因習の枠を一歩踏み出した女性やフェミニストとなった女性が多いわけで、当然に葛藤、反発あるいは緊張の母娘関係を遡及的に書き記したものが多くなる。しかし、だからといって、緊張が母娘関係のもっぱらの特徴であったと呈示することにはためらいを覚える。母親をあまりにも単純に娘の抑圧の張本人と示すべきではないだろう。母親自身が自らの社会的役割に全く安住した矛盾のないパーソナリティーの持ち主と仮定することはできないし、また娘が吸取紙のように母親から全く受動的に影響を受けたと仮定することもできない。そこで、当時の母娘関係の本質について何らかの一般化を試みるとすれば、結局、キャロル・ダイハウスの呈示している「アンビヴァレンス」という言葉(51)がおそらくもっとも正鵠を得るキーワードであろう。この言葉を手

がかりに、今後追求すべきテーマが多く残されている。

註

(1) 数多くの関連研究文献の中から、ここでは次の二書を挙げておく。後者は本稿作成上、とりわけ多くの示唆を与えられた。Leonore Davidoff & Catherine Hall, *Family Fortunes: Men and Women of the English Middle Class, 1780-1850*, 1987; Jane Lewis (ed.), *Labour and Love: Women's Experience of Home and Family, 1850-1940*, 1986.

(2) 言い換えるなら、家族という私的な世界で起こることがより広い社会的・政治的体制に結びつけられねばならないのみならず、家族はもはや単なる従属変数(外の労働の世界や国家の政策における変化に順応するもの)として扱われることはできないということである。

(3) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ── ガヴァネスの問題をめぐって ──」『史林』56巻2号、1973年[本論 第一部 第一章]を参照。

(4) Deborah Gorham, *The Victorian Girl and the Feminine Ideal*, 1982, pp. 11-12.

(5) J.A. & Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964, pp. 65-7(拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち ── フェミニズムと家族計画 ──』創文社、1980年、88-90頁)。

(6) 拙稿「ヴィクトリア時代の家事使用人」(角山榮・川北稔編『路地裏の大英帝国 ── イギリス都市生活史』平凡社、1982年)159頁[本論 第二部 補論一 二(二)]。

(7) 当該時期の家屋の構成や家庭生活については以下の文献を参照のこと。Ralph Dutton, *The Victorian Home*, 1954; Jenni Calder, *The Victorian Home*, 1977; Susan Lasdun, *Victorians at Home*, 1981.

(8) バンクス夫妻は次のように述べている。「幾人かの専従のナースメイドを備えた『設備の豊かに整った子供部屋』が、当世風の家庭の欠くべからざる一要素となった。そして女性は、他の所で自らの快楽を追っかけている間に、子供たちが適切に衣食を与えられ、玩具を十分にあてがわれているように気をつけたなら、子供に関しての彼女の義務を果たしたものとみなされた。実際、女性は子供部屋の束縛から解放されたいという切望をそれほどまでに押し進めたので、彼女らはますます乳母に頼るようになった」と。バンクス、前掲書、92頁。

(9) L. M. Faithfull, *In the House of My Pilgrimage*, 1925, pp. 17-18 (Carol Dyhouse, "Mothers and Daughters in the Middle-Class Home, c. 1870-1914", in Jane Lewis, *op. cit.*, pp. 29-30 に引用)。フェイスフルは、チェルテナム・レイディズ・カレッジの校長(1907-1922)を務めた人物である。

(10) *The Englishwoman's Review*, 1866-1910, reprinted 1979-1985.

(11) Dyhouse, *op. cit.*, p. 30.

(12) *Ibid.*

(13) Katharine Chorley, *Manchester Made Them*, 1950, p. 149 (Dyhouse, *op. cit.*, p. 31 に引用).

(14) *Ibid.*

(15) Enid Starkie, *A Lady's Child*, 1941, p. 36 (Dyhouse, *op. cit.*, p. 32 に引用).

(16) Carol Dyhouse, *Girls Growing Up in Late Victorian and Edwardian England*, 1981, p. 5. この書は、中流階級のみならず労働者階級の少女の場合も綿密に考察している。

(17) 1901年のセンサスの報告書は、既婚女性の雇用の割合が1881年以来全国的に減少してきたことを指摘している。D. C. Marsh, *The Changing Social Structure of England and Wales, 1871-1961*, 1965, p. 128.

(18) E. Raikes, *Dorothea Beale of Cheltenham*, 1908, p. 16 (Dyhouse, *Girls Growing Up*, p. 11 に引用).

(19) Geoffrey Mitchell (ed.), *The Hard Way Up: The Autobiography of Hannah Mitchell, Suffragette and Rebel*, 1968, pp. 42-43.

(20) Molly V. Hughes, *A London Child of the 1870s*, 1946, reprinted 1977 を参照。

(21) Dyhouse, "Mothers and Daughters", p. 37.

(22) Annie E. Ridley, *Frances Mary Buss: And Her Work for Education*, 1895, p. 181.

(23) Dyhouse, *Girls Growing Up*, chap. 2 を参照。

(24) *Ibid.*, p. 3.

(25) Hughes, *op. cit.*, p. 57.

(26) 前述注(3)の拙稿及び拙稿「イギリス・フェミニズムの背景 ── ヴィクトリア期ガヴァネスの問題 ──」『思想』第601号、1974年[本論 第一部 第二章]。

(27) Elizabeth C. Gaskell, *The Life of Charlotte Bronte*, 1857, reprinted 1966, pp. 115-116
(28) M.V. Hughes, *A London Girl of the 1880s*, 1946, reprinted 1978, p. 7.
(29) Carol Adams, *Ordinary Lives: a Hundred Years Ago*, 1982, p. 86.
(30) 拙稿「ヴィクトリア時代の女性とレジャー」(川北稔編『「非労働時間」の生活史－英国風ライフ・スタイルの誕生』リブロポート、1987 年、99-102、111-114 頁参照[本論 第二部 補論二 二(二)、三(二)]。
(31) 母親自身が複雑な「訪問」のエチケットなどをどのように考えていたかはわからないが、必要な社会的義務とみなしていたと思われる。詳細は以下を参照。Dyhouse, "Mothers and Daughters", pp. 38-9.
(32) Vera Brittain, *Testament of Youth: An Autobiographical Study of the Years 1900-1925*, 1933, p. 59.
(33) Ursula Bloom, *Sixty Years of Home*, 1960, pp. 97-98 (Dyhouse, "Mothers and Daughters", p 35 に引用)。
(34) *Ibid.*
(35) Ruth Hall (ed.), *Dear Dr. Stopes : Sex in the 1920s*, 1978, reprinted 1981.
(36) Jean McCrindle & Sheila Rowbotham (ed.), *Dutiful Daughters: Women Talk about Their Lives*, 1977, reprinted 1979, p. 119.
(37) *Ibid.*, pp. 218-219.
(38) Gorham, *op. cit.*, p. 85.
(39) 処理可能な生理用品は第一次大戦ころまでは使用されていなかった。Dyhouse, "Mothers and Daughters", p. 36.
(40) Dyhouse, *Girls Growing Up*, p. 22.
(41) たとえば、女子教育改革者のアン・ジマイマ・クラフは母親の看病をし、ビアトリス・ウェッブは父親の看病をしながら青春期を過ごした。Blanche Athena Clough, *A Memoir of Anne Jemima Clough*, 1903; Beatrice Webb, *My Apprenticeship*, 1926; Norman & Jeanne Mackenzie (ed.), *The Diary of Beatrice Webb, vol. one, 1873-1892*, 1982 を参照。
(42) Catharine Hall, "The Early Formation of Victorian Domestic Ideology", in Sandra Burman (ed.), *Fit Work for Women*, 1979.
(43) 以下を参照のこと。Anne Summers, "A Home from Home: Women's Philanthropic Work in the Nineteenth Century", in Burman, *op. cit.*
(44) Vera Brittain, *op. cit.*, pp. 51-52.
(45) 拙稿「ヴィクトリア時代の女性とレジャー」102 頁[本論 第二部 補論二 二(二)]参照。
(46) このような理想を強調した女性の生き方読本で当時広く読まれたのは次の書である。Mrs. Ellis, *The Daughters of England: Their Position in Society, Character & Responsibilities*, 1842.
(47) Dyhouse, *Girls Growing Up*, pp. 28-30.
(48) Hughes, *A London Girl*, p. 241. モーリーの母親は、娘に幸せな結婚のために喜んで守るべき処方箋として、「どこであれ夫の行くところについていくこと、彼女自身のお金をもたず、全面的に夫に依存すること」を説き、モーリーは従順にそれに従った。モーリーは、当時の女性としては目覚ましいほどのキャリアを積み、ロンドンの女子大学ベドフォード・カレッジの発展の先鋒にも立っていたけれども、結婚に際して完全にそのキャリアを棄て、家庭の天使として夫の命に服従することを良しとした。このように、有能で学問的野心をもった女性が当該時期の社会的規範と自らの大望を調和させるために、業績が自分たちよりすぐれていると思われる男性と結婚し、夫のために自己犠牲的に奉仕し、間接的なやり方で自らの野心をなしとげようとしたケースが多くみられる。
(49) Mitchell, *op. cit.*, p. 57.
(50) Brittain, *op. cit.* を参照のこと。
(51) Dyhouse, "Mothers and Daughters", p. 44.

第三章 イギリスにおける家事労働の機械化と「女性の解放」

はじめに

私たちは、技術(テクノロジー)と社会の相互作用について考えるとき、たとえば鉄道時代の到来による農村社会の変貌とか大量生産方式の導入がもたらした社会変化とか、とかく巨視的なレヴェルで考える傾向がある。このようなマクロな視点は、私たちのつい鼻先でときにはゆっくりと、ときには加速化されて進行していたきわめて重要な技術変化、すなわち家庭における技術革命に対して幾分目をくらませがちであった。機械化の波が、実質的な結果を伴って家事の領域に及び始めたのは、S·ギーディオンも言うように欧米では 1920 年代あたりであった(1)。そして家庭における技術革命、人々、とりわけ女性の日常生活の行動パターンを大きく変えた。しかも家庭における機械化の進展は、他の生産手段の工業化とはかなり異なったプロセスであった。

ところで、近年の歴史研究および歴史叙述における最も新しくかつ目立った特徴は、過去における家族および女性に対する関心の増大である。新しい「社会史」の勃興は、人間活動のパブリックな領域のみならずプライベートな領域をも含めるように歴史研究のフロンティアを拡大させてきた。伝統的な政治史・事件史の偏重を修正し、過去の人々の生活をまるごと理解したいという要求の中で、従来、法制史や人口史の分野以外ではほとんど完全に無視されていた「家族」、「家庭」が歴史研究のテーマとして浮上し、またかつてはごく例外的エリートを除いて歴史上姿が見えなかった女性が歴史叙述の中に立ち現われてくるに至ったのである。

社会史のブームに先行して進められていた欧米の女性史研究の伝統的テーマは、公的世界における男女の不平等を除去しようとするフェミニズム(女権拡張主義)の思想および運動にあった。しかし、ドメスティックな世界における不平等が公的な領域での不平等の基礎にあったのだから、いまや伝統的な女性史研究も、フェミニズム運動のベースにあった家族・家庭における女性の地位・状況についての洞察と分析の成果を取り込まなければ、運動の全体像の構築は望み得ないとの認識に至りつつある(2)。

本稿では、機械化が家事(ここでは炊事、洗濯、掃除、針仕事などを意味し、育児を含めない)に及ぶプロセスを見、そのプロセスがとりわけ家庭を主たる活動の場としていた女性にどのような影響を及ぼしたかを、両大戦間期のイギリスを中心に考察する。家事の機械化・合理化が社会にあまねく浸透し、暇を持て余した「主婦難民」といったとんでもない新語まで現われている現代からすれば、機械化の波が家庭に及び始めた段階での女性の対応や女性の実経験にアプローチすることは、それほど容易なことではないが、できうる限りの復元を試みたい。

ところで、本稿で扱う時期のイギリスでは、婦人参政権の獲得(1918 年、1928 年)や女性の公的分野への進出などフェミニズム運動の進展が著しかったので、その点から、家事の機械化が広い意味での「女性解放」となんらかの因果関係があるかのように考えられがちである。しかしながら、家庭における男女の性別役割分担はフェミニズムの進展にもかかわらず、ほとんど変化を示さなかったし、実際多くの調査が明らかにするように、働く既婚女性は、いまなお家族のために、料理、育児、その他の家事のほとんどを負担しつづけている。そこで、家事の機械化と女性の地位向上との因果関係について歴史的コンテクストのなかで再吟味することが本稿の主要課題である。

「家事労働」(ハウスワーク)は19世紀イギリスにおいてさまざまな階級の女性にとって異なった内容を意味した。上流階級の妻たちは数十名もの女性の使用人を監督する責任を担った(男の使用人は通常、夫の管轄であった)。とはいえ日常の支払いを処理したり、新しく使用人を雇い入れて訓練したり、日々の仕事ぶりを監督するのは女中頭である家政婦の役目であった。中流階級の女性は概して家政婦なしでなんとかやっており、自ら家計を処理し、日々の献立のプランを立て、軽い掃除・洗濯などは自分でも行った。彼女らは通常少なくとも2、3人の使用人を雇っていた。しかし貧しい女性は毎日生存のために闘いながら、もとより使用人など雇うべくもなかった。彼女らの多くにとって「家事労働」と言えば自らが他家に雇われて行う仕事、すなわち収入源を意味した。

このように家事労働を一般的に扱うわけにはいかないので、ここでは考察の対象をイギリスの中流階級の女性に限定する。それは1920年代前後の家事の機械化の主たる受益者となり、かつ当該技術を管理したのは、この諸階層の女性たちであったと見られるからである。

一 工業化と家族の情景

機械化が、少なくともイギリスの中流階級の家庭の家事労働に実質的に目に見える形で及んだのは、今世紀に入ってからであるが、その端緒が工業化の開始、いわゆる産業革命にあることはいうまでもない。したがって、まず前段階としてイギリスの工業化の開始が、中流階級の家族、家庭、そして概ねその中で人生の大半を過ごした女性の状況に及ぼした一般的変化を見ておく必要がある。

(一) 工業化後の家族の変化と女性

一般的にいって、工業化以前、家族は社会の基本的単位であった。ほとんどの家族は、農村的で、自給自足的であり、家族が生き延びるために、かつまた市場で商うために必要とされるほとんど全てのものを生産し、加工していた。同時に、家族は相互扶助から娯楽にまで及ぶ多くの他の機能も果たしていた。工業化前のこれらの家族においては、成人女性の為すべき仕事は多岐にわたり、上流階級の女性は除いて、彼女らの時間は、生産的・家事的労働にほとんど完全にとられてしまっていた(3)。

ところが、工業化の進行とともに家族の経済的重要性は低下していった。市場向けの生産も、生存のための生産も家庭から工場に移されて、家庭はもはや生産活動の中心ではなくなっていった。工業化に伴う都市化の進行で、家族・家庭の背景が農村的というよりむしろ都会的となるにつれ、家族が果たす社会的機能も大幅に減少した。家族生活に対する技術変化の影響についての、一般に広く受け入れられた社会学的な機能分析的説明によるなら、工業化後の家族にのこされたものは、消費行動、子供の「社会化」(広い意味での教育)、そして外の世界で働く男性のための緊張処理である。

このような工業化後の家族において、とくに新興中流階級の場合、女性の生活の諸条件はどのように変わったか。中流階級女性のなすべきことはほとんどなくなり、いまや彼女らの時間を占める事柄は、出産を除いて、かつて所有していたような社会的・経済的有用性を失ってしまった。彼女らは、ほとんどの労働から「解放」され、もはや経済的価値をもたない「遊惰」な存在へと変化したのである(4)。

この時期の女性の生活の変化は、工業化段階への移行の直接の結果であるのみならず、工業化の担い手として上昇してきた中流階級の信奉したブルジョワ・イデオロギーの結果でもあった。経済的単位としての家族の機能が弱まっていった反面、ヴィクトリア時代の「家族」は、堅実でノーブルな社会制度としての概念を強めていった。とりわけ、上昇する中流階級は、この家族・家庭というものの神聖さ・重要性を非常に強調するようになった。ヴィクトリア期に女性向けの教訓書の著者として人気を博したセアラ・エリス夫人の一節を引用しておこう。「秩序や安楽が家庭内で保持されているように外からは見えるべきであるのみならず、すべての家庭的光景のまわりには信頼という強力な壁がはりめぐらされていなければならない。いかなる家内の不信もそのような壁を崩すことはできないし、いかなる外部の敵もその壁を突き破ることはできない」(5)。このように、家庭というものは、男性が外の実業界の諸々の試練から生気を回復できる城であり、世俗の利益追求の激烈な競争場裏からの避難所であった。実業における成功・繁栄と、堅実で「リスペクタブル」な家庭生活の維持とは、対をなして、世紀中葉の中流階級の理想を表現するものであった。

ヴィクトリア期およびエドワード期の中流階級の家族の社会的地位は、第一に「家長」のステイタス、すなわち主として彼の職業と所得から評価されるものによって決定された。さらに、家族の社会的地位の、第二義的ではあるがきわめて重要な決定要素は、その家族の生活様式であった。中流階級の家族では、その収入の増加に応じて、上昇する経済力とリスペクタブルな社会的地位のシンボルとして、物質的に贅沢な生活様式をとっただけでなく、一昔前には上流階級に限られていた生活慣行をも模倣するようになった。これらにお金をすすんで投下することは、文化的生存のための必要条件であり、社会的評価を受けるために外部に誇示するという形で現れたので、「衒示的消費」と称される。

この中流階級の家庭的理想を貫徹するために欠くべからざるものは、女性の遊惰・無為という生活様式であった。上昇する中流階級の男性は、自分の妻や娘に、かつては上流社会のみの慣行であった有閑生活をまねるように奨励し、ひいては、「遊惰」に社会的威信という価値を与えるにいたったのである。ヴィクトリア期中葉には、中流家庭の女主人は、「永遠に食料品貯蔵室や台所の上にまつりあげられて下には降りてこないように」なった。「女性が家庭の雑事に活発に介入することと洗練された文化とは相容れない」ものだったからである(6)。中流家庭の妻の務めはホステスとしてリスペクタブルな家庭を管理する才覚を発揮し、また衒示的消費を自ら実践することによって、妻子を贅沢な遊惰の内に扶養できる夫の能力を対社会的に誇示することであった。家族の団結・安定を支えるために、女性の遊惰および男性への隷従は決定的となったのである。

(二) 家事使用人雇用の流行

前述したように中流階級女性が有閑女性と化すには、つまり彼女らが現実の家事労働から解放されるためには、彼女らに代わってその労働をやる道具・機械か人間かが必要であることはいうまでもない。あとで見るように、家事の諸部門の機械の発明は19世紀中葉になされているが、それらは実用化の運びとはならず、この時期に家政の実際面にもはや携わらなくなった有閑女性に代わって家事労働に従事したのは数多くの家事使用人であった(7)。

有閑女性がヴィクトリア期の中流の家庭の「ステイタス・シンボル」としての道具立て

の中で不可欠の要件であったように、この時代の家事使用人もまた、彼らを雇う家族の社会的自負と威厳の保持のために欠くべからざるものとして必要とされた。だが、彼らはステイタス・シンボルとしてのみ求められたわけではなく、現実に家事使用人による家事奉公という労働形態を採用せずには、家政が完全に機能し得なくなっていた。すなわち、女主人も家事使用人もともにステイタス・シンボルであり、しかも相互に補完しあう関係にあったのである。「妻たる女性はだれでも、家族の資産が増加するにつれて、労働を伴う家事のことごとくを他人の手に委譲する。それだけの余裕ができるやいなや、彼女はまず通いの洗濯女を、それから雑役婦を、次に料理人兼女中を、一人か二人の乳母を、ガヴァネスを、彼女自身の侍女、家政婦をといった順にやとっていく。そしてそれら使用人への支払いが彼女の資力(すなわち夫の資力)を越えてさえいなければ、そのように次々と家事使用人を増やしていく彼女の行動が途中でとがめられることはない」(8)。

したがって、ある家族がどの程度「ミドル・クラス性」を達成していたかを外部から判断する有力な尺度は、その家庭で雇われた家事使用人の数であった。当時のイギリスの中流家庭ではディナー・パーティが頻繁に行われたが、それぞれの家で雇われた家事使用人の数の多寡をもって招待客の席順を決めたという話がある(9)。また、博愛主義者で社会学者であったシーボーム・ラウントリが、19 世紀末にヨーク市の貧困調査を行ったときに、彼は「家事使用人を雇用しているか否か」の相違によって、労働者階級とそれ以上の階級を区別した(10)。たしかに、ヴィクトリア期のイギリス社会は、家事使用人を雇用する人々とそうでない人々の二クラスに分かれ、ちょうどそれはディズレーリのいわゆる「二つの国民」にほぼ該当した。それほど、家事使用人雇用は流行し、中流の最下層の家庭でも、なんとかして一人のメイドを雇おうと苦闘していた。こうして、家事使用人は 19 世紀末には 150 万人近くに増大し、当時のイギリスで最大の職業グループを形成するにいたったのである(11)。

ところで、経済の近代化は、家庭の外への商品生産の移行およびサーヴィスのコマーシャリゼイションを意味するとすれば、家事奉公という労働形態は少なくとも一時的にはメカニゼイションとコマーシャリゼイションに逆行したものといえないか。たしかに、ヴィクトリア期の中流家庭の家事使用人の広範な雇用は、この時期の家事労働の合理化を緩慢にし、現代に見るようなさまざまな家事の雑用を扱うべきコマーシャル部門の発達と家事の機械化を妨げる傾向があった。こうみるなら、家事奉公の隆盛は経済の近代化を阻止したといえる。アメリカ社会では 19 世紀中ごろから、家事奉公という「封建時代の名残り」の存在を民主主義社会における根本的矛盾と捉えて、これを止めるべきという主張が散見される(12)。このことは、同時期の奴隷制廃止運動と重ね合わせて理解されるべきであろう。だが、19 世紀のイギリスでは、家事の領域で住み込みの「召使い」を雇うことを疑問視する声はほとんど見あたらない。

しかしながら、工業化以後にイギリス中流階級において見られた家事使用人雇用の流行は、家事奉公を人間的な面から見るなら、経済・社会の進化において重要な機能をもっていたことは付言しておかねばならない。すなわち、家事使用人雇用は主家の中流階級の女性に雇用主・マネージャーの役割を与え、かつまた彼女に若干のプロフェショナルな手腕を発揮せしめた。他方、使用人自身についていうなら、ヴィクトリア期の中流階級の家庭の家事使用人は圧倒的に女性であったから、家事奉公は農村の労働力、とくに女子が都会へ移住していく重要なチャンネルとして役立ったのである(13)。

また、もう一つ言及しておかねばならない。中流階級のより富裕な部分と下層の中流階級ではかなり状況が異なっていた。ヴィクトリア期の中流階級の約4分の3は、せいぜい一人の家事使用人、すなわち一人でなんでもやる雑働き女中(general servant あるいは maid-of-all-works)を雇うことができたにすぎない。このように完全に家事から解放されうるほどの数の使用人を雇えない家庭のほうが多かったから、現実にはある程度の家事労働を主家の女主人やその娘が履行していたし、そのことは中流階級向けの当時の家事の手引書からもうかがい知れる(14)。

二 機械化が家事に及ぶ

(一) ヴィクトリア期の家事労働と技術

前述したように、機械化の波が家庭に達するまでには時間がかかったので、19 世紀、ヴィクトリア時代には掃除であれ、料理であれ、家事のほとんどは人の手でやる必要があった。それはおそらくメイドのような家事使用人が非常に安い労働力であったので、改良的やり方はやっと 19 世紀の末になって生じてきたからであろう。機械化が家事に及ぶ以前にはどのように家事が行われていたのか、その一端を覗いておこう。

まず清掃について。それぞれの家庭が独自の調合法によって清掃用洗剤を自らこしらえた。たとえば、ある家庭ではやわらかく潰して水と混ぜ合わせたじゃがいもがカーテンを洗うのに用いられた。また、大理石の汚れを落とすには、硫酸塩とレモン・ジュースがいいといった具合である。部屋の掃除の前に、まず暖炉を掃除し、磨いて、石炭を新たに補給する。石炭の粉塵がしずまってから、敷物を剥し、それを戸外に持ち出して徹底的に叩く。床を掃き、洗い、磨く。壁も定期的に洗い流された。家具やこまごました装飾品や壁にかけられた物のほこりを払う。燭台を掃除し、新しい蝋燭を補充する。ランプに獣脂か灯油が詰め替えられ、新しい芯が足される。寝室用のポットや汚水バケツが空にされる。洗面用のお湯を寝室まで運び上げねばならない。南京虫やごきぶりとの絶えざる闘いがあった。ときどき女中たちは、それらの虫をビールの入ったボウルで誘いだして、各家庭で工夫された殺虫剤で始末した(15)。

小ぎれいに整った家庭を維持することは実に根気のいる仕事であっただろう。ひどいスモッグの発生するロンドンでは、「ブラック」という、あらゆるすきまから入り込んでくる小さなススの粉との果てしない格闘があった。また、不十分な鉛管設備や欠陥だらけの換気との闘いがあった(16)。田舎では新鮮な空気が換気や衛生に寄与してはいたが、物資の供給に問題があったし、家屋は都会に比べ、古びていて不便な構造であった(17)。

ヴィクトリア期の家事使用人がその労働生活の記録を残すことは稀であったが、その希有なケースとして、生涯のほとんどの間雑働き女中であったハナ・カルウィック(1833-1909)の日記が残存している(18)。その記録によれば、彼女の労働はしばしば午前5時前に始まり、午後 11 時まで続いた。普通の日には、彼女は、ストーブの煙突を掃除し、石炭に火をつけ、玄関の階段を磨き、火格子に黒鉛を塗り、居間の掃除をし、食堂のテーブルをセットし、最後に朝食の料理をする ── これら全てを8時までにすませるのであった。そして家族の者たちが朝食を食べている間に、彼女は玄関と応接間をきれいにし、台所を掃除し、寝室から汚水を集めるのである。ハナはとりわけ自分の家事奉公の能力に誇りを感じていたようであるが、彼女の描写した朝の労働負担は、当時の「階

段の下」(ビロウ・ステアズ)の生活の普通の光景であったと思われる。また、そこには労働を節約する工夫などほとんど見あたらない(19)。

洗濯について。洗濯は当時は大仕事であって、家庭のルーティーンを崩すものであったから、できるだけ稀にしか実施されなかった。裕福な家庭では、洗濯日が5、6週間に一度ですむように、充分な数の衣類とリンネルを保有した。魔の洗濯日には、使用人たちは午前2時という早い時刻に起き、大釜に何回も湯を沸かしはじめた。洗浄力のよくない石鹸しかなかったから、汚れた衣類をきれいにするには、叩いたり、煮立てたりする必要があった。シーツやその他重くかさばる物を手で絞るには大変な肉体労働が要求された。洗濯物の乾燥は天候次第であっただけでなく、都会では干している間に外からのススで洗いたての衣服が灰色になりかねなかった。中流階級の家庭では通常、洗濯日には主婦もレイディ然とはしておれず、料理人や子守女中も含めともかく全ての使用人が十二分に洗濯の作業に加われるように、その他のほとんど全ての家事の雑用を主婦が分担した。そして家族の全員がおそらくこのような日には残り物の冷たい食事を取ったことであろう(20)。

雇主である中流家庭の女主人たちは、往々にして使用人から、今から考えれば非現実的なまでの献身とたゆまぬ労働を要求した。それでもほとんどのヴィクトリア期の家庭は、現代の水準からすれば清潔できれいとは言い難かった。家事使用人たちがほとんど週に6日間せっせと働いたにもかかわらずである。彼女らが怠慢であったのではなく、当時の家事の技術からして家庭内のあまさぬ清掃はただ不可能なことであったにすぎない。当時のフェミニスト的著述家の一人、ダイナ・クレイクは、その著『女性に関する女性の見解』(1861 年)の中で、中流階級の女性は彼女らの使用人が同じ女性であることを忘れていると叱責している。彼女らは家事使用人たちに敬意と憐れみを示す義務がある、と(21)。

以上見てきたように、工業化の開始以来、19 世紀の間にさまざまな分野であれほど急激に積み重ねられた技術革新が、世紀末に至るまで家事においてはほとんど影響を及ぼさなかった。そして 19 世紀末ですら家事の機械化の歩みは緩慢なものであった。家事労働を節約する諸発明はどのように中流の比較的富裕な家庭に入り込んでいったのであろうか。

(二) 家事の機械化のプロセス

工業における機械化とは、仕事の主要な担い手が人間の手から機械に代わることを意味した。しかし、ただ機械を使用するだけではなく、個々の機械を相互に組み合わせて、流れ作業や科学的管理などを通じて作業過程を組織化することが必要であった。このことは家事の機械化についても同様である。もちろん、家庭と工場は、全ての点で同じというわけではない。とくに、近代の家事に関しては「生産」という点はほとんど問題にならない。しかし、工業の機械化と家事の機械化には、重要な共通点がある。それは、どちらの場合も組織を改良し、労働力の節減が求められたという点である。このことが、機械化の導入の主要目標になっていた。

家事における労働力の節減は、手作業の機械化によって達成されるが、主として、洗濯、アイロンかけ、食器洗い、家具やカーペットの掃除など一連のクリーニングの作業がまずその対象となる。さらに、熱源と冷凍過程の機械化、そして調理の機械化が加わる。また、組織面での改良は、従来の作業過程を吟味検討して、それらをより合理的に

秩序だてることによって達成される。ここでは、住宅建築のデザインの問題がかかわってくる。したがって、動力機械が家庭の中に取り込まれていくプロセスだけで家事の機械化を論じるのではなくて、より広く家事の合理化の動きを当該時期において捉えなければならないことはいうまでもない。しかし、家事の広範で複雑な領域全体について具体的に論じる余裕はないので、ここでは以イギリスにおける家事の機械化の一般的特徴とその要因について述べておくことにする。

家庭のテクノロジーにおけるもっとも劇的な変化は家庭用の水道管の普及であった。19世紀末までは、河川や戸外の給水ポンプや貯水塔から水を運んでくることは骨の折れる毎日の作業であった。より裕福な地域では個々の家が水槽を所有していて、水売り人が水運搬車から定期的に水を満たしてくれるというやり方であった。水道管が家庭の中に入ってくると、掃除、洗濯そして衛生のために無制限に水が供給されるという贅沢を提供したのである(22)。

家事労働節減の便利な用具や機械類は富裕なごく一部の家庭にはすでに19世紀末に入っていた。しかし、家庭における動力機械の広範な使用は、第一次大戦後に家事奉公が姿を消して行く時期と一致した。家庭用機器の発達を注視するなら、発明と使用(家庭における実用化)との間に時間的ギャップがしばしば認められる。いくつか、その具体例を挙げておく。ガスや電気はほぼ同じ頃、ヴィクトリア時代の中葉に公的・工業的目的のために用いられていたが、家庭での使用はごく限られていた。熱源、動力源としての石炭の使用は、室内の汚れを生ぜしめ、かつ多大の労力を必要としたが、富裕な人々ですら、この種の改良にはなぜか長く抵抗していた(23)。結局はガスや電気がついには快適さと清潔さを向上させたのみならず、石炭を運搬したり、火を絶やさぬよう番をしたり、ランプを補充するといった労働力を節約することになる。ガスが初めて照明に用いられたのは1840年代であったが、一般的に取り入れられたのは1870~80年頃である。そして、1911年には実用化した電球の生産でガスは急速に電気に取って代わられた。ガス調理器は、早くも1812年に現れていたが、1890年代まではそれほど広く売られることはなかったし、一般的に家庭で使用されたのは1920年代である。そしてそのころには、1880年代から存在していた電気調理器が市場に出回わり出したが、ガスほどではなかった(24)。

さらに、19世紀末から1914年にかけての「衛生革命」は、家屋建築の独立したスペースとしてバスルームのための新しい間取りをもたらした。給湯設備も、1880年代から現れてはいるが、本格的利用は世紀転換期ごろといえよう。蓄音器やラジオなどの電化製品も同様である。配電装備が家庭の中に入り込むための需要を増したのは、家事労働節減の要因よりもこの種の家庭的娯楽の広がりであったかもしれない。電気アイロンは1890年代から売られ始めたが、これも普及はかなり遅れる。真空掃除機の原理は19世紀のうちに具体化し改良が重ねられたが、実用化にはいたらず、イギリスでこれが最初に売られたのは1901年である。しかしそれはまだ手動であって、電気の真空掃除機は1917年頃に普及するようになる。電気洗濯機は、アメリカ合衆国では1907年に市場に出たが、イギリスではそれより約10年遅れる。電動式の家庭用冷蔵庫も、アメリカのほうが早く1912年には販売を始め、イギリスでは1921年からである。ガス冷蔵庫は1933年以後に現れてくる(25)。概して家事労働節約の機器の商品化は、アメリカのほうが時期的に早く、積極的であったが、そのことはやはり家事労働をする人間の不足が最大の理由であった(26)。

以上、家事の機械化のプロセスのごく一端を概観したが、家事のいずれの部門も本格的機械化の導入は1920年代、両大戦間期とみることができる(27)。そのような変化の決定的要因は、すでに若干言及してきたように、家事使用人の数の減少にある。19世紀末にイギリスで最大の労働人口を要した家事使用人職は、20世紀に入り、ことに第一次世界大戦を経て衰退の一途をたどった。そこには「一人前の労働者」としての価値概念の転換があったと思われる。第一次世界大戦で男子労働力が大挙出兵したために国内の労働市場に空白ができ、その結果女子労働力は産業資本の再生産構造の中に必然的に編入される(ダイリューション)ことになった。この変化を経過して、女子労働者にとっても「一人前の労働者」は産業労働者であり、家事奉公は「劣った」「卑しい」あるいは補助的なものと蔑視されるようになった。このような価値の転換があったからこそ、戦後の家事使用人の賃金上昇にもかかわらず、家事奉公を好しとせず他の職業に移動していった女性が多かったのであり、その結果女子の家事使用人は急速に減少していったのである。世紀転換期ごろから店員や事務員といったホワイト・カラーの職種が女性に開かれつつあったこともこの変化に拍車をかけた(28)。

かくして、家事奉公以外の職業が労働者階級の女性にとってより魅力的となり、家事使用人の数が減少しはじめるにつれて、中流階級の女性やまた上流階級の女性ですら、家事労働のより多くの負担を引き受けざるを得なくなった。彼女らは「召使い」を使わない家事の問題に直面したのである。19世紀にすでに幾多のデモストレイションを見ながら実用化が逡巡されていた家事の機械化が、ここにいたってやっと実際に比較的富裕な中流階級から始動することになる。たとえば、台所のガスレンジがコックに、給湯ヒーターが炊事場女中に取って代わるといったぐあいである。もちろん、大戦間期に家事使用人が完全に消滅したわけではないが、それまで複数の使用人を雇っていた家庭でもどうにか一人を確保できればよしとせざるをえなくなり、しかもその場合でも以前のような終身雇用の住み込みのメイドは少なくなり、通勤による就業時間の一定したビジネスライクな雇用関係に変わっていった(29)。

ヴィクトリア時代に中流階級の女性は、家事使用人の安い労働力に支えられて、多かれ少なかれ有閑生活を享受していた。両大戦間期に家事使用人が減少して得難くなっても、一旦手に入れた「うま味のあるもの」を手放すことはできない。その時期に家事労働節約の機器の宣伝が中流家庭においてやっと効を奏し始め、その後家事のテクノロジーは時代の趨勢となり、受益者層を広げながら延々と絶えざる技術革新の歩みを続けることになる。ここで対照のために、本稿では家事の考察の中に含めなかった子産み・子育てに間接的に関わるテクノロジーについて付言しておきたい。19世紀中葉に中流階級の生活水準が向上し、その後の大不況期に直面しても一旦レベル・アップした生活水準を下げることはできない。したがって、子供の数を減らすことによって不況期を乗り切ろうとする。それで世紀末に中流階級において避妊の技術が普及し、家族規模が縮小した(30)。よく似た現象とは言えないだろうか。

三 家事の機械化と女性の地位

前述したような家事の機械化がイギリスの中流家庭において進行した両大戦間期には、制限付きながらイギリス史上初めて女性の参政権が認められた1918年から、完全な男女

平等普通選挙権の実施を見る1928年まで、確かにさまざまな領域で女性の前進が見られた。一般には、技術は女性を解放するものであると言われる。急激な経済成長と消費生活の向上を短期間で実現させてきたわが国でも、無数の家庭用電化製品によって、女性が家事からどんなに解放されたかという話をよく耳にする。本節では、家事労働に関するそのような解放の主張を、当該時期のイギリスについて歴史的に検討してみる。女性は本当に解放されたのか、あるいはもっと家庭に束縛されるようになったのか、なにが神話で、なにが現実であろうか。その考察の前に、イギリスの女性自身が「家事」(ハウスワーク)に対してどのように考えてきたかを概観しておきたい。

(一) 家事労働に対する女性の態度

ここ数十年来の「ウーマン・リブ」や「女性学」の発展は、女性がもっぱら家事労働に従事することを当然のこととする性別役割分業を疑問視するフェミニスト的家事労働論を展開させ、また現実の社会と家族をめぐる背景の変化とあいまって、男女が家庭の中で育児を含む家事労働の負担を共有すべきという提案が盛んにおこなわれている(31)。しかし、1980年代の視角から遡及的に振り返るべきではない。

工業化の開始以来、イギリスにおける家族と女性の状況は劇的な変化を被ってきたのは確かであるが、今世紀半ばまでの過去3世紀ぐらいを振り返ってみるに、家事労働に対する女性の姿勢はなんら根本的変化を受けなかったように思われる。大多数の女性は、家事労働を自らの主要な仕事として受け止めてきた。もちろん、だからといって女性全てが家事労働に対して同一の感情をもったわけではない。それどころではない。女性たちのある者は家事を愛し、それに大きな満足感を見いだした。他方、おきまりの家事のルーティーンを、たとえば洗濯日とか無能な使用人を監督する仕事とか家計のやりくり算段の苦闘とかを心底嫌っていた者もいた。早くも1722年に若い女性向けの処世の手引きを出版したジョン・エセックスは、次のように慨嘆している。すなわち、家事(ハウスキーピング)が「最近当世風のレイディたちによってあまりにも怠られ過ぎている」こと、彼女らの「役に立たない教育」や嘆かわしい無知の結果、これらのレイディたちは、家庭や召使いの管理は「上流の人間がやるには、余りにもいやしく、意義のない、取るに足りないもので」、それらはただ「農夫の妻のような劣った階層や状況の女性に適したもの」と考えるようになっている、と(32)。しかしながら、家事労働に対する女性の態度のあらゆるヴァリエーションを考慮に入れても、女性が、家事労働は女性の仕事であるという基本的な仮説を疑問視することは全くなかったと言ってよい。たしかに、女性が家事労働に対する一種の抗議と解釈されうるような反社会的行動のはっきりした徴候を示したということはほとんどなかったのである(33)。前述したように、ヴィクトリア期の中流階級女性の多くは程度の差はあれ有閑生活を我が物としたが、彼女らの家事労働からの解放は、父親や夫といった男性からの要請によって実現したわけで、外の公的な世界で自らのキャリアを追求するためでも何でもなく、家事奉公の管理・監督の任におさまったに過ぎない。

それでは、ヴィクトリア期のフェミニストたちは家事労働をどのように見ていたのであろうか。フェミニストたちが、女性が家事労働をすることの是非に関心を寄せていたという証拠はほとんど見あたらない。フェミニストの著作や活動は、彼女らの性に関わる他の諸問題に焦点を当てていた。たとえば、女子教育、婦人参政権、法律改正、産児制限などである。彼女らはこのような個々のフェミニズムの課題を推し進めることを欲

したが、家庭内の労働分担の現状を変えることは主要課題ではなかった。たぶんこれはイギリスのフェミニズムのプラグマティックな性格によるものであろう。しかしそれはまたフェミニストとなった女性の個人的な関心やニーズを反映していた。彼女らのほとんど全てが相対的に裕福な家庭の出であり、家事使用人を雇う余裕のある人たちであったということは重要な点である。言い換えるなら、彼女らは、大多数の女性によって経験されていた家事の雑用に妨げられることなく、自らの活動にほぼフルタイムで専念することができた。したがって、彼女らにとって、家事労働は重要な論点ではなかったのである。

他方、19 世紀のイギリスのフェミニストたちはほとんど、家庭と子供に対する女性の責任を当然のものと容認していたし、女性は仕事か、結婚して母親となることのいずれかを選択しなければならないと信じていた。女性のための雇用の機会の拡大を要求するフェミニズムも、ヴィクトリア中期の「余分の女性」、つまり不幸にしてシングルにとどまった女性を救済する動きであった。フェミニストの要求は、公的世界における男女平等であり、母親である既婚女性のための特別な配慮や保護や条件、また男性が家庭の中で育児や家事労働を分担するというような提案は全くなかった。公的活動を追求することを敢えて決心した例外的な女性も、女性の役割を家庭の中に定める「ドメスティシティー」のイデオロギーに束縛されて、その社会的規範を公然と斥けることはまずなかった。たとえば、ジョゼフィーヌ・バトラーは、性病諸法と道徳の二重基準に対する彼女の闘いを家庭生活の神聖さという名のもとに闘った(34)。また、ミリスント・ガレット・フォーセットが婦人参政権を要求して闘ったのは、女性に「炉辺」すなわち家庭を棄てさせるためではなく、むしろ母親の声を国家的レベルで代表させるためであった(35)。

すでにいくらか言及したが、アメリカでは早くも 19 世紀中ごろにキャサリン・ビーチャー(1800-1878、『アンクル・トムズ・ケビン』の著者ストウ夫人の姉)が、家事の問題を女性問題全体と関連させ、かつ民主主義社会における「家事奉公」の矛盾を指摘し、「召使いのいない台所」のアウトラインを示していた(36)。ところが、イギリスでは本稿が扱う時期にいたるまで、女性解放運動の中から家事の機械化・合理化のテーマが提起されることはほとんどなかった。しかし全くなかったわけではない。たとえば、ヴィクトリア中期からエドワード期にかけてのイギリス・フェミニズムの機関誌『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』には、「家事管理の協同」や「協同調理」の提案がなされてはいる(37)。コーペレイションと言えば、主として労働者階級の中での運動であるが、同誌に見るこの二つの提案は、内容からして明らかに家事使用人の不足に直面し始めた比較的富裕な階級の対策という性格が顕著である。ここでは後者の提案、すなわち 1889 年 8 月 15 日号にヘンリ T·ジョンソン夫人(詳細不明、リヴァプール在住)という人物が寄稿した提案を簡単に紹介しておく。

彼女は、ロンドンのウェスト・エンドの通りに立ち並ぶ、家賃が年 80 ポンドから 100 ポンドの家庭がおのおの個別に使用人と炉の火をもって日々の料理を行っているという現状は時間とお金と安楽の浪費であると考え、協同調理供給センターの設立を提案している。この協同調理センターの構想は、ここ 10 年来わが国の大都市で流行っているいわゆる「惣菜宅配業」を思い起こされ、興味深い。その構想はこうである。まず、「日々のディナーを 100 家族に供給することのできる調理センター設立のために適当な地所を借りるのに、一定地域の住民がその負担を共有し合う」。「そのセンターには労働を節約する経済的な設備が必要である。食料品は大量購入する。100 家族分の料理のためには、腕

のいい二人のコックと4人の助手がいれば充分である」。「ディナーの注文は前日に申し込まねばならない」。そして、各家族に料理を配達するのに、さまざまなコースの料理を冷めないように保つための具体的な工夫を怠りなく提案している。また「ディナーの配達は、個々の顧客の好き勝手な時間になされるのではなく、定められた間隔で‥‥規則正しく、パンクチュアルになされねばならない」。当センターは「良質の食料品を用いて、何よりも美味しい調理を心がける」、という。もちろん彼女は、このセンターの運営方法についても、株主委員会の組織、出資のやり方、注文の支払い方法、利益があがった場合の還元方法なども詳述している。それでは、このセンター構想の利点はどのように考えられているか。まず、各家族でお金が節約できる。なぜなら、コックの賃金と賄い料、それに料理に消費される石炭が要らなくなるし、食料品のコストが小売りよりずっと安い卸購入で節約される。さらにほとんどの家庭で行われている浪費が節約できる。その浪費とは「幾分かはコックの未経験と不注意によって、また幾分かは不可避的に生じているのであるが、毎日のディナーの準備に必要な量を正確に購入できないことから生じる浪費」である。次に、家庭の女主人は、大いに時間が節約できる。未経験なコックを監督する不愉快な義務から解放されるだけでなく、買物をしなくて済むからである。「そのように節約される時間を、彼女は自らの家族のためになるようにもっと大切に用いることができるであろう」。

この提案の著者が、協同調理によって節約された時間でもって女性がなす「家族のためになること」をどのように考えていたかはよく分からないが、彼女はほぼ10年後に同じ雑誌にほぼ同じ提案をしている(38)ものの、この構想はあくまでも試案の域を出ずに終わってしまったことは確かである。

(二) 家事の機械化と女性の「解放」

前述したように、両大戦間期に中流家庭の家事に機械化が及び始めた決定的要因は、家事奉公の衰退と家事使用人の減少であった。では、家庭への機械化の導入において女性はどのような役割を演じたであろうか。この点で男性と女性のどちらがイニシアチヴを取ったかということは、各家庭で避妊のテクノロジーの受容に夫と妻のどちらがイニシアチヴを取ったかという問題と同様に、実証的に答えを出すことはむずかしい。なるほど、家事労働の本質を変えることになった最重要な5つの産業 ── 石炭、鉄、水、ガス、電気 ── の発達において女性自身は全く何の役割も演じなかったし、彼女らは時間および労働を節約する機器を発明もしなければ改良もしなかった。しかし、1920年代の家事の機械化の開始後は、中流階級の女性はその機械化の波を敏感にキャッチして、積極的に導入に努め、その後現代に至るまでの果てしない技術改良を生み出していく中心的役割を担った。一例をあげるなら、キャロライン・ハズリットが「女性電気協会」を設立したのは1924年のことであり、この組織は、イギリスで初めて家庭用テクノロジーの改良を要求して議会でロビー活動をする女性のプレッシャー・グループとなったのである(39)。

それでは、当該時期の家事の機械化は、女性の地位の向上に結び付いたかどうか。ジョアン・ロスチャイルドは、アメリカ社会を念頭においてではあるが、女性を解放する要因としての家庭用技術は二面性をもつものであると言う。すなわち、一方では技術は女性の解放の前提条件となりうる。しかし、「技術は家事労働の中の最も負担になる部分を大いに軽減したが、それによって女性が主婦という役割から解放されたわけではない。

技術は、資本主義の家父長的政治秩序を支え、性による労働区分けを強化し、女性を家の中での伝統的役割にますますがっちりはめ込んでいる。実は、女性を解放するという口実のもとに、技術は、女性の経済的依存性を高め、経済学によって女性の家事労働に対する管理を強めることに手をかしている」と(40)。このことは、1920 年代のイギリス中流階級女性についてもほぼ当てはまることである。

ここで、当該時期のイギリスの家事の機械化の進展がもたらした二つの結果を挙げておく。一つは、家事の内容とレベルの均一化ということである。これは、機械化だけの結果ではなく、都市化の成長やコミュニケイションの発展などが絡み合って生じたものである。すなわち、工業化前の家庭生活を特徴づけていた明白な地域的相違が徐々に消えていった。イングランドの女性もスコットランドの女性もますます同一の水準の家庭の「清潔さ」を共有するようになった(41)。

第二に、両大戦間期には家政(ハウスキーピング)の非常に高い水準が期待されるようになった。このことは、当時の中流家庭の主婦向けの家庭雑誌の記事に充分に反映されている(42)。なかんずく、「清潔さ」の程度のレベル・アップが挙げられる。先に見たように、ヴィクトリア期には洗濯の大仕事ゆえに洗い物を極力出さないように控えていたのが、こまめに下着でもシーツでも取り替えるようになるといった具合いである。また、導入され始めたばかりの当時の機械はそれほど操作が簡単ではなかったから、使いこなすのも容易ではなかった(43)。

実際、両大戦間期のある家事の手引書は、主婦を「今日の熟練労働者(クラフト・ワーカー)」と称した(44)。「クラフト」という表現には、家事労働を適宜手抜きの可能な雑役ではなく、細々としてはいるが精巧な、フルタイムで専念すべき仕事というニュアンスが感じ取れよう。当時のさまざまな手引書に見る「良き家政」の指針は、中流階級の主婦の日常をほぼ完全に占有していた。それらは、主婦が自らの家庭管理のやり方を科学的に検討するように奨励し、まるで工業分野で行われているような時間と作業能率の相関調査に基づいた時間の割り振りを採用する重要性を強調した。と同時に、安定と平和と秩序を象徴していたヴィクトリア期の家庭観、「ドメスティシティ」の礼賛は、両大戦間期にも弱まるどころか中流階級のみならず労働者階級の上層部においてますます強化されていった(45)。

したがって、理論上は家事の技術の普及がその技術を管理した中流階級女性に多くの余暇を生み出し、ひいては「女性解放」につながるという因果関係は、当該時期のイギリスにおいては前述したような多くの但し書を考慮に入れると、否定的とならざるを得ないのである。

さらに但し書をもうひとつ追加しておかねばならない。それは、本稿で敢えて考察の外においた子育ての問題である。当該時期の避妊の技術の普及は、子供の数の減少をもたらしたものの、両大戦間期の性別役割分業観の強化は、家事使用人の激減と相まって中流階級女性に自ら子育てに多くの時間を割くように奨励した。これは明らかに、生まれたばかりの子供を早々に家屋の上部にある子供部屋に追いやって乳母や子守女中の手に委ねたヴィクトリア期のあり方からの離反である。前述した家政の水準の向上は、子育てにおいても顕著に認められ、母親の責任、「スキンシップ」の重要性、科学的育児法などが強調された。両大戦間期の児童心理学者は新しい育児運動を提唱し、子供の人格を形成する専門家として母親の役割を強調し、哺乳スケジュールなど念入りなルーティーンを事細かに指示した。要求される子育ての高い水準が、郊外の邸宅に住む孤立状態

に近い多くの中流階級女性に新しいストレスを生み出し、両大戦間期に「サバーバン・ノイローゼ」が蔓延したというのもあながち誇張とは思われないのである(46)。

むすび

最後に、前述の諸節の中では文脈の関係上書ききれなかった点を若干補足して本章を締めくくることにしたい。

イギリスにおける家事用技術の諸発明とそれらの実用化との時間的ずれの説明として、イギリス特有の文化的姿勢という一般的背景にも言及しておかねばならない。イギリスの国民性が本来保守的であるとはよく言われることである。たとえば、マーティン・J・ウィーナは、今日のイギリス経済の活力の衰退と絡み合わせて、この点を歴史的に考察している。彼は、イギリス人の「進歩に対する反感」を経済発展の諸力 ── すなわち科学技術、工業、商業 ── を取り囲む「文化的防疫線」とまで呼んでいる。そして、この知的防疫態勢が形成されたのは、とりわけヴィクトリア期の後半の社会的変化の中であり、それ以後、中流以上の人々は、穏やかな農村主義的で懐古趣味的な、特殊の「イギリス流の生活様式」を守る傾向を広く受け入れた、という(47)。そのために物質的成長と技術革新を理想とする態度は阻止されることになった。

たしかに19世紀後半においては、家庭の中に新しい技術を取り込むことへの疑惑は大きかった。新興中流階級がその上昇する経済力と社会的地位のシンボルとして、豪華な家具調度品や馬車などの「道具立て」(パラファネイリア)を競って所有しようとしたけれども、家事の技術はステイタス・シンボルとはならなかった。半ば封建的な家事使用人雇用という生活様式がステイタス・シンボルだったからである。

今世紀に入って、とりわけ両大戦間期に家事使用人雇用という生活様式の維持は決定的に困難になった。ここにいたって、中流階級の生活を少しでも快適にし、便利にする技術の導入に対する意識が変化し、家事の技術が本格的に実用化の運びとなったのである。

すでに見てきたように、家事労働の機械化はイギリス女性の地位向上の積極的要因となったわけではなかった。イギリスにおけるフェミニズムは18世紀末のメアリ・ウルストンクラフトによって初めて本格的に思想として成立し、次いでヴィクトリア時代中葉の中流以上の女性たちの多様な現実的問題から社会運動として形成されて以来、連綿と、しかも縮小することなく成長を続けてきた。そのような運動が婦人参政権を始めとするさまざまな具体的成果の結実を見るのはたしかに両大戦間期に著しい。時期的に符合して、この時期に家事労働の機械化がもはや逆戻りしない形で緒に就いた。家事技術の進展と女性の地位の向上との両者の因果関係はこの時点では歴史的に認められないものの、以後この両者は深く関係しあって、前者は戦後のイギリス女性の実質的な解放に向かって進みゆく基礎を提供したと言えよう。

註

(1) S・ギーディオン著、GK 研究所・栄久庵祥二訳『機械化の文化史 ── ものいわぬものの歴史』鹿島出版会、1977年、第6部参照。原著の出版年は1948年。

(2) たとえば、以下を参照。Jane Lewis, ed., *Labour and Love: Women's Experience of Home and Family, 1850-1940*, Basil Blackwell, 1986, pp. 1-27.

(3) 前工業化社会における女性の労働の社会史的研究としては、以下を参照。Bridget Hill, *Women, Work, and Sexual Politics in Eighteenth-Century England*, Blackwell, 1989.
(4) Wanda F. Neff, *Victorian Working Women: An Historical and Literary Study of Women in British Industries and Professions, 1832-1850*, Frank Cass, 1929, reprinted 1966, pp. 186-189.
(5) Mrs. Sarah Ellis, *The Women of England: Their Social Duties and Domestic Habits*, Fisher, 1838, 1839, p. 26.
(6)『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の "Public Opinion on Questions Concerning Women" というコラムに『セント・ポールズ』誌から転載された記事より引用。"Women of the Day" from *St. Paul's* for June, *the Englishwoman's Review*(以下 ER と略す), no. 8, July, 1868, p. 496-497.
(7) Pamela Horn, *The Rise and Fall of the Victorian Servant*, Gill and Macmillan, 1975. また、補論一を参照のこと。
(8) M. Taylor, The First Duty of Women, 1870, p. 51, quoted in J. A. and Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, Schocken Books, 1964,(拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち ── フェミニズムと家族計画』創文社、1980 年)100 頁。
(9) J. A. Banks, *Prosperity and Parenthood: A Study of Family Planning among the Victorian Middle Classes*, Routledge and Kegan Paul, 1954, p. 71.
(10) Pamela Horn, *op. cit.*, p. 17.
(11) *Ibid.*, p. 13.
(12) Catherine E. Beecher and Harriet Beecher Stowe, *The American Woman's Home*, New York, 1869, p. 318,(ギーディオン、前掲書、498 頁に引用)。
(13) Horn, *op. cit.*, pp. 32-33.
(14) たとえば、以下を参照。Mrs. I. Beeton, *Book of Household Management*, London, 1861. また、中流階級女性の家事労働については以下を参照。Jane Lewis, *Women in England, 1870-1950: Sexual Divisions and Social Change*, Wheatsheaf Books, 1984, pp. 112-116.
(15) ヴィクトリア時代の家事の詳細については、多数の文献を参考にしたが、代表的なのは次の文献である。Julia M. Gergits, "Housework and Domestic Technology", in Sally Mitchell, ed., *Victorian Britain: An Encyclopedia*, Garland, 1988, p. 378.
(16) *Ibid.*
(17) *Ibid.*
(18) Liz Stanley, ed., *The Diaries of Hannah Cullwick: Victorian Maidservant*, Virago, 1984.
(19) 上記の日記の他に以下をも参照。L. Davidoff and R. Hawthorn, *A Day in the Life of a Victorian Domestic Servant*, George Allen and Unwin, 1976.
(20) Gergits, *op. cit.*, p. 378.
(21) Dinah Craik, *A Woman's Thoughts about Women*, 1861, quoted in Gergits, *op. cit.*, p. 378.
(22) *Ibid.*, pp. 378-379.
(23) *Ibid.*
(24) Alan Clinton, *Printed Ephemera: Collection Organization and Access*, Clive Bingley, 1981, chap. 5, pp. 48-57.
(25) このパラグラフに述べた諸々の家事労働節約機器の普及については、ギーディオンの前掲書の他に以下の文献を参照。*Ibid.*; Gergits, *op. cit.*; Wendy Faulkner and Erik Arnold, ed., *Smothered by Invention: Technology in Women's Lives*, Pluto, 1985; Christina Hardyment, *From Mangle to Microwave: The Mechanization of Household Work*, Polity, 1988; Marjorie & C. H. B. Quennell, *A History of Everyday Things in England IV, 1851 to 1914*, B. T. Batsford, 1934, repr. 1983; S. E. Ellacott, *A History of Everyday Things in England, V, 1914 to 1968*, B. T. Batsford, 1968, repr. 1980; Ruth Schwarts Cowan, *More Work for Mother: The Ironies of Household Technology from the Open Hearth to the Microwave*, Basic Books, 1983.
(26) *Ibid.*, chap. 4, およびギーディオン、前掲書、587 頁。
(27) Clinton, *op. cit.*, p. 42.
(28) Horn, *op. cit.*, p. 24 & chap. 9..
(29) *Ibid.*, p. 29 & chap. 10.
(30) J. A. and Olive Banks, *op. cit.*, chap. 7.
(31) 水田珠枝「家事労働論争」(女の戦後史 73)『朝日ジャーナル』1984 年 8 月 31 日号、70-75

頁。

(32) John Essex, *The Young Ladies' Conduct*, 1722, quoted in Caroline Davidson, *A Woman's Work Is Never Done: A History of House-work in the British Isles, 1650-1950*, Chatto & Windus, 1982, p. 193.

(33) *Ibid.*, pp. 193-194.

(34) Jane Lewis, *op. cit.*, p. 105.

(35) Jane Lewis, ed., *op. cit.*, p. 10.

(36) Catherine Beecher, *A Treatise on Domestic Economy*, Boston, 1841. 家政学の教科書とも言えるこの本が、妹ハリエット・ビーチャー・ストウとともに全面的に書き改められて、出版されたのが、註(12)に挙げた本である。

(37) 「家事管理の協同」については、Elizabeth P. Ramsay, "Co-operative Housekeeping", *ER*, no. 30, Oct. 1875, pp. 435-443. また「協同調理」については、Mrs. Henry T. Johnson, "Cooking by Co-operation: A Suggestion", *ER*, no. 195, Aug. 15, 1889, pp. 346-348; Do., "Cooking by Co-operation", *ER*, no. 196, Sept. 14, 1889, pp. 398-400.

(38) 厳密に言えば、ジョンソン夫人が彼女の構想をさらに熟した形で *Central Co-operative Kitchins instead of Private Cooks* という書物を 1897 年に出版し、その本が好意的に書評されている。*ER*, no. 238, July 15, 1898, pp. 208-209.

(39) Hardyment, *op. cit.*, pp. 30-31.

(40) ジョアン・ロスチャイルド著、綿貫礼子他訳『女性ＶＳテクノロジー』新評論、1989 年、277 頁。

(41) Davison, *op. cit.*, p. 201.

(42) Lewis, *op. cit.*, p. 116.

(43) Cowan, *op. cit.*, pp. 154-159.

(44) Lewis, *op. cit.*, p. 116.

(45) *Ibid.*, pp. 112-114.

(46) *Ibid.*, p. 116.

(47) マーティン・Ｊ・ウィーナ著、原剛訳『英国産業精神の衰退 ── 文化史的接近』勁草書房、1984 年、v-vi、6-8 頁。

補論一 ヴィクトリア時代の家事使用人の盛衰

はじめに

「私は退屈していた」。十分な教養を積んだ知識階級の若い女性がある日突然、退屈しのぎばかりに精力を費やす生活にばからしさを覚えた。なんとかしなくちゃ。仕事をして自分でお金を稼いでみよう。そして、彼女は「コック・ジェネラル」と呼ばれる料理人兼女中業に志願する。この彼女が、自分の家では一度も料理をする機会がなかったというのがおかしい(彼女自身の家では 30 年来台所をとりしきっているコックがいて、台所用品は全部自分の物だと思っていて、誰かがこっそりこのコックの領分に侵入して彼女がていねいに使いこんできた鍋類をいじりでもしようものなら、大騒ぎになるのである)。主人公は周旋所を手づるに、通いや住み込みで、大家族の、独身男の、新婚夫婦の、はたまた使用人が十数人もいる地方の名家の、各家庭を転々とし、さまざまの経験をする。情け深い家族もあれば、そうでない家もあった。裕福な主人もあれば、そうでもなさそうなものもあった。でも家事使用人の生活はどこでも同じ。朝から晩までただひたすらに人に仕えることに変わりはない。あげくの果てに、心身ともに疲労困憊の極みに達した彼女は、「台所仕事につきもののみじめさについても知りすぎるほど知ってしまった」と言って、この稼業から足を洗うのである。

これはモニカ・ディケンズが 1939 年に出版した半自伝的小説(高橋茅香子訳『なんとかしなくちゃ』)のあらすじである。そこではまだよき時代の名残りをとどめたイギリス中産階級の生活がのぞかれる。モニカ・ディケンズはヴィクトリア時代の文豪チャールズ・ディケンズ(1812-1870)の曾孫にあたる。曾祖父ディケンズの小説の中にも幼い雑働き女中がいっぱい出てくる。あるものはみじめで、あるものは陽気である。戯画化されていても、そこには現実の家事奉公の生活が写し出されているように思う。

本論で取り扱うのは、まさしくチャールズ・ディケンズの活躍していた時代である。しかもモニカのようなかりそめの「お手伝いさん」ではなく、やめる自由などまったくない真の家事使用人階級を対象として取り上げるのである。

一 ヴィクトリア時代における家事使用人の流行

(一) 家事使用人雇用の意味

19 世紀最大級の政治家、ベンジャミン・ディズレーリは若いころいくつかの小説を書いた。そのうちのひとつ、『シビル』(1845)の中で、かれが富める者と貧しき者とを「二つの国民」として描いたことはあまりにも有名な事実である。このような社会的区分は、農村の伝統的な生活においてよりも、工業都市においてより一層顕著であった。

これより約半世紀近く時代は下って、ヨークの、チョコレート製造を業とする有名な家族の出身であったベンジャミン・シーボーム・ラウントリ(1871-1954)は、統計的調査を基礎にして、「二つの国民」という社会的区分を別の言い方で表わした。実業家というよりはむしろ博愛主義者でかつ社会学者でもあったラウントリは、約 10 年前にチャールズ・ブースがロンドンで実施した貧困に関する社会調査に深く心を動かされた。そして、自らの居住するヨーク市において戸別調査をおこなって、いわゆる「貧困線」の概念を設

定し、のちに社会科学の領域での古典的文献となる『貧困、都市生活の研究』(1901)を著わした。その調査分析の中で、ラウントリは「家事使用人を雇っているかいないか」という相違によって、労働者階級とそれ以上の社会階級とを区別することができる、とした。たしかに、ヴィクトリア時代のイギリス社会は大きくいって家事使用人を雇用する人びととそうでない人びとの二つのクラスに分かれており、その二つのクラスはディズレーリの「二つの国民」にほぼ該当したのである。それ以来、この区分法は一般に用いられるようになった。

いま、社会を二つのクラスに分けたが、より正確にいうなら、第三のカテゴリーとして、19 世紀末には 150 万人近くに増大し、当時のイギリスで最大の職業上のグループを形成していた「家事使用人」の階層を取り出すことができる。ヴィクトリア時代においてこれほど多くの人びとが、この「家事奉公」の職種で生計の糧を稼いできたのだから、家事使用人の生活は社会史上、無視することのできないテーマといえよう。だが、単なる数的大きさだけから重要なのではない。ラウントリの社会的区分のメルクマールとして家事使用人雇用の有無が取り上げられたのは、19 世紀の家事使用人に、独特の社会的意味が付着していたからである。

なるほど、「家事使用人」という言葉の定義は容易ではない。ひとに個人的に奉仕する「召使い」(サーヴァント)は人類誕生とともに生まれ、現代にいたるまで普遍的に存在するものであるが、その語が含む社会的意味内容は歴史的に変化してきた。だが、今日理解されているような家事奉公の起源として、古代の「奴隷」や中世イングランドにまでさかのぼる必要はない。19 世紀に直結する時期、17-18 世紀の家事使用人については、すでに 1949 年に社会史研究に一時代を画した女性研究者ドロシー・マーシャルの研究が残っている。本論が取り扱うのは、都市化・工業化の進行とともに急増していった 19 世紀の家事使用人階層である。そのような家事使用人の生活について具体的に語る前に、まず、その時期の家事使用人階層の極端な膨脹の社会的背景と、その時期独特の家事使用人の特徴とを述べておかねばならない。

(二) ホーム・スウィート・ホーム

産業革命以後の諸変化は、イギリスの家庭生活の諸条件を大幅に変えてしまった。すなわち、これまで家庭でおこなわれていた生産活動が次第に工場に移されて、経済的単位としての家族の役割が減少していったことによるものである。だが、経済的単位としての家族の機能が弱まった反面、ヴィクトリア時代の「家族」は、精神的な自足の単位としての側面を強化し、堅実でノーブルな社会制度としての概念を強めていった。とりわけ上昇するミドルクラスは、家族および家庭の神聖さを非常に強調するようになった。当時イギリスの女性の義務について一連の書物を著わして、相当の人気を博したエリス夫人の一節を引用しておこう。「……外からは秩序や安楽が家庭内で保持されているように見えるべきであるのみならず、すべての家庭的光景のまわりには信頼という強力な壁がめぐらされていなければならない。いかなる内的不信もそのような壁を崩すことはできないし、いかなる外部の敵もその壁を突き破ることはできないのである」(『イングランドの女性』1839)。このように、家庭というものは男性が外の実業生活の諸々の試練から生気を回復することのできる城であり、世俗の利益追求の、激烈なまでの闘いからの避難所であった。たしかに、産業や商業にかかわる外的世界の厳しい競争場裏と家庭の「平和」とのこのような対照は、ヴィクトリア人の心情にもっとも訴える力を有したの

である。あの甘ったるいバラッド「ホーム・スウィート・ホーム」(「埴生の宿」)は 70 年代以降にポピュラーになったが、この賛歌などはおそらく 19 世紀中葉の家庭的理想をもっともよく表現したものであろう。実業における成功・繁栄と、堅実で「お上品な」家庭生活の保持とは、対をなして、世紀中葉のミドルクラスの理想を表現するものであり、その理想はまさに独立独歩のヴィクトリア人にぴったりするものであった。

1850 年から 70 年にかけての時期は、とりわけミドルクラスの諸階層にとって未曾有の繁栄期であった。物価は上昇したけれども、所得の方がより急速に上昇した。高価な飲食に、贅沢な住居に、そして家庭の必需品一般により多額の金が費やされた。戸内戸外の種々の仕事に従事する専用の使用人がますます多く雇われた。家庭で頻繁にディナー・パーティが催され、毎年定例の休暇を海辺のリゾート地や海外で過ごした。馬車を所有し、御者か馬丁を雇った。息子をパブリック・スクールからオックスブリッジにやり、娘の教育にはガヴァネスと通称された住み込み女家庭教師を雇うといった風に、上流階級の慣行を模倣した。要するに、ミドルクラスの家庭においてその収入の増加に応じて、上昇する経済力とリスペクタブルな社会的地位のシンボルとして、さまざまの有形無形の道具立てがととのえられていったのである。これらにお金を投下することは文化的生存のための必要条件であり、社会的評価を受けるために外部に誇示するという形で現われたので「衒示的消費」と称される。

そして、これら、ミドルクラスの家族の「地位の象徴」としての道具立てのなかでも絶対に欠くことのできなかったのは、最低 1 名の家事使用人の雇用であった。そのほかの道具立てを自らのものとする余裕はなくても、たとえカーペットはぼろで、家具はみすぼらしく壊れていようとも、年に 130 ポンド程度の低所得の、ミドルクラス最下層の家庭でも、なんとかして一人のメイドを雇っておきたいと苦しい努力をしていたのである。社会の中流の階層における生活水準の上昇が、古くは貴族・ジェントリ階級のみの慣行であった家事使用人雇用に対する需要の増大を生ぜしめたのは、すでに 17 世紀ごろからであった。だが当初、この変化はゆっくりと進行していたにすぎない。ところが、この傾向は 19 世紀に入るや急激に加速化されて、さらに一層強化されつつ 20 世紀初頭まで続くことになるのである。

(三) パーフェクト・レイディ

すでにみたように、ヴィクトリア時代の家事使用人は、かれらを雇う家族の社会的自負と威厳の保持のために欠くべからざるものとして求められた。だが、かれらはただステータス・シンボルとしてのみ必要とされたわけではない。現実に家事使用人による家事奉公という労働形態を採用せずには、ミドルクラスの家政が完全に機能しえなくなっていたのである。そして、そのような専門的使用人を雇うことの前提には、使用人が賃金と引き換えに従事する仕事を、女主人たちが自らおこなわなくなっているという事情があった。つまり、家事使用人の雇用主たるミドルクラスの女主人が、もはや家政の実際面には携わらなくなっていたのである。したがって、ここで、工業化の進展とともに生じてきた女性、とくに既婚女性のあり方の変化 ── とりわけ社会の階梯を上昇しつつあったミドルクラスの場合 ── について若干触れておかねばならない。

工業化以後、家庭が生産の場としての機能を完全に失い、もっぱら消費行動の場に変わることによって「二つの国民」の上層部の女性の隷従・遊惰は決定的となった。1850 年代および 60 年代ごろにはミドルクラスの女主人は、「永遠に食料品貯蔵室や台所の上に

まつりあげられて下には降りてこないように」なった。とはいえ、彼女たちは骨の折れる不愉快な家事労働をただ単にさぼって避けていたわけではなく、自らが属している社会的地位の人間に期待される規準を満たそうと努めていたのである。「妻たる女性はだれでも、その資産が増加するにつれて、労働を伴う家事のことごとくを他人の手に委譲する。それだけの余裕ができるやいなや、彼女はまず通いの洗濯女を、それから雑役婦を、次に料理人兼女中を、一人か二人の乳母を、ガヴァネスを、彼女自身の侍女を、家政婦をといった順に雇っていく。そしてそれら使用人への支払いが彼女の資産を超えてさえいなければ、そのように次々と家事使用人を増やしていく彼女の行動が途中でとがめられるということは一切ない」(M·テーラー『女性の第一の義務』1870)。遊惰・無為が「パーフェクト・レイディ」の最大の徳目として積極的に奨励され、女性の遊惰という生活様式そのものがステータス・シンボルとなり、ミドルクラスの家庭的理想を完結させるものとなった。台所は社会的威信を誇示すべき場所ではなかった。「女性が家庭の雑事に活発に介入することと、洗練された文化とは相容れない」ものだったからである。実際、ジェントルウーマンは家庭内でも往々にして手袋をはめていたが、それは彼女らが家事労働から「解放」されていることを示すためであった。既婚女性の務めはホステスとしての才覚を発揮し、また衒示的消費を自ら実践することによって、妻子を贅沢な遊惰の内に扶養できるという夫の能力を対社会的に誇示することであった。

このように、19 世紀の家事使用人雇用の増大の背景には、パーフェクト・レイディとしての有閑女性が存在した。と同時に、逆に、ミドルクラスの女性が実際の家事労働から解放されるのは、ただ安く数多い家事使用人の供給があったがゆえに保証されたのである。すなわち、家事使用人も女主人もともにステータス・シンボルであり、しかも相互に補完し合う関係にあったのである。

二 家事使用人の生活空間

(一) 家事奉公における女性の優位

家事奉公という職業領域における 19 世紀的特徴として、第一に家事使用人の女性化ということが挙げられる。このように言うと、幾分奇異にきこえるかもしれない。家事使用人といえば、まず女性を頭に思い浮かべるのがおそらく普通であろう。だが、イギリスにおいて家事使用人が本来的に女性であったわけではなく、女性の圧倒的優位はむしろ 19 世紀のミドルクラス的現象なのである。家事奉公の中でも執事、園丁、御者、馬丁といったものはつねに男性の職種であったが、台所を中心とした家政の領域も、工業化前の上流階級の家庭ではほとんどが男子によって担われていたか、あるいは数的に男子が凌いでいたのである。たとえば、17 世紀の例を二つ挙げると、ベドフォード伯のウーバーン・アビーでは「台所に女性は一人もいなかった」し、ドーセット伯爵夫人の家政の記録では、男子の家事使用人 93 人に対して女子は 21 人であった。

しかしながら、とくに 18 世紀の間に賃金が急速に上昇し始めたことと、男子の使用人が自立と不従順という雇用主にとって歓迎されざる精神を示すようになったことで、この状況は変わり始めた。この賃金上昇の傾向は、フランス革命期の対仏戦争のインフレによって、18 世紀の最後の 10 年間に強められた。しかし、主たる原因は 18 世紀からの「商工業の急速な膨脹に伴ってミドルクラスがますます発達した」という事実にあった。

いやます繁栄は、このころから次第に家事使用人に対する需要の増加をもたらしつつあった。使用人に対する需要の増大につれて、賃金が高くなっていくのは必然の理である。さらにもう一つ、男子の家事使用人が減少したことの理由がある。それは、男子の家事使用人雇用に対して雇い主に課された使用人税である。1777年にときの首相ノース卿が、アメリカ独立戦争での出費を埋めるために、男性の家事使用人に対して一人あたり1ギニーの税を導入した。1785年には、一人ないし二人の男子使用人の雇用主は1年につき一人あたり1ポンド5シリング、3人か4人の家事使用人雇用の世帯では、1ポンド10シリング等々と男子使用人の数に応じてスライディング・スケール式にふえていった。11人以上の雇用主は、一人につき年に3ポンド支払わねばならなかった。そのうえ、使用人が独身男性であった場合には、以上の基礎的な税の上に追加徴収、1年一人あたり1ポンド5シリングがあった。また馬丁や御者のように華美な制服と髪粉をつけた男子使用人雇用に関してはさらに余分の課税があった。19世紀初頭には、この使用人税はさらに高騰し、たとえば11人以上の場合、一人あたりなんと7ポンド1シリングという驚くほど高額になっている。工業化が進み、産業上の職業領域での需要が増大しているときに一人前の男性を家事奉公で雇用することを「贅沢」とみなすようになったためで、一種の贅沢税と解釈され得る。男子使用人の雇用を贅沢とする見方は、使用人税の継続(法的には1937年廃止まで)によって強調され続けた。ただし、税額はその後実質上軽減され、1869年以降一人あたり年15シリングにとどまっていた。

このように、賃金の上昇と税の高騰という雇用主にとっての余分の負担は、男子の労働に代わって、より安くしかも従順な女子の労働力を雇用する傾向を明らかに助長することになった。この傾向は19世紀の間に、家事奉公以外の男子の職業領域の拡大によって強められた。その結果、19世紀の初めには女子と男子の比率は8対1であったのに対して、1881年のセンサス・リポートでは22対1と女性が圧倒的に男子を凌駕したのである。それでも、ヴィクトリア時代初期ではまだ、一人でも男子使用人を雇用することがジェンティリティを志向する人びとにとって不可欠のこととみなされ、1840、50年代に良い生まれの貴婦人が、ロンドン市中を「男子使用人を従えずに散歩すること」は恐るべきことであったという証拠が存在する。だが、次第に19世紀末までに、上流の階層を除いて、家事奉公における男性の労働力は、より安い女性の労働力にとって代わられていったのである。

(二) お仕着せの着用

ヴィクトリア時代の家事使用人のもう一つの一般的特徴は、お仕着せ、つまりユニフォームの着用ということである。19世紀以前は上流の家庭において御者、馬丁といった戸外の仕事に従事する男子使用人は金のかかる着飾りようで髪粉まで使用していたが、女子の場合はなんら特別の制服はなかった。女中はしばしば女主人のおさがりを着ていた。もしも女子の使用人が戸外の散歩で女主人に同伴していても、知り合いでもなければ、服装からは「女主人と女中を見分けることは容易でない」ということが不満として表明されたりした。早くも、ダニエル・デフォーがこの点を苦々しく思い、「女中はその立場にふさわしい制服を着ているのが望ましい」と提言している。デフォーの提言には直接的反応は現われなかったようであるが19世紀初めごろから次第に様子が変わり始めた。戸外ではまだかなり自由であったものの、女子の家事使用人は戸内の任務のためにシンプルな衣服を着用するのが普通になり、次第にそれが定版化していった。家庭によって

さまざまな相違はあるものの、概して、朝はプリント地の服に白のキャップとエプロン、午後は黒服というのが、ゆうに20世紀の先まで続く特徴的な女子の家事使用人の服装となった。

このような女子のお仕着せの着用は、19世紀における家事使用人雇用の社会的意味と深い関係を有しているので、いま少し立ち入ってながめておきたい。

家事奉公における19世紀のもっとも重要な変化は、家事使用人の雇用数の増加である。それとともに、家事使用人雇用が「リスペクタビリティ」のしるしであり、社会的地位の指標であるという見解が、ミドルクラスの最下層にいたるまで拡がっていった。家事使用人雇用の社会的意味が、貴族・ジェントリ階級であることにあった18世紀までは、とりわけ上層部においては男子使用人が多く、家事使用人の総数はそれほど大きくはなかったが、一雇用主あたりの使用人の数は多かった。ところが、18世紀末から19世紀にかけて、家事使用人は数のうえできわめてドラスティックな増加をみながら、19世紀末には労働人口中最大のグループとなり、家事奉公の担い手は男子から女子に移っていった。そして一方においては、前の時期のように数多くの使用人を雇用する貴族階級があるものの、他方では1-3人ぐらいの家事使用人を雇用するいわば「零細な」、ミドルクラス下層の雇用主がおおぜい存在したのである。したがって家事使用人雇用の社会的意味は、労働者階級とミドルクラスを分かつ社会的シンボルということにあった。そうなると、雇用主と使用人の間の区分線を一層しっかりと引いておく必要が生じてきた。たとえば、17世紀中葉にサミュエル・ピープスとその妻は、かれらの使用人を友人か仲間のように取り扱っていた。思うに、かれらがそのような鷹揚な態度をとることができたのは、かれらが堅固な安定した社会的立場を維持していたからであろう。

ところが、19世紀に肥大化していった家事使用人雇用階級にとって事情は違っていた。かれらの社会的地位が雇われる人間のそれに近ければ近いほど、その間の区分線を明確に引いておくことがなによりも重要となった。使用人の社会的立場が主人のそれより低いのは、「新旧約聖書の中に定められているが如き神の明白な意志」であると、家事使用人の肝に銘じさせる必要があった。その結果、使用人に制服を着用させることが重要な意味を有したわけで、雇用主の階層が下がるほどそのことに固執したのである。

(三) 中流家庭での家事使用人

社会的威信を保とうと努める19世紀の家族にとっては、少なくとも1名の家事使用人が必要欠くべからざるものであった。この1名という基本的ミニマムを超えて雇用される使用人の数は、その雇用主の社会的地位の大ざっぱな指標とみなされた。たとえば、ディナー・パーティを開いたホステスは、そのテーブルの席順をそれぞれの客が雇用している使用人の数に応じて決定したという話もある。富裕な家族は財力に余裕のあるだけのスタッフを雇って、自分たちが有力な人物であることを世間に対して誇示することができた。それゆえに、ひとくちに家事使用人雇用階級といっても、その社会的地位と収入において、したがって雇用する使用人の数において大幅な開きがあった。また都市と田舎との地方的な差違もあった。上には200-300人という膨大な家事使用人のグループを擁する貴族階級があり、下には年収130ないし200ポンド程度で一名の住み込み女中を辛うじて雇用している地方の小商人がいた。その中間には数十名から100名近くまでの使用人数を維持するジェントリ階級やミドルクラス上層の家族があり、また、教区牧師や専門職業階級や実業家等のミドルクラス中流の諸層で最低3名から十数名の家事

使用人を雇用していた。このようなさまざまのヴァリエーションを簡単に述べることは不可能である。

だが、基本的には最小限3人の使用人、すなわちコックとパーラーメイド(食卓に侍する女中)とハウスメイド(主として部屋の掃除を受けもつ女中)の3人か、あるいは小さな子供がいる場合はコックとパーラーメイドとナースメイド(子守り女中)の3人を雇わないかぎり、この時期のミドルクラスの家庭にふさわしいようにすべてが完全に機能しているとはいえなかった。もちろん、ミドルクラスの下層に属する者は通常それだけを雇う余裕もなかったので、必要に応じて臨時に若い少女を一人手伝いに雇いながら、一人でなにもかも受けもつ雑働きの女中で間に合わせざるをえないのが往々の姿であった。しかし、かれらの所得水準が上がってくると、かれらはまず最初にハウスメイドを、あるいは子供がいる場合にはまずナースメイドを追加し、その次にコックを増やした。これ以上人数がふえる場合は、この基本線に若干の変化が加わっていくだけのことである。つまり、コックには台所女中、そしてのちには洗い場女中があてがわれた。ハウスメイドの数は増えていき、やがて使用人全体が家政婦の監督の下に置かれた。したがって、このミドルクラスの膨脹期に、世帯数の増加率と雑役女中の増加率とがほぼ同じ程度のものであったのに対して、コックやハウスメイドやナースメイドの増加率は3倍以上、また家政婦のそれはほぼ6倍にもなったということはなんら驚くにあたらない。すなわち、いちばん人数が増えたのは、家事労働のより専門化された分野においてであったということである。

さらに、家事使用人雇用階級に関して、次の点に留意しておきたい。この時期には概して多数の家事使用人を擁する大世帯は割合でいえば少なくて、家事使用人の労働力全体のごく小部分しか吸収していなかったといえる。大多数の ── とくに女性の ── 家事使用人は、一人か二人の使用人を雇った小さな家族のもとで働いていたのである。1871年のセンサスの示すところによれば、総数約 210 万人の女子の家事使用人のうちの3分の2もが、「ジェネラル・サーヴァント」あるいは「メイド・オヴ・オール・ワークス」と呼ばれた、一人で何でもやる雑働き女中であった。もうひとつ、チャールズ・ブースによるロンドンの統計を見ておこう。ロンドンは全国最大の女性の家事使用人を擁し、ここでは大きな世帯が決して珍しくないが、女子の家事使用人の半分以上は一人か二人の使用人を雇う「零細な」雇い主の家庭で働いており、4名かそれ以上の使用人のいる家に雇われた者は、4分の1以下であった。「零細な」雇用主が多かったという事実は、換言すれば、家事労働力雇用の経費が増大していったにもかかわらず、ともかく一人でも家事使用人を雇う余裕のある家族の数が激増したということであり、これはまさしくヴィクトリア中期の繁栄と生活水準の上昇の現われであったのである。

(四) 家事使用人の職探し

冒頭で紹介したモニカ・ディケンズは仕事を求めて、地方紙の広告欄に出ていた周旋所に出かけた。では、ヴィクトリア時代の労働者階級の女性は、どのようにして家事奉公の職場を見つけたのであろうか。

彼女らの多くは非常に早い年齢で、おそらく 12、3 歳ごろから奉公の生活に入ったようである。19 世紀中ごろには職探しがもっと早く始められている例もいくつかある。雇う側は、ことに社会的地位の割合低い家庭では、使用人をあまり近隣から求めることはなかった。土地の者だと、家庭内のプライバシーが外に洩れることを嫌がってのことで

あろう。だから、少女たちは自身の家から「少なくとも 20 マイル離れたところに」送り出されるのが普通であった。家事奉公を志願する女子は農村部の者が多く、しかもこの種のポストが多かったのは都市部(とくにロンドン)であるから、若い娘の農村地域から都会への人口移動が生じた。ヴィクトリア時代中葉といえば、一般に「女性の過剰」が論議された時期であるが、1891 年のセンサスの報告は、家事奉公が「農村から若い娘たちを取り除きつつあり、10-20 歳の年齢群では男子が女子を大幅に凌駕するようになった」と述べている。これが世紀末ごろに若い男子の離村現象を生んだ一要因だったとも言われる。

家事奉公志願の少女は住み込みの職を入手するまでに、近隣の家庭で臨時の仕事をして、ある程度の実地の訓練を積む。それはフルタイムの勤め先で必要となる制服を買い揃えるお金を貯めるためでもあった。のちの勤め先がミドルクラスの下層であろうとも、その生活水準は彼女ら自身の貧しい環境での水準とは相当隔たりがあったから、予備訓練がまったくなければ台所用具も家具も使い方はおろか名前すら知らないという有様だったのである。家事奉公を志す人のための家政の手引書もいくつかあったし、さらに専門の家事使用人訓練学校が設けられた。これらは通常は個人の博愛主義者か慈善的組織によって財政的に支えられていて、世紀中葉までは主として救貧院や孤児院出の子供を対象とする社会事業であった。また、家事使用人の不足が問題となってきた世紀末から 20 世紀にかけて都市に創設されたものが多い。いずれにせよ、これらの学校は数少なく、大多数の少女が最初の職に就くまでに受ける教育は、パートの仕事を通してなされたようである。

実際に職を得る道はいろいろある。すでに奉公の生活に入っている姉妹や友人からの情報を通してとか、田舎では地元のジェントリや教区牧師の、町では商人や店主の援助や助言を頼みにする。だが、19 世紀中葉の家事奉公の求人求職のもっとも普通の方法は新聞広告であった。もちろん求職者自らにはその能力はなく、教区民の世話をやく地元の篤志家に代行して広告を出してもらうのである。こうした広告はたいてい丈夫でよく働く点を強調していた。家事奉公の労働力が増大し、その仕事が複雑化するにつれて広告の扱う職種の幅も広くなり、時折、人種的・宗教的限定が付加されたりしており、社会史の貴重な研究材料と言えそうである。またいかがわしいものが多く不評判ではあったが、周旋所もあった。適切な運営と有用な機能を誇っていたのは、女子友愛協会(1874 年創設)に属する職業紹介所である。

以上のような種々の手段を通した上で、実際に雇われる前に、その雇用先での面接があった。ビートン夫人はかの有名な『家政読本』(1861)の中で「使用人の雇用は女主人の判断力が鋭く発揮されねばならない義務のひとつである」と述べた。だが、大きな家では家事使用人の雇い入れや解雇の任に実際に当たったのは執事や家政婦であり、女主人は彼女専用の侍女の雇い入れのみに関わったようである。

面接に成功したあと、最後の関門として、それが最初の職場でない場合、前の雇用主から新しい女主人の満足のゆく人物証明書を得られるかどうかという問題があった。女主人は自らが解雇した家事使用人のことを故意に酷評することで、家事使用人から生計の資を奪うことができた。推薦状の偽造を禁じる法令も出ており、偽りの点が証明されれば訴訟に持ち込めたが、現実には使用人の側には訴訟をやりとおすほどの資力がなかったから、女主人は使用人に対する生殺与奪の権を握っていたと言えよう。ビートン夫人の前掲書にもその点で女主人をいましめるくだりがあるので、これは深刻な問題であ

ったと思われる。

(五)「階段の下」の序列

家事使用人の寝起きする場所は通常地下室であったので、「階段の下」(ビロウ・ステアズ)というのが召使いの状態を指し示す言葉であった。家事使用人雇用階級の間に注意深く維持されていた社会的区別よりもなおさら一層確かな区別・階層秩序が、「階段の下」に雇われた家事使用人の間に存在した。確かに、19 世紀の家事奉公の状態は、工業化・都市化の進行のなかで最後まで取り残されたような封建時代の名残りを留めていたといえる。ある少女の回想を例にとってみよう。彼女は「トウィニー」(料理人と女中の手伝いをする仲働き)として始まった彼女の奉公生活が、いかに「地獄」のようなものであったかを描き出した。しかし、彼女は「雇用主から苦しみを受けたのではなく、仲間の使用人によって苦しめられた。階段の下には、言葉で言い表わし得ないほどの、多くの階級差別、弱い者いじめ、悲惨さがあった」というのである。

多くの家事使用人を雇った大きな世帯では、家事奉公も綿密に組織され、各専門分野に分かれ、それぞれにヘッドの使用人がいた。男子のスタッフの一般的監督はステュワード(家令)かバトラー(執事)によって、また女子の場合は家政婦によっておこなわれた。「下働きの使用人から見れば、執事や家政婦はさながら王か女王であった。下回りの使用人は自らの部署に追いやられ、雇用主の家族やその客人たちが起きている間は、かれらの眼に触れるような表には立ち現われてはならなかった。雇用主の顔を見知っていたのは、各使用人頭、従者、居間か食堂に侍する者だけであった」。使用人を眼につかないところに締め出しておくという慣行は、異常なほど厳しく実行されて、このルールを守れなければ、即刻解雇ということもあった。もちろん、これは相当大きな家の場合である。

実際は非常に煩雑だが、大ざっぱに女性の家事使用人のランキングをみておきたい。すでに述べたように、女性の場合、頂点に位置したのは家政婦であった。だが、家政婦を置かない、より質素な家庭では、料理人がトップであった。「女主人付きの侍女」は女主人と密接な関係にある特別な立場にいたので、序列の上では家政婦のすぐ下に位置した。彼女は女主人にだけ責任をもったので、しばしは使用人仲間から疑いと羨望のまなざしを向けられた。次いで乳母、ハウスメイド、パーラーメイド、台所女中、洗い場女中、そして洗濯女と続いた。1871 年のセンサスでは、ここまでで大体家事労働力の 5 分の 2 を構成した。おのおのの地位は精妙に等級づけられて、したがって昇進は自他ともに尊重された。たとえば、ある人が洗い場女中から台所女中にグレード・アップした場合、女主人付き侍女が、他の洗い場女中より先に彼女に朝の挨拶をしてくれる、といった有様である。家事使用人のランクの一番底には、ジェネラル・サーヴァントが位置した。彼女らはより大きな家でなら、各専門的使用人によって履行される各種の仕事を、一人で引き受けるなんでも屋の女中である。これはすべての家事使用人中もっとも数が多いが、ミドルクラス下層の家庭にのみ見出された家事使用人であることは、すでに述べたとおりである、

(六) ガヴァネスと家事使用人

ヴィクトリア時代の小説の中には家事使用人のほかにガヴァネス(住み込みの女家庭教師)が、当時の上流中流の家庭の標準的な調度品同然のものとして頻繁に登場する。このガヴァネスも、ミドルクラス以上の家庭に雇用され、しかもその家庭の社会的地位・経

済力を誇示するステータス・シンボルとして機能していた点は家事使用人と同じである。労働時間とか賃金、その他多くの点で、19 世紀の家事使用人の状況はガヴァネスのそれとほとんど変わらなかった。しかし、家事使用人救済のための「十字軍運動」は起こらなかったが、ガヴァネスの苦難は社会問題となり救済運動がひろがった。両者の相違点はどこにあったのか。また、両者の関係は現実にどのようなものであったのか。

ガヴァネスは成り上がりの若干の例外はあれ、生まれ・育ちともに「レイディ」であり、零落して有給職に就かざるを得なくなった女性である。ヴィクトリア時代の親たちは、当時の女子教育の主要目的であった上品な嗜みを娘に教えることのできるジェントルウーマンを求めた。しかしながら、当時は前述したように「有閑女性」という理想像がミドルクラス内で完全に勝利を博していた時代である。したがって、ガヴァネスは資産および扶養者をもたず有給職に就く点で、ジェントルウーマンは自ら生計の資を稼ぐものでないとする当時の文化的ルールの例外であった。それゆえ、ガヴァネスは「召使い」ではないが、主家の有閑女性とまったく同等の身分とは言えなかった。

ガヴァネスの社会的評価におけるこのような矛盾、立場のあいまいさは日常生活のさまざまの面につぶさに現われたが、とくに家事使用人との間のあつれきをもたらした。エリザベス・ギャスケルの『シャーロット・ブロンテの伝記』(1857)でも、家族の成員と召使いの間に位置し、完全にはそのどちらでもない不安定な窮屈な立場にあるガヴァネスの試練を描写している。ガヴァネスが苦しんだような立場のあいまいさを家事使用人は経験しなかった。「おのれの立場を知る」という点で、家事使用人の方が気楽であったにちがいない。ガヴァネスと家事使用人の間には、被雇用人としての共感・仲間意識はほとんどなかったようである。当時の著名な女流文学者イーストレイク夫人の言葉を借りよう。「召使いはいつもガヴァネスを忌み嫌う。なぜなら、ガヴァネスはかれら自身と同様に寄食者でありながら、かれらよりも上位の人であったからである」。ガヴァネスは通常、家事使用人に対して実際上の力をほとんどもたなかった。しかるに、家事使用人はガヴァネスに仕えなければならなかった。それゆえ、家事使用人はガヴァネスを快く思わず、レイディのように振舞うからといっては憤慨した。ジョン・ラスキンが、ガヴァネスに対する雇い主や召使いの振舞いについて叱責した次のようなくだりがある。

けれども、皆さまははたしてお嬢さまがたにどんな先生を与え、またおきめになった先生にどんな尊敬を示されますか。お嬢さまの道徳的・知的品性の形成のすべてを皆さまがおまかせになる当の相手の女性については、お宅の家政婦以下くらいにしか尊敬を払わないように召使いたちに仕向けさせ(まるでお嬢さまの魂はジャムや乾物食品よりもまだ手軽い品物みたいです)、また皆さまご自身も、ときどき晩餐と応接室での接待を提供することで結構光栄を与えているのだと、お考えです。そんな状況下で、いったいお嬢さまがご自身の行為とかご自身の知性を、そうたいせつなものとお考えになれるものでしょうか。(木村正身訳『胡麻と百合』1865)

一般的にいって、「イギリスの上級の家事使用人の地位のほうが‥‥ガヴァネスよりもまだしも良いものであった」と結論できよう。

三 20世紀への展望 ── 家事使用人の衰退

本論の課題は19世紀の家事使用人を語ることであったが、その後の大きな変化について一言しておかねばならない。19世紀末に最大の労働人口を擁した家事使用人職は、20世紀に入り、ことに第一次世界大戦を経て衰退の一途をたどった。すなわち、19世紀に女性化した家事使用人の数そのものが減少していき、ミドルクラスの家事は再び主婦の労働と機械とにとって代わられ、住み込みの家事使用人を雇用するのは社会のごく上層にのみ限られるようになり、そのステータス・シンボルとしての家事使用人雇用は、再びクラシカルな意味を取り戻すようになった。18世紀から19世紀にかけて、家事奉公の領域から男子労働力が撤退していったように、今世紀には女子労働力もこの領域から撤退していったのである。そこには「一人前の労働者」としての価値概念の転換があったと思われる。第一次世界大戦には男子労働力が出兵したために労働市場に空白ができ、その結果として女子労働力は産業資本の再生産構造の中に必然的に編入されることになった。この変化を経過して、女子労働者にとっても「一人前」の女子労働者は産業労働者であり、家事使用人はそれより劣るもの、あるいは補助的なものとしか考えられなくなった。このような価値の転換があったからこそ、戦後の家事使用人の賃金上昇にもかかわらず、家事奉公を良しとせず他の職業に移動していった女性が多かったのであり、結果として、女子の家事使用人の数は急速に減少していったのである。結局、19世紀に典型的に現われた家事使用人の女性化とその繁栄は、女子の潜在的労働力が産業資本体制に編入されていく過渡的現象であったといえよう。

参考文献

Pamela Horn, *The Rise and Fall of the Victorian Servant*, 1975.
Frank E. Huggett, *Life Below Stairs: Domestic Servants in England from Victorian Times*, 1977.
Dorothy Marshall, *The English Domestic Servant in History*, 1946.
Dorothy M. Stuart, *The English Abigail*, 1946.
J. A. Banks, *Prosperity and Parenthood: A Study of Family Planning among the Victorian Middle Classes*, 1954.

補論二 ヴィクトリア時代のジェントルウーマンのレジャー

一 問題の所在

ここ数年来、イギリスの新刊ニュースなどを覗くたびに必ずといってよいほど、近・現代社会におけるレジャーにかんする歴史学的研究にであうが、どういうわけか女性にとってのレジャーに焦点を当てたものは見当たらない。女性史ないし女性学研究の盛んな現状からすれば、この欠落は奇妙に思われるであろう。だがそこにはそれなりの理由がある。まず、レジャー研究は、従来の労働運動中心の「労働史」への見直しという視角から、労働者階級の社会史的側面、すなわち彼らが「非労働時間」をいかに過ごしたかという問題に焦点を当てるものが多い。その場合、労働外の余暇を家事・育児等の務めに割かなければならなかった既婚労働女性は問題外となってしまう。論じられてきた労働者階級のレジャーはすべて男性の事柄である。他方、中流階級以上のいわゆるジェントルウーマンの場合は、有閑女性(レジャード・ウーマン)のステレオタイプに示されるように、レジャーが日常的で、いわば本業であったために、とりたててレジャー研究の枠組を設定しにくい、というわけである。

しかし、ヴィクトリア時代中葉からエドワード時代にかけての大衆消費社会の成立、レジャーの目覚ましい拡がりと多様化のなかで、イギリス女性の生活状況は、同時代の意図的な組織的フェミニズム運動による女性の地位の改変と同じくらいに、あるいはそれ以上に大きな社会的変容を遂げたのである。

この章では、レジャーを女性に焦点を当てて考察しながら、当該時期の女性の生活の変容を、もっというならば、ヴィクトリアニズムの価値の転換の一断面を描き出したい。その場合、「女性」というのはいうまでもなく総称ではない。第一義的に描写の対象となる女性は、いわゆる「二つの国民(ツー・ネイションズ)」のトップ・ネイションの女性、言葉の広い意味でのジェントルウーマン、なかんずくこの時代に肥大化する中流の諸階層の女性である。

二 ヴィクトリア時代前期

(一) アイドゥルウーマン

18 世紀から 19 世紀にかけての工業化・都市化の進展に伴う諸変化は、とりわけ中流階級の女性の生活の諸条件を大幅に変えた。農場という生産単位の中で生活し、家族の成員がすべて生産のなんらかの局面に貢献していたような工業化前の家族はおおかた消えてしまった。家庭は生産の場としての機能を完全に失い、もっぱら消費行動の場に変わった。さらに、ヴィクトリア時代中葉の経済的繁栄のなかで、上昇する中流階級の男性は、自己の階層の女性に、前世紀までは貴族社会のみの慣行であった有閑生活をまねるように奨励し、ひいては「遊惰(アイドゥルネス)」に威信と価値を付着させるにいたった。「家の事をよくかえりみ、怠りのかてを食べることをしない」と旧約聖書の『箴言』に謳われたような勤勉な女性に代わって、「アイドゥル・ウーマン」が完全な勝利を博し、中流階級の既婚女性は急速に有閑女性となっていった。「アイドゥル」という一見ネガティヴな言葉が、パーフェクト・レイディの要件(品質証明)として、これほどまでに賞揚

された時代はほかにないであろう。こうして、一家の男性の社会的地位を誇示するステイタス・シンボルとして、女性の遊惰の慣行は拡がっていき、その結果、リスペクタブルな女性は、男性の係累に扶養されるもので、金銭のためには働かない、女性の有給雇用は不幸であり、恥辱であるとみなされるようになった。

ヴィクトリア時代のステレオタイプ化されたジェントルウーマンのイメージとは、要するにこのようなものであった。イメージであるから、当然に現実とのギャップがある。その点から、パーフェクト・レイディ像を神話として片付ける見解もあるので、ここで、19世紀のイギリス女性がこのステレオタイプをどの程度体現していたのかを見ておきたい。有閑生活を実践するパーフェクト・レイディの存在は、彼女らが放棄する家事労働を代行する家事使用人を入手し得ること、と同時に彼女らを「遊惰」に保ちうる夫の経済力が前提となる。明らかに、イギリス女性の大多数は労働者階級に属したから、現実にパーフェクト・レイディを見つけ出すには、中流及び上流階級に目を向けなければならず、これだけでかなり小さなマイノリティに限定される。

さらに、パーフェクト・レイディが中流階級全体を支配していたという見解に対して、アメリカの女性史家、パトリシア・ブランカは、その著『ものいわぬ女性たち』(1975年)の中で、ヴィクトリア時代の中流階級の家庭の経済的諸現実を分析しながら、批判を投げかけている。すなわち、ブランカは、中流階級の家族の大多数は、多くの家事使用人やガヴァネス(住み込み女家庭教師)を雇えるだけの十分な収入を得ていなかったから、一人で何でもやる雑働き女中(メイド・オブ・オール・ワークス)の助けを借りながら、家事に追い回され、夫の収入と家計の帳尻を合わせようと苦心惨憺していた中流階級女性の、遊惰とは程遠い生活を描き出したのである。また、ガヴァネスに代表されるように、女性の有給雇用への偏見にもかかわらず自活せざるをえなかった「困窮化した(ディストレスト)ジェントルウーマン」の群れも、ステレオタイプとは相矛盾する存在である。他方、ブランカのいうようにほとんどの中流階級女性がパーフェクト・レイディの有閑生活を我物とする余裕がなかったとすれば、その余裕がありながら、そのような女性の無為な運命に我慢がならないと考えた女性もいたわけである。19世紀後半の多くのフェミニストたちや、厳密な意味でのフェミニストでなくてもフロレンス・ナイテインゲールや、住宅管理の先駆者として近代社会事業の祖母と呼ばれるオクティヴィア・ヒルのように、女性の実生活の非生産性、退屈さ、目的感の欠如、知的飢餓に苦悶した末、自立の道を歩んだ女性も例外的とはいえ結構いたのである。

しかしながら、以上のことを考慮に入れたうえでも、パーフェクト・レイディのイメージのもつ重要性は変わらないように思われる。過去のおのおのの時代は、その時代特有の支配的なイメージを作り上げ、そのステレオタイプに順応するようにさまざまのメディアを通じて女性を説得・強制してきた。過去の女性がこのステレオタイプ化されたモデルの威圧的な力を意識していなかったとしても、われわれ自身の現代の経験を考慮に入れるなら(もちろんイメージを喧伝するメディアの種類は異なるが)、ヴィクトリア時代の「女らしさ」や女性の役割についてのイメージによって、当時の女性の生活が大きく形づくられ影響を受けてきたということは信じられるであろう。

ヴィクトリア時代を通じて、パーフェクト・レイディ像はきわめて滲透力があり、説教壇から、また、さまざまの雑誌、詩、絵画、エチケット・ブック等々を通じて、かなりの支配力を有していたし、その影響力は徐々に弱まりながらも20世紀初頭まで持続していたとみてよい。ブランカのいうように、現実には中流階級の多数の女性が「遊惰」で

はいられなかったとしても、外目には(客が訪れたときなど)、彼女らが1日中スケッチをしたり、歌をうたったり、手芸をもてあそんだりする以外に何もすることかなかったかのように振舞わなければならなかったのである。もちろんこのイメージも決して静的不変のものではなく、時代の推移とともに別の支配的なイメージへと道を譲ることになる。ヴィクトリア女王即位のとき(1837年)と、崩御のとき(1901年)とでは、女性の支配的イメージは大幅に変化した。そのようなイメージの変化をもたらした要因としては、フェミニズム運動の進展をはじめいろいろ考えられるであろうが、ここでは、当該時期のレジャーの拡がりと女性についてのイメージの変化とを関連づけて述べることにしよう。

(二) アイドゥル・ウーマンのたしなみ

ヴィクトリア時代中葉には、前述したように、上流階級のみならず中流階級の女性も、いよいよ世帯のきりもりに自らの時間をゆだねることは少なくなり、他家の訪問や装いや軽い読書、そして閑暇を有していることを対社会的に誇示するためのその他の活動に1日の大半を費やすようになった。かつては上流のレイディの品質証明であった非生産性が、最下層を除く中流階級全体のなかにいまや拡がっていった。たとえば、1868年に『サタディ・レビュー』紙は皮肉な筆致で「妻たる女性の通常の仕事を要約すると、小説を読むこと、手芸、他家の訪問、手紙書きといったことである。そして彼女はそれらを実用的な家政よりも立派なことと考えている」と評した。ここで、ジェントルウーマンの基本的なレジャーの過ごし方、すなわち「遊惰」の実態をのぞいておこう。

ジェンティールな階層においては、一家の主人は、彼の妻や娘たちの「遊惰」がジェントルマンとしての彼の威信にとって、必要な特質であると理解した。このことは、ジェントルマンを志向する新興中流階級にとってとりわけ重要なことであった。女性の機能は、実業に専念する夫に代わって、リスペクタブル、かつ衒示的なやり方で、時間とお金を浪費するという機能となった。その場合、文字通りの遊惰、ただ何もしないでぶらぶらしているよりも、何か有用でないちょっとしたてすさびに従事しているのがむしろ淑女然として見えた。ちょうど、ジェントルマンがまったく手ぶらで歩くよりは、無用のステッキでも手にしているほうが、重い荷物を持ち運ぶ労を免がれているということのリアルな証拠になるのと同様の理である。したがって、ジェントルウーマンの遊惰は、表面的には多くの些細な所為で満たされていた。いわゆる「アコムプリッシュメンツ」がそれである。この言葉の微妙なニュアンスを含んだ日本語とはいえないが、一応「たしなみ」ないしは「才芸」と訳しておこう。

女性にとって結婚生活に入ることが適切な就職であると考えられていた時代であり、結婚市場で優位に立てるように備えることが主要目的であった当時の女子教育は、寄宿学校であれ、ガヴァネスによる家庭教育であれ、もっぱらこの「たしなみ」の習得で成り立っていた。当時の諸文献のなかに現われる「たしなみ」の内容は若干の相違はあるが、標準的なものは、フランス語、正字法、音楽、絵を描くこと、舞踏、それに手芸である。これらはいずれも皮相的な生かじりの習得であって、それらにプロ的に熟達してしまうことはこれまたレイディらしからぬことであった。たとえば、フランス語などは、「少数の選ばれた言葉をフランス語でどもりながら言う能力」といった具合である。しかしながら、このような生かじりの程度でも、これらのたしなみが、とくに学校を出てから首尾よく結婚にゴール・インするまで、そしてもちろんその後の結婚生活においても錆びつ

かないようにしておくには、手すさびとはいえ、ヴィクトリア時代の女性たちも結構骨の折れたことであろう。

ジェントルウーマンのたしなみとしてもっとも古くからあるものは、裁縫・刺繍・手芸の類(いわゆるファンシー・ワーク)であり、これにはさまざまの種類があり、そのときどきのはやりすたりがあった。ヴィクトリア時代初期の女性雑誌には、「レイディはだれでも、ニット、ネット(網状の編みもの)、ノット(組み糸飾り編み)、タット(レース風の編み方)のやり方を知っていなければならない」とある。文学作品を例にとるなら、C・ブロンテの『ジェーン・エア』の中で、ジェーンは敷き物の毛糸の花模様を編んでいたし、サッカレリの『虚栄の市』では、レベッカ・シャープが緑色の絹財布を編んでいるし、アミリャ・セドレはモスリンの襟に刺繍をしながら日々を暮らしていた。実際、ヴィクトリア朝小説に登場する女性たちは、見上げた勤勉さでせっせと彼女らの編み針・縫い針を動かしていた。そのような女性のあり方はジェントルウーマンが決してアイドゥルでなかったことの証拠ではないかと反論されるかもしれない。しかし、これらジェントルウーマンの針仕事は、1843 年の『パンチ』誌に掲載されたあまりにも物哀しい「シャツの歌」の中で謡われた裁縫女の苦汗労働とは違うのである。また、余暇を活用しての内職でもない。でき上った品物(肌着とかの必需品ではなく、おおかた装飾的なもの)は流通過程で換金されるものではない。これらの手芸は、あくまでもリスペクタブルで衒示的なレジャーの過ごし方であった。衒示的といったのは、このような女性の行動は、来客があっても隠す必要はなく、むしろ往々にして客間のソファで細工物を手にして来客をもてなしていたからである。

たしかにこの種の手仕事は、ジェントルウーマンの伝統的な気晴らし、暇つぶしであったが、そんなに沢山の手芸品を一体どうしたのだろうかと疑問がわくであろう。自家用のものを除いて、これらの細工物の多くは教会に献じられたようである。教会の祭壇に掛ける布の刺繍やその他教会内を飾るための製作品のほか、教会のバザーに提供される品物のために女性のレジャーが当てられた。ヴィクトリア時代前半は福音主義運動の影響を受け、強力な宗教的信仰と厳格な道徳的態度が支配した時代であった。とりわけ、一家のステイタス・シンボルとして有給雇用から閉め出された中流階級の女性にとって、教会関係の慈善は、無報酬のボランティア活動であるから、「とくに女性らしい仕事」として唯一承認された社会的活動であった。それに、ヴィクトリア時代前半に強化されたパーフェクト・レイディ像は、女性の生来の敬虔さを強調するものであった。敬虔心が女性の生得のものかどうかの真偽はさておくとして、このようなイメージは、当時の福音主義的復興に伴う博愛主義の進展と相まって、慈善活動に対する女性のかかわりをますます推進したことは確かである。このような状況のなかで、「遊惰」に飽き足りない、しかもレイディの道楽的慈善にも不満をもつ一部の女性が、組織的な博愛主義運動に積極的に参与したり、公的な社会改革(刑務所改善や救貧問題、医療制度改革など)に踏み出したりして、のちのソーシャル・ワークとの接点を成すことにもなる。そのような有能な女性の業績は別にして、個人的レベルでのささやかな慈善の実践として、貧民のために編み針・縫い針を動かすことはだれにでもできるヴィクトリア時代の女性の余技であった。

女性の「たしなみ」としてもうひとつ重要なものは、音楽とくにピアノを弾くことであるが、これについては後述することにして、ヴィクトリア時代前期の女性のレジャーについてもう少し概観しておこう。

(三) 文通マニアのジェントルウーマン

裁縫や編物だけが女性の暇な時間をうめていたわけではなかった。ジェントルウーマンは毎週何時間かを決まって手紙を書くことに費やした。筆まめであることは、育ちの良い女性の本分であるとみなされた。遠く離れて住んでいる家族の者同士、また親戚や親しい友人たちの間で文通を交わすことは、別に女性に限らず古くからの伝統的な良き習慣であったが、もともと手紙は重量と距離によって料金が決められ、料金は受け取り人によって支払われるという、複雑で費用のかかる手続きであった。しかし、1840 年になると、鉄道時代にふさわしい簡便な通信方法として、いわゆる「ペニー郵便制度」が導入されて、書簡の往来はますます盛んになった。前述のレベッカ・シャープもアミーリャ・セドレも少女時代から非常に筆まめであった。アミーリャは、昼食までに空いた時間があると、寄宿学校時代の 12 人の親友たちにせっせと手紙を書いていた。

また、文章を書くのが好きで、内省的な女性は日記をつけていた。19 世紀の間にイギリスの女性によって書かれた未刊の日記は数多く残存しており、前述の書簡とともに、秀れたものは文学上のジャンルを構成しているほどである。周知のように、ヴィクトリア時代は女性小説家の輩出した時代である。この「女性によって書かれた小説の量の激増と質の一般的向上」(『ジェントルマンズ・マガジーン』1853 年)の背景に、文筆業を志向したのではない、一般の無名の日常的「物書き」の群れを見ることができる。筆跡や文体において腕を磨くことは、女性にとって制限されることのない「たしなみ」であった。退屈しのぎであれ、物を書くということは、あらゆる面で抑圧された女性の知的能力の捌け口であったにちがいない。これらの無名の女性たちの日記や書簡は、当時の日常生活の詳細について、卑近な例ではゴシップの種、すこしシリアスな例では、ときの事件に対する個人的見解や結婚、病気、子供の誕生、死への恐れといった事柄に対する内省など、われわれに貴重な資料を提供してくれるものである。たとえば、ある国会議員の妻フランシス(1802 年生まれ)の日記には、子供たちの学校のこと、娘たちを通わせていたダンス教室のこと、休日に子供たちとロンドン見物に出かけたこと、夫がベドフォードの巡回裁判に出席したこと、彼女自身でロンドンの芝居や絵の展覧会を見に行ったこと、さらに使用人の出入りの記録、訪問客の記録、義母の死、彼女自身肺炎をこじらせて 17 匹の蛭を頭髪に張りつける治療をおこなったこと等々が記されている。

さらに、女性のレジャーとして読書に注目したい。ヴィクトリア時代は、すでに前世紀半ばごろまでに制度として定着していた貸出し図書館の全盛期であった。読書は娯楽や教養を得る手段であると同時に、ステイタス・シンボル、すなわち衒示的消費のひとつの表われであった。したがって、貸出し図書館はこの女性読者層のニーズにこたえるべく、あらゆる年齢の女性の間に人気のある読み物を常備するよう努めていたのである。

ヴィクトリア時代の女性はとりわけ小説に貪欲な嗜好を示した。当時の著名な小説家の作品の他に、とくに女性読者層向けに書かれた膨大な量の読み物があった。上流社交界向けの軽妙な小説、スリラーもの、いまでいうなら、さだめし「ハーレクイン・ロマンス」を連想しそうな、誇大な着色に変化はあるもののプロットの似通った「煽情的」恋愛小説、それに娘・妻・母親たる女性への諸種の手引書(エリス夫人の四部作は有名)等々。また、当時の女性は「アニュアルズ」と総称される年刊の詩文集の記念贈答本(キープセイク)を好んだ。これらは、豪華な波紋織の絹などで装幀されていて、当時における最新流行のものとして、少なくともヴィクトリア時代前期(それ以後はすたれる)のお上品な家庭の客間には必ずといってよいほど置かれていたし、家庭の団欒で朗読されたりした。

また、宗教書は若い女性のもっとも適切な知的糧とみなされた。アミーリャ・セドレはよく宗教小冊子を読んでいたし、ジョージ・エリオットの『フロス河畔の水車場』の女主人公マギー・タリヴァーは、トマス・ア・ケンピスのものを読んでいた。さらに、より一般的な女性の読み物として安価な月刊女性雑誌が出版界の活況を生み出した。もっとも有名なものは、サミュエル・ビートンの編集した『イギリス女性の家庭雑誌(イシグリッシユ・ウーマンズ・ドメスティック・マガジーン)』であろう。これは 1852 年に創刊されるや、たちまち爆発的売れ行きを示した。ビートンはまた 1861 年に、社交界と宮廷の消息や流行記事を満載した『クィーン』という雑誌と、妻イサベラの『家政読本』(『ビートン夫人の料理書』として一般に知られる)を出版した。

前述したように、女性による読書行為がステイタス・シンボルであったとすれば、当然のことながら、その読書の内容に外部から制約が加えられたであろう。あまりにもシリアスな知的関心を呼び起こすものやセクシュアルなものはふさわしくなかった。詩人のエリザベス・ブラウニングは、若い頃父親の書斎のある部分から閉め出されたことを次のように回想している。

父にはよくこう言われた‥‥「ギボンの『歴史』を読んではいけない。それは適切な本じゃない。『トム・ジョーンズ』もだめだ。こちら側にある書物は一切読んではならないことを覚えておきなさい」と。そこで私はとても従順に従って、そちら側の書物には決して手を触れなかった。でもその代わりにトム・ペインの『理性の時代』、ヴォルテールの『哲学事典』、ヒュームの『論集』それに『ウェルテル』、ルソー、メアリ・ウルストンクラフトを読み耽けった。‥‥私がそれらの書物に関心をもつなどとは父も疑ってみなかったのでしょう。それらは、たしかに禁じられた「そちら側」にはなかったけれども、父が禁じるはずのものでした。

(四) フェミニンな戸外レジャー

これまで有閑女性の家庭内の主要なレジャーについて述べてきたが、ここらで戸外に目を転じることにしよう。映画鑑賞や団体競技が盛んになる時代以前に、ヴィクトリア時代のリスペクタブルな人びとがどのような戸外レジャーを楽しんだか、なかでも、オペラ、バレー、舞踏会、各種の夜会(ソワレ)、街頭での「のぞきからくり(ピープショウ)」、リージェント・パークやヴォクソール庭園といった遊園地での散策、芝居やコンサート等等は女性も男性と肩を並べて享受した娯楽であったが、これらについてはとくに議論はしない。ここでは、ヴィクトリア時代前半のジェントルウーマンの戸外レジャーをスポーツについて見ることにしたい。

前述したように、ステイタス・シンボルとしてのパーフェクト・レイディ像は、シリアスな社会参加を阻まれ、というよりむしろそれらを禁じてもらわなくてはならないほどに無力な女性のイメージであった。かよわく、デリケートであることを強調するステレオタイプのイメージは、やがては肉体的に無能で、病弱な女性、気付け薬をいつも携帯している女性のイメージに到った。実際にヴィクトリア時代にどれほど多数の女性が病んでいたかを数的に立証することはできないが、少し言葉をもじって「衒示的消費(コンスピキュアス・コンサンプション)」の実行者は、「肺病病みが目立つ(コンスピキュアス・コンサンプティヴ)」といわれたりもする。

早くも 1792 年に、『女性の権利の擁護』という著書のなかで、革新的な女子教育論を

展開したメアリ・ウルストンクラフトは、「学業が戸外での体育的な遊戯を決して侵害してはならない」と述べて、女子に体育を課することの重要性を主張した。しかしながら、このような主張はまったく無視されて、19 世紀の前半は、ジェントルウーマンを養成する女子寄宿学校で、時折のかたどおりの散歩は除いて、女子の真の身体的訓練を積極的にとりいれようとするところはなかった。1850 年になってやっと、北部ロンドンに近代的な女子学校を開校したフェミニストのフランシス・メアリ・バスは、地上から数インチの高さに位置する棒をとびこえるというようなごく軽い体操でさえ、女性らしくないとする一般的な観念を彼女の学校からは追放しようとしたのである。ただし、19 世紀前半においても、たしなみとしての舞踏のトレーニングや女らしい歩行のしかたなどはかなり厳しく(後者にいたってはわざわざ下士官が来校して)訓練された。『虚栄の市』のなかで、チジック・モールの学校を去るアミーリャの家庭宛の寸簡に、ピンカトン女史は「……そして上流の若いレイディに欠くべからざる立派な態度・姿勢となられるためには、今後3年の間、1日4時間ずつは、慎重にして誤ることなき脊柱矯正板のご使用こそ望ましう存じます」としたためている。

このような支配的女性観、女子教育の現状からおしはかるかぎり、スポーツはヴィクトリア時代前半の女性のレジャーにおいて一般的には大した役割を演じたとは思えない。「アスレティック・ウーマン」なんて想像するだにぞっとするものであっただろう。とはいえ、いつの時代にもおきゃんな女性はいるものである。当時の文献や絵画から、ヴィクトリア時代前期の活動的な気性の女性たちが、時代の制約の範囲内で驚くほどの量の運動をなんとかして自分たちのものにしていたことがうかがい知れる。当時の束縛のなかで実行しえたエレガントでフェミニンな女性のスポーツにはどのようなものがあっただろうか。

まず、乗馬である。当時は緩い駆け足でなら馬を走らせることのできる場所は、町でも田舎でもまだどこにでもあったから、これはそれほどお金のかからないスポーツであった。ちなみに若きヴィクトリア女王の乗馬好きは有名である。もちろん横鞍であるし、あくまでもフェミニンな優美さを失ってはならず、コルセットをつけたまま、非常にゆったりしたスカートのままで乗るのだから、落馬した場合には危険だったであろう。クローケの球技も 1850 年の文献に若い女性がやっていた実例があるが、レイディのスポーツとしてはやるのは、もう少しのちの 60 年代からのようである。スケートは、19 世紀を通じてポピュラーであった。また、川でのボート漕ぎや九柱戯もクリノリン・スタイルのまま楽しまれた気晴らしであった。

当時のもっともエレガントな、女性にもできるスポーツは、アーチェリーであった。これに人気があったのは、「それがすぐれて優美さにあふれていたこと、またあらゆる年齢とあらゆる腕力の者に適合しえたことである。なぜなら、弓の強さを変えることによって、それは子供から老いてなお壮んな者にいたるまで行なうことができる」からであった。もう少し、当時の女性オペラ・ダンサーの意見を聞こう。「弓を引くことは、私がこれまで習ったあらゆる姿勢のうちでもっとも優美なものであり、これほど姿態を有利に誇示できるものはない。射手は的に向かって横向きに立つ。この姿勢で弓を引くと、彼女は両肩をうしろにひいて自ら直立の姿勢をとり、彼女の腕を鳥の翼の形にしなやかに曲げる結果となる」と。たしかにこれなら脊柱矯正板は不要であろう。アーチェリーの集会は人気のある社交的イベントであった。それは参加者にも見物人にもともに楽しめたからである。先に挙げたスポーツも同様であるが、見ている者は優雅さを探し求めた。

ヴィクトリア時代初期のこれらスポーツウーマンを特色づけていたのは、このような「衒示的な」身体的特性にあったといえよう。

三 ヴィクトリア時代後期

(一)「新しい女性」の登場

これまで、ヴィクトリア時代前半において有閑女性としてのパーフェクト・レイディが体現するレジャーについて主として述べてきた。ヴィクトリア時代後半、さらには世紀末から20世紀初頭にかけて、女性の生活全般、そしてレジャーのあり方は大きく様変わりした。レジャーの変化を具体的に見る前に、その背景として主として中流階級の女性の社会的状況の変化を述べておきたい。

前述したように、女性の支配的イメージとしてのパーフェクト・レイディ像は、それが実際には圧倒的多数の女性の客観的状況からかけはなれていたにもかかわらず、ヴィクトリア時代を通じてねばり強い滲透性を有していた。しかしながら、19世紀後半には、女性自身が、「家庭における天使」として彼女らに期待された遊惰と経済的依存に対する攻撃を開始したのである。結婚が女性にふさわしい就職であり、ジェントルウーマンは全面的に男性によって保護されるべき存在であると強調されても、ヴィクトリア時代中葉の諸現実は、自活を余儀なくされたジェントルウーマンを多数生み出していた。このような「困窮化したジェントルウーマン」の救済に端を発して、組織的なフェミニズム運動が形成発展したのである。フェミニストたちは、女性が男性と同等の教育を受ける権利を要求し、かつ男性に対する恥ずべき依存から解放されて、いかなるキャリアであれ、彼女らが好み、適するキャリアで働く権利を要求した。フェミニストはまた、レッセ・フェールの理論、すなわち労働市場における自由競争の教義に訴えた。彼女らの要求は、女性自らを証明する機会、すなわち「機会均等(フェア・フィールド)と保護反対(ノー・フェイヴァー)」であった。

ここに現われてきたのが、「新しい女性(ニュー・ウーマン)」のイメージであった。「新しい女性」というイメージの登場の背景には、フェミニズム運動だけを見るべきではなく、ヴィクトリア時代後期における経済的社会的諸変化を通じて女性の行動領域が大いに拡大されていったことも考慮しなければならない。たとえば、都市化の進展に伴うレジャーの拡がりと多様化。また、産業・商業上の三大発明、すなわち電信・電話・タイプライターの実用化に伴って、事務員、店員といった職種に中流階級下層の女性が急速に進出するようになったこと等々。ともかく、「新しい女性」というのは、自ら働いたり、高等教育を受けたり、女性の法的・政治的権利を求めて闘ったりする女性の総称である。ただし、ことわっておくが、「ニュー・ウーマン」というステレオタイプは、「パーフェクト・レイディ」のような社会一般に受け入れられた女性の理想像ではなくて、フェミニズムおよび社会的経済的状況の変化の産物であって、社会的にはひんしゅくを買った女性のタイプである。『フロス河畔の水車場』のマギー・タリヴァーからハーディの『日陰者ジュード』のシュー・ブライドヘッドにいたるヴィクトリア朝小説の非因習的な登場人物も、現実のフェミニストたちも、世間の風当りの強さを実感していた。だが、この新しいステレオタイプは、1880年代ごろには、パーフェクト・レイディ像がもはや挑戦を受けずにとどまっていられなくなったということを如実に示すものである。因習的な価

値観の囲みのなかでさえ、女性は変えられつつあったし、かつ社会を変えつつあった。

かくして、フェミニズムの諸要求によって鼓舞され、またしばしば現実の物質的必要性によって激しく駆り立てられ、かつまた工業化・都市化の膨張する潮流に流されて、19世紀末から20世紀初めにかけて、中流階級の働く女性はその立場を徹底的に変えた。ヴィクトリア時代中葉には、自活せねばならないジェントルウーマンは、「余分の女性(サープラス・ウイメン)」であり、周囲の人びとを居心地悪くさせる「珍妙な者(オディティ)」であった。彼女らは憐れまれ、また自らを憐れんだ。今世紀初頭には、彼女らは、ある程度のリスペクタビリティを獲得し、自尊心を保持する集団となり、国の労働力の不可欠の部分となっていたのである。また、現代のようなキャリア・ウーマンとまではいかないにしても、パンを稼ぐ必要性なしに、自立を求めて、あるいはやむにやまれぬ内的欲求からキャリアを追求する女性も多数出現するようになる。

それでは、「新しい女性」の出現してくる時期に、女性のレジャーにどのような変化が見られたであろうか。

(二)「たしなみ」の様変わり

世紀末から今世紀初めにかけて、ロンドンのジャーナリストで家事問題の著述家であったC・E・ハンフリ夫人によって5冊のエチケット・ブックが出版されて、いずれもベストセラーとなった。そのうちの1冊に『女性のためのマナー読本』(1897 年)がある。この書の目次のタイトルを眺めただけでも、「バイシクリング」、「バイシクリングの服装」、「旅行の服装」、「一流レストランでの服装」、「海辺での服装」、「クラブで」、「海外旅行」等々、世紀末の女性にとってのレジャーの拡がりを看て取ることができよう。ここでは、この美麗な小型変形本を拾い読みして、世紀末の女性の「たしなみ」が、半世紀前といかに変わっているかを見たいと思う。

まず、手芸・裁縫について。ハンフリ夫人は、「現代の少女は縫い針の支配から逃れている」という見出しのもとに、ひと昔前の曾祖母・祖母の青春時代がいかに裁縫に呑み込まれていたかを長々と回想している。しかるに「今日の少女は、ベルリンウール(編物用細毛糸)手芸がどういうものかをほとんど知らない。彼女は、母親の少女時代に行なわれていたクルーエルワーク(綿・亜麻布に花や田園風景を簡単なステッチで刺繍する)についてはたぶん聞いたことがあるだろう。しかし今ではファンシー・ワークは彼女自身の生々としたさくらんぼ色の青春においてまったくなんの役割も演じていない。往々にして彼女は日常生活の針仕事ですら怠るのであり、彼女の指抜きは不用品の場所に追いやられて、ほとんど用いられることがない」と。しかし著者は、「わが国の最良の少女たちは、橇(スカル)や手綱や自転車を操ることができるのと同様にまったく巧みに針を使うことはできる」とも述べている。

このように女性が針仕事をやらなくなったのは、家事の機械化、つまりミシンの普及によるのだろうと想像されそうなので、いま少し引用を続ける。「母親が若いころ毎週何時間かを費やしていたミシンにも現代の少女はまったく向かうことがなくなった。彼女はミシンからも遁走している。もしも彼女が男の子になりたいと思ったとしても、それは彼女の女系の祖先たちが何世代も前に感じたにちがいないような、家のなかの生活の退屈きわまりなさのせいではないのである。少女たちはいまや彼女らの前に開かれた完全に自由な生活をもっている。その展望の広さには時折目がくらむほどである。彼女らがこれからやろうとしている大きな事柄の燃えんばかりの輝きのために、手近にある些

細な事柄は見えなくなってしまうのである」と。さらに「身体的に素晴らしく発育し、快活な性格を有し、すべての些細なつまらないことに対して健全な軽蔑の念をもっている今日の少女は、過去の少女より格段の進歩をとげている」とあるので、このような変化を著者が歓迎していることは確かである。

その他の「たしなみ」についてはどうか。「まったくありがたいことだが、ピアノは上流社会の少女にとっては流行遅れとなりつつある。彼女らは、ピアノが好きかどうかを自ら判断できる程度まで習えばよい。好きなら、続けていくし、そうでないなら、断念すればいい。これは周囲の人びとが大いに助かることである」と。より低い社会階層におけるピアノの普及については後で述べる。「同様に、絵を描くことは、もはや少女が生きていくための技芸として欠くことのできないものとは考えられていない」。その代わり、「彼女の主要なたしなみは、ワルツを踊ることと、テニスをすることである」という。

では、フランス語はどうか。「フランス語を話すことは、手袋が贅沢品とみなされないのと同様、今日ではたしなみとは決して考えられていない。流暢なフランス語は、なんらかの地位の社交生活においては必要なものとなっている。ドイツ語とイタリア語が少し話せることもまた、絶えず大陸を旅行する今日では必要といえるであろう。この世紀末に普通に行なわれていることであるが、大きくなった娘にこれら(外国語を修得させることは毎春数週間娘を外国に連れていくという楽しい計画のためである」と述べられている。結局、フランス語は、「なんらかの地位の社交生活」、たとえば大使とかの外交官生活とか、海外旅行のためにぜひ必要な実用的なものと考えられて、ジェントルウーマンたるものの衒示的な「たしなみ」ではなくなってきた、と考えられよう。

ハンフリ夫人が念頭においていた少女たちに関して正確にどこまでの社会階層が含まれるかとか、実際の読者層の幅とか、いろいろ判断しにくい点も多いが、ともかく、「アコムプリッシュメンツ」の記述をみるかぎりでは、ヴィクトリア時代前半と比べて、世紀末の女性は身体的により健康となり、戸内よりも戸外のレジャーに拡がりがみられたことをうかがい知ることができるのである。

(三) ピアノの普及

ハンフリ夫人が前述のエチケット・ブックを著わしたのとちょうど同じころに、『イギリス医学雑誌』がピアノの大衆化に対して次のような懸念を表明した。

おそらく音楽の教師を除くすべての人びとは、今日ピアノというものがわれわれにとってあまりにも重大な代物になっていることに同意するであろう。プロの演奏の拷問、アマチュアの無能な下手くそな弾きかた、そして初心者のいまいましい反復練習は、古くからの友情をも仲たがいさせ‥‥きわめて重要な多くの事業をぶちこわし‥‥多くの文学者・科学者の頭脳の働きをかき乱し‥‥勉学好きの人びとを書物から酒場へと追いやり‥‥平和な市民を暴力行為の遂行へと駆り立てている。

さながら、現代のわが国のピアノ公害やピアノ教室ブームを連想しそうになる。さらにまた、ピアノは、ピアノを弾く当人にとっても無害ではありえない、すなわち「非常に多くの若い女性たちが患っている萎黄病(貧血症の一種)やノイローゼ」は、大いにピアノの練習に起因するものであった、という。不満は、医学雑誌に限らなかった。ある音楽雑誌は、「時間とお金と労力のけしからぬ浪費」を嘆き、「普通の理解力のある少女なら、

彼女が実際に好きでもない、また理解もできない芸術との不成功な格闘にかけている時間で、ヨーロッパの諸言語の半分は学びうるであろう」と述べている。もちろんピアノを支持する人たちもいた。その種の意見は、概して、ピアノがそれを弾く少女の背すじを真直ぐにさせ、細かい点に注意を払うようにさせ、感情を抑制させる、といったものである。

以上、ピアノについての世紀末の人びとの論評をいくつか例示したが、ヴィクトリア時代中葉において衒示的なステイタス・シンボルとしてもっとも代表的な耐久消費財であったピアノに、遅くとも世紀末にいかなる変化が生じていたのであろうか。このことは、前述したように、ジェントルウーマンのたしなみとしてピアノが重要でなくなったことと無関係ではないのである。

20 世紀初頭にイギリスにどのくらいの数のピアノがあったか。この当時のイギリスの工業生産について統計が欠如していることや、輸入の数値についても他の楽器からピアノを分離できないことや、さらには中古のピアノの流通量が算定不可能なこと等々から、正確な購買台数、普及台数に到達するのは困難である。ここでは一応ある社会経済史家の提供してくれた見積りに拠ることにする。それによれば、20 世紀初めに 360 人に一人のイギリス人が新しいピアノを購入したということ(これは 1851 年の少なくとも 3 倍)、1910 年ごろイギリス国内に約 200 万から 400 万台のピアノがあった(10-20 人に 1 台)ということである。一世帯に 1 台以上のピアノを所有することはきわめて稀であるから、最低の見積りですら、この当時新たにピアノの所有者に加わったのは中流階級に限られてはいなかったということを暗示している。

ではなぜピアノの需要がそんなに急速に伸びたのか。第一には、生活水準の上昇による購買能力の成長が中流階級の間でのみならず、とくに 1870 年代以後、一般大衆の間にも顕著にみられるようになった。19 世紀後半の実質賃金の急上昇は、可処分所得をレジャーのための出費にのこした。ちょうどこの時期にレジャーはますます商品化されるようになった。たとえば、プロ・スポーツとか海辺のリゾート地とかミュージック・ホール等々。第二には、第一の点とルーツは同じであるが、音楽というものに対する需要の大衆化が進行していたことが考えられる。安く受けられるピアノのレッスンが広汎に広告されたし、楽譜の価格が急速に下降し、販売数は大幅に増大した。たとえば、「メサイア」のピアノの楽譜は、1837 年に 21 シリングであったのが、50 年後には 1 シリングとなった。もっと大衆的なバラッドの楽譜は前例を見ないような販売数に達した。ある曲は 90 年代ごろに年 5 万部売れたという。

最後に、ヴィクトリア時代後期におけるピアノの大衆化のより根本的な理由として、社会的ニーズの作用を挙げなければならない。「リスペクタビリティ」はそれまで主として中流階級の合い言葉であったが、19 世紀末にはこの合い言葉を求める社会的競争は、比較的に余裕のある労働者階級のなかにまで拡がっていた。社会的競争が消費需要のキーであることはいうまでもない。ピアノは、そのような社会的張り合いの重要な道具立てとして急速な普及をみたのである。このようにピアノを通じてリスペクタビリティを求める社会的競争に労働者階級が加わることを可能にしたのは、19 世紀後半からの分割払い購入法の導入がある。

ヴィクトリア時代後期のピアノに関しては、この割賦販売法の普及のほかに、他の製造産業と同様、アメリカ、ドイツのインパクトを受けてイギリスのピアノ製造業界が新時代への適応と再編成を迫られていったこととか、ピアノを求める労働者階級のスノバ

リがさまざまな詐欺的商法を横行させたこととか、考察すべき経済史、社会史のさまざまの問題があるということだけを付言しておく。ここで示したかったことは、ピアノの大衆的普及、レジャーの拡がりが、ジェントルウーマンのステイタス・シンボルとしてのピアノの意義の減少という結果をもたらしたのであろうという推論の例証である。

たしかに19世紀後半において、パーフェクト・レイディという女性の理想像はあらゆる面から挑戦を受けていた。しかし支配的なイメージのもつ影響力の強さは、客観的諸条件がそのイメージにとってほとんど適合しない領域、つまり労働者階級においてその威力をどの程度発揮したかによっておしはかることができる。ピアノの普及は、この女性の理想像が労働者階級の多くによって賞讃され、しかも変形された形で受け入れられたことを例示するものといえよう。

(四) 自転車と「ティー・ショップ」の出現と「女性解放」

電話やタイプライターの実用化が中流階級女性にとっての自立的生計を稼ぐ機会を大いに拡げたことは、前に少し触れた。これらと同じくらいに、広義の「女性解放」のために多くのことをしたもうひとつの機械的発明は、自転車である。

商業的規模で最初に売られた自転車は、1861年にフランス人の職人アーネスト・ミショウによって考案された「ボーン・シェイカー」であるが、これはタイヤのない震動の激しい自転車で、これに女性が乗ったとは思えない。初の女性用自転車(横乗り鞍があり、ペダルは片側にしかない)の特許は、1874年にコベントリのミシン会社の職工長であったジェイムズ・スターリーが取った。その後、数次の改良を経て、ジェイムズの甥ジョン・ケンプ・スターリーが1885年に作った「ローヴァー安全自転車」は現代の型に見られる主な要素をほとんど完備していた。さらに、ベルファーストの在郷軍人ジョン・ダンロップが1888年に発明した空気入りの自転車タイヤはたちまち人気を博し、90年代にはサイクリングがブームとなった。ヴィクトリア女王も宮廷で使用するためにスターリーの自転車を2台注文した、という。タイプライターや電話の場合と同様、自転車も真にその時代が到来したといえるのはエドワード時代に入ってからであるが、自転車時代の幕明けは、安全自転車が大規模に生産され始めた90年代とみてよいであろう。

自転車はさまざまな形で社会改革の原動力となった。女性、とくに若い女性は、自転車のおかげで機動性を獲得し、その活動圏を拡大したのみならず、自立の足がかりを得た。たとえば、自転車に乗った女性は、もはや「シャパロウン」(付き添い婦人)の監視のもとにいることができないわけだから、自転車は男女間の社交上の堅苦しさを緩和して、女性の「解放」に測り知れない貢献をしたといえよう。また、サイクリストがよく利用する道すじに彼らのための休憩所が開店した。これらの休憩所は、「部屋には快適な雰囲気で家具が備えつけられ、昼食、お茶、良質の軽い菓子が適度の値段で提供されるべきである。二室かそれ以上の寝室が備わっているべきで、そこで女性のサイクリストが休憩したり、一夜を明かしたりできる」のである。ちなみに、この種の休憩所はサイクリングという女性の戸外レジャーの拡がりを容易にしただけでなく、それらの所有者・経営者の仕事の可能性をおもに女性に提供したのである。もちろん自転車によって女性に与えられた自由は、その危険をも相伴っていたことは、『パンチ』誌の風刺画などからもうかがえる。

また、自転車の普及は、女性の「合理服(ラショナル・ドレス)」(ゆるい半ズボン)着用を促進した。半世紀前にアメリカのフェミニスト、アミーリャ・ブルーマーが女性のた

めのより合理的な服装(いわゆるブルーマー)を主張し、イギリスでもロンドン万国博でそのショーが行なわれたが、その実用化は不成功に終わっていた。ついに合理服を採用するように普通の女性たちを説得したのは、フェミニストの議論ではなく、まさに自転車の果たした役割といえよう。因習的な女性の服装がサイクリングに不適であったことはいうまでもない。

さて、19 世紀末に女性が相当数オフィスで働き始めたり、サイクリングに代表されるような戸外レジャーを楽しむようになったとき、この発展のひとつの随伴物として新しいサーヴィスが生じてきた。すなわち、ティー・ショップの出現である。彼女らはどこかで昼食をとらなければならなかった。何万人もの女性がいつもいつも家からサンドイッチを持参してくるということはできないであろう。彼女らはパブに行くことができなかったし、行こうという気もなかった。また、ほとんどの都市に存在していた地下の食堂は魅力的とは決していえなかった。

1880 年に最初の炭酸パン会社(頭文字をとって通常 ABC と略される)のティー・ショップがロンドンで開かれ、1894 年には最初のライオンズ・ティー・ショップがピカデリーに開店した。これらは女性が家庭の外で彼女らだけで食事をとったり、友人たちに会うことのできた最初のリスペクタブルな場所である。それ以前には彼女らは、夫か兄弟にエスコートされてレストランに行かねばならなかったのだから、ティー・ショップはとりわけ女性にとってまことに有難いものであった。ロジャー・フルフォードは、婦人参政権運動についての著書のなかで、「ティー・ショップは婦人参政権運動の不可欠の部分であった」と主張している。

ティー・ショップよりも優雅な雰囲気を要求したよりお上品な有閑女性のニーズに反応したのは、19 世紀末に急成長をみた百貨店の販売戦略であった。紙幅の関係上、詳論はさけるが、19 世紀末の女性の戸外レジャーにショッピングを付け加えておかねばならない。スピード時代の到来と簡便な日帰り切符の導入とともにロンドンのウェスト・エンドの商店は相当離れた地方からも日帰りのショッピング客を惹きつけるようになった。百貨店に限らず、大きな商店はとりわけ女性の顧客のニーズに合わせて、静かで上品なレストランを付設する新工夫を編み出したのである。このようなしゃれたレストランで昼食や午後のお茶を楽しむことは、日帰りショッピングの不可欠の一部となっていった。さらにエドワード時代における百貨店のブームは、女性顧客向けの新手のサーヴィスを次々と生み出していくことになる。もちろん、これら女性向けのサーヴィス業の拡がりは、反面で女性のための新しい雇用のパターンを創り出していくわけで、レジャーと雇用は一体となって女性の生活を大きく改変させていったのである。

むすび

本論では、ヴィクトリア時代前半と後半における、主として中流階級女性のレジャーの変容をたどってきた。女性は都市化の波をきわめて敏感にキャッチしたし、また、起こってきた変化の多くは女性によってひき起こされたといっても過言ではない。たしかに女性は「近代化のエージェント」であった。いまやわれわれは、ヴィクトリア時代の女性が以前に考えられていたほど受身的でも従順でもなく、ずっと変化があり活発であったと判断することができる一方で、彼女らが伝統的なステレオタイプから完全に解放さ

れることもなかったということを知る。むしろわれわれは、伝統的な社会的価値の枠組の内部で、フェミニズム的なものであれ個人的なものであれ、自立を達成しようとした努力・奮闘を認識すべきであろう。そしてレジャーの局面においてもそれらの日常的努力が結果的に伝統的価値を静かに掘り崩していったのである。

参考文献

Janet Dunbar, *The Early Victorian Woman: Some Aspects of Her Life*, 1953.
Duncan Crow, *The Victorian Woman*, 1971.
Duncan Crow, *The Edwardian Woman*, 1978.
Mrs. Humphry, *Manners for Women*, 1897.
Alison Adburgham, *Shopping in Style: London from the Restoration to Edwardian Elegance*, 1979.
Cynthia Huff, *British Women's Diaries*, 1985.
Deborah Gorham, *The Victorian Girl and Feminine Ideal*, 1982.
Cyril Ehrlich, *Social Emulation and Industrial Progress: the Victorian Piano*, 1975.
Ed. by Alan Bott, *Our Mothers*, 1932.
Patricia Branca, *Silent Sisterhood: Middle Class Women in the Victorian Home*, 1975.
Barbara Rees, *The Victorian Ladies*, 1977.

補論三 『結婚愛』から「母の診療所」へ ── マリー・ストープスの生涯

はじめに

……何年も前に私は、このように生きたいと思う理想の人生を自ら描き上げていました。まず科学の研究に 20 年を、その次の 20 年を哲学に、それから人類に対する直接の奉仕に 20 年をかけるのです。そしてその間にひとつの詩、私の生涯の三千世界の体験を詠み込んだ詩を書くのです。そしてその詩が終わるときに……私の心臓が鼓動をやめる……。

これは、マリー・ストープスの、公刊された最初の詩集(1)の序文から引用した一節であるが、今世紀の、まぎれもなく最も重要な女性の一人の非凡なパーソナリティについてなにかを語ってくれる。これが書かれたとき、彼女は 34 歳ですでに著名な科学者であり、ある程度の国際的評価を得ており、その方面で多くの著述をなしていた。その 4 年後に、彼女のミリオン・セラー『結婚愛』が出版され、それは、イギリス女性をヴィクトリア時代の性的抑圧から性的覚醒へと導き出すものとなった。1921 年に、彼女は世界で最初の科学的な産児制限診療所を開設し、その活動の傍ら、性教育、女性の健康、避妊に関する多数の書物のみならず、戯曲、詩、小説、政治的パンフレット、その他無数の論文や書簡を書き残すことになる。

このように自らが描き上げた人生をほぼ正確に実践に移したといえるマリー・ストープスの、あまりにも多彩な生涯の航跡をくまなく語り尽くすことは、容易なことではない。本稿では、マリー・ストープスの社会に対するさまざまな貢献のなかでも最も重要と思われる産児制限運動に焦点をあてて、彼女の生きざまの一端を描き出すことにしたい。

かえりみるに、筆者は、大学に入学した年に平井潔訳の『結婚愛』を手にして、結婚の肉体的側面と愛情のはたらきを有機的に調和させた同書に深い感銘を与えられたのが、ストープスとの最初の出会いである。今日の若い世代には、性の入門書としてストープスの著作は古くなってしまったかもしれない。しかし、マリー・ストープスの名前は、彼女の書物がごく僅かの読書人によってしか読まれなくなったいまも、ロンドンのウォリン・ストリート近くの「マリー・ストープス・ハウス」の壁のプラークとともに健在である。それには、「マリー・ストープス博士によるイギリス初の産児制限診療所が 1921 年にホロウェイで開設され、1925 年にここに移った」と刻まれ、同ハウスはいまなお女性の妊娠調節、その他性にかかわる諸問題の相談所として機能し続けているのである。

一 イギリス初の女性理学博士の誕生

マリー・カーマイケル・ストープスは、1880 年にヘンリー・ストープスとその妻シャーロット・カーマイケルの長女としてエディンバラに生まれた。父ヘンリーは富裕な醸造業者で、また著名なアマチュア科学者でもあり、考古学、人類学にも深い関心をもっていた。彼の妻は、知的で高い教養のある女性であり、とくにシェイクスピアについて多くの研究書を出版していた。彼女はまた、婦人参政権の熱烈な擁護者でもあり、フェ

ミニズムに関する著述も多数残し、ヴィクトリア時代後期のフェミニズムの機関誌『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』にも頻繁に寄稿していた。ヘンリーとシャーロットが「イギリス科学推進協会」で出会って恋に落ちたということ、また彼女が彼の 11 歳年上であるという事実から、この夫婦の結びつきに理想主義的なものが感じ取れよう。しかしながら、実際はその結婚は不幸なものであった。彼女は結婚の肉体的側面に相当の反感をもっていて、1885 年に次女が生まれたのち、夫婦のあいだは完全に冷えきってしまったようである。

理知的なシャーロットは夫に対してと同様に子供たちに対しても愛情を示すのが苦手であったように思われる。一方、ヘンリーは情愛深い父親であり、少女時代のマリーは、父親のほうにより緊密に結びつけられていた。マリーが当時の女性としては稀有の科学者への道を歩むことになるのも、人生のこの段階での、父親および彼の科学上の友人仲間の影響があったことはほとんど疑いない。彼女は、18 歳で、科学の奨学金を得て、当時すでに男女共学であったロンドンのユニヴァーシティ・カレッジに入学した。猛烈な集中力でもって勉学に励んだので、彼女は 2 年間で植物学と地質学において優等の成績を修め、理学士号を取得した。しかし、父親の早世で、しかもその父は科学に対する情熱のために、事業をないがしろにし、遺産をのこさなかったので、マリーは自活の必要性に直面させられた。幸い、1903 年にミュンヘン大学で一年間植物学を研究するための奨学金を得て、ここで博士号を取得した。当時のフェミニズムの雑誌『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』は、大学および教育関係の常設コラムの中で、イギリス女性に対して実施された各種の試験の合格者の名前、女子学生の学位取得や優等の賞や奨学金を得た者の名前の詳細なリストを載せているが、マリーの博士号取得の快挙を、同誌の 1904 年 7 月 15 日号は、次のように報じている。「マリー・ストープス嬢は、‥‥昨夏、ギルクリスト奨学金を与えられて、ミュンヘンに赴き、植物学を修め、優秀なる成績をもって博士号を獲得した。彼女は、植物学で名をあげた最初の女性である。ドイツ、とくにミュンヘン大学の科学の試験は、非常に厳しい。彼女の成功が同性の同学の士によって、大いなる熱狂をもって歓迎されたということは、聞くだに満足のゆくことである」と。

博士号を取得した年の終わりに、彼女はイギリスにもどってマンチェスター大学で講師のポストに就いた。その翌年には、ロンドン大学から理学博士号を取得し、イギリスで最年少の理学博士となったのである。彼女はまた、石炭中の化石の研究で自ら名を成しつつあり、そのテーマで日本、とくに北海道で調査するために王立協会から補助金を獲得することに成功した。これは、女性にそのような援助が与えられた最初の機会であった。

1907(明治 40)年に彼女は科学使節団の一員として来日し、東京帝国大学に 1 年半を過ごし、北海道を中心に各地で炭鉱を調査し、化石植物の研究に従事した。この間の消息は、彼女の『滞日日誌』に詳しく述べられているが、理学博士で東大教授の桜井錠二氏、同じく藤井健次郎氏をはじめ、各方面に多くの知人を持ち、大隈重信侯爵も知人の中に数えられている。彼女はまた、日本文化に関心を寄せ、桜井博士と共に『能』の英訳を公刊したりもした。

日本での調査研究を終えて帰国したとき、マリー・ストープスは 28 歳であった。その後、彼女はマンチェスターで化石植物学を講義し、さらに母校のロンドンのユニヴァーシティ・カレッジで古生植物学を講義するかたわら、それらの分野において広く多数の

著作を出版した。このように彼女は当時の指導的な古生植物学者の一人として確固たる地位を築き上げたのである。学問研究のキャリアにおいて素晴らしい成功をおさめた彼女が、どのようにして産児制限運動家への道を歩み出すことになるのか、それを考える前に、男女の愛に対する彼女の欲求とその実際を見てみなければならない。

二　「結婚愛」の出版

ミュンヘン滞在中に、マリー・ストープスは、日本から留学中の細胞遺伝学の東大助教授藤井健次郎氏に深い思いを抱くようになった。彼は彼女より 14 歳年上の既婚者であった。彼女の帰英後、彼もイギリスに渡り、二人はお互いの愛を公然と認め合った。しかしながら、彼女は当時の女性を束縛していた因習から完全に解放されてはいず、多分彼らは愛人関係には進んでいなかった。だが、彼の妻はすでに離婚を請求していたので、彼女は将来における彼との結婚の可能性に期待を寄せていたようである。前述の日本での調査研究を志願したのも、藤井氏とは無関係の単なる偶然ではなかったと思われる。男女関係の秘められた部分に立ち入ることは所詮不可能であるが、離婚後の藤井氏のマリーに対する熱情は、急速に冷えて、彼は 2 年間の彼女の滞日期間中彼女を敬遠し続けた。とはいえ、学問的には、この時期に二人共同で植物の研究を幾つか発表している。彼女は、徐々に彼の拒絶を受け入れることを余儀なくされた。この失恋は彼女の愛にとってもプライドにとっても大変な打撃であり、この辛い体験から彼女は当分の間完全に立ち直ることはできなくて、伴侶を見つけようとする彼女の努力は 1911 年まで報われることがなかった。

1911 年にアメリカでの学会で、彼女は 2 歳年下のカナダ生まれの植物学者レジナルド・ゲイツと出会った。出会って 1 週間のうちに彼のプロポーズを受け入れ、二人は結婚した。しかしながら、その結婚は全くの失敗であった。外見的には魅力溢れる知的な男性であったが、彼は性的に不能であった。その結婚の基本的な問題はその点にあったけれども、おそらそれゆえにであろうか彼はマリー・ストープスの母譲りのフェミニスト的考え方と妥協することができなくて、婦人参政権運動に対する彼女の支持に異議を申し立てたりした。また彼は、当時彼女のほうが学問上高い地位にいることにジェラシーを禁じ得なかったし、さらに彼らの下宿人エイルマー・モードに対する彼の嫉妬心も複雑に絡んでいたであろう。

モードはトルストイの伝記や翻訳で有名な文学者であったが、マリーより 22 歳年上で、妻と別居している既婚者であった。後にマリー・ストープスの伝記を書いたモードが彼女を愛していたことはほぼ確実であるが、彼女自身の感情は極めて曖昧であった。それにもかかわらず、彼は疑いなく、彼女に精神的支えと励ましを、それらが彼女に決定的に必要だったときに惜しみなく与えたのであった。彼女が化石植物から人間へと注目を転じて、性およびセクシュアリティについての書物を読み始めたのは、彼の示唆によってであった。彼女はとくにエドワード・カーペンターやハヴェロック・エリスのものを読み耽った。彼女自身の性的欲求不満のみならずこれらの書物によって、彼女は、性生活についての無知が女性を不幸に陥れているという考えに到達した。ついに彼女は結婚不成立の証明を得て、夫のもとを去った。法的にこの結婚が最初に遡って無効として取り消されたのは、1916 年のことである。

彼女の人生のこの苦悩に満ちた時期に、マリー・ストープスは『結婚愛』を著わした。それは本質的には、結婚について女性の側にもっと配慮がなされるべきであるということを訴えたものである。彼女は、結婚を女性の究極のゴールとして称揚することも貶すこともしなかった。ただ彼女はそれが男女の対等のパートナーシップであることを強調した。本質的にロマンティストであった彼女は、理想的な結婚の性的側面を単なる肉体的な結合というよりむしろ精神的結合と考えた。そしてそのような結婚で親となることは、性的行為のほとんど自動的といえる結果というよりも、むしろ自ら選択されるものであった。

この書物が、その中で語られたような結婚の現実の体験でなく、それを否定された女性のいわば白昼夢を示しているということは興味深いことである。いまだヴィクトリア時代の因習を引きずった1920年代のジェンティールな社会を揺るがせたのは、彼女の本の内容のみならず、彼女の語りかたであった。それまで科学者として客観的にものを考える訓練を積んできたにもかかわらず、彼女は極めて傾向的で、熱狂的な言葉と調子でもって結婚愛の喜びについて書いた。さらに彼女の訴えは、科学者にではなく、また彼女自身と同じ階級の教育ある女性にでもなく、むしろ普通の男女に向けられていた。彼女は、そのような男女のために、個人生活の全領域をミステリーとタブーの領域から公然と論じられるものへと変えたのである。

『結婚愛』が1918年についに出版されたとき、それはセンセイショナルな成功を収めた。その後マリー・ストープスは、それまでにすでに産児制限論者となっていたが、避妊の簡潔な手引書『賢明な母親』を著わし、これもまた同年に出版された。両者とも文字通りのミリオン・セラーで、その後増刷と改訂を繰り返し、『結婚愛』は、1955年までに28版を重ね、総販売部数は1,032,250部に達し、『賢明な母親』は、1951年までに25版、706,000部に達した。この数字はイギリスだけのもので、各国語での翻訳版およびイギリス以外の英語圏での版をも加えるなら、これらの書物の国内的・国際的影響力と評価の大きさは言を待たない。

三 産児制限運動の開始

最初の婚姻の取り消しの訴えが認められ、自由となったマリー・ストープスは、いまなお理想的な結婚を希求し、また自らの子供をむなしく恋い求めていた。1918年に、彼女がまだ『結婚愛』の出版社を探し求めていた間に、彼女は2歳年上のハンフリー・ヴァードン・ロウに出会った。彼は、兄と共に飛行機の設計・製造の会社を創設し、相当の財を成した金持ちであった。彼らはすぐにお互いにひきつけられ、マリーは彼を説得して、別の女性との彼の婚約を破棄させて、その年のうちに彼らは結婚した(2)。だが不幸にも、彼女が長く待ちこがれた子供は翌年死産に終わった。

その間にも、『結婚愛』と『賢明な母親』の著者に性・妊娠・出産等についての助言を求める手紙は増える一方であった。1919年に、マリー・ストープスは、『働く母親たちへの手紙』を出版し、いかにして健康な子供を得て、母体と生まれ出る子供を弱める度重なる妊娠を避けるかについて、「一語でも貧民窟の女性に理解できないものがないように平易な英語で」説明した。かえりみるに、イギリスにおける避妊知識の浸透は19世紀とともに始まり、とくに1870年代のブラッドロー=ベザント裁判が世情をかきたてて以

来、1921年までの間に300万を超えるパンフレットが出回っていた。しかしながら、1870年代に始まった出生率の下降、親となることからの逃避は、バンクス夫妻もいうように、専ら中流の階層での現象であった。マリー・ストープスは、避妊を最も必要としているのは、貧困かつ無学な人びとであるということを痛感し、さらに当時新マルサス派の連盟が発行していた『実際的リーフレット』が非常に簡単で、多くの場合、各種の避妊方法を全く無批判的に述べており、「生理的に有害な結果を生む方法についても、適切な注意を与えずに十把一からげ式に推奨している」ことを批判して、夫と共に新しい建設的な産児制限のキャンペーンを開始するのである。この運動では専ら彼女のほうが知られているのであるが、運動の初期の段階では、二人の緊密な協力関係が成り立っていた。とくに運動の財政は、彼女の著書の印税と、彼が惜しみなく提供した私財で支えられることになる。

1921年3月にロンドンのホロウェイにおいて、避妊の科学的研究と妊娠調節に関する批判的指導のための「母の診療所」が開設された。開所当日次のような額が診療所の壁に掲げられた。

当診療所は英帝国における最初の出産調節診療所にして、1921年3月17日、ハンフリー・ヴァードン・ロウならびにその夫人マリー・ストープスによって創設されたものである。当診療所の目的は、出産は自発的に遂行され、かつ最良の適切なる科学的知識により指導さるべきとなす公衆の要望を率先して実現し、母親および子供の福祉を増進し、それを全世界に普及させることにある。

当診療所は全ての人に開放され、二人の創立者によって維持されている。当診療所の援助によって恩恵を受けたる者は、その存在を他人に宣伝し、かつまた、あらゆる地方において政府の経営する妊婦預り所ならびに健康相談所においても、同様なる施設を保健省をして作らせるように世論の喚起に努めていただきたい。

「母の診療所」は、1925年に一般の便宜のために、ロンドンの中心部のホイットフィールド街に移った。移転前も後も、診療所は貧民街近くの普通の静かな通りにあり、相談者が人目につかぬよう容易に診療所に近づき得るように意が払われたのがわかる。診療所の設備や、事業内容、診療の手続き等について詳述する紙幅の余裕はないので、特筆すべき点のみ挙げておく。第一に、当診療所は、救済を求めて来るいかなる人に対しても紹介状を求めず、無料で開放されたこと、したがって夫妻が全費用を支弁していたのである。第二に、診療所が親しみある雰囲気を醸し出すように、家具や装飾の色調に落ち着いた美的効果があるように工夫されたこと、と同時に看護婦の人格と資格がきわめて重視されたこと。第三に、診療は土・日を除く毎日行なわれ、労働者の夫たちが労働時間後何時でもその妻と共にやって来ることができるよう週2回は夜遅くまで開いていたこと、などである。1925年には、診療所創設以来取り扱った5千人の患者についての詳細な分析的報告書『最初の5千人』が刊行された。

「母の診療所」の開設と同じ年に、マリー・ストープスは、その開設を祝する講演会をクィーンズ・ホールで催して大勢の参会者を集めた直後に、「医学的研究による建設的産児制限および民族的発達のための協会」(以下CBC協会と略す)を創設した。協会の目的は綱領に次のように示されている。

(a)民族的発達の基準としての妊娠の意識的かつ建設的調節、ならびに性欲生活の文明化に伴う改善の一切の基礎的性質を明瞭にすること。(b)この問題の個人的、国家的、国際的、民族的、政治的、経済的、科学的、精神的その他の諸方面を研究する。この目的のために講演会を開催し、出版物を刊行し、研究委員会、調査委員会、その他の活動は事情と便宜に応じてそれぞれ組織すること。(c)調節の健全なる生理学的方法の十分な知識を全ての希望者に教示すること。

協会の会長はマリー・ストープスで、夫が名誉書記、多数の社会的および思想的名士が多くの著名な医者と共に全て副会長に名を列ねた。

CBC 協会は、1921 年 11 月の総会で、貧困者および失業者に配布する次のようなビラを作成した。「貴方自身の苦痛から逃れるためにも、また弱い子供を産むことを避けるためにも、全ての人が困窮と病気のときには絶対に妊娠しないようにすることが肝要です。もちろん、既に子供ができていたら、全力を尽くして養育しなければなりません。しかし、安全で、完全な妊娠調節の方法が知られています。失業している既婚者は誰でも、このビラをもって、『母の診療所』へ出かけなさい。立派な先生が適切に救って下さいます」と。このように、「母の診療所」と CBC 協会は一体となって、産児制限運動に邁進していった。1922 年 5 月には、CBC 協会による月刊 1 ペニーの新聞『産児制限新聞』が創刊され、CBC 協会と「母の診療所」の活動報告のみならず、世界的な産児制限運動の政治的潮流、および社会的方面のニュースを 1946 年まで詳しく記録し続けた。

四「拝啓マリー・ストープス博士」

マリー・ストープスの産児制限運動は、各方面からの論議と非難を浴びながらの激しい闘争であった。彼女の活動が最も集中的で使命感に燃えていた 1920 年代のイギリス社会は、ヴィクトリア時代の性的抑制の風潮は未だすたれず、また今日のような性的問題に対するより自由な態度とははるかに隔たりのある過渡的段階にあった。「産児制限」、「避妊」といった言葉はまだリスペクタビリティを獲得していなかった。1924 年に、マリー 43 歳にしてやっと息子ハリーが誕生したが、『タイムズ紙』はその報せを消息欄に掲載するのを拒んだ。また、1923 年に、産児制限に反対するカトリックの医者、ハリディ・サザーランドが、マリー・ストープスは「貧民に対して実験している」と攻撃したことで、マリーは彼を名誉棄損で訴えた。この裁判は 2 年に及び、最終的には上院に持ち込んだサザーランド側の勝利に終わったのであるが、この経過は逐一新聞に報道されたので、却ってマリー・ストープスの産児制限運動を人びとに広く知らしめて、運動の前進にとって役立ったともいえる。

マリー・ストープスは、多数の男女が彼らの性または結婚に関する問題について自由に手紙を書いて助言を求めた最初の人であった。彼女が『結婚愛』と『賢明な母親』の出版で 1918 年に有名になったとき、彼女への通信は当然のことながら書物を買う大衆、すなわち圧倒的にミドルクラスに限定されていた。しかし、診療所の開設および前述のセンセイショナルな裁判とともに、彼女の思想や影響力が社会のあらゆる階級に広がったのである。彼女は、聖界から異議を唱える上質紙の論評と同様に、ロンドンのスラム街の貧困と子沢山に打ちのめされた女性からの鉛筆のなぐり書きにも慣れるようになっ

た。

この当時マリー・ストープスほどに人びとによく知られた人はいなかった。彼女が行なったいかなる意見表明も広く報道され、彼女のアドバイスがあらゆることについて求められた。彼女にたよりを出した人びとは、彼女に医者、牧師、堕胎施術者、調剤師、乳母、結婚仲介人などの混じり合ったものを期待したのである。

最初マリー・ストープスは全ての手紙に自ら返事を書いた。そのうち手紙の量が余りにも増えたので、彼女はそれを減らすために料金を課し始めた。手紙による相談の場合3ギニー、個人的面接の場合10ギニーである。だが、彼女はまもなくそれを断念した。というのは、彼女の博士号は化石植物学であって、医学ではなかったから、料金を課したなら、彼女のアドバイスがいかに健全で適切なものであったとしても、そのことは、すでに疑いを示していた医業界からの批判に自らを曝すことになったであろう。たしかに、彼女に手紙をよこした人びとの少なからずが彼女を医学博士と思い込んでいたようである。

1921年以降、彼女へのたよりはますます増加し、処理しきれない有様となった。診療所開設の2週間後に、彼女は「私は、今週総数千通に近い手紙を受け取った」と、書き記している。対策として彼女は数人の秘書を雇って、その処理に当たらせ、ありふれた質問には標準的な返事の文案を作っておき、必要に応じて追伸を書き添えたのである。

これらの膨大な書簡が社会的記録としてユニークで重要な史料的価値を有していることは言を待たない。それらの大部分はマリー・ストープスによって大英博物館に収められ、また残りは彼女の息子ハリー・ストープス・ロウの手で保管されている。マリー・ストープスの優れた伝記作者ルース・ホールは、社会諸階層別にこれらの手紙およびマリー・ストープスの返信をそのまま提示することによって、1920年代のセクシュアリティの状況を描きだした。またマリー・ストープスの孫のクリストファー・ストープス・ロウは、任意の抽出で300通の手紙を選んで、それらについて統計的分析の試みを行なった。マリー・ストープス宛て書簡の本格的な分析は今後の課題であるが、ここではそれらの書簡から読みとれる2、3のことがらについて述べておきたい。

性に関わる諸問題は、あらゆる社会階層に共通したものである。しかしながら、両大戦間期に低賃金、慢性的失業、深刻な住宅不足に悩む労働者階級において、度重なる妊娠・出産がいかに悲惨な重荷であったかは言うまでもない。マリー・ストープスへの労働者階級の女性からの何千という手紙の中で、気が滅入るほど多くの者が、「医者は患者にもうこれ以上子供を産まないようにと忠告するけれど、そのためにはどうしたらいいかの情報を与えてくれようとはしない」と不平を述べた。ある点では、マリー・ストープスは、彼女と同世代の知識人階級の多くの人びとと共に、「下層階級は、彼らのむこうみずな多産によってイギリスの血統の最良の純潔を汚している」と論じた。しかしながらよりパーソナルなレベルでは、彼女は助けを求める個々の訴えに対して暖かく寛大に返答をした。彼女が社会の底辺に沈められた人びとに心からの関心を寄せていたことは明らかであり、そこに彼女のパーソナリティが最もよく示されていると思われる。

マリー・ストープスに寄せられた書簡の中で次いで注目すべきは、聖職者からのものである。ここでそれらの具体的な例を引用するのはやめるが、この時期、産児制限に対するイギリス国教会の態度の変化が、相当程度マリー・ストープスに負うていると見ることは十分に可能である。アングリカンの動向の変化は、ランベス主教会議の見解から知ることができる。1908年同会議は、「産児制限のためのあらゆる人為的手段の使用は

人格を堕落させ、国益に反する行為であるから、全キリスト教徒はこれに反対するよう」呼びかけた。ところが、1930 年には、ランベス会議は「親となることへの制限もしくはそれを避けることに明白に倫理的な義務がある場合、また完全な禁欲を避ける倫理的に健全な理由がある場合には」避妊を行なうことを容認したのである。

さらに、マリー・ストープス宛て書簡の前述の統計分析によれば、地域別に見て、海外からの書簡が 15.7%も占めていたこと、そのなかでもインドの知識人からの手紙が最大のグループをなしていることはきわめて注目すべきことである。

五 エピローグ ── マリー・ストープスの人間像

マリー・ストープスについて語る人は、彼女の人となりを、よく言えば「ひたむき」、「果断」、悪くいえば、「尊大」、「独断」と評する。これらの性質は表裏一体のものであろうが、後者は、彼女が年をとるにつれて、彼女の特徴となっていった。このことはとくに、同じ主義で闘っている他の人々の共感を次第になくしていくという形で現われた。彼女は、自らのアプローチのみが正しいと信じ、彼女の診療所以外の産児制限診療所に反対の意を表明した。また時がたつにつれて、彼女は結婚生活における幸せをも見出せなくなった。息子のハリーが生まれて後、彼女の夫は戦時中の脊椎損傷による後遺症を経験し始めていた。さらに、1929 年に彼は、不運な投資の結果、財産を失くして、彼女が全面的に家計を支えることになった。その結果、ついには彼女は夫に対する愛情を失っただけでなく、彼に対する敬意をも失ったのである。

彼女は結婚に失望したけれども、精神的なものと性的なものとが結びついた男女関係に対する彼女の信念を失ってはいなかった。1938 年に彼女は、キース・ブライアント(3)というオックスフォードを出たての青年との、短いが情熱的な友情の中にそれを見出したように思われた。彼は彼女を大いに讃めたたえ、彼女も一連の恋愛詩でもって応えた。このころには、産児制限運動が彼女の人生に占める重要性は相対的にいって減じられつつあった。彼女は詩に対する関心を強め、H·G·ウェルズやヒュー・ウォルポールのような作家の出入りするサロンを主宰した。彼女の夫は遠ざけられて、彼は 1949 年に、彼女と別れて久しく、みすぼらしい下宿で生を閉じたのである。

マリー・ストープスはまた、息子のハリーとも離れていった。おそらく息子に対する彼女の所有者的扱いによるものであろう。しかし最後の決裂は、彼が彼女の期待に反する女性と結婚したときにやってきた。その後も彼らは時折会ってはいたが、彼女は臨終の時、彼に会うのを拒んで、遺言でも彼に言及しなかったと言われる。しかしながら、晩年にも彼女の情熱は衰えず、73 歳で 37 歳年下の若い男性との恋におちたりした。実際、筆者がロンドンのナショナル・ポートレート・ギャラリーで出会った晩年のマリー・ストープスの肖像画は、燃えるような真っ赤なドレスを着て描かれていた。彼女は 1958 年に乳癌でこの世を去ったのである。

先に見たように、マリー・ストープスは、父親から重要な影響を受けていたけれども、彼女は母親からフェミニズム思想を受け継いでいた。とくに、彼女は婦人参政権運動に対する情熱を母親と共有していた。また、女性の性的欲求に対して考慮がなされるべきだという彼女の主張は、女性の権利に対する彼女の関心のひとつの局面でもあった。そしてまた、産児制限運動も同様の脈絡で捉えることができる。彼女のキャンペーンは、

産児制限が女性の健康にとっても、かつまた女性の性的満足のためにも必要であるということを強調するものであった。

他方、幸福な結婚についての彼女の想念は単純であり、主として彼女自身の満たされない欲求の故に、彼女は性的満足の重要性を強調しすぎて、結婚を破綻させる他の諸問題を軽く看過ごした。彼女は性的満足がどの程度夫婦のパートナーシップの他の局面と関連しあっているかを十分に認識しなかった。もっというなら、彼女は男性中心の社会の中で女性のセクシュアリティが搾取され、同時に否定されてきた社会的・経済的関係を十分に深く検討してみることができなかった。いまからみれば、性に対する彼女の態度は因習的ですらあった。そして、彼女が影響を受けたハヴェロック・エリスのように、彼女は男性の役割と女性の役割についての因習的な態度をあまりにも容易に受け入れ、したがって家父長制を前提とした婚姻制度への批判の視点を欠くことになったのである。

これまで述べてきたマリー・ストープスの思想およびパーソナリティの限界にもかかわらず、彼女は、女性のセクシュアリティにたいする世間一般の人びとの態度を変えるために他のだれよりも多くの貢献をしたといえるであろう。とりわけ、彼女は、性の問題について知的で人間的な討論がなされるべきだと主張することによって、彼女自身の世代を超えて重要なメッセージを残したといえよう。

註

(1) *Man, Other Poems and a Preface*, 1914.
(2) マリー・ストープスは二度とも結婚に際して旧姓を維持した。
(3) 1913 年生まれ。著述家。マリー・ストープス伝の作者。

参考文献

Peter Eaton and Marilyn Warnick ed., *Marie Stopes: a preliminary checklist of her writings together with some biographical notes*, 1977.

Marie Carmichael Stopes, *Married Love: a new contribution to the solution of sex difficulties*, 1918（平井潔訳『結婚愛』、理論社、1963 年）.

Marie Carmichael Stopes, *Contraception (Birth Control): its theory, history and practice; a manual for the medical and legal professions*, 1923（馬島僩訳『避妊の研究』上下、平野書房、1929 年）.

Marie Carmichael Stopes ed., *Birth Control News*, 1922-1946.

Marie Carmichael Stopes, *A Journal from Japan: a daily record of life as seen by a scientist*, 1910.

Harold Begbie, *Marie Stopes: her mission and her personality*, 1927.

Aylmer Maude, *The Authorized Life of Marie C. Stopes*, 1924.

Aylmer Maude, *Marie Stopes: her work and play*, 1933.

Keith Briant, *Marie Stopes: a biography*, 1967.

Ruth Hall, *Marie Stopes*, 1977.

Ruth Hall ed., *Dear Dr Stopes: sex in the 1920s*, 1978.

Peter Fryer, *The Birth Controllers*, 1965.

Constance Rover, *Love, Morals and the Feminists*, 1970.

Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists, vol. One, 1800-1930*, 1985.

Frederick S. Boas, "Charlotte Carmichael Stopes: some aspects of her life and work", *Transactions of the Royal Society of Literature*, 1931, vol. X.

J. A. & Olive Banks, *Feminism and Family Planning in Victorian England*, 1964.(拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち』、創文社、1980 年).

第三部 イギリスにおける婦人参政権運動の展開

第一章 イギリス婦人参政権運動の考察 ―「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって(その一)

はじめに

ヴィクトリア時代中葉、ジョン・ステュアート・ミルが「婦人参政権」を掲げて議会に出馬・選出された時に、イギリスの婦人参政権運動は開始され、以来30年間途切れることなく運動は続けられた。そして19世紀末の「婦人参政権協会全国同盟」(National Union of Women's Suffrage Societies ― NUWSS)による運動の再結集、さらには今世紀初頭の「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union ― WSPU)による新型のミリタント・フェミニズムの出現によって、婦人参政権運動はそれまでの沈滞を打破する新しい局面を迎えた。

近年の女性史研究の目ざましい進展ぶりの中で、女性史の研究対象はますます広がりを見せ、女権拡張を目指したフェミニズム運動史は相対的に後退したかに見えるかもしれない。しかしながら、イギリス婦人参政権運動の英米における研究は、女性史の「伝統的な」テーマとして、研究文献の多出(1)、および一次史料のマイクロ化(2)など、いまだに衰えるところを知らない。

だが、イギリス婦人参政権運動のこれまでの研究には、二つの重大な偏りが認められる。その一つは、選挙権闘争のミリタントな局面およびそのカリスマ的な指導者たち(とくにパンクハースト母娘)に専ら焦点が当てられてきたことである。たしかに、婦人参政権運動のアカデミックな著者も、またより大衆的な伝記作者も、WSPUの行動の新機軸、たとえば(女性による)投石、放火、ハンスト、「強制給餌」などのセンセイショナリズム、およびパンクハースト母娘の第一次大戦後の極端な変節ぶりに目を奪われ、また想像力をかきたてられもしたのである。筆者自身もその例に漏れず、まずWSPUの分析から婦人参政権運動史を手掛けた経験をもつ(3)。他方、ノン・ミリタントで、WSPUほどカラフルでないNUWSSの組織やその業績については相対的に研究が手薄である。婦人参政権運動の全体像を描いた叙述もWSPUに偏って、NUWSSにはわずかにしか言及せず、まるで後者が運動の進展にほとんど何の役割も演じなかったかのように見なした。概して、従来の婦人参政権運動史叙述は、NUWSSを19世紀後半の運動とほとんど異ならない、いわば静的な組織として扱う傾向があった。

実際にはNUWSSはそれ自体きわめて重要な組織であった。第一次大戦直前の1914年にはNUWSSの会員数は5万3千人以上に達しており、加盟団体は約480という婦人参政権団体として最大の組織に成長していた(4)。たしかに、NUWSSはヴィクトリア時代の伝統を引きずっており、WSPUと比べればそれほどドラマティックな組織ではなかったが、NUWSSは、婦人参政権の法制化の基礎固めにおいて、ミリタントのライバル団体よりもはるかに大きな寄与をしたのではなかろうか。これまでの婦人参政権運動の評者はほぼ異口同音に、大戦前の運動の状況がどうであれ、大戦後の婦人参政権の成立は、女性の戦争協力に対するロイド・ジョージの「ご褒美」であったことは否めないと断定している(5)。NUWSSを通して運動を再吟味するとき、筆者には、1918年の婦人参政権の

獲得において決定的ファクターは「戦争」ではなく、戦前の NUWSS を中心とする運動の成果であったように思われてならない。これはのちに論証するつもりであるが、大戦直前の状況から鑑みれば、大戦はむしろ女性への選挙権付与を遅らせたとさえ言えるのである。このように NUWSS の重要性を評価する点では、数少ない NUWSS の研究者のレスリー・パーカー・ヒュームとサンドラ・スタンリー・ホルトンも同意見である(6)。

イギリス婦人参政権運動研究のもう一つの偏りは、出版されたほとんどの著述が「イングランド」の、それも「ロンドン」の観点から書かれてきて、他の地域の運動の組織や発展を評価してこなかったことである。唯一とも言える例外は、ランカシアの綿業都市におけるノン・ミリタントでラディカルな参政権運動についての斬新な研究、ジル・リディングトンとジル・ノリスの『片手をうしろに縛られて』(1978 年)(7)であろう。地方の未発表資料とオーラルな情報を広範に駆使して、彼女らは労働者階級の女性が中心であったその地方の参政権運動の絵図を描き上げ、婦人参政権は中流および上流の女性の関心事にすぎなかったという通念を論破せんと努めた。これと同様の深みのあるローカルな研究が他の諸地域でも着手されるまでは、大衆的運動としての婦人参政権運動の本質はいまだ推量の問題としてとどまるであろう(8)。

しかし婦人参政権組織を NUWSS だけに限っても最盛期に 480 もあったのだから、それらを同じ精度で研究するとなると、気の遠くなるような時間と労力が必要であろう。それに各組織の残存する史料の量と質が問題であろう。遺憾なことであるが、往々にして史料の欠如は歴史の欠如と解釈される。いずれ将来において、残存する参政権運動の一次史料がローカルな公的機関によって収集・編纂されるであろうとは当然考えられる。

しかし、現段階で、これまでの婦人参政権運動史の脱落部分やギャップを充してくれるような、現在の偏った歴史像を修正してくれるような、そして婦人参政権の闘いを特徴づけていた複雑さのより完全な理解に近づけるような記録史料を提供してくれる可能性がひとつある。それは「グラスゴウ文書」である。これは「グラスゴウおよびスコットランド西部婦人参政権協会」の記録で、マイクロ化されているほぼ唯一のローカルな史料である(9)。スコットランドの婦人参政権運動の研究文献がいまだ出ないのは、幾分かはスコットランド史一般のアカデミックな研究の貧困によるものであろうし、女性史ブームの昨今でもスコットランドの女性史に関しては、筆者が知る限りなんら実質的な研究はなされてきていない。「グラスゴウ文書」の精緻な研究はそのような間隙を埋めてくれそうであるが、筆者はひとまず全国的組織としての NUWSS を研究するためにこの史料を用いたい。本史料の重要部分を占める、グラスゴウ協会の執行委員会議事録は、グラスゴウ協会とロンドンの本部とその他の参政権協会の間のコンスタントな、ときとして激しいやりとりをほうふつとさせてくれて、NUWSS の「中央」と「地方」の関係のひとつのきわめて有効なケース・スタディとなりうるからである。

以上が本研究の問題の所在であるが、詳細に婦人参政権運動の経過を再検討するために膨大な史料を扱うこともあり、数回に分けて執筆を継続する予定であり、本稿「その一」は、NUWSS の第一段階(1897-1906)を中心に扱うものである。

註

(1) 以下を参照のこと。 Barbara Kanner, *Women in English Social History, 1800-1914: A Guide to Research*, vol.II, chap. XII, 1988.

(2) 婦人参政権問題を含む女性史のマイクロフォーム版大コレクション、The Gerritsen Collection of Women's History, 1543-1945 がある。また、ハーヴェスター社から多種の女性史関係マイク

ロ史料が出ており、イギリスの婦人参政権運動に関するものに以下のものがある。The Social and Political Status of Women in Britain, Series One: Rare Political, Reforming and Professional Journals for and by Women, part 1-3; Women's Social and Political Emancipation:The Suffragette Fellowship Collection in the Museum of London; Voices of the Women's Movement, 1850-1900: The Helen Blackburn Pamphlet Collection from Girton College, Cambridge, part 1; The Women's Suffrage Movement, 1895-1920. 最後のものはNUWSSの文書や婦人参政権議会委員会の議事録などを含むはずで、本研究にとっては非常に貴重なものであるが、残念ながら刊行が遅れている。

(3) 拙稿、「イギリスにおける婦人参政権運動 ― 女性社会政治同盟(WSPU)をめぐって」『愛知女子短大研究紀要』第16号、1982年[本論 第三部 第四章]。

(4) Les Garner, *Stepping Stones to Women's Liberty: Feminist Ideas in the Women's Suffrage Movement, 1900-1918*, 1984, p. 11. また、穏健派、過激派を含めてイギリスの婦人参政権組織および活動家については次のもの(編者不明であるが)が役に立つ。*The Suffrage Annual and Women's Who's Who*, 1913.

(5) たとえば、C.P. Hill, *British Economic and Social History*, 1977, p. 234; W. D. Hussey, *British History, 1815-1935*, 1971, p. 239. もちろんWSPUに偏した研究では、サフラジェットの貢献度を大きく評価しがちである。

(6) Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies, 1897-1914*, 1982; Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain, 1900-1918*, 1986.

(7) Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us: The Rise of the Women's Suffrage Movement*, 1978.

(8) ごく最近にアイルランドの婦人参政権運動史が相次いで出版された。Rosemary Cullen Owens, *Smashing Times: A History of the Irish Women's Suffrage Movement, 1889-1922*, 1984; Cliona Murphy, *The Women's Suffrage Movement and Irish Society in the Early Twentieth Century*, 1989.

(9) Papers of the Glasgow and West of Scotland Association for Women's Suffrage, 1980.

(付記 1) 1884年の第三回選挙法改正以後、事実上男性側の大衆的な選挙権獲得闘争は存在しなかった。したがって、本稿で参政権運動と略して表記する場合も全て婦人参政権の運動を指すものである。また、参政権はもっとも狭義に女性の下院への選挙権のみを指すものとして使用する。

(付記 2) 本章の初出「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ―「婦人参政権協会国民同盟」をめぐって(その一) ―」『富山大学人文学部紀要』第17号、1991年においては、NUWSSの「ナショナル」の訳に「国民」を用いていたが、本稿では「全国」と訂正した。

一 ミリスント・ガレット・フォーセット

1897年に婦人参政権団体を再統合してNUWSSが結成されたときから、婦人参政権成立直後に同組織が「平等市民権期成協会全国同盟」(National Union of Societies for Equal Citizenship ― NUSEC)と改称再編成されるまでの20数年間、NUWSSの会長の任に就いていたのは、ミリスント・ガレット・フォーセットであった。彼女の長期間の会長職在任は、ライバル団体WSPUを文字どおり牛耳っていたパンクハースト母娘ほど独裁的で強力な影響力を有するものではなかったが、NUWSSの考察に入る前に、そのリーダーの重要な一人としてフォーセット夫人の人物像を描述しておきたい。

近年のパンクハースト母娘の伝記的研究の続出に比して、フォーセット夫人の本格的な伝記はいまだ現れていない。彼女自身の回想録、自伝の他、彼女の死の直後にレイ・ストレイチによって書かれた控え目な伝記(1931年)以降、彼女について書かれたものは、女性経済学者の群像を描いた『アダム・スミスの娘たち』(1973年、同名邦訳あり)の中

の1章と、デイル・スペンダー編の『フェミニストの理論家たち』の1章分だけである。最後のものは、アン・オークリが現代のフェミニズムの立脚点からフォーセットを再評価したものであるが、邦訳版『フェミニスト群像』からは残念ながらその章が割愛されている。イギリスの女性史、フェミニズム史の重要な資料館「フォーセット・ライブラリ」にその名をとどめてはいるものの、フォーセット夫人への関心の相対的少なさは公正を欠くと言ってもよいだろう。

ところで、ヴィクトリア時代から今世紀にかけて、イギリスで公的分野で顕著な足跡を残した女性は、概してシングルが多かったが、既婚女性の場合夫との緊密な協力関係にその特徴が認められる。ウェッブ夫妻、ディルク夫妻、ペシック=ローレンス夫妻等々。この点はヴィクトリア時代の女性像や夫婦関係の一般的通念に若干の見直しを迫るものでもあるし、また男性との協同の尊重という姿勢が、のちの NUWSS の特徴として、男性との協力を拒絶した WSPU と区別されることにもなるので、ここではフォーセット夫妻のパートナーシップにとくに焦点を当てながら、ミリスント・ガレット・フォーセットの人物像を示したい。

(一) ミリスント・ガレットとヘンリ・フォーセット

ミリスントの父ニューソン・ガレットは、サフォーク州のアルドバラの裕福な商人(穀物と石炭を扱う)かつ船主であり、政治に関心があり、地域の問題にも積極的に参加した。母は宗教心の深い、どちらかと言えば因習的タイプの女性であり、ミリスントへの影響力は父親ほどには認められない。大家族で、10 人の子供(姉妹6人、兄弟4人)がいて、ミリスントは7番目であった。

彼女はごく短期間ブラックヒースの学校に遣られたが、彼女の自立への願望や知的欲求は、むしろ姉たちの影響のもとで培われたと思われる。実際、ガレット家の他の娘たち、ルイーズ、エリザベス、アリス、アグネスは全てフェミニズムの何らかの局面の活動家となる。とりわけ、彼女より 11 歳年長の姉エリザベスは、女性に医学教育の門戸を開くために、そして自ら女医を目指して奮闘していた。また結婚してロンドンに住んでいた長姉ルイーズを通して、ミリスントは首都の急進主義のサークルと接するようになった。1865 年には J·S·ミルの選挙演説を姉とともに聴きに行き、深い印象を与えられ、「婦人参政権」への信念を一層強めることになった。このように、ミリスントの政治や「女権」との関わりは、未来の夫ヘンリ・フォーセットと出会う以前に始まっていたのである。

ミリスントより 14 歳年長のヘンリ・フォーセットは、不幸にも父親による射撃事故で 1857 年に失明したが、そのような不運も彼の改革への熱情や経済学の研究を放棄させることはなく、1863 年以降ケンブリッジ大学の経済学の教授、そして 1865 年からはブライトン選出の国会議員を兼ねていた。

ミリスントとヘンリは 1865 年に、あるパーティで初めて出会った。リンカーンの暗殺の直後であり、ミリスントがその「最大の不幸」やその他の諸問題に関して批評した率直な発言に、ヘンリは強く印象づけられて、彼女に交際を求めた。その後二人は互いの尊敬と愛情を深め合い、周囲の反対を押し切って 1867 年に結婚したのである。

(二) フォーセット夫妻のパートナーシップ

フォーセット夫妻は、秋学期にはケンブリッジに、また議会会期中はロンドンに住み、結婚の1年後、一人娘フィリッパが誕生した。

盲目の夫の秘書として彼女の時間と精力の多くが費やされたが、このことはむしろ彼女自身の政治・経済の知識の向上に大いに役立った。夫はつねに彼女を結婚生活における対等者として扱い、参政権運動への参加のみならず著述家としての手腕を試してみるよう奨励した。結婚直後にミリスントはロンドンの婦人参政権委員会に加入し、1868 年にはマンチェスターで最初の演説をした。また、彼女は新聞や雑誌に「婦人問題」についての投稿を始め、さらに夫の強力な勧めで、『初心者のための経済学』(1870 年)を執筆出版した。これは 41 年間で 10 版を重ね、当時としてはベストセラーの部類に入るだろう。この成功に続いて、夫妻の共著『社会・政治問題についての評論と講義』(1872 年。6 編がヘンリの作、8 編がミリスントの作)が出版された。その後彼女はさまざまの主題で書きつづけ、彼女の執筆活動は生涯続くことになる。

ヘンリ・フォーセットは、若き妻の知的成長に対して援助や奨励を惜しまなかっただけでなく、彼女のフェミニズムの見解を十分に共有し、さらには彼自ら下院議員として女性の地位改善のために大きく寄与したのである。1867 年にミルの婦人参政権要求を支持し、その後の議会における婦人参政権のあらゆる動議や法案を支持し続けた。第三次選挙法改正の討議の際に首相グラッドストンがその法案に女性を含めることに強く反対したとき、フォーセットは閣僚の一人であったにもかかわらず、首相の意に背き反対投票を差し控えて、グラッドストンからきびしい譴責を受けたのであった。

彼はまた工場法に対してもフェミニスト的態度をとった。すなわち、女性を保護するという工場法の側面に異議を申し立てた。彼は、工場法(とくに 1874 年立法)は成人女性の労働を制限し、女性を狭い範囲の雇用に押し込めて、彼女らの賃金を低くとどめる結果をもたらすと主張し、保護立法よりも、既存の労働組合の中により多くの女子労働者が加入できるようになる改善を望んだのである。

不幸にもフォーセット夫妻の結婚生活は、ヘンリの早逝によって打ち切られた。1882 年の夏、彼はジフテリアに罹り、快復はしたもののその後健康は弱化し、84 年に急性肋膜炎で世を去ったのである。

フェミニズムに関しては、ヘンリ・フォーセットは疑いなく妻の見解によって影響されてはいたが、フェミニストとしての彼の姿勢は妻から引き出されたものではなく、ケンブリッジ時代に形成された彼自身の政治上の信念に由来するものであった。彼の伝記作者レズリ・スティーヴンは、ヘンリのフェミニズムは本質的には「諸制限一般」に対する彼の嫌悪感に基礎をおくものであったと主張している。実際、彼が生涯フェミニストであっただけでなく、同時に熱烈な自由貿易主義者であったことは偶然のことではなく、コインの裏表とも言えるものであった。しかもとりわけその制限が強者が弱者の行動の自由を奪うものであるときには、彼は断固反対の態度を表明した。したがって、彼は当初からケンブリッジ大学への女性の受け入れに賛成し、他方では女性労働の保護立法に決然と反対したのである。

すでに述べたように彼は、結婚生活の中でもフェミニズムを実践しようと努めた。結婚の理想を、対等な夫と妻の知的パートナーシップに見いだした点では、彼の経済学・政治学の師友でもあったミルとその妻ハリエットとの結び付きによってもおそらく影響されていたことだろう。女性が事実上、公的生活のあらゆる領域から閉め出されていたヴィクトリア時代には、フェミニズムの成長は、理論上の支持だけでなく、実践的にも女性のために行動する心構えのできていたミルやフォーセットのような男性の協力者に大いに負うていたのである。フォーセット夫妻のフェミニスト的パートナーシップは、

夫亡きあとのミリスントの実践行動を支え、ひいては男性との提携協力体制というNUWSSの性格の一端を規定することにもなったと言っても過言ではないであろう。

(三) フォーセット夫人のフェミニズム

夫の早逝で37歳で寡婦となったミリスントは、1880年代に徐々に婦人参政権運動の指導者として浮上してきた。そして1890年のリディア・ベッカーの急逝後、統合されたNUWSSの指導者の地位を引き継いだのである。

婦人参政権がつねに彼女の主要な課題ではあったが、その他の女性の「大義」(cause)にも深く関わっていた。その第一は、女性の高等教育要求運動であった。ケンブリッジにおける女性への講義計画が最初に論じられたのは、結婚後まもない彼女の自宅の応接間でのお茶の会においてであった。それはついには1874年にニューナム・カレッジの設立となる。同じころに姉エリザベスの親友のエミリ・デイヴィスが同じケンブリッジでガートン・カレッジの創設のために働いていたが、ミリスントはニューナムの実質上の推進者のヘンリ・シジウィックと夫との友情ゆえにニューナムのほうに肩入れしたようである。ちなみに彼女の娘フィリッパはニューナムに入り、数学科の優等卒業試験で一位の成績を勝ち得ることになる。

さらに彼女は、離婚を求める根拠の男女平等や子供に対する母親の後見権のために力強く論じ訴えた。

彼女は夫と同様、政治的にはリベラルであったが、グラッドストンが婦人参政権に反対したため、彼女は徐々に組織としての自由党から離れて行った。1886年にアイルランドの「自治」の論点で自由党が分裂したとき、彼女は分派の自由統一派に加わったが(ミリスントは、グラッドストンのアイルランド「自治」政策を、政治上の便宜主義、とくに暴力に対する臆病な屈服とみなした)、自由統一派が自由貿易の立場を棄てて保護貿易に賛成したときに彼らへの支持を引っ込めた。そしてまた、1912年に労働党が婦人参政権に積極的支持の立場を表明したとき、彼女をリーダーとするNUWSSは選挙戦で労働党の候補者を支持する政策を採用した。しかしながら、彼女は心の底ではつねに自由党員であり、自由貿易、自助、そして個人主義への絶対的な信念を堅持し続けた。夫と同様に女子労働者の保護立法への執拗な反対、1870年に初等教育の無償化に反対、そして第一次大戦後は家族手当の支給に反対、これらは彼女の自由主義信仰を反映したものであった。後者の場合には、NUWSSの後身であるNUSECが家族手当を組織の政策の一つとして掲げたために、ミリスントは彼女の後半生を捧げてきた同組織から脱退したほどである。

NUWSSの指導者として立憲主義的手段を固守していたので、WSPUの創設とその戦闘的戦術の採用はミリスントを極度に困惑させた。彼女は説得という方法を固く信じて疑わなかった。しかし、彼女はWSPUの新奇なやり方が、婦人参政権問題に公の関心を目覚めさせるのに成功していることを充分に認めていた。そしてミリタンシーがエスカレートしていくことの責めを、頑迷固陋な政治家たちに向けた。さらにWSPUの影響下で、NUWSSも以前よりはカラフルな(あくまでも立憲主義の枠内であるが)手段をとり始める。NUWSSとWSPUとの対抗、相互関係についてはのちに考察する。

フォーセット夫人がパンクハースト母娘と決定的に異なっていた点は、彼女が婦人参政権を理性と説得によって時間をかけて獲得されるべきものと考えていたこと、また婦人参政権は、女性のみならず男性にも、社会全体にとっても益するものであると信じて

いたことであろう。彼女はまた、パンクハースト母娘のように参政権闘争を両性間の闘いとして解釈することは決してなかった。彼女のノン・ミリタントな立場は、男性と女性の間には不可避の決定的な敵対はないという彼女の信念に基づいていたからである。

しかしながら、ミリスントは反戦主義者だったわけではなく、ボーア戦争を支持したし、第一次大戦勃発時には、国益のために参政権闘争を中止するのに迷いはなかった。このことは、NUWSSの中の反戦主義者と衝突を生ぜしめるが、これものちに考察する。

さきに述べたように、ミリスントは1919年に政治活動の第一線からは退いた。しかしその後も性差別反対のために働き続けた。またそれまでの参政権運動の歴史や回想録の執筆を続けた。1924年には彼女に大英帝国の貴婦人の爵位(勲功賞OBE)が授けられ、その後はデイム・ミリスントとして知られるようになった。

彼女は1929年に83歳で世を去った。このように十分に長生きしたミリスントは、彼女が長い間追求してきたフェミニズムの諸課題の多くが達成されるのを目撃することができた。というのは、1920年代には、完全な男女平等の婦人参政権の成立のみならず、離婚に関する法律の中で男女を区別する二面的道徳基準の廃棄、親権における男女の平等なども含めて、フェミニズム的諸改革の幅広い成功が見られたからである。

ミリスント・フォーセットは本質的に言って、19世紀的な、ヴィクトリア時代のフェミニズムを体現していた。彼女は控え目な地味な女性で、つねに厳格なまでに自制心を維持しようと心がけていた。夫の死に際してすら、彼女の深い悲しみは決しておおっぴらには示されなかった。彼女の肖像写真は魅力的で、非常にフェミニンな容貌を示しているが、どの写真もヴィクトリア時代的なたしなみ(プロプライエティ)を感じさせる。婦人参政権運動の指導者として、彼女はパンクハースト母娘のようなファナティックな、またカリスマ的な資質は全く持たなかった。彼女は世論にアピールする自らの力を何よりも彼女の「合理性」においていた。このことは、当時まだ根深いものであった婦人参政権に対する非論理的・感情的反対論や偏見をつき崩し、勝利に向けて地均しをするのに大いに与ったと思われる。また、フォーセット夫妻の相互依存の結婚生活、とくに盲目の夫の目となり手となった彼女の「内助の功」といったことなども、当時のさまざまな風刺画にみられるような、選挙権は「女らしさ」に欠ける独身女性のみが騒がしく追い求めているのだといった見方に対して効果的な反証ともなったであろう。

他方、彼女の控え目な人柄、ドラマティックな誇示を嫌う性格が、後世の研究ではややもするとフェミニズムに対する彼女の貢献度を過小評価させてきたきらいがある。しかし彼女のフェミニズムへの奉仕は実に彼女の長い人生のうちの60年以上をカバーしていたのである。

最後に、彼女がNUWSSの会長に就任する以前に発表した論文から一節を引用しておきたい。「婦人参政権は、19世紀を通じてわが国の社会史を徐々にしかも着実に修正しつつある他の諸変化の必然的結果として到来するであろう。それ自体は、それほど大きな、あるいは広範な性格をもつものではないが、すでに起こっている社会的・教育的・経済的諸変化に基礎づけられた政治上の変化である。それは、この国の政治機構をすでに改変された国民的社会状況に合うように調整するという効果をもつであろう」。

参考文献

この節については、利用したフォーセット夫妻関係の文献を列挙しておく。

Ray Strachey, *Millicent Garrett Fawcett*, 1931.
M. G. Fawcett, *What I Remember*, 1924.

M. G. Fawcett, *Women's Suffrage: A Short History of a Great Movement*, 1912.
M. G. Fawcett, *The Women's Victory- and After: Personal Reminiscences, 1911-1918*, 1920.
Henry Fawcett and M. G. Fawcett, *Essays and Lectures on Social and Political Subjects*, 1872.
Ann Oakley, "Millicent Garrett Fawcett: Duty and Determination", Dale Spender (ed.), *Feminist Theorists*, 1983.
Dorothy Lampen Thomson, *Adam Smith's Daughters*, 1973 (桜井毅監訳『アダム・スミスの娘たち』、龍渓書舎、1988年)。
Lawrence Goldman (ed.), *The Blind Victorian: Henry Fawcett and British Liberalism*, 1989.
Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists, Volume One: 1800-1930*, 1985.
フォーセット夫人の著述で、婦人参政権とその他のフェミニズムに関するパンフレット類や雑誌論文などおよびそれらの所在については別に目録を作成するつもりである。
(付記)本稿執筆後に、以下の文献が出版された。David Rubinstein, *A Different Werld for Women: The Life of Millicent Garrett Fawcett*, 1991.

二 NUWSSの起源

(一) NUWSSの前身としてのNSWSの誕生

1897年のNUWSSの創設は、現存する婦人参政権諸団体の再結集であり、WSPUのように全く新しい組織の誕生ではない。またNUWSSの最初の9年間の活動は、婦人参政権運動の新しい局面のスタートというよりは、むしろ1860年代半ばに始まり、30年余り続いていた長期間の運動の終局といったほうがよいと思われる。それゆえ、NUWSSの創設事情とNUWSSの第一段階を論じる前に、簡単にその前史を振り返って見る必要があろう。

婦人参政権を要求する組織的な運動と言えるものは1865年以前には存在しなかった(1)。その年代は幾分遅いと感じられようが、1867年の改正法の通過までイギリスの男子もほぼ5人に1人(ただしイングランドとウェールズの場合)しか選挙権を持たない状況であったから、選挙権を持たないという「恥辱」は大多数の男性と共有するものとして女性一般に甘受されていたと言えよう。19世紀中葉には、女性にとってより即時的でかつ具体的な恩恵をもたらす他の諸改革 ── 既婚女性の財産権に関する法律改正、教育上の機会の拡大、女性の雇用領域の拡大など ── があり、芽を出しかけたフェミニズム運動はこれらのさし迫った諸課題にまず組み付いた(2)。それらと比較すれば、選挙権は第二義的重要性をもつもので、またシンボリックな価値をもつ抽象的課題と思われたのである。

しかし、フェミニズムの進展とともに次第に女性(とくに中流階級)の状況改善において、経済的・教育的・政治的要素は相互に依存しあうものとなっていった。さまざまな領域でのフェミニズムの運動が進むにつれて、それら諸要求実現の決定的手がかりとして、婦人参政権がフェミニズムの至上目標とみなされるようになった。その推移は、ケンジントン女性討論協会の討論テーマからも窺える(3)。折しも1865年秋に、ジョン・ステュアート・ミルが当選後の公約の筆頭に「婦人参政権」を掲げて議会選挙に出馬し、当選したのである。

翌66年の議会では選挙法改正に論議が集中し、3月にラッセル自由党内閣が政府の改正法案を導入したが、それが同党を分裂させ、6月に内閣交替でダービー保守党政権が誕生した。一方、院外では選挙権要求の大衆的示威運動が行われ、それに刺激されて婦人参政権委員会が設けられ、ミルとヘンリ・フォーセットに託して多数の女性の署名入

り請願書を議会に提出した。翌年も婦人参政権を求める請願書が多数議会に提出され、ミルは改正法討議の中で婦人参政権を要求する修正案を上程した。それは否決されたものの、196 対 73 と少数派が予想外に大きかった(4)ことが、フェミニストたちに測り知れない刺激を与え、婦人参政権運動を軌道に乗せたのである。

かくして、暫定的な婦人参政権委員会は解散となり、まずロンドンとマンチェスターで婦人参政権協会が結成され、翌 68 年にエディンバラ、ブリストル、バーミンガムで相次いで協会が設立され、これら諸協会が連合して「全国婦人参政権協会」(National Society for Womens Suffrage ― NSWS)の誕生となった(5)。

19 世紀の残る年月の間、NSWS は会合、請願、文書の配布等の通例の合法的手段によって執拗に運動を遂行し、婦人参政権法案はほぼ毎年のように議会で討議される、いわば「年中行事」とさえなっていたのに、運動はそれ以上の前進を得ることはなかった(6)。イギリスの婦人参政権運動史の中で、穏健派と過激派が競合し合う 20 世紀の運動への関心に比して、この時期は閑却視されがちであるが、この 19 世紀後半の婦人参政権運動を圧倒していた相対的「不振」を、約 30 年に及ぶ政治状況の中で分析する必要が十分にある。しかもこの「不振」にもかかわらず、運動はときとして重い足どりながら着実に歩みを続けていたのであり、その歩みを遺産として NUWSS は受け継いでいくのである。

さらにもっと大きな問題点がこの時期にはある。というのは、筆者は、19 世紀後半という時期は、現実の政治構造への女性の係わりが個別的係わり方から層としての係わり方に推移する質的転換期、さらには陰の部分での間接的係わり方 ― 女性の考え方や判断といったものが支配構造の表面に出ている男性の行動に影響を与えるというような ― から、むしろ表だった直接的係わりを示し始める転換期であったと考えるからである。

しかし紙数の都合上、ここでは NUWSS の前史としてこの時期の運動の特徴、組織の変遷、政治状況との関係等を略述するにとどめる。

(二) NSWS のミドルクラス的性格

NSWS の選挙権要求の決議を端的に言えば、男性と同じ条件のもとで(on the same term as it is or may be granted to men)女性に議会選挙権を拡大するということであった。このような選挙権の拡大は、法的に「庇護のもとにある身分」として財産権を持たない既婚女性には選挙権を与えないことになる(7)し、下層階級の女性もほとんど選挙権から除外される。なぜなら、彼女らには選挙権に必要な財産資格が欠けていた。

しかしながら、マンチェスター協会の書記で 1890 年に亡くなるまでこの時期の運動の強力な推進力であったリディア・ベッカー(8)を始めとする NSWS の指導者たちは、第一義的に中流階級の女性に関心をもち、それもとくに寡婦と独身女性に重点を置いていた。若干実例を挙げると、1867 年にロンドンの暫定的な婦人参政権委員会の会員が使用していた特注の便箋の上部には、次のような語句 "Enfranchisement of Unmarried Women & Widows Possessing the Due Property Qualification"が印刷されていた(9)。また、リディア・ベッカーの以下の手紙文もきわめて示唆的である。「私がもっとも切望していることは、中流階級の男性と女性が、労働者階級および社会の最上層の貴族階級においてゆきわたっているのと同じ平等の関係に立つのを見ることである。貴族の great lady も下層の factory woman もともに自立した人間である。ところが中流階級の女性は nobodies である。しかも彼女らが自らの力で行動するとすれば、彼女らは社会的地位を失うことになる」

(10)と。ベッカーが、女工一般を選挙権の助けを必要としない'independent persons'として描いたことは、ヴィクトリア時代のフェミニストに共通した労働者階級女性の状況に対する無理解と同情の欠如を示すものである。

(三) NSWS の変遷

NSWS はその成立の当初から地方分権的で、地方の諸協会は個々完全に自立的に行動していたが、NSWS が 1897 年に NUWSS として統合されるまで幾度か離合集散を繰り返し、その組織上の変遷はかなり込み入っている。ここでは主要な三度の分裂の事情について述べておく。

① 1872 年の分裂

1872 年にリディア・ベッカーの先導で、婦人参政権の立法化を促進するために下院議員と協同するための「中央委員会」が結成された(11)。ところが、NSWS のロンドン協会はこの委員会に入るのを拒んで分離してとどまった。その理由は、中央委員会のメンバーの数名がジョゼフィーヌ・バトラーを中心とする「性病法」撤廃運動に関係しているということであった。1860 年代に数次にわたって制定されたいわゆる「性病法」は、イギリスに事実上公娼制を確立させたものであり、その反対運動は 70 年代に入って盛んになっていた(12)。この運動との関係の仕方がサフラジストの中に不和を生ぜしめた。とりわけリスペクタブルなロンドン協会は、婦人参政権運動がその売春禁止運動の「大胆な」目標と同一視されることを恐れたのである(13)。しかし、この不和は 1877 年にロンドン協会が中央委員会に加わることで一応の解決をみる。

② 1888 年の分裂

80 年代の諸事件は、女性をある意味で以前より一層広く政治と係わらせることになった。83 年の「腐敗行為防止法」は、有給の選挙運動家を御法度とすることによって、女性が各政党のための無給の活動家として歓迎されることになった。つまり各政党が相次いで女性の補助部隊を創設するに到った。1885 年の「桜草同盟」の婦人部(保守党)、86 年の「女性自由党連盟」(自由党)、および 88 年の「女性自由統一派連盟」(自由統一派)の創設である。これらの組織は真の意味での政党の婦人部ではなく、選挙運動の単なる飾り物として女性を利用したにすぎないのであるが、そこに活動の場を見つけた女性たちの中には、自分たちは完全に政治から排斥されたわけではないと感じる者もいた。したがって、これらの政治的団体は多くのサフラジストを吸収して婦人参政権運動のエネルギーを幾分わきにそらせたとも言えるが、それだけでなく NSWS の再度の分裂を招いたのである。88 年の分裂の理由は、「女性自由党連盟」が NSWS に加盟を求めたことで、これら特定政党の団体の加盟を認めるか否かであった。そして、加盟を認める一派(多数派)と、婦人参政権の組織を厳密に無党派の立場におくことを主張する一派(少数派)とに分裂したのである。後者はベッカーとフォーセットを含み、もとの名称'Central Committee of NSWS'を維持し、前者が新しい名称'Central NSWS' を名乗った(14)。この分裂は NUWSS の再統合まで 8 年間も続くことになる。

③ 1889 年の分裂

前述したように、有資格の未婚女性および寡婦のための選挙権要求という NSWS の政

策は、当然に運動内部の不和を招来せずにはおかなかった。つまり、「有夫の身分」という論点は、未婚女性と寡婦を既婚のサフラジストから分かつことになる。1889 年に NSWS の執行部は、この方針に固執したので、意見を異にする人たち(パンクハースト夫妻、ジョゼフィーヌ・バトラー、ジェイコブ・ブライト夫妻らを含む)は、脱退して別個に「婦人参政権連盟」(Women's Franchise League)を結成した(15)。この連盟は、リチャード・パンクハーストによって起草された初期の婦人参政権法案を採用した。その法案は、有資格の女性であれば「有夫の身分」であれ構わなかったし、さらに、何びとであれ性別や結婚を理由に何らかのポストに選出・任命される資格を失うものではないと言明する条項を有していた。この連盟の結成集会は、「この会合をそのままロビー陳情委員会に移行すべし」という決議をもって幕を閉じ、閉会後会員の一部がロビー活動のために国会に向けて出発した。このことはのちのパンクハースト母娘を中心とする WSPU の出現を予測させるものとして興味深い。

(四) NSWS の政策と戦術

NSWS のミドルクラス的性格は、前述した制限選挙権の問題だけでなく、40 年代の反穀物法同盟の戦術に基づいたその政治的戦術にも認められた。NSWS(とくにマンチェスターの協会)は、その同盟によって影響され、同盟の戦術の多くを採用した(16)。たとえば、巡回講演や屋内の公的集会や新聞への投書、定期刊行物への論文寄稿、ちらしやトラクトによる宣伝活動などである。また会員は、「国会議員がその有権者の前に現れるときにはかならず、女性の大義を彼らに気付かせるために」働きかけるように指示された(17)。要するに、これらは女性が反穀物法同盟の時代に初めて係わるようになった政治宣伝の常套手段である。初期の中流階級のフェミニストはチャーティズムなどよりも、もっと密接に反穀物法同盟に関係していた。同盟の運動の中心地のマンチェスターがこの時期の婦人参政権運動の重要な中心だったのは全くの偶然ではない。ブライトやコブデンの一家は参政権運動と深く係わっていた。

NSWS はまた、これも「同盟」の戦術に倣ったものだが、国会への請願書の流れを持続させた。1869 年 1 月にリディア・ベッカーは『下院への請願書を準備するための指針』と題されたリーフレットを出した。その中で彼女は請願書の作成と処理のため詳細な指示を与え、次のように付言した。すなわち「国会の会期中、国会に請願書による波状攻撃をかけよ」と(18)。請願書の流れは 1870 年代を通じて続いた(19)。74 年には総計 1,273 件の請願書が婦人参政権の個人議員法案を支持して上程された。下院を説得せんとする持続的企ての中で、NSWS は、男子の選挙法改正案の修正および婦人参政権の個人議員法案のどちらのやり方をも支持した。70 年代に、後者は 75 年を除いて毎年導入されたが、議員個人の発議で提出されるこの法案の性格上、前進はほとんど望めなかった。たとえば、70 年代のジェイコブ・ブライトの法案はわずか 33 票差で第二読会を通過したが、そののちグラッドストンの反対で委員会段階で却下された。他の法案はほとんど第二読会で敗北をみた(20)。

個人議員法案または男子の選挙法改正案の修正を通して議会を説得しようとする NSWS の努力は、1884 年(第三次改正法通過の年)に頂点に達した。6 月 10 日にウィリアム・ウッドール自由党議員が人民代表法案に対して婦人参政権の修正案を導入した。そのときグラッドストンは、人民代表法案はすでに「どうにか無事に運びきれるだけ多くのものを」包含しているのだから、「無事に担いきれないものをさらに導入すれば、国民

が等しく切望し、賛同している法案そのものを危うくする」という根拠で修正案に異議を申し立てた(21)。結局、修正案は136票差で敗北を喫したのである。

この敗北は、内閣閣僚を婦人参政権支持に改宗させずに、いわゆる陣笠議員に影響を与えようとするNSWSの政策の効き目のなさを苛酷なまでに明らかにした。というのは、政府とともに修正案に反対票を投じた271人の議員(ほとんどが自由党員)のうち、104人はNSWSのいわゆる「既知の味方」(すでに原則上婦人参政権に賛成の意を表明してくれた人)であった(22)。しかし、彼らは、グラッドストンを怒らせるのを避けるためにウッドールの修正案に反対票を投じたのであった。

こういうケースは、20世紀の段階も含めて決して珍しくはなかった。1884年から1914年までの間に、少なくとも婦人参政権の名目上の支持者であった多くの自由党の陣笠議員たちは、フェミニズムに対する彼らのあまり熱意のない支持表明を、さまざまの政治上の考慮によって覆すのがしばしばであった。政治上の考慮のうち、もっとも重要なもののひとつは、19世紀はグラッドストン、20世紀はアスキスがともに婦人参政権の頑固な敵対者であったことである。二人の首相は、実際、議会のさまざまな段階を通じて婦人参政権法案が進行するのを阻む役割を果たした。対照的に、保守党のディズレトリ、ノースコート、バルフォアは3人とも当該の婦人参政権法案(財産資格制限に留意のこと)に賛成投票をした。だが、彼らは保守党議員の大多数が婦人参政権に反対であることを知っていたから、同法案に対する党の支持をとりつけようとはしなかったのである。のちに、フォーセット夫人が、自由党と保守党のことを「前者は将軍のいない軍隊であり、後者は軍隊を持たぬ将軍である」と慨嘆した(23)のもうなずけるであろう。

1884年の手痛い敗北の後、NSWSの運動は失望と停滞の時期に入った。そして、この時期の運動は、前述したような内部分裂や慢性的無気力にますます悩まされた。1886年から92年にかけて、下院で婦人参政権の討論は一切行われなかった。リディア・ベッカーの死後しばらくは、彼女ほどの能力と指導力をもった指導者は現れなかった。概して言えば、1884年から97年までの時期は、イギリスの婦人参政権運動のどん底を示していた。

ヴィクトリア時代の因習的な女性観から鑑みるに、組織を作ったり、演説をしたり、請願署名を集めたりといった初期のサフラジストの活動は、いま考えられるよりもはるかに多くの独創性と勇気を必要としたにちがいない。しかしながら、NSWSの穏健でジェンティールなやり方は効果を持ち得なかった。議会で討論をかきたてることができなかったのは、幾分かはフェミニストの求めた選挙権の狭さによるものであったろう。多くの自由党員は、現存する選挙権の拡大で選挙権を与えられるであろう財産資格を有する女性は、相対的に小さなグループで、結局トーリーに益することになろうと懸念していた(24)。

また、NSWSのあまりにも因習的な宣伝手段では大衆的世論もかきたてられなかった。世論がたいして動かされない限り、逃げ腰の議会は婦人参政権に積極的関心を示そうとはしなかった。1884年の票決がはっきりと示していたように、下院における婦人参政権の「既知の味方」のほとんどは、原則的賛意を表明するだけで事足れりと考えていた。1890年代を通じて、婦人参政権を真剣に取り上げる意志表示をしていたのは、ほんの一握りの議員にすぎなかったのである。19世紀末のこのような状況は、20世紀に入って出現するWSPUという新組織の戦闘的あり方を予測させるものであるが、それについては第四章を参照されたい(25)。本章では、このような状況の中から、しかも取り立てて決定的

契機もなしに、これまでの運動の伝統を受け継ぎつつ、だが明らかにはるかに精巧な全国的連合体を結成していく婦人参政権運動の根強さを NUWSS において検証していきたい。

註

(1) 1865年以前の孤立的、散発的できごとについては、Helen Blackburn, *Women's Suffrage Movement in the British Isles*, 1902, chap. II を参照。 また、チャーティズムへの女性の関わりが近年見直されてきているが、これも系譜的に見て婦人参政権運動に直接的につながるものではない。 David Jones, "Women and Chartism", *History*, vol. 68, n. 222, 1983; Dorothy Thompson, *The Chartists: Popular Politics in Industrial Revolution*, 1984, chap. 7.

(2) 拙稿、「ヴィクトリア時代のフェミニズム」、(青山吉信編、『忍従より自由へ』世界の女性史6、評論社、1976 年)、「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察 ― ガヴァネスの問題をめぐって ―」『史林』56巻2号、1973年[本論 第一部 第一章]、「イギリス・フェミニズムの背景 ― ヴィクトリア期ガヴァネスの問題 ―」『思想』601 号、1974 年[本論 第一部 第二章]を参照。

(3) H. Blackburn, *op. cit.*, pp. 51-52.

(4) *Ibid.*, Appendix D に票決結果、賛成・反対の議員の名前が列挙されている。また、その後の関連法案の討議の要約や票決の詳細は、*The Englishwoman's Review*, 1866-1910 の「できごと」欄を参照。

(5) *Ibid.*, pp. 63-65.

(6) 1866年から1918年までの婦人参政権に関する議会上の主要な事件経過は、Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain, 1866-1914*, 1967, pp.218-223 の Appendix II に一覧されている。また、各々の法案のテクストは、同書の Appendix I を、さらに詳しくはマイクロフィルム資料 Voices of the Women's Movement, 1850-1900, part 1: The Women's Suffrage Movement, 1895-1920 の Reel 12 を参照。

(7) 現行コモン・ローのもとでは既婚女性を選挙権から排除することになるという点で旺んな議論が行われた。しかし、サフラジストの戦術は「一度に一つずつ」というか、既婚女性の法的無能力状態と婦人参政権とを切り離して、まず選挙権における男女平等の承認を求めた。リディア・ベッカーは「選挙法の中に結婚の問題を持ち込むべきではない」と主張した。H. Blackburn, *op. cit.*, p.135.

(8) リディア・ベッカー(1827-1890)については全く伝記的研究がない。1867年以前の彼女については、友人のブラックバーンによる簡単なスケッチがあるのみ。*Ibid.*, chap.III を参照。ベッカーは没年までの20年間 *Women's Suffrage Journal* を編集し続けた。

(9) Archives, Manchester Public Library, (Andrew Rosen, *Rise Up, Women!: The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914*, 1974, p. 7 に引用)。

(10) H. Blackburn, *op. cit.*, p. 42. 残念ながら、いつ誰に出した手紙かは不明。

(11) *Ibid.*, pp. 119-121.

(12) 以下を参照。Josephine E. Butler, *Personal Reminiscences of a Great Crusade*, new edition, 1911.

(13) H. Blackburn, *op. cit.*, pp. 120- 121; C. Rover, op. cit., p. 53. ブラックバーンではこの分裂の真相について言葉を濁しているのが面白い。

(14) H. Blackburn, *op. cit.*, pp. 175-177.

(15) E. Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement: An Intimate Account of Persons and Ideas*, 1931, p. 96. WFL は短命で、資金不足や指導者(とくにパンクハースト博士)の病気などを理由に1890年代始めに解散した。

(16) H. Blackburn, *op. cit.*, p. 28 ; C. Rover, *op. cit.*, pp. 61-62.

(17) *Ibid.*, p. 62.

(18) Lydia Becker, *Women's Suffrage, Directions for Preparing a Petition to the House of Commons*, 1869, (A. Rosen, *op. cit.*, p. 9 に引用)。

(19) 議会に上程された婦人参政権請願書のリスト(署名活動が行われた場所、署名の数、議会に請願書を出す議員の名前など)は、*Englishwoman's Review*(以下 *EWR* と略す)誌の「できごと」欄を参照。

(20) C. Rover, *op. cit.*, Appendix II(巻末の)を参照。

(21) H. Blackburn, *op. cit.*, p. 163. グラッドストンの婦人参政権反対の立場は、基本的には男女の性別役割分担の考えに基づくように思われるが、以下のパンフレットを参照。W. E. Gladstone, *Female Suffrage, A Letter from the Right Hon. W. E. Gladstone, MP to Samuel Smith, MP*, 1892, pp. 1-7.
(22) C. Rover, *op. cit.*, p. 119. また以下をも参照。Isabella M. S. Tod, "Women's Suffrage: A Liberal View of the Situation", *EWR*, vol. 15,(Aug., 1884), pp. 348-357.
(23) M. G. Fawcett, *The Women's Victory- and After: Personal Reminiscences, 1911-1918*, p. 125.
(24) A. Rosen, *op. cit.*, p. 13.
(25) 拙稿、「イギリスにおける婦人参政権運動 ── 女性社会政治同盟(WSPU)をめぐって」、58 頁[本論 第三部 第四章 一]を参照。

三 NUWSS の創設

(一) 統合のいきさつ

前述したように 1888 年に深刻な分裂を経験して以来、ともにロンドンに基礎を置く二つの婦人参政権委員会が、それぞれ議会と地方の参政権諸団体とを結び付ける連結パイプとして行動していた。分裂から再統合へのステップは、その背後に格別のできごとがあったわけではなく、ごく自然に踏み出されたようである。

その準備作業は 1895 年の総選挙の接近とともに始まる。上記の二つの委員会、すなわち 'Central Committee of NSWS' と 'Central NSWS' は、ミドランド地方の最重要の団体 'Manchester NSWS' とともに、選挙戦に向けてその制限された資力を最大限に活用するためにそれぞれの活動を統合することに同意したのである(1)。暫定的なこの提携はうまくいった。そこで、直ちにミリスント・フォーセットは、国会に対して婦人参政権の主張を推し進めるための永続的な合同委員会の設立を提案し、それは 1896 年 1 月に実現した(2)。まもなくこの合同委員会には、上記 3 団体のほかに'Edinburgh NSWS' と 'Bristol and West of England NSWS' の代表を含むようになる(3)。

いまや議会に圧力をかける統一された行動が開始されるようになったのだから、明らかに次のステップは、連合王国内のその他の地域の活動を統合すること、さらに運動の拡大に有効な地理的区分を確定することであった。その目的で 1896 年 10 月 16 日に「バーミンガム会議」が開催された(4)。この会議には国中の主要な婦人参政権団体約 20 が代表を派遣した。会議は次のような決議を通過させた。すなわち「ここに代表された各協会がグレート・ブリテンとアイルランドの特定地域を、その地域内の運動を拡大する目的で受けもつこと、そして各協会は独自の方針にそって行動する自由を保証されること」を決議したのである(5)。

こうして合同委員会とバーミンガム会議は、さまざまな婦人参政権協会が一緒に行動できるということを証明した。1888 年の分裂によって生じた不信の多くは消え去り、サフラジストたちは、永続的な基礎の上に諸協会の統一が成るなら、彼女らの活動がより容易に、より生産的になるであろうということを理解するに到った。さらにその上、参政権諸協会の統一体の結成は、運動内部の不和の現れを抑えるにちがいないとも確信するようになった。

1897 年 10 月に合同委員会を構成する 5 団体は、連合構想、すなわち「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)の結成に同意して、合同委員会は NUWSS の執行委員会として再編成されることになった(6)。その準備作業として、合同委員会の最初の構成団体 3 つが名

称変更している。'Central Committeof NSWS' が、'Central and Eastern Society'となり、'Central NSWS' が 'Central and Western Society' となり、マンチェスター協会が 'North of England Society'となった(7)。こうしてそのタイトルが、各協会が責任分担する地域を明確に指示することになった。また、NUWSS の結成集会には、合同委員会の招請で、12 の他の婦人参政権協会(バークンヘッド、バーミンガム、ケンブリッジ、チェルテナム、ハリファックス、リーズ、レスター、リヴァプール、ルートン、マンスフィールド、ノッティンガム、サウスポート)が、新しい連合に加盟することに同意した。ここに新しく結成されたNUWSS は、グレート・ブリテンの 17 の最重要な参政権協会を代表することになったのである(8)。

(二) 創設時の NUWSS の体制

NUWSS はすでに存在する婦人参政権協会の統合によって成立した点で、中央団体の結成のあとから支部が作られていく WSPU と対比される。NUWSS の組織構造は、すぐれて地方分権的で、その構成団体に責任が託された地域的範囲の中で運動を推し進めるほぼ完全な自立が認められていた。しかし、NUWSS は若干の規則を明確化し、構成諸団体がそれを守ることを期待(命令ではなく)した。その規則は、政党に関して厳密に中立の立場をとること、そして運動の唯一の目的は、婦人参政権の獲得であるということであった(9)。前者の点は、1888 年における分裂時の少数派の勝利ということになる。

創設時においては、「合法的戦術」とか「運動の立憲主義的手段」という点については全く何も言われていない。NUWSS は、NSWS と同様に、合法的戦術が参政権運動のための唯一の方法であると信じていた。NUWSS が、構成団体に向けて、女性の「大義」の宣伝のためにただ「立憲主義的」手段のみを用いるべきと明記したのは、1908 年になってのことである(10)。そのころ WSPU がはっきりと戦闘的戦術を採り始めたからである。

では、NUWSS の執行委員会はどのような構成で、その権限はどのようなものであったか。執行委員会は、構成諸団体自身が任命する代表で成り立つ。各協会からの代表の数は、その団体の大きさとそれがカバーする地理的範囲によって決定された。しかも地方の各協会は好きなようにたびたび代表を変更したようである。1898 年の執行委員会のメンバーは 26 名である。他に書記が 3 名いたが、これも専従ではなく最重要の 3 団体、つまり首都の 2 団体とイングランド北部の協会からのスタッフである(11)。

執行委員会の主要任務は曖昧にこう定義されている。すなわち「どの政党の政府であれ、代議制の改革を問題にするときには、同時に女性の選挙上の無能力を除去することなしにはできない」という状況に「婦人参政権」を置くこと、であった。結局、NSWS のときと同じく、「現在、または今後男性に与えられるのと同じ条件で女性に議会選挙権を獲得すること」であった(12)。そして実際の任務は、議会における婦人参政権の支持者たち(ときには彼らは委員会を構成することがある)と相談し合い、彼らサフラジスト議員の活動を助けること、であった(13)。理論上は、「連合」であるから、執行委員会は、国中の諸協会の活動を統轄する責任があったが、前述したように実質上は、構成団体に対してなんら権限を持たなかったし、ローカルの問題の処理についてもほとんど発言権がなかった。だから、NUWSS のこの段階の執行委員会は、まだ真の意味の「執行部」ではなく、むしろ議会と地方諸協会とを連結する委員会であった。とくに重要なことには当時はまだ自由になる資金を持たなかった。最大の 5 団体が、国会の会期毎に 5 ポンドずつ、その他は 1 ポンドかそれ以下を拠出しあったのである。NUWSS の事務所も二つの中央の

協会のオフィスが使われていた(14)。

(三) 執行委員会の顔ぶれ

1897 年の執行委員会が実質上の権限をそれほど持たなかったにしても、そのメンバーの顔ぶれからすれば、そこに内包される権威は相当のものであったように思われる。

ミリスント・ガレット・フォーセットは、このとき 50 代に達して、すでに諸々のフェミニズムの活動経験とともに婦人参政権への献身とその聡明さで名声を博していたから、彼女が NUWSS の会長職に就くことは自然の成行きであった。彼女が 1897 年から 1919 年まで NUWSS を指導し続けたという事実こそは、彼女の有能さ、また彼女が組織の内で同僚たちから抱かれていた評価の雄弁な証拠と言えよう。前述したように、フォーセットは、ヴィクトリア時代的な女性の理想を自ら体現していた。何よりも彼女が模範的な妻であり母であり、それゆえに堅実でリスペクタブルであったということができよう。当時婦人参政権の反対者が好んで用いた議論は、女性は生来的に衝動的で情緒的で、それゆえに投票権をもつには不向きということであった(15)。だから彼女の「女らしい」外観や冷静な振舞いはアンチ・フェミニストにも脅威的でなく映った。そのことは、訴えかけのの点で婦人参政権の緊急的必要性を減じさせる向きもあったろうが、彼女の理性の普遍性と進歩の不可避性への楽観的信念(16)が、長期にわたる辛抱強い運動を静かに支え続けたと言えよう。

しかしながら、他方で彼女の楽観的リベラリズムが婦人参政権運動の指導者としての彼女の能力を幾分弱めていたという見方もある(17)。前述したように、彼女は自由党との関係を断ったのちも、自由党がリベラリズムの政治上の体現者であり、婦人参政権はリベラル・イデオロギーの一部、それも重要な部分であるという確信を完全には棄てていなかった。このことが、自由党に対する彼女の態度を曖昧にしており、それどころか自由党の政治家たちの弁解や追従に手ぬるい寛大さを示すことも多々あった。彼女の中で、自由主義と自由党の政策と「婦人参政権」の三者が内的に関連し合っていたことが、彼女の生来のプラグマティズムの基礎を若干侵していたとも言えよう。

執行委員会のその他のメンバーもまた相当に有能な女性が多い。例えば、レイディ・フランシス・バルフォア(18)。彼女は 'Central and Eastern Society' の会長で、自由党の上院議員アーガイル公爵の娘で、のちの保守党の首相アーサー・バルフォアの義理の妹である。彼女の頑固なフェミニズム、雄弁、政治への精通のみならず彼女がもつ政治上のコネはとりわけ NUWSS にとってきわめて有用であった。ヘレン・ブラックバーンは、NSWS でずっと活動しており、『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の編集者であった(19)。エリナ・ラスボーンは、リヴァプール選出の自由党議員の娘で、当時はまだ 20 代であったが、のちにさまざまな社会改革の闘士となり、自ら国会議員となることになる。1919 年に NUSEC の会長職をフォーセットから引き継ぐ人物である(20)。プリシラ・ブライト・マクラーレンは、ブライト兄弟の姉妹であり、女権の闘士であり、おそらくイギリスでもっとも卓越したサフラジストの家族の女家長であった(21)。さらに、ルイーズ・スティーヴンスンは、エディンバラの教区委員会で最初に選出された女性であり、エヴァ・ゴア=ブースは、ランカシアの綿業地帯で婦人参政権運動を行っていた女性であり、イライザ・ウィガムはジョゼフィーヌ・バトラーの性病法撤廃運動に熱心に携わっていた女性である(22)。

1898 年の執行委員 26 名のうち上記以外の人物の社会的背景やその他の情報は、残念

ながら筆者には不明なままである。26 名中、既婚者(寡婦も含む)が 14 名、未婚者が 12 名である。孫引きではあるが参考までに、執行委員の多くに共通した若干の特徴について、レスリ・パーカー・ヒュームの叙述を借りておく。彼女らの多くは年齢が「中年」で、中流階級の出身、宗教的にはノンコンフォーミストか福音主義者(2 割がクェーカー)であったという(23)。

さらに重要なことは、彼女らの多くが議会や政治の世界の「インサイダー」であったという点であろう。つまり、彼女らの多くは、夫や父親その他の近親が国会議員や官吏であり、また女性の政党組織で活動していた。若干の者は、自ら教区の救貧委員などのポストに就いていた。要するに、これらのサフラジストたちは、参政権運動の新参者ではなかった。彼女らの多くは、それ以前に婦人参政権を支持してきた家族の出身であり、委員の半数が、すでに 20 年近く婦人参政権のために活動していた人たちである。

執行委員の大半にとって、婦人参政権は第一義的関心事であったが、NUWSS の指導的部分の多くは、フェミニズムのその他の諸問題に過去に係わってきたか、あるいはこの時点でも係わっていた。性道徳改正の運動、医業や大学を女性に開放する運動、地方政治への女性の参加の奨励、女性の産業上の地位の改善など。彼女らは、フェミニスト運動における共通の関心や係わりによるのみならず、多くの場合、長期にわたる友情の絆あるいは血縁関係によっても互いに結びつけられた仲間同士であった。フォーセットと同様に、NUWSS の会員たちは概して、すぐれてリスペクタブルで、少なくとも表面的にはヴィクトリア時代的な女性の理想に合致していた。つまり真面目で、冷静で、宗教的で、礼儀正しく、良き妻、模範的な母親であった。

女性であるという点を除いて、彼女らはいかなる意味においても「アウトサイダー」ではなかった。彼女らは明らかにヴィクトリア時代の「体制」に属しており、それゆえに有能で教養ある女性として、その有能さと知性が女性であるがゆえに認められず、活用されないことに不満を感じていた。彼女らのフェミニズムは、ヴィクトリア時代特有のあり方を受け継いで、階級差別とその差別の上に成り立っている政治制度の受容によって制限されていた(24)。彼女らは、現存の政治制度を攻撃することは全くなく、むしろ中流階級の「リスペクタブル」な代表としてその中に「仲間入り」させてもらうことを要求していた。指導者のフォーセットと同様に、彼女らは国会議員の良識に対して素朴な信頼を抱いていた。そして議会が理性に屈服して、女性に選挙権を与えてくれるまでそう長くはかからないだろうと確信していたのである。彼女らの多くが「インサイダー」であったがゆえに、性の障壁の堅固さをゆゆしくも過小評価し、自分たちサフラジストの要求が生み出している不安や敵意を軽く見積っていたのである。

以上が創設時の NUWSS の(とくに中央の)実態であるが、その後の運動の経過の中で、緩やかにではあるが NUWSS の組織が「成長」を遂げて行く。次節ではその成長ぶりを第一段階(1897-1906)において調べることになる。

註

(1) *EWR*, vol. 26,(July, 1895), p. 157-159; L. P. Hume, *op. cit.*, p.4.
(2) ブラックバーンは、1893 年における議会請願のための特別委員会の結成を NUWSS 再統合への契機として重視し、また合同委員会の結成は 1895 年の年末と記録している。しかしここでは、'Central NSWS' の執行委の議事録に依拠したヒュームの叙述に従った。H. Blackburn, *op. cit.*, pp. 198, 206; L. P. Hume, *op. cit.*, p. 4.
(3) *EWR*, vol. 28,(Jan., 1897), p. 18; L. P. Hume, *op. cit.*, p. 5.
(4) *EWR*, vol. 27,(July, 1896), p. 174; vol. 28,(Jan., 1897), p. 18; H. Blackburn, *op. cit.*, p. 208.

(5) バーミンガム会議の詳細は以下を参照。Woman's Signal, Nov., 5, 1896.
(6) *EWR*, vol. 28,(Oct., 1897), p. 226 ;vol. 29,(Jan., 1898), p. 22.
(7) *Ibid.* ヒュームとローヴァーはともに第一の組織の名を 'Central and East of England Society' と表記している。また *EWR* では最初は Eastern、1898 年の後半からは East of England に替わっているが、煩雑になるのでここでは Eastern と表記する。
(8) *Ibid.*, p. 24.
(9) *Ibid.*, P. 25.
(10) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 6.
(11) *Ibid.*, p. 12. NUWSS の創設時の執行委員会のメンバーは、*EWR* によれば 21 名である。
(12) *EWR*, vol. 29,(Jan., 1898), p. 25.
(13) *Ibid.*
(14) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 7.
(15) 婦人参政権に反対する 'anti's' に関しては、以下のものを参照。C. Rover, *op. cit.*, chap. IX; Brian Harrison, *Separate Spheres: The Opposition to Women's Suffrage in Britain*, 1978.
(16) ミリスント・フォーセットの見解を示すパンフレットは数多いが、代表的な一例として以下を参照。Millicent Garrett Fawcett, *Women's Suffrage: A Speech Delivered to the Women's Debating Society, the Owen's College, Manchester on the 13th of February, 1899*, 1899.
(17) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 11.
(18) オリヴ・バンクスの『イギリス・フェミニスト人名事典』を参照。Olive Banks, *op. cit.*, pp. 10-12. 彼女は 1910 年に婚姻および離婚法を再検討する政府の委員会に任命された。このことから、政府も彼女の政治的手腕を認めていたことがわかる。
(19) *Ibid.*, pp. 25-26. アイルランドの土木技師の娘。
(20) *Ibid.*, pp. 166-169.
(21) プリシラ・マクラーレンの継息子 Sir Charles MacLaren、息子 Walter MacLaren はともに議会における婦人参政権の指導的代弁者であり、また彼女の義理の娘たち Laura と Eva もともに傑出したサフラジストであった。L. P. Hume, *op. cit.*, p. 12.
(22) *Ibid.*
(23) *Ibid.* 創設時の NUWSS の執行委員の社会階層や宗教的背景などは、19 世紀後半のフェミニストのグループ「ランガム・プレイス・サークル」ときわめて類似している。拙稿「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム ── 」(村岡健次他編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』、ミネルヴァ書房、1987 年)、270-272 頁[本論 第一部 第四章 一(二)]参照。
(24) 19 世紀後半から 20 世紀の初頭にかけてのイギリス・フェミニズムと階級意識の関係については以下を参照。Robin Miller Jacoby, "Feminism and Class Consciousness in the British and American Women's Trade Union League, 1890-1925", Berenice A. Carroll(ed.), *Liberating Women's History: Theoritical and Critical Essays*, 1976; R. S. Neale, *Class and Ideology in the Nineteenth Century*, 1972.

四 NUWSS の第一段階

NUWSS の結成にもかかわらず、婦人参政権問題は 1884 年に追いやられた議会の片隅で、他の緊急の諸問題(婦人参政権を棚上げにしておきたい議員たちにとっては、他のどんな問題でも婦人参政権よりは緊急であった)を通過させるために待避させられていた。議会上の進展ぶりで測る限りでは、創設から 1906 年までの時期はその前の時期と変わらぬ停滞の時期であった(1)。そして当面の間、NUWSS はなんら新しい政策を示しえず、いつかは政府が婦人参政権を政府の問題として採用してくれるのを期待しながら、NSWS の用いたのと同じ戦術を続けていた。

NUWSS の執行委員会は、個人議員法案が立法化される可能性はほとんどないことを

十分に理解していたが、それでもなおこれが女性の「大義」に政府、下院そして大衆の注目を引かせる唯一の道だと考えていた。彼女らは、下院において婦人参政権問題を推し進めるために、「婦人参政権のための議会委員会」と定期的に会合を持ち続けた。この委員会は婦人参政権法案支持議員の委員会であり、議会が変わるにつれて構成は変化した(2)。NUWSS はこれに関してわずかながら前進をみた。それは、NSWS のときには女性はその委員会の会合に加われず、部屋の外で待つだけであったが、NUWSS の執行委員はその審議に出席できるようになったことである(3)。議会委員会は NUWSS の代表に忠告や助言を与え、サフラジストたちはときとしてそれらに迎合した。たとえば、議員が女性のロビー活動を嫌うからそのような陳情活動はやらないなど。その他 NUWSS のこの時期の戦術は、請願署名や公的集会や議員への手紙など、NSWS の時代とさして変わりはなく「圧力団体」の一般的パターンに従っていた(4)。

しかしながら、この第一段階において NUWSS は運動団体として大きな成長をみる。それはとくに地方諸支部との関係において明らかに認められ、その結果として徐々にではあるがより強力な中央組織が形成されて行くことになる。以下、当該時期をさらに二つの時期に分けてその成長ぶりを見ていくことにする。

(一) 1897 － 1903 年

この時期議会は全く婦人参政権問題を討議することがなかった。そのような時期に、NUWSS の地方加盟団体の活動は、中央団体よりもはるかに興味深い、重要なものであった。NUWSS が主として議会と加盟諸団体との連結のパイプとして、また諸協会の活動を統合する委員会としての機能を果たし続けた間に、加盟団体はそれ自身のイニシアティヴで行動しながら、それぞれの地域における強力な組織上の砦を建設し、婦人参政権を真に「国民的な」声とするために働いていた。

1897 年の初めに 'Central and Eastern Society' は「地方連合計画」(5)にとりかかった。それは、その地域内の全ての選挙区に参政権協会を創出するという計画である。まず各選挙区に書記が任命されて、その地域の「既知のシンパ」の名簿を作成する。さらに書記は、地域内のさまざまな団体に働きかけて婦人参政権の支持者の集団を募り、遂には小さな婦人参政権協会を作り上げるという段取りである。そこでは、書記は記録を保管するとともに、'Central‥‥Society'とのパイプ役を務める。その支部では、会費を納める正会員のみならず、そこまでは踏み切れない賛助会員も歓迎される。1899 年までに'Central‥‥Society'は 8 選挙区でこの計画を実行して、1,828 名の支持者(正会員、賛助会員合わせて)を得ることに成功した(6)。ちなみに、'Central and Eastern Society'と'Central and Western Society'は 1900 年に合併して「婦人参政権中央協会」となる(7)。1904 年までに「中央協会」(紛らわしいがこれも NUWSS の支部である)は 18 の選挙区に地方支部を設立した(8)。このような成功に刺激されて、「ブリストル協会」と「イングランド北部協会」も同様の計画を採用した。女性の「大義」に対する世論の支持を得て、国会議員の立法活動に圧力をかけるためのローカルな婦人参政権組織の設立は、1903 年に NUWSS の主要目標となる(9)。もとは支部が始めた計画が、その上首尾な実例によって突き上げられて連合の政策となってゆくわけである。

「中央協会」が婦人参政権のローカルなネットワークづくりに専念したのに対して、「北部イングランド協会」はエヴァ・ゴア=ブースとエスタ・ローパーの指導のもとで、婦人参政権運動のミドルクラス的イメージを修正しようと、労働者階級女性を運動の中に引

き入れようと企てた(10)。

ゴア=ブースとローパーはともに上・中流階級の女性であった(11)が、女子労働者の状況を改善したいとの願望を抱き、婦人参政権を産業上、社会上の改革に付随するものとして闘っていた。ともに NUWSS の執行委員である。WSPU の創設者のクリスタベル・パンクハーストはこの二人と親しく、「北部イングランド協会」にも一時属していた(12)。理由がさだかではないが、ゴア=ブースとローパーは 1905 年に同協会を離れているが、しかし彼女らは WSPU には入らず、その後も NUWSS と協働しており、ミリタンシーよりは立憲主義的方法を支持し続けた(13)。

「北部イングランド協会」の執行部は、婦人参政権運動に労働者階級女性が加わることは、勢力の増大のみならず、より重要なことには従来の階級的偏向を是正して、運動を「大衆運動」とするであろうと理解した。そのことは、議会に婦人参政権が「富裕な者の気まぐれ」ではないことを示し、また労働運動からの支持を得ることになろうと。

北部の繊維産業においては女性が労働力の重要部分を占めており、女子労働者の組織化も進んでいた。たとえば、ランカシアとチェシアの綿業労働組合では組織労働者の6割強が女性であった(14)。折しも 1900 年に労働党の前身である労働代表委員会(LRC)が作られ、下院に労働代表の議員を送り込む運動に着手していたが、女性の労働組合員も LRC に加入して、組合費を払い、自分たちが投票できない労働代表議員の選挙費用や給料(国会議員はまだ無給であった)を負担していたのである(15)。ローパーとゴア=ブースのもとで「北部イングランド協会」は、これらの女性たちにその矛盾を指摘し、選挙権が労働女性の労働上の苦情を正すために必要であると説きすすめた。ついに2、3の婦人参政権委員会がアクリングトン、ボールトン、ソルファッドなどのランカシア北部の工業都市で結成された(16)。そして労働女性たちは労働組合に婦人参政権問題を訴えた。北部協会の女子繊維労働者への働きかけは、すぐに「中央協会」にも影響を及ぼした。1903 年に中央協会はスタッフォードシアの窯業地域の労働女性を運動に組織し始めたのである(17)。

北部協会はまた、労働女性の政治的要求を議会に注目させるために、1901 年と 1902 年にヨークシア、チェッシア、ランカシアの女子工場労働者の婦人参政権要求の署名請願書を下院に提出した(18)。さらに同協会は、来たるべき総選挙で婦人参政権を支持する候補者を後援するという思い切った一歩を踏み出した(19)。1903 年7月に協会はこのプランを NUWSS の執行部に提示した。すぐに NUWSS の執行部は、その立候補作戦の選挙資金集めを援助することに同意した(20)。

このように「北部イングランド協会」はこの時期に、今後 NUWSS が繰り返し直面することになる二つの問題に取り組んでいたのである。すなわち、労働者階級を運動に誘い込むこと、そして婦人参政権は労働者階級女性の関心事でもあるのだと議会を説得することである。この基礎的作業は、連合体としての NUWSS に北部工業地帯における組織上の足場を与えるという点、また婦人参政権問題は中流および上流の排他的独占物ではないのだということを議会に示すのに役立つという点できわめて重要であった。北部協会が労働組合との係わりの中で、労働運動と参政権運動を結び付ける可能性を提起したのである。とくに婦人参政権支持の候補者を後援する政策は、今後 NUWSS が選挙戦により活発な関心をもつように刺激し、のちに見るように 1907 年に NUWSS の独自の候補者(suffrage candidate) を後援するに到らしめる(21)。

NUWSS は第一義的には中流階級の代表に指導された中流階級の組織であるけれども、

北部協会の活動によって、NUWSS の執行部も、運動の支持者のベースを広げて労働女性を運動に引き込む必要性を認めつつあった。NUWSS のこの局面はしばしば見過ごされて、労働女性を参政権運動に引き入れた手柄が WSPU(マンチェスター時代の)に与えられてきた(22)。そして、NUWSS の北部協会が女子の繊維労働者に与えた財政上、組織上の支援が忘れられている。この時期にはまだ北部協会の努力はごく部分的な成功しか伴わなかったし、NUWSS の中央のミドルクラス志向になんらかの現実的効果を及ぼしたとは言い難い。しかし、北部協会の努力は、NUWSS の他の諸支部に確かな影響を及ぼして、究極的に中央もその重要性に気が付いていくことになる。

話が先走ったが、この初期の時期の NUWSS の執行部には明白な限界があった。支部協会が上記のように女性の繊維労働者、窯業労働者の間で新しい運動を始めていたけれど、NUWSS は相変わらずその主要な活動を議会に向けていた。しかし、この時期婦人参政権は議会で全く討論されなかった。その責任の一端は、NUWSS の指導部の姿勢と連合体としての NUWSS の構造にあっただろう。前述したように NUWSS の執行委員会は、議会制度に敬意を表し、議員の良識に信を置いていた。下院が必ずや女性に選挙権を与えてくれるであろうとの彼女らの確固たる信念が運動を支えていたにせよ、下院に対して恭順であるのは圧力団体としては弱点であろう。思うに、ヴィクトリア時代に政治教育を受けた彼女らは、あらゆるフェミニスト的改革のための辛抱強い活動に慣れっこになっていた。結局女性たちは地方自治体の選挙権を獲得したし、オックスブリッジにも入れるようになったし、医業にも就けるようになったのだから。同じような努力がいつかは女性たちに議会選挙権を与えるであろうと。

NUWSS はまた組織上の弱点にも阻まれていた。民主体制を誇る執行委員会は、意図的にメンバーが固定しないように図られ、しかもそのメンバーは地方支部により任命されて在職期間は一定しなかった。その結果生じてくる委員会の継続性の欠如はむしろ弱点となったであろう。それに中央は、地方加盟団体の強い自立意識と絶えず張り合わねばならなかった。地方支部は、NUWSS の執行部が地方自体の問題を指導するのを望まなかった。そのうえ、前述したように、NUWSS は、資金にしろ、役職にしろ、事務上のスタッフにしろ、完全にその地方支部に依存していたから、支部に対して中央の考えを押し付けたり、なんらかの要求をできるような立場にはいなかった。

他方、1903 年までの時期には、婦人参政権問題は他の多くの政治的問題の陰に追いやられた(23)。さらにボーア戦争があった。ボーア戦争は 1899-1902 年の間その他の関心を完全に陰らせてしまった。NUWSS の指導部の保守的傾向からすれば、この時期は女性の「大義」を推し進めるのに適切な時期ではなかった。フォーセット夫人はのちにこう回想している。「二つの火は一緒に燃えることはできない。もっとも熱心なサフラジストですら、(ボーア)戦争の間は自らの要求や目的を追求するに適した時期でないと感じたのである」(24)と。

(二) 1903 － 1906 年

1903 年 10 月にボーア戦争が終わり、総選挙が行われるだろうという噂が流れて、NUWSS は、「女性の市民権擁護全国大会」を主宰することになる(25)。これが NUWSS の新しい攻勢的な段階の始まりである(26)。10 月 16、17 日に、NUWSS の全協会の代表のみならず、女性自由党連盟やイギリス女性禁酒連盟などの女性組織をも代表する 200 名がロンドンに集まった。その大会は、来たるべき総選挙で「婦人参政権」を一つの争点

とさせるためにNUWSSが取るべきステップとして次の4つの決議を採択した。第一に、全ての閣僚および野党の指導者たちにサフラジストの代表団と接見するように要求すること、第二に、議会選挙の全ての候補者に婦人参政権支持の誓約を求めるための信書を出すこと、第三に、婦人参政権のキャンペーンのため今後3年の間、年2千ポンドの資金を集めること。4番目はもっとも重要であるが、「国中のまだ婦人参政権委員会の存在しないあらゆる選挙区において、政党に関係なく全ての現議員および総選挙で立候補予定の人に、婦人参政権支持を誓約させるための委員会を結成するために、NUWSS は即時行動をとるべきである。そしてその委員会は、その地方の党組織に婦人参政権に賛成の候補者のみを公認するように働きかけること」(27)であった。

NUWSS は、12 月に小委員会を任命し、上記大会決議の実践に乗り出した。1903 年の大会の結果として、NUWSS は単なる協議団体というか議会と支部協会のパイプ役の委員会よりももっとそれ以上の存在として浮上してきたのである。1897 年から 1903 年の時期には加盟団体はほぼ完全に自立的な組織であり、その担当地域で彼ら独自のプログラムをもって、それを履行していたのに対して、1903-1906 年の時期には、NUWSS はその支部組織に対してより大きな統制力を発揮し始めていた。つまり、総選挙の見通しが、NUWSS に即時的な目標を与え、かつまた自立志向の加盟諸団体を団結力のある全国的圧力団体の中に組み込んでいくための実質的な理由を与えたと言えよう。また総選挙は、NUWSS が、その焦点を国会から選挙区へと移していき、地方加盟団体の活動により大きな注目を払うように強いたのでもあった(28)。

上記の大会決議の実践の具体的成果を挙げるなら、NUWSS は、133 の新しい婦人参政権委員会を設立し、約 2,520 ポンドの選挙資金を集めた(29)。そして、NUWSS の指導下で、その加盟団体は全ての候補者に婦人参政権に対する彼らの姿勢を問うて、415 の支持誓約を受け取った(30)。これらの中でも、資金はとりわけ重要であろう。NUWSS に初めてそれ自身の独立した財源を与えたと言えるからである。

ちょうどこの時期、議会自体が、婦人参政権問題に関する長い停滞ののち、新しい関心を示し始めていた。前述したように 1897-1903 年には下院で一度もこの問題が討議されなかったのに、1904-1906 年には4度も法案の上程・討議が行われている(31)。このような新しい関心を作り出した責任は、もちろんある程度 NUWSS の力にもあろうけれど、総選挙を控えての緊迫した政治上の雰囲気にあったであろう。というのは全ての政党が選挙区に目を据えており、票をかき集めるためならどんな種類の問題にも関心を示そうとしており、また議会での討議ですら選挙民の反応を窺うために利用しかねなかったからである。

1905 年末にバルフォアが辞職、自由党のキャンブル=バナマンが組閣、翌年1月の総選挙での自由党の勝利、このような経過は NUWSS に大きな希望を与えた。この時期に更新された婦人参政権への関心が明確な立法化へと移行するであろうと。すでに見てきたように、NUWSS(とくに指導部)は、自由党に対してつねに不合理なほど楽観的な考え方をしてきた。保守党と比較すれば、概して自由党が婦人参政権に対して同情的であったことは事実である。しかしその同情の実数はどうであろうか。ブライアン・ハリソンの示した議会における婦人参政権の票決のリストによるなら、1867-1904 年の間に行われた 17 回の票決のうち、自由党員の支持の数が反対の数を上回ったのは 10 回、保守党では反対が支持を上回ったのが 12 回である。しかし、平均すれば、全票決を通じて婦人参政権に賛成投票の自由党議員は 26.7%、反対投票が同じ 26.7%、棄権が 46.6%である。こ

れに対応する保守党の数値は、16.1%、28.3%、55.6%である(32)からといって、自由党の熱意に関してのNUWSSの過大評価は否めないであろう。

同年5月に新首相キャンブル=バナマンがサフラジストの代表団と会見するという告知がNUWSSの楽観をさらに増大させた。NUWSSは、その成功に大いに期待を寄せ、「われわれの運動が明らかに現実政治の領域に入った」と記した(33)。5月19日に約350人の代表が首相と会見した。その代表団は議会における婦人参政権の支持者のほか、25の女性組織を代表するものであった。代表された組織の中には、NUWSS、WSPU、女性自由党連盟、イギリス女性禁酒協会、女性産業協議会、女性協同組合ギルドなどがある。この会見が実現するまでの経緯はよくわからないが、その前の月に議会の女性傍聴席でWSPUが騒ぎ(この組織の戦闘的戦術としてはまださささやかなものであったが)を引き起こしており、シルヴィア・パンクハーストは婦人参政権の代表団と会うように首相を説き伏せた責任はWSPUにあったと主張している(34)。だが、おそらくその功績はサフラジストの議員にあったと見たほうがよいであろう。

その会見はすぐに首相の熱意のなさを露呈することになる。彼は代表団に向かってものやわらかにではあるがきっぱりと、自由党に婦人参政権を推進するよう期待するのは現実的でないと語った。「私があなたがたに説くのはただ一つ、忍耐という美徳である。‥‥わが国のいかなる政党の、また過去および現在のいかなる政府もこの問題については全く統一されていないという事実にあなたがたは目を閉じてはならない。‥‥このような状況の中で、私になんらかの明白な声明ないしは誓約を迫るのは無理というものであろう」と。そして彼は、サフラジストたちに、政党と国民を婦人参政権に改宗させるために今後も働き続けるようにと助言したのである(35)。

自由党のリーダーの熱意の欠如に幻滅させられたものの、首相のこのような冷やかな応答は、NUWSSに婦人参政権の支持をかき立てるためにもっと活発な方策を取らせるという積極的効果を与えた。彼女らは、首相の「助言」を前向きに受け止めたのである。7月にNUWSSの執行委は、婦人参政権に反対の立場の有力な自由党員の選挙区で特別のキャンペーンを組織すると通告した(36)。そしてそれら選挙区に代表を送り込み、各地方の委員会と協同して、集会開催、請願署名集め、文書の配布などを精力的に展開した。また、10月には、補欠選挙で適切な機会が生じた場合には、婦人参政権に敵対の指導的候補者に反対すると同時に独自の婦人参政権の候補者を後援するという積極的政策を打ち出した(37)。

一見したところ、また、この年からロンドンに進出して派手な実力行使を開始するWSPUと比較すれば、相も変わらずマンネリ化した手段にしがみついているようであるが、この時期にNUWSSは明かな前進を示している。つまり、選挙区における活動の増大、また以前よりは攻勢的な選挙政策は、NUWSSがただ辛抱強く「待つ」という受身的政策を棄て始めているという表れであった。1903年の大会は確かにNUWSSに新しい生命を吹き込んだのである。支部協会を結成し、資金を集める努力はNUWSSの中央執行部がついに無気力の状態から浮上してきていることを示していた。1903年以前にはNUWSSは、もっぱら議会内で働くことに集中していて、選挙区での活動の組織化を支部協会の委せていたのに対して、1903-1906年の時期にはNUWSSは徐々にではあるが、選挙区を組織する指導的役割を取り始めていた。支部協会のための連絡委員会として活動する代わりに、自ら支部協会のための政策を立案し、それらの実行を見守り、指導する役割を演じ始めたのである。

1906 年の自由党の政権復帰はこのような傾向を一層強化した。NUWSS の指導部の自由党への信頼がいかにナイーヴなものであれ、自由党政府における婦人参政権立法化の期待が NUWSS に運動推進の新たな熱情を吹き込んだのである。サフラジストたちは、もしも国中に婦人参政権を求める真の熱情が存在することを示し得たならば、自由党政府に立法化を迫ることができると確信した。彼女らは、婦人参政権を政党政治のさまざまな考慮から切り離された抽象的問題としてみる傾向があった。その他この段階の NUWSS には多くの限界が指摘できよう。しかし、このような楽観的確信がこの時期の NUWSS を刺激して、議会選挙区においてより精力的な活動をさせ、それとともに支部協会に対する中央の指導力を発揮せしめたのである。

註

(1) 一つの例外は 1897 年 2 月 3 日に、Faithfull Begg(保守党議員)の上程した婦人参政権法案が賛成多数(71 票の差)で第二読会を通過した。今度もまたいわゆる「トークアウト」に遭ってそれ以上は進展しなかったが、このできごとも NUWSS 結成への刺激になったことはたしかである。H. Blackburn, *op. cit.*, pp. 209-213.

(2) ブラックバーンによれば、1898 年の NUWSS の議会における顧問はサー・エドワード・グレイ、T・W・ラッセルなど 15 名である。さらに議会における支持者 158 名が名を連ねている。Helen Blackburn (ed.), *Women's Suffrage Calendar for 1899*, 1898, p. 46. 1900 年の 12 月の NUWSS の年次大会の報告では、顧問の数が 41 名(自由党 17、保守党 19、自由統一派 4 、アイルランド党 1)に増えている。*EWR*, vol. 32,(Jan., 1901), pp. 19-20.

(3) H. Blackburn, *Women's Suffrge*, pp. 174-175.

(4) *EWR* の各巻の 'Women's Suffrage' のコラムを参照。

(5) 'Local Associate Scheme' と称する。その計画案の起草者は、Miss Stone, Miss Jenner, Miss Sterling, Miss Edith Palliser である。H. Blackburn, *op. cit.*, p. 215.

(6) *EWR*, vol. 30,(Oct., 1899), p. 247; L. P. Hume, *op. cit.*, p. 16.

(7) *EWR*, vol. 32,(Jan., 1901), p. 20. 中央協会も NUWSS の支部であるが、これとイングランド北部協会とブリストル協会の 3 団体は 'Central Offices' と表記され、他は 'Local Committees' と区別して表記されることもある。それぞれの地理的活動領域は以下のパンフレットに地図で示されている。H. Blackburn(ed.), *Women's Suffrage Calendar for 1899*, 1898, p. 46.

(8) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 16.

(9) *Ibid.*, p. 17.

(10) J. Liddington and J. Norris, *op. cit.*, pp. 77-82.

(11) 彼女らについては、以下を参照。O. Banks, *op. cit.*, pp. 87-89, 173-174; Gifford Lewis, *Eva Gore-Booth and Esther Roper : A Biography*, 1988.

(12) 実際にクリスタベルは「北部イングランド協会」のなかで初期の政治的見習い期間を経ていた。Christabel Pankhurst, Unshackled: *The Story of How We Won the Vote*, 1959, pp. 40-43.

(13) O. Banks, *op. cit.*, p. 88.

(14) 1904 年 11 月の NUWSS の全国大会に「北部イングランド協会」の代表として出席したローパーは、綿業の現実の労働者は男子 20 万人に対して女子 30 万人、組合員は男子 6 万 9 千人に対して女子 9 万 6 千人であるという事実を国民は忘れていると弁じている。*EWR*, vol. 36, (Jan., 1905), p. 16. また以下をも参照。J. Liddington and J. Norris, *op. cit.*, p. 156.

(15) *Ibid.*, p. 155.

(16) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 18.

(17) *EWR*, vol. 35,(Jan., 1904), pp. 17-18.

(18) 1901 年 3 月には、ランカシアの 29,359 名の女子労働者の署名入り請願書がローパーに率いられた 15 名の女子労働者代表団(半数が女性協同組合ギルドのメンバー)によって下院に持ち込まれた。また 1902 年の 2 月にはランカシア、ヨークシア、チェッシアの 66,800 人の繊維産業女子労働者の署名請願が行われた。この後も労働女性のなかでの署名請願活動はその職種と数を広げていく。H. Blackburn, *op. cit.*, p. 215; *EWR*, vol. 33, (Apr., 1902), pp. 94-97.

(19) *EWR* 誌は、このことを「わが国の婦人参政権運動史上きわめて興味深いできごと」と記録し

ている。その人物はロンドンの学校教師でヒューバート・スウィーニと言い、彼は「当選したなら、会期中もそれ以外でも婦人参政権問題を他の何にも優先させて活動すると誓約している」という。*EWR*, vol. 35, (Jan., 1904), p. 18.

(20) *EWR*, vol. 35, (Apr., 1904), p. 94.

(21) ウィンブルドンの補欠選挙で Hon, Bertrand Russell を後援した。彼は、このとき NUWSS の執行委員の一員(男性が執行委員に加わっていることに注意)である。この点はまた次章で論じる。*EWR*, vol. 38, (July, 1907), p. 159.

(22) たとえば以下を参照。Sheila Rowbotham, *Hidden from History: Rediscovering Women in History from the 17th Century to the Present*, 1973, repr. 1976, pp. 78-79.

(23) 他の問題には、保護貿易、労働争議、タフ・ヴェール事件、教育問題などがあった。

(24) ボーア戦争の間に、M·G·フォーセットは、収容所の実態を調査するための政府調査委員会の一員として南アフリカに出かけた。M. G. Fawcett, *Women's Suffrage: A Short History of a Great Movement*, p. 59; *What I Remember*, pp. 153-174.

(25) *EWR*, vol. 35, (Jan., 1904), p. 19.

(26) L. P. Hume, *op. cit.*, p. 22.

(27) *Women's Suffrage Record*, Dec., 1903,(L. P. Hume, *op. cit.*, p. 22 に引用)。

(28) *Ibid.*, p. 23.

(29) *Ibid.* 残念ながら、これらの数値については未確認である。

(30) *Ibid.*

(31) 1904 年のサー・チャールズ・マクラーレンの決議案(議会選挙権に関する女性の無能力を立法によって除去するべきという)と、1905 年のバンフォード・スタックの婦人参政権法案と、1906 年のサー・チャールズ・ディルクの成人普通選挙法案と、ケア・ハーディの婦人参政権決議案との 4 件。最終的にはどれも「トークアウト」となるが、ともかくも討議がなされた。C. Rover, *op. cit.*, Appendix II, p. 221.

(32) この算定では、自由党の数値に諸派としての急進派を含め、また保守党の中に自由統一派を含めた。B. Harrison, *op. cit.*, pp. 28-30.

(33) *Women's Suffrage Record*, July, 1906, (L. P. Hume, *op. cit.*, p. 25 に引用)。

(34) E. Sylvia Pankhurst, *op. cit.*, 1931, pp. 207-208. ただし彼女の 1911 年の著書では、少し説明の仕方が異なっており、首相への代表団派遣を取り決めたのは、NUWSS と幾人かの議会委員であるが、NUWSS は WSPU が代表に加わることに強く反対したという。E.S. Pankhurst, *The Suffragette: The History of the Women's Militant Suffrage Movement, 1905-1910*, 1911, p. 72.

(35) *EWR*, vol. 37,(July, 1906), p. 166.

(36) *EWR*, vol. 37,(Oct., 1906), pp. 247-248.

(37) *Women's Suffrage Record*, Nov., 1906, (L. P. Hume, *op. cit.*, p. 26 に引用)。

おわりに

以上、創設から 1906 年までの NUWSS 歴史を当該時期の政治状況の中で見てきた。1906 年の NUWSS は、創設時のそれよりは明らかな成長を遂げていた。この時点で NUWSS は、単なる総轄的親組織 ― 加盟諸団体がそのもとで完全に独立して独自の活動を追求する ― ではなくなっていた。今後も支部の自立性は守られるが、しかし NUWSS は加盟団体のための政策を積極的に決定していこうとする能動的な中央の核となる組織となっていた。そして、その組織上の変化とともに、また 1906 年以降ミリタンシーをもって一躍浮上して来る WSPU と張り合う過程で、NUWSS は新しい戦術をも試みるようになる。過大評価は避けたい。はっきり言って、1906 年の NUWSS はまだまだ弱点をもった組織であったし、世論や議会を動かし得るまで相当の長い道のりが続くのであるが、しかし新しい展開はここですでに始まっていた。リディア・ベッカーの時代の遺産が相変わらず NUWSS の姿勢や行動様式を支配的に形作るということはなくなっていた。NUWSS は、ようやく 19 世紀を抜け出して 20 世紀の中に立ち現れてきたのである。

第二章 イギリス婦人参政権運動の考察
―「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって(その二)

はじめに

「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)の航跡を通してイギリス婦人参政権運動史を再検討するといういささか迂遠とも言える構想をもって、前章(その一)を物した。そこでは、NUWSS の前身であるヴィクトリア期の「全国婦人参政権協会」(NSWS)の運動の特徴、組織の変遷、政治状況との関係、ついで NUWSS の創設事情、そして同団体の歩みの第一段階として 1906 年までを考察した。

既述したように、1906 年の NUWSS は、単なる総轄的親団体というよりも、加盟支部団体のための政策を積極的に決定してゆこうとする能動的な核となる中央組織に成長していた。

本稿(その二)は、1906 年から 1909 年までの時期(便宜上 NUWSS の第二段階とする)を取り扱う。この 3 年間は NUWSS の組織の一層の成長・発展の時期であった。その発展の種子は当然のことながら、前章で扱った時期に蒔かれていた。しかしながら、ヒュームも言うように、この時期に NUWSS の成長を刺激して、その立憲主義的運動に新しい活力を注入したのは、ライヴァル団体の「女性社会政治同盟」(WSPU)の存在そのものであったということも否めない(1)。したがって、本稿ではとくに NUWSS と WSPU との相互関係に焦点を当てながら、NUWSS の当該時期の運動の展開について論述する。

註

(1) Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies, 1897-1914*, 1982, p. 28.

一 NUWSS 関係の定期刊行物

(一) 基礎的資料について

本論に入る前に、本稿の考察の基礎となる史料について述べておきたい。

史料のあまりの豊富さが研究者の興味を大いにそそると同時に迷路に踏み入らせる危険性をも伴うのは、今世紀のさまざまな運動に共通した実状であろう。しかも、イギリス婦人参政権運動は抜きんでて多産である。

婦人参政権運動の資料は定期刊行物や宣伝パンフ類にとどまらない。とくに目ざましいのは視覚的資料である。1907 年に創設された「芸術家参政権連盟」(Artists' Suffrage League)が、婦人参政権運動の推進のためにプロの画家の才能を提供するために 1909 年に「サフリッジ工房」(正式には「アーツ・エンド・クラフツ協会」)を設けた。このアトリエからは、「あらゆる」参政権団体のために新聞の挿絵、ポスター、絵葉書、旗、絵入りリーフレットなどが湧き水のように生み出されていったのである。芸術家参政権連盟は、NUWSS に加盟した最初の専門職女性の団体であり、その工房の名前が示すように、ラスキン、モリスらに先導された美術工芸の革新運動の影響を強く受けていた(1)。

次いで、20 世紀の婦人参政権運動の顕著な多産ぶりを新聞・雑誌類に見てみたい。しかしながら、運動の全国団体にとどまらず膨大な数の支部協会がそれぞれ週刊誌(紙)、

月刊誌、年報、その他無数の情宣資料を出しているから、ここで取り上げるのはほんの一部にすぎない。

『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(*EWR*)誌は、前章および本章で頻繁に依拠した雑誌であるが、1866 年から 1910 年までの同誌の歩みとその特色については第一部第四章を参照されたい(2)。同誌は、ときの「女性問題」、女性の業績を網羅的、包括的に記録したが、WSPU のミリタンシーに対する編集人の批判的態度から WSPU については大幅に報道が制限された。しかし、NUWSS の傘下の諸協会の活動記録や諸外国の運動の紹介は十分に資料的価値がある。

前章で紹介したマイクロ資料のなかには、政党団体の婦人参政権協会や宗派別の組織のジャーナルや短命に終った珍しい雑誌なども含まれていて(3)、それらのどれを取り上げても運動の全体像に迫るには示唆的で有用な資料と言える。しかし、ここでは本章に利用する重要な NUWSS の機関紙およびそれに準じるものを紹介する。

(二) 「ウィメンズ・フランチャイズ」

Women's Franchise(4)

Preliminary issue, 27 Jun. 1907.
Vol. 1, Nos. 1-52, 4 Jul. 1907 — 25 Jun. 1908.
Vol. 2, Nos. 1-131, 2 Jul. 1908 — 28 Dec.1910.
Vol. 3, Nos. 1-30, 5 Jan. 1911 — 27 Jul. 1911.

NUWSS が独自に真の意味で本格的機関紙と言えるもの(後述する『コモン・コーズ』)を発行し始めるのは 1909 年の 4 月からである。ちなみに年次報告書が継続刊行されるのは 1905 年からである。NUWSS の 1909 年以前の機関紙に関する方針は少し錯綜している。

NUWSS が最初に出したとされる独自の雑誌は、『ウィメンズ・サフリッジ・リコード』(5)であるが、これは厳密に言えば、NUWSS の主要構成団体のひとつ「中央協会」の発行である。これは月刊誌で 1903 年から 6 年まで続いたが、月刊誌にしては非常に薄く、情報も乏しいもので、この期間に関してはむしろ *EWR* のほうが役に立つ。NUWSS は *EWR* 誌の 1907 年 7 月号に、上記の月刊誌を終刊する旨と、すぐに 10 月から新しい月刊誌を始める計画のあることを告知した(6)。ところが、その直前に、別の週刊紙『ウィメンズ・フランチャイズ』が刊行を開始したのである。

これは、特定のひとつの参政権団体の機関紙ではなく、その紙上には婦人参政権運動を支える主要な諸団体が対等に代表された。そこで、NUWSS としては、方針の変更をして、全面的にこちらの新聞を支援することにして、独自の新聞か雑誌の発行は取りやめにしたのである(7)。このことは、どうもこの段階の NUWSS はまだ単独で機関紙を発行するには困難な財政事情にあったのではないかと思われるが、確認はできない。

頒価 1 ペニーとしては実のあるこの新聞は、「絶対的に不偏自立した」人物を「編集長」(氏名不詳)とし、婦人参政権運動内部のあらゆる傾向を代表するものであった。しかし、同紙の創刊直後に、NUWSS は、*EWR* 誌上で、「いつなんどき現在の所有者(John E. Francis)が本紙の発行を続けることが不可能となったような場合には、この新聞に対する権利は NUWSS に置かれて、NUWSS は自由に同紙の処分ができる」と断言している(8)ことからして、当初は同紙が NUWSS と密接な組織上、財政上の関係をもっていたと考えられる。

WF 紙に代表された主要な参政権団体は、NUWSS、WSPU、それに 1907 年に結成され

た「婦人参政権男性連盟」(Men's League for Women's Suffrage)であった(9)。ところで、同紙創刊年、1907年の途中にWSPUがその非民主体制への批判を浴びて最初の組織上の分裂を起こす(10)。*WF*紙の12号までは分裂前のWSPU、13号については、パンクハースト母娘のWSPUは組織名の前に「ナショナル」を付けてNWSPU、シャーロット・デスパードらの脱退派がWSPUを名乗って二本だての寄稿となっている。しかし、NWSPUはこの号きりで、以後紙上から姿を消す(ただし、自発的寄稿としては)。そして(N)WSPUは、ただちに翌10月から独自の機関紙『ヴォーツ・フォー・ウィメン』(*Votes for Women*)を創刊した。したがって*WF*紙の14号から21号までのWSPUはデスパードらの組織である。そして11月28日の22号からデスパード一派は「女性自由連盟」(Women's Freedom League)(もとWSPUと付記)と名称変更している。

ところが、1909年ごろには、NUWSSは、*WF*紙がミリタントなライヴァル団体(とくにWFL)に同等の支持を与えていることに不満を抱くようになっていった。と同時にNUWSSは彼女ら独自の機関紙『コモン・コーズ』の編集にその資金を集中させたくて、*WF*紙への財政上の支援を引っ込めたのである(11)。その結果、筆者には十分に理解しえない複雑ななりゆきが進行する。

WF紙は実質上1909年の9月16日号でほとんど新しい内容を掲載しなくなる。分量は半減以下、広告込みのわずか4頁仕立てとなる。それでも同紙はともかく1911年7月27日号まで刊行を続けるのである。どういうことか。毎週日付と号数と頁数が変わるだけで内容も広告も上記9月16日号と全く同一の紙面だったのである。より正確に言うと(筆者に見落としがなければ)この2年間に3回だけ(1909年の11月と翌年の3月および7月)、最初は1頁目の一部、2回目は2頁目の一部に内容変更があり、さらに3回目は広告の2頁を新たな記事2頁に変えて広告が消える。この最後の記事は時の流れにあまり左右されない思想・文芸物である。さらに不可解なことには、1911年の*WF*紙廃刊後、紙名を『エヴリウーマン』と変えただけでまたぞろ内容もレイアウトも全く同じまま1913年終刊まで続いたのである(12)。

営利でない、ヴォランタリの基盤に立つ、出版物という点を鑑みても、このような無益とも思える措置が取られたことにどのような意味があったのだろうか。何年間も毎週同じ内容ということは情報提供の価値はないから、なにかテクニカルな「やめられない」理由があったことは確かである。前払いの購読料への考慮としても納得しがたい。この謎をいくらかでも解明する鍵は、1909年の9月16日号に織り込まれた一種の「趣意書」にある。そこには遠慮がちにNUWSSの狭量さを遺憾とする文面がある。そしてより総合的な『ウーマン・シティズン』という新聞か雑誌のタイトルの登録によって*WF*紙の権利の存続を読者に問うている(13)。どうやらこの新聞の消滅はNUWSSという特定の婦人参政権団体の成長に逆比例的に伴われたと見てよい。そういうわけで*WF*紙の資料的価値は1909年までということになる。

(三) 『コモン・コーズ』

Common Cause(14),
15 Apr. 1909-30 Jan. 1920.

NUWSSは、本格的機関紙『コモン・コーズ』を創刊する前に、*WF*紙への寄稿と併行して、「NUWSSの公式機関誌」と副題を付けた月刊誌『ウィメンズ・サフリッジ』を1907年の6月から9月まで出した(15)。しかし、これは真の意味での機関誌ではなく、NUWSS

から出されたリーフレット類の(たとえば、第1号では「宗教界の指導者の婦人参政権についての見解」)そのままのリプリントである。

『コモン・コーズ』(以下 *CC* と略す)は、厳密には上記期間に副題も含めて5種類の僅かに異なる表記方法をとった(16)。しかし、タイトルがどうであれ、同紙が NUWSS の公式機関紙(週刊)であったことは間違いない。主要編集者には、著名なフェミニストのヘレナ・M・スウォニックやクレメンティナ・ブラック、A・モード・ロイデンが含まれる。購読申し込み先も寄稿先もともにマンチェスターである。

同紙の詳しい内容は、次節以降の論述の中で出て来ることになるので、ここでは簡単に特徴を述べておく。

分量は大体 16 頁前後で、1週間のニュース、いわゆる「社説」、今日的課題(参政権問題だけでなく、幅広くフェミニスト的な主題をカバーしている)、補欠選挙の活動報告、協会の活動報告(会費や寄付金の明細も含む)、国際婦人参政権連盟の大会報告(あれば)、諸外国のニュース、支部協会および他の参政権団体の報告、評論、たより、集会予告など盛り沢山な内容である。最後に加盟支部協会のリストがつねに掲載された。

NUWSS の機関紙だから当然に、立憲主義的ノン・ミリタントの路線(ときとしてアンチ・ミリタント)である。適切な表現でないかもしれないが、きわめて謹厳実直な新聞という印象がする。現段階で筆者はまだ最後まで目を通していないが、同紙の初期は、すでにそれ以前から『マンチェスター・ガーディアン』の常連寄稿者であったスウォニックの編集であるから、編集人として卓越していた彼女の個人的文体を反映しているようにも思われる。とくに同紙で貴重なのは、地方の連合や支部の詳しい情報である。

1920 年に NUWSS が「平等市民権期成協会全国同盟」(NUSEC)に引き継がれてから、*CC* 紙は『ウーマンズ・リーダー』(*Woman's Leader*)となって 1932 年までその啓蒙的活動は続くことになる。

(四) フォーセット協会について

上記の定期刊行物は、いずれもマイクロ化されたコレクションの中で現在わが国でも見ることが可能となった。そのマイクロ資料のもとになった原物は、「フォーセット協会」の図書館に所蔵されている。いまでは婦人参政権運動にとどまらず、イギリス女性史・女性学の資料館として、その方面の内外の研究者の足繁く訪れる「メッカ」となっている。

その名で推察されるように、同協会は、本来 NUWSS の運動の中から誕生したのである。その経緯はほとんど知られていないので、ここで簡単に紹介しておきたい。

フォーセット協会創設と発展の第一の立て役者はフィリッパ・ストレイチ(1872-1968)である。彼女は著名なインド行政官のリチャード・ストレイチの娘である。10 人の兄弟姉妹の中でもっとも有名なのはかのリットン・ストレイチ(弟)であるが、妹のジョーンも女子教育の卓越した改革者として、ケンブリッジの女子学寮ニューナム・カレッジの学寮長となる。母親のジェーン自身、J·S·ミルに傾倒した熱心なフェミニストであり、M·G·フォーセットの友人でもあり、最初から婦人参政権運動に活発に参加していた。フィリッパも長じるや母親と同様に NUWSS に入って、のちにはロンドン協会の専従の書記を務める。彼女は婦人参政権の演壇のような表舞台で脚光を浴びるようなことはなかったが、舞台裏の優れたオルガナイザーとしての才能を発揮した。バンクスによれば、彼女は NUWSS のデモ行進のルートを計画し、警察と事前に交渉して、無事に行列がとり行われるように手配したのである(17)。1907 年の NUWSS の最初の戸外集会、ハイド

・パークからストランド街までのいわゆる「泥の行進」(3千人の女性が参加、後述)はとくに彼女の立案だとされている。

1911 年に弟のオリヴァと結婚したのが、同時代の代表的な婦人運動史『コーズ』(18)やフォーセット夫人伝を著したレイ・ストレイチである。レイもまた確固たるフェミニストでフィリッパより 15 歳年下であったが、二人は互いに深く理解し合い、一緒に活動を続けた。とくに大戦中に NUWSS が銃後の戦争協力と同時に女性の新しい職場進出に備えて女性たちを訓練するために、「ウィメンズ・サーヴィス・ビューロー」を設けるや、二人は働く女性の利害を護るために活動した。

戦後、この組織が「ウィメンズ・サーヴィス・ロンドン協会」と改称し、フィリッパ・ストレイチはその協会の無給の名誉主事として働いた。1926 年にその協会は、「ウィメンズ・サーヴィス図書館」を設立し、参政権闘争の間に蓄積された大量の書物や文書が所蔵された。とくに 1930 年に女性議員第一号のナンシー・アスターが 300 冊のフェミニズム関係の書物を寄付し、フィリッパ・フォーセットが母親の運動関係の書簡を同図書館に保管されるべく託した。その後、詳述は避けるが、さまざまな個人蔵書がここに集まっていったのである。とりわけ同図書館の成長発展(19)は、1926 年の開設当初に司書の任に就き、以後 42 年間という長きにわたってその職に奉じたヴェラ・ドゥーイの献身と達見に大いに負うていた。

第二次大戦中は、爆撃を避けて、図書館はオックスフォードに疎開し、1949 年にまたロンドンに戻った。協会が「フォーセット協会」に、図書館が現在の「フォーセット図書館」になったのは、1953 年のこと、もちろん NUWSS の会長であった M·G·フォーセットに敬意を払ったわけである。フィリッパ・ストレイチは 1951 年に奉仕活動ゆえに CBE 勲章を授与されたが、その後も「フォーセット協会」の責任ある立場にとどまり、最終的に彼女が隠退したのは 90 歳を越えていた。彼女は生涯独身でとどまり、96 歳という長寿を全うした。

協会と図書館が「シティ・オブ・ロンドン・ポリテクニック」に移ったのは 1977 年であり、のちポリテクニックが「ロンドン・ギルドホール・ユニヴァーシティ」に昇格して現在に至っている。いまも同図書館への貴重な史料の寄付は続いている。たとえば、ブライアン・ハリスンも、1981 年に 20 世紀初頭のフェミニストたちとのインタヴューを録音した膨大な量のテープのコレクションを同館に寄贈している。

同協会と図書館の起源が NUWSS に由来するとはいえ、婦人参政権運動の史料に関しては、WSPU 他の資料もここが最大の所有者であることは間違いない。

註

(1) 以下を参照。 Lisa Tickner, *The Spectacle of Women: Imagery of the Suffrage Campaign, 1907-14*, 1987, pp. 16-52.
(2) 拙稿「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム ──」(村岡健次他編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』ミネルヴァ書房、1987年)[本論 第一部 第四章]。
(3) マイクロフィルム史料集、The Social and Political Status of Women in Britain, Series One: Rare Political, Reforming and Professional Journals for and by Women, part 1&2.
(4) 前掲マイクロフィルム集の中に収録。
(5) *Women's Suffrage Record*, June 1903-November 1906. 編者 Edith Palliser については詳細は不明。月刊誌であるが、最後の年は季刊誌となった。
(6) *EWR*, vol. 38, (July, 1907), pp. 159-160.
(7) *EWR*, vol. 38, (Oct., 1907), pp. 233-234.

(8) *Ibid.*
(9) この団体は、無党派でノン・ミリタントであることを明言しているが、さまざまな立場の男性サフラジストを結集させ、あらゆる種類の婦人参政権団体に立憲主義的方法によって援助を与えることを目的とした。リットン卿を会長とし、複数の副会長には宗教界や政界の著名人、学者などが名を連ねている。詳細は以下を参照のこと。*The Men's League Handbook on Women's Suffrage*, 1912.
(10) 詳細は以下を参照。拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動 ──「女性社会政治同盟」(WSPU)をめぐって ──」『愛知女子短大研究紀要』第 16 号、1982 年、61-62 頁[本論 第三部 第四章二]およびその註。
(11) 以下を参照。 David Doughan & Denise Sanchez, *Feminist Periodicals, 1855-1984: An Annotated Critical Bibliography of British, Irish, Commonwealth and International Titles*, 1987, p. 24. また、*EWR* 誌上では、*WF* 紙は 1909 年の 9 月 9 日号で終刊となったと報じている。 *EWR*, vol. 40, (Oct., 1909), p. 291. NUWSS の常設コラムが *WF* 紙上から消えたのは 1909 年 2 月 4 日号であるが、その後もしばらくは集会の報告などの若干の記事が掲載された。2 月 4 日号の次の論説は興味深い。"The National Union of Women's Suffrage Societies and 'Woman's Franchise' ", Women's Franchise, vol. II, n. 32, (Feb. 4, 1909), p. 379.
(12) D. Doughan & D. Sanchez, *op. cit.*, p. 25.
(13) この「趣意書」には P. T. O.という署名があるが、人物を特定できず。
(14) マイクロフィルム史料集、History of Women の中に収録。
(15) 前掲マイクロフィルム集、The Social and Political Status of Women in Britain, part 1 の中に収録。
(16) 1. *The Common Cause: The Organ of the Women's Movement for Reform*
2. *The Common Cause: Organ of the National Union of Women's Suffrage Societies*
3. *Women's Suffrage: The Common Cause of Humanity*
4. *The Common Cause of Humanity: Organ of the National Union of Women's Suffrage Societies*
5. *The Common Cause*
ライヴァル団体の(N)WSPU や WFL についても活動の事実はほぼ正確に報道していたように思われる。
(17) Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists, Volume One: 1800-1930*, 1985, p. 202.
(18) Ray Strachey, *"The Cause": A Short History of the Women's Movement in Great Britain*, 1928.
(19) フォーセット協会と同図書館の沿革および所蔵資料の増加の様子などの詳細は以下を参照。Rita Pankhurst, "Collection Development and Women's Heritage: The Case of the Fawcett Library", *Women's Studies International Forum*, vol. 10, n. 3, 1987, pp. 225-239.

二 NUWSS の第二段階

(一) 婦人参政権運動の二元論

本章では 1906 年から 1909 年までの NUWSS の組織の成長と発展を見る。「はじめに」ですでに述べたように、また前節の定期刊行物をめぐる NUWSS のやり方にも現れていたように、NUWSS にとってこのころから他のいかなる組織よりも WSPU の存在と両者の関係が、重要なものとなっていった。1903 年の WSPU の誕生から 1918 年婦人参政権成立まで、両者の関係のありかたは当然のことながら変化する。しかし、この第二段階の時期に NUWSS は WSPU との関係を次第に明確にして行き、1909 年ごろに出来上がった両者の関係のパターンが大ざっぱに言えば大戦勃発まで続くことになる。また、この時期の NUWSS の組織の成長は、WSPU の鮮烈な実例に刺激されることによって進んだとも言えるのである。

以下でそのことを具体的に論じる前に、ひとつ考えておきたいことがある。数年前の

『歴史評論』の中で、大久保桂子氏が、「婦人参政権運動をサフラジストとサフラジェットに二分する常套手段も、このあたりで一度御破算にしてみてはどうだろう」と提言をされた(1)。これは重要な問題提起であると、筆者も感じている。イギリスの婦人参政権運動を、「立憲主義者」(サフラジスト、主要にはNUWSS)と「ミリタント」(サフラジェット、主要にはWSPU)との両翼に二分して、その区別を強調する通例の歴史的慣例はいまや修正を必要としていることは確かである。

この区別のしかたは、主としてデモにおける暴力(実力)の行使という点に集中されている。つまり、キャンペーン、アジテーションのスタイルがイギリスの広義の「サフラジスト」の中心的な争点として受け取られているのである。しかしながら、もしも「ミリタンシー」が手段として敢えて極端な形の暴力に訴えるような気質を意味するなら、そのような気風の顕現は1912年以降になってからであるし、ほとんどの「ミリタント」は「ミリタント」でなくなる。また、もしも「ミリタント」が、労働党や社会主義との結び付きを暗示するなら、「立憲主義者」の多くもまた「ミリタント」であったことになる。「立憲主義者」と「ミリタント」の区別が、NUWSSとWSPUという特定組織の会員であることを示す場合にいくらか一貫性がある。しかし、その場合ですら後述するようにかなりの者が両組織に属していたという事実によって複雑になる。いろんな用語例を検討すると、はっきり言って、「立憲主義者」か「ミリタント」かの区別は分析上の用語としては不正確であり、一貫したやり方でこの区別を適用することは困難であることを断わっておく。しかしながら、この運動の複雑さ、多様性をそのままに反映できるような解釈の提示もまた至難の技であるから、二つのアプローチの交錯のあり方を描述しながら、その流れを突っきって横断している側流をも見失わないように努める必要がある(2)。

(二) WSPUの創設

WSPUは、急進主義の弁護士で熱心なフェミニストであった故リチャード・パンクハーストの妻エメリンとその長女クリスタベルらによって1903年10月にマンチェスターで創設された。その創設事情についてはあとの第四章がある(3)ので、ここでは詳述を避ける。1903年から1905年までのWSPUは、活動をランカシア、とくにマンチェスターに限定した小さな地方的組織であった。パンクハースト家の次女シルヴィアが言うように「独立労働党(ILP)の女性版」(4)を目指し、人員も財政も専らILPに依存していた。まだ全国的な注目を受けてもいなかったし、運動のやり方は「伝統」の枠を越えてはいなかった。

この段階のWSPUは、「婦人参政権」を労働者階級の運動にしようという動きとして捉えることができる。前章で見たように、この時期の婦人参政権運動の現状を鑑みるに、NUWSSの執拗な合法的請願活動を政府も世論もおきまりの年中行事ぐらいに見過ごし、ほとんど毎年提出される婦人参政権法案は、第二読会以上に進む見込みはなく、新聞もこの陳腐になった問題を取り上げなくなっていた。このような沈滞を打破して、世評をかきたてること、政府を脅かすこと、そのために従来の運動とは異なる何か新しいものをWSPUは追求した。その新しいものの一つが、労働者階級の色合いであった。そのために婦人参政権運動に「ラディカル」の語が適用される場合、その本質をきちんと定義しないままにWSPUの組織に適用されがちである。

WSPUは1905年から翌年にかけて目ざましい変身を遂げた。パンクハースト一家は組織をマンチェスターからロンドンに移し、活動の焦点を下院へと移しながら、次第に労

働党、労働運動との結び付きを断ち始めた。さらに重要なことには、彼女らは「ミリタンシー」を採用し始める。その動機には二つの面があった。まず明らかに WSPU のこの戦術の採用には心理的動機があった。それは女性に関するヴィクトリア朝的理想への挑戦であった。女性の選挙権要求に対する「男性の無関心に対する憤りと、もしも男性が女性と同じように扱われたなら彼らがするであろうように抗議することが女性にもできるのだ」(5)ということの表明がミリタンシーであった。しかし、WSPU に扇動の因習的手段を放棄させ、ミリタンシーを採用させたのはもう一つの動機、政治戦術上の考慮であった。パンクハースト母娘は、少なくともこの段階では通常言われている以上に政治的にプラグマティックであった。彼女らは、従来の参政権闘争の不成功を鑑みて、とくに個人議員法案の慢性的無効力を痛感し、政府法案によるしか婦人参政権実現が期待できないと確信した。いままでどおりの請願書やお上品な話合いでは世論も、議会の熱情もかきたてられない。ミリタンシーの手段によって、「婦人参政権」を十分に報道価値のあるものとすること、とくに「政府から平穏さを取り上げること」をもくろんだのである(6)。

しかしながら、「ミリタンシー」は当初はまだ控え目な形をとっていた。せいぜいのところ閣僚への質問攻勢、大衆集会を野次などで妨害、大行列やデモの主催といった程度であった。

では、NUWSS は WSPU に対してどのような反応を示したのか。文献で探る限り、WSPU 創設というできごとに NUWSS がなんらかの関心を示したという証拠は残っていないし、したがって WSPU が NUWSS の組織的発展を助長したということはこの段階では言えない。ところが、1906 年 10 月における WSPU の 11 人の女性の逮捕と投獄は、NUWSS にとっても相当衝撃的事件であった(7)。しかし、この事件に対する憤慨は官憲当局に向けられた。フォーセットは、公然と投獄者に対する支持の気持ちを次のように表明している。「これらのセンセーショナルなやり方に対する真の責任は政治家にある。‥‥彼ら政治家は正義の要求がなんらかの暴力的行動形態によって伴われるようになるまではそれに注意を払おうとしないのだから。いまあらゆる種類の侮辱や雑言がこれらの女性たちに投げつけられている。とくに『卑劣な』新聞によって。私は、古いサフラジストも彼女らを支持するようにと希望する。‥‥私は思うに、彼女らは運動を傷つけたどころか、この 12 ヵ月の間に私たちが同じ期間でなし得た以上のことを為して、運動を現実政治の領域にもたらしてくれたのである」(8)と。これは絶賛に近い。また、WSPU の方でも、例えば逮捕者の一人で WSPU の金庫係のエメリン・ペシック=ローレンスが、フォーセットのこの支持表明に感謝の辞で応えた(9)。

NUWSS の内部でも概してフォーセットの感情を共有していたように思われる。「中央協会」の年次大会で、監獄に入ることも辞さないミリタントの熱情を認め、NUWSS の会員も「立憲主義的方法で同様の熱情を示さねばならない」という趣旨の決議を通した(10)。またフォーセットの回想録によれば、同年 12 月に逮捕者の釈放のあと、NUWSS の執行部は、友情と賞賛のしるしとして記念の宴会まで催した(11)。

ちなみに、のちには WSPU について故意に報道を省略しがちだった『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』も、この事件にはかなりの紙面を割いていた。ただし、その報道の中で *EWR* 誌は、WSPU をわざわざ「NUWSS の承認された支部ではない」と断わっている(12)点が意味深長である。

(三) NUWSS の新政策

NUWSS がこの時点で WSPU のミリタンシーの開始に共感と支持を表明したにせよ、WSPU の実力行使によって NUWSS とその立憲主義的立場は試練に直面させられた。NUWSS は、道徳的・理性的力(いわゆる「モラル・フォース」)が実力行使・暴力よりも有効な武器であることをつねに主張してきたからである。とりわけ、WSPU のメンバーが自ら進んで婦人参政権のための「殉教者」になるという戦術は、NUWSS の内部でも相当の動揺をきたしたであろうことは十分に想像できる。NUWSS は、立憲主義的手段で参政権運動の進展に貢献できることを証明しなければならなかった。したがって、第二段階の NUWSS の政策と活動は、明らかに WSPU の実例に大きく影響を受けながら、あくまでも立憲主義を擁護しつつ、しかしこれまでより熱狂的でより活発な運動を展開することになるのである。

①新綱領の採用

新たな展開の第一歩は、1907 年 1 月の新綱領の採用である。これは前章で述べた NUWSS の組織上の弱点を克服強化するためであった。まず執行部は、1 年の任期で諸協会によって選出された委員からなる。さらに、地方支部団体の代表(各協会の代表の数は比例代表制による)からなる「評議会」が設けられ、これは政策を決定するために年 4 回集まる。執行委はいかなる政策の変更も評議会に図らねばならない(13)。新綱領の主眼目は、加盟諸団体の連携を強め、執行委を諸協会の監督的立場に置くことであった。新綱領の採用に続いて、その他の体制上の整備がなされた(14)。NUWSS は新しい事務所に移り、専従のスタッフをもつようになり、前述の『ウィメンズ・フランチャイズ』に定期的に寄稿を始める。ここに NUWSS は、なお地方の自立性を守りながら、実質的で強力な中央執行部と評議会の協力体制を作り上げたのである。

NUWSS の新綱領の採用は、その前年の秋に WSPU が民主的体制を唱って新しい綱領を起草した(15)(この内容の「機構」の部分は決して実現されなかったが)ことと無関係ではない。

②議会政策

NUWSS はこの時期に、第一段階と同じく、しかしより熱心に議会に上程される婦人参政権法案のために活動した。法案は相変わらず個人議員法案であって、前述したように、この種の法案が成立する可能性は皆無に近かった。NUWSS も WSPU もそのことを十分に認めていたが、この時点では他の選択肢はなかったから、両団体ともに婦人参政権の個人議員法案を推し進めるべく働いた。ともかく継続して「婦人参政権」の大義を政府の目の前にぶらさげる必要があった。もしも自由党議員の大多数がその法案に票決で賛成票を投じるなら、政府法案を出すよう説得・強要することになろうとの期待からである。

そこで NUWSS の議会政策としては、個人議員に婦人参政権法案を出させるために「婦人参政権議会委員会」と協議すること、そしてその法案が少なくとも第二読会を通過するように働きかけること、しかしどう働きかけるかと言えば、院外団体の常として、議会の外での示威行動によるしかない。さきにキャンブル=バナマンが皮肉にも助言した(16)ように、議会に、政府に、婦人参政権の要求が全国的に広範囲に存在することを示すための NUWSS の宣伝活動は、明らかに WSPU のやり方に触発されてこの時期に飛躍的発

展を見る。

まず、1907年2月9日の「泥の行進」。NUWSSの主催で3千人のサフラジストが40の組織を代表して、旗を掲げ、バンド演奏に伴われて、ハイド・パークからエクセター・ホールまで雨の中をデモ行進した。その行列の結果、3月に自由党のW·H·ディッキンソンによる婦人参政権法案が上程、第二読会の討議にかけられた。NUWSSは以前にもまして熱心な宣伝活動に従事したが、この法案もこれまでのものと同じ轍を踏み、「トークアウト」に終った(17)。

1908年とその翌年にNUWSSがとくに集中したのは後述する補欠選挙介入であったが、その間に世論を利用して議会に圧力かけるために、「泥の行進」にまさる大行列やさまざまな大小の集会、「キャラバン・ツア」など示威運動も激しく展開された。『ウィメンズ・フランチャイズ』と『コモン・コーズ』は毎週、NUWSSの支部協会によって催された集会を要約して報じている。

1908年2月に自由党のH·Y·スタンジャーによって上程された婦人参政権法案が179票の差で第二読会を通過した(18)。その法案はそれ以上には進まなかったが、第二読会の通過は、実に1897年以来のことであった。NUWSSが、そのできごとを自分たちの運動の有効性の指標とみなしたのも無理からぬことであった。また、その法案に賛成票を投じた者の大半が自由党員であったから、NUWSSが自由党に信をおくのは間違っていないと確信させた(19)。

ところで、1908年の4月からキャンブル=バナマンに代わって、アンチ・サフラジストで有名なハーバート·H·アスキスが首相の座に就いた。アスキスの女性観についてはもっと吟味する必要がありそうだが、彼が、女性の能力を認めたのは地方政治のレベルまでであり、こと議会選挙権の問題となると女性のもっとも熱心な敵対者であった。

アスキスの「アンチ」の立場について、ヒュームが興味深い指摘をしているので、簡単に紹介しておく。彼は、たとえばミルのような、自由主義的個人主義という19世紀的伝統とは訣別した20世紀の自由党員だった。彼は、改革を個人の権利という抽象的観点からよりも、むしろプラグマティックに考えた。つまり改革は「社会的・帝国的有効性」の問題であって、女性に議会選挙権を与えることはこの有効性に妥当しない。ある意味で、アスキスとサフラジストの対立は、19世紀のラディカルな自由主義と、20世紀のより集産主義的な自由主義との衝突である、というのである(20)。なるほど、アスキスの立場についてうわつらだけで判断してはならないが、当時のサフラジストとの関係を探るのに後知恵は禁物だし、それ以上のアスキス評価は伝記や他の研究書に譲りたい。

NUWSSはアスキスをどのように見ていたのだろうか。アスキスのアンチの見解はNUWSSも周知していたが、彼がどこまで婦人参政権の法制化に反対するかはわからなかった。アスキスの首相就任の数か月前にNUWSSは彼と会見して直接この問題を確かめるべく代表団を送った。会談の結果は落胆するものであったが、彼が自分は「あなたがたの大義の命運に有害な力を行使して、悲惨な結果をもたらすような邪悪な人間ではない」と請け合った(21)ので、サフラジストは、彼の反対が克服できないものでもない、もしも党と内閣の大半が婦人参政権支持に回れば、彼もこの改正に着手するしか選択の余地はなくなると(いつものことながら)希望的観測をした。

のちの展開から鑑みて重要なのは、同じころにNUWSSの執行部は労働党の党首アーサー・ヘンダーソンとその他の幹部とも会見をしたことである。婦人参政権法案の便宜のために政府に圧力をかけてくれるように頼むのがその目的であった(22)。しかし、こ

の段階の労働党の見解は、1907 年の党大会の「財産資格に基づいて一部の富裕な女性に選挙権を拡大することは後退の一歩である」という決議を反映していた。そして、「性」に基づく権利の剥奪からの回復というフェミニズム的改正ではなく、成人選挙権の中に含めた形で婦人参政権の実現を望んだ(23)。しかしながら、その数年後にアスキスの一貫した頑迷さに比して、労働党の方では柔軟な姿勢を示して敢えて階級的利害よりフェミニズムの主張を優先させて、NUWSS と労働党の連携が成立すること、そしてその違いが大戦後の両党の命運を分けることになるのは、のちの稿で論ずることになる。

話が先走ったが、今や首相の座に就いたアスキスは、サフラジストの議員との会談で、唐突にも彼が民主的な選挙法改正の計画を抱いているとの意見を表明した。それは、成人男子普通選挙権を意味する。そして、この改正に修正案として婦人参政権の条項を加えることも可能だ、ただし「国中の男性のみならず女性の圧倒的支持がある場合には」と示唆した(24)。労働党の見解とアスキスの「言い逃れ」とも取れる提案には重大な差があったが、どちらも婦人参政権を選挙法改正という、より大きなプランの一部としてしか見ないという点では共通していた。

当然のことながら、アスキスの意見表明で NUWSS の中にいっとき狼狽の波紋が広がった。しかし、NUWSS の指導部ではアスキスの発言にほとんど信をおかなかった。大衆運動として成人普通選挙の要求はほとんど存在せず、また二大政党のどちらもラディカルな一括法案を支持しなかった当時、唐突に「普選」を持ち出すことは女性の闘いの妨害としか考えられなかった(25)。

1909 年の 3 月に自由党のジェフリ・ハワードによる成人選挙法案(26)が導入され、35 票の僅差で第二読会を通過し、全院委員会にかけられて、それから静かに消えていった。この法案の「成人」は男女成人を意味した。前回のスタンジャー法案の 179 票の差と比較すると、スタンジャーの婦人参政権法案を支持した者の多くがハワードの包括的法案に反対したことがわかる(27)。

この法案の討議の中で、労働党議員で「婦人参政権男性連盟」の副会長の一人でもあったフィリップ・スノーデンは、国内に成人選挙の大衆的要求は存在しないこと、現時点であらゆるサフラジストが納得して支持できる最大の法案は、男性と同じ条件の選挙権を女性に拡大するものであるということを率直に認めている(28)。アスキスは票決で棄権をし、彼の約束がただの一時しのぎにすぎないことが判明した。

このような悲観的な状況のなかでも集会やデモが続けられたが、この段階では NUWSS が切実に必要としたいずれの政党の公式支持表明も得られないままであった。

③補欠選挙政策

相変わらず議会があてにできなかったこの時期に、NUWSS の活動がもっとも集中されたのは、諸選挙区における補欠選挙政策であった(29)。補欠選挙の場は、サフラジストが女性の「大義」を大衆に訴え、大衆を啓蒙する絶好の機会であるとともに、議員候補者に支持を求める機会でもあった。

この戦術はすでに前年の 8 月に WSPU が採用していたもの(30)であるが、その政策の背後にある考え方には明白に違いがあった。ここでは両者の補欠選挙政策を比較分析したい。WSPU は、補欠選挙の際に全ての政府の(つまり自由党の)候補者に反対するが、無党派の組織であるから、対立候補者に対しては公平な態度を維持すると宣言した(31)。つまり、自由党の候補者なら、その人物が個人的に婦人参政権に賛成であっても、その

選出には反対するということである。エメリン・パンクハーストによれば、この戦術はパーネルのアイルランド国民党のやり方の踏襲であった(32)。現政府にダメージをもたらすことで政府を屈服させるというやり方である。WSPU の補欠選挙政策の後半部分、「自由党候補者の対立候補には公平な態度をとる」という点は、これまで物心ともに援助を受けてきたILP との亀裂を生み、WSPU と労働党との離反となる(33)。

NUWSS の補欠選挙政策は、アンチ・リベラルでないという点で WSPU とははっきり区別される。NUWSS は、サフラジスト議員をできるだけ多く議会に送るという目的で、政党には関係なく「婦人参政権の最良の友」を支持するという立場をとった。そして「これまでのところ現政府が婦人参政権法案を上程しないからといって、ただそれだけで自由党の候補者に反対する政策はとらない」と言明した(34)。この点は立証しにくいが、自由党の誠意のない態度にもかかわらず、NUWSS はまだ自由党が婦人参政権法案をもたらす見込みについて希望を捨てていなかった。「婦人参政権」が自由主義的改革の一環であるはずとの信念は、やはり NUWSS の執行部の自由党シンパの優勢という構成(35)から来ていた。しかしながら、無党派の組織を標榜していた NUWSS の苦衷は、政党団体としての「女性自由党連盟」のサフラジストのジレンマほどではなかった(36)。つまり、自由党への忠誠心のみで全てが決定されたわけではない。現自由党政府は誕生してまだ1年だから、彼らを婦人参政権の敵対者として非難する前にもう少し時間を与えて、見守ろうということであった。NUWSS は、WSPU のように選挙で自由党に反対することが運動に資するとは考えなかった。いま与党に反対することは間接的に保守党を助けることになり、そのような政策は平均的有権者に理解され得ないであろう。NUWSS は無党派の組織であるから当然にサフラジストの中には保守党支持者もいたが、婦人参政権に関して保守党に信を置くことはまったくなかった。NUWSS は、政府に法案を出させる最良の方法は自由党内部のサフラジストの見解を強めることであると考えたのである。

自由党に反対するかどうかの問題についての NUWSS と WSPU の違いは、補欠選挙運動の価値についての両者の考え方の相違に由来するものでもあった。NUWSS にとっては、このキャンペーンの啓蒙的価値も重要だった。つまり、補欠選挙に関わることは、サフラジスト議員を当選させることだけでなく、女性の「大義」を大衆に宣伝し、支持を募る機会でもあった。他方、WSPU には、補欠選挙の政治的結果だけが重要だった。つまり、WSPU にとって、補欠選挙政策は、政府の候補者の選挙運動を妨害し、現政府に議席の損失を与え、そのような圧力によって婦人参政権の政府法案の上程を図る手段であった。

1907 年には、NUWSS は4回の補欠選挙に介入した。Hexham、Jarrow、Kirkdale、それに Wimbledon である。第一の選挙区では保守党候補者を、第二の選挙区では労働党候補者を後援し(37)、第三の選挙区では婦人参政権の味方がいなくて中立の立場をとり、婦人参政権の宣伝活動だけをした。応援した候補者が当選したのは第二の選挙区だけであるが、選挙運動を通して、この3つの選挙区に新しい婦人参政権委員会が創られたので、NUWSS は啓蒙的な意味でこれらの選挙運動が成功を収めたと主張した(38)。

第4の選挙区では、婦人参政権の独自候補(suffrage candidate)を立てて闘ったという点でとくに注目すべきである。ウィンブルドンは保守党の地盤であり、自由党は望みのない対立候補を立てようとしなかった。保守党候補者は「生涯変わりようのない頑迷な女性の敵」であったので、NUWSS はそのような人物を対抗馬なしで議会に送ってはならないと考えたのである。そこで選ばれたのは、NUWSS の執行委の一員で、(たまたま)自由

党のバートランド・ラッセルであった。NUWSS が独自候補としてラッセルを立てたいきさつについては、NUWSS の執行委の男性メンバーのウォルター・マクラーレンが5月8日の『タイムズ』紙への投稿のなかで概略を述べている(39)。NUWSS は 10 日間の選挙戦で 328 人もの運動員をその選挙区に送り込み、ほぼ 1,400 ポンドを支出するという大変な熱狂ぶりであった(40)が、この勝敗は最初から決まっていた(41)。

ヒュームは、ウィンブルドンでの独自候補擁立は、NUWSS の通例の補欠選挙政策からの「逸脱」であるとし、そのような逸脱の理由の一端を次のように推測している。すなわち、世の注目が WSPU に向いているので、「新機軸は NUWSS から」ということを世間に示したい衝動からの行動であったと(42)。たしかに、NUWSS こそが参政権運動の本家本元だという自負と WSPU への対抗意識があったことは否めない。ともかく、独自候補擁立の政策は 1910 年の総選挙まで再び試みられることはなかった。

次の2年間には NUWSS はほとんどの補欠選挙に参加し、その件数は 31 件にのぼった。そのなかで、参政権支持の特定候補を応援したケースは少なく(確認できたのは 4 件)、ほとんどが選挙戦を利用しての啓蒙・宣伝活動であった(43)。しかし、諸選挙区の情報集めに専念する専従の活動家を育て、この時期の支部協会の数や会員数の増加は、補欠選挙政策の確実な実りであったろう。

(四) NUWSS と WSPU の相互関係

これまで述べてきたような運動の経過のなかで NUWSS と WSPU の関係はどのようであったか。

1908 年の夏ごろまでの両者の関係は比較的良好であった(44)。ミリタンシーはまだ(以後の蛮行からすれば)おだやかなものであったし、運動全体にとって宣伝上の価値をもっていた。前述したように、NUWSS は、WSPU が運動の火を燃え立たせてくれたと多大の恩義すら感じていたのである。それに、この段階のミリタンシーの相対的穏やかさからすれば、不条理なほどそれに対する刑罰がきびしかったから、そのことが世間一般の同情(これが多少運動への共感や支持と混同されたきらいがあるが)を喚起していると考えられた。しかしながら、両者の提携の基盤は最初からあまり堅固なものでなかったのも事実である。

したがって、WSPU の「蛮行」がこの後の事件経過が示すようにエスカレートしていくと、話は別であった。しかも、下院において婦人参政権がなんの前進も見られなかったことが、WSPU に対する NUWSS の態度に影響を及ぼすことになる。1908 年 6 月にダウニング街 10 番地(首相官邸)への投石、10 月の「下院への突入」作戦以降、立憲主義的サフラジスト、とりわけ NUWSS の指導部の目に映ったミリタントは、もはや殉教者というより犯罪者であった(45)。次第に NUWSS はミリタントの行動に同情的でなくなり、1909 年ごろには議会における袋小路は、ミリタントに幾分責任があると感じ始めていた。フォーセットの手紙でも「狂った行為」とか「卑劣漢」といった表現が散見される(46)。これまで婦人参政権に支持表明をしていた多くの男性政治家が「突入」にはショックを受けて、サフラジェットに対する不満の意を露わにし、「ミリタントの行動に対する下院の反応が、婦人参政権の法案成立を妨げるであろう」と警告を発し始めた(47)。議会の事情に通じた「インサイダー」の NUWSS の指導部が、ミリタントと男性政治家の間にはさまれて苦境に陥ったのも理解できる。

しかし、正確に言うならばミリタント・サフラジズムに対する立憲主義者の反応は一

様ではない。数的に押さえることは不可能であるが、ミリタンシーの賛否両論をめぐって若干の諸支部では相当の議論が起こったようである(48)。穏健なやり方に見切りをつけてWSPUに移って行った者もいたはずである。残念ながらNUWSSの側の史料からはそのような亀裂は明らかにし得ないが、以下の事実は間接的ながら傍証になるだろう。

すでに述べてきたようにNUWSSは無党派の組織であることを強調していたが、政治的には自由党の立場が圧倒的で、「女性自由党連盟」と会員が相当重複していた。しかし、「自由党政府が婦人参政権に対してとっている中立的姿勢の長い継続が、女性自由党連盟の多くの者の党への忠誠心を極限にまで追いつめる」につれて、連盟の中に独自の「婦人参政権推進同盟」(Forward Suffrage Union)が創られ、それは集会やデモでWSPUのミリタントと協同を始めたという事実がある(49)。

NUWSSとWSPUの組織の決定的な離反の時期をいつごろと見るかは、判断がむずかしい。このころまでNUWSSとWSPUは、両組織に加盟する「二重会員」をなんら矛盾を感じないで歓迎していた。ホルトンは1912年までは数百人の二重加盟がいたとしている(50)が、ヒュームは、1908年末からNUWSSのWSPUに対する寛容は消え始め、1909年のうちに完全な離反に到ったとしている(51)。NUWSSの執行部や「ロンドン協会」の執行部の姿勢でもって全国的な結論とすることはできないし、二重加盟の数を押さえることも不可能である。1913年に出された婦人参政権活動家の人名録では692名の女性と69名の男性の個人的情報を提供している(52)が、そのうちNUWSSとWSPUの両団体に加盟していた者は4名だけである(53)。当然に諸支部ではさまざまな対応があったものの、NUWSSの組織的方針としては、WSPUとの決定的決裂の時期はこの第二段階の後半にあったと考えられる。

とくに1908年11月の「ロンドン協会」の年次大会での論争が両団体の提携の終わりを意味する重要なできごとであった。その集会でWSPUにも加入していた同協会の4人のメンバーが、NUWSSに自由党に反対する補欠選挙政策を採用するように、またロンドン協会の執行部の委員が自由党組織、つまり女性自由党連盟の役職に就かないようにと要求する決議案を提出した。集会は大荒れに荒れて、フォーセットはその決議案に反対の演説をして、会員がNUWSSの政策に従えないならば「立ち去るべし」と応酬した。その集会ではどちらの立場も決せられなかった(54)が、この出来事は婦人参政権運動の両翼に敵対感情を生ぜしめた。WSPUの会計係のエメリン・ペシック=ローレンスは、フォーセットのサフラジェット批判に抗議して、それまで加入していたNUWSSのロンドン協会から脱退した(55)。この大会は両団体の相互寛容の時代が終わり、これから不信の増大、お互いの責め合いが始まる前兆であった。翌年のロンドン協会の大会では、NUWSSをWSPUとはっきりと区別するために、全会員に、「合法的、立憲主義的方法」のみを支持するよう誓約することを求める決議を通した(56)。WSPUの方でも、古い「保守的な」NUWSSとの違いを鮮明にするためにますますミリタンシーを強化していった面があるかもしれない。

第一章で見たNUWSSの機関紙政策もこのような背景の中で理解されるべきである。1909年に創刊された『コモン・コーズ』の論説は、WSPUの暴力が運動にダメージのみを与えていると繰り返して嘆いている(57)。

(五) NUWSSとWSPUの相違点

NUWSSとWSPUの相互関係は上述したとおり、当該時期に協力関係から対抗・敵対

関係へと推移して行き、1909 年に出来上がった両者の関係のあり方が大戦勃発まで続くことになる。これまで両者の見解・政策・戦術の相違点については論じてきたが、以上の論述の中で十分に述べられなかった点をもう少し明らかにしておきたい。

両団体の対比でもっとも印象的なのは、NUWSS が全国的に支部を増大させたのに対して、WSPU のほうではピークのときでも 88 の支部、しかもそのうち 34 がロンドンに集中していた(58)。そのうえ、NUWSS は次第に強力な中央集中制を強めていくとはいえ、執行部は支部協会から選出されるわけだし、地域の自立性をも尊重した民主体制を堅持していた。それだから、のちの段階で支部からの突き上げで労働党との提携といった思い切った政策転換を打ち出すこともできたのである。それに比して WSPU の非民主体制、独裁制は有名である(59)。

NUWSS と WSPU のメンバーの社会的性格に相違があるかどうか。この点の解明は重要であるが、両組織が存在した全期間を通じて判断することは不可能であるし、前述したような二重加盟の実状も時期によって異なるし、両者の相違を強調する二元的捉え方にも問題があるが、ラフな区別はそれなりに意義があろう。

すでに述べたように、WSPU は独立労働党と緊密な結びつきをもった一種の「女性労働代表委員会」として出現してきた。しかし、早くも 1907 年にはロンドンの裕福な女性にアピールを始める。その後ミリタンシーがエスカレートするにつれて、WSPU に注ぎ込まれた膨大な寄付金はそのアピールの成功を裏書していた(60)。しかしながら、前述の 1913 年刊の『婦人参政権活動家人名録』をある研究者が分析した論文によれば、両協会の活動家の社会構成の比較から、NUWSS のほうがより高い社会的地位の女性を引きつけたと結論している。『人名録』には 38 人の貴族の女性が載っているが、そのうち 22 人が NUWSS に属し、他方 WSPU に属する貴族女性はコンスタンス・リットンただ一人であった。さらに両者の階級分析は、NUWSS の 3 分の 2 以上が上流かアパー・ミドルクラスに、また WSPU のちょうど半分がミドル・ミドルクラスに属していたことを示している(61)。また、同論文は、NUWSS には独身女性より既婚女性が多いこと、他方 WSPU では独身率が高いことなどを分析結果として示している(62)。もちろん、これは、1913 年の時点の、回答数 700 人足らずの情報の分析であるから、絶対的な結論ではありえない。

1913 年には 5 万人を越えていた NUWSS の会員の圧倒的多数はたしかにミドルクラス以上であって、労働者階級女性の割合は小さかったかもしれない。しかし、NUWSS のランカシアの諸支部ではもっぱら労働者階級女性が優勢であったし、エイダ・ニールド・チュウとかセリナ・クーパー、セアラ・ディッキンスンのような、労働運動の中で長い経験を積んだ女性が中央指導部に対してしっかりと意見を述べることができ(63)、イザベラ・フォード(64)のような独立労働党の執行部のメンバーが NUWSS の中央執行委のメンバーでもあったような事実は、NUWSS についての顕著な特徴として注目に値するであろう。エドワード期のイギリスで、社会的諸階級を縦断するような包括的な組織を成功裏に運営することは想像するだに困難であったろうから。

ヒュームは、NUWSS と WSPU の相違点として、議会・政界のインサイダーかアウトサイダーかという点を強調しているように思われる(65)。このことは両団体の主要なリーダーについては言えることであるが、この点が両組織の相違点として重要なことかどうかは筆者にはまだ断定できない。たしかに、WSPU のルーツは議会とは遠く離れた北部の工業地帯にあり、エメリン・パンクハーストの亡き夫リチャードは 1895 年に ILP の

候補として議会選挙に出馬するが敗北に終った。NUWSS のフォーセットやレイディ・フランシス・バルフォアが政治の世界の「インサイダー」であることは言うまでもない。その他 NUWSS の主要メンバーに自由党の関係者(自由党政治家の妻や娘、親戚など)が多いこともすでに見たとおりである。そのような違いが、前述の両団体の補欠選挙政策や戦術の違いとなって現れたかもしれない。この点は次の段階で「調停法案」への対応を論じる中でさらに検討したいと思う。

もうひとつ重要な両団体の相違は、男性サフラジストとの関係のあり方である。NUWSS は、バートランド・ラッセルのような男性の支援を歓迎し、執行部のメンバーにも男性が加わっている。残念ながら会員数の男女別統計がないので、数字で明示することができないが、相当数の男性会員がいたはずである。しかし、WSPU の指導者は、男性サフラジストに対する不信感を募らせ、会員として全く男性を受け入れようとしなかった。ペシック=ローレンスが WSPU の唯一の男性である。ミリタンシーが激化するにつれて、彼女らの闘いはアンチ男性の「セックス戦争」(両性間の闘い)へと推移して行く。NUWSS は、19 世紀からのフェミニズムの伝統を継承しており、ヴィクトリア朝のフェミニズムがリベラルな精神の男性の協力を得て、男性との提携・協同を尊重した点については別稿で論じたことがある(66)。いかに議会の状況に幻滅しようとも、NUWSS は WSPU のように性的分離主義に走ることはなかった。

註

(1) 大久保桂子、「サフラジストのアトリエから」『歴史評論』第 479 号、1900 年、92 頁。
(2) 「女性協同組合ギルド」の指導者のマーガレット・ルウェリン・デーヴィスが、フェミニズムの主張する男女平等の選挙権と労働党の要求する成人選挙権を一つに結びつけるために「民主的サフラジスト」という表現を使った。 Margaret Llwelyn Davies, "The People's Suffrage Federation", *The Common Cause*, vol. 1, n. 28, (Oct. 21, 1909), p. 356. 筆者が『コモン・コーズ』へのデーヴィスの通信(翌月の手紙も含めて)を読んだ限りでは、彼女は「民主的」という語を単なる形容詞として使っており、この時点で「民主的サフラジスト」という特別の用語が出来上がったとは思わないが、ホルトンは、通例の二元論を克服するためにとくにこの用語を重視した。確かに上記二つの要求を結びつけようとした潮流は、ミリタントの中にも立憲主義者の中にもさまざまな時点で見い出され得た。Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain, 1900-1918*, 1986.
(3) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動 ―「女性社会政治同盟」(WSPU)をめぐって ―」57-59 頁[本論 第三部 第四章 一]を参照。
(4) E. Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement: An Intimate Account of Persons and Ideals*, 1931, p. 168.
(5) Hume, *op. cit.*, p. 29.
(6) Dame Christabel Pankhurst, *Unshackled: The Story of How We Won the Vote*, 1959, pp. 48-52.
(7) この事件については以下を参照。S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 228-240. とりわけ 11 人の逮捕者のひとりが、反穀物法同盟の指導者のリチャード・コブデンの娘、アン・コブデン・サンダースンであったことが、世の衆目を喚起したとシルヴィアは回想している。コブデン・サンダースンはまたフォーセットの長年来の友人でもあったから、そのことが NUWSS の鋭敏な反応の理由の一部であったろう。
(8) 同月 27 日の『タイムズ』紙への投稿。Hume, *op. cit.*, p. 30 に引用。
(9) Emmeline Pethick-Lawrence, *My Part in a Changing World,* 1938, repr. 1976, p. 171.
(10) 同月 31 日にカクストン・ホールでもたれた大会。決議案の提出者は、ウォルター・マクラーレン。そしてフォーセットがその動議を支持する強力な演説をした。*EWR*, vol. 38, (Jan., 1907), pp. 15-16.
(11) Millicent Garrett Fawcett, *What I Remember*, 1924, pp. 188-189. この回想録では、彼女が投獄者への友情を表わすために多くの友人たちに送った私信を再録しており、また釈放の祝宴を企

画した行為に対して、NUWSSの諸支部も含め多方面から厳しい批判を受けたと書いている。

(12) *EWR*, vol. 38, (Jan., 1907), p. 3.

(13) NUWSS *Annual Report*, 1907. 詳細は以下を参照。Sandra Holton, *Feminism and Democracy: The Women's Suffrage Movement in Britain, with Particular Reference to the National Union of Women's Suffrage Societies*, 1897-1918, unpublished Ph.D. thesis, Univ. of Stirling, 1980, pp. 83-84.

(14) 例えば、「中央協会」が 1907 年の年次大会(11 月 6 日)で組織名を「ロンドン協会」(London Society for Women's Suffrage)と変更した。それは、NUWSSとその支部の一つ(最大の支部)である「中央協会」が混同されるのを避けるためであった。両者の事務所の住所はその後も同じヴィクトリア街25番地であるが、このときから建物が同じでも階を異にした。

(15) WSPUの1906年規約の全文は、以下に引用。 Andrew Rosen, *Rise Up, Women!: The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914*, 1974, p. 72-73.

(16) 拙稿「イギリスのおける婦人参政権運動の考察」(その一)49 頁[本論 第三部 第一章 四(二)]参照。

(17) この法案のテクストとその通過を期待するNUWSSその他の団体の働きかけとその命運の詳細については、以下を参照。*EWR*, vol. 38, (Apr., 1907), pp. 87-93.

(18) *EWR*, vol. 39, (Apr., 1908), pp. 100-101; *Women's Franchise*, no. 36, (March 5, 1908), pp. 413, 415-416 を参照。

(19) 賛成票のうち 29 人が保守党、191 人が自由党であった。スタンジャー法案への賛成・反対の議員の全リストが以下に掲載されている。*Ibid.*, p. 425.

(20) Hume, *op. cit.*, p. 44.

(21) *Women's Franchise*, no. 32,(Feb. 6, 1908), pp. 364-365. 会見のやりとりを言葉通りに逐一報道していて興味深い史料である。

(22) Women's Franchise, no. 35, (Feb. 27, 1908), pp. 402-403. このときは、もとILPの執行部にいたイザベラ・フォードがNUWSSの主要な語り手であった。

(23) S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 245-246.

(24) 5月20日のできごと。Women's Franchise, no. 48, (May 28, 1908), p. 561.

(25) *Ibid.*, no. 49, (June 4, 1908), p. 579. アスキスの意見表明をめぐって、同紙のNUWSSの常設コラムで興味深いやりとりが見られる。49 号の「たより」はフォーセットの執筆であるが、その前の48号で(565頁、やはりNUWSSのコラムで)、バートランド・ラッセル(NUWSSの執行委の一人)がアスキスの「約束」をきわめて楽観的に受け止めて、「次の総選挙までに女性が選挙権を得ている可能性が高い」とまで評価した。それに対して、フォーセットは、「その論評が読者にNUWSSの執行部の公式見解の表明と誤解されるのではないかと懸念」して、それはあくまでも「ラッセル氏の個人的見解である」と断わっている。さらに、アスキスの「譲歩」の申し出は、「婦人参政権運動にできる限りの損害を与えようとのたくらみ」であると思われるという、フォーセットの個人的見解が続く。同じ頁にはその他に匿名のラッセル批判も載せている。NUWSS の場合、組織の中の異なる見解が自由かつ率直に公表されているのが大きな特徴である。

(26) ハワードは、女性自由党連盟の会長(1891-1901, 1906-1914)でサフラジストであったカーライル伯爵夫人ロザリンドの息子、またバートランド・ラッセルの従兄弟であった。この法案の下院での討議については、以下を参照。 *EWR*, vol. 40, (Apr., 1909), p. 100; *Women's Franchise*, vol. II, no. 39,(March 25, 1909), p. 477.

(27) *EWR*, *ibid.* この法案の賛成票の内訳は、自由党108名、労働党46名、アイルランド国民党19名であった。前述(註 19)の数字と比較してほしい。保守党(統一党)のサフラジストが「民主的」法案に反対するのは予測されていたことで、賛成票ゼロとなった。上記の数字はヒュームの挙げている数字と若干異なる。Hume, *op. cit.*, p. 49f.

(28) *Ibid.*, pp. 48-49.

(29) 以下を参照のこと。*The Policy of the National Union of Women's Suffrage Societies*, NUWSS leaflet (n.d.).

(30) WSPUの選挙政策については、以下を参照。F. W. Pethick-Lawrence, *The Byeelection Policy of the Women's Social and Political Union*, WSPU pamphlet (n.d.).

(31) Rosen, *op. cit.*, p. 84.

(32) E. Sylvia Pankhurst, *The Life of Emmeline Pankhurst: The Suffragette Struggle for Women's Citizenship*, 1935, repr. 1969, p. 66.

(33) S. Pankhurst, The Suffragette Movement, p. 250; Rosen, *op. cit.*, pp. 84-85.
(34) *Women's Franchise*, no. 1, (July 4, 1907), p. 7. ここでは「ナショナル・ユニオンの政策」と題して、補欠選挙政策が詳細に述べられている。
(35) 1907 年の NUWSS の役員と執行部のメンバー(14 人)の中で自由党となんらかの係わりをもつのは半分程度と思われる。しかし Isabella Ford や Ethel Snowden のような労働党関係者や Lady Strachey のような保守党に属する者も選出されている点にも留意すべきである。
(36) 「女性自由党連盟」のサフラジストのジレンマについては以下の論文を参照のこと。Claire Hirshfield, "Fractured Faith: Liberal Party Women and the Suffrage Issue in Britain, 1892-1914", *Gender and History*, vol .2, no. 2, 1990.
(37) *Women's Franchise*, no. 2,(July 11, 1907), p. 25.
(38) Hume, *op. cit.*, pp. 38-39. NUWSS の 1907 年の補欠選挙政策については、ヒュームに依拠して述べたが、ヒューム自身は *Annual Report*, 1907 に依った。ところが、同年の年次報告書は 1 月から 9 月までという通例より短い期間をカバーしている(*WF* 紙の 11 月 14 日 226 頁を参照)ので、秋の活動が含まれていない。11 月から 12 月にかけて West Hull の補欠選挙に総力を挙げて係わり、その結果 Sir G. Bartley と婦人参政権に反対の保守党候補者が惨敗したので、それを NUWSS の啓蒙活動の勝利と確信している。*WF*, no. 23, (Dec. 5, 1907), p. 260.
(39) *EWR*, vol. 38, (Jul., 1907), p. 159.
(40) Hume, *op. cit.*, p. 40.
(41) 自由党はラッセルに公認の支持を与えなかったから。得票結果は保守党の H･チャプリンが 6,964 票、ラッセルが 3,299 票であった。*Ibid.*
(42) *Ibid.*
(43) 件数はヒュームから借用したが、その詳細については別の資料と少しくい違いがあるので、1909 年に関して具体例を挙げておく。1909 年に NUWSS は 14 件(ヒュームでは 11 件)の選挙に係わり、そのうち特定の候補者を支援したのは 3 件、すなわち Taunton で P. Smith(労働)、Forfar で G. Falconer(自由)、Dumfries で G. W. Gulland(自由)のケースであった。*Open Letter to Prime Minister: Votes for Women, Men's League for Women's Suffrage, Pamphlet*, June, 1910, p. 5.
(44) ときには両団体が合同でデモ集会を開催した。たとえば、1907 年の 10 月 25 日にマンチェスターのフリー・トレイド・ホールでの大集会など。 *EWR*, vol. 39, (Jan., 1908), p. 22; *WF*, no. 19, (Nov. 7 , 1907), p. 210.
(45) これらの事件については以下を参照。Rosen, *op. cit.*, pp. 109-112; S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 286, 288-294.
(46) M. G. Fawcett から Miss Blackwell への私信(1909 年 2 月 22 日付け)、Hume, *op. cit.*, pp. 50-51 に引用。
(47) *WF*, vol. II, no. 15, (Oct. 8, 1908), pp. 159-160. これは、女性自由党連盟の集会でロイド・ジョージがサフラジェットの振舞いを非難したのに対して、NUWSS の会計のバーサ・メイスンが、ロイド・ジョージへの公開質問状として寄稿したもの。彼女は、ミリタントを弁護できないが、女性の期待が裏切られ、我慢が限界に達していると指摘している。
(48) 一例として、前稿(その一)で紹介した「グラスゴウ文書」の中に、グラスゴウ協会(NUWSS の一支部)の執行委員会議事録があり、ミリタンシーが始まったころにかなり多くの者が協会を離脱して WSPU のほうに移って行った様子が窺える。手書き文書で十分に読み取れないのが、残念であるが、どうも遠隔地でロンドンとのコミュニケーションが不十分であったことが、状況を悪化させたようである。例えば、Helen Fraser という女性の騒動など。*Executive Committee Minute Books of the Grasgow and West of Scotland Association for Women's Suffrage*, (Sept. 4, 1908).
(49) Hirshfield, *op. cit.*, p. 182.
(50) Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain*, p. 31.
(51) Hume, *op. cit.*, pp. 53-55.
(52) A. J. R. (ed.), *The Suffrage Annual and Women's Who's Who*, 1913.
(53) 上記の人名録を分析した以下の論文を参照。Jihang Park, "The British Suffrage Activists of 1913: An Analysis", *Past and Present*, no. 120, 1988, p. 158f.
(54) この出来事については以下を参照。*WF*, vol. II, no. 21, (Nov. 19, 1908), p. 236; *EWR*, vol. 40, (Jan., 1909), p. 34.
(55) Hume, *op. cit.*, p. 53.

(56) *EWR*, vol. 41, (Jan., 1910), pp. 32-34; *Common Cause*, vol. I, no. 37, p. 500. このころから、NUWSSの集会のポスターなどに「法律遵守」(law-abiding)の文字が目立つようになる。
(57) "Violence and Reactions:The Two Forces of Disorder", *CC*, vol. I, no. 23, (Sept. 16, 1909), p. 287; "Condemnation of Violence", *CC*, vol. I, no. 27, (Oct. 14, 1909), p. 339.
(58) Roger Fulford, *Votes for Women: The Story of a Struggle*, 1957, p. 169.
(59) Rosen, *op. cit.*, pp. 88-94.
(60) Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain, 1866-1914*, pp. 88-89 を参照のこと。
(61) Park, *op. cit.*, pp. 159-161.

NUWSSとWSPUの活動家の出身社会階級

	NUWSS		WSPU	
	数	%	数	%
クラスⅠ 上流と中流の上	155	71.8	51	41.1
クラスⅡ 中流の中	60	27.8	62	50.0
クラスⅢ 中流の下	1	0.5	8	6.5
クラスⅣ 労働者階級	—	—	3	2.4
計	216		124	

Ibid., p. 160.

(62) *Ibid.*, pp. 158-159.
(63) Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us: The Rise of the Women's Suffrage Movement*, 1978, p. 225. とくに、チュウについては以下を参照。Rememberd and collected by Doris Nield Chew, *The Life and Writings of Ada Nield Chew*, 1982, pp. 42-54.
(64) フォードについては以下を参照。June Hannam, *Isabella Ford*, 1989, chaps. 8 & 9.
(65) Hume, *op. cit.*, p. 55.
(66) 拙稿「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察」291頁[本論 第一部 第四章 むすび]参照。

おわりに

NUWSSの運動の第二段階の時期、1906年から1909年にかけて、議会および政党政治の状況はとりわけ複雑であった。本稿では、政府や下院の婦人参政権問題に対する対応しか触れなかったが、1906年に「大勝利」で選出され、下院の絶対多数を占めた自由党の政府には広範な改革の課題が負わされていた。例えば、国民保険法案の導入、ロイド・ジョージの「人民予算」をめぐる上院との闘いの端緒、懸案のアイルランド問題、教育改革、それに院外には増大する労働不安の深刻な状況など。改革主義の自由党政府の到来は、結果としては、多くのサフラジストが当初期待したように婦人参政権の大義にとって少しもプラスにはならなかった。上述したような、政府の他の緊急の関心事が婦人参政権問題を陰らせることになったのである。

そのような状況下で、自由党政府を説得する政治戦略をめぐって、NUWSSとWSPUは急速に溝を広げて行った。しかし、客観的情勢は意気消沈するものであったが、この時期にNUWSSの組織は以前にもまして明らかにいろんな点で成長を続けた。支部や会員の数および年収の目ざましい増加(1)、活動の多様化、中央の専従スタッフの強化、とりわけ独自の機関紙『コモン・コーズ』をもつようになったことは重要であろう。このようなNUWSSの組織的成長の多くは、対立を深めながらも間接的にWSPUによって刺激されたものであった。

1909年末ごろには婦人参政権問題が、NUWSSの啓蒙戦術とWSPUのミリタント戦術

とによって、好悪は別にして国民全体にインパクトを与え始めていた。そのような状況があってこそ次の段階に「調停法案」の試みが「婦人参政権男性連盟」の手によって踏み出されることになるのである。

註

(1) この点は、NUWSSの年次報告書を基礎にしたヒュームの算定を参照のこと。会員数は、1907年から1909年の間に5,836人から13,429人に増加。Hume, *op. cit.*, p. 57.

第三章 イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ——「婦人参政権協会全国同盟」をめぐって(その三)

はじめに

本章では、先の二章に引き続いて、1910 年～ 1914 年の時期の「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)の活動を、労働党との同盟関係を中心に考察する。

当該時期、すなわち第一次世界大戦前夜に、イギリスの二つの主要な婦人参政権団体、NUWSS と「女性社会政治同盟」(WSPU)は、ほぼ正反対の方向に動いていた。WSPU は、次章でも述べているが、ミリタンシーを強化する中で社会的基盤を狭めつつあり、その政策はますます保守党寄りになっていったのに対して、NUWSS はこの時期に労働党との公式の結びつきを表明し、大衆的運動になっていった。前章までの時期には、NUWSS は「ブルジョワ的」な婦人運動であるとの非難を受けがちであったが、1910 年以後は、労働者階級女性からの支持を相当に増やしていった。実際、この時期の NUWSS の組織拡大は劇的と言えるものであった。1910 年には、加盟団体 210 であったのが、1914 年 7 月には、500 以上になり、会員数では 1910 年の 21,571 人から、1914 年の、会員と「婦人参政権の友」(Friends of Women's Suffrage、これについては後述)を合わせると 10 万人以上という飛躍的な増加となり、また組織の年収も、1910 年の 5,500 ポンドから 1914 年の 45,000 ポンド以上に膨らんでいた(1)。

前二章で見たように、NUWSS の組織は特定政党と結びつかない無党派の立場を表明していたが、そのような組織がこの段階で、はっきりと自由党に見切りをつけて、誕生間もない労働党となぜ提携したのであろうか。その鍵は、以下で詳述する婦人参政権のための「全党調停委員会」(all-party Conciliation Committee)が起草した調停法案に対する与党自由党の対応の決定的拙さにあった。そして、大きくイギリス政党政治の推移を見るなら、このことが自由党凋落と労働党の勃興という政党政治再編の一因ともなったと言える。本章では、調停法案の成立を追求する闘いとその挫折によって、NUWSS が労働党と結び付いて行くプロセス、そしてその提携の本質、またこの新政策によって大戦前夜に生じた NUWSS 内部の亀裂について考察する。

一 調停法案を求める闘い

(一) 調停委員会の結成と調停法案の起草

1910 年ごろには、下院議員の過半数が婦人参政権を原則的には支持していた(2)が、婦人参政権の内容に関して政党の考えかたに相違があったことが、婦人参政権の立法化を阻んでいた。すなわち、保守党は男女平等の選挙権を支持したのに対して、自由党は、男性と同じ条件で選挙権を付与される女性が、保守党に投票しそうな財産のある女性であるがゆえに、これには反対したのである。したがって、自由党は、男子選挙権をさらに拡大する法案の中に女性を含めるやり方を好んだが、その場合に新しく有権者になる女性は主として自由党か労働党の支持者でありそうだから、これについては保守党が反対したのである。1910 年 1 月の総選挙で自由党が政権に復帰したものの、下院議席の絶対多数を得られなかった状況を鑑み、自由党と保守党の双方に受け入れられる法案を考

案して起草するために、著名なジャーナリストで独立労働党(以下 ILP)員の H·N·ブレイルスフォードの熱心な働きかけで 1910 年に超党派の「調停委員会」が設けられた。保守党のリットン卿を議長とし、ブレイルスフォードが書記を務めたその委員会は、全政党からの 54 名の下院議員で構成され、NUWSS と WSPU の両団体もこれに大きな期待を寄せて支持したのである(3)。

調停委員会は、NUWSS や WSPU が主張してきた「男性と同じ条件の婦人参政権」ではなく、すでに地方自治体の有権者である女性に議会選挙権を与えることを意図した非常に狭い法案(第一次調停法案)を起草した(4)。それは、第一義的に独身の女性戸主に選挙権を限定したから、大ざっぱに見積もっておよそ 100 万人の女性だけに選挙権を付与することになったであろう。この想定される有権者が、主としてトーリーに投票するであろう年配の独身者と寡婦であることを怖れて、自由党のロイド・ジョージやウィンストン・チャーチルは、調停法案に反対の投票をした。しかし、法案は 299 票対 189 票で第二読会を通過し(5)、全院合同委員会に付された。しかしアスキスの自由党政府は、調停法案にこの会期でそれ以上に審議時間を割くことは拒んで、次の会期に婦人参政権法案にさらなる検討の時間を与えることを約束するにとどまった。

調停法案についての自由党政府の取り扱い方は、NUWSS のメンバーに失望落胆と同時に激しい怒りをも引き起こした。しかし、WSPU と違って、一つの組織としての NUWSS はきわめて慎重で怒りをすぐに行動に換えることはしなかった。さらにその上、NUWSS のメンバーの多くはなお、婦人参政権が自由主義の「コーズ」であり、ついには自由党が歩み寄るはずという信念を持ち続けていた。同年 12 月の総選挙で再び自由党が政権に就いたとき、NUWSS はもう一度自由党政府に希望を託して、調停委員会との協同の継続しか道はないと判断した(6)。

しかし、最初の調停法案の命運は、NUWSS に初めて自由党に対する深刻な落胆を抱かせたのであり、労働党との提携の方向へ駆り立てていく端緒であったといえよう。

(二) その後の調停法案の行方

翌 1911 年に修正された調停法案(7)が上程されて、立法が成立するだろうとの楽観的期待がサフラジストの間に復活した。同法案に対して、幅広い世論の支持があるということを誇示するために、NUWSS は、その支部団体を促して、それぞれの地方自治体に同法案を支持するように陳情させた。146 の町議会、州議会、地区評議会が、第二次調停法案の支持決議を通過させ、それらの決議が下院に提出された(8)。新調停法案は、255 対 88 という、1910 年法案よりずっと大きな多数でもって第二読会を通過した(9)。勝利間近と感じた NUWSS は、政府へのロビー活動を行って、同法案を議会でさらに審議する時間を与えてくれるよう求めた。しかしながら、この問題に関して意見の分かれた内閣は会期の延長を拒んだのである。そして、もしも次の会期に同様の法案が再び第二読会を通過したならば、そのときは一週間という審議時間を与えると約束した。NUWSS は、繰り返される政府の二枚舌を疑ったが、首相アスキスは、次の会期には同法案に対して充分な時間を与えることを政府が保証すると、公的に誓約したのである(10)。

NUWSS は、男性と同じ条件での選挙権を女性に付与する法律を望んだけれども、調停法案を支持し続けた。なぜなら、NUWSS の望む、より幅の広い法案は、それが政府法案として出されない限り、議会の過半数の支持を獲得することはできないし、首相アスキスの反対を考えれば、これは不可能と思えたからである。ところが、政府が調停法

案を通過させそうに見えたときに、今度はロイド・ジョージが介入してきたのである。

ロイド・ジョージは、自由党の「原則的」サフラジストではあったが、「政治的に」調停法案の敗北を求める立場の一人となった。彼は、その法案が成立すれば、選挙資格からして、トーリーに投票する有権者を何十万と増やすことになろうと確信した(11)からである。ロイド・ジョージの懸念に応えて、自由党の院内幹事長は諸地方の自由党連盟の調査を行った。その結果、地方の自由党の代表はほとんど異口同音に調停法案に反対であることがあきらかとなった(12)。とはいうものの、「全ての女性に」選挙権を与えることにはいくつかの地方でたしかに支持表明はあった(13)。

1911 年の後半に、ロイド・ジョージは調停法案の代案を練っていった。それは政府の選挙法案として起草され、あとからそこに婦人参政権修正案を付加することができるようにというものであった。これなら、自由党に投票してくれそうな労働者階級の女性に選挙権を付与することになろうと予想して、ロイド・ジョージは、サフラジストたちに調停法案を拒絶するように促した(14)。1911 年の 11 月 7 日にアスキスは、「人民選挙権連盟」(People's Suffrage Federation)の代表団に、政府は、修正によって婦人参政権を含むようにできる改正選挙法案を導入するつもりであるということ、そして政府はその修正には反対しないということ、その法案が 1912 年には議会の全段階を通過することを保証するということを知らせた(15)。選挙法改正支持者たちは、このような首相の提案に対して意見が分かれた。首相の提案は、より広い改正法案の可能性を提供することによって、これに賛成する人々に調停法案を拒むように促したのであるが、改革論者のあるものは、調停法案の拒否はアスキスの上記の発表の結果のみならず、それがアスキスの心底の意図・ねらいでもあると信じた(16)。

NUWSS は政府の参政権法案のほうが成功のチャンスは大きいと信じたけれど、彼らは調停法案の立法化を促し続けた。しかし、WSPU のほうは、調停法案が採決に付される前に、憤りから大規模な戦闘的行動を復活させてしまった(17)。WSPU のミリタンシーへの反発で、婦人参政権に対する世論の支持は減退し、支持を表明していた下院議員は躊躇い始めた。1912 年に第三次の調停法案が出されたが、1911 年に大幅な賛成多数で第二読会を通過したものと本質的には同じものであったにせよ、それはなんと 208 票対 222 票で敗北したのである(18)。安堵したアスキスは、自由党の院内幹事長に次のように告げた。「私が思うに、我々はいまや危機をほぼ乗り越えた」と(19)。その敗北は、幾分かはアイルランド国民党が支持を引っ込めたことによるものである。しかし、調停法案を支持すると誓約していた、自由党と保守党合わせて 26 名の下院議員(実際その多くが 1911 年法案には賛成の投票をしていたのである)が、1912 年法案には反対の投票をしたのである。そして 1911 年には棄権していた 66 名が今度は反対投票をしたのであった(20)。NUWSS は、これはとりわけ WSPU のミリタンシーのせいであると信じた(21)。

二 自由党の態度と NUWSS の新政策の模索

NUWSS の指導者たちは調停法案に採決が行われる間に、自由党の態度によって裏切られたと感じていた。それでもまだ前述のアスキスの誓約へのかすかな期待が残っていた。しかし、落胆の感情は次いで自由党政府が出した改正選挙権法案の頓挫によって強められたのは言うまでもない。婦人参政権の修正案を含めることができるようなやり方

で、その法案が起草されるという政府の誓約にもかかわらず、1913 年の 1 月にそれが審議されたとき、下院議長は、「修正が加えられれば、原案と変わるものになる」という理由で、それをただちに審議過程からはずしてしまった(22)。その法案が修正を加えられる意図でもって起草されていたこと、1867 年と 1884 年選挙法案に婦人参政権修正案が認められていたという点からして、この議長裁定は驚きでしかない。議長の公明正大が疑問視された。議長のジェイムズ・ローターは個人的には婦人参政権に反対の立場の保守党員であった。そして彼は、彼の裁定を下す前の週末を、婦人参政権反対運動を財政的に援助するために率先して寄付をしているロスチャイルド卿の屋敷で過ごしていた。アスキスがこの下院議長の裁定を前もって予想していたかどうかはさだかではない。しかし、アスキスは私信の中で彼の満足感を次のように表明している。すなわち「議長のクーデターがこの会期に女性たちを打ち倒してくれた。どんなにほっとしたか」と(23)。

当然のことながら、サフラジストの中でもとりわけ女性の自由党員たちは、自由党政府の婦人参政権問題の処理の仕方に士気をくじかれた。「女性自由党連盟」(Women's Liberal Federation、以下 WLF と略記)の指導者たちが辞任するというできごとがあちこちで起こった。そして一般の女性党員も急速に後退していった。1904 年と 1912 年の間に、66,000 人から 133,215 人へ急増したのちに、WLF の会員数は翌年 121,888 人に減少した。また、支部の数も、1904 年から 1912 年にかけて、496 から 837 に激増したのち、翌年には 20 の支部が WLF から脱退し、30 の支部が消滅した。ある地方の WLF の会員はこう記していた。「私の(ローカルの)自由党団体ではすべての聡明で才気ある女性が脱退してしまった」と(24)。

前述したように、1912 年以前には NUWSS の会員の大半は自由党員ないしは自由主義の信奉者で、婦人参政権は自由党政府によって制定されるだろうと、それが当然の成り行きと思い込んでいたと言える。しかし、自由党政府の婦人参政権問題の対処の仕方は、ここに至ってこのような思い込みを徹底的に潰すことになり、NUWSS に戦術の重大な変化を迫まる結果となった。NUWSS 内の二つのグループが、労働党との選挙協力を含む新たな戦術を押し進めていった。その一つは、フォーセット夫人が指導したもので、その戦術変更を暫定的便法と見なした。つまり、自由党が屈して、その綱領の中に婦人参政権を含めるようになったなら、その便法は直ちに棄てる、という考えであった。もう一つのグループ、すなわち「民主派サフラジスト」(25)は、労働党をフェミニズムの当然の盟友と見なし、両者の同盟は永続的な提携関係となるべきと考えた。

労働党との提携を求める NUWSS の中の圧力は、第一義的にはイングランド北部とスコットランドの諸支部から生じていた。「ニューカースル協会」は、フェビアン社会主義者で「女性労働連盟」(Women's Labour League)の会員であった Dr.エセル・ベンサム(26)が指導していたが、この政策のもっとも強力な擁護グループであった。そしてマンチェスター婦人参政権協会とエディンバラ婦人参政権協会によって支持されていた。キャスリーン・コートニー(27)を書記とし、マーガレット・ロバートスン(28)をオルガナイザーとするマンチェスター協会は、とくに労働者階級女性を運動に引き入れるための努力をしていた。そして 1912 年以前に補欠選挙において婦人参政権支持の労働党の候補者のために活動していた(29)。

労働党との組織的提携を主張する NUWSS の女性たちは、ロンドンよりも地方出身のより若い世代を代表していた。キャスリーン・コートニーは 1911 年に NUWSS の書記になった。キャサリン・マーシャル(30)は 1911 年に議会対応の書記となった。ヘレナ・ス

ウォニック(31)はNUWSSの機関誌『コモン・コーズ』が1909年に創刊されたときからの編者であった。そして彼女はまた、1909-1912年の間マーガレット・アシュトン(32)とエセル・ベンサムとともに、NUWSSの執行委員会のメンバーであった。少しのちにはエイダ・ニールド・チュウやセリナ・クーパーのような労働者階級女性のオルガナイザーの雇用が、労働党とNUWSSの結びつきを一層強めていった(33)。かくして、1912までに、当初からNUWSSを指導していた、主としてイングランド南部のミドルクラス出身の自由党系の女性たちは、北部の労働者階級女性と労働党とより緊密な結びつきを有していた女性たちに取って代わられつつあった。

1912年までフォーセットと、NUWSSの執行委員会の中の彼女の支持者たちは、労働党との連携に反対していた。しかし、調停法案を葬り去った1912年の議会採決で、自由党議員で婦人参政権支持と見なされていた多くが反対投票に回ったことは、NUWSSの伝統的政策に「致命的なショック」を与えることになった。その出来事は、自由党の下院議員は個人的に参政権支持の立場であれ、自由党政府が改革への約束をしない限り、あてにならないということを示していた。即座に、フォーセットは彼女の立場を翻して、労働党との提携の可能性を探り始めたのである。

三 労働党とNUWSSの提携の意義

労働党がNUWSSにアピールすることができた理由の一端は、他のどの政党よりも婦人参政権支持のより強力な履歴があったことにある。自由党とは対照的に、労働党議員は全員が調停法案に賛成の投票をした。また、1912年1月の年次大会で、労働党は婦人参政権をはっきりと党の綱領の一つに掲げて、労働党は女性を含まないようないかなる選挙法改正をも受け入れないということを誓約したのである(34)。

選挙における労働党との提携はNUWSSにいくつかの利益をもたらすものの、それはまた、新たな緊張をも作り出す。フォーセットは、NUWSSの伝統的政策である無党派という組織の立場を棄てるつもりはなかった。しかし、労働党との結びつきは、たとえそれが補欠選挙において労働党の候補者を支持するという点に限定されていたにせよ、NUWSSの中の自由党系と保守党系のメンバーの間に、NUWSSはその無党派のスタンスを変更したのではないかという懸念を生ぜしめた。労働党と社会主義との関係もまたさらなる問題であった。フォーセットと、彼女と考えを同じくする人たちは、NUWSSの一般メンバーの大多数が参政権以外の論点では労働党の綱領に敵対する、保守主義的な性向を有するミドルクラスの女性たちであることを知っていた。つまり、自らの階級への忠誠心と「婦人参政権」への忠誠心のどちらを優先するかというディレンマがそこにはあった。どちらかを選ばねばならないとしたら、彼女らは自らの階級利害を優先して、参政権運動を棄てるであろうと、フォーセットは予想したのである(35)。

これらの思惑から、フォーセットとキャサリン・マーシャルは、労働党との協定はNUWSSの政策における根本的変化ではないということをあくまでも主張することにした。フォーセットは、それを、政治的便宜主義に基礎をおいた暫定的政策であると説明した。個人的なやりとりでは、フォーセットは、NUWSSのメンバーたちに、自由党がひとたび婦人参政権をその綱領の一部としたなら、そのときには労働党との連携は放棄されるということを保証したのである(36)。マーシャルはマーシャルで、NUWSSの労

働党との選挙協力策は何よりも自由党の中の反婦人参政権の議員を攻撃するために目論まれたもので、労働党という政党との同盟関係として解釈すべきではないということをNUWSS のメンバーたちに説明した(37)。自由党の女性たちの反発を和らげるために、マーシャルはさらに、その政策はそのための特別の委員会によって行われて、それに必要な資金も NUWSS の他の資金とは別個に切り離して運営されることを約束したのである。つまりそれは、新計画を嫌う人々までがそのために寄付をしなければならない、あるいはその人たちの納める会費の一部がその計画を支えるのに使われるということはないという意味である(38)。

ニューカースル協会とマンチェスター協会によって促されて、フォーセットは 1912 年 5 月の NUWSS の評議会の臨時会議を召集して、労働党との選挙上の提携について討議した。多くの自由党の女性たちは調停法案に対する自由党政府の行動に大いに幻滅していたから、自由党にダメージを与える行動でも支持する心準備はできていたが、そうはいかない少数派もいた。NUWSS の執行部(39)の内部では、もっとも強力な反対はエリナー・ラスボーン(40)からであった。彼女は、会合の前にフォーセットに、新政策は婦人参政権支持の自由党議員を遠ざける危険性があると警告した。彼女は、会議において新提案に反対の意見を述べた三人の女性の一人でもあった。しかし彼女の異議にもかかわらず、評議会は以下の 3 点について同意した。すなわち、(i) 選挙で NUWSS が誰を支持するか決めるときには、個々の候補者の(婦人参政権に対する)立場のみならず、その候補者の政党をも斟酌すること。(ii) 婦人参政権問題で不満足な前科のある自由党員が現在代表している選挙区ではとくに労働党の候補者を支援すること。(iii) この選挙政策を実行する目的で基金を設けること(41)。

新政策は相当の支持を受けた。それが採用されて 2 ヵ月のうちに、労働党の候補者のために約 4,130 ポンドの募金が集まった(42)。その政策は、レイディ・デ・ラ・ウェアのような頑強な自由党員やブレイルスフォードのような WSPU の支持者を NUWSS のほうに引き入れた(43)。それはまた、他の婦人参政権団体に影響を与えて、同様の政策を採用させた。すなわち、「女性自由連盟」(Women's Freedom League)や「婦人参政権支持男性連盟」も三つどもえの選挙の際には労働党の候補者を応援すると決めたのである(44)。ときの労働党の党首のラムゼイ・マクドナルドは態度が曖昧であった(45)が、他の労働党の指導者たちは NUWSS の新政策を歓迎した。もっとも、労働党は 1909 年のオズボーン判決で選挙費用に充てることができる資金が削減されていたという事情にもよるであろうが(46)。

四 NUWSS の選挙闘争資金(EFF)政策

(一) EFF 政策と選挙区での闘い

NUWSS は 1912 年 6 月 14 日に、新政策を実行し始め、その資金を管理するための「選挙闘争資金委員会」(Election Fighting Fund Committee)を設けた。委員会の性格としては、EFF 委員会は前述したように、NUWSS 外のメンバーも幅広く含んでいたが、NUWSS の執行部に対して責任をもった。委員会の議長はフォーセットがやはり務めたが、予想できるように、当初の委員会はイングランド北部とつながりをもつ「民主派サフラジスト」が圧倒的に多かった。すなわち、書記のキャサリン・マーシャルを中心に、マーガレッ

ト・アシュトン、キャスリーン・コートニー、イザベラ・フォード、エセル・スノーデンなどが目立っていた(47)。

NUWSS の評議会が EFF を創ったとき、それに関連して、「婦人参政権の友」と呼ばれる組織をも設立した。婦人参政権を支持する労働者階級女性の数を増やすことを意図して、NUWSS の会費を払う余裕のない人たちに婦人参政権への賛意を表明するカードに署名することによって婦人参政権の「フレンド」として登録させたのである。ひとたび登録されると、フレンドたちは参政権の集会に喚ばれるし、参政権の文書類も配られたのである。第一次大戦勃発までに、39,500 人の「婦人参政権の友」が登録した。かくして労働党と NUWSS の提携が進展されつつあった時期に、ミドルクラス中心の NUWSS の労働者階級とのつながりが増大していったのである(48)。

EFF は 1912 年の間に 4 度の補欠選挙に関与し、自由党議員の数を減らすことに成功した。そして自由党政府をより一層労働党に依存させることになった。それらの 4 つのケースを簡単に述べておく(49)。6 月の、西南ヨークシアのホウムファース(Holmfirth)での補欠選挙では自由党の候補者が再選されたが、NUWSS はその場合の介入も成功であったと見なした。その選挙区が強固な自由党の地盤であったにせよ、自由党候補者の得票差は半分に減って、労働党への得票がほぼ 2 倍になったからである(50)。その年の後半期におけるチェシアのクルー(Crewe)とスコットランドのミドロシアン(Midlothian)の補欠選挙では、自由党の得票は大きく減少し、二つの自由党の議席を保守党に変える結果となった。これらの両ケースの場合、前の総選挙では労働党議員が立候補しなかった選挙区であるが、今回労働党の候補者は十分に投票数を獲得した(51)。4 つ目のスタッフォードシアのハンリー(Hanley)の補欠選挙は前三者に比べると、不首尾に終わった。しかし、労働党候補者の不成績は、EFF の活動の不成功というよりもむしろその選挙区に労働党の組織がなかったという事情を反映していたと考えてよい(52)。

かくして EFF の選挙活動は労働党および自由党の指導部に強く印象を与えたことは確かである。労働党の指導部は上記 4 つの選挙すべてでの EFF の貢献に喜んだが、とくに具体的に賞賛したのは、ミドロシアンでの EFF の役割であった。労働党の指導部は、ミドロシアンの選挙区で 1,000 票も労働党の得票が増加したのははっきりと EFF の功績であると認め、また EFF の活動が自由党の敗北の重要な要因であったと見なした(53)。自由党の院内幹事は個人的に、キャサリン・マーシャルに、EFF の補欠選挙活動が自由党の内部で大いに関心を引き起こしていると述べた(54)。『マンチェスター・ガーディアン』紙は、もしもミドロシアンのような傾向が続けば、次の総選挙の結果は保守党が過半数を取ることになろうと予想した(55)。

執行部の要求で、1913 年の 2 月にもたれた NUWSS の評議会は、EFF の活動範囲を広げるいくつかの決議を通過させた。要約すると、その決議は、「信頼できる味方」にはそれほど強く反対しないものの、いかなる政府の候補者に対しても、彼が参政権問題についていかに信頼できようと、選挙での支持はしないということであった。そして、次の総選挙では、アンチ・サフラジストの自由党候補者、とくに閣僚である人物の再選には積極的に攻撃を加えることが同意された。この目的のためには、労働党候補者か統一党の候補者のどちらにでも支持が与えられる、というものである。また、NUWSS の執行部は、組織の総会計の中から一部の資金を EFF に移す権限も与えられた。前述したように、これは以前には禁じられていたのであるが。これらの決議は、EFF を強化し、NUWSS をさらにアンチ自由党の政策へと移動させていったのである(56)。

1913 年の間、イングランド北部婦人参政権協会の女性たちは、さらに NUWSS と労働党との結びつきを強くすることを要求してきた。1913 年 11 月の NUWSS の評議会の会合では、EFF が来るべき総選挙に備えた選挙活動を行う選挙区の数を増やすべきだとするニューカースル協会の決議について検討が行われた。その時点の EFF 政策は、とくに重要な、婦人参政権反対の立場の自由党候補者が立っていたり、あるいはとくに重要な、婦人参政権支持の労働党候補者が立っていたりする選挙区に集中することであった。ニューカースル協会の決議は、こうである。すなわち、労働党候補者の最大数を下院に送り込むことが EFF の目標であるべきこと、そしてこの目的のためには、EFF は個々の候補者の見解よりもむしろその地方の労働党の得票数を強め、自由党のマジョリティを減少させることに重点を置くべきだというものであった(57)。しかし、キャサリン・マーシャルのような、労働党との提携のもっとも強力な支持者たちですら、この決議には反対を表明した。その理由は、その決議が NUWSS に次に行われる総選挙で労働党を支持するという姿勢を明言させることになるからであった。マーシャルは、もしも自由党がその綱領に婦人参政権を含まないなら、NUWSS が総選挙でこのアプローチを採用するべきだということには同意したが、この点を自由党に圧力をかけるために用いることのできる切り札・脅しとしておくほうが得策だと考えたのである。結局その決議は否決されたものの、マーシャルの反対にもかかわらず、票決は非常に僅少差(10 票)であった。そのことは、親労働党感情が NUWSS の内部に増大していたことを示すものであろう(58)。

1913 年から 1914 年にかけて、EFF は労働党の候補者を支持して 4 つの補欠選挙に介入した。ホウトン・ル・スプリング(Houghton-le-Spring)、南ラナークシア、北西ダラム、リース・バラ(Leith Burghs)である(59)。労働党はそのどれでも議席を得ることはできなかったが、そのうちリース・バラを除く三つの選挙区では労働党は初めて候補者を出したのだから、敗北の結果は驚くには当たらない。NUWSS はこれらの補欠選挙は上首尾の成果をおさめたと見なした。そのうち二つの選挙では自由党が以前保有していた議席を失ったし、他の二つの選挙では自由党が勝利したものの、得票数はかなり減少したからである。4 つの選挙区の各々に、この補欠選挙を通じて労働党の組織が樹立されて、労働党の候補者が来るべき総選挙でその組織を基盤に立つことができるようになった(60)。

前述したように、NUWSS と労働運動との関係は、便宜的方策として考案された短期の選挙政策として始まったと言える。しかし 1914 年までにその関係は当初の「便法」を超えて成長しつつあった。NUWSS が次の総選挙では労働党の候補者に反対するつもりであるという報告書が労働党内部に回覧された(61)のに応えて、NUWSS の執行部は、1914 年 1 月の独立労働党の執行部の会合に代表団を派遣して、もしも自由党がその総選挙綱領に婦人参政権を含んだ場合に NUWSS の政策はどうなるかを説明した。それはこうである。もしもそうなった場合には、NUWSS が現在やっている自由党への反対攻勢は続けない、しかし労働党候補者に対して現在行っている肩入れを放棄することもしないし、その候補者の婦人参政権への個人的姿勢が満足のゆくものであるならば、いかなる労働党候補者にも反対することはしない、という内容であった(62)。

(二) NUWSS 内の EFF 政策への反感

上記の誓約は ILP を安心させたけれども、それが NUWSS の執行部内の反乱の引き金

となった。エリナー・ラスボーンが EFF 政策に反対であったことは前述したが、彼女は1913 年 2 月の評議会の会合でも、EFF の計画に異議申し立てをしており、ILP に示した声明は NUWSS の政策の変更を意味しており、NUWSS の評議会では是認されてはいないと主張したのである(63)。彼女は、その声明によれば、NUWSS は来るべき総選挙で労働党を支持しなければならなくなると確信した。そうなれば、進歩派の投票は分裂してしまい、その結果保守党政府の出現に至る可能性が大であり、そうなると婦人参政権が導入されることはあり得ないと信じたのである(64)。

おそらくラスボーンの求めによるのであろうが、リヴァプールの参政権協会は、次のような決議を次の評議会の会議に持ち出した。それは、選挙の結果が保守党の候補者の選出となりそうな選挙区では EFF を活動させないようにするという決議であった(65)。NUWSS の執行部の内部では、キャサリン・マーシャルがリヴァプール決議への反対を先導した。彼女は、その決議が EFF を致命的なまでに弱化させるであろうと理解したからである。彼女は、保守党政府の成立は、婦人参政権にとって危ういと認めたものの、婦人参政権について何ら明確な誓約をしないままの自由党の政権復帰となった場合はより一層危険であるとの確信は変わらなかった。彼女の見解では、EFF 政策は、自由党に反対する戦術であるのみならず、自由党から改革反対者を追放する計画でもあった。執行部は、11 対 2 票で、リヴァプール決議に反対する採決をもって、マーシャルの立場を支持したのである(66)。

EFF 政策へのラスボーンの敵対心がいかに深いものであったかは、彼女が執行部の決議を受け入れるよりむしろ反対運動を始める決意を固めたことでわかる。執行部がリヴァプール決議を却下したのちまもなく、ラスボーンは、NUWSS の「反政府政策」を支持しない支部協会から、来るべき NUWSS の評議会集会に派遣される代表たちを事前に集めて、この問題について一致した行動がとれるように呼びかける手紙を発送した(67)。その集会がもたれて、次の評議会集会でやるべき執行部の政策への反対行動を組織するために委員会が選出された。執行部は、このことを知ったとき驚きで呆然となった。もちろん意見を異にする人たちが非公式に協議することは可能であったが、執行部の決議に反対を表明する公式の委員会を設けるということは、どうみても組織に忠実でない行動であった。ラスボーンが最初の行動を秘かに行ったという事実からして、このことを彼女自身理解していた。ラスボーンの行動はまた、執行部のメンバーたる者は、内閣の場合のように、多数派の決定を支持する義務があるという原則に違反するものであった。フォーセットは非常に驚いたので、ラスボーンに手紙を書いて、ラスボーンの行為は、もし他のメンバーが真似たなら、必ずや「協会の解体」に至るであろうという懸念を表明した(68)。

執行委員会は、ラスボーンと彼女を支持する 3 名の執行委員が始めた反抗を、1914 年の 3 月の会合で協議することにした。執行部の中には、労働党とこれ以上緊密な結びつきをもつことには疑念をもっていたかもしれない自由党系の女性も他にいたけれども、ラスボーンの行動は当初の 3 名以上の支持を引きつけることはできなかった。12 対 4 票で、執行部が下した決議はこうである。すなわち、この問題を検討するための特別評議会が召集される前に、想定される総選挙での一連の行動に関する(賛成であれ反対であれ)行動を組織する企ては、「NUWSS の政策の現在の有効性を不可避的に傷つけ、かくして評議会の決定を無意味にしてしまうにちがいない」というものであった(69)。さらに、その問題を検討するために臨時の評議会集会を召集するという決議が満場一致で通過した。

選挙政策の問題、および執行委員会の構成員がとるべき適切な態度はなんぞやという問題はともに、1914 年 4 月の評議会集会で徹底的に討論された。その会議が執行委員会の立場を支持し、事実上 EFF 政策をキャサリン・マーシャルが護ったことに対して彼女への特別の感謝決議が採決されたとき、ラスボーンと彼女を支持する 3 名の執行委員は執行部から辞任した。しかし、個人的にラスボーンは、NUWSS の「労働党政策」には広範な不満が存在すること、評議会の行動は、それらの問題についての諸見解の反映というよりもむしろフォーセットの指導力への一連の信任投票であったと主張し続けた(70)。

自由党系の女性の心配にもかかわらず、NUWSS は次の総選挙で自由党の得票数を減じるための努力を続けた。それはまた、もしも再び自由党が政権に復帰しても、その政府は、婦人参政権の実現を党として公約している労働党により一層依存せざるを得ないようにするための努力でもあった。1913-1914 年の間、EFF は、婦人参政権にアンチの閣僚である 5 人の自由党議員の選挙区にその活動を拡げた。有権者に選挙運動をし、票読みをし、さらにその地方の弱い労働党組織を発展させることで労働党を助けたのである。さらに NUWSS は、総選挙の際には強力な婦人参政権の支持者を候補者に立てて闘うように労働党に迫った。1914 年までに労働党はこれらの選挙区の三つにおいて NUWSS の要求を呑むことに同意していたのである(71)。

五 NUWSS 内部の不和の増大

以上見てきたように、NUWSS と労働党の提携としての EFF 政策をめぐって、NUWSS の内部では深刻な不一致が続いていた。そして、総選挙が近づくにつれて、分裂の危険は増大した。総選挙が行われる際に EFF をどのように用いるかという論点が大きな緊張を生み出した。多くの自由党の女性たちは、婦人参政権にアンチの自由党候補者が出馬するいくつかの選挙区で労働党を支持するという EFF の効用は認めたけれども、それ以上に EFF の活動を拡げることは賛成できなかった。総選挙が近づいてくると、1912 年の自由党の参政権問題の扱い方に対して自由党の女性たちが感じていた怒りに、党への忠誠心が取って代わり始めた。ホルトンは、もし NUWSS が総選挙で労働党への肩入れのほうを重視したなら、NUWSS 内の、自由党を支持する一般会員による「深刻な反乱」が起こったであろうと結論している(72)。たしかに、総選挙が近づくにつれて、EFF を短期的な便宜的政策として支持する NUWSS の指導者たちと、EFF をフェミニスト政略と階級政治との当然の同盟関係の始まりであると考える民主派サフラジストとの間の緊張関係が高まっていったことは事実である(73)。

自由党の候補者を攻撃するやり方が次の総選挙で保守党政権を生ぜしめることがあり得るとの認識のもとに、1913-1914 年に NUWSS は、もしも政権に復帰したなら、婦人参政権法案を上程するという誓約を保守党から得るための努力を強化した。1914 年までに保守党内部の婦人参政権への支持は著しく増大していた。「保守および統一党協会全国同盟」(National Union for Conservative and Unionist Association)の 1911 年の年次大会は、調停法案を支持していたし、党首のバルフォアとアンドリュー・ボナ・ローはともにそれの支持者であった。1914 年 7 月半ばに NUWSS は、保守党の議長のアーサー・スティール=メイトランドが婦人参政権支持に立場を変えたことを報じる準備をしていた(74)。また、アンチ・サフラジストの勢力は、自由党から代表的人材やその他の援助を得ること

ができたのに対して、保守党からは同様の援助は得られなかった(75)。もっとも、保守党内部の婦人参政権への支持の増大は、党がこの改正から利益を得るであろうという認識を反映していた。すなわち、党の指導者たちは、調停法案によって選挙権を付与されることになる 100 万人の女性有権者は保守党の選挙上の勝利の見込みを著しく増大させるだろうと算定し、それゆえに鋭敏に対応したのであったことは言うまでもない。

保守党が、選挙法改正を支持することによって婦人参政権問題を選挙の争点にしようとしていることに気がついていた自由党政府は、保守党がその問題を、選挙上彼らの有利になるように用いるのを妨げるために何かやらねばならないと、1914 年の間に確信するようになったようである。前述したように、首相アスキスの反対がそれ以前には自由党政府が行動に出るのを妨げていたのであるが、アスキスはまさに大戦前夜の 1914 年 6 月にシルヴィア・パンクハースト率いる「サフラジェット・イースト・ロンドン連盟」(East London Federation of Suffragettes)の代表団と会見をした。そして、彼はもし婦人参政権が「その基礎において民主的」であるならば、それを進んで容認する気があるということを明らかにした(76)。「民主的基礎」というのは換言すれば、「婦人参政権」が労働者階級女性(その大半は自由党に票を投じると予想されうる)を含む場合、ということである。その会見ののち、アスキスの是認を得て、ロイド・ジョージはシルヴィア・パンクハーストと労働党のジョージ・ランズベリと交渉を始めた(77)。ところが、調停法案失敗の後に復活した WSPU のミリタンシーの激しさがこの有望な展開を流産させてしまったのである。さらに、ここで第一次世界大戦の勃発となる。もしも第一次大戦がここで起こらなかったならば、1915 年に予定されていた総選挙前に自由党が与党として「婦人参政権」問題の改革に取り組んだであろうと、ホルトンやヴェラコットが信じる根拠の一端が、このような大戦前夜の政党政治の状況に存在していたのである(78)。

おわりに

第一次大戦の勃発で、政治の世界で政党間の抗争を控える政治休戦の体制が敷かれた。大ざっぱに言えば、NUWSS も WSPU も活動を休止して、戦争協力に走った。予定された総選挙も行われず、戦争指導の混乱で 1915 年にアスキス自由党内閣が辞任し、ひきつづきアスキスを首相とする連立内閣が誕生した。そして終戦に近づいて、1918 年末に婦人参政権が「人民代表法」の中で成立した。

第一次大戦がこの改正の原因であったかどうか、婦人参政権は国内戦線、すなわち銃後での女性のパフォーマンスへのご褒美だったのか、歴史家の意見はさまざまである。戦時の女性の労働者(とくに軍需関係)の圧倒的多数は 30 歳以下であったことからして、30 歳以上という年齢制限をもった婦人参政権の成立は、上記解釈をくずしている。

先述した、「もし大戦が介在しなかったならば」という考察は、歴史研究者にとってやってはならない危険なお遊びと批判されるかもしれないが、第一次大戦までの婦人参政権運動の貢献度を算定するためにはどうしても避けられないことに思われる。そこで、大戦と婦人参政権成立の関係について、最後にもう少し整理しておく必要がある。

たしかに、大戦が、戦前と比べて多くの点で婦人参政権の法制化にはるかにずっと好意的な雰囲気を作り出したことは明らかである。海外で兵役に就いていた帰還兵士が投票することを可能にするために、政府は選挙法を改正する必要性に迫られ、同時に婦人

参政権という休止していた問題を復活せざるを得なくなった。連立内閣の誕生は、党争の時代に終止符を打ち、妥協と協同がより容易になった。1916 年 12 月にロイド・ジョージがアスキスに代わって首相になった。新首相が女性の大義の支持者とは言えないにしても、前任者よりはたしかに婦人参政権の制定にとって共感的であった。さらに、戦争は婦人参政権の大義の背後に世論を結集させるのに役立った。戦争遂行への女性の貢献は、女性の身体的・精神的劣性という偏見に挑戦した。そして女性が体質・気質いずれの点でも「投票」に不向きであると主張することを困難にした。しかし、選挙権は、単に戦争協力に対するご褒美より以上のものであった。重要な点は、大戦遂行への女性の参加が公的活動の場に女性が参入することを取り囲んでいた諸々の不安を蹴散らすのに役立ったということである。

しかしながら、戦争が婦人参政権の法制化に好意的な状況を作り出したと認めることは、NUWSS の戦前の働きが女性の選挙権付与にとって重要性をもたなかったという意味にはならない。婦人参政権がまだ政治問題としての何らかの重要性を獲得していなかったならば、また、婦人参政権の大義が国中で強力な組織上の基盤を確立し、公の支持を引きつけていなかったならば、また、議会において女性の大義のための相当の支持を得ていなかったならば、とくに指導的な政治家との貴重なコンタクトができていなかったならば、婦人参政権は 1918 年の人民代表法に含まれることはなかったであろう。

これらの条件が満たされたのは、明らかに NUWSS の活動のゆえであった。NUWSS は、ウエストミンスターおよび選挙区での活動を通して、婦人参政権のための大衆の支持および議会の支持の両方を獲得するのに貢献した。なかんずく、その要求をイギリスの大衆にもたらす過程で、NUWSS は国中に参政権団体のネットワークを作り上げた。そして、イギリスの婦人参政権運動史上初めて、NUWSS は、労働者階級からの支持を引きつけるために、また婦人参政権問題はもっぱら上・中流階級の排他的課題であるという観念を一般大衆から取り払うために一致した全国的努力をおこなった。下院におけるロビー活動を通して、とくに調停法案のためのその活動、および選挙権法案への婦人参政権修正案のための活動を通して、NUWSS は、議会での婦人参政権の強固な支持者グループを結合させることができた。

しかしながら、筆者が思うに、そのような具体的な結果よりも重要なのは、NUWSS が婦人参政権運動の進展に対して為した、確然とは掴みにくい貢献であろう。WSPU の激化するミリタンシーが婦人参政権の「大義」に害を与え、世論に敵意を生み出していたときに、NUWSS の一貫した活動は婦人参政権を一つの生き生きした論点としてつねに世の大衆に提示し続けた。NUWSS は、WSPU のマイナスの影響力に対抗することができ、運動のための支持を獲得することができたのである。

これまで三章にわたって立憲主義的穏健派の NUWSS を中心にイギリス婦人参政権運動を考察してきたのであるが、NUWSS のヴィクトリア後期から大戦前夜までの変遷は、WSPU の台頭のようにめざましいものではないけれど、非常に印象的であった。17 の協会という相対的に小さな組織から、NUWSS は 17 年のうちに約 500 の支部をもつ、組織上も財政上も堅実な全国団体へと成長した。とくに本章では、大戦前夜に EFF 政策をとおして、NUWSS が組織として充分な成長をし、婦人参政権運動全体の中で確固たる指導力を確立し、それ自身の過去と訣別し、選挙権を獲得するための新しい戦術を生み出す自信を強めていたことを明らかにし得た。もちろんそのような発展が組織の内部ですんなりと抵抗もなく進行したのでないことにも十分留意した。

また、自由党と NUWSS の結びつきを断ち切ったことは、NUWSS が婦人参政権のためのそのリベラルな論拠を放棄する決心をしたことの現れであった。そのルーツは、なおいくつかの点で自由党に結びつけられていたけれども、NUWSS は大戦前夜に自由党とのじん帯を断ち切って、しっかりと労働党と提携し、議会で自由党員の数を減じることを目論む政策にかかわるようになった。長年の間、NUWSS は政治家が進んで女性に与えようとするものをそれがどんなに小さくてもそれを甘んじて受けることにしてきたけれども、大戦前夜に NUWSS は明確に婦人参政権のための政府法案のみを求めるようになった。その要求を自由党は拒んだ。偶然か皮肉か、婦人参政権問題に対する自由党政府の強情さが自由党の衰退過程に寄与した(あるいはそれを速めた)ことは明白である。

NUWSS が 20 年余の間に被った多くの変化にかかわらず、この組織はなおヴィクトリア時代のミドルクラスのリスペクタビリティの香りをとどめていた。その一貫して静的な資質が、NUWSS の大戦前夜の新機軸と同じくらいに女性の大義への世の支持を勝ち取ることにおいて重要であったように思われる。婦人参政権という女性の大義を、幾分保守的な世間の目にそれほど脅威的なものでなくしたし、それは、私的領域の構造を変えることなしに公的領域の境界を定義し直すことができるという証拠を提供することにもなった。パンクハースト母娘やその追従者たちが愚弄したヴィクトリア女性を取り巻いていた因習を、外見上は遵守することによって、婦人参政権の大義のための共感を作り出したのは、NUWSS のサフラジストたちであったと言えよう。

戦前の時期の NUWSS の活動がなかったならば、1918 年の人民代表法は女性を含めなかったかもしれない、ということは十分に考えられる。

三章にわたる NUWSS に関する論考を締めくくるにあたって、いまだやり残した課題も多いことを痛感する。とりわけ、ひとつは NUWSS の本部と地方支部の関係の実証的な研究(第一章の冒頭で示唆した「グラスゴウ文書」を利用しての分析)、もうひとつは本章で若干示唆した、NUWSS 内部で進展する「サフラジズム」から「インターナショナリズム」への重要な動きの分析である。本稿で利用しきれなかった一次史料や二次的研究文献がいまも引きも切らず刊行され続けている。NUWSS と WSPU 以外の数百の婦人参政権団体の活動や女性の地方政治や地域社会での活動も今後の課題として残っている。

註

(1) 1910 年のデータについては、NUWSS, *Annual Report*, 1910, p. 44 を、1914 年については *Annual Report*, 1913, pp. 17-18, & 65 および Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies, 1897-1914*, Garland, 1982, pp. 222-223 を参照。NUWSS の Annual Report は、マイクロフィルム資料集 Women's Suffrage Collection from Manchester Central Library, Part 2 の中に所収。以下、この資料集については、Manchester WS Collection と略記する。1914 年のデータについてヒュームは次のように述べている。「1914 年 2 月には NUWSS に属するサフラジストは 98,998 名で、そのうち 52,336 名が会費納入会員であった。NUWSS は『婦人参政権の友』は含めずに月 800 人の割合で新会員を増加させていたから、1914 年 8 月までにこの数(NUWSS の人数)は 10 万人を超えていたと考えるのが妥当であろう。1914 年は(大戦勃発のため)NUWSS はリポートを発行しなかったから、その年の確実な数字は入手できない」と。( )内は筆者の註記。

(2) 多少楽観的だったかもしれないが、NUWSS の算定では、1910 年 1 月の総選挙の結果成立した下院には、322 人の婦人参政権支持者がいた。その内訳は、自由党 185 人、保守党 84 人、労働党 32 人、アイルランド国民党 21 人である。*The Common Cause*(以下 *CC* と略す), vol. 1, no. 44, (Feb. 10, 1910) p. 609.

(3) ブレイルスフォードはその妻が、リットン卿はその妹がともに WSPU のメンバーで、ミリタント戦術の実行で投獄経験をもつ。調停委員会設立に備えて、ブレイルスフォードはそれまで面識のなかったミリスント・フォーセットに頻繁に書簡を送っている。Manchester WS Collection のリール 14、Correspondence, Letters to Millicent Garrett Fawcett の中にある 1910 年 3 月の二人の往復書簡を参照。フォーセットは、調停法案の選挙権の内容の欠点について指摘している。調停委員会は、政府による王立調査委員会などとは違って、その構成員がわかりにくいが、おそらく 1910 年の間に次第に増加したものと思われる。ヒュームは 36 名とし、その内訳は、自由党 16 名、保守党 11 名、労働党 4 名、アイルランド国民党 5 名とする。Hume, *op. cit.*, p. 68. A. ローゼンやハロルド・スミスは 54 名とする。Andrew Rosen, *Rise Up, Women!: The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914*, Routledge, 1974, p. 134; Harold L. Smith, The *British Women's Suffrage Campaign, 1866-1928*, Longman, 1998, p. 43. ローゼンによる内訳は、自由党 25 名、保守党 17 名、アイルランド国民党 6 名、労働党 6 名である。

(4) 第一次調停法案の詳細は以下を参照。Rosen, *op. cit.*, p. 134.

(5) *Ibid.*, p. 137; Hume, *op. cit.*, p. 84. NUWSS は機関誌『コモン・コーズ』で数号にわたって、調停法案に賛成投票をした議員名を公表している。*CC* vol. 2, no. 87,(Dec. 8, 1910), no. 88,(Dec. 15), no. 90,(Dec. 29).

(6) NUWSS, *Annual Report*, 1910 を参照。また、NUWSS の会員の、自由党への落胆の気持ちは機関誌『コモン・コーズ』に掲載された以下の詩などにもよく現れている。"Liberal Women to Liberal Agents", *CC*, vol. 2, no. 88(Dec. 15, 1910) p. 597.

(7) 調停法案のタイトルが 'A Bill to Extend the Parliamentary Franchise to Women Occupiers' から 'A Bill to Confer the Parliamentary Franchise on Women' と変えられた。つまり、第一次調停法案から 10 ポンド占有条項が削除され、世帯主である女性に 1884 年の人民代表法の範囲内で選挙権を与えるというものであった。第一次から第三次までの調停法案の原文は、Manchester WS Collection のリール 16 に NUWSS Information Bureau Department の資料 no. 47 に収録されている。

(8) Hume, *op. cit.*, pp. 101-102; NUWSS, *Annual Report*, 1911, pp. 19-20.

(9) Rosen, *op.cit.*, p. 147.

(10) Hume, *op. cit.*, p. 109.

(11) Rosen, *op. cit.*, pp. 150-151.

(12) David Morgan, *Suffragist and Liberals: The Politics of Woman Suffrage in Britain*, Basil Blackwell, 1975, pp. 90-91.

(13) イングランドの Northern, Midland, Yorkshire, Eastern の諸地方。*Ibid.*, p. 91.

(14) Hume, *op. cit.*, pp. 115-116.

(15)「人民選挙権連盟」は、男女成人普通選挙権を要求する、女性労働運動の指導者たち(マーガレット・ボンドフィールドやマーガレット・ルウェリン・デイヴィスやメアリ・マッカーサーなど) と労働党議員を中心とする組織。Morgan, *op. cit.*, p. 83.

(16) Lisa Tickner, *The Spectacle of Women: Imagery of the Suffrage Campaign, 1907-1914*, Chatto & Windus, 1987, pp. 132-133.

(17) 次章第六節を参照。

(18) Millicent Garrett Fawcett, *Women's Victory ― and after: Personal Reminiscences, 1911-1918*, Sidgwick and Jackson, 1920, pp. 21-23. この敗北の原因を、①アイルランド自治法案の通過が妨げられると考えたアイルランド国民党の 31 人が棄権、②石炭ストの発生で 13 人の労働党員が欠席、③ 1911 年には調停法案を支持していた 22 人の自由党、12 人のアイルランド国民党、8 人の保守党議員が反対に回った、④反対ではないが、支持をとりやめて棄権したのが 91 人、とフォーセット夫人は分析している。またフォーセット夫人は敗北の知らせを聞いたときの思いを、のちの回想記の中で、「40 年間にわたって自分がそのために活動してきた目標が一撃で壊されてしまったと感じた」と述べている。M. G. Fawcett, *What I Remember*, T. Fisher Unwin, 1924, pp. 205-206.

(19) Morgan, *op. cit.*, p. 99.

(20) Hume, *op. cit.*, p. 135& Table 2.

(21) *Ibid.*, p. 138.

(22) フォーセット夫人は、この議長裁定による政府法案の敗北を、「首相の誤算」「大失策」と述べている。M. G. Fawcett, *op. cit.*, p. 205. .

(23) Jo Vellacott, *From Liberal to Labour with Women's Suffrage: the Story of Catherine Marshall*, McGill-Queen's University Press, 1993, p. 207.
(24) Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain, 1900-1918*, Cambridge U. P., p. 119. この衰退過程は翌1914年も続いて、1915年にはWLFの支部数749、会員数106,997となった。*Ibid.*, p. 120.
(25) 成人普通選挙の要求の中で婦人参政権の実現を図ろうとする一派。この言葉は、女性協同組合ギルドのリーダー、マーガレット・ルウェリン・デイヴィスがおそらく『コモン・コーズ』へのたよりの中で使ったのが最初と思われる。 *CC*, vol. 1, no. 28,(Oct. 21, 1909), p. 356 .
(26) Ethel Bentham, 1861-1931, 1880年代にロンドン医学校で学び、のちニューカースル・アポン・タインで開業医となる。1902年に労働党に入る。1929-1930の間下院議員。
(27) Kathleen D'Olier Courtney(Dame), 1878-1974, オックスフォードのレイディ・マーガレット・ホールに学ぶ。1908年にマンチェスター NUWSS の書記となる。大戦勃発後、反戦主義の立場でNUWSSを離れる。
(28) Margaret Robertson　生没年等詳細不詳。
(29) Holton, *op. cit.*, p. 67.
(30) Catherine Marshall, 1880-1961, NUWSS内の「民主派」サフラジストの重要なリーダー。第一次大戦後、女性の国際的な反戦運動でも中心的に活躍。
(31) Helena Maria Lucy Swanwick, 1864-1939, ガートン・カレッジで経済学を学ぶ。マンチェスターのオーウェンズ・カレッジの数学の講師であったフレデリック・スウォニックと結婚。『コモン・コーズ』の創刊時からの編集者であったが、同誌上で WSPU に激しく反対する論戦を展開する許可を NUWSS 指導部より得られず、1912 年には編集の任を降りた。彼女の WSPU への反対は、その戦術を盲目的で無計画なパルティザンシップと見なしたこと、またパンクハースト母娘が強めていった反男性の立場への嫌悪からであった。さらに大戦勃発後は反戦の立場からNUWSSからも脱退する。のちに「女性国際反戦自由連盟」(Women's International League for Peace and Freedom)のイギリス支部を結成し、7年間その議長を務める。
(32) Margaret Ashton, 1856-1937, NUWSSのマンチェスター支部の議長。彼女ものちに国際的な運動に深く関わっていく。ちなみに、のちに女性運動の国際的連携の思想をめぐって、NUWSS内に興味ある不一致が生じるが、これは本稿の射程外で筆者の今後の課題でもある。
(33) Holton, *op. cit.*, pp. 67, 81; Jill Liddington, "Rediscovering Suffrage History", *History Workshop*, 4, 1978, pp. 196-198. また今井けい『イギリス女性運動史』日本経済評論社、1992年、347-349頁を参照。
(34) Holton, *op. cit.*, p. 73.
(35) Hume, *op. cit.*, p. 153.
(36) *Ibid.*, pp. 153-154. また、フォーセットは、のちの回想記で、「個人」よりも「政党」への作戦転回について、「この決定は、私たちが超党派の立場を棄てたと攻撃を受けたが、その批判は私には納得できなかった。どの候補者が婦人参政権に対する最良の味方であるかを判断するにあたって、個人の政見と同様に、その所属する党の政策を考慮に入れるのは当然のことである。婦人参政権を支持する党に属する参政権論者のほうが、反対または中立の立場をとる党に属する婦人参政権論者より、私たちにとってはより力強い味方であるからだ」と述べている。Fawcett, *op. cit.*, p. 206.
(37) Holton, *op. cit.*, p. 79.
(38) *Ibid.*
(39) 1913年の執行部は会長のフォーセットを含めて26名であった。詳細は以下を参照。Ed. by A. J. R., *The Suffrage Annual and Women's Who's Who, 1913*, Stanley Paul, 1913, p. 62.この年鑑の編者は特定できず、この巻以後は継続出版されなかったが、大戦前夜の婦人参政権の数多くの組織や活動家についての貴重な資料である。
(40) Eleanor Rathbone, 1872-1946, オックスフォード大学サマヴィル・カレッジで古典を学ぶ。1909 年からリヴァプール市議会の無所属議員、のち家族手当実施をめぐる論争でフォーセットと対立、彼女のあとを継いでNUWSSの後続団体NUSECの会長となる。1928年にイギリス大学連合を代表する無所属国会議員に選ばれる。
(41) NUWSS の新政策は、特別委員会で承認されたのち、『コモン・コーズ』の常設コラム「女性選挙権のABC」の中で公表された。*CC*, vol. 4, no. 163,(May 23, 1912), p. 99. また以下をも参照のこと。Vellacott, *op. cit.*, p. 166.

(42) Hume, *op. cit.*, p. 157.
(43) *Ibid.* その他イズレイアル・ザングウィルやローレンス・ハウスマンといったWSPUと緊密な結びつきのある作家たちやリットン卿なども新政策の委員に含まれた。
(44) Holton, *op. cit.*, p. 80.
(45) Vellacott, *op. cit.*, p. 297; Hume, *op. cit.*, p. 152.
(46) *Ibid.*, p. 151.
(47) "The Fighting Fund and the New Policy − at Work in Holmfirth", *CC*, vol. 4, no. 167, (June 20, 1912), pp. 167-168.
(48) Hume, *op. cit.*, p. 160; NUWSS *Annual Report*, 1912, p. 31.『コモン・コーズ』の表紙のイラストが5月 16 日号より労働者階級的な絵(炭坑夫の夫婦と幼い娘を描く)に変わったことも注目すべきであろう。
(49) 4つの補欠選挙の立候補者とその得票数と前回の結果との比較は、『コモン・コーズ』誌をもとにして以下に示されている。Hume, *op. cit.*, p. 161, Table 3.
(50) Vellacott, *op. cit.*, p. 172-173. また註(47)の史料をも参照。
(51) *Ibid.*, p. 177.
(52) *Ibid.*
(53) Catherine Marshall, "The Election Fighting Fund", *CC*, vol. 4, no. 181,(Sept. 26, 1912), p. 424. また、この記事にはEFF委員会の全員の名が明記されている。
(54) Hume, *op. cit.*, p. 163.
(55) *The Manchester Guardian*, Sept. 22, 1912, quoted in Hume, *op. cit.*, p. 163.
(56) Holton, *op. cit.*, pp. 97-98. 2月27-28日にもたれた評議会の決議の詳細は以下を参照。*CC*, vol. 4, no. 204, (March 7, 1913), pp. 817-818.
(57) *CC*, vol. 5, no. 240,(Nov. 14, 1913), pp. 573-576.
(58) *Ibid.*; Vellacott, *op. cit.*, p. 278.
(59) 選挙結果の詳細は、Hume, *op. cit.*, p.206.
(60) Hume, *op. cit.*, p. 207.
(61) このことは、ILP の北西部地区の会議で主張されたが、NUWSS は、機関誌上で二度にわたって、これを「大きな誤解」と弁明している。*CC*, vol. 5, no. 250,(Jan. 23, 1914), p. 783 & no.251, (Jan. 30, 1914), p. 805.
(62) Holton, *op cit.*, pp. 111-112.
(63) E. Rathbone, "The Gentle Art of Making Enemies: A Criticism of the Proposed Policy of the National Union", n.d., 1913 in Smith, *op. cit.*, p. 97, Document 21.
(64) *Ibid.*; Vellacott, *op. cit.*, pp. 212-213.
(65) *Ibid.*, pp. 323-324.
(66) 1914年2月5日の執行部会議。*Ibid.*, p. 324.
(67) *Ibid.*, pp. 326-328.
(68) Letter from M. G. Fawcett to Eleanor Rathbone, 8 March 1914, quoted in David Rubinstein, *A Different World for Women: The Life of Millicent Garrett Fawcett*, Harvester, 1991, p. 195; Vellacott, *op. cit.*, p. 326.
(69) *Ibid.*, p. 327.
(70) Rubinstein, *op. cit.*, p. 195.
(71) Hume, *op. cit.*, pp. 204-209.
(72) Holton, *op. cit.*, p. 115.
(73) *Ibid.*, pp. 114-116.
(74) *Ibid.*, p. 123.
(75) Smith, *op. cit.*, p. 53.
(76) Holton, *op. cit.*, p. 124; Rosen, *op. cit.*, pp. 236-237.
(77) *Ibid.*, pp. 239-240; Vellacott, *op. cit.*, p. 355.
(78) *Ibid.*, pp. 363-364; Holton, *op. cit.*, p. 130.

第四章 イギリスにおける婦人参政権運動 ——「女性社会政治同盟」(WSPU)をめぐって

はじめに

ヴィクトリア時代中葉、ジョン・スチュアート・ミルが「婦人参政権」を掲げて議会に出馬・選出されて以来開始され、途切れることなく続けられてきたイギリスの婦人参政権運動(1)は、20 世紀に入ってパンクハースト母娘(エメリン・パンクハースト夫人とその娘クリスタベルおよびシルヴィア)を中心とする「女性社会政治同盟」(Women's Social and Political Union —— 以下 WSPU と略す)によるミリタント・フェミニズムの出現によって、それまでの沈滞を打破する新しい局面を迎えた。

この WSPU の評価は、いくつかの観点からなされ得る。ひとつには、イギリスのフェミニズム運動史全体のなかでの位置づけ —— そこでは、前世紀から継続してきて世紀末にミリスント・ガレット・フォーセット夫人を中心に再組織された穏健派サフラジストの組織「婦人参政権協会国民同盟」(National Union of Women's Suffrage Society —— 以下 NUWSS と略す)をイギリス・フェミニズムの「正統」とし、WSPU を「逸脱」とする見方、あるいはミドルクラス的伝統をもつ前者に対して、WSPU の労働者階級との結びつきを強調する見方(2)などがある。第二には、1910 年代、自由党の政治支配を揺がせた一見共通性を有するかに見えたイギリス国内の3つのアナーキカルな戦闘的運動 —— サンディカリズム的労働運動、アイルランドの解放闘争、そしてミリタント・サフラジェットの闘い —— のひとつとしての位置づけである(3)。第三には、1918 年の婦人参政権の成立が、運動の成功か(とりわけミリタンテイズムの有効性の証左なのか)、あるいは第一次世界大戦によって及ぼされた広汎な社会的政治的諸変化の結果か、ロシア革命という対外的インパクトによるのか(4)といった因果関係のなかで WSPU を論じうる。本章は、おもに第一の視角から、ともすればさまざまの「神話」と「現実」の入り混じる WSPU のイメージを整理して、可能な限りその組織の実態に迫ろうとする試みである。

まず始めに、WSPU の変遷、すなわち 1903 年の組織結成から 1917 年の解体に至るまでの大雑把な時期区分を示しておく。第一期は、1903 年から 1906 年まで。この期間の WSPU は、マンチェスターにおける地方的な運動体の域を出ていない。第二期は、1906 年の自由党の政権復帰と軌を一にして、WSPU が議会の所在地としてのロンドンに進出した時から、1910 年に超党派の調停委員会による婦人参政権法案に望みを託した WSPU がミリタンシイの休戦を宣言した時まで、第三期は、1911 年に調停法案が失敗に終わり、ミリタンシイが復活してから 1914 年の大戦勃発まで。この時期には、WSPU のミリタンティズムは放火を主とする「財産の破壊」を手段とするまでにエスカレートしていくのである。第四期は、1914 年以降、戦況の進展とともに WSPU が変質解体を遂げていく時期である。

この WSPU の変遷は、第一次大戦に先行する約 10 年間のイギリスの政治的社会的状況に呼応したものであることはいうまでもないことであり、その意味で、各時期にそれぞれ分析を要する重要な問題点が存在する。だが、本稿では、まず WSPU の第一期から第二期への移行の問題点、すなわち第一期の労働階級的性格の組織から第二期以降にそのようなカラーから脱皮を遂げていく変質の過程に重点をおいて、フェミニズム運動体としての WSPU の性格分析を試みる。さらにもうひとつの問題点はミリタンティズムで

ある。WSPU の戦術が過激になればなるほど、WSPU の労働階級からの離反、保守的傾向の強化が進行していった。最終的には、WSPU のミリタント・フェミニズムの有効性、つまり大戦直後の婦人参政権成立とミリタンシイとの因果関係の程度を推定するところまで論を進めるべきであろうが、本章では、ミリタント戦術が WSPU のイデオロギーや組織上の構造に与えた結果を分析するのが主眼点である。

一 WSPU の創設事情

今世紀に入るまで労働組合における労働婦人の闘いと、下院に対する知的・ミドルクラス的女性の闘いとは厳密に分かたれたまま交わるところがなかった。第一部第一章(5)で論じたように、ヴィクトリア時代のフェミニズムは、ミドルクラスの女性にとってのあらゆる意味での機会の欠如に対する反動として形成され、労働者階級の女性の状況とは無縁のものであった。しかし、19 世紀末ともなると、北部ランカシアの織物工業地帯に新しい動きが見られるようになる。WSPU 創設までのパンクハースト家の歴史は、1893 年に死去した急進主義者のリチャード・M・パンクハーストの絶対的な影響下で、妻エメリンと娘クリスタベル、シルヴィアらがマンチェスターの独立労働党(ILP)のなかで、初期の政治的見習い期間を経ていたことを示している(6)。その後クリスタベルは、「イングランド北部婦人参政権協会」(これは前述のフォーセット夫人らの NUWSS の地方構成団体のひとつ)のエバ・ゴア=ブースやエスタ・ローパー(二人ともアパー・ミドルクラス出身)と知り合い、その影響を受けるようになる。ゴア=ブースとローパーは、労働婦人の組織化を援け、同協会は労働婦人の支持を参政権運動へ獲得することを主眼点としていた(7)。ところで、ランカシアとチェッシアの織物関係の工場では組織労働者の 60%強が女性であったが、1900 年に労働代表委員会(LRC、労働党の前身)が成立するやすぐにこの女性優位の労働組合も LRC に加入して、自分たちが投票できない労働代表の議員の選挙費用や週給を労働婦人自ら負担するようになった。そうした矛盾をゴア=ブースやローパーは旺んに指摘し、クリスタベルも彼女らと行動を共にしたのである。

1903 年の夏にこの地域の紡績工場で労働婦人の失業や操業短縮が増大したときに、パンクハースト夫人は、労働婦人の利益のための政治的社会的活動を推進すべき新しい組織を結成する決意を固め、同年 10 月にパンクハースト家における少数の女性の会合で WSPU が誕生したのである。パンクハースト夫人は、その組織を「女性労働代表委員会」(WLRC)と名付けようとしたのであるが、ローバーとゴア=ブースが同じころに創りつつあった組織にその名称を選んだと聞かされ、「女性社会政治同盟」の呼称を採用したということである(8)。

マンチェスター時代の WSPU の内情については史料不足で不明な点が多いが、WSPU の組織そのものは公式に ILP に加盟していなかったものの、創設時の主要メンバーはすべて ILP の党員であり、その活動も財政も専ら ILP に依存したようである(9)。創設当初の WSPU はその名称が示すように、目標としては「婦人参政権」一事のみに限定したものではなかったが、現実の活動から見れば、これは新しい婦人参政権団体であり、したがって WSPU の創設は、「婦人参政権」を労働者階級女性の運動にしようという動きとして捉えることができよう。翻えって、この時期の婦人参政権運動の現状をみるに、穏健派サフラジストの執拗な合法的請願活動を政府も世論もおきまりの年中行事ぐらいに看過

ごし、ほとんど毎年提出される婦人参政権法案は、第二読会の票決で常に賛成多数を得る(10)ものの、それは単なる原則上の支持にすぎず、決して法令になる見込みはなく、新聞もこの陳腐になった問題を取り上げなくなっていた。この沈滞を打破し、なんとか世の評判をかきたてること、政府を脅すこと、そのためには従来と異なる新しいなにかを WSPU は追求しなければならなかった。その新しいものが、ひとつには労働階級の色合いであったといえよう。

WSPU にとっての新しいものの二つめが、「戦闘的」手段(ミリタンシイ)であった。WSPU のミリタンシイの開始は、1905 年秋の自由党政権復帰への期待と軌を一にしている。クリスタベルは、従来の参政権闘争から鑑みて、個人議員法案の慢性的無効力を痛感し、政府法案によるしか婦人参政権の実現が期待できないと確信した。そこで、来たるべき自由党政府を突き上げて婦人参政権を党の政策の一部とさせるべく、自由党の大衆集会で逮捕されることをねらって騒擾を引き起こし、裁判で罰金の支払いを拒み投獄を選びとること－それは慎重に準備されたことが露見しなければ、一種の殉教であり、「婦人参政権」を十分に報道価値のあるものとするだろう、と考えた(11)。これはまさにパンクハースト母娘が ILP から学びとった教訓であった(12)が、クリスタベルの予想は的中し、女性によるミリタンシイはまさしくニュースとなったのである。ことに上品なみなりのレイディが、会場整理の武骨な男性によって集会場から荒々しく投げ出される写真は、ヴィクトリア時代のリスペクダブルな女性観に慣れた一般大衆には十分に衝撃的なものであった。ここに WSPU の初期のミリタンシイの基本的パターンが樹ら立てられたのである。まだ組織の財政が乏しい時期に主要新聞に報道されることは、費用のまったくかからない宣伝手段であった。しかも以後内外に嵐のような批判があったにもかかわらず、このパターンの繰返しと段階的拡大は、WSPU の会員数の増加、ひいては後述するような資金の急激な増加を結果することになるのである。

いささか先走ってしまったが、1906 年 1 月までの段階では、WSPU はまだ小さな地方的な運動体で、集会の開催にしろ財政上の援助にしろ ILP に大幅に依存していたことに注意しなければならない。当時自由党から立候補したウィンストン・チャーチルを攻撃するために WSPU が発した声明文(13)は、彼の立候補地北西部マンチェスターの有権者に呼びかけるために、「飢餓賃金で働く労働婦人は選挙権を緊急に必要としている」という箇条が見られる。ところが、自由党の勝利ののち、WSPU の指導部は議会の所在地ロンドンのほうが、婦人参政権のプロパガンダにとって北部より実りの多い地盤であると確信して首都に進出し、ミリタンティズムを拡大していくなかで、北部の労働者中心の地方的な政治の場から次第に分離し始めて、WSPU は大きく変質を遂げていくことになるのである。

二 ロンドン進出後の WSPU の政策と戦術

ロンドンに進出した WSPU は、1906 年 9 月に本部をクレメンツ・インに定め、デモの激しさと規模を増大させていった。ロンドン進出直後は、ILP のケア・ハーディの援助を受けつつ、イースト・エンドの労働婦人を過激な請願行動に引っぱり出していたのであるが、早や 1906 年 10 月 23 日の国会開会日に合わせた下院へのデモは、WSPU がデモの人員確保のために専ら労働婦人に依存していた時期の終ったことを示していた。すな

わち投獄された 10 名(コブデンの娘サンダーソン夫人やペシック=ローレンス夫人を含む)のうち、労働婦人はただ 1 名であった。また、当時本部を訪れたマンチェスター支部の書記は、「事務所は絹やサテンの服を着た上流のレイディたちでいっぱいだった。私たちの運動は中流および上流階級の運動となってしまった」との卒直な印象を記している(14)。このころから WSPU に寄せられる支持は明らかに変わってきていた。なるほど、生活苦と闘っていたイースト・エンドの労働婦人たちは、『タイムズ』紙に載せてもらえるような投稿ができるわけもなく、ましてや多額の小切手を振り出すことなどできない相談であった。このように、「労働婦人」の組織であるというベールが取り払われたことは(文書や口頭でその点を肯定も否定もしたわけではないが)、その後の会員数の成長を容易にした。あらゆる社会階級、あらゆる政治上の見解をもつ女性が等しく歓迎された。かくして、マンチェスター時代なら決して考えられなかった富裕な寄付金提供者の近づく道が舗装されたのである。さらに、WSPU は、婦人参政権は第一に労働婦人に益するものだから望ましいというレトリックの使用をやめ、「婦人参政権」はもはや、なんらかの政治的社会的目標と結びつけられず、事実上それ自体がシンボリックな価値をもつ至上目的となっていった。以後 WSPU は、ただひたむきに、「男性と平等な選挙権を女性にも与えよ」という一事のみを追求していくことになるのである。

ところで、1906 年にすでにクリスタベルは、WSPU は補欠選挙の際に婦人参政権についての個人的見解には関係なくすべての政府の(つまり自由党の)候補者に反対するが、無党派の組織であるから、対立候補者に対しては公平な態度を維持すると公言した(15)。これは実質上、ILP からの独立宣言といえる。1907 年 4 月の ILP 党大会で、クリスタベルの選挙政策が問題となり、ILP 側では「労働党を助けるのでなければ、いかなる選挙区へも出かけるべきでない」と述べると、出席していたパンクハースト夫人は、「労働党が私たちに選挙権を与えてくれるまで待つ気はない」と言明して、その直後夫人とクリスタベルは ILP を離党したのである(16)。要するに、このことは WSPU が政治的幼年期に依存していた ILP ないし労働運動との関係を断つというプロセスの完成といえる。いまや WSPU は労働運動の援けを必要とした時期を過ぎ、一人歩きを始めたのである。

ここで、労働党と WSPU の「婦人参政権」そのものについての考え方の相違に触れておかねばならない。WSPU の主張は、従来の穏健派サフラジストと同様、「現在男性に与えられているのと同じ条件の議会選挙権(財産資格制限選挙権)を女性にも与えよ」というもので、これは性別に由来する不平等を除去せんとするフェミニズム(男女同権主義)の本来的特徴ともいうべきものである。大衆運動として成人普通選挙の要求が存在せず、また二大政党のどちらも一括法案をほとんど支持しなかった当時、「普選」は女性の闘いの妨害としか考えられず、現行選挙権の女性への拡大でまず男女平等の原則を樹立せんとしたのである。他方、労働党の側では、「性」に基く権利の剥奪からの回復という点を強調せず、成人選挙のなかに含めた形で婦人参政権の実現を望んだ。労働党のなかにも、ケア・ハーディのように女性の制限選挙権要求に対して階級利害を進んで従属させようとした人もいたが、1907 年 1 月の党大会は「財産資格に基いて一部の富裕な(つまり保守党的政治傾向のある)女性に選挙権を拡大することは後退の一歩である」との決議を採択し、WSPU から支持を求められた選挙権法案をきっぱりと否決したのである(17)。いずれにせよ、WSPU には、当時の労働運動内部のリブ=ラブ的傾向、労働党が事をかまえるにはあまりにも弱小であることなどが致命的と痛感されていたのである(18)。

労働党との決別は、WSPU の非民主的体制への批判と相まって、最初の重大な組織の

分裂に発展した。労働党との訣別に反対し、また1906年の総会で一応採択されていた規約(19)の条項を尊重しようとしたテレサ・ビリングトンの一派が、1907年に分裂して「女性自由連盟」(Women's Freedom League)を結成して(20)のち、WSPUは完全に民主体制を捨て去ることになった。パンクハースト夫人は、WSPUのスター、いわばカリスマ的存在で、おもに地方で講演活動に従事し、WSPUの政策と戦術の実際上の決定は、クリスタベルとペシック=ローレンス夫妻(ローレンス氏はprince consort of WSPUと呼ばれ、女性のみの組織内で唯一の男性。イートン、ケンブリッジを出て社会奉仕に従事。WSPUの財政上の処理や機関誌*Votes for Women*の編集発行に卓越した能力を発揮)の三頭政治でなされていった。

ところで、WSPUのミリタンシイは、最初はデモ等の合法的手段に付随したもので、自由党政権の初期には、平和的なデモ行進において、WSPUとNUWSSはときには友好的に協同し、ときにはライバルとして張り合った。たとえば、1908年6月13日に約1万5千人のサフラジストが、専門職の女性、大学卒業生、作家、画家、女優、看護婦、タイピスト、店員それに主婦などそれぞれ独自の服装をした分隊を編成してロンドン市中をデモ行進した。すると、その1週間後には、WSPUのサフラジェットが、ハイド・パークで大示威集会を催し、それは50万人もの群衆を引きつけたといわれる。その巨大な見物人のどれだけが真の味方で、どれだけが単なる好奇心からの傍観者であったかは議論の余地のあるところだが、ともかくこの事件は、これ以上のデモは実行不可能という立憲主義的行動・合法的手段の限界を示したものであった。

しかるに、その年の婦人参政権法案は第二読会で179票も賛成票が多かったにもかかわらず、やはり法律とはならなかった。巨大な集会もデモも政府を動揺させ得なかったと判断したミリタントたちは、より激しい戦術を目指して臆するところがなかった。たとえば、政府関係の建物の窓を壊したり、下院の婦人用傍聴席の格子やダウニング街の首相官邸の鉄柵に鎖で体を縛りつけたり、税金の不払い闘争や1911年のセンサスへの協力拒否などを敢行した。その結果投獄されたサフラジェットは、政治犯としての待遇を要求しハンストの挙に出て(最初は個人的に行なったものだが、直ちにWSPUの公式の政策となる)、政府はこれに対して「強制給餌」(forcible feeding)をもって対抗した。これは小規模ながら一種の拷問だとして一部の知識人の政府への非難を招いたが、WSPUは強制給餌を「暴行」「凌辱」と非難し続ける一方で、強制給餌の苛酷さそのものが支持を引きつけるのに一役かっているということに十分気づいていたのである。こうして、WSPUのミリタンシイは、沈滞して棚ざらしの運動とおぼしき状態に落ちこんでいた婦人参政権運動に、衆目を喚起し、新たな活力を与えることに成功した。その結果、WSPUの組織的成長はいうに及ばず、ミリタンシイに反対する穏健派のNUWSSにも資金と会員数の急激な増加をもたらした。後者の構成団体は、1903年には16であったが、1913年には400以上になり、ロンドン協会だけで48の支部数を誇った(21)。WSPUのほうは決して会員数を公表しなかったので定かではないが、会員数の点ではNUWSSよりずっと少なく、支部の5分の2がロンドンに集中しており、その資金の膨大さは、当時の政治団体として最高のものといわれる(22)。したがって、次節にみる全党調停委員会の結成は、ある程度はこれまでのミリタンシイの有効性を証明するものであっただろうし、WSPUもかなり楽観しながらミリタンシイの休戦宣言を発することになるのである。

三 調停法案後の WSPU

1910 年の最初の総選挙で、自由党が下院議席の絶対多数を得られず、今後の法案の成功は一党以上の支持にかかっているという事態を認識した H·N·ブレイルスフォードやリットン卿の努力で、婦人参政権のための全党調停委員会が設置された。その委員会の作成した「調停法案」に望みを託して WSPU はミリタンシィの休戦宣言を発したのであるが、同法案は結局可決の日の目をみることはなく、空しい期待をサフラジェットに投げかけただけに終った(23)。不満は新たな爆発となって、1912 年再発した WSPU のミリタンティズムはその激しさの頂点に達した。WSPU のいわゆる「財産の破壊」政策がこれであり、リージェント街などの商店の窓ガラスが割られ、郵便ポストに火が投げ込まれ、美術館の絵画が刃物で切り裂かれたりした。とりわけ 1913-14 年の放火闘争はすさまじいもので、第一次大戦勃発までの 17 ヵ月間で 100 件(大きなものだけで)、その推定被害額は 45 万ポンド以上にのぼった(24)。

WSPU のこの放火闘争、いわゆる「財産の破壊」政策は、どのようなイデオロギーをもち、また組織上の構造にいかなる結果をもたらしたであろうか。WSPU は、民衆の暴動が、第一次(1832 年)、第二次(1867 年)の選挙法改正をもたらしたと考え、1830-32 年と 1866 年の民衆暴動の重要性を過大視し、「政府にとって真に我慢ならない大きな困難」を作り出したときに選挙権が獲得されると主張し、この戦術の究極的有効性を強く確信していた。理論的には、この戦術が国民全体を激怒させ、暴行の繰り返しをやめさせるために女性への選挙権付与を政府に強く迫るという想定であった。さらに、大戦直前のこの時期に政府はアルスター問題という重大な政治的危機を抱えており、ミリタント・サフラジェットもアルスター合併派に負けじと張り合い、婦人参政権が同様の危機を作り出すことによって得られると考え、戦術がエスカレートしていった面もある。だが、現実には WSPU は法案通過を促すだけの深刻な危機を生み出し得なかった。それはなぜであろうか。第一には、放火の対象を選ぶ唯一の基準として人命に危害が及ばぬよう慎重に考慮されていた点で、それはテロ行為ではなく、被害額の大きさに比して、無統制の自然発生的民衆蜂起がひき起すような恐怖を生み出すことがなかったこと。第二には、放火対象が産業上商業上の価値の点から選ばれているのではなく、そのことは「私有財産への攻撃」とはいうものの、WSPU のリーダーが経済的利害の点から政治勢力を分析できないことの表われといえる。第三に、WSPU の放火闘争は、明らかに比較的少数のミドルクラス女性(それも機動力のある独身女性)によってきわめて注意深く訓練され準備された仕事で、大衆暴動を作り出せるようなものでなかったことなどが考えられる(25)。

一方、この WSPU の階級的視野の欠如とそれに伴う政治状況の認識の欠如は、WSPU の組織の度重なる重大な分裂を引き起こすことになった。ミリタンティズムの拡大につれ、まず指導部の有力メンバーのペシック=ローレンス夫妻が 1912 年に追放され、次いでパンクハースト家の次女シルヴィアの率いる労働婦人の「イースト・ロンドン連盟」も 1914 年に姉クリスタベルから放逐を宣告されたのである(26)。かくして、WSPU の放火闘争は、警察の手入れを逃れてフランスに亡命したクリスタベルの指令で忠実に行動する少数精鋭の若いミドルクラス女性の地下闘争(このとき政府はサフラジェットに対する新しい法律、通称「猫鼠法」で弾圧を強化)という形をとり、それと並行して、婦人参政権闘争はアンチ男性の「性戦争」(sex war)というシンボリックな様相を強めていったのである(27)。

四 第一次世界大戦とWSPUの変質解体

これまで述べてきたWSPUのミリタンティズムの激化、非民主的組織、政治的イデオロギーの欠如は、その運動のもつきわだった特徴、すなわちただひたむきに男性と平等な参政権獲得という一事を追求したことによるものであった。しかるに、1914年8月大戦勃発に際してWSPUが取ったコースは完全な変節、「あざやかな方向転換」であった。放火闘争のみならず、すべての参政権要求の活動をだしぬけに中止したのである。史料不足で、戦争勃発直後のWSPUの対応を十分に説明し得ないが、8月13日にパンクハースト夫人がWSPUの会員に送付した回状(28)によれば、ミリタント・キャンペーンの終焉を一応次のように解釈できよう。すなわち、WSPUは戦争前夜までの2年間の放火闘争で精力・財力ともに消耗し尽してこれ以上続けられないという極限状況にあったこと、それにWSPUのねらった報道価値という点で、対独戦争というより大きな暴力と対比させるとミリタンシイを続行しても効果を著しく減じられることは明白であった。したがって、適切な時期が到来するまで組織の精力と財源を、一時的な活動停止によって節約することが決定されたのである。

ところが、戦争は長期戦となり、パンクハースト母娘とその親衛隊は急速にショーヴィニズムに走っていった。クリスタベルは、逃亡先のフランスから帰国し、産業休戦と並行して投獄中のサフラジェットは全員釈放され、さらに軍需省はパンクハースト夫人の影響力を利用すべく、軍需大臣ロイド・ジョージを通してWSPUに2千ポンドを与えた。そのお金は、女性自らが「戦争に奉仕する権利」すなわち女子も国家のため兵器弾薬製造の労働に服したいと熱望要求する旨を軍需大臣に申し立てるデモ行進の費用であった(29)。そこで、パンクハースト夫人たちは、若者に従軍を呼びかけ、女性を軍需産業に募る全国遊説を繰り広げた。すでにアンチ・ドイツの宣伝に終始し、「婦人参政権」には一言も言及しなくなった機関紙『サフラジェット』は、1915年10月に『ブリタニア』と改名され、1917年にWSPUの名称が「女性党」(Women's Party)となったことで、参政権団体としてのWSPUは最終的に解体し、以後もとに戻ることはなかった(30)。このようにWSPUとくにパンクハースト母娘の変節は目覚ましいが、些か極端すぎるとしても当時の愛国心の一般的顕現と特徴を一にするし、また彼女らの転換のなかには、それまでの男対女、あるいはリベラル対サフラジェットの二元論と同じ思考のパターンが見受けられよう。

むすび

以上重点的に述べてきたWSPUのミリタント・フェミニズムの性格を全期間に渡って一様に規定してしまうことはむずかしい。第一期、すなわち創設当初のマンチェスター時代は、従来のミドルクラス中心のフェミニズムからの脱皮を志向したそれなりの理想主義的時代とみなし得るであろう。この時期の労働階級的色彩を、WSPUののちの発展から朔及して、婦人参政権運動が労働運動を利用したとみるのは適切でないし、またロンドン進出後のWSPUが有力な富裕な女性により多くの信をおいたとしても、それを野党保守党のイデオロギーと端的に結びつける(31)のも誤りであろう。WSPUはあらゆる社会階級の女性に訴えようとした。少くとも女性に関する限りは階級利害という根本的

対立を否定したといえる。しかも、WSPU の婦人参政権構想は最初から従来のフェミニズムと同一線上に並んでいた。つまり、それは政治上の男女同権の原則の確認であった。WSPU は、現行選挙権の女性への拡大がもたらす結果、すなわちどのような女性が選挙権を得ることになり、それがイギリスの政党政治にいかなる影響を及ぼすかについて厳密な分析をやったことがなかった。大戦前に婦人参政権の立法化を阻んだ要因は種々あるが、アンチのアスキスを首相として所詮政府レベルでこれを推す気のない与党自由党にとって、WSPU の参政権構想はあまりに狭すぎて、トーリーに益する選挙権だとして反対する口実を与え、勝利の展望は開けなかった。そんな袋小路で戦術のみますますラディカルになり、ミリタンシイが必要とする規律に違反したというかどで放逐が相次ぎ、組織上の運営は独裁性を強め、最終的にはミドルクラス女性の少数グループによる放火闘争に専念し、WSPU は自らの政策・戦術の有効性について客観的分析を全然やれなくなってしまったのである。したがって、婦人参政権成立に及ぼした効果という点からのみ、WSPU が歴史とつながる深度を測るとすれば、むしろ否定的結論とならざるを得ない。しかし、同時にまた、WSPU の運動が穏健派のそれとは別に少くとも一定の期間、大量の同調者をもちえたのも、前述したようなパンクハースト母娘のいわばファナティシズムないしカリスマ的魅力と階級性の欠如の結果であったともいえよう。

また、ミリタント・フェミニズムは、「リベラル・イングランド」の権威、またそれが強調していた「安定」とか「リスペクタビリティ」とか「政治上の妥協」といったヴィクトリア時代的価値に対して反乱を起こしたという点で、確かに、1910 年代に自由党の政治支配を揺がせたいくつかの戦闘的運動(サンディカリズムやアイルランド闘争など)と軌を一にするものであった。だがその三者のミリタンシイは、無意識の動機づけの類似という面を除いては、なんら実質上の関連性を有するものではなかった。

註

(1) 19 世紀の婦人参政権運動については、以下を参照のこと。Helen Blakburn, *Women's Suffrage: A Record of the Women's Suffrage Movement in the British Isles with Biographical Sketches of Miss Becker*, 1902. および拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズム」241-246 頁(青山吉信編『忍従より自由へ』世界の女性史第 6 巻、1977 年、評論社、所収)。

(2) 穏健派、過激派の両組織を比較対照させた本格的な研究として、Constance Rover, *Women's Suffrage and Party Politics in Britain, 1866-1914*, 1967 がある。しかし、最近の二次的研究文献はほとんどがミリタントに集中しており、穏健派に焦点を当てたものは皆無である。

(3) 以下を参照。Elie Halevy, *A History of the English People in the Nineteenth Century*, vol. VI: *The Rule of Democracy, 1905-1914*, Book 2, The Domestic Anarchy, 1961; George Dangerfield, *The Strange Death of Liberal England*, 1935.

(4) のちに共産党員となるシルヴィア・パンクハーストは、婦人参政権の成立要因としてロシア革命がイギリスの議会体制の根底に与えた震動に言及している。E. Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement; An Intimate Account of Persons and Ideals*, 1931, p. 607.

(5) 拙稿「ヴィクトリア時代のフェミニズムの一考察ーガヴァネスの問題をめぐって」[本論 第一部 第一章](『史林』第 56 巻第 2 号、1973 年、所収)。

(6) E. S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 3-163.

(7) Jill Liddington and Jill Norris. *One Hand Tied Behind Us: The Rise of the Women's Suffrage Movement*, 1978, pp. 77-82. この本は、労働婦人のなかにおける婦人参政権運動に焦点を当てたものである。

(8) E. S. Pankhurst, *op. cit.*, p. 168; Andrew Rosen, *Rise Up, Women!: The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914*, 1974, p. 30. ローパーらの組織は、同年秋に Lancashire and Cheshire Women Textile and Other Workers' Representation Committee として出現した。

(9) *Ibid.*, pp. 31-32.
(10) Rover, *op. cit.*, Appendix II, Chart of Major Parliamentary Events.
(11) Dame Christabel Pankhurst, *Unshackled: The Story of How We Won the Vote*, 1959, pp. 48-52; Teresa Billington-Greig, *The Militant Suffrage Movement: Emancipation in a Hurry*, 1911, pp. 33-34.
(12) 1896年にマンチェスターのILPがBoggart Hole Cloughという公園の使用をめぐって当局と争った闘争におけるパンクハースト夫人の体験を参照のこと。Rosen, *op. cit.*, pp. 19-23. Rosen, *op. cit.*, pp. 19-23.
(13) このマニフェストは、以下のなかに全文引用されている。 Dame C. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 57-58.
(14) Alice Milneの日記(1906年10月22日)。Rosen, *op. cit.*, p.77に引用。実際、クリスタベルは、デモの動員で労働婦人に頼りすぎることによって、労働党のシンパでない多くのサフラジストの支持を喪失していると感じていた。Dame C. Pankhurst, *op. cit.*, p. 66.
(15) 労働党への支持をやめるというクリスタベルの決定に対して、奇妙なことだが、WSPU内部になんら深刻な反対はなかったように思われる。この点はまだ検討の余地があるが、WSPUの戦略決定においてクリスタベルの独裁的立場が暗黙のうちに承認されつつあった。
(16) E. S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 250; Rosen, *op. cit.*, p. 84-85.
(17) E. S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 245-246. ケア・ハーディの立場については、*Ibid.*, p. 248を参照のこと。
(18) 以下を参照のこと。拙稿「メアリ・ウルストンクラフトから婦人参政権運動へ」6-7頁[本論第一部 序章 三](『イギリス史研究』第7号、1972年、所収)。
(19) 1906年規約の全文は、以下に採録。Rosen, *op. cit.*, pp. 72-73. 同規約のうち、「目的」、「手段」、「会員資格」はすでに実施されていた政策の成文化であるが、「機構」の見出しの7つの箇条は、WSPUを民主化せんとした起草者ビリングトンの意図の表われであり、その諸条項が決して実施されなかったことは諸事実からみて明らかである。
(20) Billington-Greig, *op. cit.*, p.84; Rosen, *op. cit.*, pp. 88-92.
(21) Rover, *op. cit.*, p. 66. またWSPUの膨大な数字には決して及ばなかったが、フォーセット夫人はNUWSSが大戦直前に年4万5千ポンド以上を使用したと記している。Millicent Garrett Fawcett, *The Women's Victory — and After: Personal Reminiscences, 1911-1918*, 1920, p. 55.
(22) Rover, *op. cit.*, pp. 88-89を参照のこと。またRosenの前掲書にはWSPUの年次報告書中の会計報告を年毎に示している。収入の主たる部分は寄付で、ミリタンシイの拡大とともに目に見えて増加している。
(23) 調停法案の審議経過、各政党の態度、失敗の原因についてはイギリスの政党政治に関連して興味深い点が多いが、以下を参照のこと。Rosen, *op. cit.*, chap. 10, 11, 12; Rover, *op. cit.*, chap. Ⅷ; David Morgan, *Suffragists and Liberals: The Politics of Woman Suffrage in England*, 1975, chap. Ⅵ, Ⅶ.
(24) Rosenの前掲書16, 18章にその詳細が図表で示されている。
(25) *Ibid.*, pp. 243-244を参照。
(26) ペシック=ローレンス夫妻の放逐については以下を参照のこと。Frederick W. Pethick-Lawrence, *Fate Has Been Kind*, 1943, pp. 98-102; Emiline Pethick-Lawrence, *My Part in a Changing World*, 1938, pp. 277-285. この夫妻がWSPU内で演じた役割およびシルヴィアの「イースト・ロンドン連盟」については別に稿を草したい。シルヴィアの放逐については、E. S. Pankhurst, *op. cit.*, pp. 516-517を参照。
(27) クリスタベルは1913年に『サフラジェット』紙上に売春と性病のもたらす結果について一連の論文を発表し、それらは同年*The Great Scourge and How to End It*という題の本として出版された。1913年夏以後は、WSPUは男性の婦人参政権団体との協働も拒絶するようになった。女性は男性や、男性の運動から独立することによってのみ女性自身の価値を認識するようになるという信念が、1913年夏から大戦勃発までのクリスタベルの政策の最も重要な決定要素のひとつであった。クリスタベルのこのような偏向については、C. Pankhurst, *op. cit.*, p. 48, p. 99を参照。
(28) Rosen, *op. cit.*, p. 248.
(29) 当時文部省留学生として滞英しパンクハースト夫人の「180度転回」の諸事件を目撃した一日本人の貴重な証言がある。穂積重遠『戦ふイギリス』(社会教育文庫)1946年。

(30) 女性党の綱領は以下に採録。David Mitchell, *Women on the Warpath: The Story of the Women of the First World War*, 1966, pp. 75-76. 女性党は短命で、1919年には消滅した。1918年末にクリスタベルは同党から立候補し、労働党候補と争うが、僅少差で敗北した。

(31) WSPUが保守党的組織になりつつあるという疑念、また匿名の多額の寄付金が自由党を政権から追い出すために攻妙にたくらんだ保守党の陰謀の一部であるという疑念すら、当時すでに存在していた。Rover, *op. cit.*, p. 94.

第五章 イギリス婦人参政権運動における階級意識の一考察

はじめに

ヴィクトリア時代中葉から、第一次大戦前夜にかけてのイギリスにおけるフェミニズム運動の展開は、主としてミドルクラスにその社会的基盤をもつものであり、運動のめざす解放の対象もミドルクラスに限定されていた。当然のことながら、女性の運動は、彼女らが属する社会階級の階級意識によって限定されざるを得ない。ひとくちに「女性の権利」といっても、現実の運動となると、「女性」は総称ではなくなるのである。とはいえ、イギリスにおいて、ミドルクラス女性のフェミニズム運動と労働者階級女性のトレイド・ユニオニズム(労働組合運動)は、完全に平行線のままで相交わることがなかったのではなく、前記の期間にいくつかの重要な接点、相互の働きかけが認められる。婦人参政権運動史および女性労働運動史の伝統的アプローチは、このことをほとんど問うてこなかったが、近年の女性史研究の目覚ましい高まりの中で、婦人参政権運動と労働者階級の関わりを史料的に掘り起こす研究が多数現れてきた(1)。本章の目的は、世紀末から20世紀初頭のイギリス・フェミニズムの本流ともいうべき婦人参政権運動における労働者階級女性の役割、その活動の独自性の程度を考察することによって、ミドルクラス女性と労働者階級女性の階級間コミュニケーションのあり方を探りたいということにある。

厳密に言うならば、女性史研究が盛んになる以前にすでに、数少ない言及ではあるが、女性解放全般および婦人参政権運動において労働者階級女性の演じた役割を強調する記述、すなわち、労働者階級女性が19世紀末および20世紀初頭の女性運動のいくつかの領域において積極的かつ率先的な役割を演じてきたという指摘は存在していた。

たとえば、女性解放という問題全般について、ある歴史家は次のように経済決定論への信念を表明した。すなわち「過去2世紀のあらゆる社会革命のうちでもっとも重要なものである女性解放の開始は、産業革命の期間にあり、主として産業革命が労働者階級女性に与えた経済的機会のおかげである」(2)と。また、婦人参政権という、より限定された問題について、別の歴史家は、ランカシアの織物業地域の中にサフラジェットの原点ともいうべき砦を見出して、1905年に始まる戦闘的戦術(ミリタンシー)のイニシアティヴは、労働者階級女性のトレイド・ユニオニズムに由来するものであったと暗に述べている(3)。また、もう一人の歴史家は、「婦人参政権運動の指導部の中へオールダムの女工アニー・ケニーが労働者階級の要素を持ち込んだ」と断言した(4)。これらの見解は、19世紀が進むにつれて、搾取された労働者階級女性がゆっくりと、だが不可避的に一つの自覚した社会階級として浮上してきたという確信を反映し、かつ永続化させるように思われる。また労働者階級女性は、自らを労働組合の中に組織したのちに、工業化の生み出した社会問題の救済行動を政府に強いるために、戦闘的な圧力団体を構成するに到ったという確信をも反映している。その結果、労働者階級女性が、女性一般の地位と窮状に世の注目を喚起するために、婦人参政権運動に新しい活力と指導力そして戦闘的戦術を吹き込んだということになる。

しかしながら、フェミニズム運動一般、またとりわけ婦人参政権の過激派(ミリタント・サフラジェット)の運動の説明として、前述の見解は、当時の人びとおよび初期の自由主義的歴史家、さらにマルクス主義・社会主義の歴史家の評価とも衝突するものである。当時の人びとの評価では、「婦人参政権」は、「一時的気まぐれであり、やがては通過して

しまう流行病的狂気である」とか、「社会的・政治的生活の他のもっと広い発展とは関連性のない論点である」とか、「中・上流階級女性のマレーズないし熱望の反映で」あった(5)。また、「フェミニズム運動の起源は、知的なものであって、経済的なものではなく、ブルジョワ的であって、プロレタリア的ではなかった」と述べたのは、エリ・アレヴィである(6)。G・D・H・コールはもっと痛烈に、「戦闘的な参政権運動は、主として精神錯乱であった」とまで評した(7)。より最近では、マルクス主義史家が次のように主張している。すなわち、女性運動は「その指導力において、最初からミドルクラス的であり‥‥労働者階級女性の生活や諸問題とはほとんど係わりを持たなかったし‥‥労働者階級女性は、彼女らの目的が、むしろ全体としての労働者階級の運動の目的と同一であると認識し始めていた」(8)と。

歴史の他の領域でも言えることであるかもしれないが、とりわけ女性史のこの領域では、経済的発展、階級、イデオロギーの間の内的相関関係の本質についていまだほとんど同意が存在しないように思われる。そのことの一つの理由は、「解放」(emancipation)とか「フェミニズム」(feminism)とか「女性運動」(women's movement)といった用語に付着した意味の多様性や、一般的にターミノロジーのルーズさにあるのかもしれない(9)。この小論で、その大問題に切り込む余地はないが、婦人参政権と労働者階級女性をめぐる、前述したような議論の細部に若干の正確さをもたらしたいと考える。本稿で検討するのは、フェミニズムの重要な一局面である婦人参政権の要求の内容、とりわけこの要求のサフラジェットの初期の局面において労働者階級女性が演じた役割である。その場合、とくにサー・エドワード・グレイに向けられたアニー・ケニーの質問状の内容およびサフラジェットの「女性社会政治同盟」(WSPU)と綿業組合との関係に焦点を当てる。なぜならば、それらが、これまで、婦人参政権運動への労働者階級女性の積極的な係わりの証拠として、また労働者階級女性の婦人参政権運動におけるイニシアティヴの証拠として提示されてきたし、さらには、労働者階級女性の政治的姿勢およびミドルクラス女性との協同とコミュニケーションの重要な発展の指標として用いられてきたからである(10)。

一 労働者階級女性と「婦人参政権」

(一) 第2回選挙法改正以前

組織的な労働運動が始まって以来、若干の女性はその中で活動しており、しばしば個別の支部や独自の共済組合を作ったり、また他のところでは既存の労働組合に加入したりした。ストライキや暴動に参加した者もいたし、いたるところで協同組合活動に加わった。政治的領域では、最近チャーティズムでの女性の活動が注目されているが、シェフイールドではチャーチイズムの名残りである「女性政治協会」が1850年代初めに婦人参政権を擁護する決議を通過させた(11)。だが、これらの証拠から、男性に支配された当時の労働運動が、男子選挙権と同様に婦人参政権にも等しく係わったとか、これらの散発的な動きが、広義の女性解放運動の開始に等しいとか、あるいは選挙法改正のための労働者階級女性の大衆運動の始まりに等しいなどと論じることはできそうにない。

この段階では、「パンとバター」の問題として男子普通選挙や「人民憲章」を要求する、男性支配の労働運動においてすら、政治的に活動していたのは、男子労働者階級のマイ

ノリティにすぎなかった。周知のように労働者階級は均質的ではなかったし、指導部の人材はしばしばミドルクラスに由来していた。そのような選挙権への無関心という一般的な限界に加えて、女性の場合、従順とか依存といった伝統的な「女性的」役割が根深くかかわっていた。そのことは、労働者階級女性がより高い目標を自覚認識するのを妨げ、効果的な大衆的政治行動への克服しがたい障壁を作り出していた。エンゲルスが、資本主義は「プロレタリアの家庭においては、男性優位のためのいかなるる基盤をも残していない」と断言した(12)にもかかわらず、工業化の始動期および 19 世紀を通じて、労働者階級女性は、妻として、娘として、市民として、法的にも、また現実においても従属の立場にとどまっていたのである。

かくして、労働者階級の諸運動や普通選挙の要求において、労働者階級女性の示した若干の関心や参加の例をたどることは可能であるが、彼女らが婦人参政権に対してなんらかの持続的な要求と活動を行ったということはありそうにないのである。その後、1867 年の選挙法改正案への J·S·ミルの修正案を機に、ロンドンとマンチェスターを中心に婦人参政権運動が開始されたとき、そのイニシアティヴは、ミドルクラス出身の女性とインテリ階級の女性のものであった(13)。

(二) 19 世紀後半以降

労働者階級女性の政治的無関心や弱さは、社会一般の階級差別、性差別から説明され得るが、労働者階級内部の性差別によってもたらされる側面をより一層重視しなければならない。19 世紀後半のさまざまの統計資料は、労働者階級の男女間の極端な賃金隔差を例証している(14)。またチャールズ・ブースやシーボーム・ラウントリの貧困調査でも、前者による分類Bすなわち「極貧者ー臨時労働者、その日暮らし、慢性的欠乏」、後者のいわゆる「一次的貧困」の中の主要構成部分が、労働者階級女性を世帯主とする家族にあったことがわかる(15)。

貧困がそれ自身の文化的パターンを生み出すことは周知のことである。ほとんどの職種において、「苦汗状態」(sweated)にあり、労働予備軍の底辺にいた労働者階級女性は、世帯主であれ、低所得労働者の妻や娘であれ、いやしくも賃金が提供されるなら、どんな賃金の雇用であれ容易に受け入れるという性向を示した。彼女らの多くは、そのような状況下で自尊心を維持できるわけもなく、従属のあらゆる特徴を露呈したのである。極端な低賃金、女性への雇用制限の大きさ、権威への従属の根深さ、そのうえ苦汗労働の場所が分散していたこと、これらの諸条件が重なり合って、労働者階級女性が一つの政治的階級として浮かび上がることを不可能にした。

ここに、WSPU の初期の機関誌『ヴォウツ・フォア・ウィメン』(*Votes for Women*、以下 *VFW* と略す)の 1908 年の論説の一部を引用しておこう。

「この国の女性は、彼女らの地位に深い不満を抱いている。彼女らは全ての者のまさに底辺に位置している。もっとも悲惨で、貧困に打ちのめされた男性の運命がいかにみじめであれ、彼自身よりみじめな状況に置かれた存在がつねにこの世に居るのである。それは彼ともっとも近い関係にある女性である。‥‥女子労働者の平均賃金は約 7 シリングである。失業によってもたらされる特別の窮迫の時期には、失業対策はまず男子を助けるために着手されて、女性は除外されるのである。この 50 年間に、男子の賃金は着実に上昇しつつあったのに対し、女子の賃金は停滞したままかあるいは下降している。世の中で一番汚なく、もっとも不愉快な仕事、いわゆる苦汗職種は女性によってなされる。

寡婦として残された女性は、家族の生計を稼がねばならないし、子供の面倒を見、彼らのために食事を作り、洗濯をし、繕いものをし、子供が病気のときには看病し、父親と母親の両方の役割を演じなければならない。したがって、彼女らは内職労働者となる。彼女らの仕事に対して支払われるのは、1時間1ペニー以下である」(16)。

こうして、労働者階級女性、とくに低所得家族の世帯主あるいは成員としての労働者階級女性は、性によって差別され、賃金によって冷遇されるサブ・クラスであった。R・S・ニールは、このような女性の地位を、現代のイギリスの有色移民およびアメリカの黒人の地位と比肩させている(17)。

これらの女性は、19 世紀末には、賃金取得者としての彼女らの利害が全体としての労働者階級の利害と必ずしも一致しないということ、彼女らの利害が男子労働者階級の既存の組織によって十分に取り扱われていないということに気づきつつあった。このころになって、労働者階級女性が産業上で自らを保護し、次いで政治的平等に対する自らの要求を推し進めることができるように、彼女らを組織するという運動が起こってくるが、その両方の運動の組織的推進力は、労働者階級女性の隊列の外から、また全体としての労働者階級の外から出てきたのである。

二 労働組合と「婦人参政権」

女性の中でのトレイド・ユニオニズムの進展は非常に緩慢であった。1834 年にロバート・オーウェンの「労組大連合」の中で女性支部を結成したのは一握りの女性にすぎなかった。女性の組織労働者数は、1896 年には 14 万2千人に成長したが、この組合員数は雇用された女子労働者の1割に満たない。そのうち6分の5は綿業組合で組織されていた(18)。綿業関係の組合のいくつかは、圧倒的に女性組合員で占められていたが、組合の諸問題を掌握していたのはマイノリティの男性であった。その事実は、婦人参政権に対する関心を喚起するよりもむしろ妨げたように思われる。

その他のあらゆる産業において組合の中に女子労働者を組織するという企てのイニシアティヴは、ミドルクラス女性によってとられた。既存の男子組合は概ねセクシズムの固い殻に覆われて、女性を自立した組織をもつことなどできない存在として排除し、女性労働者の組織化に援助の手を差し伸べるのを拒んだからである。当初の流れは、婦人参政権運動からトレイド・ユニオニズムへという方向をとった。その運動を先導したエマ・パタースンは、学校長の娘で、婦人参政権協会の書記をしていたが、1874 年にロンドンで「女性保護共済連盟」(Women's Protective and Provident League)を、またブリストルで「女性労働者全国同盟」(National Union of Working Women) を創設した(19)。それらの目的は、労働者階級女性が労働組合を結成するのを援けるということであった。それらの組織の活発なメンバーは主としてミドルクラス女性であったが、その影響下で、製本職工、下着製造工、紳士服仕立工、婦人服仕立工として雇用された女性の間に組合が結成されていった。またエマ・パタースンは保守的な労働組合活動家の反対にもかかわらず、1875 年から 86 年まで TUC に派遣される最初の女性委員の地位を維持した。パタースンの設立した組織は、1891 年に「女性労働組合連盟」(Women's Trade Union League) と改称し、富裕な衣料商人の娘メアリ・マッカーサーの有能な指導を得、また著名な共和主義者のサー・チャールズ・デイルクによって支えられた。とりわけ、1909 年成立の

「賃金委員会法」に関して政府を説得した功績は大きい。当時の労働党の議会委員会もTUC も、同法は女子の労働組合員にのみ価値のある法律であるからという理由で、その立法化にはまったく不熱心だったのである(20)。このように、女子労働者の組織化一般は、婦人参政権運動の進展を大きなバックとして生まれてきたものであった。

しかし、本稿の論点は、サフラジェットの運動のためのイニシアティヴを提供し、またその運動のリーダーシップの中に労働者階級の要素を提供したのは、綿業組合であったという前述の主張を検討することにある。その主張は、より具体的には、アニー・ケニーとオールダムの一綿業組合「梳毛・噴霧室職工組合」(Oldham Card and Blowing Room Operatives)との関係、そして彼女がオールダムの組織と WSPU のパンクハースト母娘との間に提供した連結の環の性質いかんにかかっている。したがって、ここで、簡単に綿業組合と婦人参政権の関係について述べておきたい。

綿業組合は 19 世紀の間、女性を組合員として受け入れ、チャーティズムおよびその他の改革運動を通じて男子普通選挙の要求に積極的に関与してきた。だが、これらの組合の指導部は全て男性であり、こと「婦人参政権」の要求に関しては、他の労働者階級の諸組織以上に好意的であったという証拠は認められない。他方、1867 年以後、ミドルクラスと上流の女性による婦人参政権要求の持続的闘いは、その指導部の変化や、そのときどきの政府の反対の巧妙さに応じて闘いの強弱に変化があったものの、マンチェスターを中心に執拗に続けられていた(21)。

19 世紀の末まで、綿業組合の女性組合員は、婦人参政権の要求において、なんらの役割も演じなかった。綿業女工と婦人参政権運動を結びつける努力の先鞭をつけたのは、エスタ・ローパーとエヴァ・ゴア=ブースであった。前者は、1897 年に再統合された「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)の一支部、「ランカシアおよびチェッシア婦人参政権協会」の書記であり、後者はアイルランド人貴族の娘で、のちに「マンチェスター女性労働評議会」の書記となった人物である。この二人の女性が、1890 年代末からランカシアの女子織物労働者を婦人参政権運動のために勧誘し、組織したのである(22)。1901 年に下院に上提された婦人参政権の請願書は約 3 万人の織物関係女子労働者によって署名されていたが、これも彼女らの活動であり、綿業女工のイニシアティヴではなかった(23)。その後、婦人参政権を労働組合の主要課題に掲げるべきであるという提案を支持する票決が、各組合支部で行われた。折りしも 1900 年に労働党の前身である「労働代表委員会」(LRC)が結成され、綿業女工の組合員は自らが投票できない労働代表の議員の選挙費用や俸給を負担し続けていたが、男性側の相対的無関心に失望し、1904 年にランカシアおよびチェッシアの織物女工を中心とする女性独自の労働代表委員会を結成することになった。「労働者同朋へ」で始まるその委員会結成のマニフェスト(24)の主要部分を抜粋しておこう。

「この数年間、労働者を護るための政治的権力の必要性が、労働界のあらゆる部分で痛感されてきた。‥‥その結果 LRC 結成に到ったのである。LRC はすでに選挙権を付与された男子労働者にとっての直接的な議会代表を獲得するという目的を有している。ところで、選挙権をもたない女子労働者の立場は‥‥日毎により不安定なものとなりつつある。‥‥産業上の諸問題に関して、彼女らの利害は、選挙権を有する男子労働者同朋や雇用主の利害と衝突することがあるだろう。‥‥労働者階級女性にとって重要な政治上の問題は、責任ある市民の仲間入りを強く主張することである。‥‥現在の複雑な政治状況および相矛盾する多くの利害からかんがみて‥‥緊急に必要とされていることは、

彼女らが下院に自らの推薦者、すなわち労働者階級女性の選挙権付与のために働いてくれることを誓約する人物を送りこむことである。‥‥ランカシアとチェッシアのさまざまの織物産業から選ばれた女性によって成る委員会が結成された。この委員会の義務は、(i)適切で熱意のある候補者を選ぶこと、(ii)一人の候補者の選挙費用に絶対的に必要な金額5百ポンドを集めて、その支出に責任をもつこと、である。‥‥選挙権獲得が、産業上の解放に先行しなければならないということ、また女性の政治上の無能力状態は、彼女らの労働を安価なものにし、彼女らの地位を低下させることによって、産業界に甚大な害を及ぼしてきたということに留意すべきである」(25)と。

この委員会は、結成後の総選挙で、マニフェストどおりに、女性代表ともいうべき労働代表の候補者を支援し、その結果保守党の対立候補に3,573対2,205票で敗北したが、その選挙費用は専ら同委員会によって支えられていたのである(26)。これら一連の努力は、労働者階級女性の組織化を援けると同時に、低迷状態の婦人参政権運動へ彼女らの支持を獲得せんとするミドルクラス側からの働きかけであった。

三 アニー・ケニーと「女性社会政治同盟」(WSPU)

前述の選挙活動が行われていた1905年には27歳であった織物女工のアニー・ケニー(1879-1953)は、のちに回顧録の中で、「当時私は婦人参政権についてまったく聞いたことがなかった。政治は私の関心を引かなかった」と記している(27)。そのころ、組合に組織された織物女工は9万6千人であり、彼女もすでにその一員であったけれども、その後の彼女の婦人参政権運動への関心は、それ以前から労働者階級の諸問題や政治に深く係わってきたことの然らしめる結果ではなかったように思われる。それは、WSPUのクリスタベル・パンクハーストがオールダム労働評議会で婦人参政権に関して演説するのをアニーがたまたま聞きに行ったことから生じてきたのである。以後、彼女はクリスタベルに対して深い個人的愛着を強めて傾倒していった。そしてクリスタベルは、アニーを工場生活から救い出し、彼女にとってまったく未知の新しい世界を開いてやることになるのである。

アニー・ケニーの政治行動へ向けての緩やかな成長(政治的に成熟していくとは言えないが)のあり方は、それ自体、この時期の運動の実情、両階級の女性のコミュニケートの実態を例証してくれるように思える。シルヴィア・パンクハーストは、1908年に次のように書いている。「そのころ婦人参政権問題に関して女性をその無関心から呼び覚ますことはなんとむずかしいことであったか。彼女らを国会に出かけさせることはいかに不可能であったか。旧いサフラジストは長い闘いの中で精根尽き果てていたのに対して、新しいサフラジストは議会に働きかける手続きやそれをしなければならない理由が理解できなかった」と(28)。この苦情の対象は、とくに労働者階級女性であった。実際、アニー・ケニーが政治的覚醒ののちに、労働者階級女性のために最初に組織した婦人参政権の集会は、聴衆がたった二人という有様であった(29)。

先に婦人参政権運動からトレイド・ユニオニズムへの影響力の持続的流れという点を強調したが、そのことは、アニーの一つの経験にも示される。すなわち、彼女は、彼女の一連の参政権活動の結果として、ブラックバーンの労働組合の役員から、2週間でそこの女子労働者を組合に組織してくれるようにと頼まれたのである。それに成功すれば、

参政権の集会のための「できあい」の聴衆が得られるわけだから、喜んだクリスタベルはアニーにその申し出を受けるように助言をし、アニーはその任務をある程度成功裡に実行したのである。その行動の中で、彼女は、10 万人近くも女性の労働組合員がいるのに女性の役員が一人もいないことに気付くようになった(30)。繰り返すが、その状況を変えることになるイニシアティヴは彼女のものではなかったし、また労働者階級のものでもなかった。その後、彼女はリーズの組合の委員に選出されるが、それもパンクハースト夫人とクリスタベルの強い要請によるものであった。その選出に続いて、アニーはラスキン・カレッジの通信教育を受けて、初めて労働組合主義の歴史を学ぶことになったのである(31)。このように、影響力は、明らかにミドルクラスのパンクハースト母娘から労働者階級のアニー・ケニー(のような人たち)へと流れたのであり、婦人参政権運動からトレイド・ユニオニズムへの方向であった。

ところでパンクハースト母娘は、すでに LRC とは関係を絶ち、無党派で階級色のない組織という点を強調しながらも、WSPU に対する大衆の支持を、とりわけ女性の織物労働者の間で鼓舞する方法を追い求めていた。かくして、アニーは非常に有用な新兵であった。彼女は、労働者階級女性として意見を表明できる稀有の存在であり、しかも指示どおりに動いてくれた。こののち、彼女は、WSPU の戦闘的な活動段階を開始しようとしていたパンクハースト母娘によって政治的代弁者として利用されたのである。つまり、WSPU に、労働者階級女性の広汎な支持と、労働者階級のイニシアティヴという見せかけを与えるためであった。そしてその結果、のちの歴史家が、これから述べるアニー・ケニーのサー・エドワード・グレイへの質問というできごとを、労働者階級女性と WSPU の係わり、労働者階級女性のイニシアティヴおよびリーダーシップを示す歴史的事実のカテゴリーの中へ高めていくに到ったのである。

事実はそれほど単純ではないと思われるので、ここでこの事件を詳細に検討してみたい。それは、1905 年 10 月 13 日にアニーとクリスタベルが、マンチェスターのフリー・トレイド・ホールでの自由党の集会に傍聴に出かけ、エドワード・グレイに質問を発し、会場から押し出され、もみ合いの結果投獄されるという、WSPU の「ミリタンシー」の開始を告げることになった出来事である。クリスタベルは、「労働者階級女性としてのアニーが ── なぜなら、そのほうが、自由党員により強いアピールとなるはずだから ── 最初に立ち上がって質問した」と述べている。その質問の内容は、クリスタベルによれば、「(来たるべき)自由党政府は女性に選挙権を与えてくれますか」(32)というものであり、アニーによれば、「あなたは、もしも政権に復帰すれば、婦人参政権を政府の課題とするために最善をつくしますか」(33)というものであった。そしてこの場の二人の主役のうちアニーのみが、1907 年に、成文の質問状のことに言及している。すなわち、「私はそれ(先に口頭でなされた質問)を書き記し、それに署名し、自分がランカシアとヨークシアの 9 万 6 千人の女性の綿業労働者を代表している旨を書き添えて提出した」と。そして、彼女がホールに出かけたのは、パンクハースト母娘の命令であり、その行動によって労働組合の委員としての地位を失うのではないかと懸念しながらも敢行したという(35)。ただし、彼女はのちの回顧録ではこの成文の質問状についてはまったく言及していない。

この出来事に強調を与えたのは、シルヴィア・パンクハーストの 1908 年および 1911 年の記述である。それによれば、口頭の質問は、「自由党政府は労働女性のために何をしてくれるつもりですか、また彼女らを政治的に解放する準備ができていますか」をたずねるものであった。そして成文の質問状は、「自由党政府は、労働女性に選挙権を与えてく

れますか」となっている。その質問状の末尾には、「女性社会政治同盟を代表して、アニー・ケニー」と署名され、その署名の下には「オールダム梳毛・噴霧室職工組合委員」という肩書が添えてある。シルヴィアによれば、アニーは、さらに追って書きとしてもう一行、9万6千人の組織された女性綿業労働者の一人としてこの質問への回答を強く望んでいる旨を付け加えたことになっている(36)。

アニーの口頭の質問および成文の質問状についてのシルヴィアの説明は、彼女の恣意的な解釈によるものではないかと思われる。そう考える理由はいくつかある。第一に、WSPU、とくにパンクハースト夫人とクリスタベルは、労働者階級の支持を引きつけることを切望したが、労働者階級だけと専ら提携することは明らかに望んでいなかった。彼女らは、平等を求める女性の闘いで、階級闘争が彼女らの役に立ち得るかぎりにおいてのみ、それに関心をもったにすぎない(37)。しかるに、シルヴィアの説明は、階級間協力と階級闘争を婦人参政権運動の政策の前面に押し出すものである。第二に、アニーの回顧録によれば、彼女は、その質問の形式を、来たるべき内閣で首相になるはずのサー・グレイに婦人参政権を提起すると確約させ、従来のような自由党員のその場逃がれの言い抜けでは答えられないような形にするために、前もって注意深く言い回わしを検討していたという(38)。この事件は、旧来のサフラジストの質問、「あなたは女性が選挙権をもつことに賛成ですか」という形から、新しい質問形式、「あなたは私たちに選挙権を与えてくれますか」への移行を画する点で重要なのである。

第三に、前述のシルヴィアの説明がなされたとき、彼女はすでに、婦人参政権それ自体よりもより広い社会的目的のためにロンドンのイースト・エンドで労働者階級女性を組織することに専念していた(39)。彼女のこの行動は、WSPU の支部としての「イースト・ロンドン連盟」、次いでは 1920 年のイギリス共産党の創設へと続いていく(40)。かくして、サフラジェットの運動は労働者階級の利害に合致するものであるという彼女の信念は、シルヴィア自身の意図を反映していたのであるし、また、WSPU の運動が最初から労働者階級のイニシアティヴとリーダーシップを反映していたとするこの時期の彼女の示唆は、事実を歪めているように思われるのである。シルヴィア自身まもなくその信念の誤りに気づいたからこそ、母と姉とは異なるコースをとることになったのである。そして、1931 年のシルヴィア著の『サフラジェット運動史』の中では、アニーの成文の質問状には言及せず、口頭の質問は「自由党政府は女性に選挙権を与えてくれますか」というものであったと書き改めている(41)。また同書の中でクリスタベルとの会話について記し、WSPU の政策と彼女自身のそれとの相違の程度を強調した。すなわち、クリスタベルは、シルヴィアの組織が民主的体制をとっていることに同意できないと、また労働者階級女性は女性のうちのもっとも弱い部分であるから彼女らの運動は価値がない、と主張した。クリスタベルはさらに、「闘争のために一番弱いものを用いるのは誤りである。私たちは、選りすぐった女性、もっとも強く、もっとも知性のある女性を欲する。あなたはあなた自身の思想をもっている。私たちはそれを好まない。私たちが望むのは、私たちの組織の女性が一つの軍隊のように、指令を受けて歩調を揃えて歩むことである」と言い切って、シルヴィアの連盟に WSPU からの放逐を宣告したのである(42)。1914 年のことである。

少し先走ってしまったが、1908-1911 年の時点でのシルヴィアの前述したような解釈は、彼女自身の運動にとってプロパガンダ的価値を有していたと言えよう。結局、アニー・ケニーという人物そしてその質問状が、戦闘的な婦人参政権運動の中に現れてくる

諸分派のうちの二つによって、そのそれぞれの主義を推し進めるために利用されたのである。そこから、アニーの参与が労働者階級女性のリーダーシップを表わしていたとする主張が出てきたのである。

だが、アニーは決して指導者ではなかった。この時点以前に、彼女は自らを労働者階級と同一視することをやめていた。彼女は、パンクハースト夫人とクリスタベルによって命じられたどんな任務をもつねに忠実に、熱情的に実行したけれども、彼女のどこを探してもオリジナルなものとか、社会的にラディカルもしくは進歩的なものはほとんど認められない。また、彼女は民衆の指導者にありがちなカリスマ的徴候もなんら示さなかった。彼女には個人的追随者はなかったし、シルヴィアがのちに評したように、「本質的に他者についていく人」であり、「彼女がより強力な精神の持ち主の道具となったときには、指令に対する彼女の服従心はいかなる困難をもかえりみなかつた」(43)。彼女は、労働者階級女性の政治的願望を代表していたというよりむしろ、労働者階級のうちの保守的で、追従的で、恭順な人たちの実例であった。そのような彼女が、パンクハースト母娘のすぐれてミドルクラス的な組織を、労働者階級女性の利害に奉仕したり、それを反映するようにこねあげることはできない相談であった。

このように、アニー・ケニーとその質問状を、サフラジェットの運動の全経過の中において、運動の他の諸局面と関連づけて眺めてみる必要がある。結局、明らかになってくるのは、ミドルクラスの婦人参政権運動の影響力が徐々に労働者階級女性の産業上および政治上の組織の若干の領域の中へと伸長していったが、ごく少数の熱狂的支持しか獲得しなかったということである。ただ、ここで留意しておかねばならないのは、労働者階級の、またその他の社会主義的な組織が、女性の社会的政治的目的を彼らのプログラムの中に組み込むことに熱意をもたなかったという事実である。この点での労働組合の態度については既述したが、その他の諸団体も同様であった。ケア・ハーディやジョージ・ランズベリのようにフェミニストの要求に対して階級利害を進んで従属させようとした少数の例外はある(44)が、ＩＬＰやLRCにしろ、フェビアン協会にしろ、婦人参政権への係わり方は名目的なものにすぎなかったのである。

四 WSPUにとっての労働者階級女性

パンクハースト夫人が、旧来の立憲主義的サフラジストと、次いでは労働党(より厳密に言えばＩＬＰ)とも訣別したWSPUの組織を創り上げていった背景には、よく言われるように彼女の個人的フラストレーションによって駆り立てられたためだけではなく、婦人参政権に対するそれまでの急進主義者の、フェビアンの、ＩＬＰの前述したような姿勢および穏健派サフラジストのNUWSSへの失望体験が存在していた。WSPUは、無党派、無階級の団体であったが、最初から中央集権的な独裁傾向を有し、現存選挙権を「男性と同じ条件で」女性に即時拡大することを要求しつつ、次第にミリタンシイをエスカレートさせていった(45)。

当初、このマイノリティの運動の主張を印象的で効果的なものとするためには、労働者階級のアニーをオルガナイザーとして用いることのみならず、永続的な支持ではないにしても、労働者階級女性大衆の熱情を捉えることが必要であった。その理由は二つあった。第一に、婦人参政権要求に対する政府のおきまりの反論は、婦人参政権はミドル

ないしはアパー・クラスの要求であって、普遍的要求の証拠がない、というものであった(46)。つまり、婦人参政権の諸協会は、有権者の、あるいは女性大衆のいずれの願望をも反映していないというわけである。それゆえ、アニー・ケニーと9万6千人の綿業女工は、WSPU の運動にとって有用だったのである。アニーのような人物を集会の演壇等に配置して、壇上に労働者階級の色合いを与えることで、ミドルクラスの運動に対する労働者階級女性の懐疑心(それは反対派が好んで強調した警告である)を消すことができよう。第二には、パンクハースト母娘は、WSPU の初期の段階で、労働女性大衆の存在が、人びとに行動へと呼びかける「大義」を提供してくれるということを発見しつつあった。選挙権それ自身は「大義」としてアピールするには弱かった。それに、当時の活発なサフラジストは、自由主義的人道主義や貧民の中での社会奉仕活動から婦人参政権運動の中へ入ってくるケースが多かった。それゆえ、WSPU の指導部は、当初、より広い社会問題を解決するための一つの方法としての選挙権の重要性を大いに強調したのである。

したがって、WSPU は慎重に資金と組織を駆使して、婦人参政権と社会改革および労働者階級女性とを結びつけることに着手した。1908 年のハイド・パークでの大デモ(参加者 50 万人とも言われる)は、この目的達成にある程度成功したと言えよう。『デイリ・ニューズ』は、その1週間前に「何千人もの教育ある女性、女医、教師、画家、看護婦が、公民権の要求を主張する決意を宣言した」穏健派 NUWSS 主催のデモも印象的であったが、WSPU によるデモは、それ以上に印象的であった、と報道した。すなわち「指導者の中で目立っていたのは、大学卒業生、女医、教師であったが、その背後に労働者階級女性の膨大な大衆がいた。労働者階級女性は彼女ら自身の体験から、立法というものが彼女らの日常生活でどれほど大きな役割を演じるものであるかを理解しているのである」(47)と。『ザ・タイムズ』紙ですら、「そのデモは、サフラジストが大衆を扇動する技を大いに磨いたということを議論の余地なく証明したといえよう」と評したのである(48)。

WSPU が、創設時に労働者階級女性を運動の「大義」ないしは支柱として確立することによって、参政権闘争の衰えたエネルギーを復活させることができた背後には、いくつかの強制力が関連し合って作用していた。一つには、19 世紀の経済的発展と上昇する平均実質所得にもかかわらず、人口の3分の1は悲惨なほど低い生存のレベルに放置されているという認識が増大していったことである。とりわけ、労働者階級女性は全ての者の底辺にいて、労働組合や労働運動による支えをほとんどもたなかった。他方、恣意的な慈善活動は、失業の増大、食糧価格の高騰、実質賃金の停滞あるいは低下といった時期には、もっとも援助を受けるに値する人にすら苦しみを軽減してやれるという保証はなかった。この事実は、男性によりもミドルおよびアパー・クラスの女性に強く認識された。というのは、慈善活動は 19 世紀を通じて、女性が自由に、また奨励されて活動のできる社会的領域だったからである。しかし、工業化の進展は、彼女らの役割を履行不可能にしつつあり、彼女らの慈善はほとんど成果を望めなくなっていた。その結果、多くの博愛主義者および社会福祉の活動家が、NUWSS、次いでは WSPU の隊列の中に入ってきたのである。WSPU の指導部の一人エメリン・ペシック=ローレンスは、自らが社会改良の活動の場に始まって、投獄をも辞さない闘士になっていった事情について、前述したような観点から自ら解釈を下していた。すなわち、そこには、彼女たちが、博愛主義的な活動であれ、社会奉仕活動であれ、選挙権という挺を手に入れるまでは効果的な働きができないという認識があったのである(49)。

それでは、WSPU にとって労働者階級女性の有用性が薄れていったのはなぜか。前述したように、WSPU はその目的達成のために階級色の否定に腐心してきた。そして次第にその運動を民族的卓越性の復活に基礎づけることを欲するようになった。このことは、民族的純潔の管理人たる女性、正確には女性と家族を通じて達成されるべきであった。いささか 1930 年代のモズリのファシズムを思わせるような民族主義(nationalism というよりむしろ racialism)が喧伝され、1912 年ごろには機関誌 *VFW* の論調はますますヒステリカルになり、ただ「婦人参政権」の一点のみに焦点が凝集されていった(50)。女性は一つのクラスとして均質であるという WSPU の当初の仮説、その結果としての階級利害の否定、それに WSPU のエリート的で疑似革命的な組織、民族主義的傾向、そして「男性と同じ条件での」選挙権という目標以外のものをプログラムに含むことの拒絶、この目的のためにあらゆる利害や社会的目的を従属させるという態度、これらの WSPU の諸特徴は重なりあって、ますます中央集中の独裁傾向を強め、人身攻撃と党派争いが旺んになっていき、労働者階級女性の要求は忘れられていった。クリスタベルがシルヴィアに「イースト・ロンドン連盟」の放逐を宣告したときの会話は既に述べたが、それは、WSPU にとっての労働者階級女性の有用性の喪失を明瞭に物語っている。かくして、WSPU が、「純潔」へのアピールと破壊的戦術に没頭するにつれて、パンクハースト母娘と相容れなくなった諸分派は次々と WSPU から放逐されていき、その運動は、実質上、大戦直前に崩壊してしまったのである(51)。

おわりに

本章をしめくくる前に、若干補足しておかねばならないことがある。それは、選挙権要求において真に労働者階級のイニシアティヴを認めうる一つの女性のグループがあったことである。それは「女性協同組合ギルド」である。この組織は、1883 年の創設時には、やはりミドルクラスの後援によって支えられていたけれども、その後急速にランク・エンド・ファイルの会員の中から労働者階級自身の指導者を押し上げていった(52)。そのギルドが、10 年後に婦人参政権の請願書に 2,200 人の署名を獲得したり、1897 年に「なぜ労働者階級女性に選挙権が必要なのか」について大会を組織したりしたときには、イギリスにおける最大の自立的な労働者階級女性の団体に成長していた。1905 年には 36 の組織(うち 14 は労働組合)によって署名された婦人参政権要求の宣言書をギルドが率先して議会に送ったりもした。だが、このころから、ギルドは婦人参政権要求について NUWSS とも WSPU とも協同歩調がとれないことがわかってきた(53)。ギルドのメンバーはほとんどが既婚女性で、婦人参政権団体の追求する現行選挙法の女性への拡大によっては、選挙権を付与されないままのこされることになる。それゆえ、彼女らは財産資格のない成人普通選挙の要求のほうを選んで、この点に関して婦人参政権団体よりも社会主義的ないしは労働党の見解と一致を見るようになり、したがって婦人参政権団体の主張する限定された法案に積極的に反対する立場をとるに到るのである。このようなギルドの存在は今後注目に値するが、以下に述べる本章の主要な論点に決して矛盾するものではない。

これまで述べてきた各節の論述は次のようなことを示唆する。すなわち、労働者階級女性の階級としての成長は、19 世紀から 20 世紀の初頭にかけてのいかなる時期にせよ、

女性の政治上の解放を求める運動において、労働者階級女性のイニシアティヴという結果を生ぜしめることがなかったということ。また、ミドルクラスの婦人参政権運動の影響力が労働者階級女性の方向へと流れて、女性の労働組合の成長を助け、さらにサフラジストの側で運動に大衆的支持を与えるために現存の女性の組合とのある種のゆるやかな同盟を形造ることになったということ、である。アニー・ケニーの存在とサー・エドワード・グレイへの彼女の質問状は、それ以前と以後の婦人参政権運動の全体の流れの中で見るとき、労働者階級女性によるイニシアティヴあるいはリーダーシップを指示するものではなかった。むしろ、それは、WSPU によって支配された段階の婦人参政権運動が労働者階級女性の窮状とその数を利用しようとする慎重な企てであったと考えるのが妥当である。WSPU の運動は、それ自体ミドルクラスのフラストレーションの発露であった。そしてそれは、同じくミドルクラスのエヴァ・ゴア=ブースやエスタ・ローバーの、より辛抱強い、「民主的な」努力からの離反であり、労働者階級女性や「女性協同組合ギルド」の成人選挙への接近からの反動的離反でもあった。このプロセスの中で、労働者階級女性は、アニー・ケニーのように忠実な追随者にならないかぎり切り捨てられたのである。ただシルヴィア・パンクハーストのみが、WSPU の運動の論理を追求しながらも同時に社会改革のプログラムをもった労働者階級の運動を組織し続けたのである。

以上の論証は、第一節で示した婦人参政権運動における労働者階級女性の演じた役割の強調への反論である。したがって、婦人参政権運動を主として WSPU に代表させてきたわけである。この論証によって、労働者階級女性はいつも不活発で、利用されるばかりで、非政治的な状態にとどまっていたとも、また一方通行のコミュニケーションしかなかったともいうつもりはない。より最近では、婦人参政権に関するローカルな研究が、丹念な史料の掘り起こしと生存者のインタビューによる聞き書き(オーラル・メソッド)を駆使して地道に続けられている(54)。今後、これら草の根的なレベルでの婦人参政権への関わりを明らかにし、NUWSS や WSPU を中心とした従来の婦人参政権運動史像をより実態に迫る全体像へとが描き直されねばならないことは言うまでもないことである。

註

(1) たとえば、Jill Liddington and Jill Norris, *One Hand Tied Behind Us: The Rise of the Women's Suffrage Movement*, 1978; J. Liddington, *The Life and Times of a Respectable Rebel: Selina Cooper, 1864-1946*, 1984. また、リディントンが先にこの分野の研究の欠落を指摘したのは、"Rediscovering Suffrage History", *History Workshop Journal*, no. 4, 1977 である。さらに、Sandra S. Holton, *Suffrage Days: Stories from the Women's Suffrage Movement*, 1996 の巻末文献目録を参照のこと。邦文献では、今井けい『イギリス女性運動史ーフェミニズムと女性労働運動の結合』日本経済評論社、1992 年。

(2) R. M. Hartwell, "The Rising Standard of Living in England 1800-1850", *Economic History Review*, April 1961, p. 416.

(3) E. H. P. Brown, *The Growth of British Industrial Relations*, 1959, pp. 69-70.

(4) H. A. Turner, *Trade Union Growth Structure and Policy*, 1962, p. 185.

(5) この種の表現は随所に見受けられる。たとえば、以下を参照。Brougham Villiers (ed.), *The Case for Women's Suffrage*, 1907; Ethel Snowden, *The Feminist Movement*, 1913; Roger Fulford, *Votes for Women*, 1957.

(6) Élie Halévy, *A History of the British People in 1905-1915*, 1949-52, p. 482.

(7) G. D. H. Cole and R. Postgate, *The Common People*, 1946, p. 477.

(8) Bridget Hill, "The Emancipation of Women and the Women's Movement", *Marxist Quarterly*, January 1956, pp. 41,44.

(9) ターミノロジーを明確にしようとする企てについては以下を参照。J. A. and O. Banks, *Femi-*

nism and Family Planning in Victorian England, 1964, (拙訳『ヴィクトリア時代の女性たち ── フェミニズムと家族計画』　創文社　、1980 年)、chap.1; Karen Offen, "Defining Feminism: A Comparative Historical Approach", *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, vol. 14, no. 1, 1988, pp. 119-157.

(10) Liddington, *Rediscovering Suffrage History*, p. 193.

(11) E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, 1963, pp. 415-417; Roger Fulford, *op. cit.*, pp. 38-39.

(12) エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』佐藤進訳、河出書房新社、1962 年、282 頁。

(13) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ──『婦人参政権協会全国同盟』をめぐって(その一) ──」『富山大学人文学部紀要』第 17 号、1991 年、33 頁[本論 第三部 第一章 二(二)]。

(14) たとえば以下を参照。Angela V. John (ed.), *Unequal Opportunities: Women's Employment in England 1800-1918*, 1986, pp. 39-40, pp. 98-99, pp. 101-102.

(15) Albert Fried and Richard M. Elman(ed.), *Charles Booth's London*, 1971, p. 58.

(16) Emmeline Pethick-Lawrence, "It's Women for Women Now", *Votes for Women*(以下 *VFW* と略す), no. 21, 30 July 1908, p. 344.

(17) R. S. Neale, *Class and Ideology in the Nineteenth Century*, 1972, p. 150.

(18) B. R. Mitchell の *British Historical Statistics*, 1988. Barbara Drake, *Women in Trade Unions*, 1921, appendix table I では女性の組合員数は 117,888 人(教師および専門職の組合員を除く)。

(19) エマ・パターソンについては以下を参照。Harold Goldman, *Emma Paterson: She Led Women into a Man's World*, 1974; Barbara Drake, *op. cit.*, chap. 2；今井けい前掲書、第 4 章。

(20) Sheila Lewenhak, *Women and Trade Unions: An Outline History of Women in the British Trade Union Movement*, 1977, pp. 121-122.

(21) 河村前掲論文参照。

(22) 以下を参照。Gifford Lewis, *Eva Gore Booth and Esther Roper: A Biography*, 1988.

(23) *Ibid.*, p. 92. この数字は当時の NUWSS の会員数の 3 倍に当たる。

(24) 5 名に署名があり、ローパーとゴア=ブースの署名の前に 3 名の女工 Sarah Dickinson, Selina Cooper, Sarah Reddish を先行させている。

(25) Liddington and Norris, *op. cit.*, pp. 163-164. また、Lewis, *op. cit.*, pp. 90-91 のローパーの私信をも参照。

(26) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動 ── 『女性社会政治同盟』(WSPU)をめぐって ──」『愛知女子短大研究紀要』第 16 号、1982 年、57 頁[本論 第三部 第四章 一]。

(27) Annie Kenney, *Memories of a Militant*, 1924, p. 27.

(28) E. Sylvia Pankhurst, "The History of the Suffrage Movement", *VFW*, no. 32, 15 October 1908, p. 35.

(29) A. Kenney, *op. cit.*, p. 30.

(30) *Ibid.*, p. 31.

(31) *Ibid.*, p. 32.

(32) *Ibid.*, p. 32.

(33) Dame Christabel Pankhurst, *Unshackled: The Story of How We Won the Vote*, 1959, p. 50.

(34) A. Kenney, *op. cit.*, p. 34.

(35) "To the Women of Germany: Speech by Annie Kenney", Delivered at the Women's Conference at Frankfurt, *VFW*, no. 1, October, 1907, pp. 3-4.

(36) E. Sylvia Pankhurst, "The History of the Suffrage Movement", *VFW*, no. 30, 1 October, 1908, p. 3; Sylvia Pankhurst, The Suffragette, 1911, pp.26-27. 傍点は筆者による。

(37) 以下を参照。E. Sylvia Pankhurst, *The Suffragette Movement*, 1931, p. 517; Emmeline Pankhurst, *My Own Story*, 1914, p. 59.

(38) A. Kenney, *op. cit.*, p. 34.

(39) Sylvia Pankhurst, *op. cit.*, pp. 215-218, p. 265, p. 517.

(40) シルヴィアの伝記は多く書かれているが、とくに彼女の息子による伝記 *Richard Pankuhurst, Sylvia Pankhurst: Artist and Crusader*, 1979 とシルヴィアに関する資料集 Kathryn Dodd, A *Sylvia Pankhurst Reader*, 1993 を参照。

(41) Sylvia Pankhurst, *op. cit.*, p. 189. 傍点は筆者。

(42) *Ibid.*, pp. 516-518.

(43) *Ibid.*, p. 186.
(44) ケア・ハーディの立場については、*Ibid.*, p. 248 を、ランズベリについては以下を参照。*Ibid.*, pp. 420-426.
(45) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動」60-61 頁[本論 第三部 第四章 二]参照。
(46) たとえば、"Press Editorial Comments", *VFW*, no. 16, 25 June, 1908, p. 259 に転載された『ザ・タイムズ』紙の論説を参照。
(47) *Ibid.*
(48) "Descriptive Accounts in the London Press", *VFW*, no. 16, 25 June 1908, p. 260.
(49) 以下を参照。Emmeline Pethick-Lawrence, *My Part in a Changing World*, 1938.
(50) たとえば、"In Defence of Militancy", *VFW*, no.235, 6 September 1912, p.786; M. A., "Women's Freedom and the Race", *VFW*, no. 236, 13 September 1912, p. 798; Lady Sybil Smith, "Liberty to Serve", *VFW*, no. 237, 20 September 1912, p. 817.
(51) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動」、65 頁[本論 第三部 第四章 四]参照。
(52) Emmeline Pethick-Lawrence, "Why I Am in Prison", *VFW*, no.53, 12 March 1909, pp. 429-430.
(53) Holton, *op. cit.*, p. 148, p. 218.
(54) *Ibid.*, pp. 279-290 のビブリオグラフィを参照。

第四部 イギリス帝国と女性

第一章 移住するガヴァネス ── ミドルクラス女性と移民

はじめに

これまでの大英帝国の歴史は、もっぱら「男性が帝国を造った」という視角からのみ見られてきたのではないだろうか。昨今のイギリス女性史研究の進展はこの点でも従来の歴史の見直しを求めている。イギリス帝国と女性とのいまだ知られざるさまざまな関わり、「帝国」への女性の貢献がいろんな角度から考察されつつある。ブリテン島を離れ、遠路はるばる「帝国」の諸処に出かけた「ブリタニアの娘たち」は、実際多種多様に存在した。たとえば、植民地草創期の開拓女性、女医・看護婦、植民地総督の妻や娘、探検家・旅行家、ジャーナリスト、宣教師、植物学者、画家、ガヴァネス、家事使用人、売春婦、その他多数の労働者階級の女性たち、と枚挙にいとまがない(1)。

ところで「ヴィクトリアン・ウーマン」と言えば、近代の性別役割分業観によるステレオタイプ的女性像とされるほどに、家父長としての男性に従属し、その経済的・社会的地位のシンボルとしてのみ機能していた点が強調されてきた。そのイメージと対比させると、帝国において概して女性がどのように旺盛な役割を果たしたかは、当時の史料を丹念に渉猟すればたしかに目を見張るものがある。

もちろん帝国における女性の業績にしろ数にしろあまりに誇張し過ぎることは禁物であろう。当時の、心理的にも技術的にも難事であったはずの海外渡航(その目的地は新世界であったり、地球のちょうど裏側であるオーストラリアであったり、南アフリカであったりするが)を女性が自らの生き方として選択するということは、福音主義的伝道や「帝国主義」的動機のような強力な信念に裏打ちされていなければ、それほど日常茶飯事とは言えなかったことはたしかである。

概して女性の移住は、男性の付属物として扱われてきた。このことは、とくに家族集団で渡航した場合など、通常事実であった。いかなる移住においても女性がパイオニアであったということは滅多にない。とくに独身女性は、移住の目的地の選択を導いてくれるような、また現地に到着後の定住を容易にしてくれるような情報を必要とした。それゆえ、前述の「ヴィクトリアン・ウーマン」の典型ともいえるミドルクラスのジェントルウーマンが、家族(いたとすれば)と故国から離れ、自らを追い立てて単身船出することを決断した状況について、本国でのプッシュ要因と帝国のテリトリのプル要因の双方を絡ませて考察する必要がある。

本章の主人公は、職を求めて海を渡った「ガヴァネス」、すなわちおおむね独身の、住み込み女家庭教師である。本国のガヴァネスは、当時の画家リチャード・レッドグレイヴの「かわいそうな先生」というよく知られた絵画に表現されたような、ほとんど物言わぬ存在、影の人物であった。ごく一部の例外はあるにせよ、ガヴァネスについて個人的に書かれた史料は実際に数少ない。主家の家族の写真の中に一応おさまっていても、彼女は名無しであり、哀れな除け者であり、家族の記録の中でもほんのついでに言及される程度の存在であった。

しかるに、移住したガヴァネスはあとで見るように、本国に手紙を書き送り、彼女ら

自身の言葉で私たちにその生活ぶりや感情をこまごまと語り伝えてくれるのである。帝国の存在そのものが、間接的にではあれ、19 世紀から 20 世紀にかけてのイギリスのフェミニズムの勃興・成長に寄与したとまで主張する人もいる(2)。そこまで短絡的に結び付けるのは差し控えるが、帝国と女性の関係のひとつのあり方を、移住したガヴァネスの姿を通して探ってみるのが本章の目的である。

一 ヴィクトリアン・ガヴァネス

「女性がいやしくも職業を選ばざるを得なくなったとき、たとえ彼女がすぐれた気質の持ち主であったとしても、彼女にはホブソンの選択(より好みの許されぬ選択)しかない。彼女はガヴァネスになるか、売春婦になるかどちらかである」。これは、歯に衣着せぬ『土曜評論』が 1859 年に、ガヴァネスの困窮状態について書いた記事の中の一節である(3)。これは少し誇張した表現であるにせよ、ヴィクトリア時代のガヴァネス職は、上・中流階級のいわゆる「ジェントルウーマン」がもし不幸にして自活を余儀なくされた場合、その身分を辛うじて失わずにいられる唯一の生計の手段であった。

男性に非常に好都合な論理であったヴィクトリア時代のドメスティック・イデオロギーによって、女性に議論の余地なく適した、かつ無制限の社会的是認を得られる唯一の職業は「結婚」であり、結婚生活の絆の中で行使される妻および母親としての役割であった。とりわけミドルクラスにおいて一般に受け入れられた見解によれば、結婚し母親となることは、「自然の摂理」が女性に予定したキャリアであり、家庭こそが女性の能力にとってもっとも充実した「領分」を提供してくれるものであった。

したがって、リスペクタブルな社会的地位にあるジェントルウーマンで、自らを養わねばならない女性というものは、周囲の人々を居心地悪くさせる半端者(オディティ)であった。レッセ・フェールの時代には、女性が自活せざるを得ないことは、その女性自身の過誤のせいであるとほのめかされた。『土曜評論』の声を再度聞くなら、こうである。結婚生活は、女性にとって就職である。もちろん、夫を得られなかったり、資産なしに夫と死別することもあろう。だが、それは男性が事業に失敗するのと同じことで、その失敗に対して、社会からは何の手だてもなされ得ない(4)、と。

しかし結婚が女性にふさわしい職業であったとしても、現実には夫を見つけることはたやすくはなかった。すべての結婚可能な男性が妻帯したとしても、まだ大勢の独身女性がいただろう。なぜなら、1851 年のセンサスによれば、イングランドとウェールズとスコットランド合わせて 50 万人以上の「余った女性」がいたし、1911 年では男女の人口統計上の隔差は 132 万人以上に膨れ上がっていた。この未婚女性の過剰現象は、さまざまな複合的要因に由来するものであったが、後述するように当該時期の男性の海外流出熱にすぐれて起因するものであると、当時は受けとめられた。

いっぽう、ヴィクトリア時代の経済的繁栄のなかで、上昇するミドルクラスの男性は、自己の階層の女性に、貴族的な有閑生活の実践を奨励した。「アイドゥル」という一見ネガティヴな言葉が、パーフェクト・レイディの要件としてこれほどまでに賞揚された時代はほかにないであろう。この時期の家事使用人の数の急増がそれを物語っている。こうして、一家の男性の社会的地位を誇示するべきステイタス・シンボルとしての女性の遊惰の慣行は広がっていき、レイディたるものは金銭のために働かないものであり、女

性の有給雇用は、不幸であり、恥辱であるとみなされるようになった。また、生活水準の上昇につれてそのような有閑女性を扶養するコストはいよいよ高くなるがゆえに、ミドルクラス男性の晩婚化傾向を引き起こし、「余分の女性」問題を一層助長することにもなった。

ガヴァネスは、そのような女性の理想像ゆえに生み出された職業といっても過言ではない。ガヴァネス職ならどうにかレイディとして体面を保てたのは、それがお上品な中・上流の私的な家庭を職場とし、主として自らの受けてきた「たしなみ」教育を生徒に教授する「先生」だったからである。つまり雇用されるほどに零落したとしても、ガヴァネスの要件は彼女らのジェンティールな生まれ・育ちを裏書きしていたからである。

二 ガヴァネスの救済とフェミニズム

ガヴァネス職は、困窮したジェントルウーマンが体面を保つに足る唯一の生計の手段であったために、つねにその市場は供給過多で、そのために給料が低く抑えられた。さらに、「雇用されるジェントルウーマン」としてのガヴァネスの存在そのものに、社会的矛盾が含まれていた。生存のために働くことがレイディ失格の第一条件であるというヴィクトリア社会のルールを背負って働くガヴァネスの心理的苦痛はとりわけ大きかった。

ガヴァネス、すなわち「困窮するジェントルウーマン」のこのような窮状は、世の関心を大いに引き付け、多くの慈善的救済の試みが行われた。なかでも「ガヴァネス互恵協会」に始まった組織的救済は、19 世紀後半に精力的に展開されるフェミニズムの二つの道を方向づけることになる。

その一つは、女子教育改革の道である。1848 年に、ロンドンのハーリー街のガヴァネス互恵協会に隣接する建物で、女性のための知的訓練を重視した、女子のための最初の中等教育機関「クィーンズ・カレッジ」が開校となった。このカレッジの当初の目的は、困窮するガヴァネスに夜間講義を無料で提供することにあった。つまり、ガヴァネスの経済的困窮の改善のためには、教師としての能力・資格を高めることが必要であるという認識が、クィーンズ・カレッジ、ついで翌年にベドフォード・カレッジ創設という、女子教育改善の第一歩となったのである。この道のりは、さらに男性の独占物であったオックスフォード大学、ケンブリッジ大学のなかに女子学寮を開く努力へと続いて行くことになる。

もう一つの道は、ガヴァネス職以外の雇用の機会を女性に拡大する運動である。このためにまず 1858 年にフェミニストの機関誌とも言える『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』が創刊され、ついで翌年に「女性雇用促進協会」が誕生する。協会のもとで行われた職業開拓と技術訓練には、たとえば印刷業、司法書士、電信技手、校正、簿記、秘書、美容師、室内装飾など多種あるが、いずれもミドルクラス女性にとって「恥ずかしくない」職業という点が肝要であった。ジャーナルの編集室と女性雇用促進協会の事務所を含む「婦人会館」ともいうべき建物が、ロンドンのランガム・プレイスにあったことから、この運動の担い手たちは「ランガム・プレイス・サークル」と呼ばれた。このサークルが、19 世紀後半のフェミニズム運動の核を形成し、以後のほとんどすべての女性の運動(言葉の厳密な意味でのフェミニズムだけでなく)がここから成長していったと言っても過言ではない。

これから見ていくことになる「ミドルクラス女性移民協会」(Female Middle Class Emigration Society)は、実は女性雇用促進協会の職業開拓途上の副産物であった。ランガム・プレイスに援助を求めてやってきた多くのミドルクラス女性の経済的困窮は無視することができなかった。その彼女たちのニーズに応えて、いくつかの事業が始まった。エミリ・フェイスフルが「ヴィクトリア・プレス」という印刷所を開き、前述の『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』の印刷をベースにして女性の印刷工の養成を始め、マライア・ライが司法書士事務所を開設したのは、ともに1859年のことである。どちらもミドルクラスの女性だけを雇った。後者の事務所の技術指導に当たったマライア・ライはやがて、彼女のもとに仕事を求めてやってきた女性の数と彼女たちの苦境から、この問題への解決策は海外移住しかないと結論して、当初の仕事をそっちのけにして、ミドルクラス女性の移住奨励活動のほうに精力を注ぐことになるのである。

三 マライア・ライとミドルクラス女性移民協会の創設

1862年に「ミドルクラス女性移民協会」を創って、女性の移住をプロモートしたマライア・ライは、どのような人物であっただろうか。彼女の父親は、ロンドンの一介の事務弁護士であり、学者肌でリベラルな人物であったということしかわかっていない。また母親についてはまったくわからない。彼女は、9人の子どもの長女として1829年に生まれた。少女時代の彼女は病弱で、ほどんど家庭で教育を受けたようである(5)。

そして当時の同じ階級や同世代の他の多くの改革者たちと同様に、彼女がフェミニストの運動と関わりをもつようになったのは、彼女の慈善活動(フィランスロピー)との関わりからであった。16歳ごろから彼女は、ロンドンの教区の慈善活動に関係するようになった。そしてまた、そのころ議会に上程された既婚女性財産法案の立法化を推進するための委員会の書記となった。そして「ランガム・プレイス・サークル」の常連の一人として、前述したようにみずからロンドンのリンカンズ・インで司法書士養成の事務所の運営を始めるとともに、他にもエミリ・フェイスフルの「ヴィクトリア・プレス」の創設を助けたり、またアイザ・クレイグとともに電信技手養成学校を創設したりもした(6)。

女性雇用促進協会や電信学校を通じて職を求めて来る多くの女性の群れに直面して、ライは、新しいテクノロジーのために女性を訓練するという悠長なやり方よりも、事態は急を要すると判断して、移住計画の発起人にならんと意を決したのである。1861年のダブリンでの社会科学振興協会の全国大会で、彼女は「教育ある女性の移住」と題する報告をおこない(実を言うと、彼女自身が弁じたのか、ペーパーを提出しただけか判明しないが)、現在失業中の女性で、植民地で教師として、ガヴァネスとして必要とされている者に援助が与えられるべきだと強く主張した(7)。ちなみに社会科学振興協会は、とくに工業化と都市化の進行から生み出された都市の人口過剰の諸問題への解決策として、名前が示すように「社会についての科学的な研究」を発達させることを目的として1857年に創設された。しかしその「研究」は、単なる机上の学問ではなく、この組織はあらゆる形の社会改革・議会改革に係わり、ヴィクトリア中期の公的政策に影響を与えたもっとも重要な院外団体である。また、「女性問題」にも関心を寄せ、その集会に女性の参加を積極的に奨励し、草創期のフェミニズム運動の成長を支えたことは、注目に値する(8)。

この協会のダブリン大会に提出したペーパーのなかで、困窮したジェントルウーマン

の窮状を概略的に説明したのちに、マライア・ライは、これまで彼女自身がいろんなかたちで耳にしてきた忠告を繰り返した。すなわち「あなたがたの被保護者に移住の方法を教えること、そして彼女らを、男性が妻を欲し、母親がわが子のガヴァネスを求めているところに送り出してやること‥‥」である。彼女はこう指摘する。これまで政府が後押ししてきた移住は、植民地で募られたお金で財政的に支えられた職人階級の人びとを送り出すことにのみ関心をもってきた。その財源は非常に乏しいから、植民地側がもっとも緊急に必要とするカテゴリーの移住者だけを要求せざるをえなかった。しかしながら、植民地側がよりハイクラスの女性の導入に反対しているわけではない。だからハイクラスの女性を助けるための財源を見つけ出さないでいるのは間違っている、とライは信じた。なぜなら、(本国で困窮した)上層の女性が植民地に移住することは、「イングランドに益するのみならず、植民地にとっても実際に利益がある」、つまり「植民地にハイクラスの女性がただ実在することそのものが必然的にモラルの向上を」作り出して植民地全体が利益を得ることになる、というわけである(9)。

そして彼女は、ジェントルウーマンの移住奨励の目的で寄付金集めを提案した。その募金は、無条件の施しとしてではなく、ローンとして移住者に分配されるべきものであった。なぜなら「いかに貧窮に陥っていようと、‥‥‥貧民(ポーパー)として扱われることには間違いなく異議を唱えるにちがいない」人びとを援助することが、ローンというやり方によって可能となるからであった。さらに、それは弁済がスムーズにいけば、少なくとも同額で繰り越されていくから、また後続の他の人が受益者となりうるのである(10)。

こうして、翌年5月に、マライア・ライとジェイン・ルーウィンが主たる発起人となり、前述の「ランガム・プレイス・サークル」の女性たちによる委員会によって支えられて、ミドルクラス女性移民協会が発足したのである。最初の数年間、ライは同協会の書記として、寄付金を募るなど、協会の運営に彼女の時間の大半を費やし、また移民船の状況、植民地の受け入れ状況の視察のためにみずからオーストラリアやカナダにしばしば旅行をした(11)。ライの後半生についてはあとで触れる。

当時のミドルクラス女性の問題の即時的解決策として移住を説いたのは、ライが初めてではない。すでに1850年に、『パンチ』誌が「皮肉な見解」と題して、「われわれのすべての困難は女性の過剰から生じてきている。この弊害のための唯一の救済策は、(余った女性の)所持品全部をまとめさせて、(海外に)送り出すことである」と述べている(12)。また、ランガム・プレイスの初期の指導的人物であるベッシー・レイナー・パークスは、ライより1年先にやはり社会科学振興協会において「‥‥‥半職人的なクラフト(法律文書の浄書など)に不向きな女性は、知的・道徳的能力が発揮できる広いフィールドを必要としている。‥‥‥植民地ではあらゆる社会的能力発揮の場で女性が不足している」と論じて(13)、本国で社会的・知的地位の得られない比較的上層の女性のための万能薬として「移住」を提言していた。ミドルクラス女性移民協会の政策を論じる前に、もう少し広く女性の移住をめぐる当時の論議に耳を傾けてみよう。

四 女性の移住奨励をめぐる論議 ── グレッグの論説をめぐって

マライア・ライのアッピールの直後に、「余分の女性」を植民地に送り出すための刺激

的な提案をしたのは、評論家・フィランスロピスト・モラリストとして著名なウィリアム・ラスボーン・グレッグ(1809-1881)であった。彼の人物評は、中庸的なリベラルとされている(14)が、1860年代ごろは保守主義の徴候を強く示していたようである。

グレッグが、1862年に『ナショナル・レヴュー』誌に掲載した論考「なぜ女は余っているのか」の内容の結論部分を要約する。

「‥‥端数を切り捨てた概数で述べるなら、グレート・ブリテンには150万人の未婚の成人女性がいる。このうち50万人は植民地で必要とされている。あと50万人は、他人の役に立ち、しあわせなかけがえのない人間として家事奉公に従事することができる。このように見ると、問題はさほど困難な様相を呈しているわけではなく、実際に何とかしなければならないのは、残る50万人だけである。女性が余っている母国から、女性が切実に必要とされている植民地へ、この50万人の女性を移住させることの直接的結果として、母国に残る女性たちの価値が上がり、以前よりも求人が増え、報酬も良くなるだろう。女性が就くことのできるわずかな職種と限られた仕事の量に殺到して競合する女性の数が大幅に減る結果、競争はいまほど苛酷でなくなり、給料がいまのように低下することもなくなるだろう」(15)。

しかし注目すべきは、グレッグにとって女性が「余っている」という意味は、男性とのかかわりにおいて女性が「自然な」役割を履行する機会が欠如しているがゆえに「過多」なのであった。男性のほうがより多く海外に移住しているから、「女性の移住」は、植民地に余っている男性に妻を提供することで「自然の矯正」を創り出すことになる、という(16)。とくにグレッグは、「余分の女性」の最大グループは、労働貧民のすぐ上の階層、「不運な小売商人や貧しい事務員や同様に貧しい副牧師の娘たち」と見積もった(17)。

グレッグの提案は、どの点でフェミニストを苛立たせたのであろうか。彼の見解がアンチ・フェミニズムであるわけは、彼が雇用口を求めての女性の移住に反対している点である。「女性の独身生活を、男性の場合と同様に気楽で魅力的で金銭的にも有利なものにしようとする(フェミニスト的)解決策は、女性の過剰を助長することになる」というのである(18)。つまりグレッグの提案は、とりもなおさず「結婚のための植民地移住」であり、「ハズバンド・ハント」であった。このような議論を嫌って、フェミニストのなかには、女性の移住そのものに反対する者も出てきた。女性の移住奨励は、家庭という女性の「適所」(もちろん男性の強調する)に女性を閉じこめて、進歩的改革への要求を吸収してしまう不当な安全弁となりうる、というのである。たとえば、フランシス・パワー・コッブは、グレッグの主張は、「すべてのオールドミスに対する、渡航［流刑］かさもなくば飢餓かの宣告に等しい」と評した(19)。また、ジェッシー・ブーシェレットは、植民地ではガヴァネスの需要が限定されているから、移住という解決策は、女性が専門的な職業訓練を身につけないでいる間はほとんど救済にはならないだろうと嘆いた(20)。

とはいえ、さきのライの主張でもわかるように、フェミニストが「結婚のための移住」の道をまったく否定したわけではない。結婚か有給雇用かを女性たち自身が自由に選択できるために移住策を主張した。本国ではそのような選択ができなかったからである。グレッグの論説は頻繁にリプリントされた(21)ので、そのたびに「移住」は女性にとって「リスペクタブル」であるかどうかの論議が再燃されたが、大半のフェミニストたちは、ミドルクラス女性移民協会の地味で控えめで慎重な活動を現実には支持し続けた。

五 ライからルーウィンへ

ミドルクラス女性移民協会(以下 FMCES と表記)の具体的な活動内容についてはのちに述べることにして、まずその活動期間(1852-1886)のおおまかな基調の変化について述べたい。その変化は、協会の主たる指導者の交代によって生じた。マライア・ライが中心的に会を運営したのが 1865 年まで、次いでジェイン・ルーウィンに引き継がれて、ルーウィンの運営が 1881 年まで続いて、その後はどちらかといえば、ライの政策に徐々に戻っていった。

ライとルーウィンの政策の相違点はどこにあったか。ともにフェミニストでありながら、協会のオーガナイザーとしての二人のアプローチには微妙な相違があった。そのような異なるアプローチが出て来る事情をまず見てみよう。

協会宛の初期の私信では、植民地においてガヴァネスのポストは少なくて、サラリーも安いという報告が目立つ(22)。また、植民地政府が設立した新しい学校との競争でガヴァネスの市場は本国以上に悪いとか、とくに音楽の素養がなければガヴァネスはいつまでも失業のままでいるだろう、などと述べられている(23)。さらに、植民地側でもっとも必要な女性の働き手は、家事使用人であり、高度な教養あるガヴァネスでもときどきは平凡な家事労働をやる心構えができていなければならないという主張があった。一例を挙げれば、もとオーストラリア在住者が社会科学振興協会の 1862 年大会で述べた提言には、移住を志す人は「家事労働の理論、針仕事、普通の病気に関する医学上の訓練を短期間受けておく」べきである、とある(24)。

協会が送り出す移住者の資格について、協会のオーガナイザーはどう対処したのか。協会は、十分に資格のあるガヴァネスを植民地に手配するためだけの機関であったのか。あるいは多様なミドルクラス女性が海外で、家事奉公を含むさまざまな雇用を獲得できるような、より包括的なプロジェクトを追求しえたかどうか。

マライア・ライの場合、前述したように、彼女はフェミニストである前にヴィクトリア期のフィランスロピーの伝統に立っていた。彼女の考えのなかでは、あらゆる階級の女性の移住を促進し、その目的が専門職であれ、家事奉公であれ、はたまた究極の結果としての結婚のためであれ、構わなかった(25)。他方、ルーウィンの場合は、はっきりと新しいフェミニスト的な伝統に立っていた。とくに移住の目的として、グレッグの唱道したようなハズバンド・ハントと専門職(キャリア)の追求とを明確に区別した(26)。

具体的なアプローチとしては、ライのほうが植民地側のニーズに敏感であった。本国に比して「粗野な」植民地の特殊のニーズに協会の政策を適合させるためにふたとおりの移住奨励のシステムを維持した。その一つは、少数の真に教養あるガヴァネスの移住策である。本国においてガヴァネスとして年収 40 ～ 100 ポンドを得ている者で、植民地でも受けるサラリーは同程度だが、社会的地位と安楽さの点で本国よりはまさったポストを得られるであろう者を対象とする。もうひとつは、貧しい専門職業人の娘で、不十分な教育しか受けていない者、さらに下級官吏の娘やしがない店主の娘、職人階級の娘など。この階層は本国ですでに家事の義務に慣れ親しんでいる。本国での女性の雇用の不足は、このクラスの女性に重くのしかかっている、というわけである。ライはまた、移住志望の女性はすべて、その出自に関係なく、家事の雑用に進んで応じる心構えができていなければならないと主張し、協会の規約の中にその趣旨の一条項を挿入した。このような要求内容は、本国のガヴァネスには自らのジェンティリティと相容れない妥協と

して受け入れ難いと思われたことであろう。しかしライは、それを、女性の雇用領域を広げるためにただ植民地の雇主の需要に譲歩するにすぎないと考えた(27)。

「女性の移住」に関する植民地と本国の双方の社会的ニーズについて、ライのほうがより現実的な理解をしており、順応性があった。ライのプランのなかには大規模なプロジェクトに発展しうる種子を宿していたと言えそうである。しかしライは徐々に労働者階級の移住奨励へと関心を移していった。彼女はＦＭＣＥＳの結成直後に、協会の活動とは別にマンチェスターの綿職工、その他の労働者階級女性の移住にも関心をもち、クィーンズランドやニュージーランドなどの植民地政府当局が彼女に家事使用人の渡航援助を依頼してきて、1862 年の 1 年で独自に 400 人の女性(うちガヴァネスは 1 割だけ)の移住を援助した、という(28)。彼女は、視察のためにニュージーランドに渡り、65 年に帰国したのち、FMCES の運営をルーウィンに任せ、自らは労働者階級女性および「浮浪児」のカナダへの移住援助に専念するようになった(29)。

その後協会の運営と志願者の面接のほとんどにかかわったルーウィンのやりかたはどうであったか。ルーウィン個人については、彼女があのあまりにも有名な功利主義・急進主義の歴史家ジョージ・グロートの姪であるにもかかわらず、残念ながら生没年も家族的背景も不詳である。真に洗練されたジェントルウーマンでも、植民地においては求められたなら、家事労働をも手伝う心構えが必要だという点では、ルーウィンもライと同じであった。しかし、ルーウィンはライの二段構えのシステムは放棄して、十分に資格のあるガヴァネスに重点をおいた。彼女の監督下で、協会の機能は、専らガヴァネスのための植民地における職業を紹介する機能へと縮小することになった(30)。現実に海外でのガヴァネスの需要の欠如ということもあるが、ルーウィンの力点の置き方によって協会の活動成果がせばめられたと言えるだろう。そして、1881 年のルーウィンの引退は、ミドルクラス女性の移民奨励活動とフェミニズムとの関係の終了を意味した。

つぎにもう少し具体的に協会の活動内容を吟味してみよう。

六 FMCES の活動内容

まず FMCES の活動内容について協会の規約の条項(31)を覗いてみよう。

第一条では、協会の移住志願者の基本的な資格を、もっぱら教育ある女性に限定している。ガヴァネスの中でもグレードが低いナーサリー・ガヴァネスにしか適さない志願者は受けつけない、と明言している。

第二条では、植民地側の特殊事情から、志願者の資格に家事の訓練の必要性を付加している。すべての志願者は、料理、パン焼き、洗濯、裁縫、家事一般についてどの程度の知識があるかを徹底的に調べられる。必要な場合には家事奉公的な仕事の手伝いを求められるからである。

第三条には、志願者は、推薦者 4 人の名前と住所を示さねばならない、とある。協会が、志願者の素性、性格、体力、資質、それに植民地での生活に適しているかどうかの総評に関して情報を得るためである。レフリーのうち二人は、志願者が勤めていたことのある主家のレイディであり、もう二人は彼女の親しい友人である。照会は、主に協会の書記が行なったようであるが、主要な地方都市に通信員を確保していた。

第四条には、「満足のゆく情報が得られたなら、志願者は当協会によって受け入れられ、

必要なあらゆる援助を受けることになる。旅支度の全費用と渡航費を払えないならば、協会が不足する額を提供する。その際、2年と4ヵ月で返済するという法的な協定が、移住者本人および保証人として二人のリスペクタブルな戸主によって署名される。認可された志願者は、貸付を必要としない場合でも、同じように協会の世話と保護という便宜を受ける資格を有する」とある。

第五条には、協会が、移住者に代わってあらゆる渡航手続きをし、船室で必要な品物の購入などで、船主や旅行商品商の寛大さに訴えて移住者の出費を相当に軽減する助けをしてくれること、そして協会の移住者へのこれらの援助は、まったく無償でなされることが述べられている。

第六条は、「協会は、植民地のほとんどの港に正規の通信員を確保している。一行がイギリスを出発するやいなや、出港の知らせが、陸路便で移住者が向かう港の通信員に送られる。同時に彼女らの氏名と資格のリスト、各々の移住者の推薦状の写しが送られる。その通知は移住者が到着する6週間前に届くので、その間に現地では彼女らの受け入れの準備をしたり、さらに勤め先を探すことができる」とある。

第三条以下は、協会の組織および活動の内容を示すものであるが、それらのルールがどの程度実効力をもち、どのように有効に組織が機能したかはよくわからない。しかし第四および第五条が示す協会の懐ろ事情についてはもう少し明らかにする必要があろう。

FMCES は、移住志願者にお金を与えるのではなく貸すのだという点に留意すべきである。そこが、通常のフィランスロピーとの重要な相違点である。そして実際に毎年相当の金額が移住者から返済されていたのである。例として 1864 年7月から 65 年7月までの一会計年度の協会の収支を、ポンドの単位以下切り捨てで示す。収入は、ローンの返済総額が 196 ポンド、移住者自身による渡航費の支払いが 121 ポンド、寄付金収入 77 ポンド。支出は、船賃 230 ポンド、船室で必要な品物の代金(キャビン・フィッティングズ)12 ポンド。FMCES は二等の渡航費と船室での経費を「概して約 25 ポンド」と示している(32)。

FMCES の財源は、1862 年ライがファンドを設けた当初の募金総額は 500 ポンド、協会が閉幕する前年の 1885 年ごろにはわずかに 269 ポンドであった(33)。しかしながら組織が十分に活動していれば、それほど大きな可動資本は必要なかったであろう。ほとんどの移住者はその借金をきちんと返済してきたし、多くの者は渡航費用の全額あるいは一部を支払っていた(34)のだから、最低必要なのは会を維持する費用ということになろう。想定される損失はなにがしかの寄付が加われば十分にカバーできたと思われる。

FMCES の残存する記録によれば、協会の援助を受けた移住者の総数は 302 人(35)、これはけっして大きくはない。この少なさは、協会のローン提供能力の限界にもよるが、ルーウィンを中心とする協会側が教育職に適した資格という点で志願者を厳選したことにもよるであろう。もちろん本来中流階級の独身女性が海外に出て行きそうにないという一般的状況があった上での話である。

移住者の行き先は、年毎の詳細は煩雑になるので省略するが、多い順にオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、カナダ、アメリカ、インド、それに希有の例としてロシアなどである(36)。

前記の 302 人のうち移住直後の職業的状況が判明しているのが 202 人である。113 人が、ガヴァネスかなんらかの学校の教師となった。34 人が到着後すぐに現地の友人か親戚を頼った。16 人が健康上の理由か年齢かあるいはなんらかの不手際で職を得られず、

9人がすぐにイギリスに戻った。8人が富裕な女性のコンパニオンとなった。残り22人が、下層中流階級的な職業に就いた。たとえば、帽子製造、婦人服仕立て、コック、子守り兼ガヴァネス、歌手などである(37)。

協会の移住者のなかで、協会宛の書簡が残っている人が114人、そのうち98人が何らかの教職に就いたか教職志望であった。移住直後に職を得られなかった多くの女性も究極的にはなんらかの教職に就いたことがわかる。つまり114人中やむなくそれほどリスペクタブルではない職業に入ったのはわずか5人だけであった(38)。以下では移住後の状況について移住者の生の表白を聞いてみたい。

七 移住後の状況 ── ガヴァネスの便りから

まず最初に注意しなければならないのは、書簡資料の扱い方であろう。手紙を書いた人物は、ミドルクラスの中・上層の出身とまず見てよい。本国でも、ガヴァネス職は、下層中流階級および労働者階級上層の女性が社会的上昇を図って就きたがった生計手段であったし、適度の教授能力というのが協会が援助する志願者の資格であったから、ルーウィンらは、これまで教育経験のない低い階層の女性でも受け入れたかもしれない。しかし手紙でみる限りでは、「ジェントルウーマン」としての階級意識が随所に顔をのぞかせている。たとえば、航海の間に、「野暮」で「下品」な労働者階級の移民たちと同乗したことを頬りにぐちっている(39)。マリオン・ヘットという女性は「もしもより好みができるなら、政府援助の移民(労働者階級出身女性)を乗せた船を選んだりは絶対にしない。……彼女たちはしばしば軽はずみな行動で私たちをひどく悩ませた。もし可能ならば、そのような移民は彼女らだけでひとつの船を貸切りにすべきであろう」と、居心地の悪さを訴えた(40)。さらに、植民地の雇い主の生まれ・育ちを見下すような、「成り上がり者」、「成金」、「粗野」、「下劣」などの不満の表明も多い(41)。書き手のほとんどが「ジェンティリティ」の持ち主と言えよう。

さきにガヴァネスは「困窮したジェントルウーマン」の典型だと述べた。しかし協会の移住者の多くは「教育のあるジェントルウーマン」であったことは確かだが、それほど「困窮」した者ではなかったかもしれない。キャロライン・ヘイゼルトンは、協会に定期的に寄付金を送ってきており、南アからオーストラリアへとかなり自由に動き回り、70から100ポンドという高給で教えていた(42)。メルボルンからの最後の彼女の手紙は、インドか南米で教える可能性について協会に問い合わせをしている書簡であった(43)。アニー・デイヴィスは、シドニーで得た新しい勤め口を喜んではいたが、彼女の本国での教職経験は「きわめてハッピーなものだった」とつけ加えている(44)。

またS. A. ホールは最大の成功者であった。彼女は、1868年に南アに渡り、9年後には繁盛する彼女の学校に何人かの教師を派遣してほしいと協会に依頼してきた。しかもそれらのリクルートに提示されたサラリーは100から150ポンドという高給であった。ホールは移住直後に立派な学校を建てるだけの十分な資本と資格をもっていたといえよう(45)。これらのケースは、どう見ても、窮迫してやむなく本国を出てきた階層とは思えない。

FMCESの移住者の書簡から得られる支配的な印象としては、彼女らのほとんどが、進取の気性に富み、順応性があり、驚くほど早く新しい社会環境に適合したように思われ

る。しかし、もちろん全員が、渡航後にガヴァネスのエル・ドラドを見いだしたと見ることはできないだろう。多くの者は、最初の勤め口を見つけるのに困難を経験した。他の者は、就職はできたものの、植民地社会に適合できなかった。1869 年にメルボルンの近郊から書き送ってきたローザ・フェインのたよりを引用する。「レイディとしての嗜好・習慣・感情を有する者はだれでもオーストラリアくんだりまで出かけてくるべきではないと、私は声を大にして言いたい。そんなことをするのは、荒くれに我慢ができる二流のガヴァネス、もっと言うなら、精神が粗野で知性が欠如した女性で十分でしょう。しかし、私は真のレイディには断じて(移住を)勧めるつもりはありません。私は、オーストラリアとオーストラリア人を憎んでいます。彼らとともにいても、私は彼らの仲間入りをするつもりはありません。この地で年収 50 ポンドを得るよりも、むしろ年収 15 ポンドに甘んじてロンドンにとどまっていたいものです」(46)。

しかしながらこのような極端な不満は、FMCES の書簡の書き手を代表するものではない。もっとも普通のケースは、移住当初は苦難に直面するものの、しばらく我慢して耐えたのちにまずまずの成功にたどりつく、という話である。たとえば、メアリ・ウィルソンは、最初ニュージーランドのダニーディン近くで年収 50 ポンドのガヴァネス職に就いたが、それは耐えがたいものであり、数か月のちにウェリントンに移って、親切な雇い主の家でより快適な職を得た。そこでは家事もやらねばならず、給料も前より安く 40 ポンドではあったが、「いまは多くの面で植民地の生活に適応できるようになった。故国とは大変異なるが、私はここの人びとや土地柄に自分を合わせる努力をしている」と綴っていた(47)。

また、サラリーはよくても、奥地の孤立した状況の中での不満の表明も多い(48)。他方、そのような状況下でも、「自ら楽しむ自由が、単調さを償ってあまりがある」との表白もある(49)。概して、植民地社会には本国より平等主義的な雰囲気があり、また本国でレイディの生活を束縛していた社会的タブーがなく、この点が低い給料に対する不満を減じていたといえよう。子女の教育のほかに「家事の雑用もやらされているが、我慢している」ということと、「親切に扱われ、まったく家族の一員となっている」という喜びが、FMCES からの移住者の書簡に顕著に認められる(50)。「家族の一員」となれた喜びは、たしかに本国のガヴァネスにはほとんどなかったものである。1869 年にメルボルンから約 12 マイル奥地の小村ジェインフィールドで自ら学校を開いたミス・バーロウは、「私はまったく植民地女性になってきています。いまではイギリス式のものの考え方には容易に適合できないのではないかと思うほどです。だれとでも一緒に床を磨くし、パンも焼くことができます。ほかにも、本国のガヴァネスや学校教師なら身震いするような多くのことがやれます」と、自慢した(51)。

植民地ではガヴァネスもジェントルウーマンとしての威厳や自負にこだわらずに家事の雑用も手伝う心構えが必要だという主張と、ガヴァネス職が得られぬ場合に、暫定的にか半永久的にか家事奉公あるいはその他のそれほどリスペクタブルではない仕事に就くべきだという提案とは、ほんの「ひとまたぎ」のように思われる。しかし、ルーウィンは、このステップを踏み出そうとはせず、あくまでも十分な資格を有するガヴァネス志願者の移住にこだわった(52)。たしかに FMCES の移住者が現実に家事使用人になったという資料はほとんどない。しかし、移住者のたよりからは、彼女らの多くが、教職が得られない場合には他の非リスペクタブルな仕事に就く心構えはあったことが窺える。

最後に少し長いが、先にも言及したアニー・デイヴィスの手紙を引用する。彼女のル

ーウィン宛書簡は4通残っているが、以下の手紙は1864年にシドニーから出されたものである。「イギリスにいたころ、私のお給料はガヴァネスの相場の3分の1か4分の1程度でした。(ついつい見栄をはって半分と言いそうになりましたが)。オーストラリアにやって来てからの私は、家事使用人になるのも厭わないつもりです。こちらでは女中の収入が25から30ポンド、腕のよいコックの収入が35から40ポンドです。仮にも名目上、子守りよりは少しましなガヴァネスと呼ばれる若い女性が、たかが年に10ポンドばかりのお金のために苦労すると思うと情けなくなりますが、20ポンドといえば大金です。私はウェールズで立派な教育を受けた女性がこれくらいの給料しかもらえない例を見てきましたし、いまでもその状態は変わっていないでしょう。召使いになろうというガヴァネスには、当然のことながら常識や謙虚な態度が必要とされますが、そんなことに代えられない幸福に恵まれることでしょう。(給料はさておき)家事使用人は、本国よりはずっと大切にされていて、自由も独立もあるのです。こつこつと働いている女性たちに私の声が届くものなら、『家事を修得することに目を向け、成功することを確信して、こちらに来てチャンスをつかみなさい』と言いたいです」(53)。

八 その後の女性移民奨励活動

これまで見てきたように、ミドルクラス女性移民協会は約20年間活動したが、その間に300人余の女性を海外に送り出すことに成功したにすぎない(54)。1880年代にFMCESの活動は、衰退していき、いくつかの新しい団体が現れ始めた。あるものはキリスト教的なフィランスロピーに、あるものは帝国理念にルーツをもっていた。これらのうちの第一のものは、アデレイド・ロス夫人によって1880年に創設された「女性移民協会」(WES)である。ロスは、さきのミドルクラス女性の協会の創設メンバーでもあったが、彼女は、女性の移住者がリクルートされる基盤を広げる必要があると信じた。ジェントルウーマンだけを選別することは、あまりに狭すぎる。それに過去の、下層階級の移住奨励は、「不運な者とろくでなしの最後の手段」にすぎなかった。しかるに下層階級にも援助の手が差し伸べられるべき価値ある女性が大勢いる、と彼女は考えた。ロスは、イギリスにおける百万人の「余分の女性」の数値を繰り返した。そして「善良で有徳なイギリス女性」は、男性の係累によって扶養されることをもはや期待せずに自ら働かねばならないことをわきまえていると主張した(55)。

もう少し、帝国主義者のメッセージにも似た彼女の言葉を聞いてみよう。「わが国の健康的で、重宝で、花の盛りでもあるすべての娘たちに少なくとも家庭的情愛の中心的存在となるべき公正なチャンスをもたせないということは、おそるべき害悪である。‥‥イギリス女性は概して、世界中でもっとも美しい存在である。しかるに、わが国の国家的移民政策は、しばしば救貧院から女性移民を選び出すことによって、あきれるかな、あばずれ娘のもっとも醜悪な者を、新しい帝国の各地に母親 ── 模範的母親 ── となるように送り出しているとは!」と(56)。

ロスの協会は、主としてその委員会内部の不和のせいで、わずか3年でつぶれてしまい、彼女は退いて自身の分派を維持し、それがのちに「植民移住協会」(CES)となる。その新しい協会は、政府権限の移住委員を助けて、できるかぎり最良の女性たちを選び出すことに専心することになる。そして1886年にはミドルクラス女性の協会の仕事を引き

継ぎ、また1888年には「イギリス女性の女性移民協会」(BLFES)の活動を継承することになる。さらに1892年にはそのすべての機能が、1884年に創設されていた「統一イギリス女性移民協会」(UBWEA)によって引き継がれるのである(57)。FMCES以後の女性の移住奨励の団体の変遷は、付図で示しておく。

むすび

なぜ、FMCESは、とくにルーウィンは、植民地におけるジェントルウーマンの家事奉公という考えを避けて通ろうとしたのか。グレッグや『土曜評論』のようなアンチ・フェミニズムへの対抗姿勢もあろう。女性の「本分」「適所」という世論に対するミドルクラス・フェミニズムの主張、すなわち女性の自立と解放へのステップ、「フェア・フィールド」の要求が背後にあったことは言うまでもない。

19世紀には、ミドルクラス女性の移住を阻む強力なファクターがいくつかあった。彼女たちは、遠い異郷の地の生を求めて、本国で慣れ親しんだ日常性を放棄しなければならなかった。なによりも船旅は、長く危険に満ちていた。しばしば身の安全は不確実で、いかがわしい同行者もいた。植民地での彼女たちの雇用の見通しも概して不確かであった。少なくとも世紀中葉までは、そのような冒険は、女性のリスペクタビリティの否定と解釈された。移民になることは、本国でガヴァネスになること以上に確実な、身分喪失の承認であった(58)。

しかしながら、このような阻止的諸要因にもかかわらず、経済的富をもたないヴィクトリア時代のミドルクラス女性が移住に際して示した行動様式は、伝統的なステレオタイプに通有の、無力で臆病な「女性的」特質を浮かびあがらせるどころか、敢えて危険を冒そうとする意欲から、移住をむしろ利用せんとする積極的な能力に至るまで、進取の気性や勇気といった人間の特徴を顕らかに示していた。たしかに、移住したジェントルウーマンは、本国を離れることによって多くのものを得た。すなわち、移住は、本国での過度な競争の結果、着実に領域が狭められていく適切な職の入手困難、およびジェンティリティの厳格な掟といった諸条件からの逃亡手段を提供してくれた。たびたび困難な障害にぶつかったにせよ、海外植民地でのより大きな行動の自由は、困窮化したジェントルウーマンが社会的アイデンティティを取り戻すことのできる真の可能性を作り出してくれたと言ってよい。

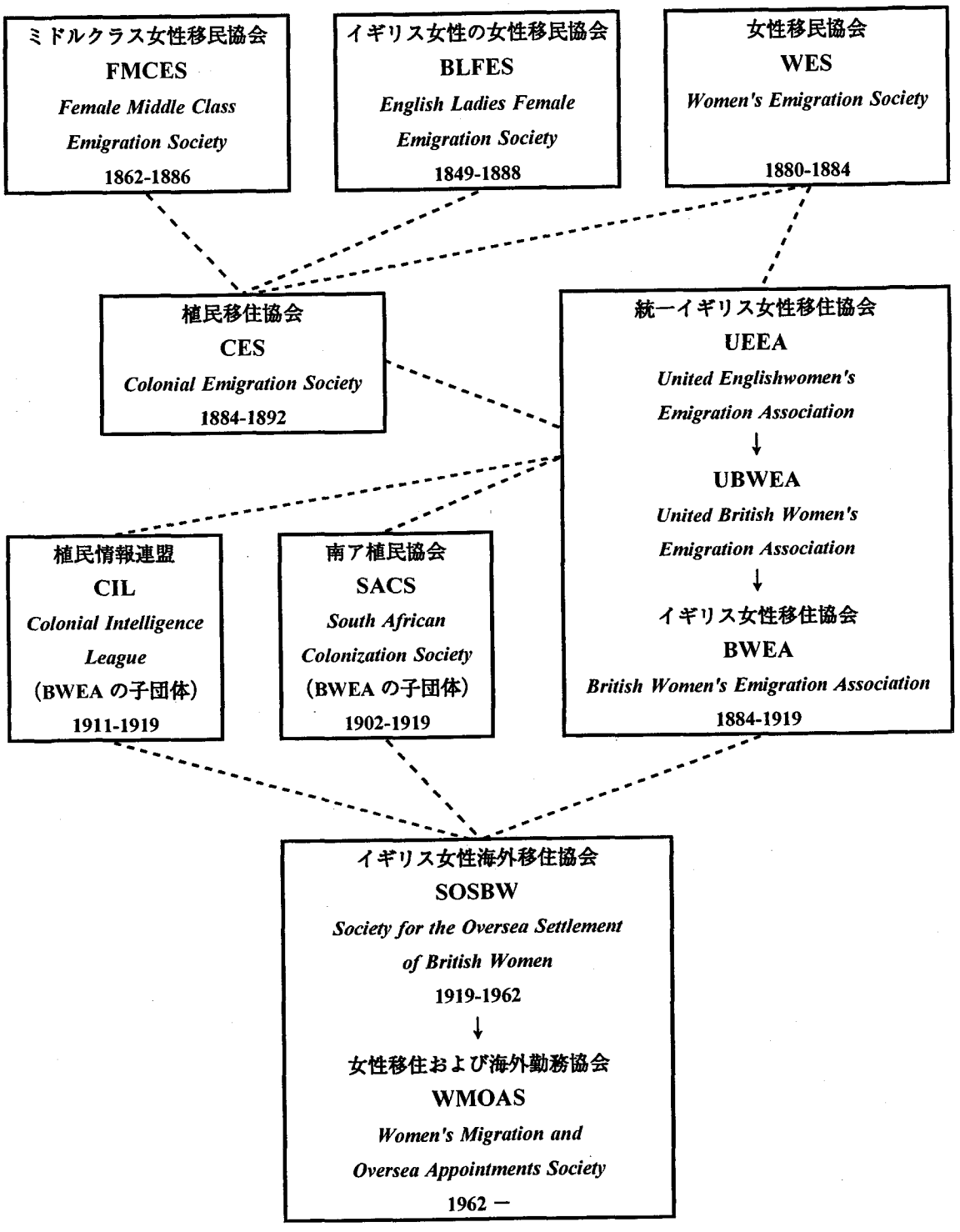
FMCESの移住者は、明らかに当時のイギリス女性のなかのマイノリティである。しかし、彼女たちは、同時代の本国における無告のガヴァネスと同じ問題を共有していたことは確かである。最後に、ジェントルウーマンの移住にかかわる優れた研究書の著者J·A·ハマートンの言葉を引用して締めくくりたい。「ミドルクラス女性の移民は、『困窮化したジェントルウーマン』のなかで、ユニークな存在であったかもしれないが、そうだからといって、彼女らの生涯は、同様の問題を共有しながら同じ解決策をとることのできなかった、物言わず、記録も残さなかった普通の女性について何も語ってくれないということにはならない。‥‥例外的な者の歴史が、直接的にアイデンティファイできない、無名の、よりティピカルな女性について多くのことを私たちに語ってくれるということはありうる。もしも社会史が、統計値のたぐいの確実性に依拠した一連の抽象化以上のものを扱うべきなら、女性の移民の注意深い考察は恰好の主題であろう」(59)。

註

(1) 「帝国と女性」に関する解説付きビブリオグラフィーとして以下を参照。Susan F. Bailey, *Women and the British Empire: An Annotated Guide to Sources*, Garland, 1983.
(2) Joanna Trollope, *Britannia's Daughter's: Women of the British Empire*, Hutchinson, 1983.
(3) "Queen Bees or Working Bees?", *The Saturday Review*, Nov. 12, 1859.
(4) *Ibid.*
(5) Ed. by Candida Ann Lacey, *Barbara Leigh Smith Bodichon and the Langham Place Group*, Routledge, 1987, p. 321. また、マライア・ライについては以下をも参照。 Rita S. Kranidis, *The Victorian Spinster and Colonial Emigration: Contested Subjects*, Macmillan, 1999, chap. 1.
(6) Lacey, *op. cit.*, pp. 323-336.
(7) A. James Hammerton, *Emigrant Gentlewomen: Genteel Poverty and Female Emigration, 1830-1914*, Croom Helm, 1979, p. 127.
(8) 社会科学振興協会(National Association for the Promotion of Social Science、以下 NAPSS と略す)については、1857-1885 年の間 *Transaction* が発行されている。
(9) Maria Rye, "Middle-Class Female Emigration Impartially Considered", *The English Woman's Journal*, vol. 10, no. 56, 1862, pp. 73-85; Hammerton, *op. cit.*, p. 127.
(10) *Ibid.*, p. 128.
(11) *Ibid.*, p. 133.
(12) "A Cynical View", *Punch*, 1850, quoted in Cecillie Swaisland, *Servants and Gentlewomen to the Golden Land: The Emigration of Single Women from Britain to Southern Africa, 1820-1939*, Berg, 1993, p. 3.
(13) パークスが NAPSS で 1860 年 8 月に読んだペーパーは、『イングリッシュウーマンズ・ジャーナル』の 10 月号に再録された。また、以下に全文が出ている。"A Year's Experince in Woman's Work", Lacey, *op. cit.*, pp. 180-189. 本文に引用した箇所は pp. 188-189.
(14) Hammerton, *op. cit.*, p. 144, no. 28.
(15) W. R. Greg, *Why Are Women Redundant?* N. Trubner, 1869, pp. 37-38. 筆者が使用した史料は、39 頁のパンフレットとしてリプリントされたもの。
(16) *Ibid.*, p. 37..
(17) *Ibid.*, p. 19.
(18) *Ibid.*, pp. 28, 33.
(19) Frances Power Cobbe, *Essays on the Pursuits of Women*, reprinted from *Frazer's and Macmilan's Magazines*, Emily Faithfull, 1863, pp. 61-64. ちなみにこの本は、女性たちの印刷所 Victoria Press で印刷されたもの。コッブのこの論文 "What Shall We Do with Old Maids?" は、1862 年に『フレイザーズ・マガジーン』に初出。
(20) J. Boucherett, *Hints on Self Help: A Book for Young Women*, 1863, pp. 42-48, quoted in Hammerton, *op. cit.*, p. 130.
(21) グレッグの論説の初出は 1862 年に *National Review*, vol. 27 であるが、その後彼の論文集 *Literary and Social Judgements*(1868, 1869)の第 7 章として、また前記註(15)の別個のパンフとしてもリプリントされた。
(22) たとえば、ケープ・タウンに行った FMCES の最初の移住者 Catherine Brough からの 1863 年 3 月 20 日付けの手紙。Patricia Clarke, *The Governesses: Letters from the Colonies, 1862-1882*, Hutchinson, 1985, pp. 191-192.
(23) M. A. Oliver のメルボルンからの、1871 年 10 月 2 日の手紙。*Ibid.*, pp. 108-110.
(24) Hammerton, *op. cit.*, p. 131.
(25) ハマトンは、ライの方式を two-tier emigration system と称し、ライの順応性を強調している。*Ibid.*, p. 132.
(26) *Ibid.*, pp. 133-134.
(27) *Ibid.*, pp. 132-133.
(28) *Ibid.*, p. 133.
(29) Una Monk, *New Horizons: A Hundred Years of Women's Migration*, HMSO, 1963, pp. 6-7, 119-121.
(30) Hammerton, *op. cit.*, pp. 133-134.
(31) Clarke, *op. cit.*, pp. 11-12.

(32) *Ibid.*, pp. 12, 19.
(33) Hammerton, *op. cit.*, p. 145, n. 47. フォーセット・ライブラリに残存するFMCESの計6回の報告書 Reports(1回：1861-1862、2回：1862-1872、3-4回：残存せず、5回：1880-1882、6回：1882-1885)と書簡集成 Letter Books を筆者自身は利用できず、本稿ではHammertonとClarkeの記述をつき合わせて使用した。
(34) *Ibid.*
(35) *Ibid.*, p. 125. この数値にはFMCESが正式に活動を開始する前年に出発した女性も若干含んでいる。
(36) Clarke, *op. cit.*, p. 19. 移住者の目的地に関する記録は完全ではない。1872年末までに協会の援助を受けた移住者 158 名のうち、87 名がオーストラリア、33 名がニュージーランド、20名が南アフリカ、9名がカナダ、8名がアメリカ合衆国、1名がインドである。また、1880-1885年には、協会に援助された86名中、オーストラリア42、ニュージーランド15、南ア12、カナダ14、アメリカ2、ロシア1であった。
(37) Hammerton, *op. cit.*, p. 145.
(38) *Ibid.*, p. 145. ただし、クラークは書簡の残っている人数を113名としている。Clarke, *op. cit.*, p. 107. 移住者の手紙は(手紙と呼ぶよりもメモ程度のものもあるが)、大体ローンの返済の際に協会に移住後の経過を報告しているものである。クラークによれば、差し出し地別の書簡の数の内訳は以下のとおりである。ただし、この数には移住者でない FMCES のエージェントの書簡を若干含んでいる。オーストラリア：56 人/114 通、インド：1人/4通、ニュージーランド：33 人/72 通、ロシア：1人/8通、南アフリカ：28 人/87 通、アメリカ合衆国：2人/3通、カナダ：1人/1通。
(39) Clarke, *op. cit.*, pp. 30-33.
(40) 1870年6月24日付け、ニュージーランド、クライストチャーチからの手紙。*Ibid.*, pp. 36-37.
(41) たとえば、Annie Davisの1865年1月20日付けの手紙。*Ibid.*, p. 87.
(42) *Ibid.*, pp. 144-145, 195, 197.
(43) Hammerton, *op. cit.*, p. 135.
(44) シドニーからの1864年6月17日付けの手紙。Clarke, *op. cit.*, pp. 85-87.
(45) *Ibid.*, pp. 192-199.
(46) Rosa Phayneの8月13日付け書簡。この手紙は、あまりにも悲哀と苦悩と不平に満ちており、末尾にルーウィンにそのことを詫び、彼女からの「返信」を懇願している。*Ibid.*, pp. 111-112. また彼女は、同じ書簡の前半で移住船の乗客を 'so very low and horrid a set' と嫌悪の意を示している。*Ibid.*, p. 35.
(47) 1871年9月25日付けの手紙。Hammerton, *op. cit.*, p. 137.
(48) *Ibid.*, pp. 135-137.
(49) Louisa Geoghegan の1868年5月17日付けの手紙。Clarke, *op. cit.*, p. 105.
(50) たとえば、Eleanor Blackithの1881年11月2日付けの手紙など。Hammerton, *op. cit.*, p. 138.
(51) Miss Barlowの、メルボルンから1863年6月24日付けの手紙。*Ibid.*, p. 139.
(52) *Ibid.*, pp. 141-142.
(53) 1864年6月17日付け。Clarke, *op. cit.*, pp. 85-86.
(54) 1880年代から1914年にかけて、さまざまな野心的な女性の移民協会が2万人以上の女性の移住を助けたということを考えると、FMCESの桁違いの少なさは歴然としている。*Ibid.*, p. 142; Trollope, *op. cit.*, p. 64.
(55) Hammerton, *op. cit.*, pp. 153-154.
(56) Adelaide Ross "Emigration for Women", *Macmillan's Magazine*, 45, 1882, p. 312.
(57) Hammerton, *op. cit.*, pp. 148-150.
(58) *Ibid.*, pp. 124-125.
(59) *Ibid.*, pp. 192-193.

女性の移住奨励団体の変遷（1862-1962年）



Una Monk, *New Horizons: A Hundred Years of Women's Emigration*, HMSO, 1963 の表に加筆.

第二章 ヴィクトリア期のフェミニズムと帝国主義

はじめに

イギリス史の分野でも、女性学の隆盛が近年の女性史研究のめざましい活性化をもたらした重要な背景である。おそらく歴史学の数ある主題のうちで、「女性」ないしは「家族」に関わる論考が現在もっとも多産であり、「伝統的な」歴史学雑誌が「女性史に乗っ取られた」と慨嘆する男性史家もいるほどである。さらに、近年のイギリス近代史一般の顕著な動向と呼応したイギリス女性史の最近の重要な傾向として、イングランドを中心とする「連合王国」の中にとどまらず、「帝国」の歴史的コンテクストのなかでイギリス女性史を捉え直すことが緊急の課題となっている。とりわけ 1980 年代前後から「イギリス帝国と女性」をテーマとする書物や、地域や対象を限定した個別研究が数多く出ていることは、ベイリ著のビブリオグラフィなどに見られるとおりである(1)。

そして、その「捉え直し」には大別して二通りの姿勢が認められる。ひとつは、「帝国」への女性の貢献度(負の側面も含めて)の再評価であり、もうひとつは、帝国的枠組みの中でのイギリス・フェミニズム運動の見直しである。

一「ブリタニアの娘たち」

第一の点は本章の直接のテーマではないが、最近のフェミニスト的女性史研究の動向として少し触れておきたい。周知のように、イギリスの内外で、「ブリティッシュ・エンパイア」という過去の栄光の歴史はさまざまな立場から繰り返し語られてきた。しかし、結局それはひとつの視角でのみ眺められてきたことは否めない。つまり「男性が大英帝国を造り上げ、かつ担ってきた」という視角である。このような視角にクレームをつけて、イギリス帝国と女性とのいまだ知られざるさまざまな関わり、「帝国」への女性の貢献が多様な角度から考察されつつある。

ヴィクトリア時代の帝国は、女王の名で築き上げられ、兜をかぶり、三叉の矛を手にした「ブリタニア」という女人像で象徴されたことは言うまでもない。そのような抽象的意味合いはさておき、現実にブリテン島を離れ、遠路はるばる「帝国」の各地に出かけたいわば「ブリタニアの娘たち」は、多種多様に存在していた。たとえば、植民地草創期の開拓女性、植民地総督の妻や娘、探検家、旅行家、宣教師、植物学者、ガヴァネス(女家庭教師)、家事使用人、売春婦、その他多数の労働者階級の女性たち、等々。

ところで、「ヴィクトリアン・ウーマン」といえば、近代の性別役割分業観によるステレオタイプ的女性像とされるほどに、家父長である男性に従属し、その経済的・社会的地位のシンボルとしてのみ機能していた点が強調されてきた。しかし、帝国において女性がどのような役割を果たしたか、異境の不慣れな環境に対してどのように対応したかを、当時の史料を丹念に渉猟すれば、上述の伝統的なステレオタイプに通有の、無力で臆病な女性的特質とは対照的な女性像が浮かび上がることにもなり、かなりの見直しを迫られるにちがいない(2)。

そしてその見直しは必ずしも、ヴィクトリアン・ウーマンも見事な適応能力や決断力を示して、「英雄的な」役割を果たしたのだ、と再評価するばかりではない。

「ヴィクトリア女性と帝国の意義」の再考の対象になっているジェントルウーマンの二つの主要なステレオタイプは、「スピンスター・アブロード」(海外の独身女性)と植民地高官などの夫に同伴した既婚女性に大別できよう。前者についても、従来のように、ヴィクトリア社会の価値体系から逸脱したエキセントリックな例外的な女性と決めつけるのではなく、その再検討がなされつつある。とくに19世紀後半の多数の女性宣教師の活動は、イギリスの帝国建設と維持に関連づけて見直す必要がある(3)。

後者の代表例は、「メムサヒーブ」、すなわちインド在住のイギリス人高官の妻を土着の人が呼ぶ「奥様」という意味の言葉である。女性と帝国主義の関係に触れるこれまでの研究はほとんど、「メムサヒーブ」をイギリス男性の保護の対象として、植民地社会の現実から隔離され、高原避暑地で甘やかされた存在としてせいぜいマージナルな描き方しかしてこなかった。前述したような、女性に対する当時の社会的偏見や因習のために、彼女たちの役割は補助的なものでしかなかったから、彼女たちの日常は、男性が支配する帝国的シナリオの中では記録する価値あるものとは滅多に見なされなかったからである。したがって、そのような女性を植民地支配の行為者として分析するシリアスな研究はほとんどおこなわれず、それゆえに彼女たちは賞賛も非難を受けずにきた。しかしいまや、これまで見過ごされてきたさまざまな記録を用いて、人種・階級・ジェンダーの複雑な網の目を解きほぐす研究が出てきつつある(4)。

帝国建設のプロセスにおいても、女性は歴史の担い手であったことが早晩示されるにちがいない。そしてもしも過去の女性が歴史の単なる受け身の「乗客」ではなく、道徳的にも政治的にもシリアスな状況に復帰され得るならば、たとえそれが帝国の建設と維持における一種の協同者として責められるべき役割であったとしても、それはそれで価値あるフェミニスト的目的が成就されるのではないだろうか。女性史だけの問題ではないが、私たちはしばしば、現実に悪事への荷担に直面するときに、つまりこの場合は女性が過去に帝国主義や戦争に荷担・協力したという事実に向き合うときに、それに「抵抗」したという事実を見つけたいという暗黙の願望によって複雑化されがちである。いまや、過去の女性の活動が再検討されて、女性が男性の権力構造の中の単なる「囚われびと」だったのか、それとも不本意な、または積極的な「共犯者」だったかの現実を明らかにすべき段階にきていると思われる。

二 イギリス・フェミニズムと「帝国」

第二の点、イギリスのフェミニズム運動を帝国的コンテクストの中で再考する動きに論を進める。イギリスのフェミニズム(女権拡張)運動は、19世紀の半ばから、運動の担い手も解放の対象もミドルクラスのいわゆる「ジェントルウーマン」を中心として形成発展してきた。従来この運動史の研究者はほとんど例外なく、その運動の歴史的背景としての帝国的コンテクストを見過ごしてきた。しかし、19世紀後半のフェミニズムのイデオロギーに帝国の文化が与えた影響は、たとえば、産業革命が女性の生活に与えたインパクトや19世紀の自由主義的個人主義がフェミニズム運動に与えた影響にまさるとも劣らぬ重要性をもっていたであろうと思われる。平均的なヴィクトリア時代人がどの程度「帝国」の存在を意識していたかは、論議を喚ぶところだが、「帝国」は厳然たる事実であり、イギリスの帝国的地位に基礎をおいた国家的・人種的優越性の観念が、ヴィクトリ

ア期の文化の根本的原理であったことは疑いない。とすれば、ミドルクラスのフェミニストたちもその観念を共有していたはずである。本章では、最近の英米の諸研究の動向と成果に大幅に依拠しながら(5)、イギリスのフェミニズムが浮上してきた帝国的コンテクストを重視し、とくにイギリスの最重要の植民地であったインドとの関係を中心として、ヴィクトリア後期の一つのフェミニスト的キャンペーンのあり方、そして当時のさまざまなフェミニズム文献の底に流れる帝国的仮説を検討する。

19 世紀のインド女性の状況、彼女らの真の関心、そして数少ないにせよ、傑出したインド女性自身のフェミニスト的改革行動などを、イギリスのミドルクラス・フェミニストたちはどのように見ていたのであろうか。アントワネット・バートンは、「イギリスのフェミニストの多くは、インド女性を対等の者としてでなく、彼女らフェミニストが救わねばならない不運な女性とみなした。彼女らは『インド女性』を無力な植民地の従属民として捉えることで、彼女ら自身の進歩の引き立て役として設定した。ヴィクトリア期のフェミニストは、彼女らの運動をイギリスの帝国主義的ミッションと同定して、帝国主義的仮説に深く影響された近代西欧フェミニズムを形作るのを助けた」と述べている(6)。

たしかに、イギリスの自由主義的ブルジョワ・フェミニズムは、最初からそのような傾向をもっていたというのではないにせよ、帝国主義の方向に向かって進むいくつかの前提を内包していた。それゆえ、そのフェミニズムは帝国主義的エトスと矛盾しない、むしろそれによって容易に情熱を煽られるものであった。その前提とは、まず第一に、両者とも優越性の観念に基礎をおいていたことである。ヴィクトリア期の支配的イデオロギーは、女性を「弱い性」(ウィーカー・セックス)と規定したが、同時にそれは女性に疑問の余地のない道徳的優越性を与えた。それは、子育て、純潔といった表面上フェミニンな美徳に根をもつものである。初期のフェミニストの理論家は、ヴィクトリア期の「女らしさ」の理想を覆すよりは、むしろ女性の道徳的属性の行使が社会の改良にとってきわめて重要であると主張することによって、女性の公的領域への参入を正当化するために、その女性の理想像を利用したのである(7)。

第二に、当時のフェミニストの議論は、人種保存、人種的純潔、「レイシャル・マザーフッド」とでもいうべきものに夢中になっていた。このことは戦術的になるべくしてそうなったとも言えよう。というのは、当時の「女性解放」の主張に向けられたもっとも中傷的な攻撃は、それが人種の活力を失わせるであろうということであった。女性が家庭の外に出れば、イギリスの(つまりアングロサクソンの)子どもの養育がなおざりにされ、国家(国民・民族)がついには内部から崩壊することになる、というわけである。たしかに、19 世紀後半にはこのような人種の、国家の、衰退の恐怖は、相当シリアスに受けとめられていた。フェミニストたちは、必ずしもすべての女性が公的生活を選ぶわけではないとか、またそのような選択をした女性も自らの家庭的義務をおろそかにはしないといった保証に努めた。リベラルのフェミニストたちは、自分たちを帝国の責任ある重要な市民として認めてもらうための戦略の一部として人種的責任感を要求した。そして、女性の優越性の強い観念は、帝国主義的優越性の他の仮説と容易に結びついて、イギリスのフェミニストたちに「アングロサクソンの女性」を最高の女性のタイプとして、さらには民族の救い主として感じさせたという側面は否めない。したがって、彼女らの観点からすれば、「帝国」とは、「婦人問題」の不可欠の部分であり、それによって彼女らに権能が与えられるものであったのである。

なかんずく、イギリスのフェミニストたちが特別に責任を有していると感じていたのは、「インド女性」に対してであった。言うまでもなく、インドはイギリスの帝国的自信にとってつねに重要な存在であった。とくに1857年のセポイの反乱以後、そして世紀末に近づくにつれて、またイギリスが他のライバル列強によってその地位が脅かされていると感じるにつれて、インドはイギリスの「生命線」、死活の問題となる。そのような状況と呼応して、キプリングの詩のタイトルであった「白人の責務」(ホワイト・マンズ・バードン)という言葉が盛んに喧伝されるようになった。では「ホワイト・ウーマンズ・バードン」がイギリスのフェミニストの、インド女性に対する姿勢にどのように担われていたかを具体的に見てみたい。

三 ジョゼフィーヌ・バトラーとインド女性

1860年代に始まる、インド女性のためのイギリスのフェミニスト的改革運動は、大別して二通りある。それらはいずれも、イギリスの帝国主義的膨張の高まりの中で行われた活動であり、一つは、メアリ・カーペンターのインド訪問に端を発するヒンズーの女子教育の推進運動(8)、もう一つは、ジョゼフィーヌ・バトラーのインドにおける性病法(CD法)撤廃運動である。ここでは後者を取り上げる。バトラーの本国での運動は相当の注目を受けてきたが、インドに関するキャンペーンはほとんど考察されてこなかった。

CD法は、地方当局によって事実上「公娼」とみなされた女性に拘留と定期検診を義務づけた一連の法律で、英本国のみならず植民地においても適用されるものであった。それらは、兵士や船員や他の一時的通過者の殺到のせいで性病の発生率が高くなる恐れのあった港湾都市や守備隊駐屯都市(プリマスやサウサンプトンなど)で実施された性的社会統制である。バトラーたちは、女性の全国組織、全英女性協会(LNA)を組織し、男性中心の全英協会とともに、性病法の撤廃を訴えて、苦難に満ちた闘いののち1886年に同法の撤廃を見た。撤廃論者は、性病法を、個人的自由の冒涜・侵害であり、それに従わされる女性には屈辱以外の何物でもなく、しかもどうみても性病の減少や売春撲滅に効果がありそうにない方策であると考えた。もちろん彼女らは、買売春の根絶を望んでいたが、その方策は、国家の規制よりもむしろ道徳観念に訴える説得であった。国家の規制は、売春を必要悪と暗に認めて性的悪徳を助長しているに過ぎないと論じた。ヴィクトリア時代の「ダブル・スタンダード」すなわち性道徳の二重規準に対して、バトラーたちは、男女両性の性道徳の同一規準を主張することによって、議会法によるCD法撤廃(連合王国だけの撤廃)を勝ち取り、その運動の過程でフェミニズムの性的前提を形づくったのである。

本国での18年に及ぶ運動が決着を見たとき、LNAは、男性の協会のように解組することなく、運動継続の焦点として帝国に目を向けた。紙数の関係上、運動の経過を詳述するのは避けるが、インドのCD法の撤廃は1888年に公式に宣言された。しかし、CD法に替わる「兵営規則」とでもいうべきものが陸軍将校の監督下で施行され、連隊の壁の内で売春宿が存続し、インド女性の強制検査が続けられた。したがって、バトラーを中心とするLNAは1915年まで、国会へのロビー活動、パンフレットやジャーナル類の発行による啓蒙活動、インドへのエージェントの派遣、反対集会などを続けた。

ではバトラーを中心とするLNAの女性たちの、組織的買売春からインド女性を解放す

るための長年にわたる努力はどのように解釈できるだろうか。バトラーの多くの発言の中からたとえば、「彼女たちの大義は私たちの大義であり、彼女たちの深い悲しみは私たちの悲しみである」というような表現を取り出せば、そこにはインド女性の状況への真の関心、女性同士の連帯意識を読み取ることができるかもしれない(9)。しかし、A・バートンは、バトラーらの撤廃論者にとっては、インド女性の大義それ自体が目的だったのではなく、イギリス本国の安寧を確実にする手段であったという面を強調している(10)。本国で、CD 法の撤廃後も同法を復活させようとする反動への恐れがつねにあり、帝国内のいかなる場所での規制もそれは本国に立ち返ってくるであろうと懸念したのである。本国だけで自己満足してはいられない、「水はあらゆる方向から流れ込んでくる」からという防衛的な姿勢が、インドの CD 法撤廃の議論のなかで普通に見られたことは確かである(11)。

またバートンは、バトラーがインドに生涯行かなかったこと、個人的にインド女性と直接接触をほとんどもたなかったことから、インド女性の状況についての中途半端な知識から作り上げられたイメージは、進んだ西欧のフェミニストと「遅れた」インドのフェミニストとの帝国的・ハイアラーキー的な関係に基礎づけられていた、とまで論じている(12)。

LNA の女性たちは、インドのイギリス人将校が報告したような、インド女性が生来不道徳で堕落しているとする神話を追放すべく努力したが、「インド女性の堕落」と見えるものはインドの文化的・宗教的後進性のせいであるとして、容赦なくインドの風習(幼児結婚や寡婦の焚死など)を非難した。進歩を期待するためには、インドの文化はフェミニスト改革者によって「クリーナップ」する必要があった。バトラーらの LNA が、インド女性について行った宣伝は、インド文化についてのマイナス評価を内包しており、それがインドの「バーバリズム」についての仮説を永続化させ、解放されたイギリスの女性に対してインド女性の従属した立場を決定づけた、とも論じられている(13)。

たしかにバトラーはインドとイギリスの帝国主義的関係を容認した上で、イギリスの女性の改革者の保護監督のもとで、インド女性は「より大きな自由と光ある場所」に導かれ、しかるのちに「彼女たち自身の闘いができるようになる」ことを希望した(14)。インド女性を無力な犠牲者とみなし、高いところからインドの「大義」を見おろすようなやり方を、最近では「母性的帝国主義者」なるブランド名で呼ぶ研究者も出てきた(15)。

フェミニストたちが、はっきりと認識していたかは断定できないが、彼女らによるインドの改革運動と帝国主義の大義が相互に依存しあっていたことは確かで、当時本国でもまだ女性の能力発揮の場は狭く、「帝国」は、フェミニストや博愛主義者にとって未踏の活動の場を提供してくれるものであったのである。

四 イギリス・フェミニズム文献に見る「インド女性」

インドの CD 法反対運動に見られた姿勢は、当時のミドルクラス・フェミニストの帝国の諸問題への関心一般にも通じるものであった。19 世紀後半から第一次大戦前夜にかけて、イギリスでは婦人参政権運動を中心とするフェミニズムの高まりのなかでフェミニストの定期刊行物が花盛りとなった(16)。そしてそのなかにインド女性についての多数の記事が現れた。その多くは、インド女性をイギリス女性の特別の「帝国的重荷・責務」

として描いている。インド女性を堕落した隷属的な存在、イギリスのフェミニスト姉妹(シスターフッド)によって救済される必要のある存在として頻繁に繰り返される引用は、帝国主義的仮説がミドルクラス・フェミニストの間にいかに浸透していたかを示している。そのことは結局、ヴィクトリア後期のフェミニストたちが擁護した新しいフェミニスト的世界秩序が明らかに帝国主義的だったことを示唆するものである。

フェミニストの定期刊行物は、その目的がたとえば婦人参政権、女性の教育改革などの特定の運動の計画を提示するものであったり、国内外の女性をめぐる状況変化の情報を提供するものであったり、編集方針はさまざまであったが、言うまでもなく、それはフェミニストのイデオロギーが生産され、練り直されそして再生産される重要な場であった。そして実際に、当該時期の定期刊行物において、インドの、さらには「オリエンタルな」女性についてのイメージの提示はそのきわめて重要な部分であったのである。多数の文献の中から、ここでは代表的な数点のジャーナルを取り上げることにする。

まず、『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(*EWR*)であるが、これは 1866 年から 1910 年まで 44 年続いたイギリスで最初の本格的なフェミニストの機関誌である(17)。同誌は「国内外の女性に関わるあらゆる事柄の記録の蓄積」を目的とし、当然のことながら、外国のニュースとしてはインドとインド女性についての報道が最も大きな部分を占めていた。1868 年の巻頭論文「インド女性の地位」は、メアリ・カーペンター著のインド女性に関する書物に依拠しながら、生涯ハーレムのなかに無教育のまま閉じ込められたインド女性の悲惨さを強調し、教育によるインド女性の救済がイギリス女性の本腰を入れて取り組むべき責務であると主張している。そして「イギリスの女性たちに自身のレベルにまで東洋の女性たちを向上させるまで休まないことを決意させよ」と結んでいる(18)。このようなインド女性の救済の可能性を説くイギリス女性への提言には、イギリスのフェミニストの帝国的なプライドが感じ取れる。また同誌は、1880 年ごろからインド女性の学問的成功例をさかんに紹介し、とくにロンドンのチェルテナム・レイディズ・カレッジで学び、のちプーナにヒンズーの寡婦のための学校や収容所を開くなど、インドの社会改革に従事したパンディタ・ラマバイの活動や業績を詳しくフォローしている(19)。

次に『婦人参政権ジャーナル』にごく簡単に言及しておく。これは 1870 年から 20 年間リディア・ベッカーが編集したもので、名称が示すように、初期の婦人参政権運動のための専門誌であり、*EWR* よりは存続期間は短く、また個々の冊子も薄いものだったが、同誌もまたインド女性にしばしば注目を与えていた。記事のほとんどがインドの英字新聞からの抜粋の再録で、編者のコメントもないが、インドの著名な指導力のある女性を「インド女性ですら、そのあらゆる不利な点があるにもかかわらず、これだけの者になれる証拠」として引合いに出す論調で紹介しているのが興味深い(20)。

では、『ウィメンズ・ペニー・ペイパー』はどうか。これは、刊行が 1888 年から 93 年という比較的短い期間であるが、婦人参政権、禁酒運動、買売春、女性の専門職、女性の服装の合理化など多様なフェミニズムの課題を「活発で妥協することのない」精神でもって取り上げた(21)。同誌の編者もインド女性に十分な関心を示していた。同誌におけるインド女性への注目から、イギリスのフェミニスト的解釈による「東洋の女性」についての客観化がよくわかる。それは、「ゼナーナ」(インドの婦人部屋)の内部の記述、夫婦関係、幼児結婚の慣行、寡婦の遺棄といった悲話の繰り返しである。誌上にインド女性自身の声(発言)はほとんど現れず、あったとしてもアトランダムにしか出てこない。

バトラーたちの場合と同様に、イギリスのフェミニストの側には、「女同士であること」やマザーフッド(母親であること)が国家や人種の境界を超越したインド女性への理解を深めてくれるという仮定があった。実際それが、国際的な、異文化の女性同士の連帯の教義ともなりうる。しかし、この場合、イギリスのフェミニストの帝国主義的コンテクストが重要であろう。つまり、イギリスのフェミニストは、自身の道徳的純潔を強調しつつ、帝国的権威をもって、インド女性の保護者たることを追求したのである。

最後に、『ヴォウツ・フォー・ウイメン』をのぞいてみたい。イギリスの婦人参政権運動は今世紀に入ると、大別して穏健派と戦闘派に分かれるが、同誌は、1907年から1918年まで戦闘派「女性社会政治同盟」(WSPU)の機関誌であった。この月刊誌には「海外の女性たち」という常設のコラムがあり、「変わりゆく東洋」とか、「インド女性の覚醒」とか、「ヒンズー教における女性の地位」といった記事、またトルコの女性についての多様な論説などが定期的に誌上に現れた。この時期、婦人参政権闘争のミリタント戦術は過激なデモ行進、窓ガラスの粉砕、逮捕・投獄、ハンスト、強制栄養とエスカレートしていった状況を考慮すれば、同誌がインドの女性のみならず、世界中の女性の情報を捉えて報道し、とりわけ東洋の「姉妹たち」によってなされつつある進歩を賞賛の念で注目していたということそれ自体に目ざましいものを感じる。ミリタントたちは、女性の大義については「世界は一つ」であると宣言していたのである。

しかし、もう少し注意して、紙面を覗いてみよう。WSPUの指導者のクリスタベル・パンクハーストは、1908年9月の論説のなかで、西洋の女性がいまなお政治的な基本的権利を否定されているときに、東洋の女性はそれらを与えられると期待すべきではない、と警告している(22)。つまり権利の付与にも優先順位があるというのである。イギリスは、歴史的に代議制議会の母であり、しかも帝国の母国であるから、「新しい世界的な運動の母」としても認められるべきだという、国家的・人種的プライドがいたるところで強調されている。穏健派も過激派も、イギリスこそが国際的な女性運動の「嵐の中心」であること、まずイギリスのフェミニストが解放されて、しかるのちに東洋の女性を助けることができるという帝国主義的傲慢さの表明ではほぼ共通していた(23)。

おわりに

「進歩」というものは真空状態で存在するものではない。それは、必ず他の、何か、あまり進歩していない、つまりそれほど「開化していない」何かと比較して言えるものである。当時のイギリスのフェミニストにとってそのような比較の対象が東洋、とりわけインドの女性であった。バートンは、「帝国的理想が、それ以外にはほとんど共通点を持たないように思われるさまざまなタイプのフェミニストたちを一つに統合する結節点となった」とまで断言している。「白人女性の重荷・責務」はあまりに当然・自然のものであったために、これまでフェミニズムの歴史家が見過ごしてきたと言えるかもしれない。

本章では、イギリスのミドルクラス的フェミニズムの発展にとって帝国主義のもつ意義を、最近の欧米の研究をもとにして、史料をつまみ食いして述べてきた。したがって、イギリスの帝国主義政策を敢然と批判するフェミニストの発言があったかどうかは検討していない。今後は、反対の論調をも見落とさないように、綿密な史料の読破が必要とされる。

註

(1) Susan F. Bailey, *Women and the British Empire: An Annotated Guide to Sources*, 1983; James Buzard, 'Victorian Women and the Implications of Empire', *Victorian Studies*, vol. 36, no. 4, 1993.
(2) 拙稿を参照。「ヴィクトリア時代の伝統的女性像の再考 ── ミドルクラス女性の海外移住をめぐって ──」『イギリス史研究』28号、1979年[本論 第二部 序章]。
(3) Bailey, *op. cit.*, chap. 3; Joanna Trollope, *Britannia's Daughters: Women of the British Empire*, 1983, chap. 9.
(4) Pat Barr, *The Memsahibs: The Women of Victorian India*, 1976.
(5) 本稿ではとくにアントワネット・バートンの論考を参照した。Antoinette M. Burton, 'The White Woman's Burden: British Feminists and "The Indian Woman", 1865-1915', Nupur Chaudhuri and Margaret Strobel(ed.), *Western Women and Imperialism: Complicity and Resisitance*, 1992; Burton, *Burdens of History: British Feminists, Indian Women, and Imperial Culture, 1865-1915*, 1994.
(6) Burton, 'The White Woman's Burden', pp. 137-138.
(7) たとえば、以下を参照。Olive Banks, *Faces of Feminism: A Study of Feminism as a Social Movement*, 1981, chap. 6.
(8) Jo Manton, *Mary Carpenter and the Children of the Streets*, 1976, chap.13: A. Burton, 'Fearful Bodies into Disciplined Subjects: Pleasure, and Family Drama of Colonial Reform in Mary Carpenter's Six Months in India', *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, vol. 20, no. 3, 1995.
(9) George W. & Lucy A. Johnson (eds.), *Josephine E. Butler: An Autobiographical Memoir*, 1909, chap. 16 ; Elizabeth W. Andrew and Katharine C. Bushnell, *The Queen's Daughters in India*, with prefatory letters by Josephine E. Butler and Henry J. Wilson, 1899.
(10) Burton, 'The White Woman's Burden', pp. 141-142.
(11) *Ibid.*
(12) *Ibid.*, p. 143.
(13) *Ibid.*, p. 144.
(14) Josephine Butler, *The Sentinel*, Sept. 1883, p. 113, quated in Burton, op. cit., p. 144.
(15) バートンの他に以下の論文も参照。Barbara N. Ramusack, 'Cultural Missionaries, Maternal Imperialists, Feminist Allies: British Women Activists in India, 1865-1945', Nupur Chaudhuri and Margaret Strobel, *op. cit.*
(16) 以下を参照。David Doughan and Denise Sanchez, *Feminist Periodicals, 1855-1984: An Annotated Critical Bibliography of British, Irish, Common-wealth and International Titles*, 1987.
(17) 拙稿を参照。「『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』誌の一考察 ── ジェントルウーマンとフェミニズム ──」村岡健次・鈴木利章・川北稔編『ジェントルマン・その周辺とイギリス近代』1987年[本論 第一部 第四章]。
(18) Mrs. Bayle Bernard, 'The Position of Women in India', *The Englishwoman's Review*, no. 8, July, 1868.
(19) たとえば、*EWR*, no. 66, Oct. 1878, p. 480; no. 83, Feb. 1880, p. 96; no. 176, Oct. 1887, p. 479. また、1888年の10月号(no. 185)にはラマバイについての詳しい記事が載った。pp. 451-455.
(20) *Women's Suffrage Journal*, Oct. 1878, p. 174.
(21) Doughan and Sanchez, *op. cit.*, p. 13.
(22) Christabel Pankhurst, 'Shall this Country Lead the Way?', *Votes for Women*, Sept. 1908, pp. 425-426.
(23) Burton, *op. cit.*, p. 149.

第三章 19世紀後期から20世紀初頭にかけてのイギリス・フェミニズムと帝国主義

はじめに

近年のイギリス近現代史一般の顕著な動向と呼応しながら、イギリス女性史研究においても、イングランドを中心とする「連合王国」の中にとどまらず、「帝国」の歴史的コンテクストの中で女性史を捉え直すことが緊急の課題となってきている。とりわけ1980年代前後から「イギリス帝国と女性」をテーマとする書物や、地域や対象を限定した個別研究が数多く現れてきた。その「捉え直し」の一つは、「帝国」への女性の貢献度の再評価、もう一つは、帝国的枠組みの中でのイギリス・フェミニズム運動の見直しである(1)。

そうはいうものの、イギリスの歴史学界で、自国の帝国主義の歴史をいまだに「平和的で、穏やかな膨張」として説明するのが主流であるように(2)、フェミニズム史の分野でも、ラディカルな見直しは内からというより、どちらかといえばアメリカやオーストラリアなど外(旧植民地)からの、また非白人(非アングロ・サクソン)からのインパクトに突き上げられながら進行している観がある(3)。

「帝国主義フェミニズム」(imperial feminism) という言葉自体、1979年創刊の社会主義フェミニストの評論誌『フェミニスト・レヴュー』の17号(1984)に現れた、バレリー・エイモスとプラティバ・パーマーによる「帝国主義フェミニズムへの挑戦」という論文の中で用いられた新しい言葉である(4)。 それは、西欧中心の白人の主流フェミニズム(リベラル・フェミニズム)をさす。「帝国主義」という用語が呼び起こすイメージは、自らのフェミニズムを唯一のものと優越性を誇示するこの種のフェミニズムが、帝国主義国家から出現し、非白人と第三世界の女性を排除し抑圧する帝国主義的で人種差別的な伝統をとどめていることを強調している。

いわゆる「第二波フェミニズム」の中から顕著に現れてきたそれらの議論をふまえながら、本章では、19世紀ヴィクトリア時代の後半から20世紀初頭にかけてのイギリス・フェミニズムの帝国主義的側面の生成と展開を考察する。

一 ヴィクトリア期フェミニズムにおける「ネイション」と「エンパイア」

たしかに、1990年代になって、イギリスの組織的フェミニズムがヴィクトリア期の帝国主義のコンテクストの中で浮上してきたという事実や、当該時期の多くのフェミニスト的著述の中に明らかに見いだされる帝国主義的言説や関心の重要性に、ますます注目が払われるようになってきた(5)。

まず注目すべきは、19世紀のフェミニズムの本質そのものが、帝国主義の問題を中心に内包するものであったことである。ヴィクトリア中期のフェミニストは、女性の抑圧の政治的基礎を確認し、国家における女性の「場所」の承認を追求する際に、国家(ネイション)、さらにそれを拡張して帝国(エンパイア)についての概念を採用したのである。

思想的には、女性の権利は、より早く18世紀末にメアリ・ウルストンクラフトによって提起された。しかし、彼女の市民権の理解は、ローカルな、近隣の諸問題への参加に限られていた。彼女は選挙権については発言をためらい、完全な政治的権利の要求は差

し控えた(6)。 それは、当然の時代的制約であろう。しかし、19 世紀が進むにつれて、ローカルな諸問題、とくに博愛主義(フィランスロピー)や教会の活動への女性の参加は目覚ましく劇的に増加していった。そして、世紀中葉に「困窮化したジェントルウーマン」の救済問題を契機に組織を形成するようになったフェミニストたちは、活動の場を「応接間」から拡大し、ローカルな政治のエリアへ、さらにはそれを越えて国政の場に(もっと言うなら帝国の政治の場に)働きかけていった。19 世紀中ごろには、「公領域」と国家(ネイション)とは、フェミニストにとって同義語となっていた。とりわけ、1869 年に地方自治体の選挙権が女性の納税者にも認められて、「婦選」が中央議会の選挙権を意味するようになってからはなおさらであった。たとえば、「ランガム・プレイス・サークル」のリーダーのバーバラ・ボディションは、女性への選挙権付与は、女性が属している国家に関わるあらゆることがらに「生き生きとした知的興味」を生み出すことによって、女性の公共精神や愛国心を増大させることになろうと、論じた(7)。

国政への参入の要求は、ヴィクトリア時代中葉のフェミニズムの階級的基盤を反映していた。この時期のフェミニズム運動およびその他の女性運動は何よりもミドルクラスのものであり、その担い手はもっぱら専門職業階級、アパー・ミドルクラス、そしてジェントリー階級出身者であった。とりわけランガム・プレイス・サークルで活動した女性の多くは、1840 年代の穀物法撤廃のような歴史的な運動を通してミドルクラスの政治的権利の承認を求めた父親や夫や兄弟の影響によって、政治的意識に到ったのである。多くの者は、19 世紀中葉の政治的諸発展に緊密な関心を抱いており、女性であるがゆえに選挙権はないものの、ある意味では政治の世界の「インサイダー」であった(8)。

1860 年代に J·S·ミルの議会選出とともに始まった婦人参政権運動の最初の組織の名称が、それらがロンドンやマンチェスターなどの特定の都市に置かれていたにもかかわらず、「全国婦人参政権協会」(NSWS)と「ナショナル」であることを主張していた。文字通り真に「ナショナル」と言える連合体、「婦人参政権協会全国同盟」(NUWSS)の結成は、1897 年になってからである(9)。

「ネイション」および「ナショナル」な政治的問題と女性との結びつきは、女性が 19 世紀後半の議会キャンペーンや政党組織へますます参入していくにつれて増大していった。とくに 1883 年の「腐敗行為防止法」の通過はこの傾向を増大させた。同法が有給の選挙運動家を御法度とすることによって、女性(立候補者の妻・母・娘、その他支持者)が各政党の無給の活動家として歓迎されることとなった。そして各政党が相次いで女性の「補助」部隊を創設するに到った。これらの政党補助部隊は真の意味での政党の婦人部ではなく、選挙運動の単なる飾りものとして女性が利用されたにすぎない。

これらの政党組織の設立はフェミニストの組織内部にかなりの討論を引き起こした。婦人参政権団体などフェミニストの組織のほとんどは、無党派(ノン・パーティ)を標榜していたが、現実にはその個々の成員の多くは特定政党と緊密な結びつきをもっていることは自明のことであった。同時に、党の補助部隊の出現は、女性が「ネイション」の政治の領域にどれほど適応し得るかという疑問を提起することになった。というのは、女性は「添え物」にしろ選挙運動の中で、演説をしたり、有権者を説得するためにそれなりに国政の諸問題を理解していることを期待されたからである。それでいながら、彼女らをそのように広範に利用する政党そのものが、彼女らに選挙権を与えるという考えには反対していた。当然に、フェミニストたちは諸政党の補助部隊に婦人参政権支持を強く働きかけた。しかし、そこに活動の場を見つけた女性たちの中には、それらの組織を通

じて活動することでより大きな影響力をもち得ると感じたり、諸政党が女性たちの力を認めてくれていると満足したり、たとえ選挙権をもたなくても完全に国政から排除されているわけではないと感じた者もいた(10)。

「ネイション」に女性を含めることの要求は、女性と女性の国政への参入が国家の力と偉大さの誇示にとって必要不可欠なものであるという主張とともに進行した。「イギリス女性」(British Womanhood)が他のどこの(とくにイタリアやフランス)女性よりも優れているという考え、そしてそれがイギリスの優越性の主要な例示であるという考えが世紀半ばにフェミニストたちによって頻繁に表明された。たとえば、「1862年のイタリア女性」という、フランシス・パウア・コッブの論説は興味ある実例である。コッブの場合、「カソリシズム」への嫌悪が彼女の議論を支配していたとはいえ、その論文は、いわば、イタリア女性の「博物学」といった観があり、イタリア女性の欠陥の列挙となっている。イタリア女性の、教育の欠如、反省心と自意識の欠如、真の宗教的感情の欠如、カソリシズムが彼女らの知的道徳的発展に及ぼした悪影響、とくに富裕階級の女性の堕落的生き方等々(11)。

このような自国の、自民族の優越性、言い換えれば他国民の劣等性への信念は、当該時期の、フェミニスト以外の政治的権利の追求者、とくに労働者階級男子や外国人移住者の国政への参入要求を国家的安定への脅威として憂慮するフェミニストの論点を強調させた。実際、この対比の中に、ヴィクトリア中期のフェミニズムの階級観がもっとも完全な形で見出される。そこでは、ミドルクラス女性こそがイギリス女性の典型(代表)であるということが当然のこととして受けとめられている。男であれ女であれ、労働者階級は、多くのフェミニストの目には、外国人と同様にイギリス的価値体系、イギリスの政治的安定に対する脅威であった。フランシス・パウア・コッブは、1884年の第3回選挙法改正で「無学文盲の烏合の衆にわれわれの神聖なポリスの門」を開くことに激しく反対して、こう述べた。「住民のうちのくずの部分を有権者の中に含む提案と、すでに選挙権を行使している男性の、母・娘・姉妹に選挙権を認める提案との間には、また、他人種の外国人を有権者に含める提案と、(イギリス人として)代々受け継がれてきた同一の性向、愛着心、信条、関心を共有している女性に選挙権を与える提案との間には大きな対比がある。そのような女性たちは、我が国の繁栄の不可避の分担者であり、我が国の災難と失政にもっとも深く悩み苦しむ者である」と(12)。

しかし、労働者や外国人を憲政の中に含めることに反対したからといって、それらの「恵まれない」人々の福祉に無関心であったわけではない。フェミニスト的であれ、反フェミニスト的であれ、ミドルクラス女性の運動は、多くの点で労働者階級女性が直面する諸問題や彼女らのニーズに充分関心をもっていた。初期の社会科学振興協会の大会に女性が提出したペーパーの中には、産業労働者や非工業部門の手労働者としての女性の問題を取り上げたものがあったし(13)、「性病法」撤廃運動や既婚女性の運命を改善しようとする運動の多くは労働者階級女性に焦点を当てていた。たしかに概してヴィクトリア期のフェミニストが労働女性の実状に無理解さを示したことも事実ではあるが、フェミニストたちが、労働者階級女性とミドルクラス女性は、夫と親方への従属という点で、また女性の経済的自由を阻むさまざまな法的制限への従属という点で共通の問題に直面していると仮定したがゆえに、労働者階級女性への関心はフェミニストによって容易に表明され得たのである。ただそれが連帯の意識というよりも、ミドルクラス女性がより幸運でない「姉妹たち」のために弁じてやらねばならないという、いささか傲慢な保護者的

態度であった。

前述のコッブにとって、フェミニズムはつねにフィランスロピーと緊密に結びついていた。彼女は、多くのヴィクトリア期のフェミニストと同様、自らは「しあわせな状況にある女性」であることを認識し、それゆえに苦しんでいる労働者階級女性に代わって改正要求の運動をやるのが義務であると考えていた(14)。しかし、労働者階級女性が自分たちで運動を展開したり、組織化することができるとはほとんど考えなかった。

19 世紀中葉のフェミニズムとフィランスロピーとの密接な関係は、フェミニズムが帝国的理想や企てを取り込むように広がっていく枠組みをうちたてることになった。19 世紀中葉の帝国的膨張の加速化とその重要性は、女性のフィランスロピストのひろがりゆく運動の射程に植民地のニーズを含めさせる結果となった。アントワネット・バートンが論じているように、「われわれの壮大な植民地」がイギリス女性のフィランスロピーの当然の実践場となった。そして植民地におけるフィランスロピーの活動は集合的な国家的プライドの源となったのである(15)。

ここで、植民地におけるイギリス女性のフィランスロピー活動のありかたをメアリ・カーペンター(1807-1877)を取り上げて例証したい。彼女は、労働者階級の児童のための「貧民学校」(ragged school)設立のパイオニア的活動で有名であり、またイギリス・フェミニストの「特別の重荷」(special burden)と近年描写されるようになったインド女性への関心を高めることに指導的役割を演じた。彼女自身は自らをフェミニストとは言明していなかったが、ヴィクトリア中期のフェミニズムとフィランスロピーの結びつきを体現した人物として、フェミニストたちの間ではその活動が注目されていた(16)。

メアリ・カーペンターがインドに深く関心を寄せるようになったのは、ベンガル人の宗教改革者で、ヒンズーの改革グループの「ブラーフモ・サマージ」の創設者で、1830 年に来英してインドの政治的・社会的・宗教的独立を主唱していたラージャ・ラームモーハン・ローイ(1774-1833)との親密な家族的つきあいの結果であった。とりわけローイが説いたインド女性の抑圧的状態に深く心を動かされた。ブリストルでのローイの予期せぬ死に心を揺さぶられた彼女は、インドに渡ってそこで働く決心をした。「女性の向上を求める私の愛する父や気高いラージャの精神に倣って、また純粋なキリスト教精神を根付かせるために」彼女は 1866-67 年にインドを旅行した。そこで彼女は、インド社会全般を観察しただけでなく、監獄や収容所や女子学校を訪問した。帰国後彼女は『インド体験記』(*Months in India*) を出版した。その中では、とくに女子教育の実状と幼児結婚が注目されている。その後も彼女はインドへの関心を発展させ、しばしばインドについて講演をし、インドの当局に手紙を書いたり、女王とインド政庁に陳情をした。その後数回インドに赴き、死ぬまでインドの改革、すなわちインド女性を「向上させる」運動への熱意を失わなかった(17)。

カーペンターのプランと当局への彼女の圧力は、植民地の行政官や宣教団体のどちらにも歓迎されなかったけれども、フェミニストたちには広く注目され、敬意を与えられた。とりわけ『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』の編集者の注目するところであった(18)。彼女はフェミニストの理想の体現者、かつ帝国のヒロインとしてもよく引き合いに出された。つまり、彼女は、フェミニズムと「帝国」を直接結びつけ、フェミニズムにとっての帝国の問題の重要性を示す存在であった。カーペンターのインド女性への確固とした関心は、自身がインド女性のニーズをしっかりと理解・把握しているという仮説と、インドの姉妹を助け導くのがイギリス女性の「特別の義務」であるという仮説を

伴っていた。そして「ヒンズーの女性の能力は適切な発展のもとに置かれるなら、西欧の姉妹より劣っているわけではない」と、彼女は書いている(19)。「適切な発展のもと」というのは、イギリス人の優秀さを十分に理解して、進んでその指導に従うならば、という意味と受け取れる。

インド女性の教育に関心をもったカーペンターは、訓練されたイギリスの女性教師をインドで女子学校を運営させるために派遣する計画を、アナ・ゴア=ラングトンらとともに立てた。その活動は、インドの女子教育改革について本国およびインド在住のイギリス女性の興味を引きつけた。また、そのための募金活動を行なった。当初はイギリス女性をインドに派遣することに重点があったが、次いでインド女性を教師として訓練するために奨学金も準備するようになった(20)。

教育の関心に続いたのは、女性の健康への関心であった。男性の医者にはかかろうとしないインド女性に女性医師を供給する緊急の必要性が痛感されるようになった。そしてこの点でもまた、最初はイギリス女性を、次いでインド女性を医者にする訓練を与えるための募金がなされたのである(21)。これらの活動について、アントワネット・バートンの指摘に注目しなければならない。すなわち、カーペンターらは、特定のインド女性の能力と業績について多少は認めていたものの、総じて言うなら、インドのための計画は、ほとんど教育もなく受け身で苦しんでいるインド女性のために、イギリス女性が代わって着手し、実行していくものであった(22)。

1860年代、70年代のインド女性に対するフェミニストの支配的関心は教育と医療の問題であったが、世紀末には性病法と幼児結婚の問題に重点がおかれるようになった。性病法撤廃運動の指導者のジョゼフィーヌ・バトラーは、イギリスにおける同法の撤廃を勝ち取ったのちに、その運動の組織「全英女性協会」がインドの「兵営規則」(性病法に替わるもの)の撤廃に本腰を入れて取り組む必要性を訴えた。その規則は、連隊内部での売春宿の営業を認め、売春婦の定期検診を強行するものであった(23)。それと同時にイギリスのフェミニストたちの集中的な関心の的となったのは、インドにおける「サティ」(寡婦の焚死)の風習(ローイなどの要請で植民地政府は法律で禁止してはいたが、慣習は続いていた)と幼児結婚の問題であった。これらの慣行が示しているインド女性の「堕落的」状態について頻繁な誌上討論が起こった(24)。

しかしながら、イギリスのフェミニストたちがどれほどインド女性の状況を真に理解していたであろうか。メアリ・カーペンターは短い期間インドに滞在しただけで、自らをインドのエキスパートと見なした。ジョゼフィーヌ・バトラーと次節で扱うミリスント・ガレット・フォーセットもまったくインドを訪れたことがなかった。したがってインド女性のための彼女らの運動は、イギリス女性へのプログラムをそのままインドに適用するものであった。インド女性の状況を一番把握し、インド女性の真価を評価したり、インド女性が目指す改革の真の代弁者になり得る立場にいたのは、おそらく「メムサヒーブ」(インド在住のイギリス人高官の妻を土着の人がよぶ「奥様」という意味の言葉)であっただろう。「メムサヒーブ」の既存のステレオタイプは、植民地社会の現実から隔離され、インドにたいして何の興味ももたない、イギリス文化の傲慢な擁護者といったものであるが、このイメージもいずれ史料の綿密な読破をとおして改訂がなされねばならないであろう、とだけ付言しておく(25)。

インド女性の状況を改善するためのイギリス・フェミニストのキャンペーンは、同時にイギリスの帝国的安定の維持を保証する方向性をももっていたことはたしかである。

バトラーの「兵営規則」撤廃への関心はもちろんそれがインド女性に及ぼす悲惨な結果への心配にあったけれども、同時に「イギリスがインドにたいしてもっている大きな責任」という観点が濃厚であった。たしかにバトラーは、イギリスのインド行政官の行為に、また帝国的膨張のあり方に批判的ではあった。しかし、彼女が求めていたのは、帝国に終止符を打つことではけっしてなく、真にキリスト教精神に基づく、より倫理的な形態の帝国主義であった。彼女は、インド女性が生来的に「好色」であるとするような、イギリス人男性に好都合な当時の一般的考えには論駁したが、それでもインド女性を'helpless, voiceless, hopeless'と表現してやまなかった(26)。

結局、イギリスのフェミニストのインド女性への関心の声高い表明は、進んで自らの「特別な(帝国的)重荷」を引き受ける心準備と能力を通して、国家レベルの政治的権利と国家に対する責任への女性自身の適性を示す手段として役立ったのである。

二 イギリス・フェミニズムと帝国主義の関係

19 世紀後期から 20 世紀にかけてイギリス・フェミニズムがセクソロジーや優生学に関する討論に呼応したり、それを包含したりしたように、それはまたイギリスの帝国主義的発展と深く関わり影響されていた。帝国の支配に参画した人々の多くは、「女性の権利」の反対者であった。彼らは、帝国の維持に必要とされるのは男性的資質であり女性的資質ではないと、「イギリス女性にインドを統治させる」という考えそのものがいかに滑稽かを強調した(27)。しかし、このことは、フェミニストと帝国主義の支持者の間の明らかな根本的対立を意味するものではなかった。それどころか、フェミニストの多くは、熱心に帝国主義的野望を支持し、帝国的レトリックを用い、イギリス女性が帝国内の他の地域の女性との関係で占めている特別な地位ゆえに、彼女ら自身の闘いがより一層の重要性をもつものであると見なした。「イギリス女性のためのみならず、貶められた、惨めな、無告の全女性のために」イギリス・フェミニストが闘っているのだと。そして「彼女らの生活と安寧のためにイングランドは日々神の言葉に応えねばならない」と(28)。実際、女性はインド統治に関与することはありえないのだからと婦人参政権に反対する論拠を逆手にとって、穏健派のサフラジストの機関誌『ザ・コモン・コーズ』は、次のように主張した。「帝国の責任は……男性のみならず、女性にもかかっている。女性の選挙権がインドのためになりさえすれば、大英帝国の女性はまちがいなく選挙権を要求しなければならない」と(29)。

多くのアンチ・サフラジストにとって、婦人参政権に反対するもっとも強力な論拠を提供するものが「エンパイア」であったけれども、帝国の紛争の際に政府がまず政治的に利用したのも女性であった。ボーア戦争の間にイギリス軍がナタールにおいてボーア人女性と子どもを抑留していた収容所の悲惨な状況や高死亡率が、エミリ・ホブハウスの著述によって暴露された結果、公の討論が起こってきた。彼女は、反戦主義のフェミニストであり、南アフリカを訪れ、これらのキャンプでのイギリス軍の非人道性を指摘する広範な執筆活動をしたのである(30)。続いて押し寄せた世界中からの嵐のような抗議を無視できなかった政府(第三次ソールズベリ内閣)は、収容所の実態調査のためにミリスント・ガレット・フォーセットをリーダーとする女性の調査団を任命するに到った。

ミリスント・フォーセット(1847-1929)は、この任務にとって明らかにえり抜きの人材

であった。彼女は、政治的には夫ヘンリ・フォーセットとともに堅固な自由主義者であったが、1884年の夫の死後、80年代後半にアイルランド自治(ホーム・ルール)に反対して徐々に組織としての自由党から離れていった。このアイルランド自治に反対するキャンペーンの中でとった指導的役割をとおして、彼女は全国的に頭角をあらわすようになり、また保守党政府の多くのメンバーとも緊密に接触するようになっていた。他方、1897年に結成された婦人参政権協会全国同盟(NUWSS)の会長となる。彼女は、愛国的心情を声高に発言しており、とくにボーア戦争は「トランスヴァールに長く定住してきたイギリス人やその他の『ユイトランダーズ』(ボーア人から見た外国人)の市民権共有を、クリューガー大統領が執拗に拒んでいることによって引き起こされた」正当な戦いであるという主張を無条件に受け入れていた。多くのサフラジストはボーア戦争に反対していたが、ミリスント・フォーセットの見解では、「ユイトランダーズ」の要求とサフラジストの要求の間には密接にパラレルな関係が存在した(31)。

フォーセットはNUWSSの会長職に1918年まで長期にわたってとどまっていたので、穏健派の婦人参政権運動における彼女のリーダーシップは揺るぎがなかったかに見えるが、実はボーア戦争を積極的に支持する彼女の姿勢はサフラジスト内部に激しい緊張を引き起こしていた。サフラジストの多くはその戦争に反対し、それを帝国主義者の侵略行為とみなした。実際、NUWSS内部の対立は相当のものだったので、戦争勃発の1899年には事実上執行委員会の会合は中止されていたのである。とりわけ会長のフォーセットが同僚の目には「お話にならない」と映っていた。彼女は帰国後も戦争が終わるまでは執行委員会の会議に出席すらしなかったのである(32)。

人種的・帝国的ハイアラーキーを信じる彼女の考え方は、南アの兵営についての彼女の報告書の中に非常に明瞭にあらわれていた。ここには女性同士の連帯を示唆するものはない。それどころか、彼女の見解では、兵営内の過度の乳幼児死亡率は、主としてボーア人女性の迷信的な慣行、健康や衛生についての知識の欠如の結果であった。彼女は、ボーア人女性を無知な農婦とみなしていたのである。ボーア人問題についての討論の中でも、彼女は繰り返し科学的衛生的原理についての充分な知識を主張した(33)。そのようなすぐれた知識を所有するからこそイギリス人女性は母親としてもより適しているのみならず、政治的・公的な立場に対しても適した存在と言えるのであった。

前述したように、フォーセットのボーア戦争支持は彼女の仲間によって共有されていたわけではなかった。しかし、イギリスが議会制の母国(英国国会を'Mother of Parliaments'とよぶ)であること、帝国全体の、いや世界の女性の運動においても特別な地位を占めていると、イギリスを中心に考えるものの見方は共有されていた。

イギリスの帝国支配の正当性という仮説は、他の国の女性運動との結びつきやイギリスのフェミニストがインターナショナリズムに対してとったあらゆる段階の態度においてきわめて明らかに示された。たとえば、1890年代末には帝国のさまざまな地域で力強い婦人参政権の要求が発展していることを認めて、NUWSSは植民地の婦人参政権諸団体をNUWSSの執行委員会へ招聘することを決めた(34)。しかし、植民地の運動団体のいずれもその問題を真剣に取り上げようとはせず、代表を任命しなかった。オーストラリアのサフラジストが控えめながら興味を示しただけであった。NUWSSはさぞかし拍子抜けしたことであろう。

帝国的ハイアラーキーの観念は、20世紀の始めにオーストラリアとニュージーランドに関してはわずかに変化した。そのころに両自治領で婦人参政権が獲得され(ニュージー

ランド1893年、オーストラリア1902年)、それゆえにイギリスの婦人参政権運動をある意味でリードできる立場に立ったからである。実際エドワード期の婦人参政権運動の激化とともにイギリスのサフラジストもサフラジェットも好んで次の事実を指摘した。すなわち、オーストラリアとニュージーランドの両植民地における婦人参政権の付与は、アンチ・サフラジストが心配するような社会的・政治的に有害な結果をもたらしてはいない、と。この時期に訪英したオーストラリアのフェミニストのリーダーの一人、ヴァイダ・ゴールドステイン(1869-1949)は1911年にWSPUに招かれたのであるが、彼女は、イングランド中を遊説して、婦人参政権の獲得がオーストラリアにおいて家族の福祉、社会福祉の水準を改善し、国政上、女性の存在を認めさせるのにいかに重要であるかを力説したのである(35)。しかし、そのときもゴールドステインとその一行は、イギリスのフェミニストの気取りというか、高慢な態度にうんざりさせられたようである。自分たちが来英したのは、繰り返しの招きに応じてであり、自分たちとしてはイギリスのサフラジェットを助けるためである、というオーストラリア女性の矜持であったろう。

ゴールドステインは、イギリス女性と比してオーストラリア女性の享受している利点について力強く論じた。イギリス女性は長い歴史による制度的な差別の諸形態を被っていると。たとえば、選挙権をもたない女性が下院の議場に入ることができるのは、女性傍聴席(Ladies' Gallery)であるが、そこには議席との間に金属製の格子があり、傍聴者はその格子の背後に坐らねばならなかった。ゴールドスタインは、そのことに憤慨と同時に深い辱めを感じ、イギリス国民の真の女性観の現れをそこに見たのであった。彼女から見れば、格子は隷従(slavery と degradation)のシンボルであり、「帝国の母」たるイギリス女性が非常に長い間その存在をゆるしてきたことに腹を立てたのである(36)。

翻って、前節で見たように、19世紀後期に「インド女性」はイギリス・フェミニストの「特別の重荷」であり続けた。「兵営規則」、そして幼児結婚やサティといった慣行に終止符を打つためのキャンペーンは精力的に展開された。しかし、それらの運動では、往々にして、インド女性を見くびったり、子ども扱いするような表現が使われていた。「あわれな」、「ちいさな」インドの姉妹たち、と。アントワネット・バートンが論じたように、このようにしてイギリスのフェミニストたちは、「インド女性」を自らの進歩を測るための「引き立て役」として用いたのである(37)。

さらに注目しておきたいことは、イギリスのフェミニストが、アフリカ、オーストラリア、カナダのネイティヴの女性たちについてはほとんど何も言っていないことである。イギリスの帝国的慣行や白人の性的「特権」は白人女性をも先住民の女性をも等しく抑圧していたのであるが。

イギリスの帝国的優位についての疑問の余地のない仮説はまた、世紀転換期に高まってきたインターナショナリズムへの動きの中でも明白に顕れていた。そのことにも簡単に触れておきたい。北米や大英帝国のみならず、ヨーロッパの多くの部分で女性の運動が出現し成長してくると、一連のインターナショナルな女性組織の形成に到った。1890年代に国際女性評議会(International Council of Women)や女性キリスト教禁酒同盟(Women's Christian Temperance Union)が設立されたのちに、1904年に国際婦人参政権連盟(International Woman Suffrage Alliance)がベルリンで設立された。IWSA結成の目的は、「あらゆる国の女性の選挙権付与を実現するために、そして世界中の婦人参政権の支持者たちを組織的な協同と兄弟的な(ママ、通常男性に使用されるフラターナルという語が使われている)助け合いにおいて統一するため」であり、その組織は平等主義的な連合であ

ることが強調された(38)。しかし、実際にはそれはきわめてハイアラーキー的な組織であり、それはまったく帝国主義的な形態とレトリックによって自らを表し、そして活動していたのである。一つの中央の帝国的団体があり、数多くのローカルな「植民地」的な団体をもっていたのである。IWSA に関わったフェミニストが好んで用いたポピュラーなメタファーは、IWSA を明確に分離した(ある意味で男性の帝国から)女性の帝国とした。会長は、アメリカのフェミニストのリーダー、キャリー・チャプマン・キャットであり、彼女は無冠の女王として描かれ、そのまわりを多くの国々の侍女、大使、臣民が取り囲んでいるというものであった(39)。

イギリス女性は、IWSA の活動のいくつかに熱心に参加した。とくに白人奴隷貿易(婦女人身売買)に終止符をうつために政府の支持を獲得するための運動である。彼らは、1913年にブタペストで採択された決議を支持した。それは、「IWSA のこの大会から、ここに代表されたあらゆる国々の政府に、売春(使用された言葉は commercialized vice であり、prostitution でないことにも留意)の程度と原因を国際的に調査する行動を起こすべきであるという要望書を送る」という決議であった(40)。

しかしながら、イギリスのフェミニストたちは概して反戦主義(平和主義)にはそれほど興味を示さなかった。他の若干の国の代表にとっては、それがフェミニズムの国際的連帯の重要な一部分であったのだが(41)。男性が支配する世界につきもののミリタリズムを排除して、女性が新しい戦争のない世界を作り出す、というその後の「母親運動」に見られることになるような信念は当時はまだほとんどインパクトをもたなかった。

イギリスという国、イギリスのフェミニズム運動の進展が IWSA をかなり支配していた。1909 年ごろには 21 の国が IWSA に加盟していたが、年次大会や連盟の月刊誌(*Jus Suffragii*)では、イギリスのニュースがもっとも多くの部分を占めていた。過去半世紀に及ぶ運動の蓄積、そしてちょうどそのころにイギリスの「女性社会政治同盟」(WSPU)によって未曾有のデモ行進に始まってセンセイショナルなミリタンシーが激化していったことも、国際的にイギリスの卓越性を当然のものとしたのであろう。そのことは、婦人参政権問題におけるイギリス女性の勝利が世界中の他の国々に模範を示すことになるのだと、一層イギリスのフェミニストの「本家本元」意識を強化していったと言えるであろう(42)。

おわりに

「フェミニズムと帝国主義」の関係について本章で論じてきて、イギリス女性、とくにヴィクトリア期とエドワード期のフェミニストたちが帝国的文化の中で生きていることをどの程度意識し、どの程度それによって影響されていたかに注目することが、フェミニスト・ヒストリオグラフィーにとってきわめて重要であることを再確認した。我々は、程度の差はあれ「帝国」を男性の領域として考える思考に慣れていたように思う。しかし、ヴィクトリア期のミドルクラスのフェミニストたちは、帝国が「白人女性のための適所ではない」とは信じていなかった。それどころか、もしも帝国が繁栄すべきものなら、そこでの女性の影響力が絶対に必要なものであると考えていた。イギリス帝国と女性の関係の認識(アイデンティフィケイションといってよい)は、さまざまなミドルクラス・フェミニストのプログラムが 1860 年代以降成長発展してくるにつれて、その中に暗黙に存在

していた。帝国的理想が、ときにはそれ以外にほとんど共通項をもたないように思われたさまざまな異なったタイプのフェミニストたちをひとつに統合したのである。

なかんずく、インドに対するイギリス・フェミニストの関心は、当該時期の世代の、ミドルクラス階層のフェミニストのとくに例外的なものではなかった。インド女性に対する彼女らの関心は、いわば複合的な帝国文化の仮説の一端であった。その仮説はまた、この時期に浮上してくるミドルクラス・フェミニズムのパースペクティヴそのものによって形作られており、帝国それ自身が当然のものと思われたように、「白人女性の重荷」(White Woman's Burden)を当然の、自然のものとして担わせたのである。

フェミニズムというものは、権利のための闘いであると同時に、権力・権限(パワー)の要求でもあったし、今後もそうであろう。19 世紀のフェミニストは、教育、選挙権、福祉立法などさまざまな手段によって、権力が与えられることを追求した。そして、そのうちの少なからずのものが、フェミニズムの「大義」をイギリスの帝国支配と提携することによって追求されたのである。ジョゼフィーヌ・バトラーのような国際的なフェミニスト的改革者のヴィジョンは、平等や「女性的価値観」にもとづいたグローバルな女性同士の真の連帯の展望を提供してはいた。しかし、その見通しはこの時点ではほとんどなしとげられることはなかった。なぜなら、(のちに命名されたブランドでの)「主流フェミニズム」は、一時的にせよ非白人(非アングロ・サクソン)の女性の相対的無力さに依拠していたからである。女性解放を求める、基本的に革命的な、長く厳しい闘いというコンテクストの中で、イギリスのフェミニストが戦略的に「インド女性」を利用したことは、「現実の」インド女性に対するフェミニストらの実際の態度とはほとんど関係をもたなかったかもしれない。実際、レトリックと戦略上の便法と、個人的姿勢・心情との間をはっきり区別すべきであるかもしれない。おそらくこれは今後考察すべき女性史研究の重要な課題であろう。

最後に、アントワネット・バートンのきわめて示唆的な言葉を引用しておく。「当時のイギリス・フェミニストは彼女たちが創り上げたものではない、またおそらく彼女たちが免れることのできなかった帝国主義の言説の罠にはめられていたのである。彼女らが帝国のイデオロギー的活動において協同したことが、彼女らを帝国主義に連座させたし、その西洋フェミニズムの遺産がその後も受け継がれてきたのである」(43)。

註

(1) 拙稿を参照、「イギリス・ヴィクトリア期のフェミニズムと帝国主義」(比較家族史学会監修、田端泰子他編『ジェンダーと女性』1997 年、早稲田大学出版部)

(2) P·J·ケイン/A·J·ホプキンズ『ジェントルマン資本主義の帝国 I』1997 年、名古屋大学出版会、第 1 章参照。

(3) たとえば、Nupur Chaudhuri & Margaret Strobel(eds.), *Western Women and Imperialism: Complicity and Resistance*, 1992; Antoinette Burton, *Burdens of History: British Feminists, Indian Women and Imperial Culture, 1865-1915*, 1994; Kumari Jayawardena, *The White Woman's Other Burden: Western Women and South Asia During British Rule*, 1995; Barbara Caine, *English Feminism, 1780-1980*, 1997. 最後のケインは、南ア生まれで、オーストラリアに移住し、シドニー大学を卒業し、現在オーストラリアのモウナシュ大学の歴史学の教授。また、以下をも参照。Mrinalini Sinha, "Gender in the Critiques of Colonialism and Nationalism: Locating the 'Indian Woman'" in Ann-Louise Shapiro (ed.), *Feminists Revision History*, 1994.

(4) Valerie Amos & Pratibha Parmar, "Challenging Imperial Feminism", *Feminist Review*, 17, Autumn, 1984.

(5) James Buzard, "Victorian Women and the Implications of Empire", *Victorian Studies*, vol. 36, no. 4,

1993. また、1992年にイギリスとアメリカのフェミニスト史家の共同編集で創刊された *Women's History Review* には、「帝国」の女性史、クロス・カルチュラルなフェミニズム研究の論文を多く掲載している。とくに第3巻(1994)は、「フェミニズム、帝国主義と人種 ── インドとブリテンの間の対話」という共通テーマで特別号が組まれている。

(6) メアリ・ウルストンクラフト『女性の権利の擁護』1980年、未来社、278頁参照。

(7) Barbara Leigh Smith Bodichon, *Reasons, For and Against the Enfranchise of Women*, 1872, p. 4.

(8) 以下の人名辞典でランガム・プレイス・サークルの成員の家族的背景を参照。Olive Banks, *The Biographical Dictionary of British Feminists, 1800-1930*, 1985.

(9) A. Burton, *op. cit.*, pp. 44-45.

(10) 拙稿「イギリスにおける婦人参政権運動の考察 ── 婦人参政権協会全国同盟をめぐって(その1) ──」『富山大学人文学部紀要』第17号、1991年、34頁[本論 第三部 第一章 二(三)②]。

(11) Frances Power Cobbe, "Women in Italy in 1862", *Macmillan's Magazine*, 1862, pp. 363-375.

(12) この言葉は次の本の序文としてコッブによって書かれたものである。Theodore Stanton(ed.), *The Woman Question in Europe*, 1888.

(13) たとえば、1861年8月のNAPSSの大会で報告された以下のペーパーなど。Jessie Boucherett, "Local Societies", reprinted in *The English Woman's Journal*, December, 1861.

(14) たとえば、F. P. Cobbe, "The Preventative Branch of the Bristol Female Mission", a paper read at the NAPSS, August, 1861, reprinted in *The English Woman's Journal*, November, 1861.

(15) A. Burton, *op. cit.*, p. 47.

(16) 『イングリッシュ・ウーマンズ・ジャーナル』の後継誌の『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(以下 *EWR* と略記する)の中で、メアリ・カーペンターはインドとのかかわりにおいてよく取り上げられており、また長大な彼女の「死亡記事」(*EWR*, no. 51, July, 1877, pp. 295-299)から、フェミニストの間で彼女がヒロイン視されていたことが読みとれる。

(17) Barbara Ramusack, "Cultural Missionaries, Maternal Imperialists, Feminist Allies: British Women Activists in India, 1865-1945" in N. Chaudhuri & M. Strobel(eds.), *op. cit.*, pp.120-122.

(18) *EWR*, no. 5, October, 1867, pp. 316-320.

(19) A. Burton, *op. cit.*, p. 110.

(20) *EWR*, no. 11, April, 1869, pp 235-236.

(21) この活動については以下を参照。Geraldine Forbes, "Medical Careers and Health Care for Indian Women: Patterns of Control", *Women's History Review*, vol. 3, no. 4, 1994, pp. 515-530.

(22) A. Burton, *op. cit.*, pp. 112-113.

(23) バトラーの伝記研究は数多いが、インドの性病法撤廃のキャンペーンについての詳細な分析はアントワネット・バートンのものが優れている。*Ibid.*, chap.5.さらに同じくバートンの次の論文をも参照のこと。"The White Woman's Burden: British Feminists and 'The Indian Woman', 1865-1915" in N. Chaudhuri & M. Strobel(eds.), *op. cit.*

(24) *EWR* で頻繁に出てくる。たとえば、Mrs. Bayle Bernard, 'The Position of Women in India', *EWR*, no. 8, July, 1868.

(25) 以下を参照。 Pat Barr, *The Memsahibs: The Women of Victorian India*, 1976; Nupur Chaudhuri, "Memsahibs and Their Servants in Nineteenth-century India", *Women's History Review*, vol. 3, no. 4, 1994, pp. 549-562.

(26) Josephine E. Butler, "Editorial", *Stormbell*, June 1898.(以下で引用。A. Burton, *op. cit.*, p. 162.)

(27) Brian Harrison, *Separate Spheres; The Opposition to Women's Suffrage in Britain*, 1978, p. 75.

(28) 以下に引用。A. Burton, *op. cit.*, p. 3.

(29) "The New Imperialism", *Common Cause*, May 30, 1913.

(30) ホブハウスの報告書については、以下を参照。 David Rubinstein, *A Different World for Women: The Life of Millicent Garrett Fawcett*, 1991, pp. 121-122.

(31) Millicent Garrett Fawcett, *What I Remember*, 1925, p. 149.

(32) Jill Liddington, *The Long Road to Greenham: Feminism and Anti-Militarism in Britain since 1820*, 1989, pp. 46-53.

(33) フォーセットの報告書については、以下を参照。D. Rubinstein, *op. cit.*, pp. 80, 122-23, 125-126.

(34) B. Caine, *op. cit.*, p. 19.

(35) Barbara Caine, "Vida Goldstein and the British Militant Campaign", *Women's History Review*, vol. 2, no. 3,1993, pp. 363-376.

(36) B. Caine, *English Feminism*, p. 170.
(37) A. Burton, "The White Woman's Burden", pp. 137-138.
(38) Mineke Bosch(ed.), *Politics and Friendship: Letters from the International Woman Suffrage Alliance, 1902-1942*, 1990, p. 9.
(39) *Ibid.*, p. 15.
(40) B. Caine, *op. cit.*, p. 171.
(41) Liddington, *op. cit.*, pp. 67-75.
(42) とくにWSPUの機関誌(*Votes for Women*)のいたるところでその点が強調されている。たとえば、Christabel Pankhurst, "Shall This Country Lead the Way ?", *Votes for Women*, September, 1908, pp. 425-426.
(43) A. Burton, "The White Woman's Burden", p. 152.

(付言) 本稿が扱ったような比較的に短期間のフェミニズムやフィランスロピーの分析ではなく、20 世紀の半ば頃までを射程に入れてイギリスと帝国各地の女性の運動の間の関係とその変化を捉える必要があると感じている。まだごく一部しか入手できず、本稿では活用できなかった以下の史料(月刊誌)の存在を指摘しておきたい。*India's Women: The Magazine of the Church of England Zenana Missionary Society*, 1881-1957.

補論 「イングリッシュウーマンズ・レヴュー」誌に見る「日本女性」

はじめに

『イングリッシュウーマンズ・レヴュー』(以下 *EWR* と略す)は、ヴィクトリア時代中葉からエドワード時代にかけて 44 年間(1866-1910 年)継続刊行された、イギリス・フェミニズムの定期刊行物である。同誌誕生の背景としての、19 世紀半ばのイギリス・フェミニズム運動の形成・発展や同誌創刊の詳細ないきさつについては第一部第四章に述べた。

EWR 誌の存続期間はほぼ明治時代と重なり合っている。幕末以来、イギリスは日本にとってつねに学ぶべき模範であり続けた。しかし明治期にイギリスで「日本女性」がどの程度知られていたであろうか。本稿では、*EWR* 誌に現れた「日本女性」の記事を紹介することで、ごく限られた読者層にはちがいないが、イギリスのミドルクラス的フェミニストの目に日本女性がどのように映っていたかを探ってみたいと考える。

まず *EWR* 誌の編集の基本姿勢について簡単に述べておきたい。同誌は、特定のフェミニズムに限った雑誌ではなく、フェミニズムの諸課題を包括的に取り上げ、また政治的・宗教的にも無党派であった。商業的広告は一切載せていないので、財源は、ただ購読料と代々の編者の個人的資産や寄付に依るもので、したがって慢性的に財政困難の状態にありながら、半世紀近い息の長い刊行を続けたその理想主義的姿勢は注目に値する。*EWR* 誌の目的は、公の社会における女性の進歩、つまり教育、政治、産業において女性が為しつつあることを記録することにあった。

そしてその女性の進歩は、イギリス国内だけにとどまらなかった。各編者の言葉を引用しよう。ブーシェレットは、同誌を「正確な記録」たらしめる意図を表明し、「そこには航海日誌のようにわれわれの前進をマークする諸事件が日を追って書きとめられ、この航海日誌が、現在の活動家(彼女らは数あるフェミニズムの課題の一つに専念しているから、他の分野で行われていることをよく知らない)にとって興味深いものとなり……また将来貴重なものとなること」を希望した。ビッグズも、同誌の目的は、「国内外の女性にかかわるあらゆることがらの記録の蓄積」にあると述べた。「本誌の紙面を占めている記録がなかったなら、19 世紀が目撃している女性の地位における急速な変化をのちに思い出すことは困難になろう」と。またブラックバーンは、「*EWR* 誌は、あらゆる国ぐにに おける女性の活動と進歩に関して、参考資料かつ記録として価値あるあらゆることを収集せんと努める」と述べた。マッケンジーは、「世界中の女性の運動(コーズ)の実状を本誌のように簡潔に記録している」定期刊行物は他にはない、との自負を表明している。

同誌は、イギリスのフェミニズムの具体的行動への働きかけも行なったが、本稿ではなによりも上述のドキュメンタリー的な機能に注目したい。この記録収集という目的から、次第に「外国のニュース」のコラムが充実してくる。初期は、もっぱらアメリカへの関心が強かったが、次第に世界中のフェミニズムにかかわる、あるいは女性の地位・現状についてのニュースを広くおおうようになった。もちろん、それだけの海外ニュースを集め得たことは、イギリスの「エンパイア」としての地位があってのことで、*EWR* のフェミニストたちが「大英帝国」の優越的立場をどのように考えていたかは、また別の機会に論じたいと思う。

一 *EWR* 誌に現れた「日本女性」の記事の量とその扱い

EWR 誌における「日本女性」の記事が、この膨大な史料全体に占める数量的割合を示すことは不可能であるが、アジアに限定するならば、当然のことながら、イギリスの重要な植民地であったインドの女性に関する記事の量と比較して決して多いとはいえない。1866 年発刊以後、「ニュー・シリーズ」が始まる 1871 年までは、「海外のできごと」はまだ本格的コラムになっていなかったので、1871 年以後の全巻を通観すると、「日本女性」の記事が載らなかった年は 19 年であり、あとの 22 年は年に 1 ～ 3 回の頻度で総計 40(筆者の見落としがなければ)の記事が掲載されたことになる。

これらの記事のほとんどは、「できごと」欄のなかの「外国のニュース」の一部であった。毎号数本載る「論説」に登場したのは 4 回であったが、「書評」の欄にもときどき登場した。それらの記事を全て網羅的に紹介することは紙数の制約上できないので、イギリスのフェミニスト的な編集者がどのような眼差しで、遠い日本のことを見ていたかを窺い知ることができそうな記事を以下で抜粋紹介する。

二 「日本女性」に関する記事の紹介

EWR 誌の「できごと」欄に掲載された記事(＊で表記)については、内容的に明らかに誤りや誤解とわかる記述もそのまま文言通りに訳しておく。また訳文中の敬語の使用は原文でそう表現された場合のみに限定した。訳文中の［ ］は筆者の注記である。その記事の後に『近代日本婦人問題年表』(ドメス出版)から、同定される事件(あれば)を引いておく(※で表記)。

＊ 1872(明治 5)年 4 月号(no. 10)「日本において女性が国外に出ることの禁令が最近取り払われた。政府はあらゆる先進文明国へ大使を派遣している。その先頭にいるのは、もと外務大臣、現首相の岩倉氏である。これまで岩倉は外国人との交渉を最も熱心に反対していた人物である。しかし今では自由と改革の新しい体制の前進のために、ミカドの誠実で熱心な代理人となっている。大使とともに 21 人の若い少女たち(高貴な大名家族の)がアメリカ合衆国に渡ることになっている。そして成人女性となるまで、アメリカの若いレイディの嗜みを教育されるであろう。ニューヨークの諸紙が伝えるには、すでに 5 人の日本の皇女が到着したとのことである。そのうちの幾人かはヴァッサー・カレッジで学ぶ予定である。他方、本国にいる女性のためにヴァーモント出身の女性が横浜で女学校を運営している。それは 9 月 1 日に開かれ、すでに 17 人の女生徒がいる。」

※ 1871.12.23. 5 人の少女、特命全権岩倉大使一行と共に米国へ留学のために出発、最初の女子留学生。「横浜の女学校」については、1871 年 10 月のアメリカ・ミッション・ホーム(横浜共立学園の前身)開設のことか。［筆者註：拙稿初出では、このように対応づけたが、その後、「横浜の女学校」はフェリス女学院の前身であることが判明。］

＊ 1872 年 10 月号(no.12) 「『チャイナ・メイル』によれば、日本で今起こっている進歩の表れの一つであるが、寺社参詣に関して女性は男性と同じ権利が与えられた。」

※ 1872.5.4. 神社仏閣の地の女人禁制を廃止。

＊ 1873(明治６)年４月号(no.14) 「210 のアカデミーがこの王国に設立されることになった、そして数多くの公立学校が６歳以上の男女子に開かれた、と報じられる。チャプリン・アイアトン夫妻がカレッジ運営のために日本へ出発した。」
※ 1872.9.5. 文部省、学制を頒布、男女平等の義務教育実施。

＊ 1873 年７月号(no.15) 「日本と諸外国がいまや自由に交流するようになり、日本人と外国人との結婚が起こり得ることを鑑み、政府は通婚に関する布告を発した。全ての日本国臣民は外国人と結婚する前に政府の許可を得なければならない。日本人と結婚する外国の女性は、結婚式ののちは帰化した日本人とみなされ、帝国の法律に従う者となる。そして外国人男性は日本女性の婿として受け入れられたなら、帰化した日本国臣民とみなされることになる。外国人と結婚するいかなる女性も、その行為によって、彼女がそれまで家屋・農場・畑など土地財産に対してもっていたあらゆる権利を放棄するものとなる。しかし、もしも彼女がその縁組みを結ぶための政府の許可を得て、日本国臣民たり続けるなら、彼女は個人的財産(金銭、宝石、着物など)はそのまま保持できる。」
※ 1873.3.14. 外国人との結婚禁止を解除。

＊ 1874(明治７)年１月号(no.17) 「アメリカの新聞によれば、日本政府は女性に対してますます多くの配慮を与えている。全ての女性は自らの印鑑で重要な証書や書類に押印することができるという布告が出された。また教部省は次のような通告を発した。６人の女性が教導職に任命され、それらの女性は知識が豊富であるので、敬意を払われるべしと。彼女らの年齢も名前も公表されていて、年齢は 15 歳から 57 歳にわたる。」
※ 1873.5.31. 相続権のある婦女子に自印をもつことを許可。

＊ 1874 年７月号(no.19) 「『スコッツマン』紙が報じるには、エディンバラで教育を受けた女性が、江戸で、日本および東洋一般に女性のみの領分と見なされている医業の分野［産科のこと］において、日本女性のクラスを訓練する仕事に従事している。これらの女性は、有能で、注意深い学生ではあるが、その女教師がいうには、現在のところ解剖学や生理学に全く無知であり、したがって起こり得る困難な事例を理解して対処するには全く不適切である。このような女性たちだけが日本において産科学を実践しているということを考えると、このことは恐ろしい事実暴露である。」

＊ 1875(明治８)年５月号(no.25) 「アメリカの新聞によれば、日本の大阪で女性を教育する医学校が設立された。そしていずれは、その学校に在学した証明書を提示できなければ、いかなる女医も開業することを許されなくなる。」
※ この記事は次の事件の誤解か。1874.8.18. 医制制定により、産婆の資格・取扱いを明確化、……実験証書所持のものと規定。

＊ 1875 年６月号(no.26) 「日本政府は、江戸に国家公務員の娘など若い少女のための上級学校を創設した。２名のオランダの女性がその施設の管理・運営をする。そこでは７歳から 20 歳まで、ときに２３歳までの生徒を受け入れる。施される教育は、英語とフランス語、それに通常女性に教えられる知識である。生徒は和服を着用、それに外

国のファッションである靴と靴下が加わる。期間は3年、勉学は1日4時間に限られる。……入学金は無料であるが、役人の娘は全学期で 500 フランの納付で入学し、寄宿料が月 40 フランである。無料で入学を許可された女子は、勉学修了ののちには国家に奉仕することを誓約する。その他の者は卒業後どの道に進もうと自由である。」

※ 1874.3.14. 東京女子師範学校設立。

* 1875年9月号(no.29) 「日本の皇后陛下は、教職を志願する若い女性の訓練のためのカレッジを設立する決意を固め、その建物の建築のために彼女の個人財産から多額を提供した。」

* 1877(明治 10)年11月号(no.55) 「書評」欄で、長崎ミチノリ［イギリスにおける日本帝国公使館の随行員で、詳細は不明］の『女性の教育、日本における社会的特権と市民権』と題された小冊子を取り上げている。長崎氏によれば、「今や日本のあらゆる地域に女学校が配されている。皇后は、この国の福祉の最も重要な部分の前進のために、惜しみなく下賜金を出すことで、国民に良き手本を示している」。氏はまた、「男性が享受しているのと同じ市民的・政治的権利を女性に認めること」の肝要さを主張している、といった調子で、この小冊子を高く評価して歓迎している。

* 1878(明治 11)年2月号(no.58) 「日本文学における女性」という題で、東京帝国大学のもと講師ウィリアム・エリオット・グリフィスの著述『ミカドの帝国』の書評を一部再録して、その書物が「賞賛と尊敬に値する」日本女性の過去の傑出した役割を教えてくれると注目している。「‥‥日本文学の最良の時代の最良の作品の相当部分が、女性の手になるものであったという事実に匹敵するようなことを、ヨーロッパの文学史の中に見いだすことはないと確言できる。‥‥書き言葉として漢字が中国より日本に導入され、それはより高い知性と文化をもつ男性によって大いに用いられた。しかし女性は「母国語」に愛着をもち、それが失われるのを防いで、それを形に表わした。日本語を文学上の言葉としたのは、女性の才能であって、男性のそれではなかった。モーゼはヘブライ語を、アルフレッド大王はサクソン語を、ルターはドイツ語を永続的に確立した。しかし、日本においては、その言葉の表情豊かなフォルムが、女性の手によって永続的な美に結晶化された。」

* 1879(明治 12)年4月号(no.72) 「日本における女性戸主」と題された、「論説」扱いの長い記事。*EWR* 誌の論調が窺える程度にかいつまんで紹介する。
「大きくうねる高潮のように、世界中に広がっている女性の前進の運動が、人種や習慣の全く異なった国ぐににおいても同じような展開の仕方をしている様を見ることは興味深い」。この前置きに続いて、日本在住のイギリス人のための新聞『東京タイムズ』に寄稿掲載された手紙を全文再録している。それは、一女性戸主による、納税の義務に基礎づけられた代議権の主張に関するもので、その要求は「イギリスにおける同様の要求と全く同じ根拠に基づいている」［いわゆる「代表なくして課税なし」の原理］。「われわれはこの点で日本が時代に先んじていることを知り、喜びに堪えない」。以下はその寄稿の一部である。「‥‥約4年前に『明六雑誌』で「女性の権利」の問題が加藤・福沢・森氏ら卓越した論者によって討論された。‥‥しかしやがて忘れられてしまった。

その問題がより実際的な形で一女性によって復活されるのを見て、私は幾分驚いている。‥‥女性自ら初めて女性の権利を主張するその文言は読者の興味を引くことであろう」。「土佐にクサノセ・キタという名の士族の女性がいる。彼女はほぼ 40 歳、10 年ほど前に夫を亡くした。以来彼女は家長である。1877 年に彼女は立志社の集会に足繁く出席し、人民の権利と自由の思想を吸収した。昨年彼女は家長であるにもかかわらず、区会議員の選挙で投票する権利を否定されていることに気づき、県庁に覚書を提出した」。そのあとに、彼女の高知県令宛ての手紙が全文紹介される。さらにその後の経過、税金の支払いを命じる県令の指令も要約されている。

※ 1878.9.16. 高知の楠瀬喜多、女性戸主として区会議員の選挙権を要求、「納税の儀に付御指令願の事」を県庁に提出。

✱ 1879 年 9 月号(no.77) 「日本の皇后は、国の紡績業やその他の産業に大変興味をもっている。日本の新聞によれば、赤坂の宮城の庭園で育てられたお茶の木の茶摘みが百人の少女によって皇太后の面前で行われた。少女たちは晴れ着を装い、茶摘みのあとはケーキとお茶がふるまわれた。皇后はまた教育の奨励にも熱心で、最近ある女学校で生徒たちに親しく激励のスピーチをして、賞を自ら手渡した。」

✱ 1880(明治 13)年 11 月号(no.91) 「書評」でイザベラ・バードの『日本奥地紀行』[1885 年作、東洋文庫に邦訳あり] が取り上げられる。バードの旅行家としての素晴らしい能力と勇気を賞賛したのちに「ミス・バードの著作の中で、日本女性の習慣や生活様式を描写したくだりがとくにわれわれの興味を引く。それは全体としていたましい記録である」という。しかしバードについてはそこまでで、それ以上はバードの著述とは無関係に日本女性の状況が語られる。「日本女性は奴隷ではないし、一夫多妻は合法ではない。しかし彼女らについていえるのはそこまでである。彼女たちの第一の義務は、子どもを生み育て、子に仕えることである。‥‥結婚の絆に対する男性の公然たる恥知らずの不実が女性の生活を辛いものにしている。‥‥彼女は絶えず離縁におびえながら生活している。結婚に際して、彼女は自らの身内を棄て、彼女の「子としての義務」は夫の母親へ移される。夫の母は往々にして嫁を嫌い、彼女に子ができなければ、息子に彼女と離婚するように迫る‥‥」と。最後に、このような女性の状況の基礎にある伝統的な女子教育のテキストとして、「文庫」と集合的に呼ばれる「女大学」に注目する。そして、N. マクラウド氏という人物による小冊子『女性のための日本の道徳律』から、18 箇条の教え [筆者の推測だが、享保元年の『女大学宝箱』の英訳と思われる] が全文引用されている。

✱ 1881(明治 14)年 6 月号(no.98) 「日本の工女 ── 『グローブ』紙は 2 月 5 日付けで次のように述べている。日本人はヨーロッパの慣習を模倣することにおいて長足の進歩をしてきた。これまでの一般の偏見は女性の労働領域を大幅に制限してきた。実際、「ウィーカー・セックス」[イギリスで女性を示す表現] である女性は家庭で農作業に従事している。他方、産業分野では男性が稼ぎのいい仕事のほとんど全てを独占してきた。この体制は、比較的進取の気性のある工場主の幾人かが女性に職を提供しつつあるので、やがて消滅するように思われる。‥‥しかし日本の女性の被雇用者はかなりの低賃金に甘んじている。それも男性と同じ 12 時間働いてのことである。女性の出来高が

男性と同じであるかは述べられていないが、質の点では、彼女らの労働の成果は男性の平均的な仕上がりと比して決して見劣りしないといわれている。その試みは非常に成功しているので、いくつか新しい工場(主に織布業)がもっぱら女性を雇用するためにいま建てられつつある。しかし、現在働いている女工が午前5時から午後5時まで休みなく働かされているのが本当であれば、すぐにも工場法が必要となろう。日本女性はあまり頑丈ではない。このような長時間労働は最も頑強な者に対しても厳しい緊張を課すにちがいない。」

* 1882(明治 15)年5月号(no.109) 「トゥルーブナー社はまもなく日本の小説『源氏物語』の英訳版を出版する。それはロンドンの日本公使館の随行員、スエマツ・ケンチオが書いたものだが原作の著者は女性であった。実際、日本の古典の著者の多くが女性であった。」

* 1882 年 11 月号(no.115) 「書評」欄で、上記の『源氏物語』が取り上げられる。まず原作者の解説から始まる。「紫式部は宮廷の小貴族の娘であった。‥‥彼女は、宣孝という名の貴族と結婚し、一女をもうけた。その娘も小説を書いた。式部は夫より数年長生きし、晩年は静かな隠遁生活を送り、992 年に死んだ。彼女が隠遁中に書いた日記は今なお残存しており、彼女の墓は古都京都の仏教寺院にいまもある。京都という地は彼女の物語の主要な舞台となった所である」。次いで、源氏物語執筆のいきさつの「伝統的説明」がなされる。さらに以下のように続く。「現在の翻訳は、オリジナルの物語のごく一部である。それは政治的・社会的な術策に満ちた宮廷生活の生き生きした描写であり、現代の西洋社会の状態よりもむしろ 14、15 世紀のローマかフィレンツェの生活に似ている。しかし、主人公光源氏のドン・ファン的な冒険譚の中で明らかにされた道徳の弛緩にもかかわらず、女性がその当時相当の自由を享受していたことは明白である。彼女らは、宮廷の祝い事や宗教上の祭事のみならず、訪問やビジネスにも普通に出かけている。紫式部はあるくだりで、政治は女性が参加することがらとは考えられないと言明している。それにもかかわらず、彼女の物語は、日本史を学ぶ学生がその当時の政治を理解するのを大いに助けてくれるであろう。女性の教育において深遠な学問は無用だとする理論は、われわれにいやでも 50 年前のイギリスにゆきわたっていた見解を思い起こさせてくれる‥‥」。

* 1884(明治 17)年9月号(no.137) 日本の高等女学校(師範)の教育内容の簡単な説明。

* 1884 年 10 月号(no.138) 「論説」と「外国のニュース」の2箇所で、日本の貴族院開設の動きが報じられるが、「いかなる女性も貴族身分を継承することができない」と指摘するだけで、あとの内容は代議権をめぐるイギリスの論議をとりあげ、「日本女性」とは無関係の論説である。

* 1886(明治 19)年2月号(no.154) 「女子教育と日本の皇后 ── 華族女学校の開校式が昨年11月13日に行われた、と『朝野新聞』は報じている。皇后陛下は午前 10 時に学校に出かけ、教室を視察し、建物の設計書と教師および生徒の名簿を受け取り、軽い食事をとったのち、午後1時に式に参列した」。さらに皇后のスピーチが紹介されて

いる。『ペル・メル・ガゼット』からの再録。
※ 1885.9.5. 学習院女子部を廃止し、華族女学校設立。

* 1886 年 7 月号(no.159) 「アメリカの州立師範学校で教育を受けるために、マサチューセッツのセイレムに旅立とうとしている若い日本女性は、日本の文部省によって留学目的で派遣される最初の日本女性である。数年前に私的に、また他の省によって数名が派遣されたことがある。加藤キンは、東京女子師範学校の卒業生である。その学校は、昨年まで皇后自らが運営していて、文部省から全く分離した組織であった。彼女は非常に勤勉な学生で、英語を修得した。日本政府の意図は、彼女の帰国の暁には彼女を日本の全ての女教師の長とすることである。」
※ 1886.1.18. 加藤錦子、幼稚園保育科修業のため文部省留学生として 3 カ年米国へ留学。

* 1886 年 11 月号(no.163) 「東京の最も重要な政治的新聞の編集人の一人に最近日本女性が雇われた。‥‥東洋の慣習から鑑みると、このステップは、女性解放における進歩にとってきわめて意味深長なことである。」;「日本の京都で、外国人宣教師は除いて、72 人のメンバーから成る女性キリスト者禁酒同盟が創設された。京都在住の女性宣教師全員が顧問としてその組織に入ることになろう。しかし組織の役職は日本人にゆだねるのが賢明と考えられている。これは何たる前進であろうか。」

* 1887(明治 20)年 8 月号(no.171) 「日本女性の間に、外国の調理に対する嗜好を育てる目的で協会が組織された。多くの日本女性がいまや、横浜、東京、長崎でヨーロッパ人のディナーに招待されているが、彼女たちは、歓待を受けたり、そのお返しをしたりするのをとてもむずかしがっている。」;「木村ヒダ夫人は最近設立された東京女子大学の発起人の一人であるが、日本の帝国大学の医学コースに入学を認められた。彼女は、帝国大学に入学を許可された最初の女性である。」
※ 1885.1.26. 木村秀子、大学入学を帝大総長に願出、却下。1886. 首相、文相に願出、却下。1887. 帝大選科入学を許可される。
※ 1887.4.19. 木村秀 [『年表』のまま]、東京女子専門学校設立、14 ～ 35 歳を対象、主に英・独文の教科。[ちなみに木村秀子は 87 年 10 月に没する]

* 1887 年 10 月号(no.173) 「禁酒運動が日本で大いに進展しつつある。『ユニオン・シグナル』は以下のように報じている。女性キリスト者禁酒同盟の貴婦人たちが 5 月 2 日に東京のコウセイカンで禁酒の集会を催した。同盟の会長の矢島カチ夫人 [矢島楫子のこと] が司会を務めた。巖本師 [巖本善治] が女権運動の成功のために祈りを捧げ、今後の神の恵みを祈念した。弁者は 4 人の女性であった。ミス・ケルセーが「健康と体」について、書記の佐々城夫人が「文明における女性の働き」について、執行委の海老名夫人が「日本の姉妹たちへの助言」を、桜井女学校の校長のトゥルー夫人が「立派な手本の価値」について話した。1,500 人の聴衆が詰めかけた。その数は、日本での禁酒の講演会で集め得た最大数の女性たちであるといわれている。日本女性の中からフランシス・ウィラード [1839-1898、アメリカの禁酒および婦人参政権運動の指導者] のような人物が出てくることが望まれる。」
※ 1887.5.2. 女学雑誌主催第 2 回女学講演会、講師、ケルセー女史、佐々城豊寿、海老名

みや子(参加者 1,500 人)。[『女学雑誌』は 1885 年創刊のキリスト教的理想主義を唱った女性啓蒙誌]

* 1888(明治 21)年 6 月号(no.181) 「日本の天皇は新しい勲章を創出した。それは冠勲章であり、もっぱら女性に与えられるもので、顕著な功績への褒章である。」
※ 1888.1.3. 女性の勲功ある者のために宝冠章を制定。

* 1888 年 10 月号(no.185) 「日本女性のドレス ── クリーヴランド夫人やガーフィールド夫人を先頭に、多くの傑出したアメリカ女性が「洋服着用の日本女性へ」の公開状を提出した。その申し出はこうである。日本はいまや、西洋文明に属するさまざまな点において、地球上の他の国ぐにと急速に肩を並べるようになってきたので、その洋風の刷新がついに女性とその衣裳にまで及んだということは不思議ではない。日本の貴婦人が西洋女性のドレスをまるごと採用しようと決めたのなら、そうしないように促しても無駄であろう。‥‥美と優雅さと適合性の観点からいって、和服は日本の最良の規準に則っており、エレガントであるとともに洗練されている。日本女性が、全く不慣れな洋服を、和服と同様の優美さで着こなすには何年もかかるであろう。経済的にもヨーロッパの衣裳は‥‥大量の材料を必要とする。たとえ国内産の素材を用いても、衣裳代は大いに増加するであろう。洋服が採用されたら必要となる家具の変化や出費はいうまでもない。外国のカーペットや椅子や食卓‥‥。日本の家庭のインテリアは、いまや優美と簡潔と調和のモデルとして世界に誇示されているのに、それがすっかりモデル換えされねばならないだろう。しかし日本女性がとくに注目すべきは、洋服と健康の関係である。‥‥コルセット着用という陰険な習慣、これは中国女性の纏足よりも結果においてはるかにおそろしいものである。‥‥現在ときどき和服を「みだら」とする非難があるが、それは下着を履くことで対処できる。‥‥日本の貴婦人は洋服採用の前に、そのあらゆる危険性に気づき、自らのみならず彼女の息子や娘の健康にもかかわるのだということをよく考えてみるがいい。実際日本女性はあまりに愛国的だから、国民の健康を危うくしたり、民族的衣裳の美しさやふさわしさを捨て去ったり、外国のファッションにお金を浪費するようなことはできないだろう。いまは、国中の全ての女性の教育・啓蒙・キリスト教化のための学校を設立・運営するための資金が大いに求められている時なのだから。むしろ衣服を体と健康に適合させ、魂を発達させる最良の方法は何かを探求することにおいて、他の国ぐにの最良の女性たちの仲間入りをしてほしい。」
※ 1887.1.17. 皇后、婦人に洋装を勧告する「思召書」を下付、以後上流婦人の洋装化ひろまる。

* 1889(明治 22)年 1 月号(no.188) 「日本の皇后は、皇族の寛大さの模範を示した。最近、皇后は、赤十字社によって設立されつつあるネノの病院を訪問し、心を動かされ、協会の基金に 8 万円の寄付をした。これは英貨で 1 万 6 千ポンドに当たる。」;「数年前には横浜と東京には女学校が 5 校しかなかった。いまでは 30 校以上になっている。明らかに日本は教育を重視する国である。」

* 1889 年 8 月号(no.195) 「日本の皇后の慈善 ── 日本の皇后は、東京にある女性や子

どものための全ての慈善施設に長い間きわめて関心を寄せてきた。とくに東京婦人病院にはそうであった。陛下はその施設に有効な援助を与えられる方法を探し求めていた。そしてついに彼女は自らの個人的支出を厳重に節約して、それを病院に寄付するのが最良と決心した。そして1年間の節約分として、陛下は 8,446 円 90 銭8厘(1銭は半ペニーに当たるので、約 1,500 ポンド)[少し計算が合わないが、原文のとおり]をその施設に与えた。『ジャパン・メイル』がいうには、この銭や厘にいたる金額は‥‥皇后の、不可避の出費と慈善の衝動の間でのせめぎあいを忠実に表わした勘定である。そのような純真な努力の慈悲深い行為は賞賛と敬愛に値する。」

* 1894(明治 27)年 10 月号(no.223) 「日本の貴婦人と戦争 ── 東洋で今行われている恐るべき戦争は、アジアの運命に測りしれない変化をもたらす可能性があるが、そのことは本誌の射程外のことである。しかし、一つだけ満足感とともに記しておくべきことがある。‥‥『タイムズ』の東京特派員が9月 20 日に述べているが、皇后は日本赤十字社の第一の後援者として、自ら傷病兵のために包帯やリント布の準備をする手本を示してきた。皇室の全ての女性が陛下の人道的行為を活発に支えている。しかも彼女たちの手製の品は、傷ついた日本兵と中国兵の間で無差別に配られることになっている。」

* 1901(明治 34)年1月号(no.248) 「日本の女子大学 ── 東京の三井財閥が、女子大学設立のために東京の広大な土地を提供した。他に3人の市民が必要な建築費のために合わせて2万4千ポンドを寄付した。すでに建設中の新しい大学は 1901 年春には開校予定である。学生の不足はありえない。近年良家の若い貴婦人が大勢大学のコースに入りたいと希望しているから。とくに医学部と工科学校へ。後者は、土木技師の訓練を意図したものである。このような状況は、将来女性の新しい労働分野を開くという点で、日本はヨーロッパの実例を見倣いつつあることを示している。」

※ 1899.5.7. 下田歌子、実践女学校及び女子工芸学校開校。1900.9.14 津田梅子、女子英学塾創立。1900.12.5 吉岡弥生、東京医学校設立。1901.4.20 日本女子大学校開校。

* 上記と同じ号の巻末の「雑記」の中で、「日本の看護婦試験」と題して、渡日した英人ナースが日本で活動するのに、ロンドンの免状が役に立たず、改めて日本の試験を受け直さねばならなかったことを憤慨の調子で語っている。

* 1906(明治 39)年4月号(no.269) 「日本の天皇はイギリス女性ミス・リデルにブルー・リボンの勲章を授与した。それは、1890 年来東京の癩病院の患者の中での彼女の献身的活動に対して与えられたもので、先例のない栄誉である。いまリデル女史は、イギリスの友人たちの援助を得て、熊本に癩病患者のための病院を建て、それを維持している。」

* 1909(明治 42)年7月号(no.282) 「論説」扱いで、「日本における女性科学者」という表題で、マリー・ストープスの活躍を報じる。また次号の 10 月号で、さきの論説中のマリー・ストープスの経歴紹介に誤りがあった点を訂正する記事が載る。

* 1910(明治 43)年7月号(no.286) 「近代日本における女性の地位」と題された長い「論説」である。ここは、筆者の要約の形で示すことにする。「過去半世紀の間に日本は西洋文明の同化において目ざましい進歩を見せ、日本社会の女性の地位は、欧米女性の地位に近づいてきた。多くのイギリス人は、明治維新まで日本女性は東洋の他の女性と同様の地位を占めていたのが、近年にこの状況を変えて、西洋の女性と同程度に男性と対等の存在になってきたのだという印象をもっている。しかしこれは大変な誤りである。仏教思想が日本を制覇する前は、日本女性は男性と対等な地位にあった。偉大な作家、戦争の陰の遂行者、賢明な政治家はしばしば女性であった。女帝の支配もしかり。ところが、日本女性から自由と栄光を奪ったのは、仏教であったとして、仏教の女性蔑視の思想を論じている。また、現在女性の地位は社会階級によって相違があり、労働者の妻は相対的によりよい立場にいる。概して日本男性は、結婚相手を次の3つの資質に関して注意深く選ぶ。一つは健康な子が生まれるための肉体的適性、一つは家庭を清潔で快適に保つための主婦としての家政の手腕、もう一つは夫が家庭で妻の嫉妬や不機嫌に悩まされぬように温雅な資質である。日本の平均的男性は伴侶としての妻を求めたがらない。何よりも母親と主婦を求める。幾世紀間もそのような抑圧と些細な立場にいたから、日本女性は、無私、善良、卑下、控え目といった資質を育んできた。しかし、日本女性の内には、古来からエネルギー、情熱、勇気が潜んでいるのである」。

おわりに

本稿で紹介してきた記事は、ヴィクトリア後期にあったような「ジャポニスム」的な日本への興味ではなく、あくまでもフェミニストの関心に合致した日本紹介である。当時の通信手段などからして当然のことながら、イギリスのフェミニストが日本のことを深く理解することは無理だったであろう。さらに、日本女性のイメージにフェミニズムのバイアスがかかっている。女性の歩み、解放に向けての前進のドキュメンタリーとして、手あたり次第にさまざまな情報源から見聞きすることを全て都合のいいように解釈しているきらいはある。日本近代史に門外漢の筆者には断定はできないが、実際は抑圧的な方策が女性尊重の徴候と歓迎されているようなケースもあると思われる。

今回は具体的に比較できなかったが、イギリスが従属国のインドの女性の地位について語る論調と日本女性に関する場合とははっきり違いがある。*EWR* 誌の編者は、容赦なくインドの風習(幼児結婚や寡婦の焚死など)を非難した。明らかにインド文化に対してはマイナス評価があり、インド女性はイギリスのフェミニストたちが救済しなければならないいわゆる「帝国の重荷」であった。日本はいろんな意味でインドよりは遠かっただけ、日本に対してやや客観的評価をもったのであろうか。

昭憲皇太后の女子教育への配慮などが過大評価されていて、日本の立場からすれば、当該時期にもっと重視すべき事件、もっと重要な人物が他にいろいろ存在したのに、と思われるかもしれない。本稿で紹介した *EWR* 誌の中の「日本女性」の記事がどのような読者にどのような反応で読まれたかがわからない以上、このような史料紹介が有益かどうかは筆者にも自信はない。しかし開国以来、日本がモデルとしたイギリスの、しかもフェミニストたちが「日本女性」を見ていた眼差しはいくらか伝えられたかと思う。なんらかの素材の提供になればと願う次第である。

あとがき

本論の冒頭で、近年の西洋史研究のもっとも顕著な特徴の一つは、女性の過去という主題に向けられた関心の量であると述べた。この女性史研究の活況ぶりは研究対象の地域・時代・分野にかかわらず見て取れるが、とりわけイギリス近現代に関する英米の女性史研究は際だって多産である。わが国でもいまや多くの女性史研究者が、個別研究の実績をもって、「女性史は成立するか」という、かつての批判的な議論に挑戦し、着実に地歩を固めつつある。

本論文『イギリス近代フェミニズム運動の研究 ── 運動の形成・発展とその周辺』に収録した論考は、筆者の20代から50代に及ぶ約30年間にわたっており、それゆえ大半はかなり以前のものであり、最近の研究状況からすれば、いまや古くなったとの誹りを受けるかもしれない。たとえば第一部の「ガヴァネス問題」の
意義など、すでに共通認識になったものも多い。したがってこのような形で本論をまとめることに、どのような意味があるのかと迷いがなかったわけでは決してない。本論に収めた論考をそれぞれ初出で公表したとき、それが時代の問題関心を先取りしたのもあれば、筆者自身が時代の問題関心の推移に影響され、示唆を与えられたものもある。本論では、必ずしも初出年代順に拙稿を並べたわけではないが、年代順に研究の経緯を振り返ってみて、筆者の研究経過とその成果は、それ自体この30年間の西洋女性史の史学史的意味を内包していることをあらためて実感した。

しかし、筆者の研究の出発点では、この30年間の「女性史」の発展など予測するすべもなく、院生時代に「フェミニズムって、何を研究するのか」とか「被害者意識があるのではないか」とよく揶揄的に尋ねられたり、「研究職に就きたいなら、女性史研究を表に出さずにイギリス近代史研究に従事していると言えばいいのに」などと忠告もされた。また、圧倒的多数の女性、つまり労働者階級女性ではなく、ミドルクラスのジェントルウーマンを一貫して研究対象にする姿勢を批判されたこともある。思い返せば、筆者と女性史研究との結びつきには、かなり個人的な動機もあった。そのことをここで敢えて吐露するつもりはない。労働者階級女性ではなく、ジェントルウーマンにこだわるのは、筆者が、研究対象として真に肉薄できていると確信をもてるテーマであったからにすぎない。

また近年では、筆者があくまでもこだわる「フェミニズム」の主題は、古い、伝統的、スタンダードなテーマと一蹴されることもある。この点では、女性史研究が広がりを見せている証拠でもあるので、嬉しいかぎりである。しかし、女性史が歴史学のジャンルとして正当に認識されるようになったのは比較的最近のことであり、フェミニズム=女性解放の歴史もまだ十分に研究・叙述がなされたとはとても言えないのである。

ところで、過去の人間活動の場を大きく公的領域と私的領域に二分するなら、最近の女性史研究の隆盛は、大きく家族史の中に包摂しうる私的領域での、女性の営為をより重視しているかのように見える。しかし、本来「公」と「私」は、相互に有機的に関連し合うものである。たとえば、選挙権についてのフェミニストの議論は、彼女らの私的生活から導き出される結婚観や家族観とつなぎ合わせてみて、いっそう明確に理解されるのである。逆に公共圏の女性史が私的領域の女性史を映し出してもいるのである。そのことを念頭において、フェミニズム運動の形成・発展の背景幕として、一見したとこ

ろ直接的にフェミニズム運動と関係がなさそうな「その周辺」の論考を、本論の第二部が少し膨らんでしまうことをおそれず、あえて割愛しなかった。それらが筆者のフェミニズム運動の全体像の不可欠の部分と考えたからである。

序論で示した本論文の骨子を簡単にまとめておく。本論の主目的は、ヴィクトリア時代から第一次大戦前夜にかけて、イギリスのミドルクラス女性が自らの法的・社会的・経済的・政治的地位の改善を求めて展開したフェミニズム運動の全体像を描き出すことにあった。たしかに、当該時期における諸々の社会発展の中でもっともめざましい局面が女性の地位の変化であった。イギリス・フェミニズムの歩みは、イギリス19世紀史・20世紀史そのものといってもいい。前世紀末にメアリ・ウルストンクラフトが『女性の権利の擁護』において展望したフェミニズムの理想は、ヴィクトリア時代の開始とともにそれぞれの領域で具体的運動の緒につき、成長発展をとげていった。19世紀のイギリス女性は因習と偏見に縛られた二等市民ともいうべき地位にいたが、女性のこの従属的地位は、「二つの国民」と呼ばれたイギリス国民の上下両層を通じて言えることである。だが、具体的な運動としてのフェミニズムは、19世紀にはどの階層に担われていたのか。女性の運命の変革、地位の改善に乗り出したフェミニストたちは、ほとんどがミドルクラスの女性たちであり、その解放の対象も、それはもっぱらミドルクラスの「困窮化したジェントルウーマン」であった。

本論第一部「ヴィクトリア時代のフェミニズム」では、イギリスにおける組織されたフェミニズム運動の発端をガヴァネス問題を中心に考察した。とくに本論のために新たに書き下ろした第三章、「ランガム・プレイス・サークル」にわずかに先行するE・J・リードのサークルに関する論考は、国内外でいまだ着目されていないまったく新しい発見を論述している。第二部「ヴィクトリア時代の家庭と女性 ── フェミニズムの周辺」では、フェミニズム運動の形成・発展の背景として、当該時期のイギリスのミドルクラス女性の諸状況をさまざまの角度から考察した。第三部の論考はすべて、イギリス婦人参政権運動に関するものである。筆者がもっとも力を入れてきたのが婦人参政権運動史であるが、本論文をまとめている最中にも、この運動史を整理・再検討する、影響力あるイギリスの研究者による研究文献が続出してきて、筆者の筆の速度を鈍らせた。それら最新の英語文献を本論文に反映させる余裕はなかったが、「伝統的テーマ」がイギリスにおいていまだ活況を呈していることを、そして筆者がこのテーマを追求する限り研究に終わりのないことを喜びたいと思う。

さらに、第四部の「イギリス帝国と女性」は、このテーマとしては、現在わが国でも盛んに追求されている。しかし、筆者にとっては、このテーマもあくまでもフェミニズムに関連づけてのものである。第一章の、女性の海外移住のテーマも、やはりフェミニズム主導の移住政策に限定している。また、イギリスのミドルクラス女性中心のリベラル・フェミニズムはヴィクトリア期からエドワード期にかけての帝国体制・帝国文化のなかで形成され、成長発展を遂げたのであり、そのフェミニズムの本質そのものが、帝国主義の問題を内包するものであった。したがって、帝国と関わらせてフェミニズムを見ないことには、フェミニズムの全体像に迫れないと考え、イギリスのフェミニズムが帝国主義とどのように連座したかを、「インド女性」との関係、ボーア戦争に対するフェミニストの姿勢、国際的なフェミニズムの連携に果たした役割などを考察した。

最後に、本論文にいくらかでもメリットやオリジナリティがもしあるとすれば、もちろん*EWR*誌や『コモン・コーズ』他の広範な一次史料の徹底的な読破と分析にあるが、

それは各章で示されていることでもあり、筆者がこの終章でほんのわずかでも誇示できるものは、やはり本論文によって提示したイギリス・フェミニズム運動の全体像にあると考えている。しかし、30 年にもわたって研究を継続しながら、正直なところ筆者自身にはまだこの大きなテーマに最終的な解答を提示できたという自信はない。あらたな疑問点や課題が筆者を追いかけてきているからである。ひとまずこうしてまとめることによって、今後も検討を続ける出発点にしたいと念じている。おおかたのご批判を問いたい。